

特別史跡一乗谷

朝倉氏遺跡発掘調査報告Ⅰ

1979

福井県教育委員会

序

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の発掘調査と環境整備事業は、昭和42年の湯殿跡庭園，諏訪館跡庭園などの発掘修復を嚆矢としますが、翌年の昭和43年には、本館跡の発掘整備が計画されました。館跡の輪郭はほぼ推定されておりましたが、厚い堆積土の下に、往時の建物の礎石や溝，庭園などが、そっくり眠っていようとは、誰も想像しておらないことでした。文化庁をはじめ、奈良国立文化財研究所を中心とする諸先生方の絶大なる御尽力により、学術的にも貴重な戦国大名の館の遺構や遺物を発掘，その全貌をあきらかにし、中世史研究の上で、画期的な成果をあげることができたのであります。

事業は当初足羽町が事業主体となり、進められてまいりましたが、昭和46年度からは福井県に受け継がれ、また昭和47年度には、発掘調査と環境整備に万全を期するため県立の朝倉氏遺跡調査研究所を設立、専門の調査員をおき、今日まで円滑に事業を遂行してきた次第であります。当館跡は調査の結果、朝倉氏最後の城主義景が住いしておったことは確実となりましたが、館の環境整備も昭和48年3月に終了、朝倉氏遺跡の中核としまして、年間約15万人といわれる

一乗谷来訪者の方々に見学いただいている訳でございます。

遺跡の保護は、単に物理的に保存するだけに止まらず、遺構を展観するとともに、調査の成果を国民一般にひろく公開し、知性向上に資してはじめて、その意義が達成せられるものと考えます。発掘調査資料、殊に歴大な出土遺物の整理に長年月を要し、報告書の作成が遅延したことを心からお詫び申し上げます。

この報告書は、昭和43年度から昭和47年度にかけて行われた朝倉館跡の発掘調査と環境整備事業の報告をあわせて掲載するものであります。中世城館の研究と保存に聊かでもお役に立ちますれば幸甚に存じます。

なお事業の実施にあたり、懇切なるご指導とご支援をいただきました文化庁はじめ、奈良国立文化財研究所、福井市教育委員会の関係各位の皆様、ならびに終始かわらぬ暖かいご協力をいただきました城戸ノ内をはじめとする地元の皆様に対しまして、衷心より感謝の意を表し発刊のご挨拶といたします。

昭和51年3月

福井県教育委員会

教育長 木村 甚左衛門

目 次

第 1 章	序 言	頁
1.	事業の開始と経過	1
2.	事業計画と組織	3
第 2 章	朝倉氏の歴史と遺跡の概要	
1.	朝倉氏の歴史	6
	A. 朝倉氏の越前制覇 B. 朝倉氏の盛期 C. 朝倉氏の滅亡	
2.	遺跡の沿革と現状	13
	A. 沿革 B. 遺跡の現状	
第 3 章	発掘調査の経過	
1.	調査経過	23
2.	調査日誌	25
第 4 章	遺 跡	
1.	発掘前の状況	31
2.	層位と整地	33
3.	土塁と門	34
4.	庭園遺構	42
5.	建築遺構	45
	A. 第 1 群 B. 第 2 群	
6.	その他の遺構	57
第 5 章	遺 物	
1.	木製品類	64
	A. 墨書木製品 B. 木製品	
2.	陶磁器類	83
	A. 越前焼 B. 土師質土器 C. 瓦質陶器 D. 瀬戸・美濃焼 E. 中国製陶磁器 F. 朝鮮製陶器 G. 唐津焼・伊万里焼・他	
3.	金属製品	104
	A. 武器・武具類 B. 建築・調度用品 C. 生活用具	
4.	石製品	107

第6章 ま と め

1. 館主の比定と造営年代	130
A. 館主の比定 B. 造営期	
2. 館内の構造	133
A. 館の正面と門 B. 各建物の性格 C. 建物の内部構造	
3. 遺物の出土状況	138
A. 接合資料の観察 B. 分布についての観察	
4. 陶磁器の組成の概要	144
5. 遺物群の年代について	145
6. 結 語	146

第7章 朝倉館跡の環境整備（執筆，牛川喜幸）

1. 概 要	148
2. 計 画	149
3. 細部計画	150
A. 建築遺構 B. 土塁整備 C. 庭園修復 D. 排水工 E. 園路工 F. 案内板工 G. 植栽	
4. 工事費	155
5. 今後の問題点	155

図 面

<p>第1図 土塁内壁立面図</p> <p>2 土塁 SA 60実測図</p> <p>3 門 SB 55・56実測図</p> <p>4 階段SX 62・63・64・65実測図</p> <p>5 庭園 SG 20写真測量図</p> <p>6 遺構詳細図(1)</p> <p>7 遺構詳細図(2)</p> <p>8 遺構詳細図(3)</p> <p>9 遺構詳細図(4)</p> <p>10 遺構詳細図(5)</p> <p>11 井戸 SE 26と出土井戸枠実測図</p> <p>12 付札</p> <p>13 柿経・塔婆・札・墨書木製品</p> <p>14 将棋の駒(1)</p> <p>15 将棋の駒(2)</p> <p>16 木製品(1)</p> <p>17 木製品(2)</p> <p>18 木製品(3)</p> <p>19 館内出土の付札・木製品</p> <p>20 越前焼(1)</p> <p>21 越前焼(2)</p> <p>22 越前焼(3)</p> <p>23 越前焼(4)</p> <p>24 土師質土器(1)</p> <p>25 土師質土器(2)</p> <p>26 土師質土器(3)・瓦質陶器</p>	<p>27 瀬戸・美濃焼(1)</p> <p>28 瀬戸・美濃焼(2)</p> <p>29 青磁(1)</p> <p>30 青磁(2)・白磁</p> <p>31 青花(1)</p> <p>32 青花(2)</p> <p>33 青花(3)</p> <p>34 朝鮮製陶器・他</p> <p>35 金属製品(1)</p> <p>36 金属製品(2)</p> <p>37 石製品(1)</p> <p>38 石製品(2)</p> <p>39 館跡整備計画全体図</p> <p>40 館跡整備計画部分図(1)</p> <p>41 館跡整備計画部分図(2)</p> <p>42 館跡整備計画部分図(3)</p> <p>43 館跡整備計画部分図(4)</p> <p>44 館跡整備計画部分図(5)</p> <p>45 館跡整備計画部分図(6)</p> <p>46 館跡整備計画部分図(7)</p> <p>47 諏訪館跡庭園平面図</p> <p>48 湯殿跡庭園平面図</p> <p>49 南陽寺跡庭園平面図</p> <p>付図 1. 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡地形図</p> <p>2. 朝倉館跡遺構全測図</p>
---	---

図 版

P L.	1 館跡付近航空写真	福井市教育委員会提供
	2 北面土塁 SA 58	全景（東南から）、全景（西南から）、中央部（東南から）
	3 西面土塁 SA 59	南半部（東北から）、北部（北から）、南端部（北から）
	4 南面土塁 SA 60	東半部（西北から）、西半部（東北から）、中央部（西北から）
	5 隅櫓 SB 57	全景（北から）、SB 57 と SX 67（北から）、SX 67（東から）
	6 土塁の門	北門 SB 55（南から）、南門 SB 56（北から）、SB 56（西から）
	7 土塁の階段	SX 61, SX 62, SX 63, SX 64, SX 65
	8 土塁の暗渠	SX 84入口, SX 86入口, SX 86出口, SX 88入口, SX 107入口, SX 107出口
	9 北外濠 SD 108	発掘区全景（西北から）、発掘区全景（東から）、SX 86付近（北から）
	10 庭園	全景（東から）
	11 庭園 SG 20	池と導水路（西から）、池全景（南から）、排水路（西から）
	12 SG 20細部と導水路	1. 池北半部（北から）、2. 池滝口（西北から）、3. 導水路下段部（西南から）、4. 導水路最上段部と飛石（東から）、5. 導水路上段部（西から）、6. 導水路中段部（南から）
	13 中庭 SG 22	1. 全景（西から）、2. 障壁 SA 14（北から）、3. 花壇 SX 25中央石列（東から）
	14 館内南部(1)	全景（東北から）、建物 SB 03（西から）、西方部（東から）
	15 館内南部(2)	建物 SB 03と井戸 SE 26（北から）、石列 SX 66（東から）、石列 SX 94（南から）
	16 建物 SB 01と中庭 SG 24	全景（東南から）、全景（東から）
	17 館内中央東部	建物 SB 02（西から）、建物 SB 07（南から）、中庭 SG 24と建物 SB 09（西から）
	18 建物 SB 05	東半部（北から）、西半部（北から）、東南部（東から）
	19 建物 SB 06	全景（西から）、全景（北から）、北半部（西南から）、南半部（西北から）
	20 建物 SB 53	全景（東北から）、全景（北から）、石敷 SX 54（北から）
	21 館内西北部	全景（南から）、溝 SD 102（北から）、石敷 SX 35と SX 51（東から）
	22 建物 SB 10(1)	全景（東から）
	23 建物 SB 10(2)	全景（西から）、石積遺構 SX 36（西から）、SB 10東端部

	と柵 SA 15 (北から)
P L. 24 建物 SB 11	全景 (西北から), 北半部 (東から)
25 館内東北部(1)	全景 (東から)
26 館内東北部(2)	建物 SB 44 (南から), SB 44東方部 (西から), 石組 SX 46 (東から)
27 館内東北部(3)	建物 SB 41と廊 SC 43 (北から), 建物 SB 40 (西から), 建物 SB 33 (東から)
28 館内東北部(4)	建物 SB 34 (東から), 建物 SB 30 (西から), 石組 SX 32 (東から)
29 石組排水溝	溝 SD 73東端部 (北から), SD 73屈曲部 (東北から), 溝 SD 72と階段 SX 17 (西北から)
30 井戸 SE 26	1. 井戸底木組 (上から), 2. 全景 (南から), 3. SE 26 出土石製井戸枠, 4・5. 同上細部
31 付札(1)	
32 付札(2)	
33 柿経・塔婆	
34 墨書木製品(1)	
35 墨書木製品(2)・札	
36 将棋の駒(1)	
37 将棋の駒(2)	
38 木製品(1)	
39 木製品(2)	
40 木製品(3)	
41 館内出土の付札・木製品	
42 越前焼(1)	
43 越前焼(2)	
44 越前焼(3)	
45 越前焼(4)	
46 土師質土器(1)	
47 土師質土器(2)	
48 土師質土器(3)・瓦質陶器	
49 瀬戸・美濃焼(1)	
50 瀬戸・美濃焼(2)	
51 瀬戸・美濃焼(3)・他	
52 青磁(1)	
53 青磁(2)・白磁	
54 青花(1)	
55 青花(2)	
56 青花(3)	

P L. 57 青花(4)

- 58 朝鮮製陶器・他
- 59 金属製品(1)
- 60 金属製品(2)
- 61 金属製品(3)
- 62 石製品
- 63 館跡の整備(1) 全景(東から)
- 64 館跡の整備(2) 北面土塁(東南から), 西面土塁(東北から), 南面土塁(西北から), 北門(南から)
- 65 館跡の整備(3) 庭園 SG 20全景(西から), 全景(東から), 池と導水路(西から)
- 66 館跡の整備(4) 池北半部(西北から), 池中央部(西から)
- 67 館跡の整備(5) 導水路下半部(南から), 導水路上端部(東から), 展望所(東から)
- 68 館跡の整備(6) 館内南部全景(東北から), 建物 SB 03(東から), 建物 SB 01・09(東から)
- 69 館跡の整備(7) 建物 SB 53(東から), 建物 SB 05・06(西南から), 石敷 SX 35・51(西から)
- 70 館跡の整備(8) 館内東北部全景(南から), 建物 SB 10・44(東から), 建物 SB 33・40・41(東南から)
- 71 館跡の整備(9) 石組施設 SX 46・47(南から), 井戸 SE 26(東南から), 1. SX 67(西から) 2. SX 36(東から)
- 72 館跡の整備(10) 1. 柵園路, 2. 砂利敷園路, 3. 柵園路, 4. 砂利敷園路
5. 館内説明板, 6. 遺跡説明板
- 73 諏訪館跡庭園の整備 全景(西から), 下段池(北から), 上段石組(南から)
- 74 湯殿・南陽寺跡庭園の整備 湯殿跡庭園全景(西から), 湯殿跡庭園(北から), 南陽寺跡庭園(西北から)

挿 図 目 次 (Fig)

	頁
1. 一乗谷絵図	21
2. 館内地区割図	24
3. 発掘前の朝倉館平面図	31
4. 土塁 SA 58断面図	34
5. 暗渠 SX 86出口付近石垣図	41
6. 外濠 SD 108内堆積土層図	42
7. 石積遺構 SX 36 (部分図)	51
8. 石組施設 SX 46詳細図	56
9. 石敷 SX 51・35詳細図	62
10. 石組 SX 67詳細図	63
11. 墨書木製品57	70
12. 漆塗り碗・蓋・木桶	75
13. 木製篋・建築用部材	76
14. 建築用部材・楔・その他の木製品	77
15. 下駄・その他の木製品	78
16. 足打折敷模式図	79
17. 越前焼甕Ⅰ類 (第18次出土)	83
18. 越前焼甕Ⅰ類	84
19. 越前焼插鉢・おろし皿法量図	85
20. 土師質皿法量図	88
21. 土師質皿口径分布図	88
22. 白粘土文様土師質皿	91
23. 土師質燈台	91
24. 天目茶碗法量図	93
25. 鉄釉燭台	94
26. 青磁器台	97
27. 青白磁鉢・他	99
28. 青花碗Ⅰ類 (第17次出土)	100
29. 青花碗Ⅲ類 (第20次出土)	100
30. 青花碗Ⅳ類 (第17次出土)	100
31. 青花皿Ⅳ類 (第17次出土)	101
32. 青花皿Ⅳ類 (第15次出土)	101
33. 伝一乗谷城山出土石製鬼板	107

34. 石製ばんどこⅠ類	107
35. 建物間取復原図	137
36. 破片接合模式図	139
37. 越前焼のグリッド別破片数	140
38. 越前焼挿鉢の破片分布図	140
39. 土師質皿のグリッド別重量分布図	141
40. 瀬戸・美濃焼の分布図	141
41. 青磁破片の分布図	142
42. 修復後の庭園立面図	152
43. 修復後の庭園平面図	153
44. 礎石の保存処理	156

表 目 次

	頁
第1表 主要木製品地区別個体数	64
2 主要木製品層序別個体数	64
3 朝倉館出土土師質皿の外濠と館内の比較	89
4 新馬場, 中の御殿における各類の構成	89
5 朝倉館出土の油痕・タール痕をもつもの	89
6 穿孔土師質皿個体数	90
7 鉄釘計測数値	105
8 鍵計測数値	106
9 ばんどこ類別出土個体数	108
10 硯型式別法量	108
11 陶磁器の接合資料	139
12 館内出土陶磁器の一覧	144
13 一乗谷出土陶磁器の生産地別比率	145
付表 1. 将棋駒計測数値	110
2. 木製品計測数値一覧	113
3. 一乗谷各所出土銅銭表	128

第1章 序 言

特別史跡「一乗谷朝倉氏遺跡」は、福井市城戸ノ内町・安波賀町・東新町・西新町および足羽郡美山町三万谷地区の地籍に属し、指定面積は 278 ha となっている。この遺跡は、戦国時代における越前朝倉氏 5 代 100 年の居城跡であり、中世城館跡の典型として全国に著名なものである。

朝倉氏遺跡の発掘調査と環境整備事業が開始されたのは昭和42年であり、この事業は現在も継続中である。本報告書は、この中の昭和43年から48年にかけて実施された、城戸ノ内町22番18に位置する朝倉館跡の発掘調査の成果と環境整備事業をまとめたものである。

1. 事業の開始と経過

一乗谷が朝倉氏 5 代の居城跡であって、ここに山城跡、城戸跡、居館跡、武家屋敷跡、寺院跡の遺構がよく残存していることは、古くから広く知られていた。しかしながら、過去において学術的な発掘調査が行なわれたことはほとんどなく、この遺跡については地誌的に叙述されたものが多かった。ただ、南陽寺跡・湯殿跡・諏訪館跡に一部分露呈していた庭園遺構については、庭園史家の注目するところとなって、2・3の論考が著わされている。また、遺跡の各所に点在する石造遺物についても、金石文の史料として早くから注目されていた。けれども、これらは地上に露出していた部分のみを対象としたのであって、遺構全体を対象としたものではなかったため、その考察は不十分なものとならざるを得なかった。まして、その他の諸遺構に関しては、実態はまったく不明であったのである。

昭和5年7月8日、朝倉館跡と湯殿跡・諏訪館跡・南陽寺跡3庭園の 1.4ha が国の史跡と名勝に、安波賀町所在の西山光照寺跡 1.6 ha が史跡に指定され、朝倉氏遺跡の一部にすぎなかったけれども、始めてこの遺跡の保存策が構じられたのである。その後、史跡の管理団体であった足羽町（昭和46年福井市に合併）は、老朽化の甚しかった朝倉館跡唐門の修理を昭和38年に、さらに昭和40年に荒廃していた英林塚（朝倉敏景墓）の覆屋建設を、それぞれ国庫補助事業として行なった。足羽町は、このような部分的修理のみでは、史跡保存の万全を期し難いことを痛感し、遺跡保存対策の一環として遺跡全体の史跡公園化を目標とする環境整備事業の遂行を計画した。昭和42年、文化財保護委員会の黒板昌夫・吉川需・牛川喜幸の3氏と足羽町々長・教育長・町文化財保護委員の諸氏を委員とする「朝倉氏遺跡整備事業委員会」が結成され、そこで環境整備事業第1次3カ年計画を国庫補助事業として行なうことが立案された。この計画に基づき、同年8月から地上に一部露出していた3庭園跡の修復作業が行なわれたのである。この事業は、地下に埋もれている部分を発掘して往時の庭園の全容を明らかにしようとしたものであった。調査の結果は、遺構の残存度が非常に良好であって、これまで一部の庭石のみが残っていると考えられていたものが、石で護岸された池を備えた雄大な庭園であったことが明らかとなり、その姿は一新されたのである。ただ、調査対象が庭園のみに限られたため、庭園と建物の関連については問題が将来に残された。

昭和42年12月11日には、山城跡、上下両城戸跡、南陽寺跡の一部、英林塚が追加指定され、指定面積は 6.8 ha に拡大された。それと同時に史跡と名勝が分離され、史跡は一乗谷朝倉氏遺跡附南陽寺跡に、名勝

第1章 序 言

は一乗谷朝倉氏館跡庭園附南陽寺跡庭園に改められた。

これにつづく43・44年には、外濠跡と土塁跡が最も明瞭に残り、一乗谷に遺存する居館群の中で最大の規模を有する朝倉館跡の環境整備事業が行なわれることになり、その前段階としての発掘調査が昭和43年6月から始められた。調査は館内東南部で開始されたが、そこから多数の建築遺構や予想もしなかった庭園遺構、さらにはおびただしい量の遺物が出土した。翌44年には館内東北部の調査が行なわれ、ここでも多数の遺構が検出された。当初は館内中心部のみの調査を予定していたのであるが、42・43年度の成果から館跡全体の調査が必要となり、予定していた3カ年計画では事業が完成しないことが明らかとなった。そこで、足羽町は事業の継続を定め、45年は館内の環境整備事業を主体とすると共に、朝倉氏遺跡の重要性にかんがみて、遺跡全体の航空測量による縮尺 $\frac{1}{1000}$ の基本図を作成したのである。

一方、昭和44年一乗谷地域で、農業構造改善事業が計画され、史跡指定区域外とはいえ、遺構埋蔵が推定される遺跡の大部分が事業の対象地域とされた。特に遺跡の中心部に居住する城戸ノ内地区住民は、この事業を全面的に支持し、指定区域の拡張という遺跡の広域保存を主張する行政側と真向から対立した。両者の話し合いのつかないまま、昭和45年8月には、上城戸外方の東新町地籍で土地改良事業が実施され、ブルドーザーによっておびただしい遺構が露呈破壊され、遺物も大量に出土した。これに対し、行政側は工事の一時中止を求めて緊急調査を行ない、翌46年に実施を予定されている城戸ノ内地区に対し、遺跡の重要性を訴えて、土地改良事業の断念と追加指定の同意を強く求めた。この結果、46年1月には、地元が事業を断念して追加指定に同意し、行政側が史跡地の一括買収を行なうということで、両者の合意が得られた。こうして城戸ノ内地区における土地改良事業は中止され、これまでいわば点の指定であったのが面に拡大されたのである。昭和46年7月29日に、西山光照寺跡を含めた278haが国の特別史跡に格上げ指定され、名称が一乗谷朝倉氏遺跡に改められると共に、西山光照寺跡の指定が解除された。そして、47年には遺構の最も密に分布する平地部21haが一括買収され、足羽町がそれまでに公有化していた3.6haと合わせた約25haが公有地となった。

このような広域指定にいたる経過と、足羽町が46年に福井市に合併するという事情から、足羽町が行なってきた事業をこの年から福井県が引き継ぐことになった。この年には、朝倉館土塁跡周辺部の発掘調査（第1～3次調査）と、その環境整備事業が行なわれた。

昭和47年からは、この年の4月に発足した福井県教育庁朝倉氏遺跡調査研究所が、この事業に専念することになり、館内西北部の調査（第5次調査）と環境整備事業が行なわれ、朝倉館跡内部についての事業はこの年終了した。なお、土塁の外方をめぐる外濠については、大部分が未調査のままであるが、48年に北外濠の一部分の発掘（第9次調査）と環境整備事業が行なわれた。

註(1) 『越前国古城跡并館屋敷蹟』（享保5年刊）以降、一乗谷朝倉氏遺跡について記したものは数多くあるが、遺跡の現状と伝説について最も詳細なものは青山作太郎『一乗谷朝倉史跡・伝説』（昭47年）であり、現地地形と地籍図から歴史地理学的に叙述したものに小林健太郎「中世城館の歴史地理学的考察——戦国大名領国の地域構造研究への試み」（『人文地理』15—4, 昭38年）がある。

(2) 外山英策『室町時代庭園史』（昭8年）。森蘊『中世庭園文化史』（奈良国立文化財研究所学報第6冊昭32年）

(3) 福井県教育委員会『一乗谷朝倉氏遺跡——御所・安養寺』（昭46年）。

(4) 館跡の発掘調査と環境整備事業については、『一乗谷朝倉氏遺跡Ⅰ～Ⅴ』（昭44～49年）でその概要を報告している。

2. 事業計画と組織

昭和5年に指定された湯殿・諏訪・南陽寺跡の3庭園は、昭和40年頃は杉が植林されて山林となっていた。また朝倉館跡は、館内中央部に朝倉氏滅亡直後に建立された松雲院があり、西北隅には足羽町役場一乗支所の建物があった。ところが、昭和39年松雲院が福井市街に移転し、その後は草地となって荒廃していた。このような山林や草地となって荒れはてている史跡を整備したいとする気運が地元で高まってきた。これをうけて、足羽町が42年から3カ年をかけて史跡地の公有化と整備事業を行なおうとしたのが、朝倉氏遺跡環境整備第1次3カ年計画であって、この事業は国庫補助事業として文化庁の指導をうけて実施された。したがって、朝倉氏遺跡の調査の出発点は環境整備事業であって、発掘調査はあくまでそのための手段であるという考えであり、国庫補助金も環境整備事業に対するものであった。この計画は前記したように3年で終了せず、45年まで事業は継続された。この間の事業関係者は以下の通りである。

文化庁記念物課主任調査官	黒 板 昌 夫
〃 〃	吉 川 需
〃 〃	平 野 邦 雄
〃 調査官	仲 野 浩
〃 技 官	安 原 啓 示
奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部長	坪 井 清 足
奈良国立文化財研究所建造物室長	伊 藤 延 男
〃 〃 平城宮跡発掘調査部第三調査室長	沢 村 仁
奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部技官	石 松 好 雄
〃 〃	伊 東 太 作
〃 〃	牛 川 喜 幸
〃 〃	加 藤 優
〃 〃	河 原 純 之
〃 〃	沢 田 正 昭
〃 〃	田 中 哲 雄
〃 〃	佃 幹 雄
〃 〃	八 賀 晋
〃 〃	藤 原 武 二
〃 〃	細 見 啓 三
〃 〃	宮 沢 智 士
〃 〃	宮 本 長 二 郎
〃 〃	村 上 訥 一
福井県文化財専門委員	斉 藤 優
〃 〃	斉 藤 与 次 兵 衛
福井県立丹生高等学校教諭	水 野 九 右 衛 門
福井県文化課専門員	武 藤 正 典

第1章 序 言

足羽町長	吉 田 円 助
足羽町教育長	北 川 峻 顕
足羽町教育委員会	木 村 竹 次 郎
〃 〃	花 木 鉄 男

昭和46年に足羽町が福井市に合併されるとともに、朝倉氏遺跡が特別史跡に格上げ指定されることになり、これまで足羽町が行なってきた史跡地買収と環境整備事業の規模が拡大されることが予想されたので、この事業は以後は福井県と福井市で進められることになった。その際、遺跡の発掘調査と環境整備を県が分担し、史跡の管理と用地買収を市が分担して、両者の緊密な協力によって遺跡の将来への保存活用に努めることが定められた。県は、朝倉氏遺跡の整備を進めるには、足羽町が行なってきた発掘調査を含めた環境整備事業では不十分であると判断し、発掘調査と環境整備を分離した。この年始めて発掘調査費が計上され、館内土塁周辺部の調査とその環境整備が行なわれた。調査団の組織は、次の通りである。

指 導 員

文化庁記念物課調査官	田 中 琢
奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部技官	天 田 起 雄
〃 〃	渡 辺 康 史

調 査 員

福井県文化課文化財調査員	木 下 召 乙
〃 〃	仁 科 章
〃 〃 嘱託	水 野 和 雄

事 務 局

福井県文化課長	谷 口 陸 男
〃 〃課長補佐	大 権 一 男
〃 〃 主事	小 坂 博 師

昭和46年に、278haの広域面積が「一乗谷朝倉氏遺跡」として格上げ指定され、この遺跡を将来どのように保存し活用するかがあらためて大きな問題となってきた。すなわち、これまでの朝倉館跡周辺部の整備のみではなく、新たな全体的視野に立脚した発掘調査計画と環境整備計画の作成が必要となってきたのである。福井県は、朝倉氏遺跡を史跡公園として保存活用する基本方針を定め、その基本構想の策定を近畿都市学会に委託した。そして、翌47年3月に『朝倉氏史跡公園基本構想』ができ上り、福井県はこの基本構想に基づいて、朝倉氏遺跡の史跡公園化を推進することとなった。さらに、基本構想に基く事業遂行の指導体制の万全を期すため、同年3月に「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡調査研究協議会」を発足させ、委員を次の方々に委嘱した。

委 員

福井テレビ副社長	青 園 謙 三 郎
福井市城戸ノ内区長	石 川 成 志
福井県文化財専門委員長	大 久 保 道 舟
国士館大学教授	黒 板 昌 夫
大阪市公園協会理事長	田 治 六 郎
評 論 家	戸 塚 文 子

2. 事業計画と組織

法政大学教授	松下圭一
作家	水上勉
専門委員	
東京大学助教授	伊藤滋
金沢大学教授	井上鋭夫
東京大学助教授	岸谷孝一
朝日新聞編集委員	木原啓吉
奈良女子大学助教授	近藤公夫
福井大学教授	重松明久
東洋大学講師	田畑貞寿
奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部長	坪井清足

このような研究協議会の指導のもとに、史跡公園基本構想に基いて、朝倉氏遺跡の史跡公園化事業を遂行するには、専門機関の設置が不可欠のものであるということから、県は47年4月に福井県教育庁朝倉氏遺跡調査研究所を現地に設立し、この事業に当らせることにした。

研究所は、先の『朝倉氏史跡公園基本構想』に基き、『一乗谷朝倉氏遺跡整備基本計画案』を作成し、その中の第2次5カ年計画に沿って朝倉氏遺跡の発掘調査と環境整備事業を実施することとした。第2次5カ年計画の主旨は、継続中であった朝倉館跡の調査整備を完成すると共に、武家屋敷跡・寺院跡・城戸跡・山城跡のそれぞれ一画を明らかにして、遺跡の全体像を把握しようとしたものである。昭和47年から48年にいたる調査員は下記の通りである。

朝倉氏遺跡調査研究所所長	河原純之
〃 〃 次長	藤原武二
〃 〃 所員	水藤真
〃 〃	仁科章
〃 〃	水野和雄
〃 〃	小野正敏
〃 〃	岩田隆

なお、朝倉氏遺跡の発掘調査と環境整備事業は、すべて国庫補助によるものであり、下に本館跡と3庭庭園に要した経費を記しておく。

年度	実施箇所	面積 (m ²)	発掘調査費 (千円)	環境整備費 (千円)	事業費分担内訳 (千円)	年度	実施箇所	面積 (m ²)	発掘調査費 (千円)	環境整備費 (千円)	事業費分担内訳 (千円)
昭和42	湯殿跡庭園	900	0	4,000	国庫補助 2,000	45	館内東北部	0	0	6,700	国庫補助 3,350
	諏訪館跡庭園	700			県費補助 400						県費補助 1,340
	南陽寺跡庭園	200			町費 1,600						財団資源 1,340 町費 670
43	館内東南部	1,650	0	5,000	国庫補助 2,500	46	館内土塁周辺部	2,430	6,000	10,000	国庫補助 8,000
					県費補助 1,000						県費 8,000
44	館内東北部		0	10,000	町費 1,500	47	館内西北部	1,400	5,000	20,000	国庫補助 12,500
					国庫補助 5,000						県費 12,500
					町費 2,000	48	北外濠跡	200	2,000	2,220	国庫補助 2,110
					町費 3,000						県費 2,110

第2章 朝倉氏の歴史と遺跡の概要

1. 朝倉氏の歴史

朝倉氏は、もと但馬国朝来郡・養父郡を本拠としていたが、建武年間、朝倉広景の時、足利尊氏方の武将斯波高経に従って越前に入り、新田義貞を始めとした南朝方と戦い、その功により、坂井郡黒丸城（現福井市川西地区）を賜わり、そこを地盤に、興福寺領河口・坪江庄などを押領し、徐々に勢力を伸ばしていった。広景から6代の後、孝景の時斯波氏に内訌が起り、それが応仁の乱の一因ともなったのであるが、その間寛正2（1461）年に、孝景（敏景）は甲斐氏に代って守護代に任ぜられ、越前政局の動向を左右するまでになっていた。こうして文明3（1471）年頃には、遂に主家斯波氏に代つて越前一国を支配するようになり、斯波氏や甲斐氏を国外に追放し、黒丸城から足羽郡の一乗谷に居城を移した。これより朝倉氏の戦国大名への道が始まった。以上が『朝倉始末記』を始め、その後の朝倉氏研究の序章の部分であって、詳細は多分そうであったであろうというのが実情である。^{註1)}

A. 朝倉氏の越前制覇

『大乘院寺社雑事記』（以下『雑事記』と略す。）文明15年4月30日条には、「京都無殊儀、越前国甲斐朝倉和与也、越前国守護代朝倉、遠江国守護代甲斐、尾張守護代織田、主人屋形ハ治部大輔義廉治定、仍無為御成敗也云々、」とあり、文明15（1483）年に至るも公式には、越前守護は斯波氏であり、朝倉氏は守護代であったことを示している。

朝倉氏の越前一国支配者としての史料上の初見は、『雑事記』寛正2（1462）年10月17日条の「自公方越中・越前両所ニ、領所七ヶ所分朝倉ニ給之了、越前守護代事、可被仰合之由御内書同給之云々、」であろう。このことは更に、延徳元（1489）年の上杉定正の曾我豊後守宛の書状に、「越前国朝倉弾正左衛門尉、京都自全世之比、旦夕之物語、古今聞能戦事、然而見合時節、彼越州撃取、三十余年堅固持之」とあって、延徳元年から逆算しても、寛正2年頃、朝倉氏が越前一国の支配者として抬頭していたことを裏付けている。

『朝倉系図』によれば、孝景の祖父教景は寛正4年に没しており、またその法名を心月寺宗覚という。心月寺は朝倉氏の菩提寺の中でも特異な存在で、その点も考え併せると、越前朝倉氏の戦国大名としての祖は孝景（英林）におくよりも、或は教景（心月寺宗覚）におくべきかもしれない。いずれにしても、寛正年間から応仁の乱を経て、文明年間には朝倉氏は守護となっていないものの、越前一国の支配者の一人たる地位に成り上っていたのである。

応永21（1414）年8月の河口庄諸職人には、本庄郷の政所職としてのみ見られる「朝倉」の名（『寺門事条々聞書』応永21年8月22日条）は、文正元（1466）年のそれでは、本庄郷の公文・政所兩職の他に、大口郷・細呂宜郷・兵庫郷の政所職にもその名をつらね（『雑事記』文正元年7月21日条）、応永から文正に至る半世紀間における朝倉氏抬頭の様子をみることができる。応仁の乱の混乱の中を勝ち抜く条件は、こ

1. 朝倉氏の歴史

この半世紀間に蓄えられていたということができる。

さて、仮に文明3年5月21日、朝倉孝景が越前守護となったとしても、以後そのまま朝倉政権が安泰であった訳ではない。

去月（文明3年7月）廿一日、於越前国甲斐朝倉合戦、朝倉方打負了、朝倉方以外小勢也、朝倉弾正教景ハ称国司、立エホシ・狩衣等ニテ成殿上人、緩怠振舞無是非、然之間国輩悉以背之、希代儀也云々、今度一天下乱ハ教景之所行、蒙天罰風情之由及其沙汰（『雑事記』文明3年8月5日条）とあって、文明3年5月以降もまだまだ戦いは続行していたのである。朝倉氏が戦闘を交えた相手としては、守護斯波氏をはじめ、守護代甲斐氏・二宮氏、それに先にもみた応永21年・文正元年の河口庄諸職人の記録にみられる堀江・原・織田・島田・真鍋・応島・小泉・大館らの在地の土豪・国人・庄官等であった。しかしながら、

抑越州より先日注進旨候き、知行長崎ハ去月廿一日夜打にて、自義敏牢人方、悉焼払候云々、一門可空手仕計候、愁歎無極候、壺江・河口ハ無殊儀候云々、惣国ノ時宜ハ甲斐方統領広候、朝倉方より管領之分は狭之由申候、乍去国中にて可然之在所をハ、朝倉方より知行とて候、畢境冥々之式まてにて候、義敏ハいま朝倉と不与同候云々、内者共ハ、大略朝倉と一所ニ成候哉と申候（『雑事記』文明3年12月19日裏）

と朝倉方の優勢を伝えている。翌文明4年8月20日条には、

去六日、府中衆甲斐以下没落、朝倉与合戦故也、則下方衆長崎庄ニ閉籠三千人計云々、八日朝倉方衆七千人計ニテ取籠合戦、十日河口・坪江等ニ乱入無正体、一国中様朝倉方打勝畢、大内以下西国兵糧以越前為通路之処、如比儀出来、□方迷惑与とあり、遂に朝倉氏が甲斐氏をはじめとした府中衆に打勝って越前を奪取したことが、越前を通路として兵糧補給をしていた大内氏らの勢力に影響を与えたことを伝えている。

しかし、朝倉方が優勢ではあっても、決定的な勝利にはまだ時間がかかった。事実、斯波・甲斐氏等と朝倉方との抗争は以下の様に、繰返して争われるのである。

文明5年8月8日、細呂宜において。同10月1日、河口・坪江で。文明6年1月18日、杣山で。同閏5月15日、崩河で。文明7年2月14日、大山で。さらに文明11年閏9月4日、同11月4日、共に細呂宜で。文明12年1月10日、金津で。同7月11日、長崎・金津・新庄で。同8月28日、河口庄で。文明13年9月15日、長崎においてと、まったく頻りに繰返し戦闘が交えられている。この両者の争いが終るのは、先にもみた文明15年の幕府による裁定で、主人屋形は斯波氏、越前守護代に朝倉氏景、遠江守護代に甲斐敏光、尾張守護代に織田敏定と決められた時であろう。これ以降甲斐氏の越前奪回をめざしての活動は下火となる。応仁の乱から数えて十数年、朝倉氏も孝景は既に文明13（1481）年に没し、子氏景の代になって、ようやく越前の混乱もおさまるのである。

これにより甲斐氏は越前回復の名目を失い、甲斐氏との抗争も一段落したわけであるが、文明16（1484）年11月7日甲斐氏は加賀一向一揆と連合して越前侵入を試みている。もはや甲斐氏は問題ではなく、越前からの没落浪人とそれを糾合した形での加賀一向一揆の抬頭が、越前にとっての大きな脅威となるのである。越前朝倉氏と加賀一向一揆の対決は、以後100年にわたって、織田信長の抬頭が両者にとって共通の敵となるまで果しなく続くのである。

去月十二日、朝倉万五郎舎弟小太郎打之、万五郎遂電、小太郎ハ慈視院之猶子也、仍慈視院腹立云々（『雑事記』文明16年8月8日条）

朝倉氏内紛の開始である。朝倉氏の内紛はすでに孝景（英林）の晩年・死没直後に予想されていた。『雑事記』文明13年卯月12日裏文書には、「就中、朝倉万歳実説之旨候、春門大モ自路次罷帰候由申候、吉陣法師ニ相尋候処、朝倉万歳候者、名字之内ニモ、国之者破候ハントナ之物ガ七・ハモ左様ニ候ハント存候旨、申候」と孝景没後の内乱必至の状況が伝えられている。

文明18（1486）年、2代氏景が死没する。氏景の政治は、僅か5年にすぎなかったが、①孝景が合戦に明け暮れたのに対し、それを受け、文明15年正式に越前守護代となって結着をつけた点、②内紛の萌芽のみられる点、③一向一揆との対決が開始される点など重要な問題を含んでいる。これらの問題は、3代貞景に引き継がれることになる。

B. 朝倉氏の盛期

長享元（1487）年10月、応仁の乱最中の京都での戦闘以来、朝倉貞景は近江に出陣した。將軍義尚の勾の陣、六角氏征伐への参加である。翌長享2年5・6月、加賀一向一揆が守護富樫政親を攻めた為、朝倉氏は富樫氏の救援に赴くが、政親は敗死した。加賀本願寺領国の成立である。以後朝倉氏と一向一揆との対決は小ぜり合いというのではなく、それぞれ越前と加賀の領国支配を賭けた一国レベルでの闘争となる。両者の均衡は100年続くのである。ともかく外征しうる様になったことは、朝倉氏による越前支配の充実を物語るものである。

前代からの内紛は、どう展開したであろうか。『朝倉始末記』（以下『始末記』と略す。）によってみた^{註②}い。

朝倉ノ開基英林寺ニ男子多クマシマシケル中ニ、第四ニ孫五郎景総、第五ニ小太郎教景ト号ス。是景総ノ舍弟トハ申トモ、本腹ナルガ故ニ座上セラレ、殊ニ親父孝景愛子ナリシ故ニ、兄弟ノ中常ニ不安候ヒケルガ、文明十五年七月十三日、相撲ノ場ニテ、孫五郎景総舍弟ノ教景ヲ誅セラレケリ。依之景総則宅良ノ慈眼寺ヘ走入テ遁世アリ、年月ヲゾ送レケル。雖然教景ノ母義五位ノ尼公憤リ深ニヨッテ、当国ヲ出デ玉ヒテ京都ニノボリ、細川大心院ニ出ラレケレバ、則対面ナサレテ、朝倉弾正忠元景ト号テ、威勢サカンニゾ候ヒケル。

然ル処ニ、英林ノ舍弟、敦賀郡司、遠江守トテ大強ノ仁アリ。在京ノ時、京ハランベドモ、「朝倉ノ小天狗」トゾ云ケル。其子息孫四郎ハ弾正忠の掣ナリ。又遠江守ニ掣多是アリ。鳥羽右馬助・勝蓮花又太郎・堀江中務丞景実・太郎左衛門尉教景ナリ。

然レバ孫四郎景豊カカル縁者ヲヤ頼敷ゾ思ワレケル、総領ニ対シテ謀叛ノ企アリト聞ヘケル間、貞景内々成敗ナサルベキ談合アリト雖モ、比頃教景宗滴ナリモ同心ニテ候ヒケルヤラン、竜興寺ヘ走入、居セラレケル程ニ、卒爾ナル事ハイカガト思ヒ玉ヒ、時節ヲ窺ル処ニ、教景何トカ思案アリケル、夜中ニ一乗ヘ上リ、直ニ霜台ニ可申入子細有由ヲゾ被申ケル。貞景、「我ニ意趣有テ寺籠スル者ガ、此夜中ニ来リ候事、何様不審アリ」トテ、用心緊シテ対面ヲナサレケレバ、其時教景少モ不臆、貞景ノ前ヘ近居ヨリテ、孫四郎隠謀ノ義、又近日弾正忠敦賀ヘ可有着事、具ニ宣ケレバ、則夜中ニ國中ヘ出陣ノ事相触ラレテ、文龜三年四月朔日ニ、貞景自身馬ヲヨセラレ、其日ニ敦賀ヘ着ナサレテ、二万余騎ノ軍勢ドモ、城ノ四面ヲ取巻テ聞声ヲアゲケレバ、城中ニハ只今敵寄来ベキトハ夢ニモシラズシテ、折節無勢ナリ。サレドモ一騎当千ノ兵ドモ籠ケル程ニ、猛勢ト懸合テゾ責戦ケル。富森父子モ切テ出テ、則誅死シケリ。

こうして、敦賀の朝倉景豊は亡ぶ。一方、元景は近江海津に到着した時、景豊の敗死を知り、加賀に逃れ

1. 朝倉氏の歴史

やがて亡ぶのである。孝景（英林）の没後、その子、孫による同族を二分した争いはここに終り、敗れた元景が文明16年相撲場で教景を殺したことに端を発する朝倉氏の内紛は、ここに落着し貞景系朝倉の支配体制が確立するのである。

今一つの前代からの課題である一向一揆との対決は、この乱に敗れた元景が加賀に逃れ、翌永正元（1504）年一向一揆と組んで越前侵入を試みる。元景没後、永正3（1506）年には、細川・畠山の争いに呼応して蜂起した一向一揆が、越前には30万という大軍で侵入したのである。

永正三年七月十五日ニ、越前国中ノ一揆、越中・能登一統ニ蜂起シテ、川ヨリ北ニ打入、在々処々ヲ放火シテ、兵庫・長崎、村々里々ニ陣ヲ取ル。其勢都合卅万騎トゾ聞ヘケル。……………「当方一大事ノ合戦ナリ」トテ、一門・他家ノ衆僉儀マチマチナリ。爰ニ伯父小太郎教景ハ……………自身先照根寺へ推入、彼坊主ヲ生捕テ、一乗へ引登ラレケル故ニ、貞景顔色誠ニ解テ、怡悦キワマリ無リケリ。

則宗滴手勢・他家ノ衆引具シテゾ打立レケル。其人々ニハ、前波藤右衛門尉・斎藤民部丞・三段崎衆・小林、内衆ニハ上田・中村・吉川・前波七郎右衛門尉、足輕ニハ高間・杉本已下、都合三千余騎、中郷ニゾ陣取ケル。又鳴鹿表へハ、朝倉与三右衛門尉景織大将ニテ、……………三千三百余騎引卒シテ、志比ノ庄ノ河ギワニゾ陣取ラレケル。高木口へハ、河北ノ諸勢……………二千八百余騎、九頭竜ノ河涯ニ陣ヲ居ケリ。中角ノ渡リノ受手ニハ、山崎長門守嫡子小次郎……………已下都合其勢二千余騎打立テ、黒丸村ヲ陣処トス。

と朝倉軍も大勢を繰り出し、九頭竜川をはさんで対陣したのであった。しかし敵は大軍、

思ニハ似ズ、敵事ノ外ノ大勢ナリ。此勢ドモ大波ヲウタセテ河ヲ越スナラバ、御方ノ小勢ニテ懸向テ戦事、難儀ノ計略ナルベシ。只此方ヨリ河ヲ越テ打散テ退候ベシ。……………敵ハ猛勢タルベシ。此方ヨリ河ヲ越サルベシトノ霜台ヨリノ御使。

と渡河を強行し、

中郷口ノ敵敗軍スト聞ヘシカバ、諸口モ一度ニ崩テ、悉河へハマリテ、手負死人ニテ所々ノ河ヲ墜ニケル。敵寄来ル時ハ三十万騎ト聞シカ共、賀州へ逃帰ル勢ハ十万騎ニモ不足ケル。……………其後、吉崎ノ道場、和田ノ本覚寺、超照寺、其外国中ノ道場ヲ破却シ、門徒類葉ヲ追伐シ、百姓・土民ノ所知分・私領等ヲゾ没収セラレケル。（以上『始末記』）

と朝倉軍の勝利に終わった。朝倉氏による勝利後の越前有力寺院の追放は、後に加賀における一向一揆内の大一揆・小一揆の対立抗争に引きつがれて行くのであるが、越前国内の一向一揆勢力を追放して、朝倉氏の領国支配を確立したのである。これ以後も朝倉氏と加賀一向一揆との抗争はくり返されるが、享禄4（1531）年のものも、弘治元（1555）年のものも共にその戦場は加賀国内である。永正3年の越前国内の一向一揆勢力の駆逐後、越前一国は完全に朝倉氏の掌握するところとなった。

こうして貞景の治政は前代からの懸案事項であった内紛の鎮定、一向一揆勢力の越前からの放逐という大きな成果をもって終る。貞景の代に内紛が表面化したことは、史料的裏付けが困難であるが、恐らく孝景・氏景の時代には戦いに明け暮れていた朝倉氏が、貞景の代に入って平和時の領国支配の為の新しい支配体制を打出し、その反動としてあらわれたのであろう。貞景の代に数々の問題を整理することに成功した朝倉氏は、次の4代孝景の時にその最盛期を迎えるのである。

孝景（性安宗淳）は、永正9（1512）年から天文17（1548）年を治政し、朝倉氏の越前支配の半ば、その充実期を治政したと同時に35年に及ぶ長い期間越前国主であった。内乱の鎮定と一向一揆撃退による領国支配の安定さは、逆にこの孝景の時代に特に大きな国内の政治的事件を見出すことのむづかしさによ

ても裏付けられる。また孝景の代に、朝倉氏による外征をいくつか拾うことができるが、これも領国支配の安定があってこそであろう。

永正14（1517）年には、若狭守護武田元信の家臣逸見氏が丹後の延永修理と結んで元信に叛いた。朝倉孝景は、宗滴をして武田氏救援にむかわせている。大永5（1525）年には、六角定頼と浅井亮政との戦に際し浅井方の救援に、さらに天文13（1544）年には美濃斎藤利政の救援に赴き、岐阜（井口）を放火し、織田信秀を逐っている。また大永7年には、三好一党と対決した將軍義晴の救援に出陣している。前代貞景の晩年の永正5年、足利義材の上洛の報に接した將軍義澄が、朝倉氏に出兵を求めた時、朝倉氏が加賀一向一揆との乱未だ平らざる故をもって出兵要請を辞退したのと比較すれば、孝景の対外出陣の数々は朝倉政権の充実ぶりを如何なく示しているといえよう。今や朝倉氏は単に自国の保全という戦争目的だけでなく、他国の紛争にも干渉しうる様になったのである。この領国支配の安定と対外出陣に於ける活躍とを相伴いながら、後期室町幕府体制内における地位の向上をはかって行くのである。

文明15（1483）年、朝倉氏景が公式に越前国守護代となって以来、永正元（1504）年には、貞景が弾正少忠兼左衛門少尉となり、孝景の代になって永正13（1516）年、將軍義植から白傘袋及び毛氈の鞍覆を用いることを許された。いわゆる守護格の承認である。その後孝景はさらに、享禄元（1528）年には幕府供衆に、天文7（1538）年には相伴衆に加えられるに至った。

享禄4（1531）年、再び加賀一向一揆が蜂起する。これは一向一揆内部が、領国拡大派と現状維持派とに分裂したために起った争乱で、朝倉氏は当然後者側を支援した。しかし、戦場は加賀国内であったため、朝倉氏の越前支配に直接与えた影響は少なかった。ただ、朝倉氏は先にもみた永正3年の大一向一揆以来、常に加賀に備える必要上、国境に関所をおき、加賀に混乱が起れば介入せざるを得なかったのである。こうして対外的には、主に加賀と緊張関係を持ちながら、越前については大略安定した支配を維持したものであると思われる。

孝景の晩年には、ようやく戦国時代も後半となり、全国の群雄もそれぞれ出揃い、各大名とも上洛・天下統一の野望にもえていた。おそらくこの状況の中で孝景も、本願寺との妥協をはかろうとしたのであろう。天文10（1541）年、孝景は本願寺光教と和睦した。『天文日記』は、「越前和睦」或は「越前和与」と伝えている。しかし長い間の基本的な対立は、一片の誓約書で解消するはずもなく、この後も対立抗争はくり返されるのである。孝景の晩年に課された課題「天下統一の中をどう対処して行くか」という、戦国大名最大の課題を残して天文17（1548）年孝景は没し、その子義景が後継者となった。

朝倉氏が上洛するにあたっては、何よりも加賀との関係を解決することが必要であった。加賀一向一揆と妥協するか、或はそれを徹底的に壊滅するか、この二者択一の中で孝景は、その晩年妥協を試みたのである。そして12度の出陣経験をもつ朝倉教景（宗滴）に代表される意見におされ、義景は対加賀一向一揆強硬策をとるのである。

「四界ノ錯乱ヲ鎮テ、シカモ国家ノ泰平ヲイタスハ、武将ノ籌ニヨル処ナリ。……賀州ハ是父祖代々ノ敵国ナリ。彼ヲ亡ズシテ徒ニ年ヲ送コト、嘲ヲ天下ニ取ノミニ非、殊ニハ父祖ノウラミヲ黄泉ノ苔ノ下ニ蓋シムル歎アリ。将又先年吾彼国ノ湊川ヲ越テ、石川郡マデ攻入候処ニ、思ノ外ニ能・越ノ軍兵ドモ打負、敗北ノ条、愚老ガ人馬ヲ入候事、鬱念此事ニ候ナリ。然者予ガ薄命ノ内ニ、安否ヲ知ラシメ玉ヘ」ト、一度ハ歎キ、一度ハ忿リ、言ヲ尽テ宣ケレバ、義景顔色マコトニ解テ、……同心領掌コソ成レケレ。（『始末記』）

と、宗滴の主戦論が義景を説得し、弘治元（1555）年出陣が強行されたのである。しかし、宗滴の生涯の

1. 朝倉氏の歴史

全てをかけて強行されたこの出陣も、結果は加越勢力の均衡を破るものにはならなかった。宗滴は陣中に没し、義景は叔父景高を交代に派遣しつつ、翌弘治2年將軍義輝の斡旋で、和平、撤退するのである。

永禄4（1561）年には、若狭武田義統の家臣逸見氏・栗屋氏が武田氏に対して反乱した。義景は武田義統の救援に赴いた。永禄8年2月には、再び加賀出陣が行なわれた。この時点に至っても、未だ加賀とのことは解決していないのである。朝倉氏は加賀一向一揆を撃つこともできず、妥協することもできずに、加越戦線の膠着を強いられていた。

C. 朝倉氏の滅亡

永禄8（1565）年7月、松永久秀は將軍義輝を殺した。

急度注進申候。一乗院殿南都御座所儀、居御番候而、松永堅雖申付候、朝倉左衛門督令直談、種々廻調略、去月廿八日、至甲賀和田城被引退候。公儀御家督相定候間、先以珍重存候。就其当国之人數モ可有出勢由候。将又丹州儀モ、去二日、奥郡荻野悪右衛尉於手前、内藤備前守其外七百余入討捕候、一国平均ニ成申候間、此御可有御出張候条、早々御上洛之儀奉待候、是非共以御才覚、御当家御再興此時候、偏所仰候、仍扇子十本令進献、表賀儀計候、猶祐阿可申入候間、不能再筆候、穴賢々々、

八月五日 （花押） （大覚寺義俊）

上杉弾正少弼殿 （『上杉家文書』）

は、朝倉義景が足利義秋（一乗院覚慶）を救出したことを示している。朝倉氏は好むと好まざることにかかわらず、中央政局の動向、天下統一の動きの中にまきこまれていく。

足利義秋は、永禄9年8月近江矢島より若狭武田義統を頼るが、義統父子の不和により越前朝倉氏を頼ろうとした。だが、朝倉氏では永禄10（1567）年に家臣堀江景忠の反乱がおきた為、それが治まる同年末まで義秋は一乗谷に入ることができなかった。足利義秋は、朝倉氏と一向一揆との和睦をはかったり（永禄9年10月、永禄10年11月）、義景の母武田氏を従二位に叙すなどして、義景の出兵を促すが、思うようにはこぼず、遂に美濃の織田信長を頼ることになる。

永禄11年7月25日、美濃立政寺に足利義昭を迎えた織田信長は、僅か2カ月を経ずして、9月には上洛に成功するのである。この差は何に起因するのであろうか。信長は既に永禄3（1560）年、今川義元を桶狭間に破り、背後の憂はなかった。一方朝倉義景は、今に至るも加賀一向一揆と繰り返し抗争しているのである。例えば徳川家康は、永禄7年三河一向一揆の蜂起に際し、家臣団の再編及び一向宗寺院の弾圧を強行している。永正3年の一向一揆との対決で、朝倉氏の陣編成をみると、教景は手勢及び他家衆・足輕を引率している。また文亀3年の景豊の乱に際して、貞景は国中に出陣の触れを出している。このことは、朝倉氏の家臣団の編成は進んでおらず、国内の土豪を温存していることを示し、いわば朝倉軍はその時々々の烏合の衆の如きものであったように思われる。さらに、元亀四年義景が江州へ進発の時、『先式部大輔景鏡可有出陣』ノ旨、義景宣ヒケル処ニ、『所勞以外』ナル由ニテ不立。魚住備後守ハ、『此間、江州丁野ノ城ノ番手ニ有ケル条、人馬ヲ可疾』トテ、是モ不立。（『始末記』）とある様に、国内の有力武將が、義景からの出陣要請を拒否している。これより先、既に前波吉継（桂田長俊）・富田弥六等は信長方に寝返っているのである。これらのことは、朝倉氏の家臣把握が、古く一向一揆を越前国内で鎮圧することに成功したために、かえって、国内の土豪・国人勢力を温存し、当主の直轄軍・縦割りの軍事再編成に成功していなかったことを示していると思われる。

永禄11年上洛に成功した織田信長は、2年後の元亀元（1570）年早くも鋒先を朝倉氏に向けてくる。元

第2章 朝倉氏の歴史と遺跡の概要

亀元年4月、敦賀の天筒山で始めて朝倉軍と織田軍との戦闘が行なわれ、近江浅井氏・六角氏と結んだ朝倉軍の勝利に終る。この年の朝倉氏は、『神宮寺文書』・『長源寺文書』にみられるように、初めて若狭をもその勢力下においた。この年の暮、信長・義景の和睦が、義昭の斡旋でなった。しかしながら、信長と本願寺・朝倉・浅井の対立は翌年もまた続く。6月、本願寺光佐（願如）の息光寿（教如）と朝倉義景の娘との縁組が決められ、本願寺と朝倉氏との提携がなされた。元亀3年もまた信長との対決が続き、翌天正元（1573）年8月に朝倉軍は決定的な敗戦を蒙り、8月20日義景は大野六坊賢松寺に自殺し果てた。越前朝倉氏の滅亡である。

何故義景は亡んだのであろうか。信長軍を初戦に破り、その年の秋には京都まで進出しながら、何故敗れたのであろうか。また義昭を手中にしながらどうして義昭を奉じて自ら上洛しなかったのであろうか。

この段階にあっては、朝倉氏の領国統治・家臣把握が遅れたものになっていたのが第一の原因ではなからうか。越前一国の支配であればともかく、若狭・近江・京都と戦線が拡大した場合、伸びた補給路に対処できなかったのではないか。補給路が伸びた場合にこそ、長期の対陣に耐える為には、兵農分離—戦う者とそれを後方で支える者との分担が必要となってくる。信長は、美濃を攻略した段階で家臣を岐阜に強制移住させることによって、家臣を在地から切り離すことに努めていた。朝倉氏は、未だ国人・土豪がそれぞれの土地に割拠していたのである。

天正元年8月の朝倉氏滅亡の後、

天正元年九月二日ニ、浅井久政・長政父子傷害シテ後、信長殿江州・越前両国ヲ打捕玉ヒテ、江州北郡ノ守護代ニ羽柴藤吉郎ヲ居置、越前ノ守護職ニ前波九郎兵衛尉吉継ヲ置テ、一乗ノ谷教景ノ館ニ居住セリ。然間、國中ノ武士僧俗礼ニ出ル事、門前ニ市ヲナセリ。又北庄土佐守館ニ、三人衆ト号シテ、木下助佐衛門尉・明智十兵衛尉・津田九郎次郎ト云者ヲ置テ、國中武士寺庵ノ知行百石ニ、黄金八両宛懸テゾ被取ケル。……同十一月下旬ニ、信長殿ニ越前衆ノ朝飯アリ。其時、皆名字ヲゾ替ラレケル。朝倉七郎ハ織田同名ニナルル、式部大輔ハ土橋ニナルル、孫三郎景健ハ安居ニナルル、前波ハ桂田播磨守長俊ニナルル。……角テ、景鏡・景健ニハ本領無相違出玉フ。魚住ニハ丹生郡、溝江大炊允ニハ本領ノ上ニ朝倉土佐守分ヲイダサル。（『始末記』）

と、旧来の越前国内の土豪の旧領はほぼ安堵され、北庄に信長の直臣が配置されたのである。しかし、この直接の戦後処理によって越前が落ちついたのではない。むしろ、朝倉氏という統一の核を失った越前は、無政府状態を呈し、天正3年織田信長が再度越前を制圧するまでの間、国中に一揆が吹き荒れるのである。信長によって旧領安堵された朝倉同名・旧有力家臣も、この混乱の中で次々と亡ぼされて行った。

朝倉氏滅亡の半年後、天正2年1月には、府中城主富田氏が一揆を語らい、一乗谷に守護代前波吉継（桂田長俊）を攻め亡ぼし、さらに朝倉の時の奉行魚住備後守を謀殺した。翌2月には、加賀より七里三河守が大將となって越前に攻め入り、一揆らは乙部勘解由左衛門尉・朝倉孫三郎・三富の朝倉孫六・黒坂与七などを次々と攻め殺し、富田をも滅亡させるのである。

さらに溝江・平泉寺・大野の朝倉景鏡・織田の朝倉兵庫助も、次々と打ち滅されて、天正2年春には、一向一揆・本願寺領国化が、ほぼ成立するのであるが、未だ内部に確執があって安定したものではなかった。こうして、本願寺領国化が成るか成らないかという時、天正3（1575）年織田信長が再度越前を攻略し、混乱に終止符が打たれたのである。

サテ左大将殿、同九月中旬ニ豊原寺ヨリ北庄へ御陣替アリ。此時諸堂・三重ノ塔・神社悉放火アリ。於北庄当国守護・郡司ヲ定レケリ。柴田修理亮ハ中郡川北八郡ヲ進退ラレ、府中上二郡ハ不破・

2. 遺跡の沿革と現状

佐々・前田ツカサドリ、大野郡ハ金守・ヒネノ成敗セリ。（『始末記』）

敦賀には、武藤舜秀が置かれた。遂に越前も天下統一の体制下に組みこまれたのである。天正元年の朝倉氏滅亡後の人事と比較した時、その差は余りにも明らかであろう。

今一つ朝倉氏が敗れた原因を付け加えるならば、信長は尾張4郡から全8郡へ、更に美濃を併合するとうように、その領域を拡大していった。それは当然相手方家臣団をつぶし、或は自己の家臣団に再編し、更に自己の家臣にその領地を宛行うことによって、家臣の増加と財源を豊富にしたのである。これに対し、朝倉氏は最末期に至るまで、浅井・本願寺との提携である。提携・同盟であって、その財源が増したことはない。にもかかわらず、戦いを挑まれれば戦費は増大する。平常経費で賄うことのできないものは、臨時の徴収とならざるを得ない。

調符 棟別銭事 新郷

合拾五貫八百文者

右、江州北郡江為兵糧料被仰出候之条、如先帳可沙汰。然者、半済来十五日已前、急度可令沙汰候。相残半納、来八月中可窮済。若於難決在所者、以馬上使堅可有催促者也。仍如件。

元龜三年五月廿七日

紹悦（黒印）

景忠（花押）

（『御前神社文書』）

は、出陣に伴う臨時の棟別銭の徴収を示している。このような出費は、当然朝倉氏に対し、過度な経済的負担を強いたのである。最末期、信長との決戦を前に、朝倉氏を見捨て信長方に走った家臣の存在や、その没後の混乱は、少なからず経済的疲弊を示していると思われるのである。

註(1) 従来の研究で朝倉氏の歴史の全体的叙述を試みたものは、牧野信之助編『福井県史』(大正9年)のみであり、これを抜くものはでない。個別的な研究は幾つか発表されているが、その中で注目すべきものとして、重松明久「朝倉孝景と越前守護職」(『若越郷土研究18—13』昭48)がある。重松氏は、従来朝倉氏が文明3年5月21日越前守護職に任ぜられたという根拠になっていた『古証文』の

越前国守護職事、被任望申旨畢、委細右京大夫可申也。

文明三

(慈照院殿様)

五月廿一日

御判

朝倉彈正左衛門尉殿

を、当時の政治的状况の中で検討され、否定された。このことは、従前「文明3年、越前守護職となった朝倉氏は……」と必ず朝倉氏の歴史を叙述する際の起点となっていた事実を否定された訳で、朝倉氏研究にとっての画期と言わねばならない。

(2) 現在『朝倉始末記』の名で世に流布しているものに、異本が多数ある。本報告書で引用する『始末記』は、すべて『蓮如・一向一揆』(日本思想大系17 岩波書店 1972)に収録されているものによった。

2. 遺跡の沿革と現状

A. 沿革

遺跡の沿革については、現存する史料が少ないため、不明な点が極めて多い。朝倉氏について最も多くを語る『始末記』をみても、一乗谷の沿革や内部構造についてはほとんど触れるところがない。しかも『始末記』が物語である性質上、記事の内容がすべて事実であるとは考えられない。しかしながら、『始末記』を除けば、援用できる史料は2・3点あるにすぎないから、以下主として『始末記』によりながら遺跡の沿革について簡単に述べて行く。

『始末記』によれば、朝倉氏が延元初年以來の居城であった坂井郡黒丸（現福井市川西地区）の地を離れて、新たに足羽郡一乗谷（現福井市一乗谷地区）に居城を構えたのは、英林孝景（敏景）が越前守護職となった文明3（1471）年のことであるという。しかしながら、前述したように孝景が文明3年に越前守護職を得たことは、極めて疑わしい。また、一乗谷に移城した年代についても、文明3年ではなく、少なくとも宝徳2（1450）年にまで遡れるとする松原信之氏の説がある。松原説によるならば、一乗谷移城は従来の説より20年以上も遡ることになる。確かに、孝景守護職獲得の記事にみられるように、『始末記』の文明3年移城記事をそのまま信じることには問題があろう。けれども、現存する『始末記』の諸本や『朝倉系図』は、松原氏が『始末記』の原典と考える『朝倉家祿』を始めとして、すべて一乗谷築城を文明3年のことと記している。『始末記』の作者が、確実な資料に基いて記述したものでないことを証明できない現段階では、荒唐無稽の説ときめつけるのは、些か速断にすぎはしないであろうか。ただ、朝倉氏が一乗谷で文明3年以前に、何らかの小規模な施設を構築していたことは十分考えられる。その場合、一乗谷は出城のようなものであって、本拠地はまだ黒丸の地にあったのではなかろうか。朝倉氏が越前一国の支配権をほぼ掌握するのは、文明年間も後半のことであり、宝徳2年以前に本拠地を一乗谷に移して、そこで大々的な築城を行なったとは考え難い。むしろ、政権が安定してくる文明年間後半に、それを考えるのがより自然であろう。一方、『雑事記』文明14（1482）年間7月12日の条をみると、この頃には一乗谷にかなり大規模な城郭が整備されていたことがうかがえる。以上のことを考え合わせると、朝倉氏が本拠地を黒丸から一乗谷に移して、大規模な築城を開始した時期は、『始末記』のいう文明3年頃とするのが妥当なところではあるまいか。ここでは、本拠地としての一乗谷築城開始の時期を、通説に従って文明3年としておく。

文明3年に英林孝景が、一乗谷に築城を始めたとしても、彼の時代にどのような造営がなされたかは、まったく不明といってもよく、わずかに心月寺を建立したことが判るのみである。ただ、孝景の残した家訓といわれる『朝倉英林壁書』（『朝倉敏景十七箇条』、『朝倉孝景条々』などとも呼ばれる）の14条には、「朝倉が館之外、国内に城郭を為構まじく候。惣別分限あらん者、一乗谷へ引越、郷村には代官計可被置事。」とある。これが孝景の時代に実現されていたとするならば、一乗谷には文明年間にすでに完全な中世城郭（城下町を含めた）が完成していたことになる。しかしながら、壁書のすべてが孝景の制定になるものかどうかについては疑わしいとするのが定説であり、特に先にみた14条は江戸幕府の一国一城令の先駆とみられるような内容を示していることから、最も疑われるものの一つである。しかも、現実の朝倉領国内では、土豪や国人層がそれぞれの本拠地に根を張っていたのである。したがって、14条の制定年代の如何は別としても、その意図したところが孝景の時代に完全に実現していたとは考え難い。

一乗谷城2代城主氏景の治世は、文明13（1481）年から同18年までのわずか5年間にすぎず、不明な点が多い。ただ、『雑事記』文明14年7月12日条には、「……去三日昼八時ヨリ朝倉館一乗大焼亡、自火也云々。随分者共焼死云々。但屋形并朝倉城ハ無為云々。……」とある。これによれば、火災は失火によるものらしいが、尋尊が日記に書きとめたほどの大火事であって、多数の人間が焼死したようである。したがって、この頃の一乗谷には、「大焼亡」するほどの建物がたち並び、「随分者共焼死」するほどの人間が居たことになり、一乗谷の整備がかなり進んでいたことがうかがえる。

3代貞景の一乗谷経営についても、資料が乏しく、永正4（1507）年に安波賀に経堂を建立したことが、在世中に南陽寺仏殿と方丈を再興したことぐらいしか記されていない。

4代孝景の時、朝倉氏は最盛期を迎える。孝景は、寺院の建立に非常な熱意を示し、「此時（孝景在世

2. 遺跡の沿革と現状

時) 寺舎多ク建立アリ。英林寺・子春寺・天沢寺・寿恩寺ノ塔・性安寺・遊楽寺・英仙寺・賢松院, 又叡山ニモ仏宇ヲ造立アリ。」と『始末記』は記している。この孝景の熱心な造寺は、今一乗谷に現存する大量の石塔・石仏など石造遺物の中で、天文年間に造立されたものが最も多いという事実とよく一致する。^{註(9)}なお、孝景が天文12(1543)年頃に居館を新造したことが、清原枝賢の『天文十二年記』からうかがえる。^{註(9)}「四月二六日^庚青、未刻許、朝倉可見参之由、申来候□□、即家君致御供向彼亭新造令見参畢……………」という記事があり、「彼亭」が孝景館であることは間違いない。これが一乗谷のどこに築造されたかは明らかでないが、ともかく孝景の晩年に館が新造されたことが推定できる。また、同じ『天文十二年記』の4月27日条には、「今日向西殿^{朝倉妻}……」と書かれており、孝景の妻と母が居住していた「西殿」と呼ばれる建物の存在していたこともわかる。孝景在世中には、当時の大儒清原宣賢が一乗谷を訪れて『日本書紀』、『蒙求』、『大学』を講じたことは、彼自身の奥書から明らかである。奥書中に、「越前国一乗谷慶隆院講之」とか「越州一乗谷安養寺講之」とあって、慶隆院・安養寺の存在が知られる。

朝倉氏最後の城主義景の一乗谷経営についても、資料はほとんどない。『始末記』に「斯ル処ニ、十八日(天正元年8月)ヨリ廿日ニ至テ、一乗ノ谷中、屋形ヲ始テ、館々家々、仏閣僧坊、一字モ不殘放火シテ、灰燼トナリテ後……」とあって、義景が自害して朝倉氏が滅亡した天正元(1573)年8月に、一乗谷が焼きはられ、すべてが灰に帰した。ただ、せまい一乗谷の焼打に3日も要していることをみれば、一乗谷にはこの時点で、相当数の建物が立ち並んでいたと思われる。屋形・館々家々・仏閣僧坊の規模・配置関係・構造についてはもとより不明である。屋形と南陽寺に関してのみ、「爰ニ、一乗朝倉館ノ良ニ、有佳景勝絶之霊場、号南陽寺。」とあって、屋形の東北方に南陽寺のあったことがうかがえる。この他に、永禄10(1567)年11月から、永禄11年7月にかけて足利義昭が一乗谷に滞在した間のことを記した条々には、義景館・尼公(義景の母)宅・魚住彦四郎宅・魚住宅・詫美宅・斎藤宅・小林宅といった個人の屋敷名、安養寺・南陽寺・遊楽寺などの寺院名が出てくる。それと同時に、「柳馬場」といった馬場、「大橋ノ通」・「上殿ノ橋ノ通」・「坂野ガ小路」・「三輪小路」・「笠間小路」という道路の存在していたことも書かれている。また、義景の館の内部については、「西ノ門」・「北ノ門」・「中門」の3門のあったことや、「端ノ座真馬間」・「奥ノ座十二間」といった部屋のある建物、あるいは「射場」があったと記されている。『朝倉亭御成記』(群書類従第22輯)には、同じ時の義景館の内部について、3つの門と「寝殿」・「会所」の建物があったことを記している。いずれにしても、これだけの資料では、明確な事は不明といわざるを得ないのである。

天正元年9月 灰燼に帰した一乗谷に信長は、「越前ノ守護職ニ 前波九郎兵衛尉吉継ヲ置テ、一乗ノ谷教景(一本では義景)ノ館ニ居住」せしめた。しかしながら、前波九郎兵衛も翌天正2年1月には、富田弥六に滅され、これ以後一乗谷には朝倉氏関係の造営がなされることがなかった。

朝倉氏滅亡後の一乗谷について、上田三平氏は、「慶長三年城戸内検地帳に記せる地字を検するににしきど(西木戸即ち上木戸)新御殿前、桜井前、さいかうじ、大隅谷、二郎右衛門谷、八幡の前、祇園、道福、矢地口、前波たていわ、土居の内、あさかまへの内、柳木馬場、犬馬場等あり、此等は朝倉滅亡後二十四年にして早くも田畑と化したりし地域を示すものにし此他に遺跡のまま耕地とならずして荒蕪し又は残存せる所あるべく城戸ノ内は実に一乗谷城郭の本幹と称すべき処にして規模の小ならざる察知すべきなり」と、述べている。^{註(10)}この慶長3(1598)年の城戸内検地帳は、現在所在不明であり、『足羽郡誌』(明治42年)、『福井県史』(大正9年)以下の諸書もまったく取り上げていない。上田氏のみが用いた資料であって、信憑性にいささかの疑念がなくもない。しかしながら、上田氏の列挙した地字名の中には今に残る字

第2章 朝倉氏の歴史と遺跡の概要

名が多数あり、しかもそれらの字名は現地を知る者でなければ書けないものばかりであるから、慶長3年の城内戸内検地帳が大正10年の時点では存在していたことが十分考えられる。いずれにしても、慶長初年頃までに一乗谷の大半が開田されていたことは、現存する太閤除地文書などをみても考えられる。なお、義景の館跡に慶長3年頃、心月寺が再建されたことが、心月寺文書^{註(6)}の中に、「一乗義景御屋敷ニ 当寺御立候ニ付、…………… 十月十二日（慶長3年）」とあることからわかる。この心月寺は慶長6（1601）年北庄城下に移転した後は、松雲院として残され昭和39年まで存続した。

朝倉氏滅亡後開田された一乗谷は、ほとんどそのままの姿で現在まで続いてきたといえる。それは、江戸時代の越前地誌に記載された一乗谷の姿や、明治9年の地籍図にみられる一乗谷の姿が、ほぼそのまま現在の地形にあてはまるからである。江戸時代の越前地誌のうち、一乗谷について詳しく記した最初のものは、『越前国古城跡并館屋敷蹟』（享保5年^{註(6)}）であって、これ以後のものはすべてこれに依っていると見て過言ではない。『城跡考』には、山城跡、屋形跡、武家屋敷跡などの位置・規模が記されているが、中には現在不明となっているものも若干含まれている。

ここで、遺跡の中心部分である山城跡と館跡についての『城跡考』の内容と現在の地形を対比してみると、まず山城については、

城台 東西十七間計 南北十三間計

外ニ

十九間ニ四間計高一丈三尺計 土台一ヶ所

十七間ニ四間計高貳丈計 土台一ヶ所

十八間ニ四間計高貳丈計 土台一ヶ所

右城台ヨリ巽方ニ在

三十三間ニ十貳間計高四丈計 土台一ヶ所

六間ニ七間計高三丈計 土台一ヶ所

三間ニ六間計 土台一ヶ所

三間ニ四間計 土台一ヶ所

右城台ヨリ戌方ニ在

観音屋敷

城台ヨリ三丁計西之方 礎今残ル

とある。現在山城跡には、東南から西北に伸びる尾根上に、幾つかの人工による平坦地があって、西北から順に「千畳敷跡」、「観音屋敷跡」、「一の丸跡」、「二の丸跡」、「三の丸跡」と通称されている。『城跡考』と、現在通称されている平坦地を対比した場合、一致するものは観音屋敷である。したがって、観音屋敷が「城台ヨリ三丁計西之方」にあるのであるから、『城跡考』が「城台」と呼んでいるのは、現在の「二の丸跡」に当たると考えられ、広さも東西30m・南北20mほどでほぼ一致するのである。とすると、城台より巽（東南）方にある土台3カ所を、「三の丸跡」の平坦地3カ所に比定することができるし、戌（西北）方にある土台のうち、33間×12間という大きな台地を「一の丸跡」に比定できる。

平地の中心部である居館跡については、

屋形跡 東西九十五間 南北八十間計

城台ヨリ西戌方当三十貳町計 此所松雲院境内

新屋形跡 東西貳十五間 南北四十六間

2. 遺跡の沿革と現状

右屋形ヨリ午方当
中屋形跡 東西十九間 南北三十二間計
右屋形ヨリ巳午方当
上屋形跡 東西二十六間 南北二十六間
右屋形ヨリ辰巳方当

と記述している。「屋形跡」は、松雲院境内といているから、現在の朝倉館跡を指すことは間違いない。ただ、規模が東西95間（約173m）・南北80間（約145m）としており、南北長については『城跡考』が45mほど長く、東西長は『城跡考』の方が約70m長くなっている。この差は、「屋形跡」の範囲をどう取るかによるものである。現在は、朝倉館跡とその東方高台にある湯殿跡・観音山とは別個のものとして扱われている。ところが、朝倉館跡の南外濠は、東方で空濠となって湯殿跡南方を東にのび、湯殿跡背後（東方）にある観音山の東をめぐる南陽寺跡南縁に達し、そこから朝倉館跡の北外濠に続くのである。この朝倉館跡の外濠と東方の空濠とによって囲まれた範囲の東西長が、『城跡考』のいう「屋形跡」の東西長とはほぼ一致する。したがって、『城跡考』は現在の朝倉館跡・湯殿跡・観音山を含めた一画を「屋形跡」と考えたようである。濠という一つの区分施設で囲まれた一画を一つの「屋形跡」と考えるのは当然であり、この点で朝倉館跡を『城跡考』のいう「屋形跡」と一致させるのが妥当であるが、本報告書では記述の都合上、朝倉館跡の中に湯殿跡や観音山を含めず、従来の範囲にとどめておく。つぎに、「新屋形跡」・「中屋形跡」に関しては、「屋形跡」からの方位・規模からみて、現在新御殿跡・中の御殿跡と呼ばれている地に比定して問題ない。「上屋形跡」は、現在それと通称されている場所はないが、記載されている方位・規模からみると、英林塚と呼ばれている宝篋印塔の建っている平坦地がそれに相当するものと考えられる。その他は、「此外諸家中ノ歴々、前波九郎兵衛〔木戸ノ内村在家也。囲ノ石垣歴然トアリ。其節ノ井アリ。〕山崎長門守・魚住備後守屋布ヲ始メ其外寺屋鋪、心月寺、安養寺〔松雲院ニ近キ所ニアンノジト云フ。是安陽寺屋敷跡カ〕ヲ始メトシテ石垣等ノ跡巖然トシテ残レリ。西ノ方ニハ矢地千軒屋鋪〔是家中土ノ居住ノ迹ノ由〕ノ跡所々ニ其形残レリ。」という状況であって、現在よりもはるかに良好に屋敷跡が残っていたようである。

B. 遺跡の現状（付図1）

一乗谷は、越前中央山地を蛇行して流れてきた足羽川が、福井平野に出ようとする地点にあって、足羽川の支流である一乗谷川に沿う南北約5kmの細長い谷である。東は一乗城山（海拔473m）と白椿山（719m）、南は砥山（465m）と殿上山（670m）、西は八地山（212m）と鉢伏山（224m）によってかこまれ、北部のみがわずかに開き、この開口部のすぐ北に足羽川が流れている。谷の中に入ると山間僻地の感がするが、西方の200mほどの高さの山を越すと、もう福井平野であり、実際はそんなに山奥ではない。しかもこの地は、大野から美濃へ抜ける美濃街道を扼せる位置であり、足羽川から九頭竜川を通じて三国の港との交通にも至極便利な位置にある。また、谷の奥は越前の中央山地で、急峻な山々がそびえている。したがって、防禦のための山城を築くには恰好の地であり、また交通の要所でもある。しかも旧勢力の本拠地である府中（武生）ともかなり離れており、その上に穀倉地である福井平野の東縁部に位置するなど、その地理的条件は戦国大名の居城に十分適したものであったと思われる。

元来、遺跡はほぼ一乗谷全域に分布していた。しかしながら、下城戸以北の安波賀地区、上城戸以南の東新町・浄教寺・西新町・鹿俣地区では昭和46年までに実施された農業構造改善事業によって遺跡の大半

が破壊されてしまった。ここでは、城戸ノ内地区を中心とする特別史跡指定地区内の遺跡の現状を簡単に記しておく。特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は、南北 2km にわたる細長い城戸ノ内の平地部と、その両側にそびえる広大な山間部からなる。指定面積 278ha のうち、平地部は 40ha ほどで、残る大部分は山である。平地部には中央北寄に城戸ノ内地区の民家集落があり、残りは水田となっていたが、昭和47年の一括買収によって、民家周辺地を除く 21ha ほどが公有地化され、現在は草地となっている。山間部は、西側と東側の中腹までは杉や桧が植林されているが、東側の中腹以上はクリやナラを主とする広葉樹林帯となっている。遺跡としては、山間部に防禦のための山城・砦・櫓などの施設が設けられ、平地部には日常生活のための居館・武家屋敷・寺院などが造営されている。

(1) 山城跡

防禦の中心部である山城は、東方にそびえる一乗城山に築かれている。城山に残る山城跡は、山頂部(海拔 473.6m)から西北にのびる尾根上にあつて、長さ 600m・幅 180m の範囲にわたっている。この山城は、尾根上に起伏する隆起部の頂を削平して屋敷を造成した一の丸跡・二の丸跡・三の丸跡と通称される3つの区画と、山の斜面を階段状に削平して幾つかの屋敷を造成した本丸跡と呼ばれる区画の4つに分けられる。山城をとりまく防護設備としては、『築城記』^{註⑨}にいうような塀が設けられていたか否かは現状では不明であるが、傾斜の緩やかな尾根の場合には斜面に平行に堀切や空濠を設け、急斜面の場合は直角方向に堅堀を数多く掘って防護施設としている。堅堀は大小さまざまあるが、長さ 10m・幅 3m・深さ 1.5m ほどのものが多いようである。また、4つの区画の境には、空濠や堀切を設けている。

三の丸跡は一乗城山の最頂部(海拔 473.6m)で、山城の最南端部に位置する。南北 130m・東西 60m の規模で、南縁部と東北縁部の尾根には幅 4m の堀切(海拔高 465m と 449m)が設けられ、北西縁部の二の丸跡との境には幅 6m の堀切が設けられている。三の丸跡は3つに細分でき、最高部に南北 30m・東西 12m の楕円形とその北に小さな堀切を隔てて南北 25m・東西 10m の楕円形の平坦地(海拔 472m)、およびこれらの西方に東西 25m・南北 12m の楕円形の平坦地(海拔 463m)がそれらにあたる。最高部平坦地の西側斜面には、長さ 25m・幅 3m の空濠が一部残存しており、三の丸の周りには35本の堅堀が確認されている。

二の丸跡は、三の丸跡西北方の堀切を隔てて接する東西 70m・南北 65m の大きさで、頂部には東西 35m・南北 21m の楕円形の平坦地(海拔 463m)がある。二の丸跡から西南方にのびる尾根上には幅 9m の堀切(海拔 447m)があり、北方にある一の丸跡との間には幅 4m の堀切を設けている。二の丸跡の周囲には、堅堀が13本確認されている。

一の丸跡は、二の丸跡北端から 20m 北へ離れた所にある東西 90m・南北 40m の規模のもので、頂部に東西 60m・南北 20m の長楕円形の平坦地(海拔 447.8m)がある。南縁部には幅 3m の堀切(海拔 445m)を設け、北縁から西縁にかけての裾部(海拔 430m)には幅 3m・長さ 65m の空濠を掘っている。堅堀は、主として北斜面に設けており、数は6本確認できた。

一の丸跡の西裾に続く下り斜面を階段状に削り出して造成したのが本丸跡である。南北 100m・東西 70m ほどの長方形であるが、東・南・北の3方は削り出しの崖面となり、西方は急な下り斜面に続いている。東方の崖上は一の丸跡の裾部となり、北方崖上には櫓跡(海拔 416m)・南方崖上には月見櫓跡(海拔 417.9m)がある。本丸跡は、山城に登る時最初に到着する地点であり、山城跡の最北端で最も低い位置にあつて、5つの地区に細分することができる。その中で最大の規模を持つ「千畳敷」(海拔 406m)と通称される部分は、本丸跡の東北端に位置し、東西 30m・南北 50m の長方形で、ここに10数個の礎石

2. 遺跡の沿革と現状

が露呈している。千畳敷の南にある観音屋敷跡(海拔 406m)は、東と南が削り出しの崖面、北が土塁によって囲まれた東西 20m・南北 25m ほどの長方形の平坦地で、ここにも礎石、石仏、棟石が残存している。観音屋敷の西南方に「宿直跡」(海拔 407m)とよばれる 300m² ほどの広さの3角形をした平坦地があって、礎石が数個露出している。この場は山城跡随一の眺望のよい所で、城戸ノ内は勿論福井平野から日本海まで見とおせる。なお、観音屋敷西南隅から宿直跡にいたる通路には、石垣を積んだ門が設けられている。観音屋敷跡の東方崖上に、東西 18m・南北 16m のほぼ方形の平坦地(海拔 413m)があって、朝倉氏の守護神たる赤湊明神を祀った赤湊神社跡と通称されている。赤湊神社跡の東北に東西 20m・南北 35m の平坦地(海拔 419m)があって、ここにも何らかの施設があったものと考えられる。本丸跡の周囲の斜面のうち、堅堀が集中しているのは北斜面であり、ここに25本の堅堀が設けられている。南斜面にも数本は確認されているが、西斜面にはないようである。

なお、観音屋敷跡から西へ 20m ほど下ったところに、不動清水と呼ばれる湧水地がある。おそらく、山城の水源地として用いられたのであろう。

平地から山城跡に登る道は、現在3本ある。そのうち南方の道は、居館群の間を東西に走る旧道(幅 3m)から蛇谷に沿ってほぼ東方向に進み、千畳敷に達するもので、旧状を伝えていると考えられる。中央の道は、城戸ノ内北寄りにある「馬出」の屋敷跡群の間を縫って東南方に登り、後述する小見放城跡の裾部を通して千畳敷跡に達するものである。この道の途中には、弁財天・地藏尊の石仏が道路脇に今も現存し、また砦の痕跡らしきものもあって、これも旧道であったと考えられる。北方の道は、下城戸の北方安波賀地区から登る道で、一乗城山の尾根を伝って山城跡にいたるものである。尾根伝いの道は当然あったであろうが、登り口が城戸の外にあったかどうかは不明である。

山間部に設けられた施設には、山城跡の他に、出城・小城・櫓や神社の跡がみられる。まず馬出の東方部には小見放城跡とよばれる東西 50m・南北 40m(海拔 153m)の規模のものがある。頂部を平坦に削って(東西 20m・南北 10m)、周囲に堀切・空壕・堅堀などを設けている。この西方にも同様な施設があり小城跡と通称されている。いずれも馬出から山城に登る道の平地部近くに設けられており、馬出という字名からもここが山城への大手に当たるものであり、山城への道の防禦地として利用されたものであろう。この他に、上城戸南方の安養寺跡東方の山や上城戸東方の山には櫓跡があり、西方山間部の平地に近い小高い部分に月見櫓・赤湊神社の跡と通称されるせまい平坦地がある。

(ロ) 城戸跡

平地部は、谷の入口部と約 2km 入って最も谷が狭くなる部分の南北2カ所に、土塁を築いて防塁とし、その内部に居館・武家屋敷・寺院などの日常生活施設が設けられている。2つの土塁のうち、南方を上城戸、北方を下城戸と呼んでおり、この間の直線距離は 1.72km ある。南北両城戸の間が「城戸ノ内」であり、遺跡の中心部である。両城戸とも、谷を南北に縦断する一乗谷川が、東西いずれかの山際に接する箇所に構築されている。上城戸の場合、川の左岸は現在県道に接しているが、本来は急峻な山裾に連なっていたとみられる。下城戸の場合、現在は谷のほぼ中央を川が流れているが、明治9年の地籍図をみると、川が東によっており、右岸が山に接していたことがよくわかる。このことは、両城戸を構築する場合、幅 10m を越す川の上に巨大な土塁を渡すことが困難であったので、土塁が途中で分断されないような地点をえらんだものと考えられる。川の部分は、柵か扉で閉ざしていたのであろう。

上城戸跡の土塁は、海拔 60.1m に位置し、現在長 53m・幅 10m・高さ 5m となっているが、東半分はすでに削平されており、本来の長さは 107m ほどあったらしい。土塁西端から川を越えて山裾までは

第2章 朝倉氏の歴史と遺跡の概要

28mをはかり、この間も閉じていたとすると、上城戸全体の長さは135mであったことになる。なお、城門がどの位置に設けられていたかは不明であるが、現存する土塁西端面に石垣が積まれていることや石垣から川の右岸まで5mほどの距離があることから、ここに門があったかもしれない。土塁外方すなわち南方には、幅13mの細長い田が土塁と平行に走っており、かつ南側の田より一段低くなっている。外濠の跡であることは間違いない。

下城戸は、海拔33.4mの所にあり、上城戸と約27mの高低差がある。城戸跡の土塁は、現在東半分が削られ西半分が残るのみである。その規模は、長さ40m・幅20m・高さ5.5mである。ただ、川が以前は東の山裾を流れていたから、川幅が変わっていないと仮定すると川の左岸まで65mほど土塁がのびていたようである。川幅を加えると下城戸の長さは75mとなる。ところが、東側の山裾は土塁の東延長線以南が東西2段に削り出され、西側の段幅は25mある。この段の海拔高は39mで、現存している土塁西方部の高さが38.5mであるからほぼ水平となる。また、上段の東斜面には土塁付根痕跡らしきものが認められ、この外方（北方）には外濠跡らしい長さ30m・幅10mの落ちこんだ畠が東西に並んでいる。したがって、土塁はこの部分にまで伸びていたのかもしれない。少なくとも、北方から下城戸を見た場合、その長さは100mほどあったことになろう。残存土塁西端部は巨石を積んだ石垣となっており、西の山裾にも石垣が積んである。この間は約3mであり、しかも桁形に組んである。城門がここにあったと推定できる。なお、外濠は北側に一部その痕跡が認められるのみであるが、おそらく下城戸全体にわたって設けられたのであろう。

(イ) 城戸ノ内

上下両城戸に挟まれた「城戸ノ内」には、居館、武家屋敷、寺院などの日常生活のための施設が密集していたようである。城戸ノ内の東部山麓中央南寄りには、朝倉館跡・湯殿跡・新御殿跡・中の御殿跡・諏訪館跡などと通称される屋敷跡が密集する一画がある。(PL.1)

このうち、朝倉館跡はこの一画の最北端に位置しており、東に山を負い残る3方に土塁と外濠をめぐらしたもので、土塁内部は東西83m・南北90mと最大の規模を有する。朝倉館跡南部東方の崖上（館内より13mほど高く海拔63.8mある）には、東西25m・南北50mの規模をもつ湯殿跡があり、ここに巨石を配した庭園が設けられている。朝倉館跡の南方には、南外濠を隔てて新御殿跡（海拔53.2m）がある。東西50m・南北80mほどの広さで、東方は崖・南方は土塁で限られている。新御殿跡の東方崖上で、湯殿跡の南方に空濠を隔てて、中の御殿跡（海拔64.6m）がある。ここは、朝倉義景の母高德院の館とされる所で、東西30m・南北60mほどの広さをもつ、東方は地山削り出しの土塁で限られ、土塁の外方（東方）には幅5mの空濠が設けられている。南方も土塁で限られるが、この土塁はそのまま西に伸びて、新御殿跡の南を限る土塁に連なっている。新御殿跡・中の御殿跡の南土塁外方（南方）には、幅3mの道路が屋敷群の中央を縫うように東西に走り、これを東に登っていくと山城跡に達する。道路の南方には、東西200m・南北50mほどの範囲の山の斜面を階段状に削り出して8個の屋敷が造成されている（蛇谷地籍）。その最上段は、海拔89mで、東西45m・南北50mの規模であり、ここに一乗谷初代の英林孝景の墓と伝えられる宝篋印塔が一基残されている。なお、これより下の屋敷跡の海拔高は、東から83.4m・79.6m・75.3m・71.4m・65.4m・57.9m・53.3mとなっており、最下段の西は一乗谷川となっている。蛇谷地区の屋敷群の南方には、蛇谷川とよばれる谷川が東西に流れ、その南方に諏訪館跡とよばれる東西30m・南北60mほどの屋敷跡（海拔67.7m）がある。ここには一乗谷最大の規模をもつ雄大な庭園が設けられており、義景の側室（小）少将が住んだ館といわれている。朝倉館跡から諏訪館跡にいたる屋敷群

2. 遺跡の沿革と現状



Fig. 1 一乗谷絵図

は、いずれも東部中央山麓の高台に設けられており、個々の規模も大きく、また雄大な庭園を設けたり外濠や空濠をめぐるしたものがあること、さらに屋敷跡の通称として御殿・館とよばれるものが多く、それらはいずれも城主に関連した伝承を持つものばかりである。したがって、この一画が朝倉城主一族の居館群であったことは間違いないものとすることができよう。

居館群を除いた平地部分にも、所々に土塁や石垣の痕跡が残っていて、屋敷の規模を推定できるものがある。また土塁や石垣がなくとも、水田の畦畔に屋敷の区画割の境界線とみられるものが多数存在している。したがって、平地部分には多数の屋敷のあったことが地上の観察から判明する。これらの屋敷がどのような性格のものであったかについては、城戸ノ内地籍図にみられる字名と江戸時代に描かれた「一乗谷絵図」(福井市安波賀春日神社蔵)を考え合せてみると、武家屋敷と寺院であったと考えられる (Fig. 1)。例えば、武家人名と考えられる字名は、一乗谷川右岸では北から出雲谷(魚住出雲守)・斎兵衛(朝倉斎兵衛)・権殿(朝倉権頭)・兵庫(朝倉兵庫助)、左岸では斎藤(斎藤兵部大輔)・平井(平井三位)・川合殿(川合安芸守)・藤兵衛川原などがあり、それぞれ家臣が比定できる。ただし、個々の字の面積は、地上観察から推定できる屋敷跡よりもはるかに大きく、一字の中に数個の屋敷跡が含まれている。だから、字に含まれる全ての屋敷が字名で代表される家臣のものであったとは考えられず、その中の一つを所有していたのであろう。現に字「平井」には、少なくとも6個以上の屋敷跡が含まれていると推定できるが、西南隅の屋敷跡は「ショージェドン」と通称されており、その北は「シンババ」とよばれている。この場合、「ショージェドン」は恐らく「鱧淵将監」の屋敷であったのであろうし、「シンババ」は「新馬場」であったと考えられ、これは「一乗谷絵図」にみられる屋敷跡の位置とはほぼ一致するのである。なお、人名を表わさない字名の他にも屋敷跡の地割がみられることはいうまでもない。寺院名として残る字名は、「難陽寺」と「雲正寺」のみであるが、通称として「——ジ」とよばれる屋敷跡は、西部山麓の北寄りに集中しており、「一乗谷絵図」にもこの地域に寺院跡が数多く記載されている。

城戸ノ内の西方中央部に八地谷、西方北寄りに道福谷とよばれる小さな谷がある。これらの谷の山麓部には、山の斜面を階段状に削り出した規模の小さい屋敷跡が多数存在する。「矢地千軒」・「道福千軒」という言葉が今も残るように、その数は非常に多い。このような屋敷跡群は、東方山麓中央北寄りにある「馬出」にもみられる。これらの屋敷跡は、位置・規模・数量からみて、下級武士達の屋敷跡ではなかったかと考えられる。

第2章 朝倉氏の歴史と遺跡の概要

以上のように「城戸ノ内」の遺跡の分布状況を見てみると、城戸ノ内には朝倉氏一族の居館・上級武士屋敷・下級武士屋敷・寺院がそれぞれ群をなして密集しており、その間にいわゆる町屋のような一画があったと考えられる。この事は、『英林壁書』第14条の「……………惣別分限あらん者、一乗谷へ引越……」とよく一致しているのであって、少なくとも、城戸の内は武家を中心とした城下町を形成していたといえよう。

なお、上下両城戸の外にも屋敷跡のあったことは、字名・地割・「一乗谷絵図」などから明らかであり、現に土地改良事業の際、おびたしい量の遺構・遺物が露呈した。上城戸外方には、足利義昭が滞在したという安養寺跡、御所跡を始めとして、小林権殿・青木隼人正・斎藤某・浅井某の屋敷跡、朝倉氏の菩提寺たる心月寺、極楽寺・盛源寺・天沢寺などの跡が存在する。一方下城戸外方にも朝倉宗滴館跡、西山光照寺跡などがある。また一乗谷の外にも朝倉氏関係の遺跡は多数存在しているが、ここでは余裕がないので省略する。

註

- (1) 松原信之 「一乗城移城以前の朝倉氏について」『福井県地域史研究第6号』、1976年。なお、この論文で松原氏は、黒丸城の所在について、従来の坂井郡黒丸説を退け、吉田郡黒丸（福井市西藤島地区）の地に比定している。
- (2) 福井県教育委員会 『一乗谷石造遺物調査報告書Ⅰ』 昭和50年。
- (3) 近藤喜博 『越前一乗谷の清原宣賢―「天文十二年記」より―』 ミュージアム180 昭和
- (4) 上田三平 『若狭及越前に於ける奈良朝以後の主なる史蹟』 福井県史蹟勝地調査報告第二冊 大正10年
- (5) 松原信之 『越前朝倉氏と心月寺』 心月寺 昭和47年
- (6) 『城跡考』ともよばれている。杉原丈夫・松原信之 『越前若狭地誌叢書上』 松見文庫 昭和46年
- (7) 「越藩拾遺録」（『越前若狭地誌叢書上』所収）
- (8) 「築城記」（『群書類従第23輯』所収）

第3章 発掘調査の経過

1. 調査経過

朝倉館跡の発掘調査は、昭和43年6月に開始され、48年9月まで続いた。遺跡の東部山麓に位置する朝倉館跡は、三方に土塁と外濠をめぐるせた、土塁裾までの広さが約0.65haの規模のものである。西側の正面土塁石垣の方位は、北で真北から東に約37°ふれているが、以下正面側を西、山側を東として記述する。西土塁中央からやや北よりに唐門があり、内部中央には松雲院跡の基壇が残り、西北部には足羽町の一乗谷支所の建物が建てられていた。また、東南隅には松雲院の墓地があり、その他は桃林や草地となっていた。

43年度は、6月～10月にかけて実質62日間で、主に朝倉館跡の東南部2065m²を発掘した。発掘に先立ち、朝倉館跡の中小地区割を以下のように行なった。中地区は朝倉館跡の北半部をC、南半部をDとした。さらに東西・南北に3m間隔で細分し、南北方向にはアルファベットを、東西方向には算用数字を用いて組合せ、それぞれに該当するC・Dの中地区名を付して3m方眼の小地区名を決定した。この場合、唐門西面石垣線の方位を基準とし、これに直交して唐門心を通る東西線をG、平行して唐門心を通る南北線を50と定めた (Fig. 2)。

調査は、館内に幅3mのトレンチを十文字に入れて遺構の残存状況を確認することから始まった。まずFラインに東西トレンチを設定し、表土下25cmほどで石敷面や焼土面を検出したが、これらが朝倉氏時代の遺構であるか否かを確認できなかった。39ラインに設定した南北トレンチでは、南方に石組溝、礎石(建物SB03)が検出され、さらにその周囲を拡張したところ、新たに礎石や石敷遺構が発見され、SB03の規模が明らかになると共に、これらが朝倉氏時代のものであることが明らかとなった。

中央から東の山裾にかけては、遺構が深く埋もれていることも予想されたので、C地区Fラインから南に33ライン沿に新しく南北トレンチを設定して発掘した。表土・床土を除去した後、表土上面から約50cm下で礎石列(建物SB01)、石敷(SB02)、東西溝(SD73)を検出すると共に、天目茶碗や多量の土師質小皿を採集した。遺構の存在が確認されたので、さらに東側に発掘区を拡大し、多くの遺構・遺物を検出した。遺構面全体は、焼土層で覆われ、礎石や庭石の中には、強い火勢をうけて焼けた痕跡のあるものが多数みられた。

この年に検出した主な遺構は、礎石建物6棟と付属屋・塀2・門1・井戸3・溝7・花壇1・中庭2・庭池1などである。出土遺物は、木札・土器類・金属器・ガラスなどで、土器類には茶器・花器・什器などが、金属器には鉄風炉(手焙か)・銅製鍵・刀鏝・飾り金具・銅銭などがある。

昭和44年度は、6～11月の間の実質85日で、前年度に一部検出していた建物(SB10)の規模を明らかにするため、また排土作業の都合上東側斜面と朝倉館跡の東北部あわせて1953m²を発掘調査した。前年度の発掘による盛土や東北部の厚い埋土層を除去するため、遺構を破壊しない範囲でブルドーザーとダンプカーを使用した。ついで、SB10の北側を発掘すると共に、新にカマドのある建物(SB30)や石敷を内部に有する建物(SB41)、さらに通路(SX119)などを検出した。北土塁の裾は、まだ確めるにいたら

第3章 発掘調査の経過

かったが、SB 10 を中心とする主要建物の配置を明らかにすることができた。

検出した主な遺構は、礎石建物 9・石敷 3・塀 1・カマド 2・湯殿跡 1・井戸 1・土塋 3・溝 8 などである。出土遺物は、土器類・漆器類・金属器・石製品などで、石製品に凝灰岩製の火炉が多いのに注目された。なお、昭和44年 4 月には航空写真測量を実施し、44年度と45年度で一乗谷朝倉氏遺跡の縮尺1000分の1の基本図を作成した。

昭和45年度は、発掘調査を一時中止し、前年度発掘した遺構の保存整備を行なった。

昭和46年度から、福井県教育委員会が主体となって調査することになり、調査の対象も朝倉館跡に限らず他の箇所にも及ぶことになったので、調査に次数をつけることとした。この年度の発掘調査は、朝倉館をとりかこむ3方の土塁に重点をおき、3次にわけて実施した。第1次調査は、北面土塁の上面及び内側の遺構を検出するため7～12月にかけて実質42日を費して行なわれた。調査面積は 676m² である。第2次調査は、東側山腹の水路 (SD 73) のとりつけ部を確認するため、9～11月にかけて7日間で面積 34m² を発掘

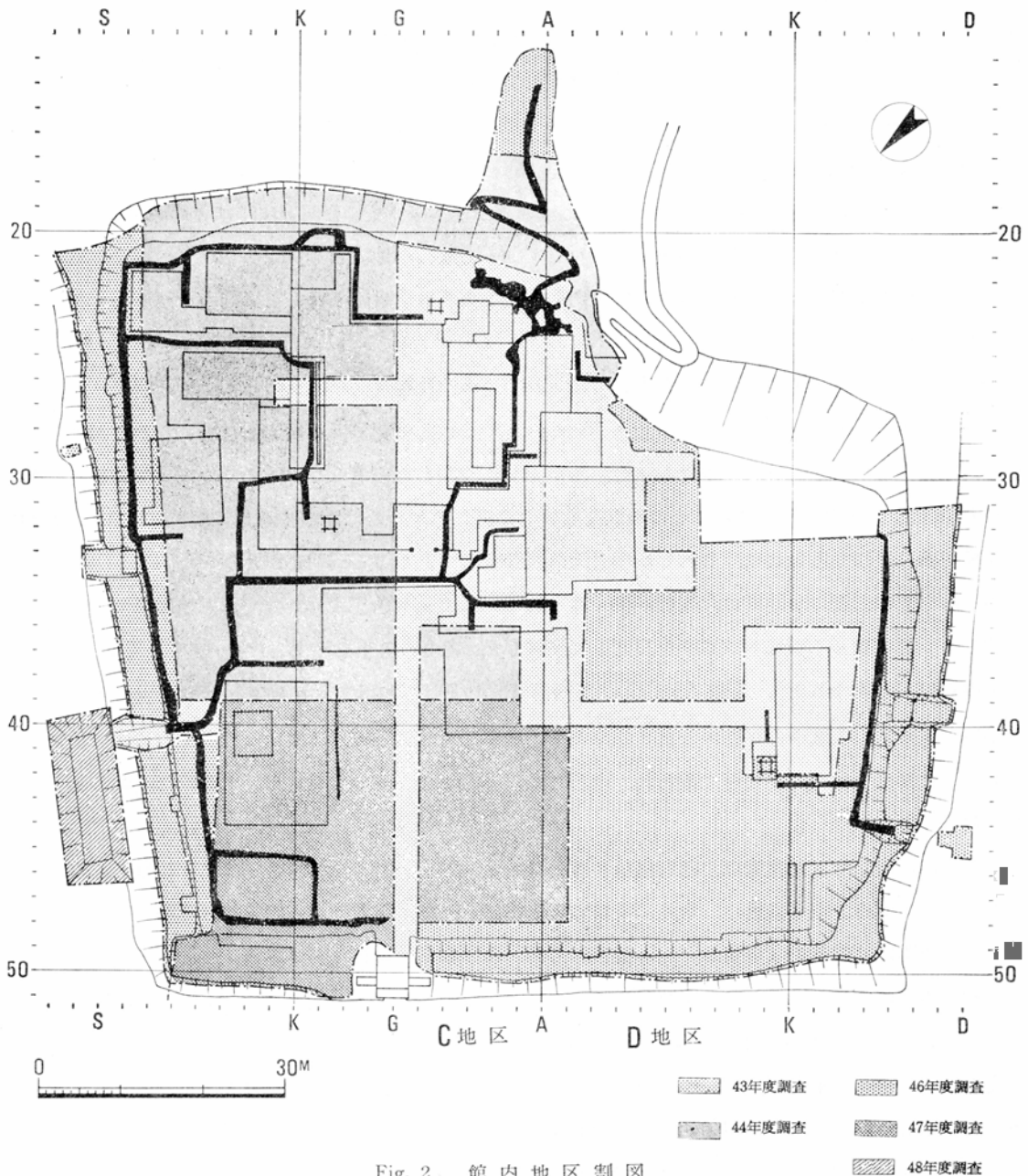


Fig. 2 館内地区割図

2. 調査日誌

した。第3次調査は、南面土塁と西面土塁の上面および内側の遺構を検出するため、8～12月と翌年の3月にわたり、実質55日をかけて行なわれた。調査面積は1992m²である。

土塁上面は、階段遺構のおさまりから推定して、それほど削平されていないと考えられた。第1次調査では北門(SB55)を、第3次調査では南門(SB56)や土塁西南部に隅櫓(SB57)を検出し、土塁周辺部の遺構の状況を明らかにすることができた。検出した主な遺構は、土塁3・門2・櫓1・階段5・溝3・暗渠2・通路1などで、遺物は調査地が土塁周辺のため、出土量が比較的少なかった。

昭和47年度は、館内の未調査地区の福井市役所一乗谷出張所が建っていた西北部1305m²を、第5次調査として10～11月と翌年の4～5月の33日で発掘した。唐門の北側の土塁は削平されて、すでに出入口として使われており、その他の地域も後世の削平攪乱が甚だしく、遺構の残存状況は全般的に悪かった。しかし発掘地区北側で検出した建物(SB53)では、2個の礎石に墨で書かれた番付の数字がみられた。検出した主な遺構は、礎石建物3・土塁1・溝2・土塹2などで、出土遺物にはみるべきものが殆どなかった。この調査で館内は、松雲院墓所の200m²を除いて発掘調査をすべて完了するところとなった。

昭和48年度には、土塁と外濠との関係、また濠の規模や内容を明らかにするため、暗渠(SX86)を含めた北側の濠跡約170m²を、第9次発掘調査として計画した。調査は、渇水期にあわせ、8～9月の実質30日間に行なわれた。調査に先だって、発掘区の東西両端に、二重の鋼矢板を打ちこみ、発掘区への土砂崩壊防止処置を行なった。ついで排土作業に入る前に、発掘区の中ほどに一辺3m、深さ2.2mの試掘坑を設けて、堆積土の状況を調査した。その結果、遺物をほとんど含まない、厚さ1.5mの後世の堆積土が認められたので、その排土作業はクラムシエルを用いて行なった。その後は、ベルトコンベアーを用いて発掘作業を進め、地山を掘削して造られた素掘りの濠の側面と底面を検出した。濠の側面では、暗渠の下と北側に一部石垣が認められた。遺物は、多量の木製品・金属製品・土製品の他に、樹枝・植物の種子・動物の骨・貝類などの自然遺物がある。木製品には、珍しい将棋の駒や「永禄」の年号銘が記された木札が含まれている。なお、発掘区の東端堆積土壁面から、花粉分析用の土壌サンプルを採取した。

2. 調査日誌

昭和43年度発掘調査 昭和43年6月1日～7月28日、10月15日～10月25日

6・1 西側土塁石垣面を基準とし、それに直交して唐門心を通る線に沿って、東西方向発掘トレンチ(CFライン)を設定。

6・2 CF46～49の表土下約25cmで石敷面を、CF43で焼土面を検出。

6・3 CFトレンチの表土除去を完了。北土塁外側の暗渠開口部(SX86)の掃除。

6・4 CF21～24で穴を5個検出。CN39～CP39にトレンチを入れる。DR39～CE39の黒色表土を除去。

6・5 SX86の蓋石2枚分の埋土を除去。CM39～CT39の表土を除去。表土下15cmで、DK39にSB03の北雨落溝側石を、DI39～DK39にSB03の礎石を、DL39～DN39にバラス敷を検出。

6・6 DI37・42、DM37・42の表土を除去。DI40・41、DJ40・41、DK40・41で石敷遺構(SX42)を検出。

石敷上面全体に焼土層がのっている、DK39・40で溝(SD111)を検出。

6・7 バラス層上部約15cmを除去。DI40、DJ40、DK37～40で礎石と抜きとり穴を検出。礎石はバラス面上と、中に含まれるものの二種あり。DO39以南のバラス敷は松雲院造営時のものと推定。DQ39で地表下80cmに径10cm位の石を敷いた面を検出。土層は表土下から石敷まで1層。

6・8 建物跡(SB03)南半分はバラスがすくない黄褐色土。DI41付近で「元豊通宝」出土。DP39～DS39、CK39～CM39の表土を除去。CG39～CI39の松雲院跡基壇土を除去。「寛永通宝」出土。

6・10 DP39～DS39石敷までの黒紫色土を除去。径10～15cmの川原石を多数検出。

6・11 DP33～CE33の表土、床土を除去。CC36～38、DT33～CA33の遺構検出。

6・12 DL33～CE33、DS30～DS32の床土を除去。

第3章 発掘調査の経過

DQ 33~CD 33, DS 30~DS 32 で SB 01 の礎石を検出。CB 33~CC 33 で角ばった 20cm 位の石をしいた面を検出。上面の焼土灰層から多量の土師器片, 天目茶碗片が出土。この北側に 5~10cm の砕石の石敷を検出。CE 33 で焼土, 土器片を多量に含む東西溝 (SD 73) を検出。

6・13 DP 29, DQ 29~32, DR 29~32, DS 29~32 の表土, 床土を除去, SB 01 の礎石を検出。DT 29~CD 29 の表土, 一部床土を除去。

6・14 DT 29~CB 29 の厚さ 50cm の黄褐色山土を除去, SB 01 の礎石, SC 08 の地覆石を検出。CC 29, CD 29~32, CE 29~32 の表土, 埋土を除去。

6・15 CD 31・32, CE 31・32 の埋土を除去, SB 07, SB 10 の礎石, 玉石列, SD 73 を検出。CC 29・30, CD 29・30, CE 29・30 の埋土を除去。

6・16 CC 25~28 の埋土を除去, 炭混り黒褐色土を検出。その下は細砂利敷の遺構面となる。CB 29 で SD 73 を検出。CC 26~29 で中央に石を 2 列並べ, 周囲を切石, 玉石で囲んだ遺構 (SX 25) を検出。CC 28 付近の黄色埋土下で青磁片出土。

6・17 CC 23~25 で, SG 22 の庭石, SB 11 の礎石, SA 14 の玉石列を, CE 29・30, CF 29・30 で SB 10 の礎石を検出。CD 29 の遺構面は細砂利敷である。CC 22, CF 31・32 の埋土を除去。

6・18 CB 24 で庭石, SD 73 を, CC 22 で庭石, 池の底石を, CF 26 で SB 10 の礎石を, CF 31 で SB 10 の玉石列を検出。CF 27・28 の埋土を除去。CB 24 の炭混り黒褐色粘質土面で楡皮様のもの出土。

6・19 CB 24~26・28 で SD 73 を調査。CB 25 で SA 14 の箱状施設を, CF 28・29 で SB 10 の礎石を検出。

6・20 CA 27・28 で SC 08 の礎石を検出。CA 28 南側の礎石上に薄い砂利層あり。黄色土を除去, CF 22 で焼土面, SA 15 の穴を, CF 23・24 で SB 10 の礎石, 笏谷切石を検出。CG 26~CK 26 の表土を除去。CN 40, CO 40 で北土塁内側を調査, 大石を検出。

6・21 CO 40 で暗渠入口部を調査。CD 25, CE 25 で SB 10 の礎石, SA 14 の玉石列を検出。玉石列の東側は細砂利敷である。

6・22 CB 30~33, CC 30~33 で SB 07 の礎石, 玉石溝 (SD 75) を検出。

6・23 CB 32 の SD 75 を調査。

6・24 DT 34・35, CB 26~28 の表土を除去, 遺構検出を開始。CA 30~32 の遺構検出。DT 29, CB 34 の南側には整地土がないもよう。

6・25 DT 38 で SB 05 の礎石を, CB 26~29 で SD 73, SX 25 の玉石列を, CE 32・33 で SB 98 の掘立柱穴を検出。SD 73 には厚く焼土が堆積。

6・26 CA 34~39, CF 34~36 の表土, CF 34 の整地土を除去, 礎石らしきものを検出。整地土は CF 34 で終り, CF 36 で再びはじまる。

6・27 CF 37 で慶長以後の井戸 (SE 28) を検出。焼土面は CF 37 で 20~30cm 下がる。CI 26~CK 26 の整地

土を除去, CJ 26 で玉石溝 (SD 93), 石積遺構 (SX 35) を検出。

6・28 CB 35, CC 35 で玉石溝 (SD 76) を検出。SD 76 の西側で焼土層が 30cm ほど下がる。SX 35 の北側に, 両端に玉石を並べた幅 2m ほどの, 砂利敷の通路らしきものを検出。

6・29 CC 33 の付近は攪乱が著しい。CE 35 付近の整地土の下に, 灯明皿片を多量に含む 6cm 厚の焼灰の堆積あり。

6・30 SB 01 の実測用杭うち。SD 76 付近の調査により, SB 01 と SB 05 の礎石は, 同一面上にあることが判明。SE 28 を 1m 掘り下げる, 木片削り屑少々出土。

7・1 SB 01 の遺構検出はほぼ終了。CD 26~28, CE 27・28 の表土を除去, 一部遺構検出。実測準備。

7・3 遺構実測。SG 22 の表土を除去。

7・4 CD 26~28 で SG 22 の細かい玉砂利を, CE 26~28 で SB 10 の礎石を検出。CD 22~25, CE 22~25 の表土を除去。

7・5 CD 22・23 で SB 11 の礎石, 玉石列を, CD 21, CE 21 の赤黄色整地土下に 3cm 厚位の灰色粘土層を, CE 23 で SE 27 のくぼみを検出。

7・6 CD 37 付近の土器溜り清掃, 土師質小皿片多量に出土。SD 76 の行方を調査。DQ 33, DR 33 の土層調査用畦を地山まで除去。

7・8 DT 24~26, CA 24~26 の盛土を排除。CD 37 の土器溜りを清掃。

7・9 DT 24~26, CA 22~26, CB 22~23 の発掘による盛土, および表土を一部除去。CB 22・23 で庭石を数個検出。CF 36・37 の土器溜りを掃除。銅銭が 10 枚出土。遺構実測。

7・10 DT 24~26, CA 22~26, CB 22~23 の盛土, 表土の一部を除去。CE 36, CF 36 の土器溜りの掃除完了。CE 35 土器溜り焼土層より「洪武通宝」出土。

7・11 CB 21 で池の石橋に続く石段を, CC 22 で池の底石を検出。

7・12 CB 21~23, CC 21・22 で庭石を数個, DS 26, DT 26, CA 26 で SB 09 の礎石を検出。

7・13 CC 21 で庭石を数個検出。

7・14 CA 22 で立石, CA 23, CB 22, CC 21 で池の底石を検出。池底面上より青磁片, 硯片, 木片, 丹か朱の塊出土。

7・17 池の埋土を除去。

7・18 池の中心立石の全貌をあきらかにする。

7・19 CB 29 の東南側を掃除。青磁, 染付片, 甕片など出土。

7・20 実測準備。

7・21, 22 遺構実測。

7・23 CA 29・CB 29 の南北小溝 (SD 74) は笏谷石で閉ざれていることが判明。溝中には炭混り焼土あり。CE 22・23 にかけて井戸 (SE 27) を検出。CF 21~24 の灰層を除去, CF 23 で南北溝 (SD 78) を検出。溝中の炭混り

2. 調査日誌

焼土より、土師質小皿片、摺鉢、甕などの破片出土。SD 78の東側全体に太い竹の炭片散在。CE 22~CG 22のSA 15穴列から西に焼土面が著しい。

7・24 CB 34, CC 33・34の焼土層、散石を除去。この石はほとんど松雲院関係のもの。CB 34より「寛永通宝」1枚出土。遺構実測。

7・25 遺構実測。

7・26 SE 27の発掘と遺構面の掃除。

7・28 SE 27の底まで発掘、木炭、甕、壺の破片、青磁陶器片、鉄製品、漆什器、桃の種など出土。CB 33の、SB 02礎石の北側半分をたちわり調査。礎石下面部より炭混り焼土層と土師質小皿片、陶器片を、焼土層下部より掘立柱穴を検出。SD 74の南の行方を砂利を除去して調査、延びていないことを確認。細部の写真撮影。本日より、調査を一時中止して10月から再開することにする。

10・15 発掘調査打合せ。

10・16 池南方の石垣裾の土を除去。

10・17 引き続き石垣を調査。石垣の西で、約2.5mはなれて石垣に平行する溝状のものを検出。

10・19 SB 10, 11の補足調査、CD 28に笏谷切石の抜きとり跡を、CC 22に礎石抜きとり跡を3個検出。GB 23で三和土らしき黄白色粘土を検出。湯殿跡へ登る階段の石垣を検出。

10・20 DS 24, 25で笏谷切石を検出。

10・21 DR 25, DS 25の東側石垣下で側溝らしいものを、階段の西側で溝(SD 72)を検出。

10・22 階段下SD 72の堆積土を調査。

10・23 池南側中段石垣の調査。SX 86の発掘。

10・24 SX 86の天井石を6枚検出。SG 20の西南側を発掘。

10・25 SX 86の掃除。SG 20の土砂運搬。調査終了。

昭和44年度発掘調査 昭和44年6月20日~9月11日、10月7日~11月15日。

6・20 DS 23を地山まで発掘。DT 21で、溝(SD 71)とそれに並ぶ石段を検出。

6・22 CA 17・18のSD 71を調査。溝側石は灰を含む黄色土混り褐色土にのっている。

6・23 DS 23・24で石段の登り口を、DT 20, CA 20でSD 71と石段の石を3個検出。

6・24 DR 23・24の盛土、CA 21・22, CB 21・22, CC 21の青褐色崩壊土砂、CF 33・34の土層調査用畦を除去。

6・25 CF土層調査用畦を25ライン付近まで除去。中心立石の左に滝口の段石を2個検出。池の堆積には有機物、木片、青磁片、杉皮片などを含む。

6・27 中心立石左の滝口付近を調査。

6・28 DS 17付近の盛土と表土を除去。

7・12 松雲院跡を発掘。

7・14 SB 10を調査。

7・15 SB 10付近の山土を排除。

7・16 CG 31・32で礎石を検出。

7・17 CI 31・32にかけて石敷と井戸跡(SE 49)を検出。

7・18 CG 29~33, CH 29~33, CI 29~33, CJ 29~33の遺構検出を完了。

7・19, 20 CG 25~28, CH 25~28, CI 25~28, CJ 25~28の排土作業。

7・21 CG 25~28, CH 25~28, CI 25~28, CJ 25~28の遺構検出。

7・22 CG 25~28, CH 25~28, CI 25~28, CJ 25~28の焼土灰層面を掃除。Gライン以南の土層調査用畦を除去。

7・24 東南山腹の石を除去。Kラインに土層調査用畦を設定。

7・25 遺構面上の黄色土層は山側方向に厚くなる。

7・26 Gライン南側の21ラインを発掘、小穴を検出。黄色土層から染付、青磁の破片出土。

7・27 Iラインより南、23ライン東で遺構面上の黒の灰層がなくなる。CF 23~CH 23で笏谷切石を5個検出。CH 21・22でSD 78を検出。染付茶碗の破片などが多数出土。

7・28 21ライン東側の土層を調査。黄色土は北に行くほど厚くなる。

7・29 CH 20付近で山砂利を検出。CI 21付近は黒灰層が特に著しく厚さが20cmほどである。

7・30 CI 21で笏谷切石を4個(SX 46), CJ 21で土塊(SK 48), CI 22・23, CJ 22・23でSB 44の礎石を検出。

8・1 CK 24, CL 24黒色灰層で溝(SD 81)を検出。CM 22・23の暗紫色土を除去、石敷(SX 52)を検出。

8・2 Oラインに土層調査用畦を設定。

8・4 CK 25~28, CL 25~28, CM 25~28, CN 25~28で遺構検出、SB 33, 34の礎石を一部検出。黒灰層はNラインより北ではほとんどなくなり、黒色茶褐土層にかわる。

8・6 CL 29で木炭の多い部分(SX 32)を検出。

8・7 CA 18付近のSD 71を調査。CJ 25~28のSD 93を掃除、土師質土器片を多数採取。

8・10, 11 東側斜面の表土を排除。

8・12 斜面の表土を排除、笏谷切石の溝側石(SD 71)を検出。CG 24~33の土層調査用畦を除去。

8・13 CK 29~33, CL 29~33, CN 29~33の埋土、東斜面の表土を除去。

8・14 斜面のSD 71は右下方で折れて、池(SG 20)に連なることが判明。

8・15 SD 71の調査を完了。溝に沿った石段の石を3個検出。CD 18付近で、北土塁上部に続くと思われる山腹斜面地山を削平して造成した幅60cmの小道を検出。

8・17 側石が笏谷切石のSD 71を補足調査。CC 18の屈曲する部分は一部暗渠になるらしい。

8・18 東斜面裾と遺構面の取り付けを調査。造作はみられない。

第3章 発掘調査の経過

8・19 館跡東北部の埋土は、山腹より投下されたものと推定。池にかかる石橋から山裾に沿ってのびる玉石の飛石段を検出。Gラインの土層調査用畦を除去。

8・20 館跡東北斜面の排土作業を完了。CK 21・22, CL 21・22, CM 21 の埋土を除去。24 ラインより東の遺構面上の暗紫色土は、木炭や朝倉時代の遺物を多く含む。

8・21 CK 20~22, CL 20~22 の埋土を除去。漆塗の木片出土。焼土層上面の起伏が大きく、焼土をこの付近に集めたことが推定される。CL 29 の SX 32 付近に焼土が多量に集中、これより土師質小皿片、釜など出土。

8・22 CK 20~CM 20 の埋土を除去。SD 78 を検出。溝の側石は紫色土の地山を削って据えられている。SD 78 の西に SX 52 を検出。かなり多くの石製品、少量の漆器片、壺破片など出土。CL 29, CM 29 の焼土層を発掘、東西溝 (SD 92) を検出。溝より、より紐でくくられた銅銭が100枚ほど出土。

8・23 土層調査用畦を除去。

8・24 SX 52 東側の赤色焼土層を発掘、磁器片が多く出土。SX 52 西の SD 81 から骨、多くの石製品出土。石組 (SK 39) を検出。29ラインの土層を実測。

8・25 SB 10 を灰混り焼土まで発掘。

8・26 館東部にトレンチを入れ、焼土層を追跡。土塁と埋土の境は明瞭でないが、北土塁際で焼土はなくなる。

8・27 CK 20~22, CL 20~22, CM 20~22, CN 20~22 の焼土を除去。SD 78 より漆塗木製茶入様のもの出土。CO 20・21 で溝状石列 (SD 79) を検出。

8・28 CN 21~24, CO 21~24, CP 21~24, CQ 21~24 の焼土層を除去。SB 40, 41, SC 43 の礎石を検出。CP 22・23, CQ 22・23 の焼土層は、他の焼土層より30cm位高く、その下には黒色灰層がある。黒色灰層も排除。

8・29 CP 21, CQ 21 の SD 78 を発掘。漆器出土。

8・30 CQ 22 付近で、焼土層を整地して建てたらしい上層遺構の礎石と焼面を検出。

8・31 CN 28~31, CO 28~31, CP 28~31, CQ 28~31 の床土を排除。

9・1 紫色土およびその下の焼土層を除去。黄褐色粘土上面で SB 34 の礎石を検出。

9・8 SB 34 西北部の礎石を3個検出。

9・9 北土塁の南側を33ラインまで遺構検出。SB 34 南側の SD 92 は、建物より西にのびる。

9・10 バックホーで発掘予定地の排土を行う。

9・11 35ラインの土層を調査。SD 73 から北には焼土層がほとんどみられない。

10・7 SB 34 の礎石は、焼土、炭、土器片混入の土層にのっている。石敷 (SX 51) を検出、SX 51 は赤茶色焼土にのっている。

10・8 CK 32~38, CL 32~38, CM 32~38, CN 32~38, CO 32~38 で遺構検出、SD 73 より南側は褐色灰混り土を遺構面として発掘。SD 73 北に赤土 (焼土?) を検出。

10・9 CH 34~36, CI 34~36, CJ 34~36, CK 34~36, CL 34~36 で遺構検出。CH 34~36 に土師質小皿片、甕

の破片が多く散在。

10・11 焼土層は SB 10 西側33ラインで少し下がる。CF 33~CK 33 焼土面中でバラス敷を検出。

10・12 CB 36・37, CC 36・37, CD 36・37 の遺構検出完了。CG 23, CH 23 で SD 78 の東側を検出。

10・13 SD 78, SX 46, SK 48 の調査。CJ 20 の SD 78 の側石は紫色の地盤にのっている。

10・14 遺構面の掃除。SB 10 の礎石抜きとり穴を1個検出。埋土は黄色土である。CJ 30, CK 30 の SD 92 より土師質小皿片多数、金属製品数点出土。

10・15 CJ 30・31 で SD 93 を検出。

10・16 CI 36 付近の黒灰層より銅銭2枚出土。CJ 37・38 で三和土状のものを検出。

10・17 掃除完了。

10・18~19 写真撮影。

10・20~22 実測準備。

10・23~11・15 遺構実測。調査終了。

第1次調査 昭和46年7月29日~9月8日, 10月18日~12月8日。

7・29 発掘調査を開始 発掘地区設定。

7・30 土塁 (SA 58) 内側にトレンチを入れ、土層を調査。

8・2 ベルトコンベアで排土作業開始。

8・5 北土塁内側に発掘トレンチを5本設定し発掘。

8・7 排土作業。石組を一部検出。

8・9 SA 58 を調査、暗渠 (SX 84) を検出。

8・10 溝 (SD 82) を調査。

8・11 西側へ石垣を追跡。

8・12 東側へ SA 58 を追跡。

8・13~18 SA 58 を調査。

8・19 SX 84 の北側排水出口を検出。

8・20 北門を検出するためトレンチを2本設定。

8・21 門のトレンチを拡張調査。土塁裾排水溝を調査。

8・23 北側遺構の清掃。

8・24 SA 58 の外側の線を検出。

8・25 SB 55 を検出、西に石垣を追跡。

8・30 階段 (SX 62) を検出。

9・1 土塁裾の排水溝を追跡。

9・2 土塁内側の排土作業。

9・3 SA 58 上の黒色土を除去。

9・4 階段 (SX 63) を検出。

9・8 SA 58 の裾を発掘。

10・18 SA 58 の補足調査。

10・19 SA 58 上面の掃除。

10・20 SA 58 の掃除。

10・21 SA 58 の写真撮影。

11・12 撮影基準点を設定。

11・13 SA 58 内壁石垣を写真測量撮影。

11・27 SA 58 実測の遺形を設定。

11・29, 30 実測基準水糸を設定。

2. 調査日誌

- 12・1 SA 58 上に水系を設定。遺構実測。
- 12・2 SA 58 上東側に水系を設定。遺構実測。
- 12・3 遺構実測。
- 12・4 SA 58 西側に水系を設定。遺構実測。
- 12・5～8 遺構実測。

第2次調査 昭和46年9月16日～20日, 11月2日～17日。

- 9・16, 17 SD 71 の延長部を調査, 表土下 40～50cm で石組みを検出。
- 9・20 SD 71 の清掃。
- 10・21 SD 71 の写真撮影。
- 11・2, 3 SD 71 の延長部を調査。
- 11・17 SD 71 の延長部を実測。

第3次調査 昭和46年8月23日～11月23日, 昭和47年3月27日～30日, 5月6日～30日。

- 8・23 南側土塁 (SA 60) に発掘トレンチを3箇所設定。
- 8・26 排水溝 (SD 90) を調査。
- 8・27 SA 60 の石組上端を検出。SD 90 を発掘調査追跡。
- 8・28 西側暗渠 (SX 107) までの排水溝の発掘を完了。
- 9・7 SA 60 のトレンチを拡張。
- 9・9 SA 60 の発掘。
- 9・10 SA 60 上の表土を除去。
- 9・11 隅槽 (SB 57) 上の表土を除去, 10cm 下で黄色土を検出。
- 9・13 DH 35 付近の SA 60 を発掘。
- 9・14 SA 60 の斜面を発掘。
- 9・21 SA 60 の表土を除去。
- 9・23, 25 SA 60 の内側裾を調査。
- 9・28 DE 39, DF 39 の転石を排除。
- 9・29 DE 39, DF 39 を調査, 中央に川原石をたてた石列 (SB 56) を検出。石列の前面に 1cm 厚の焼土層を検出。
- 9・30 SB 56 の柱穴を検出。
- 10・1 SA 60 の壁面を調査。
- 10・2 西側土塁 (SA 59) 下側遺構 (SX 66?) を調査。
- 10・4 SA 59 石垣の南端を確認。SB 57 付近に焼土甚だ多し。
- 10・5, 6 SB 57 下内側の表土を除去。
- 10・7 義墓所前の表土を除去。
- 10・8 墓所西側の表土を除去。
- 10・9 SE 26 西側の表土を除去。
- 10・12 SA 59 下内側の表土を除去。SB 57 下で石組 (SX 67) を検出。
- 10・13 SA 59 上面の表土を除去。
- 10・14 墓所前に発掘トレンチを3本設定。SA 59 斜面の表土を除去。
- 10・15 SA 59 内側の表土を除去。
- 10・16 SA 59 内側の石垣を2段まで検出。

- 10・21 SA 59 の階段 (SX 65) を検出。
- 10・22 SA 59 の表土を除去。階段 (SX 64) を検出。
- 10・23 SX 64 と SX 65 間の石垣根石を発掘。
- 10・25 SA 59 外側肩部の表土を除去。
- 10・28 SX 64 から唐門 (SB 100) までの根石を追跡。
- 10・29 SX 64 から SB 57 までの遺構を調査。石垣が重複していることが判明。
- 10・30 転石の片付け。
- 11・1 墓所前の転石の片付けと排土作業。
- 11・2 転石の片付けと排土作業。SB 57 付近の遺構検出。
- 11・3～6 排土作業。
- 11・11 SE 26 の北側を発掘。
- 11・12 表土を除去。
- 11・13 SA 59 を清掃。
- 11・14 SA 59 の撮影基準点を設定。
- 11・15 SA 59 内壁石垣の写真測量撮影。墓所前の表土を除去。
- 11・18 表土の除去を完了。石列 (SX 95) を検出。
- 11・19 墓所前第Ⅱ層, 墓所西側の表土を除去。SX 95 を追跡。
- 11・20 墓所前第Ⅱ層, 墓所西側の表土を除去。SX 95 西側の石列を検出できず。バルーンによる写真測量撮影の基準点を設定。
- 11・21 基準点設定と撮影の準備。
- 11・23 バルーンで庭園 (SG 20) の写真測量撮影。
- 12・20 井戸 (SE 26) を発掘, 4.2m のところから「きせる」2本, 底板の半分出土。
- 12・21 SE 26 を発掘, 4.5m のところから釣瓶板, 底板出土。
- 3・27 SE 26 を発掘, 井戸枠を検出。「キセル」1本, 笏谷石片出土。
- 3・28 SE 26 を写真撮影。
- 3・29, 30 写真撮影。
- 5・6～11 実測準備。
- 5・12～30 遺構実測。

第5次調査 昭和47年10月11日～11月21日, 昭和48年4月18日～5月8日。

- 10・11 CI 39, CK 39 の表土下 10cm で松雲院の礎石を, CJ 39, CK 39 の表土下 40cm の焼土面で SB 53 の礎石を3個検出。
- 10・12 CI 40・41 で東西方向の松雲院の石敷を, CJ 40・41, CK 40・41, CL 41, CM 41 で SB 53 の礎石を検出。
- 10・13 CI 39～41, CJ 39～41, CK 39～41, CL 39～41, CM 39～41 にかけて SB 53 の礎石を検出。礎石は黄褐色整地土に据っている。SB 53 は南北7間と判明。なお北から3, 4番目の柱間に幅 40cm, 深さ 30cm の南北溝と小礎石を検出。溝埋土は遺物, 焼土, 炭を多く含む。CC 40 の小穴から灯明皿の完形品が10数個出土。
- 10・14 CI 42～CM 42 で SB 53 の礎石を, CK 48～CM

第3章 発掘調査の経過

- 48 で SB 105 の礎石を検出。
- 10・16 CJ 43~CM 43 で SB 53 の礎石抜きとり穴を、CL 44, CM 44, CN 43・44 で SB 53 の雨落溝を検出。
- 10・17 CJ 45~CN 45 で南北溝 (SD 102) を、CN 45 で溝側石らしきものを2個検出。
- 10・18 47ラインで一乗谷支所の基壇化粧南北石列を検出。SD 102 は CJ 45 で西に曲り、この石列の下にはいる。CK 48, CM 48, CN 48 東側の SB 105 の礎石と CN 48 の東西玉石溝は黒土の上のっている。
- 10・19 CJ 49 で、SA 58 石垣の裾の石を2個検出。
- 10・20 CI 48, CJ 48 で SB 105 の礎石を検出。
- 10・21 CD 39 で SB 05 の礎石を検出。礎石は、焼土面下の黄褐色土の上のっている。
- 10・24 47ラインの役場支所基壇化粧石列、CH 47 の万霊塔基壇石を除去。
- 10・25 48ラインと CN 45~47 で素掘りの SD 102 を検出。埋土に炭、焼土が少量混っている。CJ 46, CK 46 で土塊を2個検出。
- 10・26 SD 102 を CG 47 まで検出、CA 44~47, CB 47~CE 47, CF 48 で溝 (SD 101) を検出。SD 101 は暗褐色土遺構面より上にある。
- 10・30 CA 44~CG 44, CA 45~CG 45, CD 46~CG 46 にかけて遺構検出。
- 11・1 CA 42, 43 で SD 101 の東西溝を検出。
- 11・2 CF 42 付近で広範囲に焼土面を検出。
- 11・13 CI 38~CL 38, CK 39, CL 39, CL 40 で SB 53 の礎石を検出。CK 39, CL 39 の溝状ほりかたより鉄製小刀出土。
- 11・14 CI 39~CI 42 で SB 53 の雨落溝を、CK 40~42, CL 40~42 で SB 53 の溝状遺構を5条検出。
- 11・20 CB 39~41, CC 39・40, CD 39・40 で SB 05 の礎石を検出。CD 39 付近の礎石は黄色整地土の上のっている。
- 11・21 石垣付近の掃除。
- 4・19 写真撮影のため掃除。根石 (SB 106?) を検出。
- 4・20, 21 写真撮影のため掃除。
- 4・23 写真撮影。
- 4・24 写真撮影。実測準備。
- 4・25, 26 実測準備。
- 4・26~5・8 遺構実測、調査終了。

第9次発掘調査 昭和48年8月1日~9月12日。

- 8・1 発掘準備。
- 8・2 暗渠 (SX 86) 出口下に石垣を検出。
- 8・3 SX 86 下石垣を発掘。濠 (SD 108) の地山の南側斜面を検出。灯明皿片多量に出土。
- 8・4 灰褐色粘土層上面まで発掘。将棋の駒出土。
- 8・6 SD 108 の、地山北側斜面を検出。灰褐色粘土下の灰褐色有機質砂層は多量の木片、土器片、自然遺物を含む。
- 8・7 発掘地区西南隅 SD 108 を調査。

- 8・8 SD 108 北側を西にむかって発掘。多数の漆塗碗、曲物、「永禄四年五月吉日」の銘がある墨書木札出土。
- 8・9 SD 108 北西側斜面を検出。墨書木片、将棋の駒出土。
- 8・10 SD 108 底の、厚さ1mほどの土砂を残し、上層の堆積土の除去を完了。
- 8・11 西側から SD 108 底の検出を開始。曲物、鏝出土。
- 8・13 CS 45 で SD 108 の底を検出。底までの堆積土が、まだ厚さ1.3mほど残っている。
- 8・17 CS 41~44 の灰褐色有機質土を排除。CS 41・42 で落葉樹の葉が比較的多い。木製の舟の模型、木札3枚、曲物等出土。
- 8・18 CS 40・41 の暗灰褐色有機質粘質土層を発掘。漆塗碗、曲物、竹製籠、箆、「慶元通宝」など出土。
- 8・21 CR 43, CS 41~43 で、灰褐色有機質土層下の樹枝葉を豊富に含む暗灰褐色有機質粘質土を排除。植物製編物、将棋の駒出土。
- 8・22 CS 40 の SX 86 出口付近で、65cm 厚の川砂の堆積を検出。将棋の駒、漆塗碗、曲物など出土。
- 8・23 CS 40・41 付近の、暗灰褐色有機質粘質土を除去。発掘区東端壁面 CS 40 より、花粉分析用土壌サンプルを採取。将棋の駒、曲物、碗など出土。
- 8・24 CS 40 の褐色礫混り有機質土、CS 43・44 の暗灰褐色有機質粘質土を除去。「永禄十年」の銘がある木簡、漆塗碗、曲物、竹製容器など出土。
- 8・25 CS 40 の土器片を豊富に含む砂利層と、CR 44, CS 41, 43 の土器片、貝殻を多く含む砂利、礫混り灰褐色有機質土を除去。将棋の駒、曲物、天目茶碗片、土鈴など出土。
- 8・27 CS 40~44 の砂利、礫混り灰褐色有機質土を排除。CS 44 の北側斜面で石積を検出。CS 43 で、刀身と鞘の一部が出土。
- 8・28 CS 40 で、灰褐色砂利混り有機質層下部の灰色砂質土を除去。耳皿片出土。CS 40~43, CS 42・43, CR 44・45 の灰褐色砂利混り有機質土を除去。木簡、漆塗碗、瓦器製蓋。土鈴、毛抜きなど出土。
- 8・29 CS 43・44 で、SD 108 底上の灰色砂質層上面まで、自然遺物を含む灰褐色砂利混り有機質土を除去。「秋」と銘のある墨書木片、将棋の駒、漆塗碗、櫛破片など出土。
- 8・30, 31 SD 108 北側斜面の調査。
- 9・1 礫を多く含む暗青灰色土の地山の SD 108 底を検出。その上に遺物を含まない5cm厚の灰色砂質土層の堆積がある。この下の地山面上から、割られた木片出土。
- 9・5 泥土を排除。遺構清掃。
- 9・6 掃除。写真撮影。
- 9・7 写真撮影。
- 9・10 実測準備。
- 9・11 遺構実測。
- 9・12 調査完了。

第4章 遺 跡

1. 発掘前の状況

朝倉館跡は、遺跡の中央南寄りの東部山麓に位置し、地籍は福井市城戸ノ内町22番6号の1・2, 7号の1・2・3, 8号, 9号, 15号, 19号の3に属する。このうち、土塁を含む館内の地番は8号であり、地目は境内であり、南外濠は19号の3で原野、残る西外濠と北外濠の地目は田となっていた (Fig. 3)。

この地は、小字「新御殿」の東北部にあたり、館跡としては、字「新御殿」から「水谷」、「蛇谷」にかけての山裾を階段状に削平して造成された館跡群の中で、最も北方の位置をしめるものであり、最も低地に造営されたものである。朝倉館跡の北方は柳馬場跡・西方は犬馬場跡とよばれる平地が続き、南方は新御殿跡とよばれる居館跡に隣接している。また、東南方には石組の庭園で知られる湯殿跡の台地が続き、東北方の台地には足利義秋の観桜宴があったという南陽寺跡があって、この館跡が居館群の中で最も重要な位置をしめていたことがうかがえる。なお、館跡の方位は、県道に面している土塁の左端が大体北となる向きであるが、記述の便宜上、以下県道側を西、山側を東とする。また、遺構も方位と正しく一致しておらず、例えば館内最大の規模を有する建物 SB10 の南北軸線は、真北方向から $37^{\circ}6'3''$ 北で東へずれている。しかしながら、遺構の記述の場合も館跡と同じように山側を東として記述することにしておく。

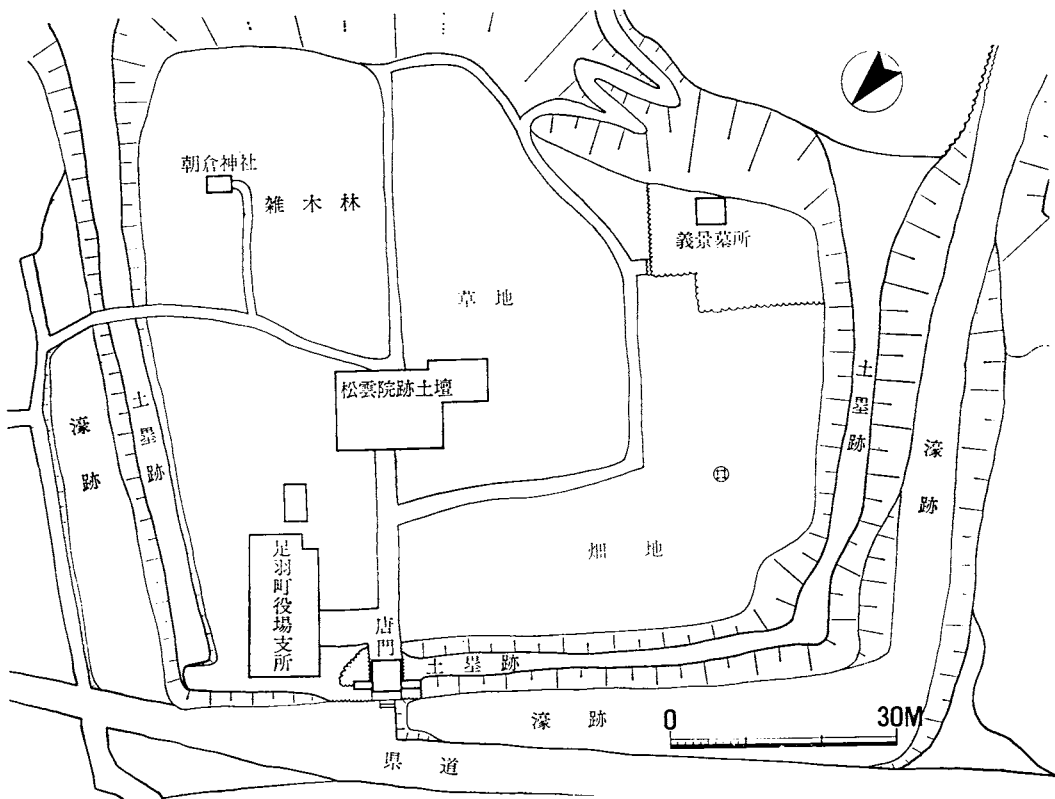


Fig. 3 発掘前の朝倉館平面図

館跡の奥にあたる東方は、山を削った崖面となっているが、南・北・西の三方には、幅 7m・高さ 2m ほどの土塁の痕跡がよく残っていた。特に西南隅部は、高さ 5m ほどに盛り、そこに隅櫓のような施設があったのではないかと予想された。土塁の外方には、幅 5m ほどの周田より一段低い水田がめぐっており、これが濠跡であることを明確に示していた。ただ、西外濠は、遺跡を南北に縦断する県道足羽北中線によって、北半部が埋め立てられていたが、外濠の西北隅部は県道の西方にずれていたため、その痕跡をよく残していた。

外濠は、土塁の周田のみでなく、さらに空濠となって東方の山の斜面にのびている。南外濠は、南面土塁の付根から、空濠となって東方へのびる。この空濠は、湯殿跡と中の御殿跡の間をぬけて東へのび、湯殿跡東方にある観音山の背後を北に進んで南陽寺跡の東南隅に達する。そして、ここから山の斜面を西方に下って北外濠に続いている。すなわち、外濠は館の周田を一巡していることが、現地形の観察から明らかである。

土塁の長さは、西面土塁が約 90m、北面土塁も約 90m であり、この館が大体外濠も含めて方一町の規模で計画されたのではないかと推測された。しかし山際から西方に向う南北両土塁が、やや内すぼみにのびて西面土塁と合するので、その平面形は方形にはならず、むしろ台形に近い形をとり、正確な方 1 町の規模を有するものではない。三方に残る土塁のうち、西面土塁のみは北部の 25m ほどの部分が基底部近くまで削平されていた他は、よく残っていた。一部には土塁内壁の石垣らしい石積がみられ、ほぼ旧状に近いものであると考えられた。西面土塁の北端から 30m ほど南に寄ったところには、旧松雲院の門であった向唐門が建っており、そこから館内に入るようになっていた。南北両土塁には、出入口の施設は何も認められなかった。ただ、北面土塁の中ほどに、土塁の上を横断する小道があったが、これは明らかに後世のものであって、館とは直接関係のないものである。

土塁内部は、朝倉氏滅亡後義景を弔うために松雲院が建立され、昭和39年に松雲院が福井市足羽1丁目の心月寺に併合されて建物が撤去されるまでの間は、寺地となっていた。したがって、館内には松雲院関係の遺構が所々に露呈していた。唐門を入れて 30m 進んだところには、松雲院本堂と庫裏の基壇がみられ、東南隅には寛文3（1663）年造立された義景墓と松雲院歴代住職の墓をまつる墓地があった。また、館内の方々に石仏・五輪塔などが散在していた。

一方、館内西北隅部には、足羽町役場一乗谷支所の建物が存在していた。この建物は、明治41（1908）年に一乗谷村役場として建てられ、昭和15（1940）年に改築されたものであって、この村役場建設の時に西面土塁北部が削平されたようである。なお、この建物は、足羽町が福井市に合併された後の昭和47（1972）年に撤去された。この他に、館内北部東よりのところには、赤湊明神を祭神とする朝倉神社の小社殿が建立されていた。

これら諸施設の周辺部を除いた館内の大部分は、すべて荒地となっていた。北部東半は雑木林となっており、中央東部はかつて畑であったものが打ちすてられて草地となっていた。また南部は、水田や果樹園であったのが、荒れ果てて草地となり、その中に桃や柿の木が数本残っていた。館内がこのような状況であったので、発掘前に館内のいずれにどのような遺構があるかについては、まったく不明で何の予想もたてられなかったのである。

館内は、畑や水田、果樹園になっていたもので、ほぼ平坦になっていたが、それでも東部の山際が高く、西に向って漸次低くなっていた。北東隅部の最高地点で海拔 52.5m をはかり、中央部で 51.5m、最も低い西端部中央で 51.0m となっていた。

2. 層位と整地

昭和43年からの6次にわたる発掘調査で、土塁を含めた館内全域と、北外濠の一部を明らかにした。ただ、館内東南隅にある義景墓所 200m² は、未調査のままである。調査面積は、8195m² で、検出した主な遺構は、建物16、廊2、門3、櫓1、土塁3、柵3、障壁2、中庭2、花壇1、階段6、池1、井戸4、溝19、暗渠4、外濠1などである。

現地表面から検出遺構面までの深さは、東の山際で 1.1m、中央部で 0.5m、西端部で 0.2m と西に進むにつれて浅くなっている。この層位は非常に単純であって、基本的には最下層の焼土・灰層、その上の赤褐色土整地層、最上層の表土層と、この3層からなる。ところが、整地層は東の山際では赤褐色土が非常に厚くて 0.9m 以上あるのに対し、南西に進むにつれて徐々に薄くなり、DA ライン以南と45ライン以西は整地層がなくなって、表土層のみとなっていた。遺構の残存状況も、これに呼応して東部から北部にかけては非常に良好であったが、南西部は大きく破壊されていた。なお、土塁に関しては、北面土塁東半部のみが本来の土塁幅の倍近くまで埋められて幅広となっていた他は、むしろ上面が削られたぐらいで、ほとんど当初の姿に近いままであった。ただ、北門と南門は、両側の土塁の高さにまで埋められていた。

各遺構は、建物1棟 (SB 106) を除いて、すべて同一遺構面で検出され、層位的な重なりはまったく認められなかった。館内東部における遺構面 (地山面) には、遺構の重複関係は1例も認められず、中央から西部にかけて整地された遺構面の下にも、トレンチで確かめた限りでは、下層遺構は何も認められなかった。そして、各遺構の直上には焼土が乗っており、表土層のみが覆っていた南西部の遺構も所々に焼面がみられ、礎石や敷石、溝石の表面が赤く焼けて、これらの遺構がすべて火によって廃絶したものであることを物語っていた。したがって、検出した遺構は、各々の築造時期の差はともかくとして、ある時期以降はすべてが同時に存在したものであって、最終的には火災によって消滅したと考えることができる。なお、館内の遺構面の海拔高をみると、東部山際は 51.50m、中央部で 51m、西端部で 50.6m となっており、東方の山際と西端部では約0.9mの差がみられた。

館の造成工事の状況を検討するために、いくつかの地点における地山の高さを計測してみた。まず、南面土塁では東方の付根部に近い土塁上面が地山となっており、海拔 56.0m であった。ところが西方の暗渠 SX 107 付近では、土塁基底部 (50.6m) でも地山は現われなかった。北面土塁でも、東方付根部では土塁上面が地山で 56.4m となり、北門の床面 (地山面) で 51.8m であるのに対し、西端部では土塁基底部 (51m) でも地山ではない。このことから、南北両土塁とも、東方の山際は地山を削り出し、西半部は盛土によって構築したものであることがわかった。もちろん、西面土塁も盛土によるものであることはいうまでもない。館内の遺構面は、東部が地山で 51.5m であるが、中央部から西方にかけては整地層の上にある。中央西よりでトレンチを入れて調べたところ、地山の高さは 50.3m であったが、西端部は地山面が低くて確かめられなかった。しかしながら、北外濠の南側壁にみられる地山の高さは、西端部で 48.6m であり、館内西端部の地山の高さもほぼこれに近いものであると考えられる。これらのことから、館造成前の旧地形を考えると、館内東端部では土塁の高さからみて少なくとも 55m の高さがあったであろうし、西端部付近では 48.6m となっているから、東から西へかけて相当急な傾斜面であったことになる。館敷地を造成するには、東側の山裾を削り、西方に 2m ほど盛土したのであろう。

3. 土 壘 と 門 (PL.2~9 第1図~4図 付図2)

朝倉館跡は、東に山を負い、北・西・南の三方には防禦施設としての土壘と外濠がめぐっている。各土壘には、門が1カ所ずつ開かれ、階段や櫓などの付属施設が各所に設けられている。また、北面土壘と南面土壘には、土壘内壁裾に石組溝が設けられて館内の排水を集めて、それぞれの土壘に設けられた凝灰岩切石箱組の暗渠を通じて、外濠に集められている。なお、外濠（について）は北外濠の一部を調査したのみであって、全体を明らかにしたものではない。

北面土壘 SA 58 館の北を限る土壘で、西面土壘に対し東で北にやや開いている。全長は83.25m^{註①}で、ほぼ中央に門が設けられている。土壘の内側裾線は、外側裾線がほぼ一直線に走るのに対し、北門 SB 55の東と西で大きく食違っている。したがって、土壘の幅が門の東と西とでは異なる。基底幅は、東端部で8.0m、SB 55 東側壁部で4.9m、西側壁部で6.9m、西端部は発掘の結果8.0m、上面幅はそれぞれの地点で2.3m、1.5m、4.0m、3.8mとなっている。土壘内側裾から上面までの土壘の高さについても、一様でなく場所によって相当な変化がみられ、前述の各地点での値は4.5m、1.0m、1.2m、1.4mとなり、東の山際から門東側壁までは急傾斜となっているが、門西側壁以西はほぼ水平となっている。この土壘上面が旧表であったかどうかについては、後述する階段のおさまりからみて、ほぼ当初のものに近いと推定される。

土壘内壁には、石垣が積まれている。ただその範囲は、門東側壁より東に22.5mよったところにある階段 SX 61 から西端部までの間で、SX 61 より東方は削り出したままの地山面であり、石垣は積まれていない。石垣は、40~70cm長の自然石の野面積で、3方の土壘内壁に積まれた石垣の中で最も残存度が良好で、ほぼ土壘上面まで残っていた。ただ門東側壁から東へ8m分の間は、破壊がひどく最下段の石のみが残っていたにすぎない。また、この部分は、最下段の石列が東方部のものより一段高くなっており、平面的にも北へ入りこんでいる。

SA 58の構築法は、東側の山に近い部分は地山削り出しであるが、西方部は盛土している。階段 SX 61 付近で、土壘の横断面を観察したところ、館内遺構面から0.8mほどの高さまでは地山が削り残され、その上に褐色土を積上げて構築していることが明らかとなった (Fig. 4)。

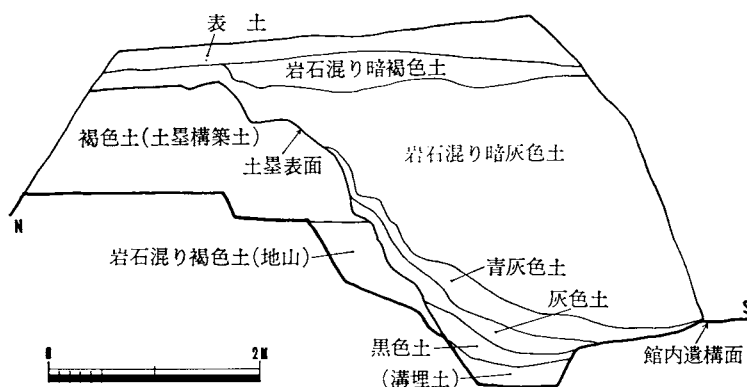


Fig. 4 土壘 SA58 断面図

なお、SA 58 内壁東端部から南へ続く館内東方の崖面は、池 SG 20 より北の部分については、山を削り出しただけの地山面であり、石垣が積まれていた痕跡は何も認められなかった。ただ、池南端より南面土壘までの間は、湯殿跡へ登る通路が設けられたこともあって、部分的に割石積の石垣が積まれたらしいが、未調査部分が多く全体を明らかにすることができなかった。

階段 SX 61 SA 58の東端部近くにある石組の階段で、土壘内壁石垣東端部に設けられている。SA 58には、土壘内方にとりこまれた3基の階段が設けられている。このうち、SX 61は土壘に斜方向に登るよ

3. 土 壘 と 門

うに作られているが、他の二者は土壘に直角方向に登るようになっている。

SX 61 の規模は、奥行 3.6m・幅 1.2m・高さ 1.95m で、階段は9段分が残存していた。各段は、40cm 長の石を2石から3石並べられており、踏面は下2段が 0.7m・0.5m とやや広いが、上の方は 0.3m とせまい。蹴上げは、大体 0.2m 前後である。土壘内側の階段側壁には、石垣が積まれていたようであるが、下方が破壊されていて上部にわずかしかなかった。

館内から SX 61 に至るには、その間に溝 SD 82 があり、この地点で幅が 0.8m あるので、橋のような施設があったかもしれないが、その痕跡は認められなかった。

階段 SX 62 SA 58 西方部に設けられた2基の階段のうちの東側にある階段で、門西側壁から 28m 西によったところにある。SA 58 内壁石垣に用いられたのと同様な自然石を利用して作った階段で、土壘内にとりこまれた、土壘に対し直角方向に登る階段である。

土壘と直角方向に作られた階段のいずれにも共通することは、階段側壁の最前端の石がその左右の土壘内壁石垣の積石を兼ねており、この石は階段側壁や石垣に使用されたものより大きくて、後者が横長に積まれているのに対し、縦長に使用されているのが特徴となっている。SX 62 の場合、この部分の石は東側が高さ 70cm、奥行 60cm、幅 40cm、西側は 55cm、30cm、40cm の大きさである。

階段規模は、奥行 1.3m、幅 1.6m、高さ 1.1m で、現在4段分残るが、当初は少なくとももう一段はあったらしい。各段は、30~60cm 長の石を4~5石並べており、踏面は 0.4m、蹴上げが 0.2m ほどのものである。階段の両側壁とも段石と同大の石が積まれ、残存度は比較的良好なものであった。

階段 SX 63 SX 62 の西方にあって、その間の心々距離は 12.57m (41.5尺) ある。SX 62 と構造、構築法が同様の階段で、残存状況は最も良好であった。奥行 1.7m・幅 1.65m・高さ 1.3m で、現在4段分しか残っていないが、抜穴からみて少なくとももう1段はあったらしい。

各段は、踏面が大体 0.3m、蹴上げが 0.2m 前後である。東西両壁とも石積がよく残り、最前端の側石は、東方は 20cm 長の石を2段つんだ上に高さ 50cm の石を2段に積み、西方は高さ 30cm の石を2段積んだ上に高さ 70cm の石を置いている。

SX 62・63 とともに、現在残る最上段あるいはその上の抜穴の位置が、SA 58 上面のほぼ半ば近くまで達しており、当初の階段がこれ以上高かったとすると、最上段は土壘上面の外壁近くまで達する可能性がでてくる。したがって、階段のおさまりからみると、土壘上面の高さは現在のものとさほど変わらないものであったと考えた方がよいであろう。とすると、館内から 1.5m 足らずの高さにあって、意外に低い感がある。あるいは、土壘上面に柵か塀のような施設が設けられていたのかもしれない。ただ、そのような施設の痕跡は、土壘上面では何も検出できなかった。

北門 SB 55 SA 58 の中央東よりに設けられた門である。主柱2本と控柱2本とからなる門で、主柱の礎石は土壘のほぼ中心線上に置かれている。礎石の大きさは、いずれも 70cm 長の上面平坦な自然石で、心々距離は 2.727m (9尺) である。主柱礎石より 1.818m (6尺) 内方に入った所に控柱の礎石があり、これは 50cm 大で主柱のものより一まわり小さい。主柱礎石間中央に、20cm 大の小石が置かれているのは、門の蹴放を支えるためのものであろう。

側壁は、西側では長さ 80~100cm・高さ 60~80cm の割石を積んだ石積の最下段のみが残っており、この石積は、土壘内壁から 5.3m 北方まで残存していた。東側は、50cm 大の自然石を使用した石積の最下段分のみが、土壘内壁から北へ 2m 分残っていた。両側壁とも、石積北端より土壘外側裾まではかなりの距離があるが、ここに石が積まれていたか否かは不明である。

館内から、門の支柱礎石列までは平坦で、溝 SD 85 北岸から北へ 3m までの間には所々に砂利が散布しているのが認められた。おそらく、この範囲は全面砂利敷であったのであろう。支柱礎石列から 4.5m 北方には、外濠内壁石垣の上端部と考えられる石列があり、支柱礎石列からこの石列までの間の遺構面は、外方へ約 $6^{\circ}30'$ 傾いている。外濠には、当然橋がかけられていたであろうが、この部分では明らかにできなかった。これに対し、SB 55 の内側を横切る SD 85 には、凝灰岩切石の橋が渡されていたらしく、破片が溝中から出土している。

北面土壘側溝 SD 82 館内東北隅から SA 58 内側裾に沿って北門 SB 55 東側壁まで流れる東西方向の石組溝で、全長は 32.5m ある。東端は SD 78 と、西端は SD 85 に接続している。

溝幅は、0.55m、深さ 0.3m で、側壁は 50cm 長の石が 1 段組まれている。南方の側石は、東端から 16m ほどの部分はすべて抜きとられ、それ以西も部分的に抜かれている箇所が多くみられた。これに対し、北方の側石は、比較的良好に残存していた。ただ階段 SX 61 以東の 12m 分は、もともと石組ではなく素掘りのままであったと考えられる。この溝は、SX 61 基底部のところまでは土壘裾に沿っているが、これ以西は土壘内側裾と溝北岸との間に 0.9m 幅の武者走りふうの平坦地が設けられており、この部分の北側壁は石が 2 段積み、北岸は南岸より 0.1~0.15m ほど高くなっている。

SD 82 は、東から西へ傾斜しているが、東端から 21.5m 西方にある暗渠 SX 84 以西は、溝底の高さが西へ行くにつれて高くなっている。したがって、SD 82 を流れる水は、東西両端から集まって SX 84 を通って、北外濠 SD 108 に流れこんだのであろう。

北面土壘側溝 SD 85 SB 55 東側壁の南方で SD 82 に接続し、そこから西へ 23m 流れて、暗渠 SX 86 に続く石組溝である。溝北壁の側石は、SB 55 西側壁以西は土壘内壁石垣をも兼ねており、南側壁は、40~50cm 長の自然石が少なくとも西方では 2 段以上積まれていたようである。幅は東端部で 0.25m、西端部で 0.7m、深さはそれぞれ 0.2m、0.4m となっている。

暗渠 SX 84 SB 55 東側壁から 13m 東方で、SD 82 から SA 58 を横断して SD 108 に達する凝灰岩切石箱組の暗渠である。入口部と、出口部の天井石を調査したのみで、全体が明らかでないが、構造・形状とも後述する SX 86・107 に相似たものである。ただ、他のものと異なる点は、入口部の底石が SD 82 の溝底を横断して溝の南側壁にまで達していることである。入口部の大きさは 0.33m 角である。なお、暗渠の傾斜は $7^{\circ}20'$ であった。

暗渠 SX 86 SA 58 西方部に設けられた凝灰岩切石箱組暗渠 (Fig. 5)。SB 55 西側壁から 19.5m 西によった地点にあって、全長は 7.5m をはかる。館内の主要排水路である SD 73・85・87 を流れる水のすべてを集めて、この暗渠で SD 108 に落すせいか、暗渠入口の内径が約 0.4m 角、出口部のそれが約 0.42m 角と他のものより大きく作られている。

箱組は、底石上面両端に 2 枚の側石を立て、その上に蓋石を乗せて、内部空間を方形になるように組合わされている。材はいずれも長方形の凝灰岩切石であるが、外面は切り取ったままの粗い仕上げであるのに対し、内面は丁寧に仕上げられている。底石上面の両側端と蓋石下面の両側端には、側石と組合せるための幅 15cm・深さ 3cm の切りかぎが作られているが、側石にはそのような特別な仕口はない。この箱組の構造はすべての暗渠に共通してみられるものである。

SX 86 の場合、蓋石上面までは検出したので蓋石の枚数・各寸法は明らかにしえたが、底石や側石については不明である。ただ、入口部と出口部の材の厚さは計測することができ、側石が 15cm、底石が 18cm であったので、その他の材もこれに近い厚みのものであったと考えられる。また側石の高さについては、

3. 土 壘 と 門

入口部のものが 43cm、出口部が 46cm であり、底石幅は 68cm と 70cm であった。蓋石は 6 枚からなり、最北の 1 枚を除いた 5 枚は長さ 95~105cm・幅 67cm で、ほぼ同大であるが、北端部の 1 枚は 145cm と長い。蓋石列の両端は、入口部で底石や側石の南端より 0.3m 北へずれており、出口部では側石北端より 0.4m 南へずれている。入口部の蓋石が側石・底石とずれているのは、SX 86 のみにみられる現象である。ただ、側石や底石南端が土壘内壁石垣面と一致していることをみれば、あるいは当初は一致していたものかもしれない。

出口の部分では、底石が側石北端よりも 0.7m 北へ突出しているが、これは当初からのものと考えられる。この暗渠の傾斜角度は $7^{\circ}53'$ であった。

西面土壘 SA 59 館の西を限る土壘であるが、唐門以北の約 26m 分は、削平されて基底部分のみ残存していた。全長は 81.3m である。土壘の幅は、南部の櫓 SB 57 の付根部で基底幅が 6.0m・上面幅が 2.6m、中央部の階段 SX 65 の北側で基底部 5.7m・上面幅 2.5m、北端部で基底幅 6.1m と、ほぼ似た数値を示す。また、高さも南端部の櫓から降りたところが 1.7m、SX 65 付近で 1.65m、唐門の南側で 1.7m とほぼ水平である。

土壘内壁には、野面積の石垣が設けられているが、残存度はあまり良好でない。唐門以北は、上部が削平されて基部の 1 石分のみが残っているにすぎない。唐門以南も、その北部は 30~40cm 高の基部の 1 石分のみが残っている程度である。階段 SX 65 以南からは 3 段分で 1m ほどの高さで残存している。石は 60~80cm 長のもので大半であるが、中には 150cm をこえる石も使用されている。

なお、階段 SX 65 南側壁より 14.5m 南によったところから、この石垣より 0.9m 東方に出っばって南に新たな石垣が土壘南端まで続く。この石垣も 50~70cm 長の自然石の野面積である。基底部は、北のものより 0.6m 高く、この石垣の裏側に北からの石垣が入りこんでいるので、これは後補のものであることは明らかである。

石垣の高さは、残存状況が悪いので明確にできないが、石垣裏込に使用されたと考えられる礫混り褐色土が、現存土壘上面まで残っていたことから、少なくとも現在の土壘上面までの高さには、積まれていたと考えられる。また、後述する階段のおさまりからみて、土壘の高さは現状とさほど変わらないと思われるから、西面土壘内壁の石垣は土壘上面に達するものであって、その高さは約 1.5m であったことになろう。なお、SA 59 はすべて盛土によって築かれたものである。

階段 SX 64 SA 59 に設けられている 2 基の階段のうち北よりのもので、SA 59 の中央やや北寄りに位置し、唐門南側壁より 10m 南によった所にある^{註(8)}。

構築法・構造は、北面土壘 SA 58 に設けられた SX 62・63 とまったく同じで、奥行 1.7m・幅 2.2m・高さ 1.5m の規模を有する階段は、現在 4 段分残っているが、最上段の上に、1 段分石を抜いた痕があり、当初は少なくとも 5 段はあったようである。両側壁は、石がほとんど抜きとられ、側壁最前端的石も南側のものが東方に倒れた状態で検出されたのみである。この石は高さ 166cm・奥行 70cm・幅 65cm の大きさである。各段は、40~80cm 長の自然石を 4~5 石並べたもので、踏面が 0.3~0.4m、蹴上が 0.3m となっている。

階段 SX 65 SX 64 と同様な構造の階段で、SX 64 の南にあり、その間の心々距離は 11.21m (37尺) である。現存規模は、奥行 2.2m、幅 1.8m、高さ 1.6m である。この階段の両側壁も大半の石が抜かれているがわずかに残る部分を見ると 50cm 長の自然石が用いられている。南側壁最前端的側石は東方にずれており、幅 100cm・奥行 90cm・高さ 140cm の大きさのものである。北側のものは基底部分の 1 石が残

っていたのみである。各段は、50cm 長の石を3～4石並べたもので、6段残っており、最上段は土塁上面と同一水平面にある。踏面は下3段が、0.4m 上3段が0.3m と一様でなく、蹴上げも0.2～0.3m とさまざまである。

SA 58 に対する SX 62・63 と同様に、SX 64・65 の SA 59 に対するおさまりから、SA 59 が現状よりさほど高かったものとは考えられず、この上部に何らかの施設があったかもしれないが、その痕跡を土塁上面で発見することはできなかった。

唐門 SB 100 西面土塁北よりに現存している向唐門で、支柱間の寸法は2.35m、控柱と支柱間が1.84mの規模のものである。この唐門は、朝倉氏滅亡後館内に建てられた松雲院の門であって、江戸時代のものである。ただ、SA 59 の他の部分に、門が設けられていた形跡はない。西面土塁に門があったことは、『朝倉亭御成記』や『朝倉始末記』に明らかであり、館内遺構の配置からみて、西が正面であったことは確実であるから、西面土塁に門が開かれていたことは間違いない。したがって、現在唐門のたてられている位置に、もとの門があったと考えられる。ただ、未調査であるので、規模や正確な位置については不明である。

石列 SX 66 SA 59 南部の内壁石垣補修部の前面に、幅0.9m・高さ0.15mの武者走り状の段が設けられ、この東端を20cm長の石を1列に並べて化粧している。この石列は、石垣補修部北端の前方で、0.8m 東へ張り出して、北へ9mのびそこで西へ直角に曲って土塁の石垣にとりついている。この張り出し部は、南部の武者走り状のものより0.2mほど高くなり、縁の石組も2段となっている。ただ、石を上下に2段積み重ねるのではなく、まず外縁に50cm長の石を1列並べ、さらにその内方1段上ったところに20cm大の石を並べた2段築成としている。この石列でかこまれたテラス状の段が、どのような性格を持つものかは判然としない。この SX 66 が、SA 59 築造と同時期に設けられたものではなく、後のものであることは、このテラス上面よりも土塁石垣の根が0.5m下にあって、テラス以北の土塁石垣基底部と連続していることから明らかである。

礎石建物 SB 105 SA 59 の北端部で、土塁内壁石垣に接して、南北方向の礎石列が東西に2列並んでいる。この部分は後世の破壊がひどく、土塁石垣基底部の石もかなり移動していて、この礎石列全体の規模は明らかでない。西方の石垣に接した礎石列は、3間分しか残っておらず、その柱間寸法は北から1.212m(4尺)、1.818m(6尺)、1.818mとなっている。この列から1.515m(5尺)東によったところにある礎石列は、2個しか残存していない。したがって、規模や性格についてはまったく不明であるが、あるいは SA 59 と関連したものであるかもしれない。

南面土塁 SA 60 館の南を限る土塁で、北面土塁と対称的に東で南にやや寄っている。全長は75mで、ほぼ中央に門が設けられている。土塁幅は一様でなく、箇所によって相当な変化が認められ、高さについてもさまざまである。基底幅は、東端付根部で13m・中央部で10.5m・西方の暗渠 SX 107 の地点で13mとなっており、各地点での上面幅は東から4m・5m・3.5mを測る。館内の遺構面からの高さは、東端部で4.5m、中央部で3.2m、西方部で3.25m、西面土塁との接続部で4.06mとなっている。ただ、この土塁上面が当初の上面であるか否かは不明である。また、土塁上面に柵か塀のような施設が、あったかどうかについても、何の痕跡も検出できず明らかにしえなかった。

土塁内壁斜面には石垣が積まれていたが、残存度はあまり良好でない。上部はほとんど抜きさられ、裾部のみしか残っておらず、東端部近くの最も良く残っている部分で高さ1.2mほどあった。この石垣が、本来どれだけの高さまであったかは不明である。ただ、石垣の裏込と考えられる礫混り土が、高さ2.5m

3. 土 塁 と 門

ほどまで残っていたことと、土塁内壁の傾斜角度が、下から2.5m付近までは $60^{\circ}\sim 70^{\circ}$ と急であるのに対し、これより上部は $36^{\circ}\sim 40^{\circ}$ となだらかになってることから、当初の石垣の高さは大体2.5mほどであって、その上はなかったものと推定される。ちなみに、南門 SB 56 の床面の高さは、館内遺構面から2.2mのところにある。

石垣の積み方は、部分によって3通りの差がみられる。第1は、東端部から西へ14m分の間で、40～60cm大の自然石を野面積にしたもので、石を横長に使用している。残存度があまり良くなく、下2～3段が残っているにすぎない。第2は、南門 SB 56 東側壁より西方への13m分で、長さ120～200cm・高さ100cm前後の石を横長に積んで、その隙間に20～30cm大の玉石をつめている。3方に残る土塁内壁石垣のうち、最も大きな石を使用している部分である。この部分も1段分が残るのみである。第3は、SB 56 東側壁から東へ7.6mの間で、石の積み方は第1と同じであるが、石垣の基底部は西方のものより0.2mほど高くなっている。また、第1・2の石垣部分よりも0.5mほど前面に出ており、西端部では第2部分の東端がこの内側に入りこんで行くので、第3の部分は後補のものであることが明らかである。なお、石垣の西端は、SX 107 西側壁より2m西のところであり、それ以西2mは抜きとられた痕跡が認められた。東に関しては、石垣は発掘区東端をこえてのびており、どこまで続いていたのかを明らかにすることはできなかった。

暗渠 SX 107 北半部を検出したさい、南面土塁の土層を観察して構築法を検討した。それは、まず礫混り灰茶色土を約2mの高さに盛り上げて土塁の基部を作る。それから、その中央に幅2.5m・深さ1.3mの溝を土塁方向に沿って掘り、そこに礫混り茶色粘土と黒灰色土を相互に叩きしめながら3.4mの高さまで盛上げて、土塁の芯を作る。さらに、この芯を包みこむように礫入り茶褐色土を0.7m積み上げて、高さ4.4mの土塁を構築するのである。このように、この部分の土塁構築は、非常に念入りに行なわれているが、これは南面土塁すべてにわたったものではない。東方の山際では、明らかに地山削り出しによって作り出した部分も認められる。この断面観察箇所は、隅櫓 SB 57 に近いところであるから、特別念入りに構築する必要があったのかもしれない。

南門 SB 56 SA 60 のほぼ中央に設けられた門である。門の東側壁、西側壁とも長さ40～70cmの自然石を2～3段に積んでおり、高さは約1mである。東西両側壁間の距離は、南端で2.3m、中央で2.6m、北端が3mと、館内に向かって広がった平面形をなしている。

土塁のほぼ中心線上で、東西両側壁に接して、門柱の掘立柱穴が1個ずつ検出された。円形で径は0.4mあり、深さは東方のものが1.1m、西が1mで、共に平たい石が1個置かれていた。柱穴心々間の距離は、2.273m(7.5尺)となっている。ただ、柱が丸柱であったのか角柱であったのかについては不明である。柱穴間には20cm長の石が2列に並べられたらしく、中央に0.8m分残っていた。蹴放を受ける地覆石であろう。

掘立柱間石列から南と北に2.424m(8尺)の間は平坦面で、この東西2.273m・南北4.848mの範囲が門敷地と考えてよいであろう。この平坦面北端以北は土塁内壁斜面となり、南端南方にはこの面より0.6m低い東西2.3m・南北1.8mの平坦面があり、その南が土塁外壁斜面となっている。この平坦面に50cm大の石が数個検出されたが、本来のものではなく転石であろう。この1段低い平坦面は、朝倉館跡南方の新御殿跡に通ずるための南外濠にかけられた橋の北端をうける施設であると考えられる。

南門の床面は、前言したように館内遺構面より2.2m高く、門はSA 60の中腹に設けられている。この門の海拔高をみると53.4m、館南方の新御殿跡の海拔高が53.2mではほぼ水平になる。したがって、門

の床面を土塁中腹まで上げたのは、橋を水平にかけるためと思われる。館内からこの門に登るには、階段か梯子のような施設が必要であったはずであるが、その痕跡は発見できなかった。ただ、南門のほぼ正面で、土塁石垣より 2.6m 北に寄ったところに、南北溝 SD 89 をはさんで径 0.2m・深さ 0.4m の小穴が 2 個、東西 1.35m の間隔で並んでいる (SX 112)。これが何であるかは判然としないが、その位置からみて、南門に登るための施設に関連したものであるかもしれない。

発掘時の所見では、門床面から土塁上面まで 50~80cm 大の石がぎっしり詰っており、明らかに人工的に石を埋めこんだものであった。

隅櫓 SB 57 南面土塁と西面土塁が接続する土塁西南隅部は、土塁の他の部より一段高くなって、館内遺構面より 4m の比高を測り、東西 10m・南北 6m の平坦地となっている。この隅部内壁裾は、現状では西から東に進むにつれて南へよっていき、本来は SA 59 内壁石垣南端部から直角に東へ折れまがって 8m のび、そこで南にまがって 4.5m 進んで SA 60 内壁石垣西端部にとりついていたことが、盛土の差から明らかにできた。したがって、隅部上面ももとは広くて長方形になっていたであろう。この上面にも、何ら遺構は検出されなかった。

この長方形の裾線から、北側に 1.5m よったところと、東側に 0.5m 離れたところに礎石列がある。東西方向の礎石列は 4 個で、その東端礎石から南方に直角よりやや開きぎみに、南北方向に 3 個の礎石がならんでいる。東西方向の礎石間隔は、1.970m (6.5 尺) 等間であるが、南北は北から 2.121m (7 尺)、1.515m (5 尺)、1.818m (6 尺) と不ぞろいである。礎石は、大体 60cm 前後の自然石で、東西方向列には礎石の間に 40cm 長の狭間石が敷かれており、南北方向のものにも敷かれていたらしい痕跡が一部に残っている。但し、この狭間石が面を南にそろえているのは、そのすぐ北にある石組 SX 67 と関係するものであろう。

この礎石列が、どのような性格のものであったかをにわかに決定し難いが、土塁隅部の長方形平坦部とかわりがあるとするならば、この礎石列に柱をたて、その上に桁を乗せて他端を土塁上面で受け、櫓を組上げるような、いわゆる舞台作りの櫓がここにあったと考えてもよいであろう。ただ、上部構造についてはまったく不明である。

南面土塁側溝 SD 91 SA 60 の内壁石垣沿いに作られた石組溝で、東から西へ流れる。東端部と西端部の溝底の高低差は 0.8m ある。発掘区東端部 4m 分は破壊されていて、状況が明らかでないし、内壁石垣補修部のところも北側石が抜かれている。残存部東端の溝幅は 0.3m・深さ 0.08m、南門 SB 56 付近は幅 0.4m・深さ 0.17m、西端部で幅 0.4m・深さ 0.65m となっている。溝の南側壁は、土塁内壁石垣が兼ねており、北側壁は自然石で護岸されている。北側壁は、東端から中央部にかけては、長さ 30cm 前後の石を 1 段並べたものであるが、南北石組溝 SD 90 との合流点以西は、50cm 長の石を 2 段積にしている。

暗渠 SX 88 SA 60 東端近くに設けられた暗渠で、池 SG 20 の西南隅から館内東南部の山裾沿いに走る石組溝 SD 72 に続く暗渠で、池の水を南外濠に落とすためのものであろう。この暗渠は、遺構面より 0.7m 下方に設けられており、SD 91 がその上を流れている。

暗渠の入口部のみの調査であったので、全体の規模や詳細は不明であるが、凝灰岩切石箱組のものであることは間違いなく、形状や構造は他のものと同じであろう。この暗渠の入口は、他のものが土塁内壁石と同一面にあるのに対し、石垣前面より 0.5m 突出している。これは、SD 91 が暗渠の上を走っているためである。また、暗渠入口部を、「田」字型にくりぬいた凝灰岩切石で覆って、大きなゴミが入りこまないようにしているのも、他のものにはみられない構造である。この切石の大きさは、80cm の方形で、上

3. 土 壘 と 門

端から 7cm 下方に 15cm 角の穴を 8cm の間をおいて 2 個、さらにその 8cm 下方に同大の穴 2 個、計 4 個の穴を穿っている。この上方の穴の上端から下方の穴下端までは 38cm であり、中の箱組内部の広さはそれより大きいから、確実な寸法ではないけれども、箱組内径は 0.42m の方形であると思われる。

暗渠 SX 107 SD 91 の水を、SA 60 西方部で土壘を横断して南外濠に排水するために設けられた凝灰岩切石箱組の暗渠施設である。全長 13.2m を測るが、現在箱組が残っているのは南方の 8.9m 分のみで、北方の 4.3m 分は高さ 0.7m の石積の両側壁があるのみである。石積の残存状況は、西側はよく残っているが、東側はほとんど抜き去られている。この箱組が、築造当初から現存部分のみであったとは、現存する箱組部の北端の形状からは考え難い。当初は土壘内壁石垣面まで箱組であったのが、後に抜きとられたものであろう。ただ、その後この部分を開渠としていたのか、木樋のようなものでも埋めて暗渠としていたかについては不明である。

暗渠箱組の構造は、北面土壘 SA 58 に設けられた SX 86 と同様である。暗渠全体を調査したのではないから、凝灰岩各部材の枚数や寸法は明らかにできなかったが、南端出口部の部材寸法は計測することができた。蓋石は長さ 140cm・幅 60cm・厚さ 15cm、両側石は長さ 140cm・高さ 32cm・厚さ 15cm、底石は長さ 140cm・幅 60cm・厚さ 18cm である。蓋石下面、底石上面に側石と組合せるための幅 15cm・深さ 3cm の仕口があるのは SX 86 と同じである。この箱組の内径は、縦横とも 0.3m で、方 1 尺に作られている。

出口部は、底石が側石南端より 0.25m 外方へ突出し、上面先端部 25cm 長を打ち欠いて外方へ傾斜させ、水切りをよくしている。暗渠出口下方には、SX 86 と同じように、土壘外壁石垣が積んであり、底石先端は石垣前面より 0.2m 外へ出張っている。この暗渠の箱組部分の傾斜角度は $7^{\circ}6'$ となっている。

北外濠 SD 108 北面土壘 SA 58 の外方に掘削された外濠である。今回は、暗渠 SX 86 の出口付近を東端として、西方へ 20m 分を調査したのみである。

検出した濠の幅は、上端で 8m、底幅は 4~5m、深さは土壘基底部から 3.2m、土壘

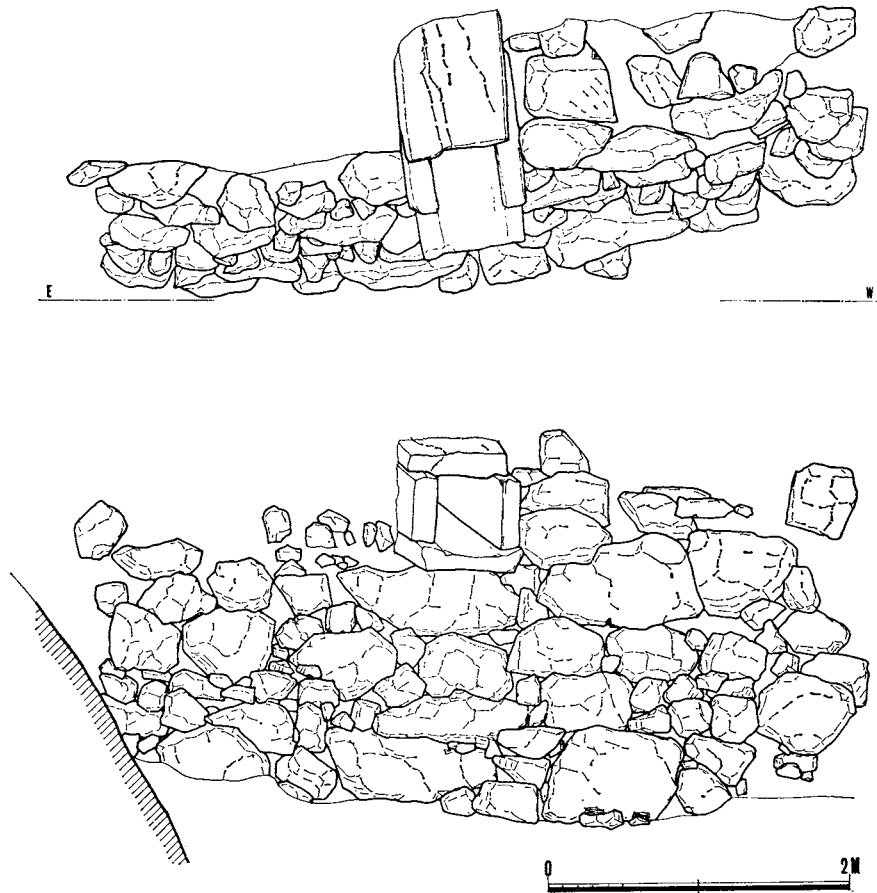


Fig. 5 暗渠 SX86 出口付近石垣図

上面から6.0mである。形状がいわゆる箱形で素掘りであるが、特殊な部分にのみ石垣を積んで護岸していた。

SX 86の出口部下方に築かれた石垣は、出口を中心として長さ5.3m・高さ2.4mの範囲に積まれている (Fig. 5)。

SA 58 内壁石垣と同様な手法

で、60cm長の自然石を積んでいるが、最下段やSX 86出口直下には100cmをこす大きな石が用いられている。この石垣は、暗渠構築掘方の崩れを防ぐためと、暗渠から注ぎ出る流水が濠壁面に直接落下するのをさけるために築かれたらしく、小範囲の部分しかなく、しかも石垣基底が濠底面に接しているのではなく、底面から1m高いところにある。その他、北壁の一部にも長さ1.5m・高さ1.4mの範囲で、底部から自然石を積んで護岸したところがあった。

濠内には、3.35mの堆積土があり、これは7層に分かれる (Fig. 6)。上から第Ⅰ層は厚さ1.5mで灰褐色粘土層、第Ⅱ層は厚さ0.3mの灰褐色有機質砂層、第Ⅲ層は暗灰褐色有機質粘土層で厚さ0.7m、第Ⅳ層は厚さ0.1mの褐色礫混り有機質土層、第Ⅴ層は厚さ0.4mの黒灰色粃殻混り有機質土層、第Ⅵ層は厚さ0.3mの灰褐色砂利混り有機質土層、最下層である第Ⅶ層は0.05m厚の暗灰色粘土層であった。これらのうち、第Ⅰ層は朝倉氏滅亡後に堆積したものであり、濠が生きていた時に堆積したのは第Ⅱ～Ⅶの6層である。また、遺物が含まれているのは、第Ⅲ～Ⅵ層であり、とくに第Ⅵ層は土と細砂が互層をなしており、土師質土器や木製遺物と共に、粃殻や木の葉、自然木などの自然遺物が多く包含されていた。

註

- (1) 土塁の全長は、東の付根部から西面土塁との接続部中心点までの距離とした。これは南面土塁についても同様であり、西面土塁の場合は接続部中心点間の距離となる。
- (2) 基底幅は、土塁外側の大半が未調査であるため、確実な寸法は得られなかったため、特に断わらない限りは、現状の土塁外側裾と発掘調査によって明らかとなった内側裾との間の距離を示した。西面土塁、南面土塁についても同様である。
- (3) 唐門以北は、土塁が削平されていてこの部分に階段が設けられていたか否かは不明である。

4. 庭園遺構 (PL.10~13 第5・7・9図 付図2)

庭園遺構は、館内中央東部の山際に設けられた池を中心とする庭園 SG 20 と、建物 SB 07・09・10・11にかこまれた中庭 SG 22 がある。この庭園遺構は、調査前にはその存在すら予想しなかったものであるが、周辺の建築物との関連が明らかで、一乗谷で発見されている諸庭園の中で最も重要な価値を有するものである。なお、この他にも SB 01 と SB 09 の間に中庭らしい空間地 SG 24 が設けられているが、庭園としての明確な遺構は認められなかったため、説明は建築遺構の項にゆずる。

庭園 SG 20 池・導水路・滝石組・飛石・石階段・石垣などからなる庭園遺構である。

池は、建物 SB 11 をとりまくように曲池をなし、長さ約14mとなっている。幅は大体3m前後であるが、護岸石組が曲折しているため、最も狭い所で2.3m、最も広い所で4mを測る箇所もある。護岸には、50~200cmの石を隙間なく据えている。建物側の護岸石組(北岸)は、比較的小ぶりで、天端の高

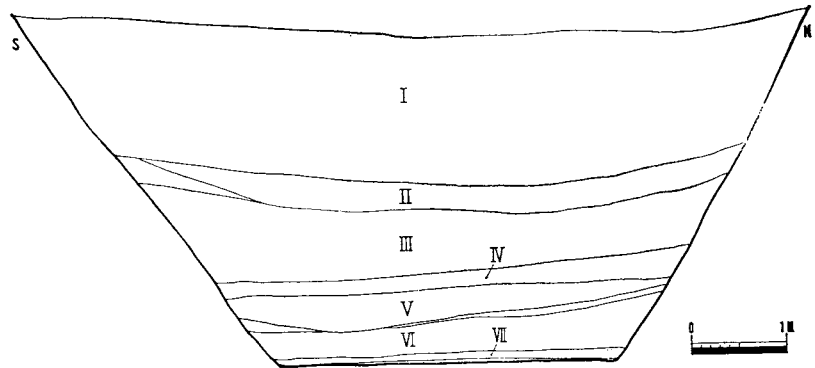


Fig. 6 外濠 SD 108 内堆積土層図

4. 庭園遺構

さは SB 11 の礎石より 3~10cm 高ほどにおさまる。対岸（東南岸）の護岸石組は、滝を中心として、高さ 125~230cm と大石を組合せている。これに対応するかの如く、池東北隅にも、150~250cm の大石を据えている。しかし根の浅い据え方のためか、かなりの石が前に倒れかけた状態で、東側の崖から崩れたと思われる土砂に埋もれていた。池底は、径 30~70cm の天端の平らな石を敷きつめている。底の敷石は、東北隅を高く、西南隅を低くして、 $\frac{1}{100}$ ほどの勾配をとっている。水深は場所により異なるが、池尻の高さからみて、およそ 0.05~0.1m と推定される。

池の南岸ほぼ中央に、高さ 205cm の立石があり、その東側に滝口がある。滝は曲折しながら 3.5m の間で、4 段（45cm, 42cm, 32cm, 33cm）に落している。

滝への導水路 SD 71 は、池より 12m ほど高い東山側の上部平坦地から導かれる。本来の出発点は、発掘区外となり不明であったが、現長は 40.5m あって、底と側を石で組んだ幅 30~40cm・深さ 20cm ほどの石組溝である。上部平坦地で、溝は東西方向に走るが、底石・側石とも大半が抜きとられていた。この部分の総長は 9.5m である。なお、溝の南側外方に、60cm 長ほどの上面平坦な石が飛石風に並んでいる。あるいは園路であったのかもしれない。平坦地をすぎると、導水路はやや南方にふれながら、急勾配で山腹を約 6m 下り、そこで大きく北へ折れ曲る。この急勾配の部分の底石は、階段状に敷かれている。溝が北へ曲る変曲点の山側（東側）には、山の斜面に沿って長さ 50cm 前後の上面平坦な自然石を、約 2m² にわたって張りつけている。北へ進む部分は緩傾斜であり、また谷側の側石は、長さ 90cm・幅 15cm・高さ 15cm の凝灰岩切石を使用し、底石は径 15cm 前後の小石を敷いている。他の部分の側石・底石が 50~70cm 長の自然石を用いているのをみれば、この部分は後補のものであるかも知れない。水路の北進する部分の長さは約 7m であり、この先でまた鋭く折れまがって西南方向に、ほぼ 40度の勾配で、ゆるく S 字状にうねりながら 14m ほど下る。この部分の底石は、上方 1.5m ほどは階段状をなし、その下方はほぼ直線に敷かれている。この部分の西側石の外方には、側石に沿って所々に飛石らしきものが残っており、上方部では階段状にすえられていた。この階段状石列は、水路の変曲点より 1m ほど北にのびており、さらにその先には館内東方山腹に幅 60cm ほどの通路状の段切りが認められた。したがって、飛石風の石列は館内の山腹を伝って、北面土塁上部に出て館外に通じていた園路の一部であった可能性もある。西南方向に 14m ほど下った水路は、ここで再び直角に折れて西北方向に 4m ほど進んで、池の滝に通じている。

池の北寄りで、石橋の断片と橋挾石を検出した。石橋から池の東側山裾に沿って、導水路の最後の曲折点までの間に飛石の園路がある。池の西南隅の南側に石階段を 4 段分検出したが、園路がこれに通じれば回遊路となる。また、前述した導水路の外側にある階段状の飛石を園路とみれば、滝に通ずる曲折点で園路は 2 つに分れ、1 つは水路に沿って登り、1 つは池の後をまわり石階段をへて建物 SB 09 に通じることになる。

庭園の南方の中段と、西南よりの下段の 2 カ所で、割石積の石垣と裏込めの一部を検出した。いずれも回遊路に沿った崖面の裾に築いたものであり、下段の石垣は館東南方にある湯殿跡に通じる階段 SX 17 の東側壁に続いている。

池辺には、10 余個の 70~150cm 長の石を伏せ、池と建物 SB 11 の間には小砂利を敷いている。排水は、池の西南隅と西隅の 2 箇所から行なっている。特に後者は、池の西隅から遣水様に意匠された溝が約 6m のびて、石列 SA 14 に達した所で、雨落溝に連らなる。

園池の護岸、立石に用いられている石材のうち、長さ 1m を越す大きな石は凝灰角礫岩が主として用い

られており、小さな石や伏石には普通輝石紫蘇輝石安山岩、花崗閃緑岩、変質安山岩、凝灰角礫岩、緑色片岩などが用いられている。このうち、普通輝石紫蘇輝石安山岩、緑色片岩を除いた石材は、一乗谷周辺で入手しうる石材である。これに対し、普通輝石紫蘇輝石安山岩や緑色片岩は、一乗谷周辺では産出せず、遠隔地から運んできたものと考えられる。特に普通輝石紫蘇輝石安山岩は、俗に安島石とよばれ、坂井郡三国町雄島周辺に多量に産出するいわゆる「海石」であって、越前地方の近世以降の諸庭園に好んで用いられた石である。

中庭 SG 22 館内中央東部にある、広さ 161m² ほどの中庭である。この中庭は、東辺が建物 SB 11、西辺が SB 07、南辺が廊 SC 08 と SB 09、北辺が SB 10 によってそれぞれ限られており、西南隅が切りとられた長方形となっている。各辺の長さは、東が 9.432m (31.1尺)、西が 7.538m (24.9尺)、南が 13.265m (43.8尺)、北が 17.993m (59.4尺) である。この中庭は、南北方向の石列 SA 14 によって、東部と西部に区切られ、東部には長さ 1.5m をこす大きな石が伏せられ、西部には周りを石で囲んだ施設が設けられている。

中庭西部にある石囲 SX 25 は、東西に長い長方形で、東西長は 9.8m・南北長は 2.85m を測る。東・西・北の3辺を凝灰岩切石で囲むが、北辺の場合は長さ 1m・高さ 35cm・幅 10cm の切石を用い、東西両辺では 60cm 長のを並べている。これに対し南辺は、40cm 長の自然石を並べている。この石囲の中央には、長軸に沿って径 20cm ほどの玉石を2列に並べている。囲いの石の天端は、周囲より 15cm ほど高くなっている。この石囲は、SA 14 以西の空間地のほぼ中央に位置し、石囲の東辺は SB 10 の東第5列の柱筋と、また西辺は SB 10 の西第3列のそれとほぼ一致しており、方位も SB 10 と正しくそろっている。石囲の外は、地山上に砂利が敷かれており、内部にも地山の上に砂利層が約 3cm 厚に敷かれていた。そしてその上に黒色土が約 15cm 置かれていた。凝灰岩切石は、地山を掘り下げて据えられ、中央2列の玉石は黒色土の上に乗り、南辺の自然石は砂利層に乗っている。石組内部の砂利層を部分的に剥がしたところ、地山に径 20~30cm・深さ 10cm ほどの穴を5箇所検出した。

この遺構が何のための施設かにわかに決し難いが、SA 14 以西の空間地のほぼ中央にあって、館内最大の規模を有する SB 10 の正面に位置することから、花壇であったとするとうまく説明がつく。寛政11 (1799) 年に秋里籬島の著した『都林泉名勝図会』の、銀閣寺林泉の図には、客殿の南庭のほぼ中央に、長軸を客殿に平行にそろえた長方形の切石で囲んだ花壇が描かれており、位置関係や形状が SX 25 に良く類似している。室町時代に、花壇がよく作られたことは、『看聞御記』、『実隆公記』に花壇の記載があることや、足利義政が室町殿の北面花壇に当帰草を植えたことが『蔭涼軒日録』にみえることなどから明らかである。SX 25 を花壇であったとすると、排水を考慮して地山の上に砂利を置き、周囲より一段と高く区切って土を入れ、さらに南方にある雨落溝 SD 73 に水がはけるように南辺の自然石を砂利の上に据えたと説明することができる。なお、5個の穴は植穴で、中央2列の石敷は管理のための通路であろうと推定できる。

SB 10 の東第4列目の柱筋に合わせて、南北に径 15cm ほどの玉石を2列に並べ、SB 10 南面と SD 73 を結ぶ石列 SA 14 が、SG 22 の東部に設けられている。全長 8.03m (26.5尺) を測る。南端から 1.818m (6尺) ごとに分割して、その地点に木製の箱が4個埋設してある。上端は風蝕によって明らかではないが、内法寸法は縦 14cm・横 8cm・深さ約 60cm の箱で、厚さ 3.5cm の板を4枚釘付したものである。底部は縦 25cm・横 15cm・厚さ 5cm の板を重ね、その上に箱が置かれている。この石列を境にして、東は SB 11 と園池を含めた空間であり、西は花壇を中心とする空間に分けられる。SA 14 は、この区分け

5. 建築遺構

をする一種の間仕切施設と考えられる。上部構造は不明であるけれども随時取りはずしのできる障壁であり、4個の木箱はその際に敷設するための柱を受ける施設であったと推定される。

館内で検出した庭園遺構以外にも、朝倉氏遺跡には南陽寺跡・湯殿跡・諏訪館跡（P.L. 73・74、第47～49図）の3カ所に庭園遺構がある。いずれも石組と地割が後世の改変をほとんど受けずに残されている。これらの庭園は、規模からいえば、諏訪館跡、湯殿跡、朝倉館跡、南陽寺跡の順になるが、いずれも山裾近くに庭を配し、大石を数多く用い（石材は、館内の石と同じものが使用されている）、汀線が複雑であり、池が狭長になっているなどの点で共通している。意匠は諏訪館跡・朝倉館跡がまとまりよく、重厚な感じをうけるのに対して、湯殿跡・南陽寺跡はやや粗雑で、まとまりに欠けるきらいがある。朝倉館跡庭園と諏訪館跡庭園は、規模の大小、池底の処理（前者の池底は石敷で、後者は粘土張）などを別とすれば、池の狭長なこと、中央の立石、その左に段落ちの滝石組を配し、さらに左に石橋を架すなどの地割や石組の手法はきわめて良く似ており、両者の作庭年代の近いことをうかがわせる。しかし、なお仔細にみると、朝倉館の方が使用されている石の種類が多く、石の表情にも変化があり、石の据え方に抑揚があり、作庭技術・意匠においても、より繊細で緻密なものが感じられる。

同時代の戦国武将の庭園の遺存する居館跡が、滋賀県や三重県にある。滋賀県高島郡朽木村にある旧秀隣寺庭園は、足利12代將軍義晴が朽木氏を頼つて数年滞在した間のつれづれに造つたものといわれている。安曇川の上流朽木溪谷を間に、比良の連山に対峙した絶景の地に小庭を配している。庭石はやや小ぶりであるが、池の形は湯殿跡庭園に似ている。三重県一志郡美杉村の北畠氏館跡庭園も、ほぼ同じ頃の作庭かと思われるが、複雑な汀線をもち、大きな立石を配するのは、いずれも共通した手法である。ただ、これらはいずれも庭園のみが姿を現わしているのであって、建築および花壇・障壁などの中庭施設を含めて庭園遺構が検出された例は少なく、この点で朝倉館跡庭園はきわめて価値が高いものといえよう。しかも、作庭年代が後述するように16世紀中頃と比定されることから、本庭園は同時代の数少ない基準作例として、中世庭園史の研究に貴重な資料を提示するものである。

5. 建築遺構 (PL.14～28 第6～10図 付図2)

未調査地域である義景墓所を除く館内全域で、16棟の建物遺構が検出された。これらの建物はすべて礎石建物であって、掘立柱の遺構は、柵を除いて認められなかった。

建物遺構の分布状況を見ると、館内東部に集中しているのに対し、西部とくに南部でまばらなことが目立つ。これは、前にも述べたように、館内中央から東部にかけては、遺構の上の整地層が厚くて保存度が良好であったのに対し、西部から南部にかけては整地層が薄く、後世の破壊をうけていることに原因の一つが求められよう。実際、西南部では建物の礎石らしきものが所々で発見されたが、それらを建物としてまとめることが困難であった。したがって、16棟以外にも建物遺構が、あったと考えたほうがよい。また、東部で検出された建物が、内部構造まである程度明らかにしうるものが多いのに比べて、西部のそれは破壊がひどく内部構造はおろか建物全体の規模さえ定かにできないものもみられた。

16棟の建物遺構は、柱間寸法と建物方位の違いから2つのグループに分けられる。第1は、柱間寸法が1.879m（6尺2寸）を単位としており、第2は1.894m（6尺2寸5分）を単位としたものである。第1のグループの建物方位は、西面土塁 SA 59 内壁裾線とほぼ一致するものであり、第2はそれに対し北で

1°19' 東に振れている。第1のグループに属する建物は、SB 01・02・03・05・06・53の館内西方に位置する6棟で、第2に属するのは、SB 07・09・10・11・30・33・34・40・41・44の10棟で館内東部に位置している。

A. 第1群

礎石建物 SB 01 館内中央部東よりに位置する東西棟である。規模は、東西 14.093m (46.5尺)・南北 11.274m (37.2尺)で、柱間数は東西8間・南北は6間となっている。SB 01の南部は後世の破壊がひどく礎石がところどころ抜かれたり移動している。それで、この建物の南面がどこにあるかを定めるのは難しい。ここでは南北柱間数を6間としたが、南面外方に東西方向の礎石列らしきものが残存しているので、もう1間分南にのびていた可能性もある。

礎石は、だいたい50cm×30cmの大きさの上面平坦な自然石で、いずれも火災にあった痕跡が顕著に認められ、風化が甚だしかった。したがって、他の建物にみられるような、柱位置設定のためと考えられる刻線が残るものはなかったが、上面中央部に17~18cm角の柱据付痕跡と考えられる色変りの部分が認められるものが数個あった。そうすると、SB 01の柱は、18cm(6寸)前後の角柱が用いられていたことになる。礎石上面の高さをみると、東側から西にかけて順次低くなっており、東面通りと西面通りの差は0.1mほどである。ところが遺構面はほぼ水平であるので、礎石上面の高低差は不同沈下によるものと考えられる。

柱間寸法は、東西・南北方向とも1.879m(6.2尺)方眼に割られている。ただ東面の柱間が0.94m(1.879m 1間の半間分)となっているのと、東面通り南3間分の礎石は0.94m西によせられている。東石もかなりの数が検出されたが、そのほとんどは柱間の中間におかれている。また、北面第1間の柱筋や西面第2間の柱通りには、柱通りより内側にずれて東石と同大の石が礎石と並列して置かれている。これが何であるかはにわかに決めたいが、あるいは大引をうけるための東石かもしれない。もし、そうだとすると、床構造がSB 10やSB 53とは異なった特異なものとなる。なお、東面通りの礎石間には、20~30cm長の石を狭間石として敷きならべている。西面通り南部の礎石間にも狭間石の残存らしきものがあるが、確実なものではない。

礎石建物 SB 02 SB 01の西北隅で北面西面とも3間分ずつにとりついている鉤形の建物で、SB 01の庇と考えてよいものであろう。規模は、東面が3.758m(12.4尺)で柱間数が2間、西面が9.395m(31尺)で5間、南面が1.879m(6.2尺)で1間、北面が7.516m(24.8尺)で4間となっている。柱間寸法は、東西・南北両方ともSB 01の柱通りに合わせて1.879m等間である。

礎石は、30cm大のものが使用されていて、SB 01のものより一まわり小さい。東石は、相当移動しているようであるが、所々に残存しており床張りであったと考えられる。西面中央間の礎石2個は、抜きとられて現在残っていないが、抜き穴を結ぶ線から西方の南北石組溝SD 76にかけての間は、20cm大の玉石が敷きつめてあったようである。おそらく水利用の施設か入口が設けてあったのであろう。また、北面第1間の中央には、間柱の礎石がおかれ、この礎石から内へ1間分玉石列が並べられている。これも何かの施設であったろうがよくわからない。

礎石建物 SB 03 館内南部にある東西棟で、南門SB 56のほぼ正面に位置する。この建物は、後世の破壊が最も甚だしく、特に東半部の礎石がほとんど抜かれていて、全体の規模を明らかにするのが困難であったが、ここでは一応東西15.032m(49.6尺)・南北6.577m(21.7尺)の規模に推定した。柱間数は

5. 建築遺構

東西8間、南北3間となっている。

礎石は、60cm×40cm前後の上面平坦な自然石で、現存している礎石上面の高さはほぼ水平にそろい、不同沈下はみられない。柱間寸法は、東西方向が1.879m(6.2尺)等間、南北方向は北2間が1.879m等間で、南端間が2.819m(1.879m1間の1.5間分)となっている。この建物には、東石らしきものが殆どみられない。ただ、後世の破壊がひどくて東石がみな抜かれたともみられるが、建物内西部にある石敷や、中央南部に砂利敷らしいものがあることをみれば、床張りでなかったとみた方がよいであろう。

建物西端部には、東西3.758m(12.4尺)・南北5.367m(17.7尺)の範囲にわたる石敷SX42がある。50~80cm大の上面平坦な自然石を密に敷きめめたもので、石敷上面はほぼ平坦になっているが、中央部がやや凹みぎみになっている。当初平坦なものであったのが後に中央だけ沈下したのか、もともとそうになっていたのかは不明。高さは、周囲の礎石上面より0.1mほど高く作られている。この石敷が、何のための施設であるかは不明であるけれども、重量のあるものを置いても沈下しないためのものかとも考えられる。北面通り東第5間の礎石間には、玉石の狭間石が敷かれ、その北方にある東西石組溝SD111との間には、石敷が一部残っているので、ここに入口か水利用の施設があったのであろう。

なお、SB01南面とSB03北面間の距離は、18.786m(62.0尺)であり、SB01西面とSB03東面間は8.636m(28.5尺)となっている。

SB03の西南隅から1.8m南によったところで、そこから東へ南面土塁SA60と平行にのびる礎石列SA117がある。全長5.909m(19.5尺)であるが、SB03に関連したものかどうかは不明。また、SB03西面より西方に3.7m離れて、SB03と平行な南北方向の礎石列SA118が、7.575m(25尺)分残存している。これが建物の一部であるのか、柵のようなものになるかは判らない。

礎石建物SB05 SB01の北西方に位置する南北棟で、SB02西面とSB05東面との間は4.242m(14尺)離れている。この建物も後世の破壊がひどく、南半部の礎石は南面通りを除いてほとんど抜きざられていた。したがって、SB05西南隅部がどのようなものであったかは不明であるが、一応東西12.335m(40.7尺)、南北15.032m(49.6尺)の規模で、柱間数を東西7間、南北8間と推定した。

礎石は60cm×30cmの大きさのものが多く使われているが、東面通りや西面通りのものは40cm×20cm大の小さなものが用いられている。西より第2礎石列で、北より第2・3・4番目の礎石上面には、柱位置設定のためと考えられる平行する2本の刻線が残存し、その幅は13.8cm前後であった。この幅が柱の太さを示すものならば、4寸5分程度の角柱が用いられたことになる。礎石上面の高さは、いずれもほぼ水平にそろっている。

柱間寸法は、東西方向の東端間が1.061m(3.5尺)である他は、東西・南北方向とも1.879m(6.2尺)等間の方眼割であったようで、SB01の柱割りに近い。東石の大半は抜かれているが、東北部や東南隅にはかなり残っており、床張であったと考えられる。ただ、東石の位置は礎石の中央にあるものが少なく、礎石に接して置かれたものが多く、この点でもSB01の床構造に近いものであったと考えられる。

SB05の北面から1.879m北に離れて、東西方向の掘立柱列SA113がある。東端は、SB05の西第3柱通りと一致し、ここから西へ1.879m等間で4間分のびている。柱穴は径0.6mで、深さは0.3mほどである。これが単なる柵列でSB05の目隠しであるのか、あるいはSB05にとりつく庇状の施設であるかは不明であるが、いずれにしてもSB05の付属施設であったことは間違いなからう。

礎石建物SB06 SB05の東北方にあって、西南隅がSB05の東北隅と接続している南北棟である。規模は、東西7.516m(24.8尺)・南北15.972m(52.7尺)で、柱間数は東西4間・南北8間となってい

る。この建物は、保存が比較的良好で、礎石も1・2個を除いた他はほぼ原位置にすわっていた。

礎石は、60cm×40cm大の自然石で、上面の高さは東南隅部が一番高くて西北隅部が最も低く、その差は約0.1mである。

柱間寸法は、東西方向が1.879m(6.2尺)等間であり、南北方向は北第2間が2.818m(1.879m1間の1.5間分)である他はすべて1.879m等間である。南面には、中央2間に幅1.515m(5尺)の張出部がみられる。また西面柱筋より西へ1.212m(4尺)離れたところで、北第3柱筋から北方へ石列がのび南にも北第5・7柱筋には0.4m大の礎石らしい石があり、この南北方向の石列がSB05東第3柱筋にそろふことをみれば、SB06の西面には幅1.212mの縁がついていたと考えた方がよいのかもしれない。

建物の内部には、柱通り中央に東石が所々に残っているもので、床張りの建物であったと考えられる。ところが北第2間から4間にかけての東西方向2間には、東石がまったく見当らず、この部分には礎が多く礎敷であったらしくて、床は張ってなかったと思われる。また、この部分には、長さ30~50cmほどの自然石を組んだ東西に長い石組SX115がある。石組北側石列は、長さ1.8mで面は南にそろっており、北第3柱筋にも一致している。この石列より1m南に離れたところに、北面をそろえた同様な石列があるが、西方部は破壊されている。この両石列は、東端部で南北方向の石列によって繋がっていたらしいが、現在は抜きとられて根石らしき小石のみが残っていた。これが何の施設であったかよくわからないが、この上に土師質小皿が大量に散乱していたことが目を引いた。

SB06の北方には、SB06北面と石組溝SD73・SD77によってかこまれた東西9.8m・南北10.8mの長方形の敷地があって、SB06に関連したものであったことは間違いなからう。この敷地は、SB06内上面より0.1mほど低くなっているが、東半部にはSB06の東面柱筋の北方向延長上に、礎石や東石らしき石が所々に残存しており、西半部には石敷や礎敷が部分的に残っている。したがって、SB06がこの部分にまでびていたのか、それとも柵か塀がめぐらされて内部が中庭のようになっていたかについては、明らかにすることはできないけれども、何らかの施設があったのであろう。もし、SB06が北にまでびていたとすると、南北長は27.27m(90尺)となり、館内で最も長い建物となる。

礎石建物 SB53 SB06の西北方にあって、唐門SB100南北中軸線に対してSB05と対称的な位置にある東西棟である。建物の規模は、東西16.211m(53.5尺)・南北12.423m(41尺)で、柱間数は東西8間・南北6間となり、館内第2の規模を有する。

遺構の保存状況は、比較的良好であったが、西端部から北面通りにかけての礎石はほとんど抜きさらされ、抜き跡が残るのみであった。礎石は60cm×40cm大の自然石が多く用いられていたが、南面通りのものは40cm×30cm大と一まわり小さい。礎石上面の高さは、南から北にかけて低くなり、その差は0.2mある。ただ、遺構面の高さも同様で南と北では0.2mの差がみられた。残存する礎石の中で、上面に柱位置設定のためと考えられる13.8cm角の「田」字型の刻線が10カ所と、14~15cm角の柱据付痕跡が6カ所認められた。このことから、この建物に用いられた柱は、大体4寸5分角から5寸角程度のものであったことがうかがえる。

館内の各建物には、構築前の特別な地業が認められず、建物内外のレベルはほぼ等しいのが一般的である。ところが、SB53のみは建物内部が、周囲よりも0.1~0.2mほど高くなっており、しかもこの部分には黄色粘土が敷き固められていた。このことは、SB05北半部にも認められ、少なくともこの2棟に関しては、ある程度の地業が行なわれたのであろう。

柱間寸法は、東西方向が西端間が1.364m(4.5尺)であるのを除けば2.121m(7尺)等間であり、南

5. 建築遺構

北方向は北から 1.212m (4尺), 1.818m (6尺), 4.242m (14尺), 1.818m, 1.818m, 1.515m (5尺) となっている。東面南よりの3間には、幅 1.061m (3.5尺) の張り出しとその外方に 0.606m (2尺) の落縁がつく。この建物の柱間寸法は、これまで述べてきた 1.879m (6.2尺) を単位としたものではない。けれども、建物方位はこれまでのものと同じであり、また南面が SB 05 北面と SB 100 中軸線に対して等距離に配されていることから、SB 53 も同じグループに属するものと考えてよい。

東石は、北第3間の礎石間と、西南部にわずかに残るのみで、大半は抜きとられたらしい。北第3間の東石は、東西方向の各間の礎石間に、南北方向に掘られた幅 0.4m・深さ 0.1m ほどの素掘りの溝に据えられている。すでに抜かれたものがあるが、各溝に置かれた東石の数は明らかにしえないが、3～4石程度であったらしい。東石を布掘溝に据えた例は、館内諸建物の中ではこれのみで特異なものである。ただ西第1・2柱筋には、この溝は認められず、東石も残存していなかった。前言したように、北第3間を除いて東石がほとんど認められないことから、他は床張りでなかったと考えられないこともないが、遺構面は北第3間も他のところも変りなく、床張りでなかったことを積極的に示す証拠はなく、むしろ北第3間の床とその他の床の構造が異なっていたとする方がよいであろう。

注目すべきは、礎石上面に墨書番付の残っているのが、2カ所で検出されたことである。墨書は、南第4柱筋で東第2・4番目の礎石に、「十五」・「十七」と書かれている。これは、東面張り出部、東端間、西端2間を除いた身舎部の東南隅部の礎石から出発する時香番付であったとすると、墨書数字と礎石番号が一致する。

SB 53 の東北隅外方に、石敷 SX 54 がある。これは 30cm 大の玉石を、南北 2.7m・東西 2.9m の範囲に敷き並べたもので、北縁と南縁は SB 53 の北第1・3柱筋とそれぞれほぼ一致し、西端は SB 53 東面に接して礎石の上を一部覆っている。SB 53 と関連した施設であろうが、どのような性格のものであるかは判然としない。SX 54 南端以南は、SB 53 東面から SD 77 にいたるまで砂利敷であったようである。SB 53 南面から 1m 南に離れて、幅 0.3m・深さ 0.05m の素掘りの東西方向溝が 12m ほど走り、西面から 0.2m ほど離れて南北方向の同様な溝がある。西面の溝は、北面より 0.9m 北のところまで東へ曲って 3m ほどのびている。これら素掘りの溝は、SB 53 の雨落溝の残存部分であろう。

なお、SB 53 内東北部で、明らかにこれに先行する礎石建物 SB 106 を一部検出した。これは、SB 53 検出遺構面の下層で発見され、いずれも礎石は抜かれていたが、根石が残っていた。館内の各建物で根石を礎石据付に用いたのは、これのみであって、この点で他のものと異なる特徴をもつ。SB 53 の基礎深く入りこんでいて、全規模を確認することができなかったが、東西 7.272m (24尺) 以上・南北 4.848m (16尺) 以上あることは確実である。検出した部分の柱間数は東西4間で、柱間寸法は東から 1.818m 2間, 2.121m, 1.515m, 南北は2間で北から 1.818m, 3.03m (10尺) となっている。

B. 第2群

礎石建物 SB 07 SB 01 の北面東部から、北に張り出した鉤形の建物である。SB 01 北面の東第3・4の2間から北へ4間のび、北端間が西へ2間張り出している。東西長は、北端間で 7.576m (25尺)、南3間分は、3.788m (12.5尺)、南北長は 8.409m (27.75尺) となっている。この建物は、南面で SB 01 とつながっているが、SB 01 とは方位・柱間寸法を異にしているため、南端各間は厳密な方形とはならず、歪んだ形となっている。なお、第1群の建物と第2群の建物が接続しているのは、このみである。

礎石は 40cm×30cm で、礎石上面の高さはほぼ水平にそろえている。ただ、SB 01 の礎石よりも、

0.05mほど低く据えられている。北面通りの西2間分には、北へ0.454m(1.5尺)幅の落縁がとりつき、縁東石間には玉石の狭間石が敷かれている。北端間の西面中央には、1.515m(5尺)幅で別の礎石があり、そこから西へ1.061m(3.5尺)の張り出しがみられる。おそらく、庇構造の入口があったのであろう。また、南端間は、SB01の東北隅にそって鉤形に東へ4.728m(15.6尺)・南へ3.778mのび、SC08西面につらなっている。

柱間寸法は、東西方向が1.894m(6.25尺)等間、南北方向は南3間分が1.894m等間、北端間が2.727m(9尺)となっている。この建物の東面通りの礎石間や、SC08へ通じる東張り出し部外側の礎石間には、長さ70~80cm・幅10cmの凝灰岩切石を2石ずつ並べた狭間石が置かれている。

なお、SB07の東端間は、SB10西端間と柱筋が一致し、SB07東面通りの北延長線上で、SB07とSB10の間には玉石が置かれているので、この部分でSB07とSB10はつながっていたと考えられる。

廊 SC08 SB01, 07とSB09を結ぶ、東西4.734m(15.625尺)・南北1.894m(6.25尺)の規模の廊状建物である。SB07南東張り出し部から東にのびて、SB09の西面北端間にとりつく。柱間数は東西3間・南北1間で、柱間寸法は東西が4.734m(1.894m1間の2.5間分)の3つ割りである1.578m等間、南北が1.894mである。

礎石は、60cm×40cm大の自然石が北面通りに用いられ、南面のものはそれより一まわり小さい。北面通りの礎石間には、SB07と同様な凝灰岩切石の狭間石が敷かれ、南面通り東1間分には玉石敷の狭間石が残存していた。

礎石建物 SB09 館内中央東部の山麓近くに位置する東西棟。東面は池SG20に面しており、南面は湯殿跡庭園への登口である階段SX17に面し、西面北端間は廊SC08につながっている。規模は、東西9.431m(31.125尺)・南北5.682m(18.75尺)で、柱間数は東西5間・南北3間となっている。

礎石の多くは、60cm×40cmほどの自然石で、他の建物とかわりないが、中には1mに近いものが含まれているのが目をひく。大きな礎石は、北面通り東半から東面通りにかけて配されたものであって、同時に池SG20の護岸石や中庭SG22の庭石をも兼ねた特殊なものである。ただ、これら庭石兼用の礎石をも含めて、礎石上面の高さはほぼ水平に近い。北面通り西端間の礎石間には、凝灰岩切石の狭間石が、その東の間には玉石列の狭間石が残存していた。

柱間寸法は、東西方向が、東から0.909m(3尺)、1.894m(6.25尺)、2.840m(1.894m1間の1.5間分)、1.894m、1.894mであり、南北方向は1.894m等間である。東端の間は縁であろうが、この縁はSB11の西端間である縁とつながり、さらにSB10に続くものと考えられる。

なお、建物西南隅礎石から、南方へ20cm大の玉石列が3mほどのびている。この石列が何であったかは明らかでない。ただ、SB01東面南端間から東へ、廊状建物の礎石列らしい石列が4mほどのびており、あるいはこれと一連のものであって、SB01東面南端間とSB09南面西端の間は鉤形の廊状建物でつながっていたのかもしれない。とすると、この廊状施設と、SB01・SC08・SB09にかこまれた東西6.628m(21.875尺)・南北7.516m(24.8尺)の空間は、中庭であったことになる(SG24)。

礎石建物 SB10 館内中央東部にあって、最大の規模を有する東西棟である。東西21.402m(70.625尺)・南北14.205m(46.875尺)で、柱間数は東西11間・南北8間となっている。さらに、東面に0.606m(2尺)幅、西面南端2間分に0.454m(1.5尺)幅、南面に0.606m幅の落縁がつく。

礎石は、いずれも上面平坦な自然石であるが、建物規模にふさわしく他の建物より大きなものが使用されている。80cm×50cmのものが多いが、中には120cm×80cmの大きさのものもみられる。礎石上面の

5. 建築遺構

高さは、東側から西側へと低くなっており、その差は0.2mほどある。礎石据付面が、東部では地山面であるのに対し西部では盛土面であるので、この差は不同沈下によるものかもしれない。礎石上面には、柱位置設定のためと考えられる「+」字の刻線が3カ所と、15~18cm角の柱据付痕跡が13カ所残っていた。このことから、SB10に用いられた柱は、5寸から6寸角のものであったことがうかがえる。6寸角の柱を用いた痕跡を残す建物は、館内ではSB01とSB10のみである。

柱間寸法は、東西方向が東端間の1.515m(5尺)と西第2間の2.841m(1.894m 1間の1.5間分)を除いた他は1.894m(6.25尺)等間であり、南北方向が北端間の0.947m(1.894m 1間の半間分)を除いた他は1.894m等間となっている。ただ、これは南面通りと西面通りとについてであって、身舎部分は部屋割の関係から柱間を2.841mとした部分が南北方向に多くみられる。なお、西面中央の2間には、東西2間(3.788m)の張り出しがつく。東石は、柱間が1.894mの時にはほとんど置かないようであるが、2.841mの場合にはその中間に置いている。

東面・南面の落縁の縁東石間には、狭間石が敷かれている。東面は玉石敷であるが、南面は東第2・3間が玉石敷でその他は長さ60~70cmの凝灰岩切石が使用されている。西面の場合は、縁東石間でなく西面柱通りの礎石間に玉石が敷かれており、東・南面のものと手法が異なっている。また、北面通りの礎石間にも玉石敷の狭間石がみられる。凝灰岩切石の狭間石は、中庭SG22のうち南北方向の間仕切施設SA14以西に面する部分にのみ使用されている。このことは、SG22に面しているSB07東面・東南張出部北面、SC08北面、SB09北面の礎石間に用いられている狭間石が凝灰岩切石であることと同じ現象である。それと館内各建物には、狭間石が方々にみられるが、凝灰岩切石が用いられているのは前述の部分のみであって、他はすべて玉石敷である。つまり、SA14以西のSG22に面する建物部分の狭間石にのみ、凝灰岩切石が用いられているのであり、SG22の重要性がここにも示されているものとみることができる。但し、SB09の場合は、西第2間のみ玉石敷となっている。石列が乱れているのをみれば、あるいは後補のものであるかもしれない。

東面には、落縁の外方に幅10cm・長さ60~70cmの凝灰岩切石が1.2~1.6m間隔おきに6本並べられている。これはSB10の南第3~6間までのほぼ4間分で、南端と北端の凝灰岩の間は6.9mある。高さは破損が甚しく、もとの高さはわからないが、最も高いもので20cmほどである。各切石の東端は、

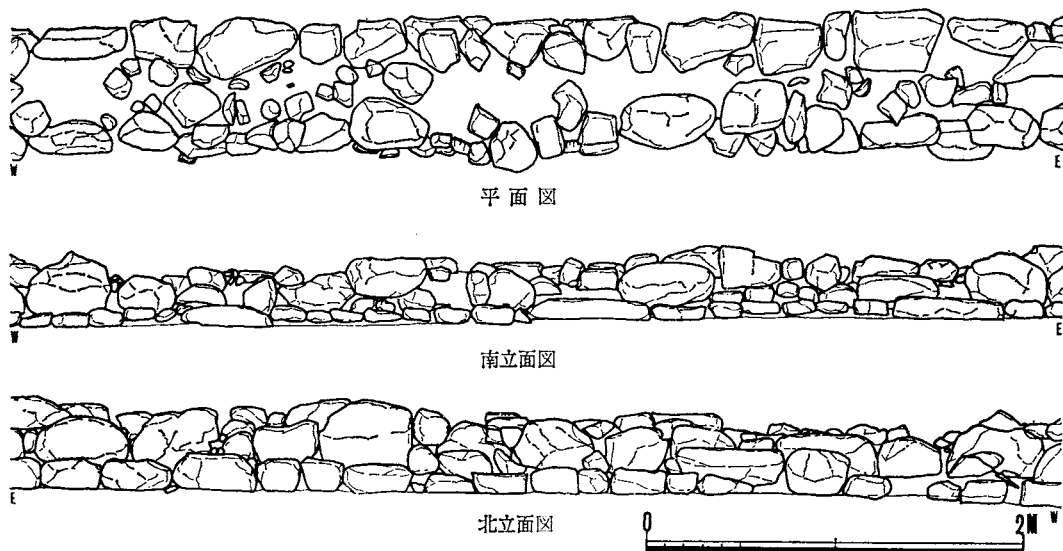


Fig. 7 石積遺構 SX 36 (部分図)

石組溝 SD 78 の西側壁に接している。これが何の施設なのか不明であるが、この上に板でもおいて沓脱としていたのであろうか。それとも植木鉢のようなものを乗せる台であったのだろうか。

東面から 4.848m (16尺) 東方によったところに、南北方向の柵列 SA 15 がある。この柵は掘立柱であって、柱穴は径 0.3m・深さ 0.4m ほどのもので、柱穴縁辺には 10cm 長の礫がつまっていた。この礫は柱と柱穴のすき間を固めるために入れたものであろう。柱間寸法は 1.364m (4.5尺) 等間で、南端は SB 10 南面にはほぼそろう、そこから北に 7 間のびて SC 45 南面にとりつく。北 2 間分の柱穴間には、玉石の狭間石が残っていた。SA 15 は SB 10 の目隠用の施設と考えてよいものである。

北面から 0.454m 北にはなれて、幅 0.7m・長さ 12.6m・残存高 0.5m の東西方向の石積遺構 SX 36 がある (Fig. 7)。これは長さ 20~40cm・高さ 10~15cm の扁平な石を 0.7m 幅に 2 列並べ、その上に長さ 40cm・高さ 30~40cm ほどの石を積んで、石列の間を土で充填したものである。SB 10 東第 3 間から西 4 間までの 7 間分の間に構築されており、目隠用の障壁の基部であろうと考えられる。

西面から 5.682m (1.894m 1 間の 3 間分) 西にはなれて、南北方向の柵 SA 13 がある。礎石がほとんど抜きとられていて、わずかにしか残らず柱間寸法は不明であるが、南端は SB 07 西北隅に、北端は SB 30 西南隅にとりつき、全長 19.13m (63.135尺) の SB 10 の目隠扉となっている。SA 13 の南部で、南端から 2.272m (7.5尺) 北によった位置に、掘立柱の門 SB 98 が設けられている。門の柱間は 2.841m で、柱穴は径 0.5m・深さ 0.5m の大きさのものである。なお、SA 13 とその西方 3m のところにある南北方向の石組溝 SD 73 との間は、通路 SX 119 であって、北面土塁 SA 58 の中央にある北門 SB 55 に通じている。SB 55 付近では SX 119 の幅分にバラスが敷かれていた。

SB 10 は、館内第 1 の規模を有し、位置も中心部分にあたっているため、多数の建物と接続している。まず、西南隅間と SB 07 東北隅間との間の 1.667m (5.5尺) が繋がれ、東南隅では SB 11 北面との間 1.894m に繋ぎ部を設けて接続させている。北面では、西端 2 間分から北へ廊状建物が 4.205m (13.878尺) のびて SB 30 南面と繋がり、東端間は SB 44 に接続している。SB 44 との繋ぎ部は、SB 44 内部の柱間寸法から北面東端 1 間分と考えたが、北面礎石間の狭間石が東第 2 間がないこと、SX 36 の東端が東第 3 間内にあること、また東第 3 礎石列の北延長部に 40cm 大の石列があることなどを考え合せると、東端 2 間分で繋がっていたとした方がよいのかもしれない。とすると、SB 44 は西方へ 1.894m のびることになる。

礎石建物 SB 11 SB 10 の東南方にあつて、池 SG 20 にのぞんでいる小さな建物である。規模は東西 4.697m (15.5尺)・南北 3.788m (12.5尺) で、柱間数は東西 3 間・南北 2 間となっている。

柱間寸法は、西端間が 0.909m (3尺) である他は、いずれも 1.894m (6.25尺) 等間である。西面は SB 09・SB 10 の東第 2 柱筋にそろっており、とくに幅 0.909m の西端間は SB 09 東端間と柱筋がそろっているため、SB 09・10・11 はこの幅 3 尺の縁で繋がっていたものと考えられる。東面には、0.303m (1尺) 幅の落縁がつく。北面は、西方の 2 間が北へ張り出して SB 10 との繋ぎ部となっており、SB 10 南面と SB 11 北面との間は 1.894m である。南面には、2.841m (6.25尺 1 間の 1.5 間分) の張り出しがみられるが、ここはたたき土間であるので床張りではなかったと考えられる。この部分に屋根がかけられていた確証はえられなかったが、西端の繋ぎ縁には屋根があったと思われるので、ここにも屋根がかけられていたのであろう。とすると、SB 11 の南北長は 6.629m (21.875尺) あつたことになる。なお、南面張出部南端から SB 09 北面までは 1.515m (5尺) であり、SB 10 南面から SB 09 北面までの距離は 10.038m (33.125尺) となっている。

5. 建築遺構

礎石は、北方の2×2間部のものは、50cm×30cm大で、高さもほぼ水平となっている。ところが、南方の張出部や西面の縁礎石は、長さ100cmをこえる長大なものがあり礎石上面の高さも一定しない。これは、SB09東面の礎石と同様に、池SG20の護岸石や中庭SG22の庭石を礎石に兼用しているからであろう。北面東第1間と北へ張り出す部分の礎石間には、玉石の狭間石が敷かれている。

礎石建物 SB30 SB10の西半部北方に位置する東西棟。規模は、東西が17.519m(57.819尺)、南北が東半部で3.788m(12.5尺)西半部で4.734m(15.624尺)となり柱間数は東西9間・南北2間である。

礎石は、50cm×40cm大のものが多く使用されている。礎石上面の高さは、東端部のものが最も高く西に行くにつれて低くなり、西端部のものとの差が約0.3mある。ただ、地形もほぼ同様な傾斜をもっているため、当初からのものか不同沈下によるものかは明らかではない。東石は、北面通り西3間分を除いて、まったく見当らず、後述する石組施設や水槽の底部が遺構面直上に据わっていたことから、内部は床張でなく土間であった可能性が強い。南面東第1間の礎石間には、玉石の狭間石が敷かれている。

柱間寸法は、東西方向が中央間の2.367m(1.894m1間の1.25間分)を除いた他はすべて1.894m(6.25尺)等間であり、南北は西端2間が2.367m等間である他は1.894m等間となっている。この建物は、7間×2間(梁行1.894m等間)の東西棟の西面に2間、南面(西2間分)に半間の廂をつけ足したような形をとっている。

SB30の中央間とその西の間の南北方向の柱筋は、SB10の西端2間の柱筋とそろっており、この間を東西2間・南北2間の廊状施設で繋いでいる。この接続部以東で、SB30南面から0.947m(1.894m1間の半間分)南に離れて、礎石らしい石が東西方向に並ぶようであるが、確実に礎石であるとは断言できない。また、北面の北0.947mのところにも、同様な石が数個並んでいるが、これも確かにSB30に伴うものであるとも言いきれない。ただ、SB30及びSB10との接続部内を走る石組溝の側石が、建物内の部分のみ石がないこと、そしてSD92の側石のない部分がSB30北面より約1m北にのびること、またSB30の北方2mで西折するSD92がSB30西半部の雨落溝をも兼ねていたとするなら、軒出寸法の都合がよいことなどから、SB30の北面は0.947m北に張り出していたと考えられないことはない。

SB30内部の東第4間と西第4間に、東西方向に長い石組施設が2基設けられている。石組は、いずれも長さ30~50cmの自然石を馬蹄形状に1段から2段組上げたものである。西方の石組施設SX31は、長さ2.2m・幅1.4m・残存高0.2mで西方が開口部となっている。破損がひどく、北側は西方部の石が抜きさられ、他の部分も石は1段しか残っていない。これに対し、東方のSX32は残存度が良好で、石組も2段残っていた。長さ2m・幅1.5m・残存高0.4mで、開口部はSX31と逆に東に設けられている。いずれも石組の内壁は火を受けて赤黒く変色しており、石組内部から付近にかけて焼土や灰が多く検出された。炉か竈のような火を使用する施設であったのであろう。建物内部では、東第2間の南方間で燧灰岩切石製の水槽の底部が、ほぼ原位置と考えられる状態で検出された。これと同様な水槽底部片は、西端間北面外でも検出された。

南面の東第4間礎石の外方には、石敷らしい痕跡が認められ、西第2間の南方には石組溝SD93までの間に20~30cm大の石が敷き詰められている。いずれも、出入口か水利用の施設があったものと考えられる。とくに後者は、南方にある井戸SE49への通路にもなっていたのであろう。

礎石建物 SB33 SB30の東方にあって、南妻をSB30の南面とそろえた南北棟。規模は、東西5.682m(18.75尺)・南北13.258m(43.75尺)で、柱間数は東西3間・南北5間である。

この建物は残存度がよくなく、礎石や東石の多くが抜きとられていて正確な規模や内部構造はよくわか

らない。残存している礎石は、50cm×30cm のものが多く、礎石上面の高さはほぼ水平である。北面西端間の礎石間には、玉石の狭間石が敷かれている。

柱間寸法は、東西方向が1.894m (6.25尺) 等間で、南北方向は北から1.894m 2間・2.841m (1.894m 1間の1.5間分) 2間、南端間が3.788m (1.894m 1間の2間分) となっている。建物内部北端近くにある、長さ2.5m・幅1.5m・深さ0.2mの斜方向の土壇とその南の溝は、後世のものである。

SB33の西面とSB30の東面は、わずか0.909m (3尺) しか距離がないので、接続していたのかもしれない。

礎石建物 SB34 SB30の北側にある東西棟で、北面土塁SA58のすぐ近くに位置する。規模は、東西10.605m (35尺)・南北8.296m (27.380尺) で、柱間数は東西5間・南北3間となっている。

礎石は、60cm×40cm大の自然石が多い。礎石上面の高さは、東南隅のものが最も高く、西北隅のものが最も低くてその差は0.15mほどである。東石はほとんど見当らず、南北方向中央間や南端間の柱間寸法の広い部分は、床張りでなかった可能性が高い。

柱間寸法は、東西方向が2.121m (7尺) 等間で、南北方向は南から2.841m (1.894m 1間の1.5間分)、3.788m (1.894m 1間の2間分)、1.667m (5.5尺) である。なお、北面西端間は、1.515m (5尺) 北へ張り出している。東面と西面の中央間には、南側の礎石から0.756m (2.5尺) 北によったところと、北側礎石から1.212m (4尺) 南によったところに、間柱礎石と考えられる石がそれぞれ2個ずつ置かれている。この礎石間の距離は1.818m (6尺) あり、おそらくこの所に出入口が設けられていたのであろう。西面中央間の北側礎石と間柱礎石の間には、玉石の狭間石が敷かれている。

この建物は、方位が他と異なっており、他のものに対して東で北に3°45'ふれている。この方位は、北面土塁SA58の方位とほぼ平行しているので、SB34がSA58に接している位置からみて、SA58の方位に規制されたものと思われる。また、東西方向の柱間寸法が、2.121m 等間というのも第2群の中では特異であり、むしろ第1群のSB53と同じである。しかしながら、南北方向中央間・南端間の柱間寸法は1.894mを単位としたものであることは、SB34が第2群に分類されるべきであることを示している。

SB34の北面東端から、柵列SA116が東に4.242m (14尺) のび、そこで北へ曲っている。東西方向部分は4間分あって、柱間寸法は1.06m (3.5尺) 等間である。北に折れた部分は1間分しかないが、おそらくSA58にとりついていたのであろう。

礎石建物 SB40 館内東北隅に位置する東西棟で、東面は東方崖面に、北面は北面土塁SA58に近接している。規模は、東西6.629m (21.875尺)・南北4.735m (15.625尺) で、柱間数は東西4間・南北2間となっている。

礎石は、60cm×40cm大で、礎石上面はほぼ水平にそろっている。東石は礎石間の中央に配されたらしい。

柱間寸法は、東西方向が西端間の0.947m (1.894m 1間の半間分) を除いた他は1.894m (6.25尺) 等間で、南北方向は南の間が2.841m (1.894m 1間の1.5間分)、北の間が1.894m となっている。SB40西面は、SC43西面と柱筋がそろっており、SC43がSB40の西南隅にとりついていた可能性がある。北面東第2間の礎石間には、1.061m (3.5尺) の間をおいて間柱の礎石と考えられる礎石がある。ここにも出入口が設けられたのであろう。

SB40の南方には、東西方向の石組溝SD79・80があって、東方山裾で南北方向石組溝SD78に合流している。SD79は、SB40の南方1.6mのところにあつて、全長5m・幅0.5m・深さ0.2mの規模で、北側石が玉石を並べているのに対し南側石西半部には転用材である凝灰岩切石が用いられている。

5. 建築遺構

SD 80 は、そのすぐ北にあって、全長 7m・幅 0.3m・深さ 0.1m の両側を玉石で護岸した溝である。この 2 条の溝のうち、側石の重複状況から SD 80 が、SD 79 に先行することは明らかであり、SD 80 の南側石西半部がほとんど抜きとられていることから、SD 79 構築後は廃棄されていたものと思われる。なお、SD 79 の西端は、SB 40 西第 3 柱筋よりやや東にずれ、SD 80 のそれは SB 40 西第 2 柱筋とほぼそろっている。

SD 80 の北側石の中で、SB 40 の南北方向柱筋に当る石のみ、他の側石より一まわり大きく上面平坦なものが使用され、SB 40 南面との距離は 0.756m (2.5 尺) ある。あるいは、南面に 2.5 尺幅の縁がついていたのかもしれない。また、東面より 0.909m (3 尺) 離れた所にも、礎石らしい石が 3 個南北に並んでいるので、東面にも幅 3 尺の縁がついていたとも考えられる。さらに、南面から 1.212m (4 尺) 離れて、SB 40 の柱筋にそろえて礎石様の石が数個存在している。SD 80 が廃棄されたあと、南面の縁が南に拡張されたのであろうか。そして、その時には SB 40 と SC 43 は、SB 40 西端 2 間で繋げられたとみることもできよう。

礎石建物 SB 41 SB 40 の南にあつて東方山裾に近接している南北棟。規模は、東西 7.576m (25 尺)・南北 10.682m (35.25 尺) で、柱間数は東西 4 間・南北 6 間となっている。

礎石は、60cm×40cm 大のものが多く、東面北半部のもは抜きさらされている。内部北半部は、石敷 SX 52 があるので、この部分には礎石を置かず、石敷の上に直接柱を立てたものと考えられる。礎石上面の高さはほぼ水平にそろっている。東石は、まったく見当らないので、建物内南部は土間であったのだろう。

柱間寸法は、東西方向が東から 1.894m (6.25 尺) 2 間、2.273m (7.5 尺)、1.515m (5 尺) となり、南北方向は北から 1.894m、1.667m (5.5 尺) 3 間、1.894m 2 間となっている。

建物内部北半にある石敷 SX 52 は、SB 03 内に設けられた石敷 SX 42 とよく似たもので、80~120cm 長の石を縁どりに並べてその中に同じ大きさの石や小さな石を一面に敷きつめている。一辺 5.5m の方形で、周囲より 0.2m ほど高くなっているが、東辺と南辺は石が抜かれたところがある。この 5.5m 角の石敷の東辺と北辺外方には、石敷上面より 0.1m ほど下って、幅 1.5m に 30cm 大の石を敷き並べた石敷がめぐっているが、東辺外方のものは北部がわずかに残っているにすぎない。この外側の石敷の外縁は、東面では建物内におさまるが、北面では建物外にまではみ出している。但し、SB 41 北面がこの石敷北縁部にまでのびていた可能性はあって、もしそうだったとすると、SB 41 の南北長は 0.455m (1.5 尺) のびることになる。

SB 41 は、西面で SC 43 に接し、南面西半部で SB 44 と繋がっている。

廊 SC 43 SB 44 の北面西端から、SB 41 西面に接して、北にのびる廊である。SB 41 北面と SB 40 南面との間は礎石が抜けているので、SB 41 北面までに止めたが、SC 43 西面柱筋の北延長線上で、石組塙 SK 39 北縁から北に向って玉石列がのび、それが SB 40 西面柱筋とそろっているのをみると、SC 43 は SB 40 と SB 44 を結んでいた可能性が強い。規模は、東西 1.894m (6.25 尺)・南北 10.682m (35.25 尺) であるが、SB 40 南面にまでのびていたとすると SB 40 南面と SB 41 北面との間は 4.242m (14 尺) あるから、南北長は 14.924m (49.25 尺) あったことになる。この場合、SB 40 と 41 の間の SC 43 の東西長は、前述したように、最初は 0.947m (1.894m 1 間の半間分) であったのが、後に西へ拡張されて 2.841m となったのであろう。

SB 41 の西面北部から西へ 1.1m よった所に、南北 3m・東西 1.3m・深さ 0.5m の規模をもつ石組塙 SK 39 がある。SC 43 西面が、この SK 39 の南辺ほぼ中央につき当って、0.606m (2 尺) 東方へへこん

だ形となる。この石組は、40cm 大の自然石を2段積み上げたもので、何のための施設か明らかでない。

礎石建物 SB 44 SB 10 と SB 41 との間を繋いでいる小さな東西棟である。規模は、東西 6.363m (21尺)・南北 5.152m (17尺) となっている。SB 44 は、北面で SB 41・SC 43 に、南面で SB 10・SC 45 に接しているため、北面通りと南面通りの柱間数は、それぞれ接する建物の柱間数に規制され、北面4間・南面3間となっているが、内部の東西方向は6間であり、南北方向の柱間数は5間である。

礎石は、外まわりのものは、60cm×40cm と他のものと変らないが、内部のものは 40cm×30cm という小さなものが多い。礎石上面の高さは、ほぼ水平にそろっている。

柱間寸法は、東西方向が 1.061m (3.5尺) を単位として6間に割られ、南北方向は南北両端間が 0.947m (1.894m 1間の半間分) である他は、3.258m (10.75尺) の3つ割りである 1.086m 等間となっている。このように、他の建物と異つて、柱間寸法が小さく特殊な構造をもつと思われるが、礎石のすべてが柱を受けていたのではなく、この中には東石として使用されたものもあったのかもしれない。西面は SB 10 東第2柱筋と、南面は SB 10 北第2柱筋とそろっている。なお、SB 10 のところで述べたように、SB 44 が SB 10 の東第3柱筋までのびていたとすると、SB 44 の東西長は 8.257m (27.25尺) あったことになり、西北隅で SB 33 と繋がっていたことになる。

廊 SC 45 SB 44 の南面に接し、SB 10 の東面北部から東へのびている東西方向の廊で、東西 8.787m (29尺)・南北 1.894m (6.25尺) の規模を有する。柱間数は東西 4間・南北1間で、柱間寸法は西から 2.121m (7尺) が3間、東端間が 2.424m (8尺) となっている。

礎石は 50cm×30cm 大で、礎石上面はほぼ水平にそろっている。北面西端間の礎石間と、南面の礎石間には、玉石の狭間石が敷かれている。東端間は、南北両面とも中央に間柱か束の礎石が置かれ、東面から 0.303m (1尺) 西によったところと、西面から 0.303m よったところに 30~40cm 大の石をそれぞれ南北方向に並べており、他の間とは異なった構造になっている。

SC 45 北面と、SB 44 東面・SB 41 南面によってかこまれた空間は、東西 4.545m・南北 5.152m の大きさで、ここには土壇1基と石組施設2基が設けられている。このうち、SC 45 東端間北面に接している石組施設 SX 46 は、長さ 1.4m・幅 0.9m・深さ 0.2m の東西に長いもので、東方に開口部がある (Fig. 8)。側壁は 20~30cm 長の自然石で構築されているが、その中で凝灰岩切石が西面に1

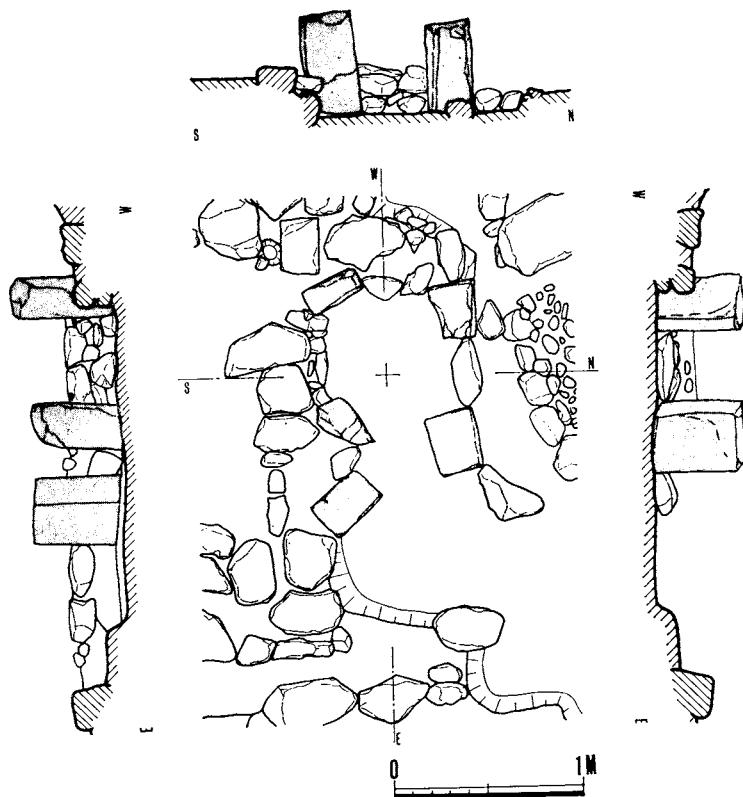


Fig. 8 石組施設 SX 46 詳細図

6. その他の遺構

個・南面に2個・北面に2個用いられている。これらの切石は、短辺 24cm・長辺 30cm・高さ 45cm の角柱で、周囲の側壁上面より 0.3m ほど高くなっている。凝灰岩切石や側石は、いずれも火をうけて赤黒く変色しており、石組内には灰がぎっしりつまっており、SX 46 が火を使用した施設であったことを示していた。

SX 46 のすぐ西に接して石組施設 SX 47 がある。SX 46 の側壁と同様に、20cm 大の石を東西 1.1m・南北 0.7m の長方形に2段積んで、深さ 0.3m ほどにしている。東北隅部が、開口しているが、これが当初のままであるのか否かは明らかでない。石組内には黒色の灰が上面まで堆積しており、中に燃え残った木片もかなり混っていた。SX 46 の灰溜施設のようなものであったのであろうか。

SX 47 の北 1.7m のところに、径 1.2m・深さ 0.5m の土壙 SK 48 がある。この土壙東縁から 0.2m 東にはなれて、幅 0.2m・深さ 0.2m の石組溝が東に 1.2m ほどのび、東方山麓を北に流れる石組溝 SD 78 に合流している。土壙の四隅には 50cm 大の礎石らしい上面平坦な石が4個置かれており、屋根をかけていたものと思われる。これらのことや、土壙側壁が垂直でなくゆるやかに傾斜しているのをみると、この土壙に大きな甕でも据えて、中に水を溜めていたのではないかと考えられる。

前述の空間の上記施設を除いた他は、西部の破損が甚だしいため確言できないが、東方部に礫敷が残存していることから、全面に礫が敷かれていたと思われる。

6. その他の遺構 (PL. 14・15・21・29・30 第6～11図 付図2)

これまで述べてきた、土壙・庭園・建築遺構の他にも、館内で検出された遺構は数多くあって、種類も溝・井戸・土壙・石組施設など多岐にわたっている。

このうち、溝は1例を除いてすべて両壁を自然石で護岸したものばかりである。これらの溝は、すべて土壙内壁に沿った排水溝に合流し、土壙に設けられた暗渠を通じて外濠に排水されるようになっている。ただ、西面土壙内側には、唐門 SB 100 以南に排水溝がなく、この部分の排水をどう処理していたかは明らかでない。井戸は、周壁を玉石で組上げた円形のものばかりである。土壙や石組施設には、残存度の不良なものばかりで、性格の判然としないものが多い。

溝 SD 72 SB 09 の南方にあって、湯殿へ登る階段 SX 17 の北と西の裾を流れる石組溝。池 SG 20 西南隅の排水口から始まる。大部分が未発掘で長さ 5m 分しか検出していないが、館内南部東方の山裾に沿い、南面土壙 SA 60 東方の暗渠 SX 88 に続くものと考えられる。

50cm 長の自然石を1段側石として並べた溝で、幅は 0.4m・深さ 0.2m である。溝の出发点より 1m 西のところに、長さ 120cm・幅 66cm・厚さ 10cm の凝灰岩切石が1個溝の上に置かれている。橋として利用したのであろうか。また、この切石の西南隅から 0.5m 南に離れた崖裾に、18cm 角の柱根が1本残存していた。切石と崖裾の間は、池の東側をめぐる回遊路から、湯殿への階段に続く通路となっており、ここに柱が立っていたことは、SB 09 南面との間に垣が設けられていて、枝折戸のようなものがあったことを示しているのであろう。

溝 SD 73 池 SG 20 の西南排水口から出発して、SB 09・SC 08・SB 07・06 の雨落水を集めて、北面土壙 SA 58 の西側暗渠 SX 86 に続く石組溝で、館内排水路の主要幹線である。総延長は 86.4m をはかる。この溝の、池から SA 14 南端部までの 5.5m 分は、側石に 100cm 長の大きな庭石を兼ねた石を用い、溝幅も 0.3m から 1m と一定せず、しかも蛇行しており、溝というよりも池の延長部とみるのがよいの

かもしれない。SA 14 南端からは、SB 09・SC 08 の北面に沿って西流し、SB 07 の北面・東面に沿って鉤形に2度折れ曲り、SB 06 の東南隅近くに達する。そこから SB 06 東面に沿って北流し、SB 06 以北もそのまま北へ 11.3m のびてほぼ直角に西へ折れ、SX 54 東北隅近くでやや北へ振れながら 8.5m ほど西へ進み、そこで北へ曲って SX 86 に続く。

総延長が 86.4m と長く、数カ所で他の溝と合流して排水するため、溝幅は SA 14 南端から SB 06 北面までは 0.3m で深さ 0.25m であるが、これより SD 77 との合流点までの間は、幅 0.5m・深さ 0.35m と規模が大きくなっている。さらに、この合流点から SX 86 までは深さが 0.6m と急に深くなり、これ以前の側石が1段であったのが、この部分では2段積となっている。ただ、上段はほとんど抜きとられていた。側壁に使用された石の大きさも、溝の規模に応じて前半部が 40~50cm 長のものであるのに対し、溝幅が広がる後半部は 70cm 長と大きくなっている。SD 73 の側石はほとんど残存していたが、SB 07 と SB 10 接続部と SX 54 以西の南側部は抜かれていた。なお、この溝の池出口と SX 86 接合地点の落差は 1m であった。

SD 73 が SB 53 北面東部で北へ曲る地点には、東西 2m・南北 2.5m・深さ 0.7m の四角な石組壙が設けられており、壙北面に長径 180cm 短径 100cm の上面平坦な石が置かれている。壙の底から石上面までは 0.4m ほどあるので、この壙で水を一旦せきとめて、石上面から水を流すための遊水施設の一種であったのであろう。

溝 SD 74 SB 01 東方の中庭 SG 24 西北隅から、SB 07 東端間内を北に横切って SD 73 に注ぐ南北方向の石組溝である。南端が破壊されていて、全長は明らかでないが現存長は 4m ある。溝側石北端は、SB 07 北面通りの礎石より南側でとまり、この間の礎石間には凝灰岩切石の狭間石が敷かれているので、SB 07 が建てられた後は廃絶していたものと考えられる。40cm 長の石を1段並べたもので、溝幅 0.2m・深さ 0.05m のものである。

溝 SD 75 SB 01 東第5間北面の北 0.6m のところから、SB 02 と SB 07 の間を縫って走り、SD 76 に合流する石組溝。全長 11.6m で溝幅 0.3m・深さ 0.2m。側石は、30cm 長のものが用いられているが、SB 02 東面に沿った部分のみ残っており、他は抜きとられている。

溝 SD 76 SB 05 東面南端間から東へ 3.5m のび、ここで北に直角に曲って SB 06 南面まで直進し、ここから北東へ斜め方向にのびて SD 73 に合流する石組溝。なお、SB 05 北第2間東面から、SB 06 南縁沿いに東へも溝が走り、南からきた SD 76 と合して、SB 05 の東に東西 3.2m・南北 6.4m の広場を形づくっている。全長 18.2m で幅 0.5m・深さ 0.15m あり、側石には 40cm 長の石が使用されている。SB 06 東南隅部外方の斜方向に流れる部分以外は、側石はほぼ残存していた。

なお、SD 76 の南延長線上には、素掘りの溝状遺構の痕跡があり、さらには SB 01 西南隅からも南に石組の溝状遺構がのびている。これらは SD 76 と一連のものであるかもしれないが、確かなことは判らない。

溝 SD 77 SB 06 の西方で、北第2間より北へ流れて SD 73 に合する石組溝である。この溝は、現在の南端よりもっと南にのびていたのであろうが、南部が破壊されているためもとの長さは不明である。現存長 16m を測る。50cm 長の石を側石として使用しているが、所々抜かれた部分が多く、特に西壁の側石は抜かれたものの方が多い。溝幅 0.2m・深さ 0.15m。

溝 SD 78 SB 10 東南方の SE 27 付近から SB 10 東面に沿って北上し、SC 45 南面沿いに東流、さらに SC 45 東南隅で北に曲って東方山裾を流れて、館内東北隅で北面土塁 SA 58 の側溝 SD 82 に合流す

6. その他の遺構

る石組溝。全長 46.1m で溝幅 0.3m・深さ 0.2m。なお、この溝は、当初 SC 45 東南隅から SB 41 東北隅まで直線でのびていたのが、その後 SC 45 東北隅から SB 41 南面通りまでの間を、東方に 1.5m ほどよせて迂回させている。これは SX 46・47・SK 48 の諸施設の存在と何らかの関係があったものと考えられる。

護岸に用いられている側石は、SE 27 のところから SC 45 東北隅までの部分と、それ以北では大きさが異なっている。SB 10・SC 45 に沿っている部分は、20cm 大の玉石を用いており、それより先の山裾を走る部分は 50～60cm 大の石を使用している。側石は、かなりの部分が抜かれており、特に SB 10 東面に沿う部分の西側、SC 45 南面に沿う部分の北側は、石がほとんど抜かれているといってよいほどである。

溝 SD 81 SB 33 の東面外方 0.8m のところを SB 33 と平行に北へ進み、SB 40 西北隅外方で SD 82 に合流する南北方向の石組溝。南端部は、SB 33 の南端近くにあるが、そこが同時に溝 SD 93 の出発点ともなっている。全長 19m・幅 0.3m・深さ 0.15m を測る。側石は 20cm 大の玉石が多く用いられているが、所々に 50cm 大の石が部分的に使用されている箇所もみられる。

溝 SD 83 SB 34 西面外方 1.4m のところを北に流れる南北方向の石組溝。南端は破壊されているため明らかでないが、北端は SD 82 に合流している。現存長 5.3m・幅 0.3m・深さ 0.25m。南部の側石は抜かれているが、南延長線上には側石らしき石が点々とある。あるいは SD 92 付近まで、この溝がのびていたのかもしれない。

溝 SD 87 北面土塁 SA 58 内壁と SB 53 北面との間のほぼ中央を、東西に流れる石組溝。西方は破壊がひどくて、現存西端部は SB 53 西面通り付近で、東端は SD 73 の遊水施設付近に流れこんでいる。現存長 13.5m と比較的短かいものであるが、幅 0.6m・深さ 0.5m と規模は他のものより大きい。側石は 70～80cm 長の大きな石が用いられ、南壁は東方部が 5m ほど残っている他は抜かれているのに対し、北壁は残存状態が良好で 2 段積になっていた。

SD 87 の西端部は、破壊がひどくて不明であったが、SB 53 西方の SD 102 の東端部と繋がるものと考えられる。

溝 SD 89 南門 SB 56 の正面にあって、SD 91 に流れこむ南北方向の石組溝。全長 3.2m・幅 0.2m・深さ 0.15m。北端部が破壊されているので、もとの長さは不明である。

溝 SD 90 SB 03 西面外方 0.5m のところを南北に流れ、SD 91 に合流する石組溝。この溝も北端部が明らかでないが、現存長 18.5m・幅 0.3m を測る。SD 90 は、井戸 SE 26 利用の際の排水溝をも兼ねており、SE 26 以北は北西方向に少し振れているが、これより南は SB 03 西面と平行に直進している。側石も、SE 26 以北は 20cm 大の小さな石が用いられて深さが 0.1m ほどであるのに対し、以南は 50～60cm 長の大きな石が用いられ、深さも 0.3m と深くなっている。

溝 SD 92 SB 10 と SB 30 の接続建物内で、これを東西に横断する SD 93 から北に流れ、SB 30 内部を横切り SB 30 北面の 1.8m 北で西へ曲って西進して SD 73 に合流する石組溝である。全長 19m・幅 0.3m・深さ 0.15m。溝の側石は、20～30cm 大の比較的小さな石が用いられ、部分的に抜かれたところもみられる。ただ、出発点から SB 30 北面の 0.9m 北までの建物内の部分には、側石がまったくみられない。建物内の部分には、側石が使用されなかったのかもしれない。

溝 SD 93 SD 81 南端から発して、SB 33 東南隅内部を斜めに切って SX 36 東端に向い、SX 36 北縁に沿って西流して SA 13 にいたるまでの全長 27.5m・幅 0.3m・深さ 0.2m の石組溝。側石は、30～50cm 長のものを使用しているが、前述したように SB 33 内部や SB 10 と SB 30 の繋ぎ施設内を通る

部分には側石がほとんどみられない。なお、SB 10 西面北部にある長さ6m の南北方向の支流は、このすぐ西側にある井戸 SE 49 と関連するものであろう。側石は 30~50cm 長の石を使用しているが、東側と西側で石の大きさが異なり、前者の方が大きい。

この溝の西端は、SB 30 西面通りの少し東方にあるが、勾配は東から西に傾いており、溝がここで終るとするならば排水の用をなさない。ところが、通路 SX 119 の西側を流れる SD 73 の東側石のうち、SD 93 のちょうど西延長部にあたる箇所のみ1個抜けていて、SD 93 がここまで延びていたとも考えられる。ただ、その間の SX 119 には、東西 2.5m・南北 1.9m・深さ 0.2m の土塋 SK 50 があるので確言はできない。

溝 SD 102 館内西北隅部の土塁裾をめぐる溝で、館内唯一の素掘りの溝である。土塁裾の内方 0.6m のところを、唐門 SB 100 のほぼ正面から 21m ほど北にのびて東に曲り、11m ほど進む。もとは、東にある SD 87 に連続していたのであろうが、確認はできなかった。幅 1m・深さ 0.2m の溝である。

SD 102 南端から 9m 北によった地点で幅 0.8m の溝が、直交して東へ 7m のび、そこで北に 12m のびて、SD 102 の東西部分に合流している。したがって、この 2本の溝は、東西 7m・南北 11.7m の空間を形造ることになる。この空間には、小さな土塋が数個あって、中には掘立柱の掘方かとも考えられるものが幾つかあったけれども、建物が建てられたか否かは明らかでない。

溝 SD 111 SB 03 北面雨落溝の残存部と考えられる東西方向の石組溝。現存長 7m・幅 0.2m・深さ 0.15m。現存東端は、SB 03 の東第 4 間のところで、そこから西へ 7m ほどのびて、その先は不明となっている。おそらく SE 26 の井戸屋形北面を通して SD 90 に合していたのであろう。

井戸 SE 26 SB 03 の西北隅外方にある石組の井戸である。20~40cm 大の自然石を円形に積み上げ、天端石のみ 50cm をこえる大きな石を用いている。天端の口径は、東西 1.2m・南北 1m で、楕円形に近い平面形である。石を下から持送りぎみに積み上げているため、底部内径が 1.4m と最大であり、上に行くにしたがって径が小さくなる。石組の高さは、5.15m で、底部中央には一辺 0.95m の方形の板組がある。この板組は、長さ 95cm・高さ 30cm・厚さ 5cm の板を 4 枚方形に組んだもので、板下端は石組基部よりさらに 0.2m ほど下に入っていた。

井戸の中から、天端に据えていたとみられる凝灰岩切石の井戸枠の破片が多数出土した。いずれも細片で、火をうけて表面が焼けただけ、仕上げ面をほとんど残していなかったが、もとの形状をほぼ復原することができた。この井戸枠は、内面両端部近くに柄孔を穿った材（A材）2枚と、両端に出納を造り出した材（B材）2枚の計4枚からなる。前者は、長さ 132.2cm・高さ 54.8cm・厚さ 12.9cm の大きさで、両側面上下両端 4カ所に、長さ 10.9cm・幅 11.8cm の大きさの突起を材の延長方向と直角方向の外方へ 2個ずつ計 8個造り出している。外面は、四周に突起と同じ幅で縁取しており、縁取の中は 2.1cm 掘りくぼめられている。突起部と縁取部の表面は入念に仕上げられるが、縁取の中は粗い仕上げとなっている。内面は、端部から 6.2cm 内方で上面から 1.4cm はなれて、上下長 23.5cm・幅 6cm・深さ 6.8cm の柄孔を左右 2個穿っている。また、外面と同様に四周を入念に仕上げ、中を粗く仕上げているが、外面のように中を凹まらず同一平面にしている。B材は長さ 104cm・高さ 54.8cm・厚さ 12.9cm の内外面仕上げが A材と同じもので、両端に幅 16.5cm・長さ 6cm の柄を作りだしている。この二つの材を組合せてみると、A材方向の長さが、両端の突起を含めて 154cm、B材方向のそれは 150.8cm となってほぼ方形となり、内径もまた A材方向で 106.4cm、B材方向で 104cm と方形に近くなる。これからすると、SE 26 の場合、井戸枠外面は井戸天端の周縁部を覆っているが、内面ははみ出していた部分があったこと

6. その他の遺構

になる。なお、この井戸枠の外観は、木材で組んだ井桁を模したものであることは明らかである。

井戸の西側から、SD 90 にかけての間には、井戸天端周縁石と同大の石を敷き並べた部分が僅かながら残存していた。また、井戸の東方では、SB 03 の西第 2 列柱通りの延長部に礎石らしきものが、SB 03 北面から 2.879m (9.5尺) 北にのび、そこで西に折れる。この東西長は確實でないが、井戸西側の石敷が SD 90 にまであることから、ここまでのびていたと考えると 3.182m (10.5尺) となる。これが礎石列であったとすると、SB 03 西北隅に接して東西 3.18m・南北 2.879m の大きさの井戸屋形があったことになる。

井戸 SE 27 SB 10 東南隅より 1.5m 東に寄ったところにある石組の井戸。SE 26 と同様な構築法で円形に自然石を組上げたもので、深さは 2.9m である。現存する井戸石組の最上部は、周辺の地山より 0.1m ほど低くなっており、天端石が 1 石抜かれたものと考えられる。現存の最上部口径は、東西 1.2m・南北 1.15m で正円に近い。石組の基部には、松材の丸太を方形に組んで土台とし、その上に石を積み上げていく点で SE 26 と異なる。また、底部中央にも木組はみられない。井戸の周囲には、石敷や礎石のようなものは見当らず、露呈していたものと思われる。

井戸 SE 28 SB 06 の北第 5 間西面にかかる石組の井戸で、天端口径が 0.7m の円形をなす。口径が小さいのと、下方側壁の石組が崩れかけていたので、深さ 0.6m ほどしか掘り下げることができなかった。

この井戸は、天端が遺構検出面より上方にあり、井戸内から近世の陶磁器が出土した。また、井戸の位置は朝倉氏滅亡後に建立された旧松雲院建物の内部にあったことから、松雲院の時期に使用されたものと考えられる。ただ、朝倉時代に設けられていたもので、松雲院がそれを補修して使用した可能性もないではない。

井戸 SE 49 SB 10 西方隅から 1.4m 西によったところにある石組井戸。天端の石は抜きとられ、しかも周壁の積石が多数転落して完掘することができなかった。現存する最上部の口径は、東西 0.9m・南北 1.2m で、館内検出の井戸の中、最も楕円に近い形のものである。

井戸の周囲には、石敷があった痕跡が南方と西方で認められたが、その範囲については不明である。なお、井戸屋形があった確証は得られなかったが、SE 49 が SB 10・30・SA 13 にかこまれたせまい空間に位置することから、井戸の上に何らかの覆いがかけられていたことは十分考えられる。

土壇 SK 37 SB 30 東第 3 間の北面から 0.6m 北にはなれたところにある東西 1.8m・南北 1.7m・深さ 0.2m の浅い土壇である。側壁の所々に 20~30cm 長の石が残っているため、石が積まれていたのかもしれないが明らかでない。土壇西端部から、50cm 大の上面平坦な石が、北に面をそろえて西方に 2 個並べられ、石列の 0.3m 北は 1 段高くなって溝状を呈している。この溝状遺構が 2m 西へのびたところには、1.5m 角の玉石敷があって、玉石敷の西端が SD 92 の東側となっている。この土壇・溝状遺構・玉石敷は、おそらく一連のものであったろうと思われるが、その性格は明らかでない。

土壇 SK 103・104 館内西北隅の SD 102 で区画された所であって、南北にならぶ相似た 2 つの土壇である。SK 103 は、東西 1.9m・南北 2m・深さ 0.1m の隅丸方形、SK 104 は東西 2.0m・南北 2.4m・深さ 0.2m の楕円形である。ともに土壇内には礫と土師質小皿が多量に埋まっていた。何のための土壇かは不明である。なお、これらと同様な土壇は、SK 103 の南方 5m のところにもあり、SD 102 によって囲まれた長方形の空間とは無関係のものであるかもしれない。

階段 SX 17 SB 09 の南にあって、館内から湯殿跡へ登る階段である。長さ 4m 分を調査した。この階段は南北方向にのび、東側は山の斜面を削って、割石を積み上げている。西側は未調査のため明らかでないが、おそらく SD 72 が階段に沿って南へ曲っているため、SD 72 東岸と SX 17 西端部との間の斜

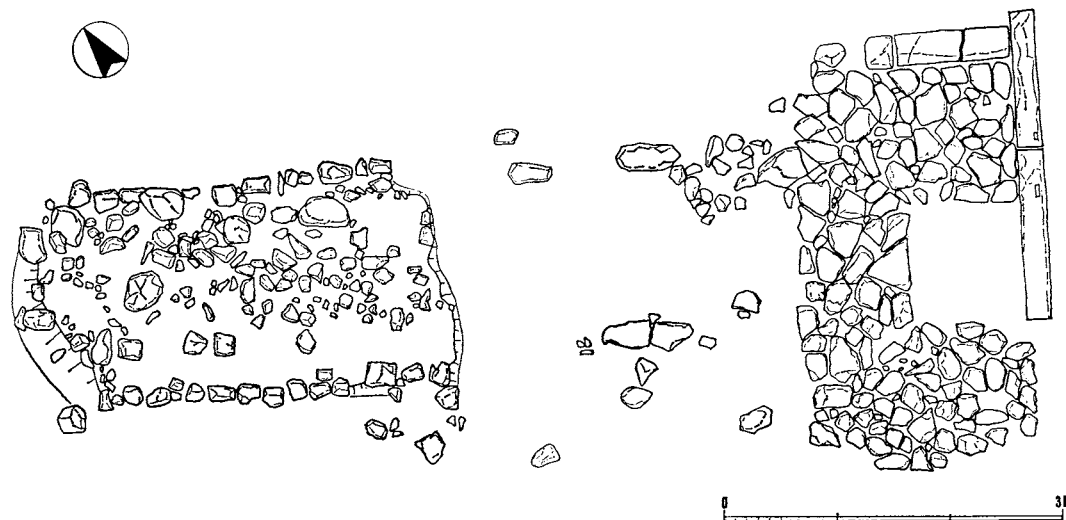


Fig. 9 石敷 SX 51・35 詳細図

面も石垣を積んでいたものと思われる。

石段は3段分を検出した。残存状況が良好でなく、階段の蹴上げは0.15m・踏面は約1mと推定できるのみである。各段端部には、長さ100cm・幅30cm・高さ15cmの凝灰岩切石が2個並べられたようであるが、中には30~40cm長の自然石を並べた部分もある。

石敷 SX 35 館内北部中央西よりで、北面土塁 SA 58 近くにある石敷。西縁と南縁は破壊されていて、当初の規模は明らかでない。現存部は、東西2.2m・南北3.9mの長方形となっている。20~40cm大の玉石を一面に敷きつめて、東縁と北縁には凝灰岩切石を置いているが、周囲全体に置かれていたか否かは不明である。なお、石敷の中央東半部で、東西1m・南北1.1mの範囲は、玉石を敷かず空白のままにしている。凝灰岩切石は、東縁のものが幅26cm・厚さ18cmで、長さが150cmのもの（南）と120cmのもの（北）を2石並べている。北側の石の南端上面と南方の石の北端近い上面には、長さ7cm・幅3cm・深さ5cmの柄孔らしき長方形の孔が0.4mの間を置いて穿たれている。北縁の切石は、長さ100cm・幅40cm・厚さ20cmのもの、その西に長さ20cmに折れた破片とが残っている。

石敷 SX 51 SX 35 の西方3mのところにある、東西3.5m・南北2mの長方形の石敷。東西両端は破壊されていて、もとの長さは不明である。南北両側縁は、20cm長の玉石を1列ずつ並べて縁取りをし、その間に礫や40cm大の石を敷きつめた通路状の遺構である。SX 51 を東に延長すると、SX 35 のほぼ中央に合し、また SX 35 西端と SX 51 東端の間には、SX 51 の南北両縁取石らしい石列が点々と連なることから、SX 35 と SX 51 は本来一体の遺構であったと考えることができる (Fig. 9)。SX 51 を SX 35 にいたる通路と見ることができるのである。とすると、SX 35 の性格が問題となるが、これについては全く不明である。ただ、SX 35 東縁の凝灰岩切石上面に柄孔らしきものがあることから、この上に何らかの構築物があったと仮定すると、SX 35 の位置や大きさから小さな建物例えば神社といった小祠の存在を想像することもできよう。すなわち、SX 35 は神社の基礎部分であり、SX 51 はそれに至る参道ではなかったかとするのである。さらに想像を加えるならば、祀られる神は朝倉氏の守護神である赤湊明神であったかもしれない。

石組 SX 67 隅櫓 SB 57 北面に接している石組で、東西6.4m・南北1mの規模がある。長さ70~100cm・高さ60cmほどの石を、南側と北側に面をそろえるように、東西方向に2列ならべ、石の隙間に

6. その他の遺構

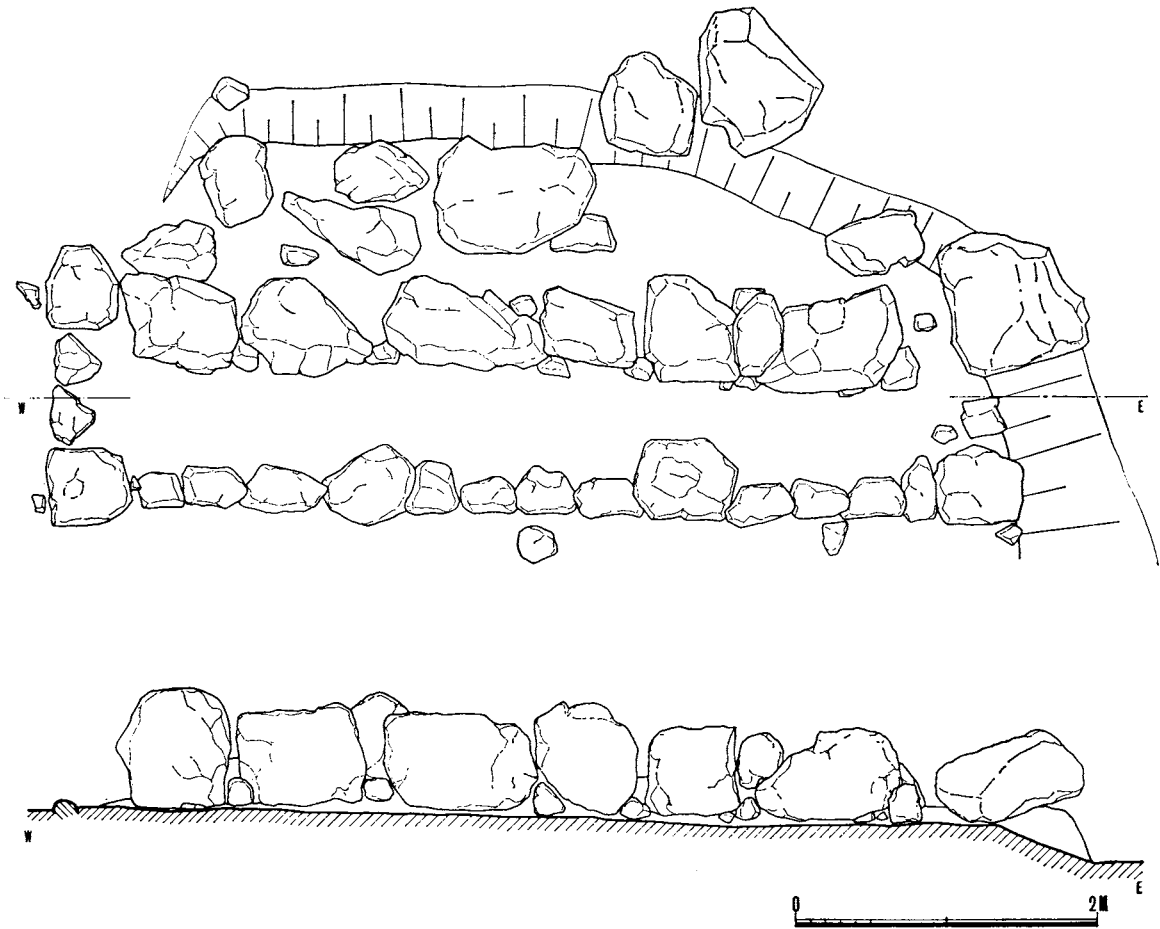


Fig. 10 石組 SX 67 詳細図

土を充填したものである。南側の石列はほぼ完全に残っているが、北側は石が動かされたり抜きとられたりしている (Fig. 10)。

この石組が何のための施設であったか、にわかに決しがたいが、このすぐ南が舞台造りの櫓であること、SX 67 の北方には顕著な遺構が認められないことから、弓場に設けられる堞の基底部ではなかったろうかと考えられる。もしこれが堞であったとすると、北門や南門が土塁のほぼ中央に位置するのに対して、西門が土塁の北よりに設けられているのもうなずける。SX 67 西面に残っている、SB 57 北面礎石列から北に曲る礎石は、この上に屋根がかけられていたことによるものであろう。

石列 SX 94 館内南部東方にあって、義景墓所の西方にある鉤形の石列である。10~20cm 大の石を幅 40cm ほどに、南北 5m、東西 6m ほど敷いている。東端と北端は破壊されて不明であり、鉤形内に何らの遺構も検出されなかったため、性格はまったく不明である。ただ、この石列が直角に曲っていること、方位がA群の建物方位と一致しているため、ここに建物があって、それに関するものであったかもしれない。

石列 SX 96 西面土塁の南よりにある SX 66 北端から 1m 北によったところにある、東西方向の石列で西端は土塁 SA 59 にとりついている。東端部は破壊されていて全長は明らかでないが、現存長は 13.5m ある。館内南部はこの石列を境にして、南と北で 20cm の段落があり、南の方が高くなっている。この段落部に石を並べたのが SX 96 である。

第5章 遺物

1. 木製品類

今回報告する木製品の大半は、朝倉館跡北側外濠の調査(第9次調査)で出土したものである。その量は、自然木を含めるとコンテナバット96箱分もある。外濠はなお80%の未調査区を残しており、今後の調査の進展によって、大量の木製品の出土が期待される。調査地点は、朝倉館内の7割程度の水を排水する機能をもった溝SD73の出口、暗渠SX86を含む所に位置しており、朝倉館内で使用されていた木製品が廃棄され堆積をみたものと考えられる(Fig.5.6)。木製品は、土器や金属器、自然木、植物の種子、木炭、貝殻、動物遺体などと混在した状態で出土しており、地区別では暗渠SX86付近のCR39・40地区から、層序別では暗灰褐色有機質粘質土層(第Ⅲ層)から灰褐色砂利混り有機質土層(第Ⅵ層)までの有機質土層のうち、特に第Ⅲ層からもっとも多く出土している(第1・2表)。外濠以外では、朝倉館内の井戸SE27の底近くから付札2点、建物SB41の東側の焼土層・溝から漆塗りの椀・飾り栓・容器の蓋・机片とその卓

	外濠								判読不明	その他の地区	計
	CR39	CR40	CR41	CR42	CR43	CR44	CR45	CR			
付札	9	11	0	0	2	0	2		SE27 2点	26	
柿経	4	6	4	0	0	0	0			14	
墨書された塔婆	0	1	0	0	0	0	0			1	
札	7	5	1	0	0	0	0			13	
墨書木製品	4	5	0	1	1	2	0	45		58	
将棋の駒	55	66	4	4	7	1	3	37		177	
小計	79	94	9	5	10	3	5	82	2	289	
人形小船	7	6	1	0	0	0	0			14	
箸	6	2	1	0	3	1	0			13	
漆塗り椀	1	4	4	1	1	0	0	破片27	SB41 1点	11	
曲物(底)	15	18	7	4	5	2	3			82	
曲物(蓋)	62	52	45	13	8	5	0			185	
折敷	42	32	19	3	6	1	0			103	
折敷脚										161	
漆塗り栓・蓋	50	35	7	5	4	4	0			105	
漆塗り栓	0	0	0	0	0	0	0		SD78 2点	2	
栓	1	1	1	0	2	0	0			5	
竹製容器	2	0	0	0	1	0	1			4	
桶	3	0	0	1	0	0	0			4	
木櫛	7	4	2	1	0	0	0			14	
下駄	1	0	2	0	0	0	0	破片1		4	
木製五輪	1	0	0	0	0	0	0		SD78 1点	1	
塔婆	0	0	0	0	0	0	0			1	
卓	0	0	0	0	0	0	0			1	
その他の木製品1	27	7	8	2	5	1	2			52	
//木製品2	5	2	0	0	0	0	0			7	
//木製品3	6	2	1	0	0	0	0			9	
//木製品4	53	24	13	5	6	5	2			108	
小計	289	189	111	35	41	19	8	28	4	885	

第1表 主要木製品地区別個体数

	外濠						判読不明	その他の地区	計
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ			
付札	0	19	2	2	1			SE27 2点	26
柿経	0	12	0	0	2				14
墨書された塔婆	0	1	0	0	0				1
札	0	10	2	0	1				13
墨書木製品	1	10	0	2	0	45			58
将棋の駒	0	117	20	1	2	37			177
小計	1	169	24	5	6	82	2	289	
人形小船	0	9	4	1	0				14
箸	1	10	2	0	0				13
漆塗り椀	0	7	3	0	1	破片27	SB41 1点		11
曲物(底)	0	38	6	6	4				82
曲物(蓋)	2	134	33	5	11				185
折敷	1	74	20	6	2				103
折敷脚									161
漆塗り栓・蓋	0	87	13	4	1				105
漆塗り栓	0	0	0	0	0		SD78 2点		2
栓	0	5	0	0	0				5
竹製容器	0	3	1	0	0				4
桶	0	3	0	1	0				4
木櫛	0	6	4	3	1				14
下駄	0	2	0	1	0	破片1			4
木製五輪	0	1	0	0	0		SD78 1点		1
塔婆	0	0	0	0	0				1
卓	0	0	0	0	0				1
その他の木製品1	0	42	9	1	0				52
//木製品2	0	6	1	0	0				7
//木製品3	0	8	1	0	0				9
//木製品4	0	89	14	3	2				108
小計	4	524	111	31	22	28	4	885	

第2表 主要木製品層序別個体数

1. 木製品類

の一部など、若干の出土がみられたにすぎない。以下、木製品の主なもの1174点について記述していく。

A. 墨書木製品 (PL. 31~37・41 第12~15・19図 Fig. 11)

朝倉館跡から出土した墨書木製品は、判読できるもの207点を数える。また、墨痕は残存していないがおそらく墨書されていたと推定される、例えば付札類や将棋の駒などの形態を有する木製品をも合計すると、289点に達する。ここでは、判読できる207点の墨書のある木製品について、付札・柿経・塔婆・札・墨書木製品・将棋の駒にわけて、それぞれ述べていく。^{註(1)}

付札 杉や檜の薄い板材に墨書のみられるもののうち、物品などに紐か縄で結えつけた札をいう。形態は、短冊型のものや、材の一端を少し幅広くした型のものが基本となっており、頭部を平に切ったもの、圭頭状に切ったものなどがみられる。紐や釘を通す小穴が穿たれたり、上部両側面に紐を固定する切り込みが施されている。墨書内容は、表に宛名・物品名など、裏に年月日・差出人・管理者などの記載がみられる。また片面だけに墨書のかかれたもの、両面に同内容の墨書のかかっているものなどもある。

付札1	・「少将」 ・「 <small>少将カ</small> □□」	B 檜	$6.0 \times \frac{1.2}{1.7} \times 0.1 \text{cm}$
付札2	・「少将」 ・「少将」	B 檜	$5.7 \times \frac{1.5}{1.2} \times 0.1 \text{cm}$
付札3	・「少将」 ・「少将」	B 檜	$5.8 \times \frac{1.3}{0.9} \times 0.2 \text{cm}$
付札4	・「少将」 ・「少将」	B 檜	$5.9 \times \frac{1.2}{1.7} \times 0.2 \text{cm}$
付札5	・「少将」 ・「少しやう」	B 檜	$5.8 \times \frac{1.45}{1.2} \times 0.2 \text{cm}$
付札6	・「少将」 ・「少将」	B 檜	$(3.5) \times \left(\frac{1.0}{1.3}\right) \times 0.2 \text{cm}$
付札7	・「少将」 ・「少将」	B 檜	$5.6 \times \frac{1.45}{1.25} \times 0.2 \text{cm}$
付札8	・「少将」 ・「少将」	B 檜	$6.1 \times \frac{1.5}{1.2} \times 0.1 \text{cm}$

以上の8点は、長さ2寸の材を用いており1・4のように下部が少し幅広くなるものと、その反対にすぼまるものとの2通りの形態がみられる。上部両側面の切り込み付近には、紐を結えた痕跡も明瞭に認められる。5のように平仮名も混ぜて書かれたものもあるが、全体的にみて同一人物の筆致である。「少将」なる人名あるいは官職名については、朝倉義景の愛妾となった齊藤兵部少輔息女小(少)将殿と、一乗脇坂尾の曲水宴に参列した飛鳥井中納言雅教の子、少将雅教の2人が考えられるが、少将雅教の場合は永禄5年に一乗谷を訪れており、齊藤兵部少輔息女小(少)将が朝倉義景の愛妾になったのは永禄11年のことである。外濠出土の年号銘をみると永禄3年(19・54)、4年(18)、10年(16)であり、年号からすれば飛鳥井少将雅教が妥当かもしれないが、8枚もの札が出土していることや、朝倉館内の人物の持ち物に付けられていたことなどを考えあわせると、ここでは小(少)将殿に比定するのが妥当のようである。

付札9 ・「こ志馬」

第5章 遺 物

- ・「こ志馬」 B 檜 $5.9 \times \frac{1.5}{1.2} \times 0.25\text{cm}$
- 付札10 ・「こ志馬」
- ・「こ志馬」 B・C 檜 $5.8 \times \frac{1.5}{1.1} \times 0.2\text{cm}$
- 付札11 ・「こ志馬」
- ・「こ志馬」 B 檜 $5.8 \times \frac{(1.4)}{1.2} \times 0.2\text{cm}$

以上の3点は、「少将」札と全く同じ形態である。10の下部中央には円い小穴が穿たれており、「こ志馬」は人物名であろう。朝倉氏関係の人名中「児島」「小島」のいずれに比定できるかは不明である。

- 付札12 ・「御
- ・「 A・B 杉 $(3.2) \times 1.4 \times 0.2\text{cm}$

下部は欠損。上端は圭頭形に整形している。材質は杉である。

- 付札13 ・「
- ・「こ志真より御^{とのか}さ満参」 B 杉 $13.8 \times \frac{2.0}{1.6} \times 0.3\text{cm}$

長さ約4寸5分、上部幅約7分、下部幅5分の完形品である。「こ志真」という人物から御殿様へ何かの品物を送った時の貢進札であろう。他面には品物や送り主の名前などが書かれていたものと推定されるが、墨が薄くなっており文字の判読は困難である。この付札の「こ志真」は、9～11の「こ志馬」とは筆致は別のものである。

- 付札14 「御屋形様」 A・B 檜 $10.8 \times \frac{2.1}{1.7} \times 0.05\text{cm}$

長さ3寸5分の非常に薄い付札である。墨書は片面だけにみられる。「御屋形様」は伴出する紀年銘のある付札からみて、義景をさしていることは間違いない。

- 付札15 ・
- ・ 五月七日」 B 檜 $(5.7) \times (1.0) \times 0.3\text{cm}$

上部と片側面を欠損。日付だけがかろうじて判読できる。

- 付札16 ・「御形
御番部屋」
- ・「永禄十年正月十三日
三番衆」 B 檜 $5.2 \times 1.4 \times 0.25\text{cm}$

長さ1寸7分、幅4分5厘の小さな檜材の付札である。御方様を警護勤番する詰め所へ、永禄10年正月13日に三番衆が何かを届けた時の札と考えられる。この「御形」なる人物は、朝倉義景の夫人と考えるのが普通であるが、永禄10年には義景には夫人がいないことになっている。夫人に匹敵しうる人物としては、義景の実母広徳院があげられるが、いずれにしても確証はない。ともあれ、永禄10年に、御方様を警護するための家来がおり、その詰め所があり、少なくとも一・二・三番衆という交代勤番制があったことなどが分かる貴重な資料である。

- 付札17 ・「かん^{せ・考カ}
- ・「」 A・B $16.4 \times \frac{2.3}{1.4} \times 0.3\text{cm}$

長さ5寸4分の大きな付札である。かん考ならば巻物の第1巻につけられていた題簽かなにかであろう。かん寿ならば卷子あるいは茶の湯の時の茶釜を収める箱かなにかにとりつけられていた札であろう。

- 付札18 ・「御はた屋との」
- ・「^{齊カ}藤^{門カ}尉
永禄四年五月吉日」 B・C 檜 $18.0 \times 3.3 \times 0.2\text{cm}$


長さ6寸、幅約1寸の薄い付札である。上面両端の隅を落し、両側面に切り込みを入れ、上部中央に四角の穴を穿っている。永禄4年5月に何某かの尉という人物が「御はた屋」に送った品物にとりつけられ

1. 木製品類

た札と考えられる。ただ、「御はた屋」が織物の「機屋」を示すのか、あるいは「旗屋」であるのか、それとも単なる呼び名であるのか、いずれとも決し難い。

付札19 ・「くら保祿六口之内」
 ・「永禄三年五月廿三日取^{中村甚介}次」 B 檜 $13.3 \times \frac{2.0}{2.7} \times 0.1\text{cm}$

長さ約4寸3分の完形の付札で、下部を少し幅広く整形している。永禄3年5月に、馬の鞍橋（くら保祿）6個を、中村甚介という人物が取りついで受領し、その旨を各々6枚の付札に書いて取蔵したことがわかる。現在の所、中村甚介という人物は不明であるが、朝倉氏の家臣の中に中村姓は多く見出せる。


付札20  B $(5.3) \times 2.5 \times 0.2\text{cm}$
 下部は欠損。上面両端の隅を落している。

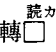
付札21 ・「すぎ戸」
 ・「すぎど」 C 檜 $4.2 \times 1.6 \times 0.3\text{cm}$

長さ1寸4分、幅5分の小さな長方形の板の上部中央に小さな円穴を穿った付札である。杉製の戸、あるいは「すぎど」と呼称されていた戸の鍵かなにかに付けられていたものであろう。


付札22 「者し」 C 杉 $5.1 \times 1.4 \times 0.1\text{cm}$

長さ1寸7分の小さな長方形の付札で、中央部に小さな穴が穿たれている。箒箱にでもつけられていたものであろうか。

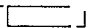
付札23 「」 C 檜 $3.3 \times 1.1 \times 0.1\text{cm}$
 上部中央に小穴が穿たれている。墨書の判読は困難である。

付札24 「(奉^{読カ}轉^{読カ})」 A・C $14.8 \times \frac{7.1}{2.8} \times 0.5\text{cm}$

上部は圭頭を呈し、その先端付近に小さな穴を穿っている。下部は墨書の後に二次的加工を受けている。梵字の種子は大般若を表わしており、大般若経を転読したことがわかる。現在でも、紙などに書かれたこの大般若転読札を家の柱や壁に貼られていたりするのをよく見かける。

付札204 ・「蟬之御たん寿のか記」
 ・「」 A・B 檜 $4.2 \times 0.75 \times 0.2\text{cm}$

朝倉館内の井戸 SE 27 から出土した。長さは1寸3分、幅約2分の檜材である。「蟬のたんす」と呼ばれていた箒筒の鍵に付けられていたものである。

付札205 ・「たん寿」
 ・「」 A・B 檜 $2.25 \times 1.0 \times 0.2\text{cm}$

この付札も井戸 SE 27 から出土した。大きさは少し短い、204と同じ形態である。これも箒筒の鍵に付けられていたものである。なお、井戸 SE 27 からは金属製の鍵5本も出土した。

柿^經 10片出土している。非常に薄い檜材に經典の各行17文字を分書して、これを集めて埋納あるいは奉納して積善功德を得ようとしたものである。室町時代の後半になると長さ8寸5分、幅1寸前後の大きさの柿^經が多くなり、より多く書写し供養することに積善業の重点が置かれるようになる。ここでは、六字名号や題目をも含めて述べる。

柿^經25 □^カ之力到娑婆世界□^カ 檜 $(11.7) \times 3.3 \times 0.05\text{cm}$
 柿^經26 「門闍崛山中頭面礼釈迦牟尼佛右繞七匝^{白カ}□^カ」 A 檜 $(24.8) \times 3.3 \times 0.05\text{cm}$
 柿^經27 □^カ我身是也求吾□^カ身是也□^カ 檜 $(20.0) \times 2.5 \times 0.05\text{cm}$
 柿^經28 □^カ□^カ 檜 $(11.5) \times (0.6) \times 0.05\text{cm}$

第5章 遺 物

柿經29	□南無妙法の□	檜	(7.5)×2.1×0.05cm
柿經30	「南無阿弥陀佛□□	A 檜	(10.5)×(1.1)×0.05cm
柿經31	南無阿弥陀佛	檜	(9.0)×2.5×0.05cm
柿經32	無妙	檜	(2.9)×2.3×0.05cm
柿經33	「南無妙法蓮華經」	A 檜	9.2×1.6×0.05cm
柿經34	南無□□	檜	(7.0)×(2.1)×0.05cm

25・26は、法華經第8卷普賢菩薩觀品第28の7行目・8行目にそれぞれ相当する經文である。とくに26は、下部がわずかに欠損しているがほぼ完形である。上部は圭頭状に切っており、文字もなかなか達筆である。18文字が墨書されているが、最初の第1字「門」は次字「闍」の習字か、段落間違いのどちらかで、經文に直接の関係はない。31から34は、六字名号や題目を墨書したものである。

塔婆35	「南無妙法□□	檜	(7.3)×(1.7)×0.1cm
------	---------	---	-------------------

縦の左半分と下部とが欠損している。題目を墨書した檜材の五輪板塔婆である。

札 小さな檜材の一面あるいは両面に1字を墨書したもので、現在のところ用途は不明である。形態は、長方形、駒形、楕円形などがみられる。

札38	・「花」		
	・「ヲ」	檜	5.3×1.5×0.1cm
札39	・「春」		
	・「一」	檜	4.0×1.9×0.1cm
札40	・「秋」		
	・「一」	檜	3.7×1.8×0.1cm
札41	・「秋」		
	・「二」	檜	3.6×1.8×0.1cm
札42	・「秋」		
	・「ウ」	A 檜	3.2× $\frac{1.8}{2.2}$ ×0.4cm
札43	・「花」		
	・「叶」	檜	(3.8)×1.6×0.1cm
札44	・「秋」		
	・「一」	檜	3.7×1.8×0.1cm
札45	・ $\begin{matrix} \square \\ \text{らか} \end{matrix}$		
	・ $\begin{matrix} \square \\ \text{せか} \end{matrix}$	檜	(3.7)×2.2×0.1cm
札46	「和」	檜	4.0×(1.05)×0.1cm

以上9点は、42の駒形のものを除くと、全て長さ3.6~5.3cmの長方形の小さな札である。墨書は、両面に1字ずつ書かれている。この札が何に使用されたものであるのかはよく分からない。強いて比定すれば、聞香や茶会などの席で遊戯に用いられた札と考えることもできよう。『香道秘伝書』によれば「札の調様、はば六分半長さ一寸九分又あつき一分半に杉の板をけづり」とみえる。材質や厚さに少し問題は残るが、文献上からは、香札と考えるのが妥当のようである。

札47	「 $\begin{matrix} \square \\ \text{天カ} \end{matrix}$ 」	檜	3.5×(1.1)×0.2cm
札48	「地」	檜	3.0×2.0×0.2cm

1. 木製品類

札49 「地」 檜 3.6×(1.1)×0.1cm

札50 「人」 檜 2.4×1.8×0.15cm

以上4点は、楕円形の小さな札で、墨書が片面に1字ずつ書かれている。47は、墨書をなぞって刻みを入れ、49は刻んだ文字の中に墨を入れている。この札も用途については不明である。「天地人」という用語は、現在華道でよく使用されている。生花は、江戸時代中期頃に成立した天地人形式の華道の一様式であるが、もしこの札が生花に関係するものならば、「天地人」様式の成立を室町時代後期まで遡らせなければならない。

墨書のある木製品 ここでは、付札、柿経、塔婆、札、将棋の駒以外の墨書のある木製品について扱うことにする。

墨書36 ・ 「山能者の□□

・ 「柳谷中

A 檜 (7.7)×2.0×0.05cm

下部は欠損。上端は圭頭形に整形している。柿経と同じ薄い檜の材で、両面に和歌と漢詩を墨書したものである。

墨書37 ・ □□□

・ □□□

檜 (4.6)×(0.8)×0.05cm

墨書51 ・ (烏の絵カ) □^{魚カ} 則

・ (兎の絵カ) (蕞の絵カ) 玉将 (10.4)×2.3×0.1cm

上部、下部とも欠損。絵は、烏、兎、蕞などにみたてることも出来そうである。烏と太陽、兎・蕞と月という陰陽思想を表現しているのかもしれない。玉将は、文字を白抜きで示している。この木製品の用途は不明である。呪符かも知れない。

墨書52 「多つ□□ A 檜 (7.3)×1.9×0.25cm

下部は欠損。上端は圭頭形に整形している。

墨書53 「ふろ口春末□□□ 檜 (14.2)×2.3×0.45cm

下部は欠損。

墨書54 □^{永禄三年} □^{人カ} □^咄 □^暖 □^曙 □^{為楽} 檜 (14.4)×(3.8)×0.4cm

左半分が欠損しており、墨書の内容は不明である。年号銘が記されている。

墨書55 (梵字カ) □□^修 □^{摩利} □□□□ 檜 (21.4)×(3.3)×0.5cm

上部に梵字の種子らしいものが書かれており、棟札として使用された可能性が高い。

墨書56 □□ □□_{正月七日} 檜 (11.5)×2.3×0.3cm

上部は欠損。月日が記されている。

墨書57 「和田九郎兵衛尉殿参」 檜 一辺 18.6×0.35cm

一辺 18.6cm の三角形の檜材で、頂部は切り落している (Fig. 11)。現在までのところ、文献で和田九郎兵衛尉という人名は見あたらない。しかし、朝倉の家臣の中には和田姓は多く散見できる。この板が何に使用されたものかは不明である。

墨書58 ・ (花押カ)

・ □□□□

檜 (7.5)×(1.1)×0.05cm

柿経と同じ薄い檜材の断片である。一面には花押らしき墨書がみられる。

墨書59 「工うのを□ □ □□□□ 檜 直径 16.6×0.2cm

直径5寸5分の曲物の蓋板である。「工」は何かの記号と思われる。魚を入れた曲物と考えられる。

- 墨書60 \square 平左衛門日カ
 \square 月 \square \square
 檜 (9.5)×2.4×0.3cm
- 墨書61 \square \square
 \square 妙 \square
 (3.5)×(2.9)×0.2cm
- 墨書62 \cdot \square \square 右 \square \square 」
 \cdot \square 尉 』
 杉 (6.7)×1.5× $\frac{0.1}{0.5}$
- 墨書63 又
 \square \square
 檜 $\frac{(12.7)}{(17.3)}$ ×(5.6)×0.2cm

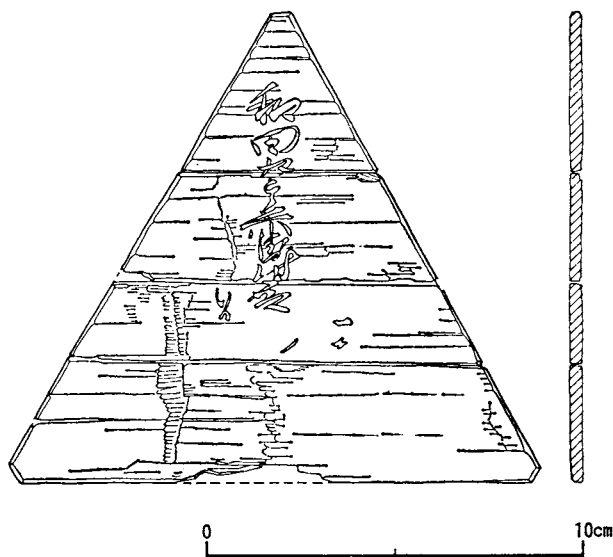


Fig. 11 墨書木製品 57

いずれも断片であるが、60・62は人名が墨書されていたものである。

将棋の駒 将棋の起源はインドで、我国へは中国や東南アジアを経て伝えられたと言われている。文献からは、室町時代以降公卿や武士たちの間で盛んに指されていたことがわかる。その頃の文献からは、小象棋・中象棋・大象棋・大々象棋・摩訶大々象棋・泰象棋などと呼ばれる種類のものがあつた。現在のよるなルールの将棋は、小象棋から室町時代頃に誕生し、一般化して来たものと考えられている。将棋の駒の発見は、最近では京都市南区の上久世城ノ内遺跡から酔象1枚、長野県上田市の塩田城跡から角行1枚、東京都葛飾区の青戸・葛西城跡から金将・銀将各1枚などがある。朝倉氏遺跡からは、174枚の出土がみられ、そのうち140枚が判読可能な駒であつた。内訳は、玉将2、王将4、酔象1、飛車6、角行12、金将10、銀将11、桂馬15、香車16、歩兵62、その他不明1である。1・2の例外を除いて、ほとんどが檜材を用いており、厚さが0.2cm前後で非常に薄く、上部と下部との厚さもさほど変えていない。以上のことから、素人が檜のへぎ板を加工して作った駒と考えることができる。角行の駒数からみて、少なくとも6セット分以上あつたことが分かる。駒の大きさは、不揃いな点がめだち、全体的にみれば現在のものよりも大きく、64の王将では長さ4cm、74の飛車では下部幅3.9cmの駒もみられ、それらの駒の大きさから推定すると盤面は少なくみても37cm×35cm以上あつたことがわかる。なお、盤や駒箱の出土はなかつた(附表1)。

以上の駒の文字は、全て墨書きか彫り駒で漆書きのものは1点もない。文字のほとんどは楷書体であるが、13点だけ草書体のものがみられた。彫り駒は19点出土しているが、部分的に墨書きした上をなぞって刻んでいるものが多い。従来、彫り駒は江戸時代末期頃に成立したと考えられて来たが、今回の彫り駒の発見は、その説をくつがえすものである。70・80・131・153・182・183・196の7点の駒には、駒隅に墨線が認められる。これは、駒の進行方向を示したもので、素人くさががよく分かる好資料である。64・66・68・69の駒は「王将」、65・67は「玉将」でこの頃から王・玉2通りの駒が存在していたことが分かる。70の駒は、現在の駒種にはみられない駒である。「酔象」成り面「太子」と墨書されたこの駒は、中象棋と古式の小象棋には存在する。元禄九年刊の『諸象戯図式』には「天文年中、後奈良帝は、日野晴光、伊勢貞孝等に命じて酔象を除かせて、いまの将棋(小象戯)を作つた」とみえる。現在までのところ、これを裏づける資料はなく、口伝として受けとる以外にはなかつたが、70の駒の存在から、少なくとも永禄

1. 木製品類

年間にも、まだ小象棋から酔象の駒をとり除く以前の古式の小象棋が存在していることがうかがえ、重要な将棋史上の意義を有している。160の駒「歩兵」の成り面には、普通の「と」ではなくて「金」あるいは「登」の崩字が明確に認められる。「と」の成立を確証する好資料となろう。178の駒「歩兵」の成り面には、普通の「と」ではなくて「和田」という人名が墨書されている。歩兵の成り面に和田という姓がみられるということは、歩兵＝足輕身分＝和田とも考えられ、この駒を使用していた中に和田という人物のいた可能性があって興味あるところである。なお、この駒の和田と、57の墨書木製品にみられる和田とは筆致が違うようである。66・67の「王将」97の「金将」には、成り面にも「王将」「玉」「金将」と墨書がみられる。116・117・119・121・122の5点の「桂馬」の駒は「桂」を「桂」と筆記している。ともに、駒作りの際の不手際であろうか。84・119・174・175の4点の駒は、通常の駒形を呈していない。なお84は、「角行」の駒形の側面に武士の横顔を刻んだもので、将棋の駒を転用した人形である。

B. 木製品 (PL.38～41 第16～19図 Fig. 12～16)

朝倉館外濠跡から出土した木製品は、板材などを含めてコンテナバット45箱分ある。ここでは、そのうちの主要な木製品 885点を選んで、玩具または祭祀具・食膳具・服飾具・信仰関係具・家具調度・その他の木製品に分けて、それぞれ述べていく(付表2)。

(イ) 玩具または祭祀具

朝倉館北側外濠跡から出土した玩具または祭祀具としては、人形14点、小船13点がある。

人形 人形は、全国の古代から近世にかけての遺跡で今までも数多く出土例が知られている。人形は本来、呪詛・形代などの祭祀具として成立したが、中世以降には愛玩用としても作られるようになった。本遺跡出土の人形には、呪詛あるいは形代を証拠づける特長は顕著ではない。形態からは、A—全身を立体的に表現したもの(301)、B—板材や樹皮を人形に加工し、目・鼻・口などを刻んだもの(302～305・84・307・314)、C—棒状の材に、立体的に顔から胸ぐらいまでを刻んだ木偶状のもの(308～313)に分けられる。

301は、小さな作りの男子像で、頭髪・眉・目は墨で表現されており顔には朱が塗られている。直垂と小袴のいでたちで肩・腰部にも墨と朱で彩色が施されている。脚部の裏には針穴が1つみられ、何かの台にこの人形が立てられていたことが分かる。いわゆる芥子人形と呼ばれるものである。302は、髭をはやした男子像の顔と思われる。頭髪・目・鼻・髭などは焼き火箸のようなもので焦して表現し、口は円形に穿っている。303・305は、ともに板材の側面を侍烏帽子を冠った武士の横顔に加工し、目や眉を刻んだものである。84も同じものであるが、将棋の駒を転用した人形である。304は、板材を足形に加工したもので、大腿部に胴部と結びつけるための紐穴が2カ所に穿たれている。307は、板材を魚形にしたもので、目・鰓・鱗などは墨で表現している。308は、棒状の材を顔形に加工し、頭部・目玉・顎を墨で書いている。309は、折烏帽子を冠った武士像を表現しており、頭髪には墨を塗っている。310～313までの4点も、棒状の材の一端に顔を刻んでいる。なお、310の末端はヘラ状に切断している。

小船 小船は、柁目や板目の材の先端を尖らし、中央付近に帆軸穴を穿った簡単な作りのものである。大きさも 25.7cm×4cm、船幅も 5.4cm×1.2cm とさまざまであり、朝倉館内の庭園あるいは外濠で子どもたちが浮かべて遊んでいたものであろう。小船は、石川県普正寺遺跡から内を削った船形木器が出土している。報告書によれば、船形木器の出土から「海洋を生活基盤とする港湾集落におけるある種の宗教行為に伴う信仰遺物であることは間違いないであろう」とされているが、本遺跡の小船は、宗教的という

よりは玩具と考えるほうが妥当のように思われる。

315には、帆軸穴はなく船尾に台形の切り込みがみられる。これは帆掛船ではない。315・316・318の小船には、底部側面に面取がみられる。319には、帆軸が穴にささった状態で出土した。322は、中央付近の前後に2カ所の帆軸穴が認められた。

(四) 食膳具

朝倉館北側外濠跡から出土した食膳具としては、箸11点、漆塗り椀81点、曲物底板185点、曲物蓋板103点、折敷底板161点、折敷脚板105点、栓5点、桶2点がある。また、朝倉館内建物SB41の東側の焼土層、溝から出土したものとしては、漆塗り栓1点、漆塗り蓋1点、漆塗り椀の破片などがある。

箸 箸は、材を小割にし、棒状に削ったもので、中央部の断面は長方形、両端は細かい削りによって断面を円形に近く整形しているのが一般的である。全長の判明する6点について、その寸法を測ってみると、A—19.0~19.1cm(6寸3分)2点、B—21.2~21.4cm(7寸)3点、C—26.3cm(8寸7分)1点である。主要遺跡から出土している箸は、報告書によれば以下の寸法のものが多い。

奈良県平城宮 6AFB区 長さ17.0cmから26.5cmのものが多い。

京都府平安京左京四条一坊 全長の判明するもの1点 20.2cm

東京都青戸・葛西城址 全長の判明するもの2点 25.6cm, 30.6cm

広島県草戸千軒町遺跡 20cm前後のものが多く「とめぐし」「塗師工具」「箸」など多用途に使用されたと考えている。

鳥取県天神山城址 串状木製品としており、30.3cmのものがあり、他に22cm前後のものが多い。

石川県普正寺遺跡 箸状木器としており、20.3cm~21.8cmのもの30本、18cm~19.5cmのもの42本。本遺跡出土の箸は、石川県普正寺遺跡の箸状木器と形態・寸法などから一番類似しているといえる。

次に、文献上に散見する箸の記載と、当遺跡出土の箸とを比較してみる。

『茶式湖月抄三編下』は、「箸ノ寸法長サ八寸五分大ノ方同八寸小ノ方右杉木也、あとさきを少細く、総体四角ニ少シ平目なるものなり、但、真の不角切折敷の箸は、八寸五分の箸なり、但巾二分ニ厚サ壹分歟」とあり、形態はよく類似しているが、寸法に少し相違がみられる。『厨事類記』には「銀器箸ニ雙記云、長八寸四分、或記長さ七寸五分、一説八寸七分」さらに『大草殿より相伝之聞書』には「折をしき志きろうのはしの長さ七寸たるべし、けづりやうは、かうばしのごとくけづり、金銀にみがき用る也」とあって、寸法は上記のものがCに、下記のものBに相当しているが、箸の材質が金・銀製である点が相違している。

330・333・336の3点の箸は、中央部の幅が厚さに比べて大きく、扁平である。また、328・332・333の箸は、末の方を片面からヘラ状に切断している。338は、直径0.6cmの断面円形を呈しており、箸でない可能性もある。

なお、これらの遺物は「とめぐし」「塗師工具」などの可能性もあるが、伴出遺物に折敷や曲物・椀などの出土量が多かったこと、また、「とめぐし」であれば、もっと出土量が多くなければならないことなどから、ここでは箸に比定しておきたい。

漆塗り椀 漆塗り椀は、82点出土している。全て広葉樹の材質で、トチ・ケヤキが多く、木取りは横木取りである。形態、あるいは上塗りの違いなどから4形式に分類することができる。

椀A(339~365)は、広葉樹のトチ材を主として用い、ロクロ挽きした削り物である。内外面に薄く渋下地を施して、その上に黒漆を塗っている。器形や作りは、全く同じで口径9.4cm、総高2.5cmを測る。内面見込み部や外面に意匠化された朱描きの文様を配し、外面底部裏には線書きの印が多く認められる。

1. 木製品類

これらは、セットとして使用された可能性が強く、線書きの記号は用途または使用者を区別するためのものと思われる。椀と考えるよりも皿と考えられるものである。寸法からすれば、『茶式湖月抄三編下』にみられる坪皿の蓋と近似しているが、蓋とするとつまみの表に無雑作な線書きの記号がつけられていることが理解できない。ここでは、蓋と考えるよりも椿皿のようなものとしておきたい。339は、見込み部に意匠化された鶴と思われる朱描、底部裏に三角形の線書き、340は、見込み部に意匠化された草文風景、外面の対称位置に「メ」の朱描、底部裏に円の中に小円3つの線書き、341は、見込み部に扇文の朱描、342・344・348・349は、見込み部に意匠化された草文の朱描、348は、底部裏に罰点の線書き、349は、同じく丸の線書きがみられる。

椀B(366~371)は、全て破片であって、広葉樹のケヤキ材を主として用い、器厚を非常に薄くロクロ挽きしている。内外面に錆下地を施して、その上に洗い朱を塗っている。口縁端部の外面には、錆下地を厚く塗って水切り部を作り出している。器厚を薄く挽く技術、朱のあざやかさ、根来に特有のハケ目が認められること、水切り部の特長などを考えあわせると、一乗谷の近在で作られたと考えるよりも、京都・奈良・和歌山などの最高の漆器職人の手になったものと考えたい。369は、外面に黒漆で、円形に配した下り藤の中に「一」の文様を丁寧に描いている。他のものには文様は書かれていない。

椀C(372~381)も全て破片であるが、椀Aよりも大きく椀Dよりも小さい器形と思われる。外面渋・内面墨下地を施して、その上に内面ベンガラ朱、外面黒漆を塗っている。文様は、椀Aと同じような意匠化された草文が外面に多くみられる。この形式の椀は、福井市首万布遺跡など県内の他の中世遺跡からも時々出土している。これは一乗谷の近在で製作された可能性も残されている。374は、外面に松の木が流暢に描かれている。

椀D(382~392)は、広葉樹の材をロクロ挽きしたもので、内外面に渋下地を施している。内外面に黒漆を塗っており、文様は意匠化された草文や扇文が内面見込み部・外面などに朱描されている。寸法からすれば、『茶式湖月抄三編下』にみられる食椀・汁椀に近似している。389は、高台のみ残存しており、高高台径2寸4分7厘、同高さ4分3厘をはかる。高台裏にわずかに朱がみられ、その横に山の線書きが施されている。390は、ほぼ完形で口径4寸5分半、総高1寸9分、高台径2寸2分半、同高さ2分をはかる。内面見込みと外面に檜扇の文様が配されている。391は、口縁部が欠損している。推定口径4寸6分、推定総高2寸3分、高台径2寸7分、同高さ5分9厘をはかる。高台裏には、二の線書きが施されている。392は、高台のみ残存しており、高台径2寸5分、同高さ8分9厘をはかる。

なお、393は、朝倉館建物 SB 41 東側の溝から出土した破片であるが、黒漆の上に松葉を平蒔絵で描いた椀の優品である。

曲物 曲物は、身と側板・籬の遊離したものが多く、身の完形品は28個体であった。底板は185点、蓋板は103点出土している。遊離し、破損した側板も多く出土しているが、ここでは主として底板・蓋板を中心にみていくことにする。曲物は、底板の直径でみると2.9~6.6cmのもの89%、7.3~9.9cmのもの7%、12~15cmのもの3%、15cm以上のもの1%という割合で、小形のものがとくに多いという傾向がみられる。小形の曲物は、東京都青戸・葛西城址、京都府平安京左京四条一坊、奈良県平城京左京三条二坊の納骨曲物などの出土品に、その類例がみられる。朝倉氏遺跡出土のものは、おそらく「塩漬うに」「このわた」のような海産の珍味を入れたか、あるいは化粧油や灯明油を入れる「油桶」などに使用された容器ではないかと推定している。小形の曲物は、檜のへぎ板を丸めて側板を作り、底板にとりつけ、籬を上・下にはめ込んで側板を固定した身部と、蓋部とからなっている。

底板は、厚さ 0.7cm 程度の板材に円を線書きし、それに沿って周縁を刃物で正円形に裁ち落したものである。底板の円周を決める方法は、民俗例によると型板を用いて線刻する法、曲げ終った側板を底板に当て、内径に添って線刻を入れる法の 2 通りがあるとのことである。曲物のほとんどは、これらのいずれかに該当すると思われるが、底板の未製品の中に 1 例だけ、コンパスを用いて円を線刻したと思われるもの (936) もみられた。周縁の裁ち落しは、垂直におこなうものと傾斜をつけるものとの 2 通りがある。さらに、楕円形に裁ち落したのも 9 点みられる。木取りは、板目と柁目との割合が 1:4.6 と柁目の方が多い。材質は、檜ではないが、何であるかは今のところよく分っていない。

側板は、縦 4~5cm、横 20cm、厚さ 0.1cm 程度の檜の板材で、垂直方向あるいは斜め方向の刻み目を内側になる面に施し、円筒形に丸めて作っている。側板の横長は、底板の円周の約 1.3 倍である。側板を桜の皮で縫いつけてから底板をしっかりとめ込んでいる。側板で、内側に重なる端部は、板厚の段ができないように後で薄く斜めに削っている。

箍は、縦 1.5~1.7cm、横 18cm、厚さ 0.1cm 程度の杉あるいは檜の板を丸め、桜皮で縫い合せて作ったものである。側板の上・下 2カ所にはめ込んで固定している。箍の縫合には、大きくみて 2 通りある。箍材を丸めるとき、手前からみて左端が上に重なるようにしたとする。(イ) 第 1 の方法は重なり合った端部に上・中・下の 3カ所に切り目を入れ、まず中の切り欠きの内側から外に向って縫い始める。外へ出た桜皮を下から内側へまわし、上方から外に出して下方の切り目に通す。次にそこから、上方の切り目に内側をまわして、外へ向って縫い終る。縫い終った桜の皮は、先端を少し残しただけで切り離される。(ロ) 第 2 は、端部中ほどに、左右 2カ所に切り目を入れる。右方の切目の内側から外に向って縫い始めるのは(イ)の場合と同じであるが、外へ出た桜皮を下から 1 回内側へまわし、さらにもう一度内側をまわして外側から左方の切り目に通す。したがって縫い終りは内側になる。2 通りのうち、第 1 の縫合の場合が圧倒的に多い。箍の縫合位置は、側板の縫合位置の対面に配されており、側板の縫合部の上端には、小さな V 字形の切り込みが彫られている。

蓋の作りは、底板と同じで周縁の裁ち落とし方も同じである。蓋板も底板と同様小形のものが圧倒的に多く、直径 3.9~6.2cm のものが全体の 94% を占めている。木取りは、板目と柁目との割合が 1:1.5 で柁目の方が多いが、底板の場合に比べて、板目取りの割合が増している。蓋板のほとんどのものには、木目に直角の方向に側板にもみられた小さな V 字形の切り込みが彫られている。この切り込みは、蓋と身とを合せる位置を示したものである。さらに蓋には、中心より少し切り込みよりはずらせて、細いへぎ板のつまみをつけたものが 65 点あり、蓋の中央に穴を 1 孔あるいは 2 孔あけたものが 2 点、楕円形の蓋が 1 点それぞれ出土している。

他に特長のある曲物としては、440 は、大形の曲物の底で側面に木釘を打って側板をとりつけたもの、59 は、大形の曲物の蓋板で墨書から魚を入れる容器であったことがわかるもの、702 は、上面が少し甲高に削られ、外面と側面に墨が塗られた蓋で、両端には一対の紐穴が作り出されており、他の蓋が全て合わせ蓋であるのと違っている。さらに、直径 20cm 前後の柄杓の側板で、柄のつく一辺 3cm 程度の方形の穴の周囲を縫合で補強したものなどがみられる。

折敷 折敷は、正方形の薄い底板にへぎの側板を綴じつけたもので、足打折敷の場合は、それに 2 枚の脚をとりつけたものである。細工物であるので、それぞれが遊離し破損しているのが多い。ここでは、底板・側板・脚板のそれぞれについてみていくことにする (Fig. 16)。

底板は、全て木目に沿って割れており、計測は最低 2 隅が残存している 161 点について行なった。柁目

1. 木製品類

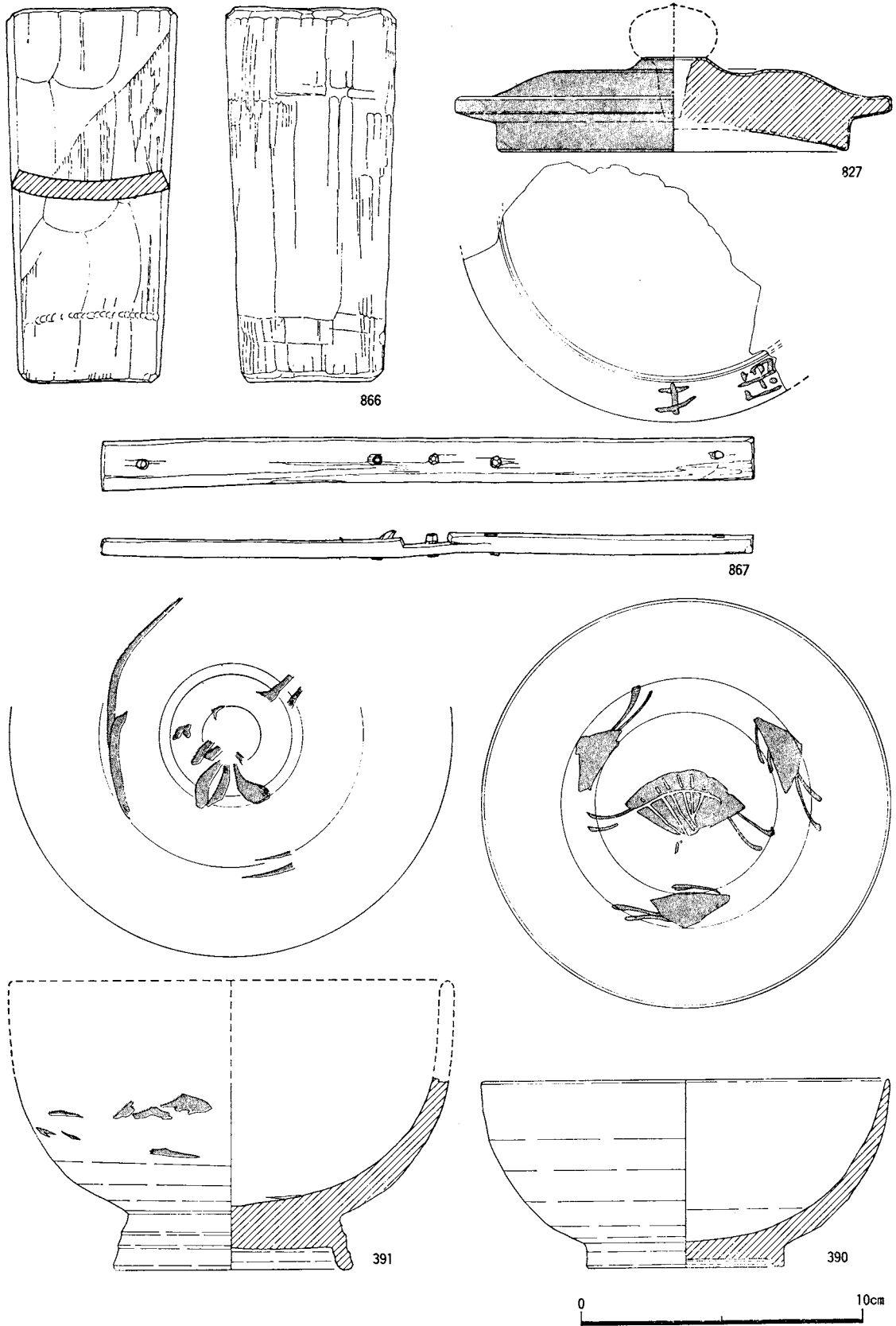


Fig. 12 漆塗り碗・蓋・木桶

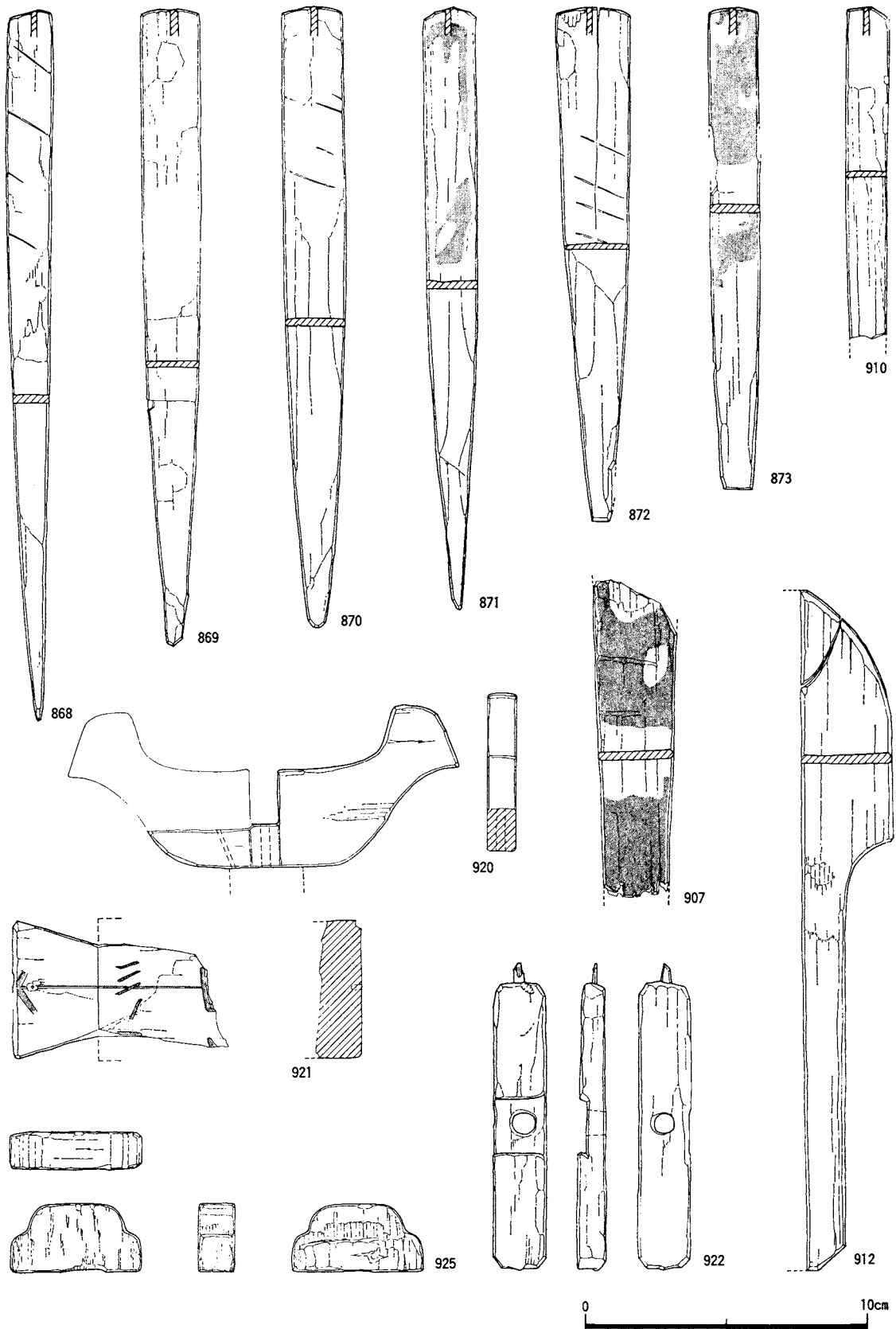


Fig. 13 木製筥・建築用部材

1. 木製品類

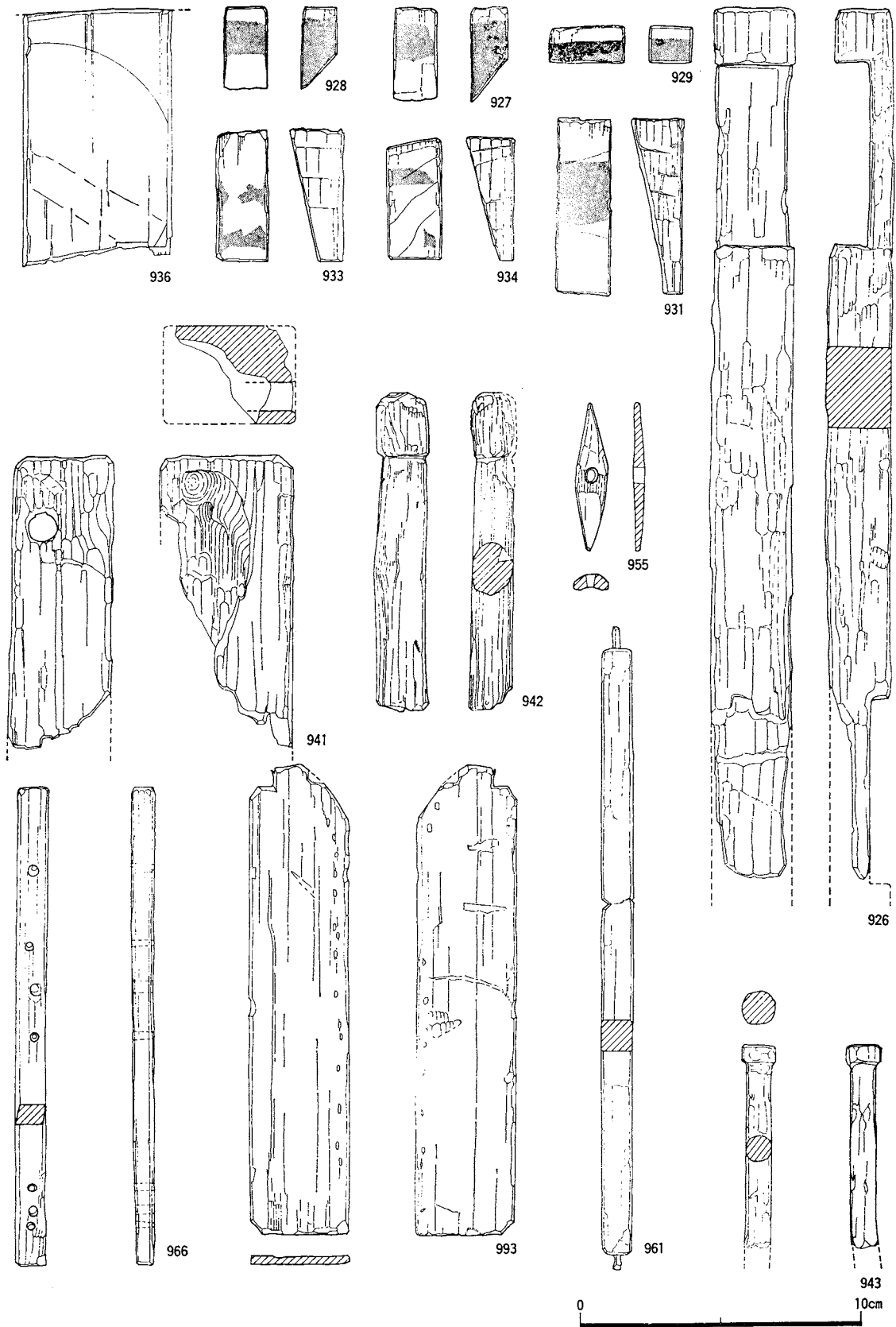


Fig. 14 建築用部材・楔・その他の木製品

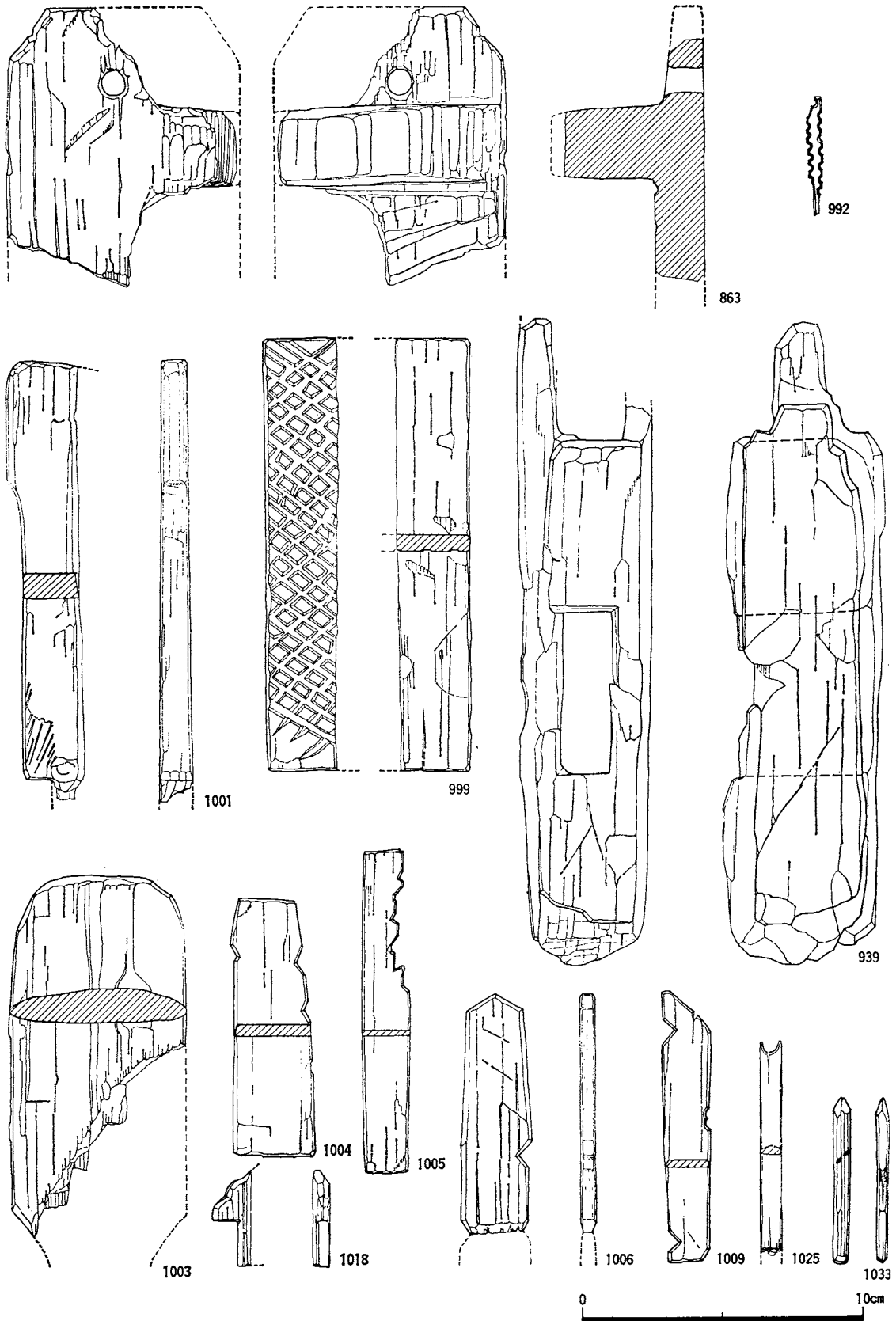


Fig. 15 下駄・その他の木製品

1. 木製品類

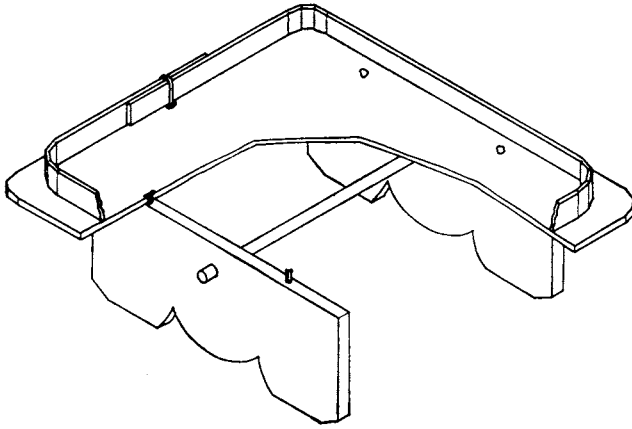


Fig. 16 足打折敷模式図

東京都青戸・葛西城址出土の例のように、足打折敷の角は二手切り、他の折敷は一手切りという特長は、当遺跡ではみとめられなかった。底板の木端面中央で、辺から約0.7cmと1.0cmの所に、2カ所1対の小孔が両辺にそれぞれあけられている。この小孔は、側板を綴じ合わせるための紐穴である。このことは、折敷の内法が底板よりも2cm前後小さいことを意味する。木口方向の辺付近には、小孔はみられない。底板には、さらに2カ所あるいは4カ所に小孔のあけられている例も多い。この小孔は、足打折敷の脚をとりつけるための木釘穴であり、木釘の残存している例もある。『貞丈雑記』には「小角と云ハ、右の角の折敷を、三寸四方にしたる也、中角ハ五寸四方に志たる也、大角と云ハ八寸四方也、是を八寸とも云」と、角折敷の寸法を述べている。朝倉氏遺跡出土のものは、3寸～3寸5分のものが小角に相当するのではないかと考えられるが、中角・大角の文献記載と一致するものは不明である。

側板は、厚さ0.1～0.2cmの檜のへぎ板で、底板の各辺より約1cm内側にとりつけられている。側板の隅部に相当する所には4本ぐらゐの垂直の刻み線を内側に入れて折り曲げている。側板は、綴じ穴付近で3cm前後重ね合せて、檜のへぎで作った紐で底板に綴じつけられている。その際、へぎ板の紐は、底板の裏で片結びで結えられている。側板の高さは各々あるが、縁高折敷と考えられるものはない。なお、模式図に示したものは、当遺跡の中で一番標準的な2分ものの側板である。

脚は、105点出土している。折敷の底板出土数からみた脚出土の割合は65%である。おそらくこれに近い割合のものが足打折敷で、残りが角折敷であると考えてもよいであろう。足打折敷とは、折敷の底部の木目に直角方向に左右2枚の脚をとりつけたものである。脚部の厚さは0.3～0.5cmの板で、長さが3.2～9.4cmのもの83%、10.2～13.2cmのもの9%、17.2～20.7cmのもの3%、24.3～25.4cmのもの4%、30.8cmのもの1%となっており、なかでも8cm前後のものが多い。高さでは、1.35cmのもの2%、2.0～4.95cmのもの93%、6.1～6.45cmのもの5%となっており、3cm前後が圧倒的に多い。底板の内側から木釘を用いて脚に打ちつけるため、底板にも木釘穴のみられるものが多い。木釘は、1つの脚に1本・2本・3本と打ちつけられているが、2本のものが多い。木釘のみられない脚もあり、これはどのように底板にとりつけたかは不明である。脚下部の両端は角切りしており、脚の削形には、半円形、三角形その他いろいろな形がみられる。削形のないものも多い。さらに、脚と脚とを固定するための横棒をとりつける円孔を、脚中央に穿っているものも44点ある。

漆塗り栓・蓋 容器の栓や蓋で、漆塗りのものは2点出土している。いずれも朝倉館内の建物SB41の東側焼土層・溝中から検出された。

826は、最大径 8.5cm、底径 5.3cm、高さ 9.5cm の大きな菊花形をした飾栓である。頂部には径 3cm の花托がみられ、そこから下端まで23弁の菊花の彫り飾りを施し、その上に錆下地を施して、朱漆を塗った精巧な作りのものである。底部には、径 4cm、深さ 2.1cm の半球状のくり込みがあり、この穴から上方に、さらに長辺 1.4cm、短辺 0.8cm の長方形の柄穴があげられている。胴部の中央やや下には、一方の端が大きく他端にかけて細長い横方向の円形の穴があげられており、さきの柄穴と直角に接続している。胴部にあげられた小さい方の円形の穴の周囲には「十字花文」状の鉄錆が付着しており、ここに飾り金具がとりつけられていたことがわかる。この横方向の穴の内部には、断面四角形の溝がつけられている。この横方向の穴は、おそらく瓶子や他の容器の元栓に突出する柄と、この飾り栓とを固定する装置で、この穴に楔形の上め具が挿入されたものと考えられる。類例としては、能登半島の時国家に伝わる、鎌倉時代の作と思われる根来塗の瓶子の飾り栓や、南条町鶉甘神社蔵の太鼓樽などがある。

827は、蓋の破片である。受け部の径 15.5cm、高さ 3.3cm で中央につまみが差し込まれている。つまみは、根元のみ残存しており、形態は不明であるが、宝珠つまみであった可能性もある。受け部の径からみて、容器の口縁内径は 12.5cm 前後と考えられる。蓋は、いわゆる根来塗と称されるもので、刷毛で朱漆を丁寧に塗った優品である。蓋裏にも朱漆が塗られており、内側へわずかに湾曲している。漆は、錆下地の上に黒漆、その上に朱漆を塗り重ねているが、受け部の稜には、幅約 0.1cm の黒漆が2本の単線として露呈している。受け部の裏面には「……才圃……」と朱漆書きの文字がみられる。丁度「岡」のすぐ右から破損しているため、意味はよくわからない。「才」は「手」のことであり「金剛手」と考えることもできそうである。薬壺の蓋などにその類例がみられる。

栓 栓は、5点出土している。長さが径に比べて大きいものは、その頂部を山形にしている。材質は全て杉材を用いており、側面は細かく削っている。上部に紐穴を貫いているもの2点、底に溝がえぐられているもの1点がみられる。これらの栓は、樽もしくは容器の飲み口に差し込まれていたものと考えられる。

桶 桶は、桶側3枚、底の補強材1本が出土している。

866は、長さ 13.2cm、幅約 6cm の桶の側板で3枚出土した。これから桶の寸法を推定すると、口径 22cm、底径 17cm、高さ 13.3cm の小桶になることがわかる。桶には、厚さ 0.25cm の底板がついていた「あたり」が側板にみられ、その外面には、上・下2カ所に竹を縄状に編んだようなタガの締めつけ痕もみられた。867は、十字形に組んで、桶底に木釘でとめた補強用の梓木と考えられる。

(イ) 服飾具

服飾具としては、木櫛14点、下駄4点がある。

木櫛 木櫛は、全て黄楊の板目材を使用した白木の材で、表面は平滑に研いでいる。油脂の浸透によって黒色化したものは11点ある。形式は、全て隅切り半月形の横櫛で、梳櫛13点、挽櫛1点にわけられる。背の断面は、台形を呈するものが多いが、方形、三角形、丸形を呈するものもある。幅は、7.5～8.2cm (2寸5分～2寸7分) 高さは、3.7～4.9cm (1寸2分～1寸6分) とバラつきがみられる。歯は、両面から交互に鋸で切り出しているものがほとんどで、歯のつけ根の引き通し線もほぼ背に平行している。両肩の親歯は、他の歯厚よりもわずかに厚いだけである。梳櫛の歯数は、44～79本とバラつきが目立つ。

842は、背部に黒漆が塗られており、小孔があげられている。853は、挽櫛で背の断面は丸形である。歯は、片側からだけ鋸で切っており、歯のつけ根の断面はV字形を呈していない。歯と歯の間隔は 0.25cm と広い。

下駄 下駄は、差歯下駄・連歯下駄・草履下駄各1点ずつ出土した。

1. 木製品類

860は、「陰卵」の制にのっとった差歯下駄の台部である。板目材の木裏を上面とした楕円形のもので、長さは6寸3分、幅2寸5分、側面厚さ4分、台の高さ1寸1分5厘を測る。鼻緒穴の前壺は、中心にあり、直径1cmの円孔で鋭い刃先ではぼ垂直に穿っている。途中から台裏にかけて急に穴を広げているのは、鼻緒の結び目をはめ込むためである。前壺を中心にして、指のあたりが深さ0.2cm程度みられ、この使用痕跡から左足用の下駄であることがわかる。台の後部両側にも、内側に向って直径1.1cmの円孔が穿たれている。台底は、寄棟状を呈し顎部の磨滅が著しい。歯は、欠落して残存しないが2枚歯である。長さ2寸5分、幅9分の溝を台の側面まで断面台形状に鋸でひき、その後を鑿ではつっている。台裏には、歯の差し込み部を中心にして黒漆の付着が顕著である。これは、差し込んだ歯を固定するためのものであろう。この下駄は、台の長さからみると、『青戸・葛西城址』で述べている10歳から12歳前後の少年少女用の下駄に相当する。

861は、差歯下駄の歯の破片である。松の板目材を用いており、柄がみられないところから「陰卵」の制にのっとった差歯形式の銀杏歯と考えられる。高さ8.6cm、厚さは上部で1.1cm、下部で1.4cmあり、歯裏には小砂利がくいこんでいる。

862は、特異な形式の下駄で「草履下駄」と呼ばれているものの一種であろう。台は、檜の板目材を用いており、長さは7寸2分6厘、幅2寸3分、厚さ3分3厘ある。平面形は、全体に細長く先細である。側面は、鋭い刃先で丁寧な面削りを行なっている。鼻緒穴の壺はなく、台の周囲に左右7個ずつの小孔が錐であけられている。指のあたりや足ずれなどの痕跡は認められない。台裏の顎部の木肌荒れは、使用時の磨滅痕とも製作時の粗仕上げとも判断できない。歯は2枚歯で、長さ7.4cm、幅3cm、高さ1cm程度の杉材を歯の裏から台に角釘で打ちつけたものである。角釘は、台部を貫通しており、台上面で折り曲げられている。歯の裏には、小砂利のくい込んだ痕跡はない。以上のことから、駒下駄に似て低い歯をとりつけ、台表に草履を紐で縫い合せた、いわゆる「草履下駄」に近いものと考えられる。また、台の長さからみると『青戸・葛西城址』で述べられている13歳以上の大人(女)用の下駄に相当する。

863は、連歯下駄の破損したものである。

(二) 祭祀具

祭祀具としては、木製五輪塔婆1点がある。

木製五輪塔婆 864は、木製の五輪塔婆である。長さ11cm、幅2.8cm、厚さ1.4cmの材の、主として側面に加工を施したものである。空・風部は、明確にしていない。全体的に粗い仕上げで、納骨のための割りなどもなく、どういう目的をもって作られたものであるかは不明である。

(三) 家具調度

家具調度としては、竹製容器4点、卓の脚部1点がある。

竹製容器 833は、直径3.8cm前後の竹を、底は節を残して切り、上端は1カ所に吊り下げ部を残して、そこに円孔を穿った、長さ5.9cmの筒である。花生などに使用されたものと思われる。836は、竹を節近くで短く切り、1対の爪状の突起を切り残したものである。容器の蓋になるかもしれない。

卓 卓は、朝倉館内の建物SB41の東側の焼土層・溝から出土したもので、脚部1点と台部の漆膜が破片で多く検出された。

865は、黒漆を塗った卓の脚部で、優品である。脚の上部は、火を受けて欠損しており、その規模は不明である。脚上部の片側にホゾを切って台部に取りつけるようになっている。現高17.7cm、幅5.5cmで、畳付部と上部には黒漆はみられない。脚中央やや下よりには、ホゾ穴をあけ横木を挿入している。脚表に

相当する面には、上・下2カ所に菱形の飾り金具をとりつけるための円孔が穿たれている。卓の台部は、木部が欠失しており、黒漆膜のみが多くの破片となって残存している。台には、4周に幅2.5cm、高さ0.6cmの縁がめぐっていたことがわかる。

(ハ) その他の木製品

その他の木製品としては、篋52点、建築用部材7点、楔9点、角材や板材の一部に切り込みや穿孔を施したもののや、加工途中の木製品276点がある。

篋 篋は、3形式に分類できる。

篋Aは、細長い薄板の上端を不整圭頭あるいは山形に削り、下端を剣先状にしたものである。全体的な形状からすれば、削りかけ、あるいは木札の類に近似しているが、側面に切り込みなどの加工は施されていない。片面に、斜めに2・3本の線刻がみられ、上部に黒いタール状の付着が認められるものもある。上面がわずかに薄く削られていること、弾力をもたせるためと思われる斜めの線刻がみられること、黒い付着物が上部にみられることなどから、篋と考えられる。篋Bは、細長い薄板の先端を切先形に削ったものである。篋Cは、包丁形を呈し、篋先部と柄部とからなる。篋先部は、面取りのみられるものや、使用したための磨滅痕のみられるものがある。

建築用部材 建築用部材では、屋根を葺くのに使用される長方形の薄い板材と思われるものもあるが、ここでは、特長的なものだけを選んでおく。920は、灯台受け部で、断面六角形の支柱で支えた痕跡が残っている。921は、継手の部分で、割り付け線や「三ノ……」などの墨書がみられる。

楔 楔は、黒漆を塗った小さなもの(927~929)と、荒い作りでベンガラ朱を塗ったもの(930~934)がある。前者は、小さな調度具などに、後者は、建築用材などに使用されたものと考えられる。

角材・板材・用途不明 936は、板材を転用してコンパスを用いて曲物の円を刻んだものと思われる。954・955・1025は竹製品、956~975は角材、976~996は板材で穴を穿ったもの、997~1003は板材、1004~1024は板材で側面に切り込みなどの加工を施したものの、1026~1036は板材で先端の尖ったもの、1037~1042は板材を足形のように加工したりした異形の木製品である。1043は棒状の木製品の側面に切り込みを入れたものである。

今回の報告では、従来朝倉氏の生活・文化を語る際に用いてきた遺構や、土器・石製品などの遺物素材に、新たに外濠出土の多量の木製品をつけ加えることができた。木製品は、金属製品と同様残存条件がむつかしく、また木札等の墨書木製品のように文献を補足する資料も、断簡であったり記録体を呈していなかったりで、その考察には困難なものがある。しかし、当時の社会生活の主要な面を支えていた木製品であるだけに、その内容には日常生活に密着した豊富さがうかがえる。外濠出土の木製品は、紀年銘のある4点の墨書木製品の全てが、永禄3年(19・54)、4年(18)、10年(16)と、永禄年間に集中すること、その出土層位も全て第Ⅲ層であることなどから、それらの遺物の下限を永禄10年頃の時期に置くことができる。このことは、朝倉館跡が少なくとも永禄年間に使用されていたことを示し「朝倉始末記によれば、南陽寺は義景館の良(北東)に当る。現南陽寺跡は小字名を難陽寺と呼ぶところからみても、伝来がもっとも確実である。この事から考えて、逆に南陽寺の南西に当り、字名が新御殿となっている当館跡を義景の居館に充てる事は無理ないだろう。」^{註②} という考え方と矛盾しないばかりか、その妥当性をさらに高める結果となった。

墨書のある木製品では、人名、官職名、建物や家具調度の名称など、当時の生活の具体的内容の知れる

2. 陶磁器類

ものがあつた。木製品では、食膳具、服飾具、玩具、祭祀具、家具調度、工具、建築用部材など日常生活品の各種にわたってみられたが、とくにその中でも食膳具の出土に顕著なものがあつた。これらの木製品のうち、木櫛や曲物、漆塗り製品、下駄などの一部は、櫛椀職人、櫛物師、漆器職人、下駄職人などの手になつたと考えられるが、その他のほとんどのものは、朝倉館内あるいはその近傍の簡素な木製品製作のための工場所などで製作されていたものと思われる。多量の櫛材の削り屑、篋の出土、曲物の綴じ紐にするために桜皮を輪っば状に切りとつた桜の自然木がみられることなどが、以上のことを裏づける資料となろう。また人形、小船、将棋の駒などの遊戯具、花や香、生花などで使用されたと考えられる札、竹製容器、和歌などを墨書した木製品の出土などは、朝倉氏の文化水準、あるいは日常のゆとりある生活を如実に示してくれる。

註

- (1) 番号は、写真・図の個体番号と一致している。・印は、墨書が両面にあることを示し、「」印は、木製品の上端・下端が完形であることを意味している。Aは、上端が圭頭を呈すもの、Bは上部両側面に切りこみのあるもの、Cは小穴が穿たれているものを示す。寸法は、長さ×幅×厚さの順で、()を付したものは、残存部の現数値を表わしている。材質鑑定は、財団法人元興寺仏教民俗資料研究所の増沢文武・松田隆嗣両氏にお願いした。また、文字の判読に際しては、福井大学重松明久教授、金沢大学の故井上鋭夫教授に多くの教示をいただいた。
- (2) 『一乗谷朝倉氏遺跡Ⅰ』 福井県足羽町教育委員会 昭和44年

2. 陶磁器類

朝倉館出土遺物の中で、最も多いのは陶磁器である。それらは、地元の越前で生産された越前焼や土師質土器が半数以上を占めているが、越前以外の陶磁器類、例えば瓦質土器や瀬戸・美濃焼など日本の各地で生産されたものもかなり含まれている。また、青磁・白磁・青花などの中国製陶磁器も数多い。この出土陶磁器類についての観察結果を述べることにする。なお、文中の番号は陶磁器類の遺物番号である。

A. 越前焼 (PL. 42~45, 第20~23図)

甕 甕は4類に分かれる。

I類; Fig. 17, Fig. 18の46・47などで、口縁部は21個体を確認できる。口径 70~80cm, 器高 90cm



Fig. 17 越前焼甕 I類 (第18次出土)

前後の2石入の大甕である。口縁は短く、直下に段又は沈線、あるいは逆に稜をもち、上面は平坦に切られる。最大径は肩にあり、凹字の「本」字と格子目を組み合わせたスタンプが1周し、ヘラ描きの記号が伴なう。成形は「タタラ」と呼ばれる幅6~7cmの帯粘土の積上げで、ヘラと指とで接合され、内面にはその指痕を残す。口縁から肩が3~4段、肩から腰の稜で8~9段、腰以下で4~5段が標準的である。

II類; 1, 2など5個体がある。首から口縁の立上りがI類より大きく、肩はナデ肩、胴上部に最大径をもつ。口縁外に稜又は沈線、内に浅い段をもち、上面は少し外傾して切られる。肩にI類

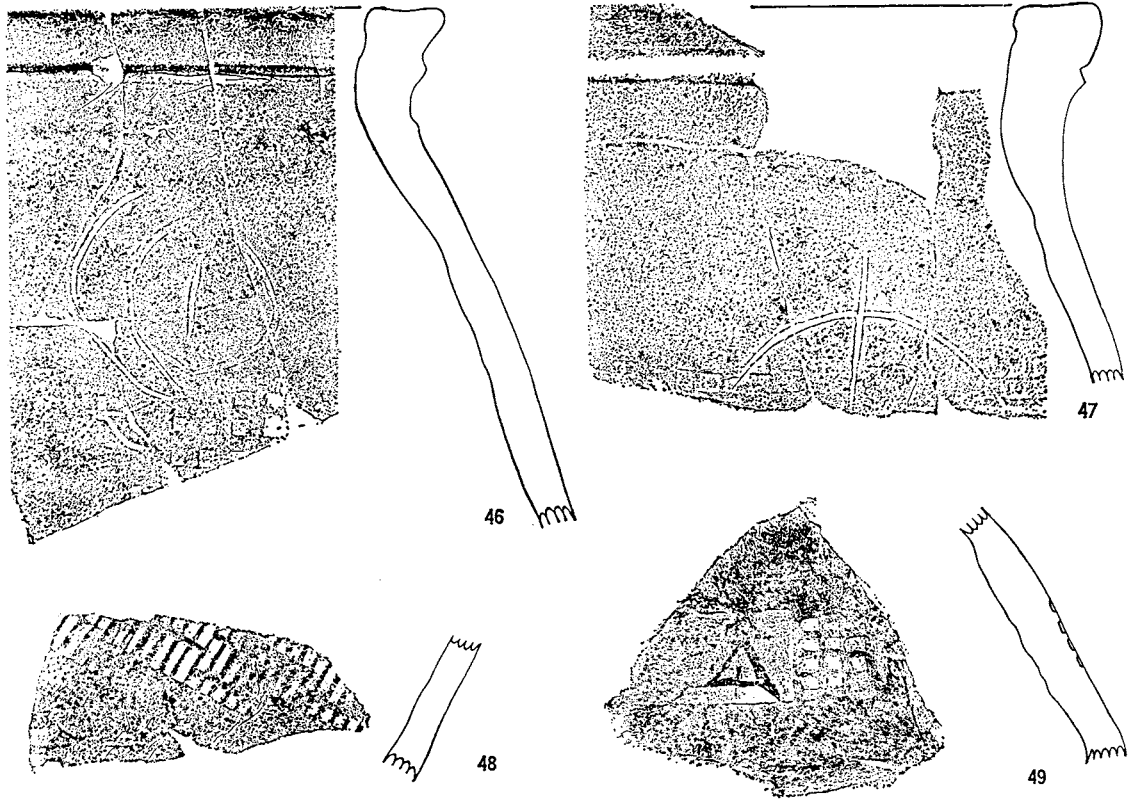


Fig. 18 越前焼甕Ⅰ類

と同様のヘラ描き記号をもつが、スタンプはつかないのが普通である。口径は35~40cm、器高は約60cmの例が多く、中甕である。

Ⅲ類；5，6など16個体がある。口径30cm前後に集中する小甕で、肩が張り、ずんぐりした胴をもつ。Ⅰ類と同形又は、断面3角形の肥厚した口縁をもち、立ち上りはない。ヘラ描き記号、スタンプをもたないものが多い。およそ7段くらいの帯粘土の積上で成形され、口縁をナデている。

Ⅳ類；3，4など3個体でⅡ類を小さくしたもの。4のように口径も20cm前後と小さく壺に近づく。胴はⅡ類に比べより卵形で、滑らかに作られている。紐土で巻き上げ成形され、外面をナデて調整している。底面には粗い板目がつく。

壺 壺は5類に分けることができる。

Ⅰ類；7など8個体以上を数える。口縁は玉造り又はひねり返しで、首は直立又は外反気味である。肩は丸く大きく張り、胴上部に最大径をもつ。肩から首にかけての部位に2本の沈線がめぐり、この直下に、粘土紐を横方向に張りつけた4耳がつく。

7~8段の輪積成形で、肩、首、口縁を回転ナデ調整する。茶褐色ないし、黒褐色に焼き上がったものが多く、肩には、ごまふり状に灰を被る。胎土は砂粒の多い粗い土である。

Ⅱ類；直立又は外反気味のひねり返しや、玉造りの口縁をもつ壺で、胴は、ゆるやかに張り、卵形である。口縁はⅠ類と同じため、区別は困難であるが、8など数個体を数える。8段程の輪積で成形され、肩から上を、丁寧に回転ナデ調整している。

Ⅲ類；10，11など口縁で18個体を認める。器高30cm未満の小形の壺で、口縁は斜めにそがれ、口縁直下と基部とに沈線や段がつく。肩はナデ肩で、少し下った位置に最大径をもつ。比較的大きい底をもち、作りが厚く、ずんぐりとしている。口縁部が鳶口になる例も多く、ほとんどの個体は肩にヘラ描の記号を

2. 陶磁器類

もつ。胴下半には、ヘラ削りの痕跡を顕著に残す。

Ⅳ類；14～16などで、三角形に肥厚した短い口縁をもつ壺で、肩が張り、胴も丸くなるものが多い。14のように小形のもの、肩にヘラ描の記号をもつものも多く、作りも丁寧である。また、この類の中には肩に断面三角形の粘土紐を貼った例が2個体あり、この場合も肩にヘラ描の記号をもつ。

Ⅴ類；17, 18など10数個体があり、双耳の小壺で、いわゆる「お歯黒壺」と呼ばれるもの。器高は10～15cm程で、丸い胴をもち、首から「く」の字に外反した口縁には鳶口がつく。口縁断面形は丸い例と、平らに切った例があり、前者が多い。耳は鳶口の直角方向に対につき、18のような紐の横貼りつけが多い。鳶口の方向又は裏の肩部にヘラ描きの記号をもつ。紐土の巻上で成形され、調整は粗く、器壁も厚い。胴以下はヘラ削り、底は板おこしである。なお、朝倉館出土の破片は火を受けているため、内面にお歯黒が赤く酸化鉄となって付着している。

この他の壺で、分類上まとめられないものに9と12がある。12は、口縁が直立する、肩の落ちた壺で、胴中央に稜のついた最大径をもち、大きな底とともに全体をずんぐりみせる。黒褐色の器壁に、口縁から胴へ暗緑色の気泡の多い釉が流下する。7段程度の輪積で成形され、胴下半はヘラ削り。9は、ゆるく肩の張った厚い作りの壺で、首を欠いた後、研磨し、再利用している。首直下と、肩にある大小の穿孔もその時につけられたものであろう。肩にヘラ描の記号をもつ。

播鉢 播鉢は、3類に分かれる。(Fig. 19)

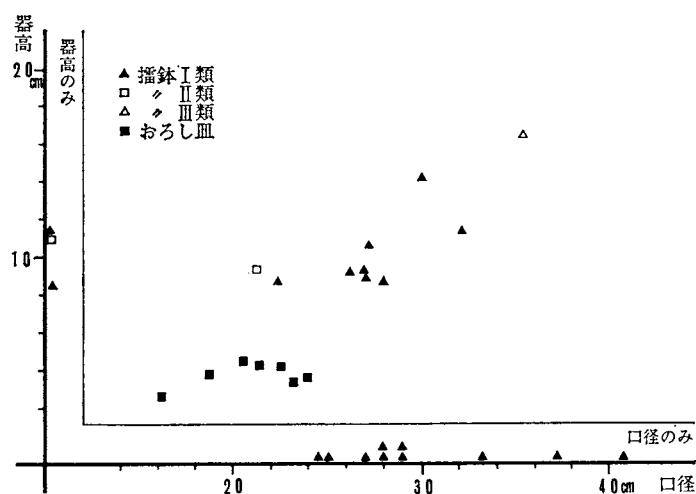


Fig. 19 越前焼播鉢・おろし皿法量図

Ⅰ類；19～25など約120個体を数え、最も多いもの。直線的に口に向かって開いたいわゆる「スリバチ形」で、口縁は内傾して切られ、口縁下に沈線又は段をもつものが特徴である。回転台を用いて、5～7段に粘土紐を重ね、全面を横ナデで仕上げている。櫛目は7～11本で9本のもので多く、見込みから口縁に向かって引かれる。櫛目の各単位は、回転台を用いて引くため、反時計回りに重なる。見込の櫛目は別に引かれ、

その引き方には、ヘラ描の記号を意識したと思えるものもある(PL. 45 下段)。また櫛目は、密に引いたもの、上端が少しあくように引いたもの、離して引いたものがあり、第2例が最も多い。

法量は、口径1尺以下のものと、より大きいものと大別できるようで、25～30cmに集中する例が多い。大が約70個、小が約50個体。一般的に作りは小さいものの方が丁寧である。

いずれも良く使われており、櫛目の下半が磨耗して見えないものもある。底面も使用時に磨り減っているのが通常であるが、いく例かには、「下駄印」と呼ばれる回転台の痕跡を残すものがある。

Ⅱ類；26など2個体あり、口があまり開かず、口縁付近で内湾気味になる鉢に、9～10本の櫛目を施した播鉢。1個体には、口縁を指で曲げて作った弱い片口がつく。口縁の断面形、口縁下の沈線がない、櫛目は見込中央から口縁までつなげて引くなど、Ⅰ類との差が大きい。砂質の赤い胎土で良く焼き締り、使用による磨滅も顕著である。

Ⅲ類；27など3個体を認める。口径36cm程の高台をもつ大形の挿鉢で、外面にはロクロ目を装飾的に残し、口縁下に太目の強いくびれをもつ。口縁には強く片口が作られる。高台は付高台で、付けた後、内を削り直すものと、そのまま回転台の痕を残すものがある。櫛目は12本で、逆回りに重なる。

胎土は砂粒を多く含む粗い土で、よく焼き締まる。1例には、鉄を塗った痕跡が認められる。江戸時代の製品である。

おろし皿 28～33など13個体出土している。口径16～23cm、深さ3～4cmの浅い皿に、挿鉢同様に、見込み中央から口縁下まで、7～9本単位の櫛目を放射状に引く。胴の立上りに少しずつ差があるが、底板に1～2段の粘土を輪積みし、回転台でナデたようである。使用状態は挿鉢Ⅰ類ほど激しくなく、磨滅は顕著ではない。挿鉢Ⅰ類の集中する館内の4カ所に分布し、機能的に、細かい差のあることを予想させる。

底面に「冂」のヘラ描記号をもつものが4例ある。この記号は、かなり乾燥してから描かれているらしく、浅くこすったような状態である(PL.45下段右下)。

鉢 34～44などで6類に分かれる。

Ⅰ類；34、35など30個体がある。直線的又はわずかに外反気味に大きく開いた浅鉢で、口縁は平らに切られ、口縁下に沈線又は段をもつ例が多い。復原実測のため、口縁の全周を確認できるものが少ないが、14例に弱い片口を認める。3～4段の輪積みで、特に内面が丁寧に回転ナデで仕上げられている。内面には櫛状工具で、同心弧の装飾をつける例が数例あり、見込にヘラ描の記号をもつ例が2例ある。底面には、下駄印を残す。口径30cm、器高9～11cmに集中する。

Ⅱ類；37、38など9個体で、Ⅰ類に比べ、深く作られている。また器壁も薄く、口縁は外傾して切られ、口縁1カ所に弱い片口をもつ。輪積み又は紐作りによって成形され、内外面を丁寧に回転ナデ調整をしている。底は砂敷きで、下駄印をもつ。

Ⅲ類；39、40など5個体で、深めに作られ、口縁が内湾する鉢。39のように、口縁が内傾して、平坦に切られるものと、紐作り、回転調整で、丸い口縁をもつものがある。前者の方が多く、口径も30cmに近いものが多い。

Ⅳ類；41、42など25個体があり、強く内湾する口縁をもつ浅鉢。底板に胴をのせて作っており、全体に小形のものも多く、口径20cm未満。器高6～8cmであり、口径18cmに集中する例が多い。口縁は内傾して平坦に切っており、小さいものには、口縁に段又は沈線をもつものがある。内外面は回転ナデ調整。

Ⅴ類；44など2個体で、口径で2尺ものとなる大平鉢。大きな底部から、少し腰を張って開き、口縁は平らに切られる。成形は甕と同じ技法で、5段の帯粘土を積み上げ、接合部には指痕を残す。内外面はナデで仕上げられ一部には灰を被る。胎土、焼成も甕と似ている。

Ⅵ類；43の1個体で、小さい粘土玉の貼りつけの3足をもつ浅鉢。ロクロ挽き成形で、外面には、指の太さ程のロクロ目をそのまま装飾として残し、内面は粗く挽き上げたままの肌である。口縁は外傾して切られ、口縁下に強いくびれをもつ。内外面には、ハケで鉄釉が塗られている。江戸時代の製品である。

火桶 45など5個体があり、いずれも口径20cm未満の円筒形で、口縁はヘラで水平に切られる。紐作りで、内外面をナデている。特に外面はヘラ削りの跡を残す。

B. 土師質土器 (PL.46～48, 第24～26図)

土師質の土器にはいわゆる「カワラケ」と呼ばれる各種の小皿を主体に、坏、燈台、土釜、土鈴などがある。

2. 陶磁器類

Ⅲ カワラケの成形には、基本的にロクロびきのもの、「ウツゲ」と呼ばれるヘラ状の木型の回転成形のもの、手づくねによるものなどがあり、一乗谷の各種のカワラケは手づくねによるものばかりである。ここでは、そうした成形、調整の方法と、その結果である器形とにより8類に大別した。手技による成形のため各群内の器形細部に個体差が見られるが、小異にとらわれずに分類した。

A類(101~105)；いわゆる「へそ皿」で、粘土円盤より皿状に作り、底部より指頭で突いてへそを作る。その後、内面はへそまで、外面は口縁部のみを親指、人差指ではさみ正方向にナデ1周した位置で外へナデ抜く。

B類(106~112)；手づくねの痕をそのまま残す不整形な1群で、立上りも不揃いで口縁は波をうつ。手づくねのままのもの(111, 112)、手づくねの粘土円盤を肘に押しあてて皿状にしたもの(107, 109)——この場合は平面形が三角形に近い——があり、これらの見込部にさらに、指を用いて、扇形のナデを加えた例がある。このうちの何例かには、布の圧痕を残すものがあり、調整時に布を使用したと推定される。

C類(113~123)；粘土円盤から手づくねで皿状に成形し、口縁部を親指、人差指ではさみナデ、口縁内側の段又は凹線をつけ、口縁を整える。次に親指を見込中央まで、人差指を曲げて口縁にそえはさむ状態で器体を逆に回しつつ、正方向のナデを行ない、1周した位置でナデ^{註②}抜く。この後、個体によっては、見込み中央に出来た粘土の溜りを指頭でナデている。口縁の反りの強弱、底面の平坦さなどに個体差があるが、成形、調整のバラツキに入れられる。C類はA類の突きこぶを省略したものである。

D類(124~134)；広い見込と平坦な底部をもつ1群で、粘土円盤から皿状にする時に、見込になる部分を残してその周囲を押し広げつつ、側を立てているようである。器形が定まると、口縁のナデ調整を行ない、見込を1方向にナデ、この部分を残すように、親指、人差指を用いて、ナデ調整が行なわれる。ナデ抜きはC類と異なり、戻し気味に行なうのが特徴である。

後述するように、D類は口径分布によって、さらに3群に分けられるが、最も大きいグループは、胎土が精選され、焼上りの結果、灰白色または肌色を呈し、いわゆる「白カワラケ」が多い。また同じ調整技法にしても、他に比べ、より丁寧で、仕上りの良いことが注目される。

E類(135・136)；つまみを有する受皿とセットで用いられる灯明皿で、上皿2例、受皿1例を認める。上皿は、口径約10cmで全体に0.8mm程の化粧土をかけた浅い皿。受皿は同様の皿で、ひとまわり大きく、1カ所に粘土をひねり出したつまみと、上皿をのせるための3つの粘土玉の支点をもつものである。

この類の灯明皿は、一乗谷内の9MII地区の桶内より伊万里などを伴出した18個体よりなる一括品と同じものである。その後の調査でも、中世の遺構面からは出土していないことから、時期的に新しい遺物と推定される。

F類(137~139)；本類は朝倉館出土遺物にはなく、これまでの調査でも「御所」(9MIJ—P地区)のみに確認されたもので、分類の参考例として示した。

G類(145~147)；小形の浅い丸皿で、平坦な底部から低い口縁が直立する。手づくねでおよその器形を作った後、立上り部分と内面をナデている。底面には手づくねの指痕をそのまま残す。口径5cm、器高1.5cm程の例が多く、用途は不明。「中の御殿」ではこの皿が、4枚の銅銭を納めた土師質小壺の蓋に用いられていた。口径が合わないこと、蓋だけが%くらの破片であることなどから転用と考えられる。成形の点で、この皿が次に述べるH類(耳土器)と同系であることが注意される。7個体出土した。

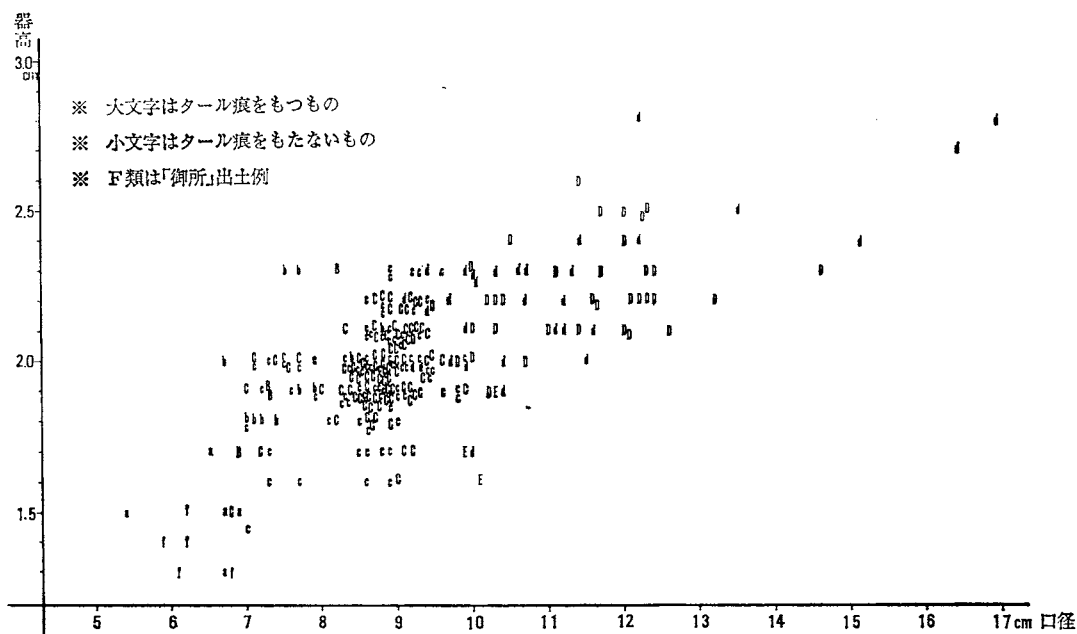


Fig. 20 土師質皿法量図

H類 (148~150); G類と同じ調整の後, 両手で持ち, 口縁にあてた両親指で内側につぶしたもので, いわゆる「耳土器」(みみかわらけ)である。8例中最大が148で6.4×4.5cm, 150が最小で5.6×3.8cm。つぶすことにより1方向に長くなることを考慮すれば, 法量の点でもG類に近い。8個体出土した。『貞丈雑記』などによれば, 「式正の膳」の箸台は耳土器とされるが, 出土量が極端に少なく検討を必要とする。

皿法量の観察 Fig. 20 を観察すると, 一般的な傾向として, 口径と器高が正の相関関係にあるといえる。また, 器形, 整形技法によって分類したA~F類が, 法量の上でも各々そのまとまりをもっていることがわかる。これをふまえて, 更に口径のみの分布図に単純化すると Fig. 21 のようになる。

A, B類については資料数が少ないが, A類は6.6~7.0cmにピークをもち, 全体としてはこれより小さい方に分布する。B類は6.6~9.0cmに分布し, 7.1~7.5cmにピークをもつ。C類は6.6~10.0cmに分布し, 7.1~7.5cmに小ピークをもつC₁と, 8.6~9.0cmに極大値をもつC₂とに分けられる。また資料数の多いわりには, 分散が小さく, 2グループに集中することがわかる。D類は9.6~10.0cmを中心とするもの, 12.1~12.5cmを中心とするもの, 13.5cm以上のものと, 3グループに分けられ, 最後のものをD₂として扱う。このD₂については, 完形資料が少なく, 不

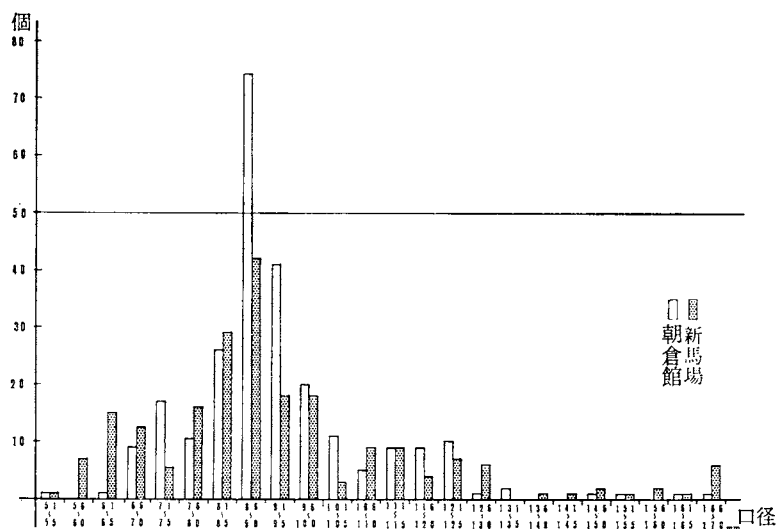


Fig. 21 土師質皿口径分布図

2. 陶磁器類

明な点が多いが、一乗谷内での口径の最大値をあげると、第18次出土の36.7cmである。

この口径分布をみると、手づくねという技法の制約にも関わらず、法量一特に口径をかなり意識して製作していることがうかがわれる。これは『寸法雑々』に言う「盃のかはらけは、寸によりて名を言ふなり、七寸は七度入、九寸は九度入と言」のように、口径によって機能が意識されたことによるのだろう。こうした観点で各類を見ると、A・B類は2寸または2寸5分用、C₁類は2寸5分、C₂類は3寸用、D₁類は3寸用と4寸用、D₂類は5寸以上として作られたと推定される。

皿各類の組成 第3表は、A～E類について外濠出土、館内出土の資料を分類したものである。用いた資料は出土時点において完形品であったもの、破片があり簡単な接合で完形品となるものである。これは破片数が多く、その完全な処理が終了していないこと、後述するタール痕の残存の観察に正確を期することなどの理由による。

この結果、各類の外濠、館内出土の組成比は、全体に良く似た傾向を示した。すなわち、C類とD₁類が主体で、両者で8割以上を占め、中でもC類は過半数を占める。一方、A類、E類は極端に少なく、F類は認められない。次に外濠・館内を合計したものを朝倉館として、新馬場、中の御殿の組成と比較してみる(第4表)。新馬場については、F類のあることを除いて、朝倉館と同じ傾向を指摘できる。中の御殿については、C、D類の卓越することでは共通するが、B類の増加が注意される。こうした共通性や差異のもつ意味については、さらに比較例の増えた段階で検討したい。

	A 類	B 類	C 類	D ₁ 類	D ₂ 類	E 類	計
外濠 (N ₁) (N ₁ ÷ T ₁ × 100)	2 (5.0)	4 (10.0)	19 (47.50)	13 (32.5)	2 (5.0)	0	40 (T ₁) (15.50)
館内 (N ₂) (N ₂ ÷ T ₂ × 100)	4 (1.83)	11 (5.04)	142 (65.13)	51 (23.39)	7 (3.21)	3 (1.37)	218 (T ₂) (84.49)
計 (N ₀) (N ₀ ÷ T ₀ × 100)	6 (2.32)	15 (5.81)	161 (62.40)	64 (24.8)	9 (3.48)	3 (1.16)	258 (T ₀)

第3表 朝倉館出土土師質皿の外濠と館内の比較(完形品について) ※ D₁とD₂は口径13.5cmで分級

	A	B	C	D ₁	D ₂	E	F	計
新馬場 (%)	5 (2.18)	9 (3.93)	144 (62.88)	53 (23.14)	15 (6.55)	1 (0.43)	2 (0.87)	229個
中御殿 (%)	3 (0.67)	75 (16.63)	125 (27.72)	100 (22.17)	148 (32.82)	0	0	451個

第4表 新馬場、中の御殿における各類の構成 (口縁全周の1/4以上の破片について)

	A	B	C	D ₁	D ₂	E	計
各類総数	6	15	161	64	9	3	258個
油痕・タール痕 (n ÷ 113 × 100)	2 (1.76)	3 (2.65)	69 (61.06)	35※ (30.97)	1 (0.88)	3 (2.65)	113個
各類内の比率	(33.33)	(20.0)	(42.85)	(54.68)	(11.11)	(100.0)	(43.73)

第5表 朝倉館出土の油痕・タール痕をもつもの(完形品について) ※ D₁外濠(5)、館内(30)

皿内部の油痕とタール痕の観察 ここで言う「油痕」とは、土器内に油を入れた場合につく茶褐色の変色部のことであり、8分目程の例が多い。また、「タール痕」とは、灯心のおかれた部位やその周辺に付着した、油の燃焼による黒色のタール状の物質を言う。

第5表に示したように、全資料258例中、43.7%の113例に油痕又はタール痕を認めた。これを各類の比率に直すと、C類が61%で過半数を占め、D₁類の30.97%を合わすと、両者で9割以上となり、灯明皿の主体がC類、D₁類にあることを裏づける。特にD₁類は、組成比の24.8%をはるかに上回る。

タール痕の付着状態を見るとA・B・E類は、口縁の1カ所に軽くタール痕がつく程度の例が多いのに対し、C・D₁類は、口縁の全周に点々と付着し、中には器体内外にタールが層状に付着した例も認められる。これらの差は、目的又は使用する場などに反映される使用状況に差異があることを想定させる。法量の上で、C・D類が相互補完的に全体をカバーしている中に、重複してA・B・E類が存在する意味もこの辺からうかがわれる。

各類毎に、その中での油痕、タール痕をもつものの比率をみると(第5表の最下段)、E類は100%で、資料の少ないこともあるが形態上、灯明皿専用としてよい。一方、逆にD₂類内では比率が低いのも、調整、胎土、法量などの観察からもわかるように、当初から灯明皿用に作られていない、換言すれば、D₂類でタール痕をもつものは、転用品と言える。A・B類は、その調整、胎土、法量などから灯明皿専用で作られたと推定させるが、いずれも比率は低い。C・D₁類では、各々その半数が油痕、タール痕をもつ。法量図では、各々の群の中で、もつものもたないものが、特定の位置を占めずに混在することから、両者は灯明皿専用として作られたのではなく、坏との共用の目的で製作されたと言える。

以上まとめれば、A・B・E・F類は灯明皿専用として、C類は酒坏・灯明皿として、D₁類は灯明皿・酒坏・盛皿として、D₂類は酒坏・盛皿として製作、使用されたと考えられる。^{註(3)}

加工、墨書土師質皿 土師質皿の中でAからF類を加工したものや、墨書などしたものがいくつかみられる。

穿孔のある土器；第6表の通り、140など6例が認められる。穴は貫通孔で、その位置は見込中央、口縁下などで、サイズ・器形はいろいろである。いずれも破片で周辺を加工した痕跡のないことから、本来は完形品であったと考えられる。また穿孔、削りはいずれも焼成後に施したもののばかりである。

No.	孔 径	位 置	方 向	削りの有無	器 形	出土地区	タール痕
い	7~8mm	中 央	裏 から	無	A 類	外 濠	無
ろ	6	口 縁	内 から	〃	C	〃	〃
は	8~10	中 央	裏 から	有	C	〃	〃
に	1~2	口 縁 下	〃	無	D	〃	〃
ほ	1~2	〃	〃	〃	D	〃	〃
140	11	中 央	〃	有	C	〃	有

第6表 穿孔土師質皿個体数 (い~ほは図版・図面がない)

線刻または白泥で放射状の線を表現した土器；140は口径9.5cmのC類の皿で、中に底面より穿孔し、更に刃物で削り広げ、径11mmの穴を貫通させている。内面には、その穴を中心に立上り部位に線刻の円圏をつけ円圏の内側に16、外側に33本の細い放射状の線刻をもつ。いずれも焼成後の加工である。Fig. 22は、口径9cmのC類の皿で、底面に白粘土を用いて8分割する線を描く。各々の線は幅0.9~1cmで、

2. 陶磁器類

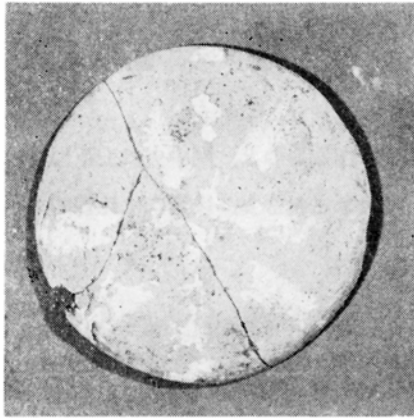


Fig. 22 白粘土文様土師質皿

焼成後につけられたものである。

墨書のある土器 (PL. 48); D類の口縁部破片の外面に、慣れない筆で、「る」「七」他2字の墨書が認められる。意味は不明で、土器を用いての習字とも思える。

塗彩等をした土器; C類の口縁部破片に、内外面を赤く塗彩したもの1例、口縁部の小片で、内外面に漆を用いて、金箔を押したもの1例があり、いずれも外濠出土である。これらは、当時の茶会記などに散見する「土器タミテ……」とか「タミ皿」というカワラケ類に相当しよう。

土器片に周辺加工したもの; 153はD類の底部から口縁への立上りの部分にあたり、3.0×2.7cmに周辺を欠き、粗く研磨している。外濠内出土。

坏 142は、口径6cm、高さ1.9cmの小坏で、ロクロ成形。底は糸切り痕を残す。胎土は水漉した細かい土で、黄褐色。内面8分目まで黒褐色に染まっている。

143は口径7.1cm、高さ3.1cmの小坏で、手づくねにより成形された後、口縁部を中心に回転ナデ整形。底面はヘラでナデている。胴部中ほどのくびれで、粘土を継いでいる。胎土は皿A～F類と同じと思える。

144は、口径6.6cm、高さ3.5cmの小坏で、手づくねにより成形され、143同様に口縁から胴にかけてを回転ナデ整形している。底面はヘラ切。胎土は143と同じで、内外面に弱く黒褐色の付着物を認める。

土釜 粘土帯3～4段の積上により、手づくねで成形。羽部は指でナデつけており、羽上面の凹部もこの時に作られる。全体に粗い調整で内外面とも胴上半までをナデ、以下は指圧痕を残したままとする。胎土は、皿と全く同じもので、焼成もよく似ている。

この手の土釜は、一乗谷の各地点で必ず出土する遺物であり、法量は略2種ほどあり、口径9cm前後の小さいものと、12cm前後の大きいもので、いずれも丸底である。本例は後者に入る。

器台または燈台 口径9.5cmの皿状の坏部に、高さ9cm以上の脚部がつく。脚は太さ3cmの棒状で、1～1.5cmの竹のようなもので中空にしてあり、裾内に開孔する (Fig. 23)。脚の裾は坏部を伏せたような形で、少し大きめである。また、坏部と脚部とは、腰の段をはりつける際に接合されている。手づくねで成形され、坏部とその接合部がナデられている。胎土、焼成からカワラケと共に製作されているように思える。用途は燈台と推定されるが、朝倉館6例、

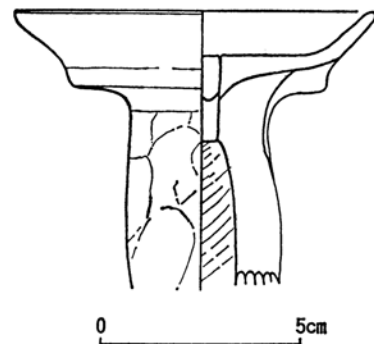


Fig. 23 土師質燈台

中の御殿1例でその出土が限られており、検討を要する。

土鈴 球形の体部の頭をひねり出し、穴をあけ鈕としている。外面はよくヘラ磨きされ、胴部が幅5mmに切りとられ、中には同じ胎土の直径0.7cmほどの丸が入る。

成形は2通りあり、それらは袋状に作っていき、最後に鈕をひねって作るものと、胴中央で上下別々に作ったものを接合するものであり、多くは前者で直径3cmほどの大きさを持ち、後者には比較的大きいものが多い。いずれも同じ形に作られ、澄んだ軽い音を出す。

C. 瓦質陶器 (PL. 48, 第26図)

手焙または瓦燈 2個体分の破片が出土している(154)。蓋受をもった浅い盤形の本体に、高さ2.5cmの高台をはりつけたもの。全体に手づくねで成形後、回転台を用いてナデ調整しており、特に上半は丁寧にヘラ磨きされている。内面は手づくねのままで、指圧痕を残し、タール状になったススが付着している。中の御殿跡、武家屋敷跡(9MIM)からも同類が出土しており、福井県南条町杣山城跡や、姫路市加茂遺跡にも類品をみる。

火鉢 口径約38cm、深さ15cmの円筒形の胴をもつ火鉢で、口縁は水平に外へ折れる。胴中央に、型押の獅子頭の装飾をつけ、その両側に入隅の区画内に渦形あるいは雲形を浮き出している。底部には、径24cm程度の高台の痕跡を残す。成形には、外型を用い内から粘土を押しつけて作り、内面の調整は粗く、指圧痕をそのまま残す。本例のような火鉢は、一乗谷では稀で、多くみられるのは口縁が水平近くまで内湾し口縁から肩へかけて半円形の窓をつけたものである。(155)

燈台 口径6.5cm、深さ0.6cmの浅い皿に、ヘラで面取りした八角柱の支脚がつく。脚から皿中央に直径0.6cmの穴が貫通する。以下は欠失。皿、脚ともに、手づくねで作られ、皿の内面は丁寧に磨かれて、よう黒色にツヤをもつ。土師質の燈台とよく似たものである。

香炉 胴部下半の破片で、径1.5cmほどの列点による円形のスタンプが2つ押されている。内面は指圧痕の上から、横ナデし、よう黒色に仕上る。一乗谷で出土する瓦質の香炉は、単純な筒形のもの、口縁を外へ折り返したものとがあり、いずれも3足をもつ。また各々に大小があり、大は口径11~12cm、小は口径8cmである。本例は大きい方で、口縁は全く不明。本例と同一のスタンプを押した筒形の小形の香炉がサイゴ寺から出土している。

その他、瓦質の陶器では、口径20cm前後の火桶のような深鉢の破片などがある。

D. 瀬戸・美濃焼 (PL. 49~51, 第27・28図)

一乗谷では、多量の瀬戸・美濃地方の製品が出土するが、それらについての各々の区別や窯跡の比定などは、一部の製品を除けば、困難であり確定性がない。したがって、ここではこれらを一括して各器形ごとに観察しておく。

天目茶碗 総数205片の天目茶碗片を採集し、接合などによる同一個体の検討から162個体を識別した。また、この中よりさらに、口径・器高について計測可能な33点について、法量図(Fig. 24)を作成した。

I類；口径12cmを中心に集中するグループで、147片を数える。口径：器高：高台径のモデルをとると、約2.8：2.9：1となる。これらはさらに高台の形状からa——高台内のヘラグリが丸いものまたは円錐形のもの(224~228)——と、b——ヘラグリが平らなもの(229~232)——に分けられる。器形

2. 陶磁器類

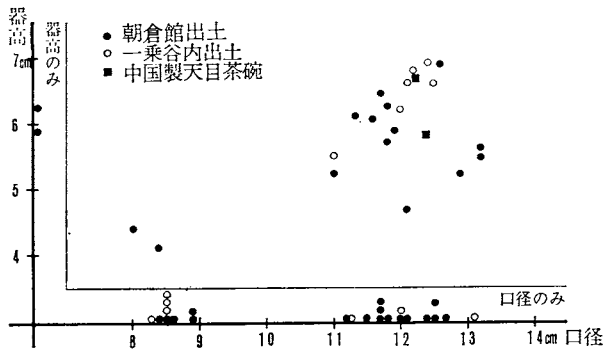


Fig. 24 天目茶碗法量図

との関係からみると、口縁の屈曲はaの方が強く、また胴部も直線的な傾向がある。成形はいずれもロクロびきで、胴部にロクロ目が残る。口縁の返りは、口縁下1~1.5cmにある。成形後、逆さに伏せ高台内及び露胎となる腰のへら削りが行なわれる。ロクロは正回転である。この部分には、鬼板の化粧がけが施され、他は黒褐色ないし茶褐色を基調とする鉄釉がかけられる。なお、233は灰釉である。胎土は2~3種あり、灰白ないしクリーム色のサクサクしたもの、灰褐色ないし黒褐色の細密な前者に比べ焼締りの良いものなどがある。高台畳付にダンゴトチの3ツ目を残す例が多い。数例の口縁部には、覆輪の痕跡が認められる。^{註(6)}

Ⅱ類；法量図で、口径8.0~9.0cmに集中するグループで、朝倉館内で14個体分検出した(234~238)。成形・施釉ともにⅠ類と同じで、高台の明らかな234はbであるが、他の地点の発掘例にはa・b両方認められる。

茶入 201は大海茶入で、口のひねり返しが強く、肩も張っている。器壁は0.2~0.25cmと薄く、ロクロの切れは鋭い。内面に細かい回転痕があり、木型を用いての調整である。胎土は灰色、粒子は細かく、いわゆる「祖母懐土」であろう。褐色釉を総がけし、首から肩に部分的に灰がかった柿釉を流す。内面は露胎、胴紐1本、よく唐物を写している。

204~206は、いずれも細い筒形の胴をもっており、芋の子または肩衝のくずれたものであろう。204は上半部で、口のひねりが弱く、肩も丸い。205・206は同類の下半部で、底部は糸切り、内面にはロクロ痕を渦巻状に残す。内外面に茶褐色の鉄釉をかけ、底部近くは鬼板の化粧がけである。胎土は、いずれも灰色ないし黄白色のサクい土。

209は大海のくずれたような形をしており、類品の多いものである。大きいへら切りの底をもち、丸味をもたせた肩から低い口縁をひねり返している。内部に強くロクロ目を残し、内外面に褐色の鉄釉をかけ、底部近くは鬼板の化粧がけをする。

212も209に近い形で、内外面に細かい貫入のある灰釉がかかる。

水注 202・203は、土瓶形の水注で、貫通する注口部と、紐作りの耳を1対貼りつけている。202の場合は、注口部と耳の基部に粗い櫛状工具の押さえが装飾としてつく。両者とも内外にロクロ目を残した丸い胴をもち、底は糸切りのままである。いずれも褐色の鉄釉を内外にかけ、底部近くを鬼板の化粧がけとする。胎土は、粗い灰褐色である。

207は、丸い粘土紐の大きな縦耳をもち、その対向に八角形に面取りした注口部をもつ小形の水注である。腰に最大径をもち、外反する口縁に向ってゆるくすぼむ。この腰までを茶褐色の鉄釉がけとし、以下は黒く鬼板の化粧がけとなる。

鉄釉小壺 鉄釉をかけた壺は約21個体あり、208はこの中で比較的多い小壺である。腰に最大径をもち、そのまま外反する口縁へすぼめた壺で、肩がつかない。内外面にロクロ痕を残し、底部内面の渦巻状のロクロ痕が顕著である。底はへら切りで、底部近くを鬼板化粧がけ、それ以上を褐色の鉄釉とする。9MIM地区の武家屋敷の発掘により、この手の壺の一括資料が得られた。^{註(6)}

鉄釉燭台または燈台 2点あり、1例 (Fig. 25) は中空の支脚に2重に皿のつけられたもので、その受皿と支脚部分が残存する。全体に厚い作りで、裾に向って開いた支脚に受皿がはめこまれている。外面に厚く鉄釉がかけられ、胎土は砂質の粗い土で、赤褐色である。他の1例は、中空で支脚の部分と推定され、上下に少し開きかけている。

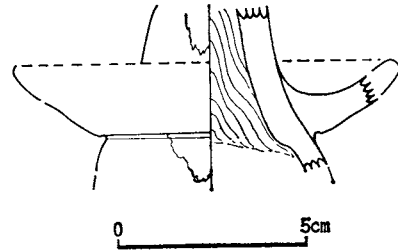


Fig. 25 鉄釉燭台

魚形の置物 胴径 8~9cm の魚形の焼物である。径 1cm ほどのヘラで押された半円形の魚鱗と背鱗と考えられる奇鱗をもつ胴部破片 1、腹鱗付近の破片 2 がある。全体をロクロで筒形にひき、各々の鱗をつけている。魚鱗は背側だけにつけられ、腹鱗の先端がつぶれていることから、腹を下にして横に置くように作られたらしい。破片が少ないが、胴径などから体長約 30cm と推定される。内外面に鉄釉が施され、胎土は暗灰色、よく焼締^{註の}っている。

灰釉碗 青磁の線刻蓮弁文の碗の写しとして作られている。16 個体あり、線刻蓮弁文をもつ例が 6 個体、無文の例 4 個体、ササラ状の工具で上下に掻いた例 1 個体、底部 3 個体、不明 2 個体である。

いずれも作りは似ており、胴の張り方に個体差が見られる程度である。210 はロクロでひいた後、腰の部分^{註の}をヘラ削りし、高さ 0.7~1.2cm の付高台をつける。高台内には砂の多いヨリ輪の跡を丸く残す。胎土は白ないし灰色のサクい土で、貫入のある薄い黄緑色の灰釉が全体に施される。口径は 12cm 前後が多く、法量の点からは青磁の小形碗に相当する。211 例は中国製青磁碗で灰釉碗ではない。

灰釉皿 灰釉を施した皿は 37 個体あり、器形によって 5 群に分けられる。

a は、216・217 の 2 個体で、内をわずかに削っただけの低い高台をもち、直線的に開く浅い皿。見込が広くとられ、ビードロ状の灰釉が厚くたまる。印花はなく、高台内にはヨリ輪の跡を残す。

b は、218 の 1 個体で、折縁の菊皿。削り高台をもち、内面はヘラによる凹線を連続的につけ菊皿とする。見込中央、高台内、畳付の釉が拭きとられ、ヨリ輪の跡を残す。

c は、219 など 3 個体あり、いわゆる「碁筭底」で、ゆるく内湾した小皿。見込には、カタバミや梅鉢の印花をもつ。底に小さな土玉の跡を残す。

d は、腰に稜をもつ外反する小皿で、小破片が 7 点ある。

e は、口縁部に波状のヒダをもつ小皿で、小破片が 2 点ある。

灰釉鉢 口縁の 1カ所をヘラで押さえて、小さな片口とした鉢で、3 個体がある。いずれも 223 と同じ法量で、口縁には蓋受を思わす段をもつ。全体にロクロ痕を残し、下半部をヘラ削りする。口縁付近の 3~4 条のロクロ痕は装飾的に残され、灰釉も内外面のこの部分だけに施釉される。他地点の資料によれば、底はヘラで調整され、粘土玉をつけた 3 足をもつ。

灰釉坏 高台から胴下部の破片で、端反りの小坏と推定される例が 1 点ある。

灰釉香炉 香炉は 6 個体あり、いずれも筒形のものである。その器形から 2 つに分類できる。

a は 221・222 に代表される 5 個体で、竹を輪切りにしたような胴をもち、口縁・胴中央・底部の 3カ所に、2~3 本からなる沈線がまわる。口縁は水平または少し内傾して切られ、内側に肥厚する。底は浅い内グりをもち、その周囲に丸くトチ輪の跡を残す。3 足は、小さな粘土の貼りつけ。221 は内面にもヨリ輪の跡が残る。口径は 9~10cm、器高 6cm 前後に集中する。このグループは青磁香炉 321・322 の写しとして作られており、一乗谷では最も多い。

b は 220 の 1 個体で、a をさらに簡略化している。口縁内側の返しや、胴部の稜が省略されているが、

2. 陶磁器類

その位置に沈線がまわる。3足は粗く削り出され、中央に切込みをもつ。胎土は、細砂を少し混入する細かい澆土で、瀬戸・美濃製品ではない可能性を残す。

銅緑釉皿 低い付高台から、ゆるく内湾する小皿で、213～215など8個体がある。口径は10～11cm、高台径5.5cm前後で、高台内には丸くヨリ輪の跡を残す。釉は内外面に施され、見込と高台脇には厚くたまる。焼土中より出土のため、釉の薄かった部分は白くとんで^{註⑥}いる。

鉄釉瓶子 梅瓶形の瓶子の肩部と推定される小破片で、6弁の花文や唐草文が押印されている。釉は飴色で、胎土は灰白色のよく焼締った土である。

E. 中国製陶磁器

中国製の陶磁器は、多量の青磁・白磁・青花などがあり、黒釉の天目茶碗、青白磁が、これに少量伴なう。また従来より「交趾三彩」と呼ばれてきた施釉の軟質陶器も中国製のものと考えられ、更に「呂宋壺」と呼ばれる中国製品の四耳壺がある。ここでは、それらの製品について、その観察と分類を述べる。

イ. 青磁製品 (PL. 52・53, 第29・30図)

碗 碗は6類に分かれる。

I類；浮彫又は片切彫の蓮弁文をもつ碗で、301など4個体を認める。この中、蓮弁に中心の稜をもつのは、1例だけで、他はいずれも蓮弁の外形のみを片切彫で粗略に表したものである。高台は中グリが浅く、厚い作りで大きい。見込には単圏内に印花がつく。釉調は、くすんだ緑のものが多く、中には「髻手」と呼ばれる茶褐色のものも混じる。釉は器全体にかけられ高台内のトチをおく部分だけが丸く拭きとられる。

II類；線刻の粗略な蓮弁をもつ碗で、302～304など28個体を認め、青磁製品中、最も多い器種である。多くの場合、蓮弁の本来の形はなく、先端が山形、円弧、点などとなっている。見込には印花をもつのが普通で、303のようにヘラ描の文様をもつ例もある。器形は、302、304のように腰の張った見込の広いものと、303のように、立上りの急なものがあり、前者の場合は、高台が露胎で、釉色も淡く、薄くかかる。後者は、中グリが浅い、厚い高台をもち、畳付まで濃い緑色の釉が厚くかかる。

III類；II類と同じ器形で、外面の蓮弁文をもたない碗。307など15個体を認める。見込には、ヘラ描の界圏と中央に印花をもつ例が多い。また口縁直下にヘラの浅い線をもつ例もある。

IV類；PL. 52上図の下段左端の1例のみで、幅0.7～0.8cmの浅い凹線を連続的に入れて、鎬文をつけた碗で、見込は小さく、胴は他の碗に比べて直線的に開いている。高台も小さくひきしまり、高台内には兜巾を残す。畳付は釉がヘラで切られ、鉄足となっている。

V類；小さめの腰の張らない端反りの碗で308の1例のみ。釉は粗い貫入のある暗灰色で、磁胎も灰黒色の鉄分の多い土。

VI類；口径17cm前後の大振りの碗で、309、310など4個体を認める。優れたロクロ技術で非常に薄く、滑らかに作られ、小さく、ひきしまった低い高台から、ゆるやかに胴を張る。高台は施釉後ヘラ切り。釉は淡い鶯色で貫入はない。

鉢 鉢は3類に分けられる。

I類；311のみ1個体。内湾した口縁をもつ小鉢で、内面に弱いロクロ目を残す。高台は不明。くすんだ灰緑色の釉を器全体に施し胎土は灰褐色である。

Ⅱ類；内面に鎬文をもつ浅鉢で、312など8個体を認める。内側に斜めに削られた低い高台から、比較的直線に開いた胴をもち、口縁は折縁で、低い立上りを特徴とする。内面には、見込に向い、幅広の浅い鎬文を連ねる。貫入のない濃い緑色の釉で、高台内のみ露胎。このバラエティーとして、6個体を認める。その中には、内外面に鎬文をもつ例や、口縁部に雷文、四方だすき状の文様、ヘラ描の花文などをもつ例がある（PL. 52 下段）。これらの場合は、口縁の立上りをもたないのが普通のようなものである。

Ⅲ類；313など2個体で、口縁部は PL. 52 下図上段左端である。口径が40cm程になると推定される碗を大きくしたような深鉢で、内外面にヘラで口縁部の入組文帯や、胴部の花文などが彫られる。見込には、印花をもつ。高台は大きく、鈍重な作りで、畳付にも釉がかかる。釉は気泡の多い濃い緑色。胎土は灰色の鉄分の多い土で、ツヤをもつ。

洗 大ききの割に破片が少なく、不明な点が多いが、口径が60cm近い大きなもので、器高は23cmと浅く、平桶のような形と推定される。高台のない底は、中央に向って上り、外縁に近い位置に、トチ跡をもつ幅2.5cmの露胎圏がまわる。胴は、ほとんど垂直で、口縁から7cm下がって、たが状の隆帯を1本めぐらす他は装飾がない。全体に鈍重で、底は2.3cm、胴は2~3.1cm、口縁1cmと厚い作りである。釉は貫入のない濃い緑で、わずかに灰がかかった白い磁胎に0.1~0.2cmと厚くかかる。

Ⅲ 皿も4類に分けられる。

Ⅰ類；見込の広い、端反りの浅い皿で、314、315など9~11個体を数える。ロクロでひき上げた後、外面と高台を粗くヘラ削りし、ヘラ目を顕著に残す。見込にはヘラによる界圏がめぐる例が多い。釉は多くの場合、気泡の多い淡い緑で、腰でとめて、高台を露胎とする。畳付を焼成後研磨しているものが数例ある。胎土は灰白色。315だけは、胎土は黒褐色、釉もくすんだ青緑で、見込には印花をもつなど若干差を見る。なお、314の高台には黒漆で「内」と銘がある。

Ⅱ類；いわゆる菊皿で、316、317など30個体以上を認める。30~35枚の花弁をもち、ゆるく内湾する小皿で、型押し成形と推定される。低い高台は内傾し、畳付の釉をヘラ削りし、いわゆる砂高台で、砂敷きで焼成している。釉は気泡を含む濃い緑のもの、青味がかかった淡い緑のものがある。磁胎は白色、口径は10~11cmに集中する。

Ⅲ類；いわゆる綾花皿で、318など3個体を認める。粗くヘラ削りされた低い高台から、折腰で口縁にむかいゆるく外反する。内面には、口縁に沿って、ヘラ切りの渦文や2、3条の弧線が描かれる。見込には印花のつく例が多い。釉は、いわゆる「醬手」と呼ばれる茶褐色や、くすんだ青緑色のものが多く、磁胎も灰や茶褐色の砂混り土である。

Ⅳ類；碁筒底の小皿で3個体を認める。口縁部はないが、おそらく、白磁や青花の碁筒底の小皿と同じ器形であろう。

香炉 香炉も4類に分かれる。

Ⅰ類；文様をもたない単純な筒形の胴にはりつけの3足をつけたもので、319の1個体がある。わずかにロクロ目を残し、内外面には、くすんだ暗緑色の釉がかかる。

Ⅱ類；胴部に3条の太い凹線がまわる。口縁は内傾し、あご状に少し肥厚する。腰のコーナー部分に、獣足のついてた跡を残す。釉は淡い青緑色。320の1個体のみ。

Ⅲ類；竹を輪切りにしたような胴をもつ香炉で、321、322など3個体を認める。いずれも、口縁、胴中央、腰が節状に太くなっており、その部分に1~2本の沈線をめぐらす。口縁は内傾し、あご状をなす。3足はいずれも小さい貼りつけて、1例は如意形に削ってある。釉は淡く空色に近く、外面のみかかる。

2. 陶磁器類

瀬戸、美濃製の灰釉香炉には、本類の写しが多く認められる。

Ⅳ類；蓮座香炉で1個体のみ。香炉の主体は、3段の花弁より成る蓮座形の部分で、それを雷文をもつ6角柱が支える。その下が脚部で大きく広がる跡を残し欠失している。蓋を伴ったと考えられるが、その破片はない。磁胎は白で、口縁は赤く焼けている。釉は気泡の多い青緑色。

瓶 瓶と考えられる破片は、323など7個体あり、いずれも花生と思われる。この中、器形が実測できるのは、323だけで他はいずれも少片である。323は、筒形の胴部で、底は上げ底、畳付はヘラ切。肩で折れてすぼむ。小形ながら砧形の花生になろうか。

他の破片には、筍子形の花生と推定されるもの1例、尊形の花生と推定されるもの2例がある。特に後者は、少し火を受けているものの、いわゆる砧手と呼ばれる粉青色で貫入をもつ上手のものである。

盤 盤は2個体あり、器形を復原できたのは、324だけである。本例は、太鼓胴をもち、丸く張った胴の上下の段には鋸を模した突起が、上下ずれて打たれている。3足は獅子頭で、かなりくずれている。見込中央には、露胎の菊花状のレリーフがあり、赤く焼けている。その外側には、重ね焼か、丸くくっつき跡を残す。釉は青味のある深い緑で、大小の貫入が目立つ。磁胎は灰白色、鉄分の多い土で、ツヤがある。

壺 壺は2類に分けられる。

Ⅰ類；玉縁の口径約13cmの口縁部と、底径約16cmの底部をもつ壺で、器高は不明。胴はゆるく、肩は大きく張り、首は3cm程の立上りを見せる。1個体分が粉々に壊れた状態で発見された。耳の部分はない。無文で、内外面に深い緑の釉がかかる。磁胎は灰白色のツヤのある土。

Ⅱ類；いわゆる「酒会壺」と呼ばれる壺の蓋が5個体認められる。数カ所にひねりをつけたつばをもち、蓋頂からつばに向かって、丸味をもった鎬文がつけられる。壺の口径は受け部の径から約20cmと推定される。同じ地点から、壺の底部と推定できる破片が出土しているが、同一個体かどうか不明。気泡の多い、深い青緑色の釉がかかる。磁胎は灰白色。

花瓶 大形の花瓶の底部と、胴下部の破片で、各々別個体である。底部は径約20cmで、斜めにすぼむ厚さ1.6cmの胴の内側に、円盤状の底板がはめられ、釉でつけられている。畳付は、露胎で赤く焼け、胴には蓮弁状の鎬文がつき、外反しながら立上る。

胴下部の破片は、蓮弁状の鎬文の先端と、その上位を限る隆帯部にあたる。これより上には、浮牡丹のような文様がついていたのであろうか。後者の方が鎬文の彫りや釉色が優れている。

水注 いずれも破片で2個体を確認できる。1例は、水注の底から肩までの大きな破片で、径7.3cmの低い高台をもち、丸く大きく開いた胴には、幅1.2cmほどの蓮弁文をもつ。高さ9cmで、肩となり、最大径10.6cmである。肩折ですぼむ部位に注口部の痕跡を残す。釉は大小の貫入をもつ粉青色の優品で、ヘラで削られた畳付は鉄足となる。また同地点より貼こぶをもつ太さ0.7cm、長さ4cm以上の飾り耳の破片が出土しており、同一個体と考えられる。

他の1例は、耳の基部付近の破片で、小形の水注と考えられる。しりぶくれの胴をもち、少しすぼみ

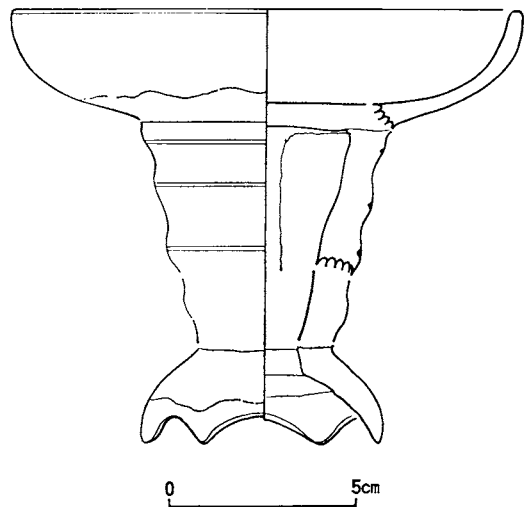


Fig. 26 青磁器台

かけた部位に縦位に0.8×0.4cmの扁平な紐作りの耳がつけられる。胴下半は浅い鑄文になり、その上限は浅い2本の沈線がめぐる。

器台 口径13cm、深さ2.3cmの浅い皿部に、3段以上の有節の竹筒状の脚がつき、それを径6.6cmのアーチ形に縁を扶った6支点をもつ伏鉢状の台が支える(Fig. 26)。脚は下位の伏鉢まで開孔しており、各々の接合部分の径から、上に太く作られているようである。3つの部分が接合しないため、器高は不明。釉は青緑色で、濃淡があり、部分的になだれている。磁胎は灰白色。

ロ. 白磁製品 (PL. 53, 第30図)

鉢 2類に分かれる。

I類; 瓜形に作られた深鉢で、腰は広い面取りが施される。内外面に流れるような片切彫の蓮華文が彫られている。火を受けて釉が荒れているが、牙白色の滑らかな壁体であったのだろう。破片の外側5カ所のコーナーにはカスガイを打ったと推定される径0.2cm、深さ0.2cmの穿孔が認められ、かなり貴重品として扱われたと思わせる。同様の劃花文をもつ鉢又は碗の口縁部破片が1点ある。

II類; 菊花形の浅鉢で、菊皿を深くし、立上りを急にしたような器形である。口縁に幅1.2cm程に刻みを入れ、高台へ向かい花卉状に成形してある。深さは6cm程度と考えられる。高台部を欠失する。

皿 皿は白磁の中で最も数が多く、6類に分かれる。

I類; 401, 402などの端反りの皿で、82片あり、底部破片は154片ある。全体に厚手で、作りも粗略である。高台は内傾し、畳付をヘラ切りする。窯づめには砂を敷く、いわゆる砂高台である。釉は半ツヤ消状の例と灰~暗いクリーム色の例が多い。口径では2種類程があり、11~12cm、15~16cmに集中するものと分けられる。後者のものの方が、比較的作りが良く、釉色も優れるように見える。なお、高台内に青花銘をもつものが5例ある。方形内に「福」が4例あり、1例は不明。

II類; 403など4個体あり、高台の脇に段をもたずに、畳付から外反して口縁に至る。底裏は削り込んであり、砂敷きの跡が見られる。磁胎、釉色はI類と同じで、法量も近似する。

III類; 404, 405など5個体を認める。口縁が、外へ平らに屈折すると、腰折が強いのが特徴で、これに対応して内面には段をもつ。削り高台で、高台内には兜巾状の凸部を残す。磁胎、釉色は灰白色。口径は10~11cmに集中する。

IV類; いわゆる菊皿で、13個体を認める。青磁皿のII類と同じ作りで、法量も近似する。花卉の幅には2種類あり、口縁部で2cm程と1cm程である。釉は、I, II類と同様だが、青味がかかった透明度の高い青花に用いられる透明釉が数例加わる。高台内に、2重圏に「天下太平」の銘が1例認められる。

V類; いわゆる「桜高台」と呼ばれる浅くヘラグリをした切高台をもつ、内湾する小皿で、11片ある。ロクロでひき上げた後、高台と外面をヘラ削りしており、ヘラ目が顕著に残る。見込みには同じ皿を重ね焼いたらしく、高台の跡が目となっている。釉はクリーム色、灰白色、青味がかかった透明なものなどがある。磁胎は灰色のものが多い。

VI類; 碁笥底の小皿で、青磁皿IV類と同じ作りである。口径は約9cmと推定され、釉を削った底からゆるく内湾し、浅い。底には砂が付着する。釉は半透明の白色。磁胎も白色で質が良い。1個体のみ確認。

坏 坏は、5類に分けられる。

I類; 407など55片あり、底部破片から12個体以上と考えられる。小さな高台をもち、折腰から口縁へまっすぐ開く。いく分外反する例もある。きわめて薄い作りで、壁厚は口縁部で0.1cm程。折腰のため見込が広く作られ、幅0.8~1cmの露胎圏がある。これに、高台径と同じくつつきの跡のあることから、

2. 陶磁器類

同じ器種を重ね焼いたらしい。

Ⅱ類；高台がなく、中グリだけの底をもつ端反りの坏で、4個体ある。全体にⅠ類に比べ作りが厚い。ヘラ削りされた底から腰が大きく張り、Ⅰ類同様、見込に露胎圈をもつ。

Ⅲ類；406など12個体あり、いずれも腰のない、ラツパ状に開いた坏で、底は中グリをし、畳付を施した後ヘラで切る。口縁はロクロで引きあげたまま鋭く切れ、水平にそろわないものが多い。

Ⅳ類；高台をもつ端反りの坏で、青花坏Ⅰ類と同じ作り。4個体ある。薄作りのものと厚作りのものがあり、前者は、内面に型押し of 浮文様をもち、高台内に青花で「正徳年造」の4字双行年款をもつ。白磁の坏ではこの手のものが最も優品である。

Ⅴ類；ヘラで粗く8面に面取りした坏で1個体のみ。口縁はゆるく外反する。ロクロで丸くひき上げた後、腰から上を面取りし、内面もヘラをあて、稜を対応している。高台も粗く削られ、腰以下は露胎である。釉は細かい貫入のある透明釉で磁胎が黄ばんでいるため、クリーム色を呈す。底径 3.4cm。

香炉 足の痕跡を残す、腰の部分の小片。磁胎は青磁のものに似て、鉄分の多い灰色。釉は貫入の多い白濁したもの。

白磁の製品には、以上の他に、底径 4cm のわずかに上底をもつ筒形の製品がある。器高は不明。胴に窓をもつことから、何かの脚又は、蓋置かと思われる。

ハ. 青白磁鉢 (Fig. 27)

白磁または、青白磁の薄作りな鉢の一群が9点ある。口縁部はヘラによる釉はぎで、内面に劃花文や印花文をもち、外面は無文である。印花をみると、口縁下に雷文帯、以下は細かい花卉文で埋められる。細片が多く、器形全体がつかめないが、小さい高台から直線的に開く鉢と推定される。釉は淡く青味をもつものと、黄ばんだものがあり、磁胎は灰白色である。同様の釉をもつ内外面に暗花文をもつ皿もある。

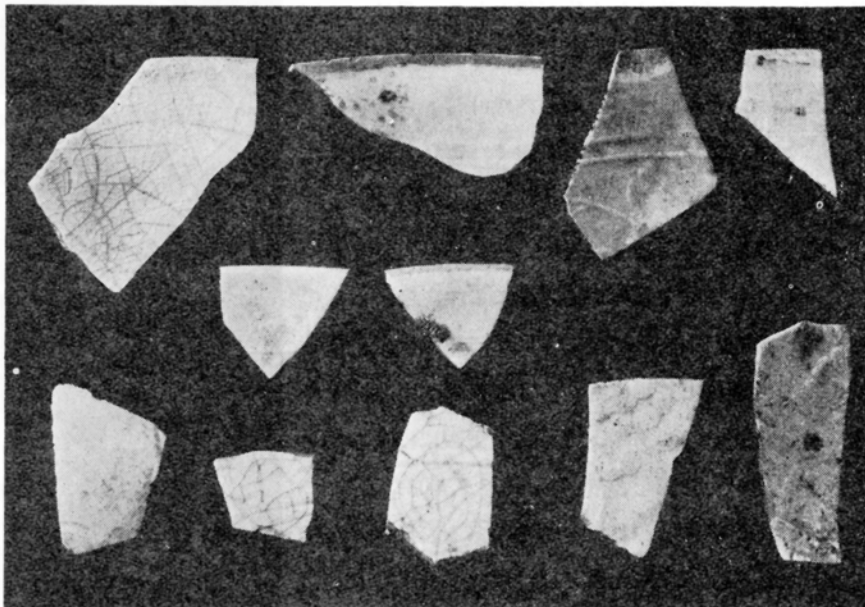


Fig. 27 青白磁鉢・他

ニ. 青花製品 (PL. 54~57, 第31~33図)

青花製品は、いずれも類例の多い文様組合せのパターンで飾られている。そして、それらの中のいくつかは、さらに特定の器形と強く組合せられている場合が多い。ここでは、こうした視点から各器種ごとに細分してみたい。また、その理解を助けるため、朝倉館において破片のみの例については、一乗谷内出土の参考例をあげるように努めた。

碗 碗は5類に分けられる。

Ⅰ類；PL. 57 上図左上など19個体がある。腰から胴部の芭蕉葉文のくずれた文様と、口縁部の波濤文

またはその変化した列点文が特徴。口縁内面に単圈、見込には単圈または重圈内に蓮花が描かれる。器形は大きく開いており、いわゆる「蓮子碗」とよぶ見込が凹み、高台内に凸出する形をなす。口径は13cm前後のものが多い (Fig. 28)。

Ⅱ類；口縁部内外面及び、高台に単圈または重圈をめぐらし、胴部は無文の碗。413など36個体がある。高台内には2重圈に「天下太平」銘をもつ。このパレエティールとして、21個体がある。このグループは、胴部に細かい彫の暗文の花唐草をもつ。また口縁内側は「四方だすき文」で、見込に人物・菊の折枝などの絵をもつ。また、ほとんどの例に「長命富貴」、「富貴佳器」などの銘をもつのが特徴である。器形は、Ⅰ類に比べ腰の張りが大きく、見込が丸く凸出するいわゆる「饅頭心」とよばれる底部をもつ。この傾向は、見込に絵をもつグループに特に目立つ。

Ⅲ類；414など15片6個体が認められる。胴に、風景をバックに冠を着けた人物が描かれる。見込にも同様の人物像が描かれるが、かなりくずれた筆致で、判別しにくい。なお、414は高台内に「福」の1字銘をもつ。このグループは、作りも粗く、釉色も暗青色に濁っており、磁胎も灰色に近い (Fig. 29)。

Ⅳ類；器面に唐草文を主体とした文様をもつもので、415など22片10個体がある。この中、多くのものは、PL. 57 上図左下7例に示されるような牡丹唐草文で、器面全体に数単位描く。415例のような海石榴唐草文は1例だけである。唐草文の筆致には2種類あり、筆で細かく輪郭をとり、中を薄くダミしたものと、全体に太く粗略に描かれたものがある。後者は、参考例 (Fig. 30) に示したように、腰に蓮弁風の文様帯と、見込に束花(?)をもつ組合せで、まとまる。これらは釉色が青黒く、無文部も灰色に濁る。器形は、口径に対して浅く、見込の広い作りとなる。

Ⅴ類；2片2個体があるが、いずれも小片で全体については不明。一乗谷各地点の出土例も少ないが、それらを合すと、口縁内外に2重圈をもち、胴部には小丸を3つ結合したものと、小丸1つのものを器面全面に密に並べる。見込にも2重圈内に同じ文様をつけている。

以上の他に、一乗谷内の各地点を通じても類例が少ないものや、文様の性格上まとめにくいものがある



Fig. 28 青花碗Ⅰ類 (第17次出土)



Fig. 29 青花碗Ⅲ類 (第20次出土)

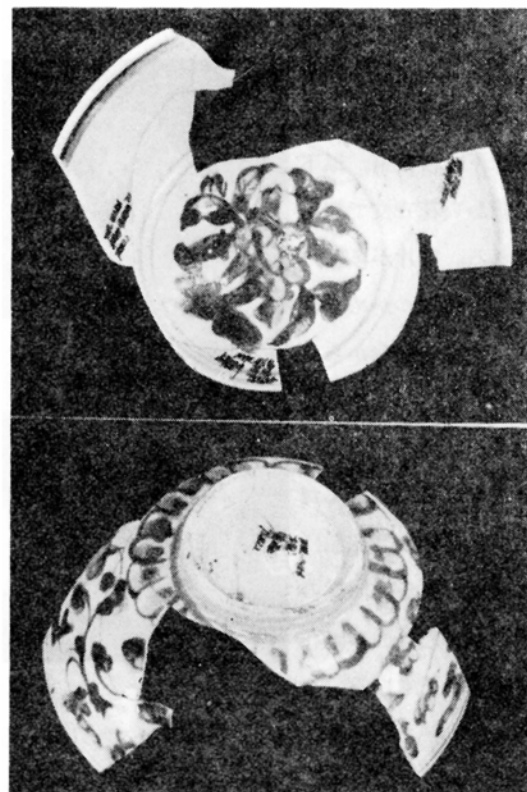


Fig. 30 青花碗Ⅳ類 (第17次出土)

り、個別的に述べる。

412；雲鶴文の碗で、如意雲と飛行する鶴を交互に4単位描く。見込も同じようで、高台内には「天下太平」銘をもつ。底は「蓮子碗」的である。動物を意匠とするものでは、飛馬文、龍またはキリン、梅と鳥などの破片があり、飛馬文碗の高台内には「富貴佳器」銘が認められる。

409・410；文様、器形共に同じものが2例ある。他の碗に比べ全体に小振りで、底は「蓮子碗」風に成形される。樹を中心とする文様で、見込に意匠化された文字が認められる。^{註⑨}

鉢 3類に分かれる。

I類；浅く大きく開いた鉢で、器形、文様の同じものが、7個体ある。器面には、大きく2単位に、梅樹、鳥、上弦の月の組合せが描かれる。花などは各枝の基部だけそれらしく描き、あとは蛇行する線で示される。全体に粗略化されており、見込にも、梅の粗画が2重圏内に描かれる。(416・417)。

II類；8角形の角鉢で、口縁部で1辺が約4cmである。口縁はゆるく外反し、胴下半は丸味をもつ。以下欠失。各面が縦に区画され、その中に花が描かれている。内面は無文。1個体のみ。

III類；大振りの鉢の破片で、外反する口縁は雷文で飾られ、胴部には牡丹と思われる花文、口縁内面に3段の四方だすき文帯がつく。器壁は厚く0.6cm。2個体がある。

皿 青花製品の中で数が多く、6類に分かれる。

I類；424など8個体で、浅い碁笥底の小皿に、青花碗I類と同じ文様構成をもつ。すなわち、口縁部にくずれた波濤文帯または、列点文帯をもち、胴には芭蕉葉文のくずれた蓮弁風の文様を連ねる。見込には、菊花状のねじれた花文や、416と同じ花鳥文が2重円圏内に描かれる。

II類；423、426など5個体がある。梵字又は悉曇文字及びそれに類した文様を主とする碁笥底の皿で、

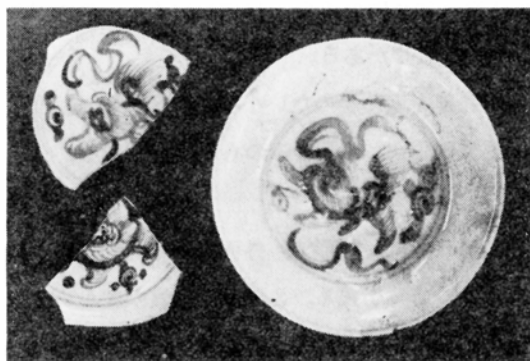


Fig. 31 青花皿Ⅳ類 (第17次出土)

比較的良好に見られるのは、423の内外面に梵字を細かく配列し、見込には1字大きな梵字を配した例と、426の外面に梵字に類した文字を6字ほど配し、見込には「寿」字を人形風に図案して大きく描いた例である。後者の方が少し大きい例が多い。

III類；425などI・II類以外にまとまらない碁笥底をもつ皿で、9個体ある。425は、I、II類に比べ大きく、口縁に向かっての内湾も強い。文様は折枝の花と昆虫の組み合わせが2単位で、見込は2重円圏に花文。他に、列点文、牡丹唐草文などの破片が見られる。

IV類；外面に宝相華唐草文か牡丹唐草文をもつ、端反りの小皿で、427～429など約83個体を数える。一乗谷では最も一般的な青花皿である。いずれも粗い作りで、筆致も粗略である。畳付をヘラで釉落しした低い高台をもち、内側に砂敷の砂粒が付着する例が多い。IV類は、口径及び見込の文様との組み合わせにより、さらに2分できる。

口径9cmに集中する個体が多く、このグループは、外面唐草文、見込は2重円圏に「結帯宝杵」文で、唐

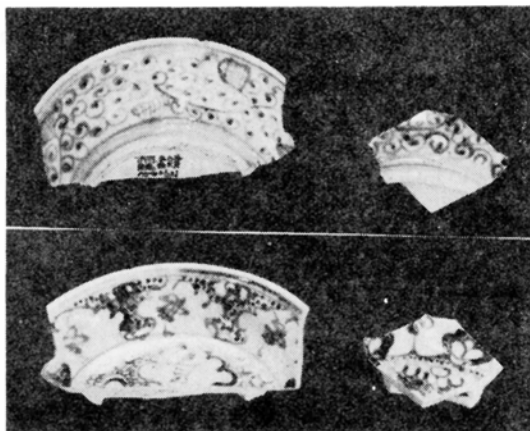


Fig. 32 青花皿Ⅳ類 (第15次出土)

草文は4単位、牡丹唐草と思われる。またこの中、2重円圏の周囲に蓮弁風の円弧がめぐるものが1例認められる。

口径12~13cmに集中するグループでは、外面は同様の唐草文で3単位、見込は2重円圏に「獅子滾繡球」と呼ばれる一種の玉取獅子の組み合わせが多く、見込に「結帯宝杵」をもつ例は稀である。また、見込に玉取獅子をもち、外面が無文の組み合わせが1例ある(Fig 31)。

また、このどちらにも入れられない独特の唐草文をもつ端反りの皿が6例認められる(Fig. 32)唐草文はかなりくずれており、葉の部分は「の」字や渦巻状に密に描かれ、ところどころに花を思わせる格子状につぶした部分をもつ。内面には、「結帯宝杵」と似たイメージの文様がつき、全面が密につぶされる。なお、同じ文様をもつ内湾する口縁が1例あり、この場合は碁笥底となる可能性が高い。また、この見込の白地の部分に梵字が組み合さる例があり、西方向けの図柄と考えられる。

V類；430など5個体があり、浅い外反気味の腰の張った皿で、内外面が無文で、見込みのみに瑞果などの文様を単独にもつ例が多い。430は、見込に蟹を描き、高台内には「福」銘をもつ。高台内に「万福攸同」銘をもつ1例がある。口径は12cmに集中するよういずれも成形が丁寧で、仕上りが良い。

VI類；いわゆる折縁の綾花皿で、431など3個体がある。口縁を綾花形にヘラ切し、外へ強く曲げ、この部分に口縁部文様帯をもつ。胴はゆるく張り、沈線又は太い凹線などにより菊弁状または鎚文風にするものが多い。431は、その1例で、外面には宝相華唐草文を3単位描き、見込にも文様をもつ。

坏 数もそんなに多くなく、2類に分かれる。

I類；418~421など20個体で、端反りの小坏。小さな高台から、やや腰を張ってゆるく外反する口縁に続く。高台畳付はヘラ切で釉を落す。口径は6cmに集中するものが多い。外面には、419例のように2種の草花文、見込には「寿山福海」を表現した風景の粗画の組み合わせ例が多く、14例を認める。高台内に「大明年造」、「福」銘が各1例。その他、柳文、単圏のみなどの破片がある。

II類；422など11個体あり、口縁が外反せず、中グリのみの底部をもつ腰のない小坏。筒形に近いものと422のように口の広がったものがある。飛馬文(422)、萩又は藤文、単圏のみものなどがある。

ホ. 三彩陶器等 (PL. 58, 第34図)

3個体あり、いずれも型押しで成形された小皿である。506・507は綾花形で、外面に菊の花弁のように丸味をもつ鎚が並ぶ。508は、複弁の蓮花形で、高台内には銘の痕跡が残る。3者共、軟質の細かい漉土を用い、506、508は鮮やかな空色のソーダ釉、507は緑色の鉛釉が施釉されている。

へ. 黒 釉 (PL. 51, 第28図)

9破片、5個体の天目茶碗がある。この中、器形が復原できるのは501・502である。いずれも立上りが強く、口縁の返しは弱い。501は高台に脇グリをもち、高台内は丸く削り込んでいる。釉は漆黒で、胎土は灰~肌色で細かいツヤがある。502は、黒褐色の上を柿釉が被い、部分的に下の黒褐釉が筋状に流れる。胎土は少しザラついた灰黒色。PL. 51 上段左3例目は、いわゆる禾目天目で、漆黒の上に柿釉が細い毛のように流れる。胎土は黒色の粗い粒子の土で、優品である。

F. 朝鮮製陶器 (PL. 58, 第34図)

朝鮮製の陶器と考えられるのは、平茶碗4個体、壺または徳利6個体である。

高麗茶碗 低く削り出した高台から口縁に直線的に開く平茶碗で、ところどころにロクロ目がくびれとなって残る。高台脇がわずかにふくらみ、これが見込の広い茶溜りの段となる。目跡は3個以上。高台

2. 陶磁器類

は鋭いヘラ削りで、内に兜巾を残す。畳付にも目跡を残す。釉はずぶがけで、暗灰緑色のいわゆる「そば釉」。口縁近くに釉抜けがあり景色となる。胎土は白い細砂粒を含む暗灰色(503)。

徳利 いずれも大きな底部、ゆるく張った胴部、そして外反する小さな口縁をもち、舟徳利のような器形と考えられる。器壁は0.4~0.2cmと薄く、よく焼締っている。胎土は赤褐色ないし黒褐色で、細粒の鉄分の多い土。整形は、多くの例がタタキ整形で、内外面に跡を残す。いずれも灰緑色または暗褐色の泥灰釉が施される。産地は、中国南部などの雑器類と胎土・整形の共通点が多く、確定的ではない。

G. 唐津焼・伊万里焼・他 (PL. 58, 第34図)

双耳瓶 花生と思われる双耳瓶で、大きい底とゆるく張った胴に太い首がつく。首に縦位置に粘土紐をひねった一对の耳をもつ。胴部は5~6段の輪積み、タタキ整形。肩以上はロクロ引きで、内外面に鋭い段を残す。腰まで緑褐色の伊羅保釉がつけがけされ、数条の厚い鉄釉が流下する。胎土は、砂粒を含む灰褐色の焼締りの良い鉄分の多い土である。唐津焼岸嶽古窯系でも類似の製品が認められる(505)。

504; 溝縁をもつ平底で、低い削り出しの高台をもつ。内面腰に段をもち、見込には砂の多い目を3つ残す。同様の皿が数点あり、いずれもロクロびきの後、高台周辺を粗くヘラで削っている。高台はいわゆる三日月、竹節などがあり、高台内に兜巾を残す例と残さない例がある。釉は長石の多い白釉や木灰釉が薄くかけられており、胎土は焼締りのよい砂がちの土である。17世紀頃の平戸系の唐津焼と推定される。

510・511; 低い高台をもつ湯呑み風の碗で、腰の張りに強弱がある。多くのものは、染付の粗くくずれた唐草文が器面をまわっており、釉調は濁った青黒い色を呈す。胎土は、「半磁器」とよばれるものに近く、赤褐色ないし灰色である。これらの特徴は、佐世保市江永古窯の資料に酷似しており、いわゆる「三川内焼」の一部と考えられる。同窯の発掘報告書によれば、これらはその操業年代の終末期に編年されており、18世紀末と推定されている。^{註04}

411; 湯呑み風の腰の張った見込の広い染付碗で、木瓜窓内に開扇を描いた図が3単位つく。内面は無文、高台内に判読できない1字款をもつ。この碗は、従来中国製か否かで意見の分かれていた資料であるが、以下の理由から伊万里と推定される。(1)意匠、器形が伊万里的であり、特に高台削りが異なる。(2)釉色、特に白地部分などに他の中国製品と差がある。(3)透明釉の施釉方法が異なる。

509; 丸い胴と細くしぼった首をもつ壺で底部を欠く。ロクロびきで、全体にロクロ目を残すが、内面下半は鋭い段状である。内外面に緑がかかった茶褐色の鉄釉が施される。産地、年代は不明。

註

- (1) 類例として、常滑の壺1例があり、首を欠いた後研磨し、近くに穿孔している。報告者は「掛経筒」としている。高さ19.5cm。(沢田由治『常滑、越前』1973)。
- (2) この「ナデ抜」が、『貞丈雑記』などという「ひねりどめ」——糸切りの抜き部分——と同じ意味とも思える。使用に際して、ひねりどめがかなり意識されることを思えば、「ナデ抜き」もそれと同様に意識的な整形技法ともいえる。
- (3) 先述したように、カワラケはその口径を寸で計り「一度入」の名称でよぶが、D₂類は「五度入」以上となる。酒盃に用いるのは多く「三度入」であるが、『今川大雙紙下』などでは、「七度入」または「五度入」を使う記事がある。一方、天正年間頃の茶会記などの記事には、「五ト入」にナマス、クラゲ、ヤキフナなどを盛ったことが散見され、およそ「五度入」以上の皿が以下のものと機能を異にしたとも思える。これは一乗谷におけるカワラケの場合、D₂類から胎土、調整に差がつくことに符合して興味深い。
なお、『古事類苑』第31巻器用部には、カワラケなどに関する記事が集められるが、各文献で名称が共通しないものも多い。
- (4) 一乗谷では同様のものに、越前焼の破片を用いた径3~5cmの円盤があり、武家屋敷などから数十例確認されており、土師質皿を利用した例よりも多く、一般的である。奈良市元興寺極楽坊のB類にあたる(『日本仏教民俗基礎資料集成』第4巻 元興寺極楽坊Ⅳ 昭和52年)。同報告に細かい分析と各地の出土例が詳しい。その用途についても「冥銭説」、「玩具・戯具説」、「めんこ説」などを紹介しているが、単純な形態の遺物だけに、各出土状態から予想されるいろいろの用途を検討する必要がある。

- (5) 一乗谷の「御所」発掘時に、溝状遺構から覆輪が採集されている。金銅製で、長さ40.2cm、厚さ0.03cmで内側に短かく、外側に長く厚さ0.3cmの口縁を包む。口径を逆算すると約12.8cmで、I類の標準的な口径と一致する。
- (6) 『一乗谷朝倉氏遺跡Ⅶ』 福井県教育委員会 昭和50年。
- (7) 戦国時代の遺物に類品をみないが、名古屋市教育委員会 1976 に報告されている NJA-2 号窯出土の「魚」は、平安時代の灰釉陶器ではあるが、形態上最も似ている例である。
- (8) 現在、この時期の銅緑釉の製品を出土した窯跡の確実な例は、美濃の妙土窯のみである（『妙土窯跡発掘調査報告』 笠原町教育委員会 1976）。同窯は天目茶碗をはじめ、鉄釉・灰釉の多量の皿、小壺、水注などを製作しており、器形の特徴も一乗谷出土品と類似している。詳細な比較検討をしてみたい資料である。ちなみに、この窯の操業年代は16世紀前半代とされる。
- (9) 明代中国製の青花碗ではなく、近世の伊万里製品と考えられる。
- (10) 『江永古窯』 佐世保市教育委員会1975。

3. 金 属 製 品

金属製品は、出土数はあまり多くない。それらは、武器類、建築部材、調度用品、日常生活用品などに分けられる。

A. 武器・武具類 (PL. 59, 第35図)

刀 外濠第Ⅳ層から、朴の白木鞘に入った状態で出土した。刀身は、鞘の残りの良かった片面は保存もよく、錆が少ないが、裏面は腐蝕がひどく、特に薄い刃部が欠けている（704）。

長さ58.4cm、茎長15.6cm、元幅3.1cm、先幅2.2cm、元重ね0.4cm、反り1.3cm。鋒は中鋒延びて3.2cm。庵棟で両区、鑄も明瞭である。茎には、径0.5cmの目釘孔があり、無銘、栗尻は張る。

小柄 全長14.5cm、柄長9.1cm、元幅1.3cm、元重ね0.28cm。丸棟、両区で、片切刃造りに属す。鉦元に毛彫が認められ、銘と思われるが判読できない。袋は、金銅製で、鍍金の痕跡をわずかに残す。表側には、5本の平行沈線の飾りがある。外濠第Ⅳ層出土（703）。

鐔 車透し鐔で、7.2×7.4cmのほぼ円形。厚さは0.29～0.32cm。鉄製鍛造で、中央に天地4cmの切羽台をおき、その左右に小柄櫃と笄櫃を配す。小柄櫃は丸、笄櫃は洲浜形で、その周囲に12区画の透しをもつ。一般に車透し鐔は、南北朝期からの流行といわれ、この鐔もそうした当時の好みを反映しているのであろう。一乗谷内の「サイゴ寺」跡から、同じ大きさの16弁の菊花透し鐔が出土しており、両櫃をもたないが、よく似た作りである（702）。

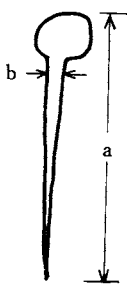
切羽 銅製の大切羽で、5.6×5.3cm。全体を木瓜形に仕上げ、4カ所に猪ノ目をうがう。刃孔は小さなタガネで切ったままで、打ち歪みもあり、加工の途中とも推定される。かなり大形の太刀につける切羽で、鐔の本体は練皮と考えられる。朝倉館内池底出土（701）。

鎌 全長9.7cm、茎長8.2cm。2面をのみ先形に合わせ、全体を丸く整えた鑄銅の根をもつ、いわゆる「のみ根」にあたる鎌である。茎は、元で0.37×0.35cm、先細りの鉄の角棒。のかつぎのあたりを計ると矢柄は直径0.7cmの竹と推定できる（705）。

B. 建築・調度用品 (PL. 60・61, 第35・36図)

鉄釘 いわゆる「和釘」とよばれる鍛造の角釘。断面は4角で、頭部を扁平にたたいた後、巻きこんでいる。竹島卓一氏の言う「巻蓋釘」にあたる^{註(1)}のか。錆の少ない、比較の実長に近い数字を測定できる資料について、計測したのが第7表である。この表より、長さについて3種類が予想できる。第1は、706・707で長さ約10cm、頭の下幅0.5cm。第2は、709～711で長さ約5cm、同幅0.3cm。前者は後者の約2

3. 金属製品

	No.	長さ (a)	頭下幅 (b)	出土地点
		706	10.3 cm	0.5 cm
	707	10.4	0.55	" "
	708	(8.8)	0.5	外濠内
	709	5.4	0.4	DJ40 石敷中
	710	5.1	0.3	CB33 焼土中
	711	5.0	0.4	" "
	712	(6.1)	0.5	" "
	—	(3.8)	0.4	" "

第7表 鉄釘計測数値 ()内は残長

倍となる。第3は、712のように実長で、10cmと5cmの間にくると予想されるものである。

壺金 2個体出土している。

715; 厚さ0.3cmの鉄板を2つ折にして作られた鍛造の壺金。先端は2つに割れたままになっており、全体に錆がひどい。全長7.5cm, 壺部外径1.6cm, 内径1.0cm。

716; 青銅製で、頭部を一旦平らにして、巻きこんで壺部を作っている。頭部外側に2本の沈線の装飾がつく。残長3.8cm, 壺内径0.4~0.5cm。

猿繫 猿繫の先端6cmほどの部分で、0.7×0.7cmほどの鉄の角棒の先端2.5cmが直角に曲げられている。この部分は丸棒になる。同じ大きさの同形のもが「サイゴ寺」跡より2例出土しており、それによれば全長は8.6cmほどで、反対の端が輪となり接手として、壺金を用いて木部に打たれる(717)。

戸締金具 長さ6.7cmの「コ」字形の部分本体とし、その両端が輪になっている。この開口部の輪に、残長8.0cmの角棒が上下に貫通し、遊動する構造で、本体は小さな2本の壺金で木部に付けられる。おそらく、この上下に遊動する角棒に他の壺金又は、同じような器具の輪部が入ることにより、戸締りとしていたのであろう。材料は0.5×0.5cmの鉄角棒で鍛造である。本例と同じ戸締金具を京都府曼殊院本堂の舞良戸に見ることができる^{註(2)}(714)。

飾り板金具 長さ4.8cm, 幅0.65cm, 厚さ0.08cmの銅製の飾り金具で、同じものが1対ある。両端は火頭状で、表面には蹴り彫りの唐草文が中央から左右にのびる。端より0.7cmの位置に直径0.17cmの釘穴があり、長さ1.2cmの銅釘が打たれる。

他の1点は、残長2.5cmと1.5cmに折断された断片で、同じ個体と考えられる。最大幅0.4cmで先端へ漸次狭くなる。この表面にも同じ唐草文が認められる。

これらの飾り金具は、比較的小さな箱物につけられたのであろうが、後述する鍵722・724の唐草文と類似していることが注意される。

飾り環付 これも2点出土している。

726; 素環をもった金銅製の環付で、鈕の部分は一辺1.37cmの立方体の隅落した切り形で、直径1.2cmの丸い座金をもつ。本体は、残径4cmで、中心の釘は方0.4cmの割釘。腐蝕のため文様は不明。

727; 直径が3cmの素環をもった銅製の環付で、鈕の部分は丸く、その側面には細かい線刻がみられる。座金は2.1cmの菊花形で、本体もそれを受けて、3重の花卉を毛彫した菊花形をなす。釘は0.6cmの角釘が使われる。

銅熔滓・細工片 銅が直径 0.5~0.8cm の粒状になったもの、融解して不定形な板状のもの、小石を包含する気泡の多いガラス状のものなどが 375g ある。この中にタガネによる銅板の切りくずの小片や、断面が4角や丸の針金状の銅片、作りかけの小釘などが混在する。

C. 生活用具 (PL. 60・61, 第36図)

和鏡 いわゆる「梅樹双雀鏡」で、直径 7.1cm の青銅製。縁は 0.4cm の直角式中縁、中央に亀の鈕座を配し、界圏は細線単圏で、内区に花をつけた梅樹2本と、向きあった2羽の雀を鑄出す。本例は南門 SB 56 の表土直下より出土したもので、火を受けて歪んでいる (718)。

毛抜 厚さ 0.17cm の鉄の板金を 1.4cm ほどの間をとって曲げている。長さ 10.1cm、刃部幅 1.2cm で、刃部に最大幅がある。刃の合せは 0.65cm の間をもち、現在でも弾力性を残す。側面は、表裏より面取される。外濠第Ⅲ層出土 (719)。

風炉 口径 10.8cm, 残高 9.3cm, 胴径 15.8cm。全体に小ぶりで、やや肩の張った扁平な作り。口は低い甕口、肩には遠山風の環付に直径 3.3cm の素環をもち、胴には型合せの凸帯を残す。底は平坦で、中央に湯口をもち、3脚は太さ 1cm, 高さ 0.5cm の円柱形。両方の環付の間に横幅 5cm 以上となる楕円形の火口があり、これを正面に3分する位置に幅 2.6cm ほどの小さな木瓜形の窓が認められる。以上のことから、小さ目の丁子風炉か手焙りと考えられる (720)。

火箸 銅の丸棒で、長さ 21.2cm, 元直径 0.34cm, 先端直径 0.13cm, 元から 1.1cm の位置に幅 0.3cm ほどのくびれがある。全体に2次加熱を受けているが、柄のついていた痕跡はない。

鍵 井戸 SE 27 底から、「蟬之御たん寿のか記」・「たん寿」の付札と共に発見されたもので5点あり、その計測数値は第8表のとおりである。

721・722・724・725 はいずれも厚目の板金又は、棒金を材料にし、ヤスリやノミで仕上げている。721は、全面に斜行するヤスリ目をもち、整形が粗い。722・724は、柄の両面に蹴り彫の唐草文をもち、よく似た作りを示す。725は、柄が竹の根形に作られ、各節には芽が彫られている。723は、側面に型合せの痕跡が認められ、鑄造と推定される。鍵先を欠失するが、痕跡からはU字形に見える。

No.	全長	最大幅	重量	材質	柄先形	鍵先形	柄文様
721	13.2 cm	1.0 cm	25.5 g	黄銅	火頭形	U字形	なし
722	9.0	0.85	8.3	黄銅	丸形	U字形	唐草文
723	(8.7)	0.65	4.5	青銅	火頭形	不明	なし
724	7.2	0.7	6.0	黄銅	火頭形	U字形	唐草文
725	6.6	0.55	4.3	黄銅	丸形	H字形	竹節形

第8表 鍵計測数値 ()は残長

銅銭 朝倉館跡から出土した銅銭は、館内108点、外濠4点 (755~758) の112点であった。この中、館内出土の寛永通宝 (759) 以外は、中国・朝鮮からの輸入銭である。出土状態をみると、館内の焼土層から69点 (728~743など)、14点 (744~747など)、13点が火を受けて一部融着した形で採集され、他は単独で採集された。なお、寛永通宝3点の中1点は、松雲院の基壇中より発見されており、いずれも松雲院に由来する遺物と考えられる。

銅銭の種類と点数は、付表3のとおりである。最も古いものは唐の開通元宝 (744)、新しいものは明の

4. 石 製 品

宣徳通宝（758）で、全体として北宋銭が多く、日本各地の出土銭の一般的な傾向と合致している。なお、参考に一乗谷内より一括出土した例についての表も付け加えておいた。

注

- (1) 竹島卓一氏は、「巻蓋釘」について、頭を一旦平らにして巻きこんだものと推定している（『营造法式の研究一』 1970, p.72）
- (2) 京都府教育庁文化財保護課 『重要文化財曼殊院本堂修理報告書』 PL. 68

4. 石 製 品 (PL. 62, 第37・38図)

一乗谷朝倉氏遺跡から出土する遺物の中で、石製品が多いことは一つの特徴であって、棟石や井戸枠といった建築部材を始めとして、ばんどこ・火鉢・硯などの日常生活品が数多く出土している。

棟石 801 は、庭園 SG 20 上の溜池付近より出土したもので、鬼面付の棟石である。鳥舎の部分を欠失する。棟石と鬼面の接合したものは、小建築用の例に多く、本例も棟幅 16.5cm と狭い。また本例は、底面が平坦で、ヒレも小さく底面に合わせて平坦にしてあり、駒額もない。

802 は、棟石の先端部で、鬼面取付のための柵がついている。断面は 801 に近いが、幅は 23cm と復原でき、底面には挟りがつく。この型式のものにも 2 種類あり、鳥舎が鬼面に付く例 (Fig. 33) と、棟石に付く例とがある。本例は前者であろう。この大きさになると、ヒレ部も発達し、駒額もつくようである。材質はいずれも笏谷石である。



Fig. 33 伝一乗谷城山出土石製鬼板
(三万谷地区蔵)

火鉢 第37図—803など14個体がある。いずれも笏谷石製で、3種類に区分できるが、破片のため細部は不明のことが多い。

I類は、803のように胴上半で内湾する水平な口縁をもち、平底又は低い円柱状の3足をもつグループである。口縁近くに半円または楕円形の窓をあける。内面は粗くノミ痕を残し、外面は平滑に仕上げている。約8個体分が出土した。

II類は、I類と同様の口縁をもち、胴下部から底へかけて、そのまますぼんで3本の軸足となるもので、金属又は瓦質製の「風炉」を模したと考えられる。I類に比べ、作りはより丁寧で薄く仕上げられている。口縁には、I類と同じような窓をもつ。1個体を認める。

III類は、口に向かってわずかに開く円筒形のもので、口縁が内側に肥厚するものと、しないものがあり、1例は口縁下に楕円形の窓をもつ。口径の計測できる3例は、36.4cm, 36.6cm, 41.0cm である。底部には低い円柱状の3足をもつものもたないものがある。5個体を認める。

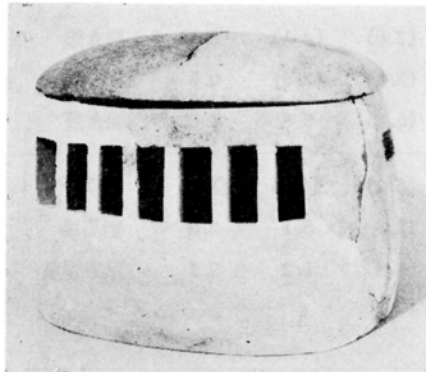


Fig. 34 石製ばんどこI類

ばんどこ (石製あんか) 越前で「ばんどこ」とよばれる石製のあんかであり、一乗谷出土のものは、すべて笏谷石製で、ノミ仕上げである。平面形によって2種に分かれる (第9表)。

I類; 平面形が楕円をなすもので、底は平らである。身と蓋

	I 類		II 類	不明	計	
	大	小	計			
蓋身	12	4	16	5	0	21
	23	7	30	31	30	91
計	35	11	46	36	30	112

第9表 ばんどこ類別出土個体数

からなり、大きさからさらに2分できる。長径 18cm を境とする。小形のグループは804に代表され、7個体を数える。長い1側面のみに窓をもち、窓は底から5cm 上げ、0.98~1.15cm (約3分) 幅で、その隔壁は0.5~0.6cm (約2分) となる。蓋はいずれも窓をもち、3×0.7cm、隔壁は同じか少し狭く長径に沿って並ぶ。

大形のグループは、806などで、Fig 34がその完形品である。身だけに窓をもち、小形のグループのように長い1側面だけの例と、短い側面にも小さい窓を各1個つけるものがある。窓の上下は内傾して切られている。実測値や壁面に残るケ書から、モデルを出すとき口縁長径7寸5分、器高4寸9分、底面長径8寸、同短径6寸、窓の高さ1寸5分、小窓5分×1寸となる。

内壁の窓下面の高さ以上には蓋の裏面と共にタール状の付着物が認められ、この位置まで灰を入れたと推定される。

II類；平面形がD字形で、直線部に4~6の窓をもち、同じ形の蓋を伴い、蓋には窓をもたないのがふつうである。窓を正面にして、正面約21cm (7寸)、奥行15~18cm (5~6寸)、器高は奥行と同じにするものが多い。底部は側面のみを残し、中を上げている。窓は口縁から3cm (1寸) 下げて、高さ4.5cm (1寸5分) で、幅16.7~18cm を4~6窓に切る。

蓋から測れる最小例は、正面14cm、奥行11.5cm、最大例は正面25.5cm、奥行16.5cmである。I類

No.	長 (cm)	幅 (cm)	厚 (cm)		No.	長 (cm)	幅 (cm)	厚 (cm)			
I 型	811	(11.5)	5.7	1.6	外濠	カ ヨ	6.4	2.6	0.6	武家屋敷	
	イ	(13.7)	(9.5)	(1.0)	朝倉館		7.0	3.6	1.0	サイゴ寺	
	ロ	(7.2)	(4.1)	(1.0)	朝倉館	I or II 型	808	(9.9)	(4.7)	(1.4)	朝倉館
	ハ	15.2	7.7	1.9	武家屋敷		810	(10.6)	6.7	(0.8)	朝倉館
	ニ	14.9	(6.5)	1.9	蛇谷屋敷		タ	(9.7)	(3.4)	(0.7)	朝倉館
	ホ	(9.7)	5.7	0.95	9MIK-L		レ	(2.6)	7.1	1.3	朝倉館
	ヘ	(7.7)	(3.9)	(1.1)	新馬場		ソ	(4.6)	(5.9)	(2.0)	朝倉館
	ト	(5.7)	3.1	1.4	武家屋敷		ツ	(5.0)	(5.2)	(1.9)	朝倉館
II 型	809	(4.0)	7.8	2.1	朝倉館		ネ	(6.9)	(3.3)	(0.3)	朝倉館
	812	(6.3)	(4.9)	2.0	朝倉館		ナ	(6.3)	(2.3)	(0.4)	朝倉館
	チ	13.6	8.0	1.8	武家屋敷	ラ	(2.6)	(4.1)	(0.8)	朝倉館	
	リ	15.0	7.6	2.1	9MIK-K	ム	(3.1)	(2.0)	0.9	朝倉館	
	ヌ	(8.6)	7.8	1.9	武家屋敷	ウ	(5.4)	6.8	1.6	朝倉館	
	ル	(7.6)	(6.2)	(1.3)	朝倉館	そ の 他	キ	(5.2)	(4.6)	(1.0)	朝倉館
	ヲ	(8.1)	8.4	(1.1)	朝倉館		ノ	12.3	5.1	2.0	新馬場
	813	(4.0)	2.8~3.1	1.3	外濠		オ	(3.9)	5.2	2.1	武家屋敷
ワ	8.1	2.6	1.1	武家屋敷							

第10表 硯型式別法量 ※ () 内は残存値

4. 石 製 品

と同様の使用痕をみるが、大きさ、種類による使いわけの意味は不明である。

硯 朝倉館跡をはじめ、これまでに一乗谷内で出土した硯は、全て石製である。形状は、ほとんどのものが長方形であり、裏面の形状によって2つに分類できる。Ⅰ類は、陸部の裏面を幅のある側面を残して平坦に抉ったもの、Ⅱ類は加工のない平坦なものである。

この各グループごとに長さ・幅・厚みを計測すると第10表のようになる。この表によると、Ⅰ類には大と小の2グループがあり、大はハ、ニ例が標準的な値となる。また、811とホ例は同じ幅をもち、大には2群、小1群が認められる。

Ⅱ類にも、大と小の2グループがあり、809、リ例が標準的な値をもっている。これはまたⅠ類のハ・ニ例などとも共通するものである。一方チ・オ例のように、いくつかのパラティエーターがあるようである。小さい方のグループについては、幅と厚さにある程度の近似が見られる程度である。また、小のワ例の長さは大のチ例などの幅に近似するが、資料の増加をまっけてみたい。

その他としたものには、ノ例のように海側が丸くなっているもの、イ例のように海部が円形と推定されるもの、オ例のように陸部・海部が木瓜形になると推定されるものなどがある。

これらの硯は、いずれもよく使われており陸部に使用による凹部が認められる。また海部の側縁を破損したため、漆で補修接合した例や、破損や使いすぎによって陸部末端に海を掘り直した例が認められる。

付表1 将棋駒計測数値

64	「へ王将」		$4.0 \times \frac{2.8}{(3.6)} \times 0.5$
65	「へ玉将」 (玉の「三」は後で線刻)	檜	$3.7 \times \frac{2.6}{3.3} \times 0.2$
66	・ へ□□ 王将カ	檜	$(2.6) \times \frac{(0.8)}{(0.9)} \times 0.1$
67	・ へ□□ 王将カ ・ へ□□ 玉カ		$(4.3) \times \frac{(1.8)}{(2.1)} \times 0.3$
68	「へ王将」 (全て線刻)		$2.7 \times \frac{1.6}{2.1} \times 0.2$
69	へ王将 (玉の「三」は後で線刻)		$3.6 \times \frac{(1.4)}{(1.7)} \times 0.2$
70	・ 「へ酔象」 (駒の動く方向を墨線で示す)		
	・ 「へ□子」 (駒の動く方向を墨線で示す)	檜	$3.1 \times \frac{1.8}{2.2} \times 0.2$
71	へ□□ (線刻)		$(3.5) \times \frac{(0.9)}{(1.0)} \times 0.1$
72	・ 「へ飛車」		
	・ 「へ龍王」		$3.4 \times \frac{2.5}{3.2} \times 0.2$
73	・ 「へ□□」 飛車カ ・ 「へ□□」 龍王カ		$3.7 \times \frac{(1.1)}{(1.2)} \times 0.2$
74	・ 「へ飛車」		
	・ 「へ龍王」		$3.7 \times \frac{2.9}{3.9} \times 0.1$
75	・ 飛車 龍王カ ・ □□		$(3.5) \times \frac{(0.8)}{(1.0)} \times 0.2$
76	・ へ飛車 (草書体)		
	・ へ龍王 (草書体)		$(3.6) \times \frac{(1.9)}{(2.1)} \times 0.15$
77	・ へ□□ 飛車カ ・ へ□□ 龍王カ		$(3.6) \times \frac{(1.5)}{(1.6)} \times 0.15$
78	・ 「へ角行」		
	・ 「へ龍馬」	檜	$3.5 \times \frac{2.5}{3.1} \times 0.2$
79	・ 「へ角行」		
	・ 「へ龍馬」	檜	$3.5 \times \frac{2.6}{3.0} \times 0.2$
80	・ 「へ角行」 (駒の動く方向を墨線で示す)		
	・ 「へ龍馬」 (駒の動く方向を墨線で示す)	檜	$2.7 \times \frac{1.9}{2.1} \times 0.2$
81	・ 「へ□□」 (草書体)		
	・ 「へ龍馬」 (草書体)	檜	$3.8 \times \frac{2.5}{3.7} \times 0.1$
82	・ 「へ角行」 (全て線刻)		
	・ 「へ龍馬」	檜	$3.5 \times \frac{2.5}{3.4} \times 0.3$
83	・ 「へ角□」 行カ	檜	$3.8 \times \frac{2.5}{(1.4)} \times 0.4$
84	・ 角行		
	・ 龍馬 (草書体) (人の横顔を刻む)	檜	$(3.7) \times \frac{(1.9)}{(2.4)} \times 0.15$
85	・ へ角行		
	・ へ龍馬 (「馬」は草書体)		$(2.9) \times \frac{(1.2)}{(1.5)} \times 0.2$
86	・ 角行 (草書体)		
	・ 龍馬 (草書体) (四枚に剝離)		
87	・ へ角行		

	・ 龍馬カ ・ へ□□		$(3.5) \times \frac{(0.7)}{(1.4)} \times 0.1$
88	・ へ□□ (草書体)		
	・ 龍馬カ ・ へ□□ (草書体)		$(3.3) \times \frac{(1.0)}{(1.5)} \times 0.2$
89	・ へ角行 龍馬カ ・ へ□□ (「龍馬」は草書体カ)		$3.1 \times \frac{(1.4)}{(1.6)} \times 0.3$
90	・ 「へ金将」 (「金」は線刻)		$3.6 \times \frac{2.5}{3.0} \times 0.3$
91	・ へ□□ 金将カ		$(3.1) \times \frac{(1.5)}{(2.0)} \times 0.2$
92	・ へ□□ (「金」の「へ」は線刻)		$4.1 \times \frac{(1.0)}{(0.9)} \times 0.3$
93	・ 「へ金将」	檜	$3.5 \times \frac{2.5}{3.3} \times 0.2$
94	・ へ金将	檜	$(3.3) \times \frac{(1.5)}{(1.8)} \times 0.1$
95	・ 「へ金□」 将カ	檜	$3.2 \times \frac{(1.0)}{(1.6)} \times 0.2$
96	・ 「へ金□」 将カ	檜	$3.5 \times \frac{(1.5)}{(2.0)} \times 0.2$
97	・ へ金将		
	・ へ金将		$(3.6) \times \frac{(2.0)}{(2.3)} \times 0.6$
98	・ へ金将		$(3.3) \times \frac{(1.5)}{(1.8)} \times 0.3$
99	・ へ金□ 将カ		$(3.4) \times \frac{(1.2)}{(1.2)} \times 0.15$
100	・ 「へ銀将」 金カ		
	・ 「へ□」	檜	$3.6 \times \frac{2.2}{3.0} \times 0.1$
101	・ 「へ銀将」		
	・ 「へ金」	檜	$3.6 \times \frac{2.5}{3.0} \times 0.15$
102	・ 「へ銀将」		
	・ 「へ金」		$3.4 \times \frac{2.4}{2.9} \times 0.15$
103	・ へ銀将 (線刻)		
	・ へ金 (線刻)	檜	$3.1 \times \frac{(1.9)}{(2.1)} \times 0.15$
104	・ へ□□ 銀カ 金カ	檜	$(2.1) \times \frac{(1.4)}{(1.6)} \times 0.1$
105	・ へ□□ 銀カ 金カ	檜	$(1.7) \times (1.6) \times 0.15$
106	・ へ銀将		
	・ へ金	檜	$3.5 \times \frac{(1.6)}{(1.7)} \times 0.15$
107	・ へ銀将		
	・ へ□□ 金カ	檜	$3.4 \times \frac{(1.3)}{(1.8)} \times 0.1$
108	・ 「へ銀将」		
	・ 「へ金」 (草書体)		$3.5 \times \frac{2.15}{2.7} \times 0.2$
109	・ 「へ銀将」		
	・ 「へ金」		$3.5 \times \frac{2.6}{(2.7)} \times 0.1$
110	・ へ銀将		
	・ へ金		$3.5 \times \frac{(1.2)}{(1.6)} \times 0.2$
111	・ 「へ桂馬」		
	・ 「へと」	檜	$3.4 \times \frac{2.4}{3.0} \times 0.3$
112	・ 「へ桂馬」		
	・ 「へ金」 馬カ	檜	$2.85 \times \frac{2.0}{2.7} \times 0.25$
113	・ へ桂□」		

付 表 1

114	・「へ金」	檜	$3.8 \times \begin{matrix} (1.6) \\ (1.7) \end{matrix} \times 0.1$	138	・「へと」		$3.9 \times \begin{matrix} 0.9 \\ 1.5 \end{matrix} \times 0.2$
	・「へ桂馬」				・「へ香車」		
	・「へ金」 (草書体)	檜	$2.65 \times \frac{1.6}{2.2} \times 0.15$		・「へ金」		$3.2 \times \frac{1.1}{1.5} \times 0.4$
115	・ $\begin{matrix} \text{桂馬カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$			139	・「へ香車」		$3.2 \times \frac{1.1}{1.3} \times 0.3$
	・ $\begin{matrix} \text{金カ} \\ \text{へ} \square \end{matrix}$	檜	$(3.4) \times \begin{matrix} (1.2) \\ (1.0) \end{matrix} \times 0.2$		・ $\begin{matrix} \text{香車カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$ (全て線刻)		
116	・「へ桂馬」				・ $\begin{matrix} \text{金カ} \\ \text{へ} \square \end{matrix}$ (線刻)		
	・「へ金」	檜	$3.2 \times \frac{2.1}{2.9} \times 0.35$	141	・「へ香車」		
117	・「へ桂馬」 (線刻)				・「へと」		$3.5 \times \frac{1.1}{1.6} \times 0.1$
	・「へ金」 (線刻の草書体)	檜	$3.4 \times \frac{2.0}{2.7} \times 0.2$	142	・「へ歩兵」		
118	・ $\begin{matrix} \text{桂馬カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$ (「桂」の「木」は線刻)				・「へと」	檜	$3.1 \times \frac{1.3}{1.5} \times 0.3$
	・ $\begin{matrix} \text{金カ} \\ \text{へ} \square \end{matrix}$	檜	$(3.5) \times (0.8) \times 0.15$	143	・「へと」	檜	$3.4 \times \frac{1.6}{1.9} \times 0.15$
119	・「へ桂馬」			144	・「へ歩兵」		
	・「へ金」		$3.5 \times \frac{2.3}{3.2} \times 0.25$		・「へと」	檜	$3.5 \times \frac{1.2}{1.6} \times 0.2$
120	・「へ桂馬」 (草書体)		$2.8 \times \frac{1.8}{2.1} \times 0.1$	145	・「へ歩兵」		
121	・「へ桂馬」		$2.8 \times \frac{2.0}{(2.0)} \times 0.1$		・「へと」	檜	$3.4 \times \frac{1.2}{1.6} \times 0.15$
122	・「へ桂馬」			146	・「へ歩兵」		
	・「へ金」		$2.8 \times \frac{2.1}{(2.7)} \times 0.2$		・「へと」	檜	$3.1 \times \frac{0.7}{1.5} \times 0.4$
123	・「へ桂馬」 (墨書の上から線刻)			147	・ $\begin{matrix} \text{歩兵カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$		
	・「へ金」 (墨書の上から線刻)		$3.5 \times \begin{matrix} (1.3) \\ (1.5) \end{matrix} \times 0.2$		・ $\begin{matrix} \text{とカ} \\ \text{へ} \square \end{matrix}$	檜	$(3.2) \times 1.1 \times 0.4$
124	・ $\begin{matrix} \text{桂馬カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$			148	・「へ歩兵」		$3.2 \times \frac{1.0}{1.3} \times 0.25$
	・ $\begin{matrix} \text{金カ} \\ \text{へ} \square \end{matrix}$		$3.5 \times \begin{matrix} (1.2) \\ (1.4) \end{matrix} \times 0.2$	149	・「へ歩兵」		
125	・ $\begin{matrix} \text{桂馬カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$		$(3.1) \times \begin{matrix} (0.9) \\ (1.1) \end{matrix} \times 0.1$		・「へと」		$3.4 \times \frac{1.1}{1.3} \times 0.15$
126	・ $\begin{matrix} \text{車カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$			150	・「へ歩兵」 (全て線刻)		$3.2 \times \frac{1.0}{1.4} \times 0.2$
	・ $\begin{matrix} \text{香車カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$			151	・「へ歩兵」		
	・ $\begin{matrix} \text{金カ} \\ \text{へ} \square \end{matrix}$	檜	$3.4 \times \begin{matrix} (1.0) \\ (1.1) \end{matrix} \times 0.2$		・「へと」		$2.9 \times \frac{1.1}{1.6} \times 0.3$
127	・「へ香車」			152	・「へ歩兵」		
	・「へ金」	檜	$3.8 \times \frac{1.3}{2.2} \times 0.25$		・「へと」	檜	$4.3 \times \frac{1.2}{1.9} \times 0.2$
128	・「へ香車」	檜	$(3.1) \times \frac{1.3}{(1.7)} \times 0.15$	153	・「へ歩兵」 (駒の動く方向を墨線で示す)		
129	・「へ香車」				・「へと」	檜	$3.2 \times \frac{0.7}{1.0} \times 0.15$
	・「へ金」 (草書体)	檜	$3.3 \times \frac{1.1}{1.4} \times 0.1$	154	・「へ歩兵」	檜	$(4.1) \times \frac{(0.7)}{1.0} \times 0.2$
130	・「へ香車」				・ $\begin{matrix} \text{兵カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$		
	・「へ金」	檜	$3.1 \times \frac{0.8}{1.5} \times 0.25$	155	・「へ歩兵」		
131	・「へ香車」 (駒の動く方向を墨線で示す)				・「へと」	檜	$(2.1) \times \frac{1.1}{(1.3)} \times 0.2$
	・「へ金」 (草書体)	檜	$3.6 \times \frac{1.2}{1.6} \times 0.1$	156	・ $\begin{matrix} \text{歩兵カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$	檜	$(3.6) \times \begin{matrix} (0.6) \\ (0.8) \end{matrix} \times 0.15$
132	・「へ香車」 (香の「テ」は線刻)			157	・「へ歩兵」		
	・「へ金」	檜	$3.2 \times \frac{1.4}{1.9} \times 0.45$		・「へと」	檜	$3.6 \times \frac{1.1}{1.5} \times 0.15$
133	・「へ香車」 (線刻)	檜	$3.6 \times \frac{(0.6)}{(0.9)} \times 0.4$	158	・「へ歩兵」		
134	・「へ香車」				・「へと」	檜	$3.5 \times \frac{1.1}{1.35} \times 0.25$
	・「へ金」		$(3.1) \times \begin{matrix} (0.8) \\ (1.2) \end{matrix} \times 0.2$	159	・「へ歩兵」		
135	・「へ香車」				・「へと」	檜	$3.6 \times \begin{matrix} (1.1) \\ (1.3) \end{matrix} \times 0.15$
	・「へ金」		$3.6 \times \frac{1.6}{2.2} \times 0.15$	160	・「へ歩兵」		
136	・「へ香車」				・ $\begin{matrix} \text{金カ} \\ \text{へ} \square \square \end{matrix}$	檜	$3.7 \times \begin{matrix} (0.8) \\ (0.8) \end{matrix} \times 0.1$
	・ $\begin{matrix} \text{金カ} \\ \text{へ} \square \end{matrix}$		$3.5 \times \frac{1.15}{1.9} \times 0.1$	161	・「へ歩兵」		
137	・「へ香車」				・「へと」	檜	$3.3 \times \begin{matrix} (0.8) \\ (1.0) \end{matrix} \times 0.1$

第5章 遺物

162	「へ歩兵」 ・「へと」	檜	$3.3 \times \frac{1.0}{1.4} \times 0.2$	183	「へ歩兵」 ・「へと」 (駒の動く方向を墨線で示す)		$2.9 \times \frac{0.8}{1.0} \times 0.1$
163	「へ歩兵」 ・「へと」	檜	$3.5 \times \frac{1.5}{1.9} \times 0.2$	184	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.1 \times \frac{0.8}{1.0} \times 0.4$
164	へ歩兵 ・へと	檜	$3.6 \times \frac{(0.7)}{(1.1)} \times 0.2$	185	「へ歩兵」 (全て線刻) ・「へと」		$3.0 \times \frac{0.8}{1.0} \times 0.2$
165	「へ歩兵」 ・「へと」	檜	$3.5 \times \frac{1.0}{1.2} \times 0.4$	186	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.2 \times \frac{0.8}{1.3} \times 0.1$
166	「へ歩兵」 ・「へと」	檜	$(3.1) \times \frac{1.0}{(1.2)} \times 0.2$	187	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.4 \times \frac{0.7}{1.2} \times 0.5$
167	歩兵 ・と	檜	$(3.1) \times \frac{(1.2)}{1.4} \times 0.2$	188	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.7 \times \frac{0.7}{1.2} \times 0.2$
168	「へ歩兵」 ・「へと」	檜	$3.1 \times \frac{0.9}{1.4} \times 0.1$	189	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.4 \times \frac{0.9}{1.5} \times 0.2$
169	「へ歩兵」 (全て線刻) ・「へと」	檜	$3.3 \times \frac{1.8}{2.6} \times 0.25$	190	「へ歩兵」		$(2.0) \times \frac{0.8}{(1.2)} \times 0.1$
170	「へ歩兵」 ・「へと」	檜	$2.8 \times \frac{0.8}{1.1} \times 0.15$	191	へ歩兵 ・へと		$(3.3) \times \frac{(0.6)}{(0.6)} \times 0.2$
171	「へ歩兵」 ・「へと」	檜	$3.8 \times \frac{0.9}{1.5} \times 0.2$	192	へ歩兵 ・へと		$3.6 \times \frac{(0.5)}{(0.7)} \times 0.4$
172	「へ歩兵」 ・「へと」	檜	$3.1 \times \frac{1.0}{1.4} \times 0.15$	193	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.6 \times \frac{0.8}{1.9} \times 0.1$
173	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.5 \times \frac{1.2}{1.6} \times 0.2$	194	「へ歩 ^{兵カ} 」 ・「へ ^{金カ} 」		$(2.3) \times \frac{1.0}{(1.0)} \times 0.3$
174	「へ歩兵」 (全て線刻) ・「へと」 (両側が内湾している)		$3.1 \times \frac{1.5}{1.3} \times 0.2$	195	へ ^{飛車カ} 」 ・へ ^{龍王カ} 」		$3.1 \times \frac{(1.3)}{(1.6)} \times 0.1$
175	「へ歩兵」 ・「へと」 (下部に切り込みを入れる)		$3.5 \times \frac{1.1}{1.5} \times 0.2$	196	へ ^{歩兵カ} 」 ・へ ^{とカ} 」		$(3.2) \times \frac{(0.5)}{(0.8)} \times 0.2$
176	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.7 \times \frac{1.2}{1.6} \times 0.1$	197	へ ^{金将カ} 」 (金の「ノ」は線刻)	檜	$3.5 \times \frac{(0.6)}{(0.6)} \times 0.1$
177	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.7 \times \frac{0.7}{1.3} \times 0.2$	198	へ ^{歩兵カ} 」		$(3.8) \times \frac{(0.6)}{(1.1)} \times 0.1$
178	「へ歩兵」 ・「へ和田」		$3.6 \times \frac{1.0}{1.7} \times 0.1$	199	へ ^{とカ} 」		$(3.8) \times \frac{(0.7)}{(1.0)} \times 0.2$
179	「へ歩兵」 ・「へと」		$3.6 \times \frac{1.1}{1.3} \times 0.2$	200	へ ^{歩兵カ} 」		$2.9 \times \frac{(0.8)}{(0.9)} \times 0.15$
180	「へ歩兵」 ・「へ歩兵」		$3.3 \times \frac{1.1}{1.5} \times 0.4$	201	へ ^{とカ} 」		$(3.3) \times \frac{(0.6)}{(1.0)} \times 0.1$
181	「へ歩兵」		$2.9 \times \frac{0.9}{1.4} \times 0.15$	202	へ ^{とカ} 」		$(3.4) \times \frac{(0.6)}{(1.7)} \times 0.15$
182	「へ歩兵」 (駒の動く方向を墨線で示す) ・「へと」 (駒の動く方向を墨線で示す)		$3.1 \times \frac{0.7}{0.9} \times 0.15$				

※ 将棋の駒は、その後兵庫御着城、岩手県高水寺城、山形県酒田市、京都市伏見区烏羽離宮遺跡、島根県富田川河床遺跡、鎌倉市八幡宮境内などからも相ついで発見されている。

付表2 木製品計測数値一覧

木製品は、板材・加工材などを含めると多数にのぼる。ここでは、その中で主要な木製品885点について計測値を示しておく。表のナンバーは写真・図と一致しており、とくに※印のついているものに関しては、写真・図に掲載したことを示す。単位はcmで、()を付したものは、残存部の現数値である。場合によっては尺貫法(1寸=3.03cm)で示したものもある。

玩具または祭祀具 1. 人形

No.	長さ	幅	厚さ	分類	備 考
※ 301	2.8	1.2	0.5	A形式	胸部中央に小穴あり、木片が付着する。
※ 302	4.5	(1.4)	0.15	B形式	板材で焼きこげで顔の表現をしている。半欠
※ 303	7.4	1.5	0.15	B形式	檜の板材。完形
※ 304	5.7	1.0	0.15	B形式	檜の板材。脚で胴と結ぶための小孔が2ヶ所にみられる
※ 305	(3.1)	1.6	0.2	B形式	檜の板材。首から下欠
※ 84	3.7	2.4	0.15	B形式	檜の板材。将棋の駒の転用
※ 307	7.3	2.2	0.2	B形式	檜の板材。魚形を呈す
※ 308	(1.7)	1.0		C形式	棒状材。首から下欠
※ 309	(4.9)	1.1		C形式	棒状材。首から下欠
※ 310	7.9	0.4		C形式	棒状材。下端はヘラ状を呈す
※ 311	(4.1)	0.8		C形式	棒状材
※ 312	(10.7)	0.6		C形式	棒状材
※ 313	28.3	1.5		C形式	転用板材の上端を棒状に削っている
※ 314	(7.9)	(4.1)	0.3	B形式	木の皮を荒く削ったもの

玩具または祭祀具 2. 小 船

No.	長さ	幅	厚さ	木取	帆軸穴	備 考
※ 315	14.8	4.3	0.15	柱目	なし	船尾に台形の切り込みあり
316	25.7	4.9	0.6	板目	あり	
317	23.0	1.7	0.3	柱目	あり	船幅が非常に細い
318	20.9	3.6	0.2	板目	あり	
※ 319	18.2	5.4	0.2	板目	あり	帆柱の軸木残存
※ 320	15.5	(4.8)	0.2	柱目	あり	3分の1欠
321	12.7	2.4	0.15	板目	あり	
322	(10.7)	1.8	0.2	柱目	2孔	船尾欠
323	10.4	1.6	0.1	柱目		
324	10.2	3.0	0.2	柱目	あり	
※ 325	9.6	5.0	0.2	柱目	あり	
326	9.0	1.6	0.2	板目	あり	
327	4.0	1.2	0.15	柱目	あり	

食 膳 具 1. 箸

No.	長さ	分類	備 考
※ 328	26.3	C	一方の末端はヘラ状に切断
※ 329	21.4	B	
※ 330	21.2	B	
331	(19.2)		
※ 332	19.1	A	一方の末端はヘラ状に切断
※ 333	19.0	A	一方の末端はヘラ状に切断
334	(18.7)		
335	(16.8)		
336	(15.3)		
337	(14.2)		
338	21.2	B	断面円形

食 膳 具 2. 漆 塗 り 碗

No.	分類	材 質	下 地 工	上 塗		破片数	備 考
				外 面	内 面		
※ 339	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	完 形	見込みに鶴文 「△」の線刻
※ 340	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	完 形	見込みに草文 「☉」の線刻
※ 341	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	完 形	見込みに扇文
※ 342	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	完 形	見込みに草文
343	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	内外面に草文
344	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	ほぼ完形	見込みに草文
345	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	2	見込みに草文
346	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	2	

第5章 遺 物

No.	分類	材 質	下 地 加 工	上 塗		破片数	備 考
				外 面	内 面		
347	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	3	見込みに草文
348	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	半 分	見込みに草文, 外面にも朱, 「×」の線刻
349	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	半 分	見込みに草文, 「○」の線刻
350	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	見込みに朱
351	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	内面に草文
352	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	
353	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	外面に朱
354	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	4	外面に朱
355	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	2	外面に草文
356	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	3	内外面に朱
357	A	広・ケヤキ	渋	黒 漆	黒 漆	1	外面に朱
358	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	内面に草文
359	A	?	渋	黒 漆	黒 漆	1	
360	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	2	内外面に草文
361	A	広	渋	漆剝離	黒 漆	2	
362	A	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	1	外面に草文
363	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	2	外面に朱
364	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	
365	A	広	渋	黒 漆	黒 漆	8	見込みに草文
366	B	広・ケヤキ	錆	洗い朱	洗い朱	8	口縁端部の外側に錆下地が厚くみられる
367	B	広	錆	洗い朱	洗い朱	1	口縁端部の外側に錆下地が厚くみられる
368	B	広	錆	洗い朱	洗い朱	1	
369	B	広・ケヤキ	錆	洗い朱	洗い朱	1	外面に黒漆で下り藤に「一」の文
370	B	広・ケヤキ	錆	洗い朱	洗い朱	2	口縁端部の外側に錆下地が厚くみられる
371	B	広	錆	洗い朱	洗い朱	5	口縁端部の外側に錆下地が厚くみられる
372	C	広	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	4	外面に草文
373	C	広	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	5	外面に草文
374	C	広・トチ	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	6	外面に松の木の文様
375	C	広	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	1	外面に朱
376	C	広	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	1	外面に朱
377	C	広・ケヤキ	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	1	外面に草文
378	C	?	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	1	
379	C	広	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	2	外面に草文
380	C	広	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	1	外面に草文
381	C	広	外表面渋 内表面墨	黒 漆	ベンガラ 朱	1	外面に草文
382	D	?	渋	黒 漆	黒 漆	1	見込みに草文
383	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	3	内外面に文様あり
384	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	2	外面に草文
385	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	見込みと外面に草文
386	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	内外面に朱

No.	分類	材 質	下 地 工	上 塗		破片数	備 考
				外 面	内 面		
387	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	外面に朱
388	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	6	外面に草文
389	D	広・トチ	渋	黒 漆	黒 漆	1	底部裏に朱, 「山」の線刻
※390	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	完 形	見込みに扇文, 外面にも扇文
※391	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	口縁なし	見込みに草文, 外面にも草文, 「二」の線刻
392	D	広	渋	黒 漆	黒 漆	1	高台のみ残存
393				黒 漆	黒 漆	5	平蒔絵
その他						27	

食 膳 具 3. 曲物 (底板)

No.	木取	直 径	厚 さ	備 考	No.	木取	直 径	厚 さ	備 考
※401	柁	4.7	0.8	完形品, 器高 4.2cm	430	柁	4.2	0.3	
※402	柁	4.6	0.5	完形品, 器高 3.9cm	431	柁	3.9	0.3	
※403	柁	4.8	0.5	完形品, 器高 3.8cm	432	板	5.9	0.5	
※404	柁	4.7	0.5	完形品, 器高 4.2cm	433	柁	5.4	0.2	
※405	板	4.6	0.6	完形品, 器高 4.0cm	434	柁	4.0×3.6	0.4	楕円形
※406	柁	4.8	0.7	完形品, 器高 4.1cm	435	柁	(5.0)	0.1	1/2残存
※407	柁	4.6	0.5	完形品, 器高 3.9cm	436	柁	5.3	0.2	
※408	板	4.7	0.6	完形品, 器高 4.0cm	437	柁	(5.5)	0.1	1/2残存
409	柁	4.5	0.5	完形品, 器高 4.0cm, 側板がつぶれている	438	柁	5.7	0.15	
410	板	4.3	0.5	ほぼ完形品, 器高 4.1cm, 側板の半分欠	439	柁	5.5	0.15	
411	柁	4.7	0.4	ほぼ完形品, 器高 4.0cm, とめ枠がはずれている	440	柁	(13.5)	0.55	側面に木釘を打っている
412	柁	4.7	0.5	完形品, 器高 4.1cm,	441	柁	(17.0)	0.4	1/2残存
413	板	4.5	0.5	ほぼ完形品, 器高 4.2cm, 側板がつぶれている	442	柁	9.7	0.3	1/2残存
414	柁	4.7	0.5	完形品, 器高 4.1cm	443	柁	11.0	0.4	1/2残存
415	柁	4.7	0.5	ほぼ完形品, 器高 4.0cm	444	柁	5.8	0.15	
416	板	4.9	0.7	ほぼ完形品, 器高 4.0cm	445	柁	4.4	0.2	
417	柁	4.5	0.5	ほぼ完形品, 器高 3.9cm	446	柁	5.1	0.2	
418	板	4.3	0.5	完形品, 器高 4.0cm	447	柁	4.6	0.4	身の上部欠
419	柁	4.9	0.6	完形品, 器高 4.1cm	448	柁	5.7	0.5	1/2残存
420	柁	4.7	0.4	完形品, 器高 4.0cm	449	柁	5.4	0.4	1/2残存
421	柁	4.7	0.5	完形品, 器高 3.8cm	450	柁	5.5	0.2	1/2残存
422	柁	4.4	0.6	身の上部欠	451	柁	5.8	0.15	1/2残存
423	板	5.1	0.7	身の上部欠	452	柁	4.6	0.15	1/2残存
424	板	5.4	0.5	完形品, 器高 5.6cm	453	柁	(5.8)	0.15	1/2残存
425	柁	5.9	0.2		454	柁	4.4	0.3	1/2残存
426	柁	5.3	0.2		455	柁	4.8	0.2	1/2残存
427	柁	5.6	0.2		456	柁	4.4	0.2	1/2残存
428	柁	4.9	0.5		457	板	(48.6)	0.3	1/2残存
429	柁	4.5	0.2		458	柁	4.7	0.3	

第5章 遺 物

No.	木取	直 径	厚さ	備 考
459	柁	(20.0)	0.15	1/2残存
460	柁	5.7	0.15	3/4残存
461	柁	3.0	0.2	
462	柁	8.0	0.3	
463	柁	(5.0)	0.2	1/2残存
464	柁	5.7	0.2	
465	柁	5.4	0.2	1/2残存
466	柁	(5.0)	0.1	1/2残存
467	柁	5.3	0.1	3/4残存
468	柁	3.9×2.5	0.25	楕円形
469	柁	3.7×2.5	0.3	楕円形
470	柁	5.4	0.15	
471	柁	9.2	0.4	
472	板	4.7	0.6	3/4残存
473	板	(5.0)	0.6	1/2残存
474	柁	(11.5)	0.3	1/2残存
475	柁	(9.5)	0.15	1/2残存
476	板	3.8	0.35	3/4残存
477	柁	(14.0)	0.3	1/2残存
478	柁	5.4	0.15	
479	柁	6.4	0.5	
480	柁	5.4	0.2	
481	柁	4.2	0.25	
482	柁	2.95	0.3	
483	板	4.4	0.5	
484	柁	5.9	0.2	1/2残存
485	柁	5.2	0.1	
486	柁	(12.0)	0.4	1/2残存
487	柁	5.5	0.1	3/4残存
488	柁	(5.7)	0.2	1/2残存
489	柁	(9.1)	0.55	1/2残存
490	柁	6.5	0.1	1/2残存
491	柁	(6.0)	0.1	1/2残存
492	柁	5.5	0.4	
493	板	4.6×4.0	0.5	楕円形
494	板	4.6	0.5	1/2残存
495	柁	3.8	0.25	1/2残存
496	柁	5.6	0.15	1/2残存
497	柁	5.5	0.2	1/2残存
498	柁	(5.0)	0.1	3/4残存
499	柁	(13.5)	0.1	1/2残存
500	柁	4.4×3.6	0.25	楕円形

No.	木取	直 径	厚さ	備 考
501	柁	(6.0)	0.15	1/2残存
502	柁	9.0	0.45	ほぼ完形品
503	柁	5.5	0.3	1/2残存
504	柁	5.5	0.1	1/2残存
505	柁	4.5×3.5	0.35	楕円形
506	柁	(6.0)	0.2	1/2残存
507	柁	4.5	0.4	1/2残存
508	柁	(34.0)	0.4	1/2残存
509	柁	(12.0)	0.4	1/2残存
510	板	4.8	0.6	
511	板	5.05	0.25	ほぼ完形品
512	柁	5.7	0.1	3/4残存
513	板	(6.0)	0.6	1/2残存
514	板	6.4	0.6	1/2残存
515	柁	4.0×2.4	0.2	楕円形
516	柁	4.5	0.15	1/2残存
517	柁	(9.0)	0.25	1/2残存
518	柁	(9.3)	0.15	1/2残存
519	柁	4.5	0.3	
520	板	9.95	0.6	3/4残存
521	柁	(13.0)	0.5	1/2残存
522	柁	(4.0)	0.4	1/2残存
523	柁	(14.0)	0.4	2片あるが接合できない
524	柁	6.6	0.1	3/4残存
525	板	7.8	0.6	
526	板	4.65	0.55	ほぼ完形品
527	柁	4.8	0.5	ほぼ完形品
528	柁	4.95	0.75	ほぼ完形品
529	柁	4.5	0.4	
530	柁	5.9×4.9	0.4	楕円形
531	柁	3.8	0.3	
532	柁	4.55	0.6	
533	柁	4.85	0.3	1/2残存
534	柁	4.7	0.25	
535	柁	5.43	0.4	1/2残存
536	柁	(5.5)	0.2	1/2残存
537	板	4.6	0.5	1/2残存
538	板	4.4	0.35	3/4残存
539	柁	(9.5)	0.45	1/2残存
540	柁	(13.5)	0.45	1/2残存
541	板	4.5	0.4	1/2残存
542	板	6.1	0.2	3/4残存

No.	木取	直 径	厚さ	備 考
543	枳	3.55	0.25	1/2残存
544	枳	4.6	0.3	1/2残存
545	枳	4.05× 2.15	0.35	楕円形
546	枳	(4.3)	0.2	1/2残存
547	枳	(4.5)	0.55	1/2残存
548	枳	(5.0)	0.1	1/2残存
549	枳	(5.0)	0.15	1/2残存
550	枳	7.9	0.5	1/2残存
551	枳	(13.4)	0.5	1/2残存
552	板	3.2	0.5	
553	板	4.1	0.5	1/2残存
554	枳	(4.0)	0.25	1/2残存
555	枳	4.0	0.2	
556	枳	(6.3)	0.35	1/2残存
557	枳	(6.35)	0.35	1/2残存
558	枳	3.95	0.4	
559	枳	5.95	0.3	1/2残存
560	枳	4.5	0.3	1/2残存
561	枳	(7.6)	0.3	1/2残存
562	枳	4.5	0.3	1/2残存
563	枳	4.6	0.2	1/2残存
564	枳	(15.2)	0.25	1/2残存
565	板	(26.0)	0.3	1/2残存
566	板	2.95	0.4	1/2残存
567	枳	9.0	0.3	1/2残存
568	枳	(12.5)	0.5	1/2残存
569	枳	(12.5)	0.4	1/2残存
570	枳	(29.0)	0.4	1/2残存
571	枳	4.35	0.25	1/2残存
572	枳	12.6	0.5	1/2残存
573	枳	(13.0)	0.4	1/2残存
574	枳	(9.0)	0.3	1/2残存
575	枳	(13.5)	0.4	1/2残存
576	枳	(25.0)	0.3	1/2残存
577	板	4.7	0.6	
578	枳	(20.2)	0.3	1/2残存
579	枳	(4.5)	0.2	1/2残存
580	枳	(12.0)	0.5	1/2残存
581	枳	4.25	0.2	1/2残存
582	枳	(4.3)	0.3	1/2残存
583	枳	4.7	0.25	
584	枳	(6.0)	0.15	1/2残存
585	枳	(5.8)	0.2	1/2残存

曲 物 (蓋板)						
No.	木取	直径	厚さ	合せ 刻み	つま み紐	備 考
600	板	5.4	0.5	有	有	
601	板	8.5	0.4	有	有	
602	枳	4.5	0.5	有	有	
603	枳	4.85	0.3	有	なし	
604	枳	4.5	0.3	有	なし	
605	枳	4.4	0.5	有	なし	
606	板	3.9	0.4	有	なし	
607	枳	4.6	0.4	有	なし	
608	枳	4.5	0.25	有	なし	
609	枳	6.2	0.45	なし	有	
610	板	4.4	0.4	有	なし	紐穴はあり
611	板	5.9	0.6	有	有	
612	枳	4.6	0.3	有	なし	少し欠損して いる
613	枳	8.3	0.45	有	有	
614	板	4.7	0.5	有	有	
615	枳	8.5	0.5	なし	有	
616	枳	4.7	0.4	有	なし	
617	板	4.5	0.5	有	有	
618	枳	4.8	0.5	有	有	
919	板	4.95	0.6	有	有	
620	板	4.35	0.5	有	有	
621	板	4.75	0.6	有	有	
622	枳	4.45	0.45	有	有	
623	板	4.7	0.5	有	有	
624	枳	4.7	0.5	有	有	
625	枳	4.45	0.3	なし	なし	
626	枳	4.7	0.25	なし	なし	
627	板	4.2	0.45	有	有	
628	枳	4.75	0.35	なし	なし	
629	枳	4.75	0.3	なし	なし	
630	枳	4.65	0.2	なし	なし	1/2残存
631	枳	5.35	0.4	なし	なし	1/2残存
632	枳	4.4	0.25	なし	なし	1/2残存
633	枳	(5.0)	0.2	なし	なし	1/2残存
634	枳	(4.5)	0.5	なし	なし	紐穴はあり、 1/2残存
635	板	4.5	0.45	有	有	円孔1カ所あ り
636	板	4.3	0.45	有	有	
637	枳	4.5× 4.0	0.45	有	有	楕円形
638	板	4.6	0.4	なし	なし	紐穴はあり
639	枳	4.7	0.45	有	有	
640	板	4.45	0.5	有	有	

第5章 遺物

No.	木取	直径	厚さ	合せ 刻み	つま み紐	備 考	No.	木取	直径	厚さ	合せ 刻み	つま み紐	備 考
641	板	4.45	0.4	有	有		672	柱	4.75	0.45	有	なし	
642	柱	4.4	0.35	有	有		673	?	5.15	0.35	有	なし	
643	板	4.7	0.5	有	有		674	柱	4.2	0.3	有	なし	
644	板	4.6	0.5	有	有		675	板	4.7	0.5	有	有	
645	板	4.65	0.5	有	有		676	柱	4.55	0.35	有	なし	
646	板	4.45	0.45	有	有		677	柱	4.45	0.25	有	なし	
647	板	5.0	0.4	有	有		678	柱	5.3	0.3	有	なし	
648	?	4.55	0.5	有	有		679	板	4.5	0.4	有	有	1/2残存
649	?	4.5	0.45	有	有	1/2残存	680	柱	4.1	0.2	有	なし	
650	板	4.65	0.5	有	なし	紐穴はあり	681	柱	4.5	0.3	有	なし	
651	柱	4.45	0.5	?	有	1/2残存	682	?	(5.0)	0.45	有	有	1/2残存
652	柱	(12.0)	0.3	?	有	1/2残存	683	柱	4.25	0.2	有	なし	紐穴はあり, 1/2残存
653	板	4.7	0.45	有	有		684	板	4.45	0.45	有	有	
654	板	4.3	0.35	有	有		685	柱	(6.5)	0.4	有	?	1/2残存
655	柱	(17.0)	0.3	有	?	1/2残存	686	?	(4.5)	0.4	有	なし	円孔2ヶ所に あり, 1/2残存
656	柱	4.35	0.6	有	有		687	板	4.0	0.5	有	有	1/2残存
657	柱	4.9	0.5	有	有		688	板	4.6	0.5	有	有	
658	板	4.65	0.45	有	有		689	板	4.5	0.6	有	有	1/2残存
659	柱	4.5	0.45	有	有	1/2残存	690	柱	(13.5)	0.55	有	有	1/2残存
660	柱	10.4	0.65	有	有		691	板	4.15	0.45	有	有	
661	板	4.6	0.5	有	有		692	柱	5.1	0.3	有	なし	
662	柱	4.6	0.5	有	有		693	板	(13.5)	0.7	有	有	1/2残存
663	板	4.15	0.6	有	有	1/2残存	694	板	(5.0)	0.55	有	有	1/2残存
664	柱	4.55	0.5	有	有		695	柱	4.6	0.3	有	なし	
665	板	4.45	0.5	有	有		696	柱	4.6	0.35	有	なし	1/2残存
666	柱	4.3	0.35	有	なし		697	柱	4.6	0.3	有	なし	
667	柱	4.65	0.35	有	なし		※59	柱	16.6	0.2	有	なし	墨書あり, 1/2 残存
668	柱	(10.0)	0.2	なし	有	1/2残存	699	柱	4.5	0.25	有	なし	
669	柱	4.7	0.4	有	なし		※700	板	4.7	0.5	有	有	
670	柱	7.7	0.4	有	有		※701	柱	4.7	0.5	有	有	両側に1対の 紐穴を作り出 している。外 面と側面は墨 を塗る
671	柱	4.65	0.25	有	なし		※702	板	5.8	0.4	なし	なし	

食膳具 4. 折 敷 (底 板)

一辺の長さ (cm)	備 考	破片数
8.6 ~ 9.1	3 寸 付 近	6
9.6 ~ 11.45	3 寸 5 分 付 近	117
11.7 ~ 12.4	4 寸 付 近	30
22.6 ~ 23.0	7 寸 5 分 付 近	5
13.3, 17.1, 35.35 各1		3
合 計		161

底板の隅の切り落とし方法	破片数
角 切 り	2
二 手 切 り	6
三 手 切 り	98
不 明	55
合 計	161

※個体ナンバーは付さなかった

折 敷 (脚 板)

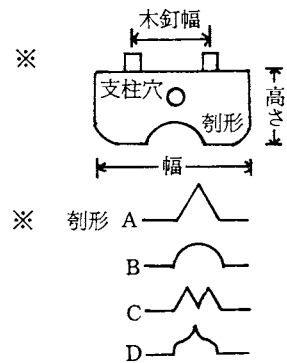
No.	幅	厚 さ	高 さ	木 釘		脚 下 部 の 割 形	支 柱 穴	隅 の 切 り 落 し
				本 数	木 釘 幅			
721	7.6	0.35	3.1	2	4.2	な し	な し	角
722	8.3	0.35	3.7	な し		A	円	角
723	7.9	0.3	3.15	2	3.45	な し	な し	角
724	7.4	0.4	3.1	2	2.4	な し	な し	角
725	6.05	0.35	3.1	な し		B	な し	角
726	7.9	0.45	3.0	2	3.5	な し	な し	丸
727	5.9	0.3	(2.1)	2	2.7	A	な し	?
728	6.5	0.35	(1.95)	1		?	円	?
729	6.0	0.3	(2.3)	1		A	な し	?
730	7.9	0.4	(1.3)	?		な し	な し	角
731	7.5	0.25	3.1	1		な し	な し	角
732	?	0.2	(1.4)	?		?	円	?
733	?	0.35	(0.95)	2	2.7	?	?	?
734	6.25	0.25	(2.0)	?		?	円	?
735	5.5	0.5	(0.7)	?		?	な し	角
736	(3.7)	0.45	(1.5)	?		B	?	角
737	9.35	0.3	(2.9)	2	4.8	?	な し	?
738	7.0	0.25	(2.65)	1		A	な し	角
739	7.25	0.35	2.9	1		な し	な し	角
740	8.0	0.3	3.05	2	3.25	な し	な し	角
741	8.0	0.4	3.5	2	2.7	な し	な し	角
742	8.0	0.4	3.05	2	2.75	な し	な し	角
743	10.2	0.25	6.1	2	5.65	B	円	角
744	24.5	0.4	(2.9)	?		C	?	角
745	6.1	0.4	3.6	1		な し	円	丸
746	10.9	0.4	3.1	1		?	な し	角
747	8.4	0.25	4.1	?		な し	円	角
748	4.9	0.35	3.4	1		な し	円	角
749	7.0	0.25	4.3	な し		A	円	角
750	11.3	0.35	4.6	?		C	円	角
751	7.9	0.4	3.05	1		な し	な し	角
752	5.9	0.25	2.4	?		な し	な し	丸
753	4.4	0.55	2.1	な し		B	な し	な し
754	(5.6)	0.55	(0.8)	?		な し	?	角
755	(4.6)	0.2	2.0	な し		A	な し	角
756	(5.3)	0.35	2.7	1		?	?	角
757	5.6	0.5	(0.45)	?		な し	?	角
758	3.6	0.4	(0.85)	?		な し	?	角
759	3.4	0.3	(1.1)	?		な し	?	角
760	7.75	0.3	(1.6)	?		な し	円2ヶ	丸

第5章 遺 物

No.	幅	厚 さ	高 さ	木 釘		脚 下 部 の 削 形	支 柱 穴	隅 の 切 り 落 し
				本 数	木 釘 幅			
761	20.65	0.25	3.45	2	14.7	な し	円	角
762	6.4	0.4	4.6	1		C	円	角
763	6.25	0.3	3.85	1		な し	円	角
764	7.2	0.25	2.85	1		な し	な し	角
765	7.3	0.4	(3.6)	?		C	な し	角
766	7.3	0.4	(1.0)	2	4.4	?	円	?
767	8.0	0.35	3.0	1		な し	な し	角
768	19.7	0.35	3.95	(2)		な し	な し	角
769	5.5	0.4	3.7	1		D	円	角
770	6.55	0.3	4.05	?		C	円	角
771	7.95	0.3	(3.0)	?		な し	な し	角
772	5.05	0.2	3.7	1		な し	円	角
773	6.3	0.2	(2.25)	?		C	円	角
774	7.35	0.3	4.95	な し		な し	円	角
775	6.95	0.35	4.75	1		C	円	角
776	11.75	0.25	6.2	2	8.0	B	円	丸
777	13.1	0.5	(1.2)	?		?	?	角
778	13.15	0.4	4.1	1		B	円	角
779	8.25	0.4	(2.95)	?		A	円	角
780	5.95	0.5	(0.95)	?		な し	?	角
781	24.3	0.35	4.7	2	15.45	C	円	角
782	9.0	0.4	2.9	3	1.9・3.0	D	な し	丸
783	8.0	0.3	3.1	2	3.8	な し	な し	角
784	7.05	0.3	5.45	1		C	円	角
785	18.15	0.6	2.75	2	7.5	C	な し	角
786	7.5	0.2	(2.5)	?		A	円2ヶ	な し
787	7.2	0.3	4.45	1		C	円	角
788	7.8	0.4	3.1	2	3.7	な し	円	角
789	6.4	0.15	(2.6)	1		?	円	?
790	12.15	0.3	4.3	1		D	円	な し
791	6.85	0.25	(2.5)	?		な し	円	角
792	6.7	0.35	(2.6)	?		?	円	?
793	7.7	0.25	(3.2)	2	2.8	な し	な し	角
794	6.0	0.25	(2.6)	?		?	な し	角
795	3.2	0.4	1.35	1		B	な し	角
796	7.8	0.3	(2.1)	2	3.25	?	?	?
797	9.0	0.25	3.4	2	3.9	な し	な し	角
798	5.55	0.3	(3.7)	?		な し	円	角
799	9.2	0.25	4.8	な し		D	円	角
800	30.8	0.65	3.2	3	13.5・9.6	C	な し	角

付 表 2

No.	幅	厚 さ	高 さ	木 釘		脚 下 部 の 削 形	支 柱 穴	隅 の 切 り 落
				本 数	木 釘 幅			
801	6.65	0.3	(1.85)	?		C	?	角
802	7.25	0.3	3.15	2	3.25	な し	な し	角
803	8.0	0.35	3.1	2	2.5	な し	な し	角
804	5.65	0.35	(2.9)	?		C	円	角
805	6.05	0.4	(1.85)	?		な し	?	?
806	(17.1)	0.5	2.8	2	10.8	C	な し	角
807	7.7	0.3	2.7	2	3.5	な し	な し	角
808	8.8	0.45	3.3	2	3.5	な し	な し	角
809	25.4	0.6	6.45	3	9.0・7.6	C	円	角
810	6.7	0.2	(2.9)	?		A	円	角
811	(7.2)	0.4	(4.6)	?		?	?	丸
812	(13.4)	0.4	(2.5)	?		C	な し	丸
813	7.7	0.25	3.2	1		な し	な し	角
814	7.7	0.3	(2.4)	2	3.3	?	?	?
815	7.4	0.2	(1.7)	?		?	円	角
816	8.7	0.3	4.1	2	4.2	B	円	丸
817	12.8	0.35	(3.1)	?		D	円2ヶ	角
818	7.75	0.45	(2.75)	?		な し	な し	角
819	(6.1)	0.3	(1.7)	?		?	円	?
820	5.7	0.3	2.3	な し		C	な し	な し
821	(8.1)	0.3	2.5	1		な し	?	?
822	8.0	0.5	3.0	2	2.3	な し	な し	角
823	(8.55)	0.3	(3.5)	?		B	?	丸
824	17.15	0.4	3.9	2	15.1	A	円	角
825	24.4	0.55	(2.3)	2	19.0	?	円	?



食 膳 具 5. 漆 塗 り 栓 ・ 蓋 (溝 SD : 78 出 土)

No.	直 径	高 さ	下 地 加 工	上 塗 り	備 考
※ 826	8.5 5.3	9.5	錆	朱 漆	栓で檜材を用いている
827	15.5	(3.3)	錆	黒・朱漆	蓋で内面に「才 岡□ …」の朱書きがみられる 葉壺の身と蓋の一部で木部は欠損

第5章 遺 物

食 膳 具 6. 栓

No.	材 質	上部直径	下部直径	高 さ	紐 穴	備 考
※ 828	杉	3.0	1.5	5.4	有	頂部は山型を呈す
※ 829	杉	3.2	2.5	4.3	なし	
※ 830	杉	2.7	2.1	3.4	なし	頂部は山型を呈す
831	杉	1.2	0.8	4.0	なし	
832	杉	2.5・2.2	(1.2)	(8.5)	有	

食 膳 具 7. 桶

No.	長 さ	幅	厚 さ	備 考
※ 866	13.2	約 6.0	0.7	3枚あり、小桶である
※ 867	23.1	1.5	0.6	桶底の補強材、木釘5本が打ち込まれている

服 飾 具 1. 木 櫛

No.	種 類	材 質	背の断面	総 高	幅	肩 高	背の厚さ	歯 数	備 考
※ 840	横・梳	黄 楊	台 形	4.8	(5.9)	3.6	0.4	(53)	黒漆塗り
※ 841	横・梳	黄 楊	台 形	4.9	8.2	3.7	0.6	71	
842	横・梳	黄 楊	台 形	(4.0)	(2.4)		0.7	(20)	
843	横・梳	黄 楊	台 形	(2.0)	(4.6)		0.7	(28)	
844	横・梳	黄 楊	台 形	4.4	(2.0)	3.8	(0.4)	(13)	
845	横・梳	黄 楊	台 形	(4.0)	(3.7)	3.9	0.4	(30)	
846	横・梳	黄 楊	台 形	4.8	(4.2)	2.9	0.7	(41)	
847	横・梳	黄 楊	台 形	(4.7)	(2.3)		0.7	(16)	
848	横・梳	黄 楊	台 形	4.3	8.0	3.5	0.7	44	
※ 849	横・梳	黄 楊	方 形	4.2	7.5	3.0	1.0	65	
850	横・梳	黄 楊	方 形	(3.3)	(3.0)	2.0	0.9	(24)	
※ 851	横・梳	黄 楊	三 角 形	3.7	8.0	1.9	1.2	73	
852	横・梳	黄 楊	丸 形	4.7	(7.0)	3.5	1.2	79	
※ 853	横・挽	黄 楊	丸 形	3.4	(6.5)	2.6	1.1	(16)	

服 飾 具 2. 下 駄

No.	種 類	木 地		長 さ	幅	厚 さ	備 考
		材 質	木 取				
※ 860	差歯下駄(台)		板 目	19.0	7.8	側面 1.3 台部 3.5 上部 1.1 下部 1.4	歯の接合に黒漆を使用、歯欠 陰卯・差歯形式の银杏歯
※ 861	差歯下駄(歯)	松	板 目	8.6	(6.5)		
※ 862	草履下駄(?)	檜	板 目	22.0	7.0	1.0	壺穴なし、台の周囲に14個の小孔あり
※ 863	連 歯 下 駄		板 目	(10.0)	(8.2)	5.2	

祭 祀 具 1. 木製五輪塔婆

No.	高 さ				幅	厚 さ	備 考
	空・風	火	水	地			
※ 864	1.9	2.0	3.0	4.1	2.8	1.4	

家具調度 1. 竹製容器

No.	直 径	高 さ	備 考
※ 833	(3.8)	5.9	一輪ざしと考えられる 容器の蓋と考えられる, 両端に爪状の突起を作り出している
834	3.8	1.8	
835	1.8	1.8	
836	2.7	1.5	

家具調度 2. 卓の脚部

No.	高 さ	備 考
※ 865	(17.7)	黒漆塗り, 火を受けている, 卓の台部も塗漆部のみ破片で多く残存している, 檜材

その他の木製品 1. 篋 (A)

No.	長 さ	幅	頭部の厚さ	備 考
※ 868	25.2	1.6	0.15	不整圭頭, 斜めの刻線あり, 先端は尖る
※ 869	22.5	2.1	0.2	山形頭, 先端は側面を2手で山形に切っている
※ 870	21.9	2.15	0.15	不整圭頭, 斜めの刻線あり, 先端は薄く丸くしている, 上部は黒ずんでいる
※ 871	21.3	1.85	0.2	不整圭頭, 先端は側面を1手で斜めに切っている, 上部に付着物ある
※ 872	18.2	2.6	0.2	山形頭, 斜めの刻線あり, 先端は平らに切っている, 上部に付着物ある
※ 873	17.1	1.8	0.15	山形頭, 先端は平らに切っている, 上部に付着物ある
874	14.1	2.4	0.2	不整圭頭, 横の刻線あり, 先端は平らに切っている
875	(23.5)	2.15	0.2	不整圭頭
876	(18.4)	1.8	0.2	不整圭頭, 上部に付着物ある
877	17.1	2.5	薄い	不整圭頭, 中央部は黒くこげている
878	19.2	2.15	0.2	山形頭, 斜めの刻線あり, 先端は平らに切っている
879	(18.5)	1.65	0.15	不整圭頭
880	14.5	1.7	0.2	不整圭頭, 先端は平らに切っている
881	(16.9)	1.5	0.2	
882	(15.6)	2.2	0.15	先端は平らに切っている
883	(11.5)	1.2	0.3	先端は薄く尖っている
884	(15.0)	1.4	0.3	
885	(14.4)	2.1	0.2	先端は平らに切っている
886	(12.4)	1.1	0.2	
887	(11.5)	1.5	0.1	
888	(12.8)	2.2	0.2	先端は側面を2手で山形に切っている
889	(12.9)	0.9	0.3	
890	(11.6)	2.1	0.15	先端は平らに切っている
891	(11.1)	1.9	0.15	
892	(9.0)	1.6	0.25	
893	(9.3)	1.2	0.5	先端は尖っている
894	(6.6)	2.0	0.15	山形頭
895	(9.4)	1.6	0.25	先端は側面を2手で山形に切っている
896	(7.6)	1.5	0.2	

第5章 遺 物

No.	長 さ	幅	頭部の厚さ	備 考
897	(6.4)	2.0	0.2	先端は側面を2手で山形に切っている
898	(7.9)	1.3	0.2	
899	(9.7)	1.7	0.2	
900	(9.2)	1.1	0.2	先端は尖っている
901	(5.7)	1.4	0.2	先端は側面を1手で斜めに切っている
902	(5.5)	1.3	0.15	先端は尖っている
903	(7.3)	1.2	0.3	
904	(6.7)	1.4	0.3	
905	(4.2)	1.9	0.15	不整圭頭
906	(3.3)	1.1	0.3	先端は側面を1手で斜めに切っている
※910	(11.8)	1.6	0.2	不整圭頭, 上部に付着物ある

筥 (B)

※907	(11.0)	3.0	薄く尖る	切先形
908	(7.3)	1.2	0.2	切先形
909	13.1	1.1	薄く尖る	山形頭に薄く削っている, 先端は尖っている
911	(6.6)	1.3	薄く尖る	切先形

筥 (C)

※912	24.2	3.3	0.3	側面に面どりがみられる
913	22.4	4.8	0.15	
914	(12.7)	3.4	0.4	一側面に面どりがみられる
915	(12.6)	2.8	0.2	一側面に面どりがみられる
916	14.6	3.4	0.2	
917	(9.9)	2.9	0.2	一側面は薄くなっている
918	14.9	1.6	0.15	不整圭頭
919	10.9	1.4	0.2	一側面は薄くなっている

その他の木製品 2. 建築用部材

No.	長 さ	幅	厚 さ	備 考
※920	(13.9)	5.4	1.1	六角形の支柱で支えた燈台の受け部
※921	(7.7)	4.8	(1.7)	継手, 割り付け線, 記号文字などの墨書あり, 先端中央に針穴あり
※922	10.1	1.8	0.9	中央部に円孔あり, 両端に竹釘を差し込んでいる
923	6.8	3.0	1.6	内側を内湾するように整形し側面に2孔あけている
924	10.1	3.1	3.0	上部を丸く整形している
※925	4.5	2.3	0.8	格狭間状の木製品
※926	(30.7)	2.8	1.8	長方形の切り込み2カ所にある, 建築用部材と思われる

その他の木製品 3. 楔

No.	長 さ	幅	厚 さ	備 考
※927	3.3	1.5	1.2	側面に黒漆が塗られている
※928	2.9	1.5	1.2	側面に黒漆が塗られている
※929	1.2	2.6	1.4	長方形で黒漆が半分だけに塗られている
930	8.1	1.8	2.0	ベンガラ朱わずかにみられる
※931	6.3	1.8	1.9	ベンガラ朱みられる
932	6.3	1.9	2.0	ベンガラ朱わずかにみられる
※933	4.8	1.9	1.8	ベンガラ朱わずかにみられる
※934	4.3	2.0	1.6	ベンガラ朱みられる
935	3.9	1.4	1.0	

その他の木製品 4. 加工木

No.	長 さ	幅	厚 さ	備 考
※936	28.3	(9.6)	0.6	3片ある、板の廃材を利用して規を用いて曲物の円を刻んでいる
937	(12.7)	3.6	0.35	板の廃材を利用したもので黒漆が付着している
938	18.5	4.1	0.3	
※939	(20.2)	5.2	5.0	角穴が2カ所にみられ建築用部材と思われる
940	(22.4)	5.2	4.2	角穴が2カ所にみられ建築用部材と思われる
※941	(10.1)	4.3	3.4	丸穴が1カ所にみられ建築用部材と思われる
※942	(11.4)	直径 2.1		陽物状の棒材である
※943	(7.2)	直径 1.0		
944	8.0	(直径 2.0)		材の木口に物の差し込んだ跡がみられる、柄であろう
945	8.3	1.8	1.3	
946	6.5	直径 2.3		頭部は丸く整形している
947	1.1	直径 2.5		円形の側面に金粉のようなものが塗ってある
948	2.0	直径 1.5		
949	5.9	1.3	1.2	
950	(7.4)	直径 1.3		先端は尖っている
951	6.8	2.8	1.6	角穴あり
952	6.1	2.7	1.5	角穴あり
953	(11.2)	2.2	0.4	木のふしを加工している
954	(4.6)	0.8	0.3	竹材で中央に円孔あり
※955	5.4	1.3	0.3	竹材で中央に円孔あり
956	5.9	3.7	1.4	角材
957	4.2	1.3	1.3	角材
958	3.5	3.1	1.5	角材
959	3.0	1.6	0.8	角材
960	2.5	1.9	1.1	角材
※961	21.4	1.1	1.0	角材、両端に竹を差し込んでいる
962	(13.2)	0.9	0.6	角材
963	(10.5)	0.8	0.6	角材

第5章 遺 物

No.	長 さ	幅	厚 さ	備 考
964	(9.2)	0.6	0.6	角材
965	(14.1)	0.8	0.3	角材, 片端尖っている
※966	17.0	1.1	0.7	角材, 焼けひばしのようなもので7つ穴をあけている
967	16.4	0.8	1.0	角材, 焼けひばしのようなもので3つ穴をあけている
968	12.9	0.8	0.9	角材, 側面に2カ所の木釘あり
969	(17.0)	1.0	0.7	角材, 側面に貫通しない穴が6つある, 一端は畝がある
970	(10.2)	0.9	0.5	角材, 角穴あり
971	(12.3)	0.7	0.4	角材, 丸穴あり
972	(5.1)	0.6	0.6	角材, 中央に木釘が打ち込まれている
973	6.4	1.8	1.2	不整角材で中央に円孔あり
974	10.9	2.2	1.3	角材, 2カ所に鉄釘が打ち込まれている
975	(6.5)	2.9	1.3	角材, ホゾ穴と丸穴がみられる
976	10.5	2.2	0.2	板材, 角穴あり
977	16.2	1.8	0.3	板材, 穴あり
978	(10.4)	2.2	0.3	板材, 丸穴あり
979	7.6	1.1	0.2	板材, 中央に焼けひばしのようなもので円孔をあけている
980	(9.5)	2.8	0.8	板材, 丸穴あり
981	(9.0)	0.8	0.3	板材, 中央に焼けひばしのようなもので円孔をあけている
982	(19.8)	3.3	0.25	板材, 丸穴あり
983	9.8	1.8	0.1	板材, 焼けひばしのようなもので円孔をあけている
984	18.1	0.9	0.9	板材, 丸穴あり
985	9.7	1.5	0.4	板材, 丸穴あり
986	4.1	2.0	0.3	板材, 切り込みあり
987	8.1	2.5	0.25	板材, 中央に丸穴と切り込みあり, 両端に小さな丸穴
988	(6.0)	4.3	0.4	板材, 丸穴2つあり
989	9.5	2.9	0.4	板材, 丸穴あり
990	(11.4)	5.2	0.4	材板, 焼けひばしのようなもので4つ円孔をあけている
991	(13.2)	2.5	0.8	板材, 3カ所に丸穴あり, 5カ所に木釘打ち込まれている
※992	(4.4)	0.5	0.2	板材, 焼けひばしのようなもので16カ所円孔をあけている
※993	16.7	3.6	0.35	板材, 15カ所に穴あり
994	(10.7)	2.9	0.2	板材, 10カ所に木釘が打ち込まれている
995	26.5	12.0	0.3	大きな板材, 周囲に11カ所, 中央に7カ所円孔あり
996	(14.2)	(3.7)	0.1	板材, 4カ所に丸穴あり, ようじ状の木が3本さし込まれている
997	(27.5)	3.5	1.3	板材, 片面にベンガラ朱を塗っている, 3片あり
998	(31.0)	(4.6)	0.4	板材, 片面に斜交線を刻んでいる
※999	15.3	2.6	0.65	板材, 片面に斜交線を刻んでいる, 用途不明
1000	19.2	1.6	0.5	先端を両面から削って尖らせている
※1001	(15.8)	2.7	1.0	板材, 一端に畝がみられる
1002	24.6	2.2	0.7	板材
※1003	(13.0)	6.4	1.0	板材
※1004	9.1	2.8	0.4	板材, 両側に4カ所の切り込みあり

付 表 2

No.	長 さ	幅	厚 さ	備 考
※1005	11.5	1.7	0.15	板材, 片側に切り込みあり
※1006	(8.5)	2.4	0.6	板材, 上部圭頭, 下部はたち切り, 片側に切り込みあり
1007	6.0	0.7	0.2	板材, 片側に切り込みあり
1008	(8.7)	1.2	0.1	板材, 両側に切り込みあり
※1009	9.7	1.6	0.2	板材, 両側に切り込みあり
1010	8.5	1.5	0.4	板材
1011	10.8	4.6	0.5	板材
1012	4.8	3.0	0.4	板材
1013	3.7	3.3	0.5	板材
1014	6.7	(2.7)	0.5	板材
1015	3.2	3.0	0.25	板材
1016	5.6	(1.5)	0.4	板材
1017	3.3	1.0	0.5	板材
※1018	3.4	(1.4)	0.5	板材
1019	4.7	0.8	0.2	板材
1020	4.9	2.0	0.2	板材で片面の周囲を面どりしている
1021	2.5	2.0	0.1	板材
1022	8.0	2.1	0.3	板材
1023	(3.3)	1.6	0.2	板材
1024	9.0	3.6	0.2	板材
※1025	7.5	0.7		竹材, 半分に割って片側を半月形に切り込んでいる
1026	8.2	1.3	0.1	頭部山形
1027	6.9	1.4	0.1	頭部山形
1028	(11.8)	1.5	0.3	
1029	9.0	1.1	0.15	
1030	(8.6)	1.5	0.15	面どりがみられる
1031	5.7	1.4	0.2	
1032	(6.0)	0.6	0.2	
※1033	(5.9)	0.6	0.4	側面に「×丁」の刻みあり
1034	6.6	0.6	0.4	小口に針穴あり
1035	5.9	1.6	0.2	舟形を呈す
1036	8.7	1.5	0.1	
1037	10.4	0.7	0.1	
1038	8.5	0.4	0.3	
1039	5.2	0.5	0.1	
1040	5.5	1.0	0.3	
1041	9.7	1.1	0.5	
1042	(7.0)	1.7	0.7	脚と思われる
1043	3.1	直径 0.8		側面に4カ所のV字刻みのはいった棒状品である

付表3 一乗谷各所出土銅錢表

		初 鑄 年	朝 倉 館	サイゴ 一寺			安 如 寺				合 計	
				a	b	計	a	b	c	計		
唐	開通元宝	621	5	10	5	15	9	6	11	26	46	
	乾封泉宝											
	乾元重宝	758	1	1	1	3		1	4		6	
	大曆元宝											
	建中通宝											
五代十国	通元宝	916										
	天漢元宝	917										
	光天元宝	918 919										
	軋德元宝	924 925										
	威康元宝	933 938										
	天福元宝	944										
	大唐通宝	949										
	漢通元宝	955								1	1	1
	周通元宝	958										
	唐国通宝											
	北 宋	宋通元宝	968 975			1	1	2			2	2
太平通宝		976 983	1		1	1	1	1	1	3		5
淳化元宝		991	1		1	3	4					5
至道元宝		995 997			1	1	2	1	2		3	5
咸平元宝		998 1003	1		4	4	8	1	1	2	4	13
景德元宝		1004 1007	2		2	5	7	1	2	3	6	15
祥符元宝		1008	1		2	1	3	2	10	9	21	25
祥符通宝		1008	2		1	6	7	2	3	1	6	15
天禧通宝		1017 1021	2		2	3	5	3	3	4	10	17
太平元宝		1021										
天聖元宝		1023 1031	2		4	6	10	7	4	5	16	28
明道元宝		1032	1		1	1	1			1		3
景祐元宝		1034			1	1	3	3	1	7		8
皇宋通宝		1039	5		18	5	23	13	1	6	20	48
康定元宝		1040										
至和元宝		1054			1	1	3	1	1	5		6
至和通宝		1054						2	1	3		3
嘉祐元宝		1056 1063			2	3	5					5
嘉祐通宝		1056 1063						3	2	2	7	7

		初 鑄 年	朝 倉 館	サイゴ 一寺			安 如 寺				合 計	
				a	b	計	a	b	c	計		
北 宋	清寧通宝	1055 1064										
	咸雍通宝	1065 1073										
	大安元宝	1085 1094										
	治正元宝	1064 1067			1	1						1
	治平元宝	1064 1067	2		1	1	1	1		2		5
	治平通宝	1064 1067	1		8	8		1		1		10
	熙寧元宝	1068 1077	5		8	8	9	6	11	26		39
	元宝通宝	1078 1085			10	10						10
	元豐通宝	1078 1085	6		8	10	18	8	12	9	29	53
	元祐通宝	1085 1086	3		9	9	11	6	8	25		37
	紹聖元宝	1093 1094 1097				1	1			2	2	3
	紹聖通宝	1094 1097										
	元符通宝	1098 1100			1	1	3		1	4		5
	聖宋元宝	1101	1		2	2	4	3	5	3	11	16
	崇寧通宝	1102										
	大觀通宝	1107	2		1	1	2	2	5	2	9	13
	政和通宝	1111 1117	4		6	6	12	2	7	2	11	27
	宣和通宝	1119 1125							1	1	2	2
	軋統元宝	1101 1110										
天德通宝	1111 1126											
南 宋	建炎通宝	1127 1130										
	紹興通宝	1131							1		1	1
	紹興元宝	1131										
	正隆元宝	1157			1	1						1
	大定通宝	1161 1189				1	1					1
	淳熙元宝	1174			1	1						1
	紹熙元宝	1190						1	1	1	3	3
	紹熙通宝	1191										
	慶元通宝	1195	1		1	1						2
嘉泰通宝	1201				1	1					1	

	初鑄年	朝倉館	サイゴ寺			安如寺				合計
			a	b	計	a	b	c	計	
南 宋	開禧通宝	1205								
	聖宋重宝	1208								
	嘉定通宝	1208	1	1	2			1	1	4
	嘉定元宝	1208								
	大宋元完	1225								
	大宋通宝	1225								
	紹定元宝	1228		1	1					1
	紹定通宝	1228								
	端平元宝	1234								
	嘉熙通宝	1237								
	淳祐元宝	1241			1	1	1	1	1	2
	皇宋元宝	1253		1	1					1
	開慶通宝	1259								
	景定元宝	1260					1	1	1	1
	咸淳元宝	1265								
元	元貞通宝									
	大徳通宝									
	至大通宝	1301		1	1					1

	初鑄年	朝倉館	サイゴ寺			安如寺				合計
			a	b	計	a	b	c	計	
元	至正通宝	1350								
	天定通宝	1360								
	至元通宝	1363								
明	大中通宝	1361								
	洪武通宝	1368	2	4	8	1	5	2	8	18
	永楽通宝	1411	1		2					3
	宣徳通宝	1433	1							1
	弘治通宝									
李氏朝鮮	朝鮮通宝	1423	1					1	1	2
	紹平通宝	1434								
	延寧通宝	1453								
	洪徳通宝	1470								
	応和通宝	1541								
	常平通宝	1678								
不明		54		2	2				56	
合計		109		194			283		586	

※ サイゴ寺および安如寺の a～c は、各々がひとさしになっていた例である。

第6章 ま と め

前章まで、朝倉館跡の発掘調査の結果のうち、検出遺構と出土遺物について述べてきた。本章では、これらの調査結果から惹起される2・3の問題について、まとめという形で考えを述べてみることにする。

1. 館主の比定と造営年代

A. 館主の比定

朝倉館跡と呼称されているこの館跡が、朝倉氏の居館の1つであったことは「朝倉館跡」という通称や、これが位置する小字名が「新御殿」であること、また発掘調査によって明らかにされた館内の内部構造からも、間違いなからう。問題は、朝倉氏5代城主の中の誰の居館であったかということにある。

『朝倉始末記』の「同（永禄11年）三月下旬南陽寺糸桜御覧之事」と題された文中に、

爰ニ、一乗朝倉館ノ良ニ、有佳景勝絶之霊場。号南陽寺。地形幽奇ニシテ、触境之感自然ニ美也。剩庭前ニ糸桜アリ。濃香芬芳トシテ引美髻之袖、瑩麗句吟秀歌。会遇ノ趣太以優者乎。

という1節がある。この記事は、永禄10年12月25日の「公方様（足利義秋）朝倉屋形へ内儀ノ御成アル事」や同11年3月8日の「義景母儀二位ノ尼ニ任ゼラレ御成之事」と一連のものであり、一乗朝倉館が朝倉氏最後の城主であった義景の館を指すことは疑いない。現在、朝倉館のすぐ東北方にある高台の平坦地は、小字名が「難陽寺」であり、この地に南陽寺が建てられていたことは明らかである。とすると、南陽寺の西南にあたるこの館跡は義景館ということになる。

福井市心月寺に、慶長3年（1598）の太閤検地の際の心月寺除地に関する書状が3通蔵されている。^{註(1)}

- (1) 拙者打口一乗谷之内義景屋敷之内并犬馬場柳之馬場土居ノ内之分、任御書付帳面相除申候、先日長太殿も其分被仰越候。旁右之通ニ御座候。手前算用はかゆき不申段、可有御推量候。恐惶謹言。

七月十九日 駒中少

御書判

杉藤次様

- (2) 一乗義景御屋敷ニ当寺御立候ニ付、山林之義、南ハ英林墓所上之尾分界、北者南陽寺屋敷之上北之尾分界、可有御進退候。以真、右分寄進仕候旨我等兩人ニ申付候条、可被成基御意得候。猥立入者無之様堅可被仰付候。百姓等相渡申候山之外ニ候間、違乱在之間敷候。為其一筆如此候。恐惶謹言。

笠原猪右衛門

十月十二日

書判

河合喜左衛門

一乗

書判

心月寺

待者御中

1. 館主の比定と造営年代

- (3) 遠路御使札本望至候。仍義景旧跡ニ御寺御建立之由尤存候。将又昆布三束被懸御意畏悦候。猶杉藤次ノ可被相達候。恐惶謹言。

長束大蔵

十二月十二日 正家 書判

心月寺御報

心月寺は朝倉家の菩提寺であり、上城戸南方の西新町地籍に建っていた。朝倉氏滅亡後は一乗谷から引越すが、これらの書状によると慶長初年に一乗谷の「義景屋敷」に再建されたことがわかる。この後慶長6年には、北庄城下に移転させられ「義景屋敷」の心月寺はそのまま松雲院として昭和43年まで残された。したがって、最近まで松雲院の建っていたこの朝倉館跡が、慶長初年に「義景御屋敷」、「義景旧跡」と呼ばれていることから、義景の館であったとすることができよう。

朝倉館跡北側外濠の発掘調査で多数の木製付札が出土しているが、これらの中にこの館跡の主を推定せしめるものが幾つかある。まず、年号の記されたものが3点あり、それらは「永禄三年五月廿三日」（付札19）、「永禄四年五月吉日」（付札18）、「永禄十年正月十三日」（付札16）の3点であり、いずれも永禄年間に限られる。永禄年間に家督を嗣いでいるのは義景であり、このことから朝倉館跡が義景館であることが首肯されよう。また、「少将」、「少しやう」と墨書された付札が8点出土している（付札1～8）。この「少将」は、『朝倉始末記』に「其中ニ、斎藤兵部小輔息女小將殿ト申ニ被寄意、則諷方ノ谷ニ新屋形ヲ立置給フ。此女房、紅顔翠黛ノ人ノ眼ヲ迷スノミニ非、好言令色心ヲ悦シメシカバ、義景寵愛甚シテ、別シ人ノ面影ハ夢ニモ見ズ成ニケリ」と記された女人と同一人物とも考えられ、これらの付札もまた義景館であることを側面から裏付けているのである。なお、「御屋形様」（付札14）、「御形」（付札16）なども、この屋敷が城主の居館であったことを物語っているものとみてよい。

以上のことから、朝倉館跡が朝倉氏最後の城主であった朝倉義景の居館跡であることは間違いないと考えられる。ただ、この居館跡が義景の代にのみ使用されたものであるのか、あるいは代々の城主がこの居館に住んでいたかについては問題が残る。武家屋敷跡や町屋群、寺院跡の調査によれば、少くとも3回にわたる大規模な整地事業を伴う造営期の変遷が確認されているのであり、朝倉館跡においても、小部分ではあるが下層遺構の存在することが明らかにされている。したがって、朝倉館跡も他の屋敷跡と同じように盛土整地作業を伴った造営期があった可能性は十分あるが、調査がそこまでおよんでいないので確言は避けておく。

一方、足利將軍御所の研究によれば、將軍邸は通常の場合、「將軍襲職当初においては前將軍のそれを継承するが、しばらくすると地を替えて施設が新造されてそれにひきうつり、旧施設は破却されてしまう」という^{註(2)}京風文化に強い憧れを抱き、將軍に代々忠誠を誓ってきた朝倉氏にとってみれば、この代替りに伴う居館の新造という風習を採用していたことは十分考えられるし、また朝倉館跡を中心とする一画には居館群が密集していることも事実である。とすると朝倉館跡は義景の時にのみ使用されたと考えることもできる。いずれにせよ、前章まで記述してきた館内の諸遺構のみにかぎれば、それらは義景時代に造営されたものであることは確実であろうと思われる。

B. 造 営 期

第4章一5で、検出された16棟の建物遺構は、柱間寸法と建物方位の違いから2つのグループに分けられることを指摘した。第1は柱間寸法が1.879m（6尺2寸）を単位としており、第2は1.894m（6尺

2寸5分)を単位とする。そして第1のグループの建物方位は、西面土塁 SA 59 内壁裾線とはほぼ一致するものであり、第2はそれに対し北で1°19' 東に振れており、第1のグループに属する建物は、SB 01・02・03・05・06・53の館内西方に位置する6棟、第2は SB 07・09・10・11・30・33・34・40・41・44の館内東部に位置する10棟であることを述べておいた。

それでは、これらの建物のグループの差は何に起因するのであろうか。その理由としては、1つは建物群を同時にそれぞれ異った工人集団が造営した故だとみることと、もう1つは造営期を異にしたからだとする2つの考え方があろう。この場合は、各グループの建物配置、グループを異にする建物どうしの唯一の接続点である SB 01と SB 07の繋がり方などから、工人集団の差とみるよりは、造営期を異にするものとした方が妥当であると考えられる。

次に問題となるのは、どちらが古くどちらが新しいのかであろう。どちらのグループも同一遺構面で検出され、また建物跡が重なり合った所はないから、層位的にまた遺構の切合関係から判断することはできない。とすれば、他の方法で判断せざるをえない。結論的にいえば第1のグループが古く、第2のグループが新しいと考えられる。その理由は、第1のグループの建物方位が、正面土塁である西面土塁 SA 59 (この点については後述する)の内壁裾線と一致すること、第1のグループが館の正面近くに配列されていること、SB 01と SB 07の繋がり方をみると、SB 07に SB 01がつながれたとするより SB 01に SB 07が付加されたとみる方がより自然であることなどである。なお、建物だけではなく、他の諸遺構にも造営期の差があったことは当然考えられる。例えば、土塁 SA 58・59・60や井戸 SE 26などは古い時期の造営になるものであろうし、中庭 SG 22、庭園 SG 20、井戸 SE 27などは新しい時期のものであろうが、ここでは詳しくは触れないでおく。

建物群に、造営期を異にするグループがあることが明らかとなったのであるが、これと同じように、館の敷地にも時期による差があったのではないかと考えられるふしがある。それは、現在みられるこの館跡の平面形が、不整形な五角形をなしていることと、北面土塁 SA 58の内壁石垣が階段 SX 61までであって、それより東に延びていないことから考えられるのである。朝倉館跡の3方を囲む土塁は、ほぼ直線に築かれており、ごく自然な形となっている。それに対し、東奥の山側の崖線は、庭園 SG 20の所で強く屈曲しており、いかにも不自然な形をしている。これは東南方の湯殿跡に登る通路を設けなければならなかったせいかもしれないが、館全体の平面形を考えた場合、適当なものとは考え難い。それと SA 58内壁の石垣は、土塁の付根部までおよばず、館内から土塁上面に斜めに上る階段 SX 61の所で終わっているのは、南面土塁 SA 60の内壁石垣が、土塁付根部までおよんでいるのと対照的である。北面土塁の階段 SX 61と、南面土塁の付根部を結ぶと、いくぶん不整形ではあるが館の平面形としては四辺形でおさまりがよくなる。また、第1のグループの建物群もこの敷地内におさまる。それと、現在の大きさの館内に第1のグループのみを造営すれば、東方に広い空地が残ることにもなり、これも不自然である。

このように考えてくると、朝倉館の敷地は当初は SX 61と SA 60の東端部を結んだ線までが奥行であって、その後のある時期に東方に拡張されて、今にみるようなものとなったとすることができるのである。そして、拡張された時期は、第2グループが造営された時と考えるのが妥当であろう。

なお、建物群に造営期の差が認められることが、館内の全面的な建替を意味するものでないことを念のため申し添えておく。まず、今よりも狭かった敷地の館内に第1のグループ6棟(これ以外にも建物が建っていたであろうことは、第4章-5で述べた。)の建物が建てられ、その後のある時期に、屋敷が東方に拡張され、10棟の建物が増築され、この16棟が朝倉氏の滅亡時まで、同時に存続していたのである。

2. 館内の構造

次に、これらの建物（館全体の遺構を含めて）の造営の絶対年代が問題となってくる。前述したように、朝倉氏も城主の代替りごとに居館を新造していたとすると、この居館は義景の家督を嗣いだ天文17年（1548）に、その上限を置くことができる。いいかえれば、第1のグループがこの頃に造営されたとするのである。『朝倉始末記』をはじめとする文献史料は、義景館の造営期については何も記さない。ところが、義景館の造営年次を考える上で欠くことのできぬ史料が1点存在する。それは、清原枝賢の筆になる『天文十二年記』で、この中に「(天文十二年)四月廿六日 季青、未刻許、朝倉可見参之由、申来 函□□、即家君致御供向彼亭新造令見参畢……」とある記事が注目されるのである。これは、枝賢が家君（清原宣賢）の御供で、4代城主朝倉孝景の館（「彼亭」）に赴き、孝景に見参したことを書き留めているのであるが、「彼亭」が「新造」と注されているのが目につく。「彼亭」が孝景の居館であることは間違いのないであろうし、これが「新造」であることは孝景が天文12年（1543）に居館を新たに設けたことを示すものと解される。永正9年（1512）4代城主となった孝景は、天文17年没するまで37年間の永きにわたって、その座についていた。孝景の時代は、朝倉氏の政権が最も安定した時であり、国力も最も充実していた。このような時に孝景が新造した居館は、壮麗なものであったに違いない。この居館が一乗谷のどこに新造されたかは明らかでないが、居館群の密集していたこの地域であったに違いなからう。新造営の5年後に、孝景は没し義景がその後を継ぐが、義景が代替りに伴って居館を新造したとすれば、いかにも無駄なことであったに違いない。しかも、現在に残る居館群の中で朝倉館跡は最も規模の大きなものであり（敷地拡張前の規模でもそうである）、国力が充実し政権の強大であった時に孝景が新造したのに相応しい居館であったとみることもできる。足利将軍邸の場合も、義量と義勝の場合は、先代の御所をひきついでまま新邸の造営はなかったとされる^{註(9)}。このように考えてくると、朝倉館跡は義景が家督をついでしばらくしてから新たに造営したものとするよりは、孝景が造営したものを義景が引き続き使用したものであり、その造営年次いいかえれば第1のグループのそれは、天文12年とした方がよいのではなかろうか。一案として提示しておく。

それでは、第2のグループの造営時期を何時に置けばよいのであろうか。この造営の契機としては、2つのことが考えられる。1つは、義景が家督を嗣いだ間もない頃で、居館を新たに設ける代りに、敷地を東方に拡張して第2のグループを建て増したとする考えである。他の1つは、永禄10年（1567）に足利義秋が越前に下向し、翌11年義景館を訪れた時に館内を再整備したとする考えである。今のところいずれとも決める資料はないけれども、義景が義秋を最大の礼をもって遇していることを思えば、第2のグループの造営年次は、永禄11年頃のことではなかったかと考えられるのである。

2. 館内の構造

A. 館の正面と門

東に山を負い、残る3方に土塁と外濠を繞らせたこの朝倉館は、いずれが正面であったのであろうか。建物をはじめとする諸遺構の配置からみて、西を正面としたものであったことは容易に推定できるし、西外濠の西方には主要道路が南北に走っていたらしい痕跡がみられることからもうなずける。

また、足利義秋が義景館を訪れた時の警固の様子を『朝倉始末記』は「永禄十一年五月十七日朝倉屋形へ御成御門役辻固ノ事」として、「西ノ門＝山内・九里。北ノ門＝諏方神左衛門尉・近藤。中門＝大月備

中守・窪田左近将監。」と記し、『朝倉亭御成記』（群書類従巻409所収）には「一 中門役。大月治部丞・窪田将監。 御門役。山内六郎左右衛門尉・九里十左衛門尉。 裏御門役。諏訪神左衛門尉・進藤三郎兵衛尉。」と記されている。この両者から、義景館には門が3棟あり、それぞれの警固役の名から「西ノ門」が「御門」,「北ノ門」が「裏御門」,南の門が「中門」と呼ばれていたことがわかる。西門が「御門」であり、北門が「裏御門」であるから、この居館の正門は西門であり、したがって西が正面であることが、これらの記事からも裏付けられる。

南門を『朝倉始末記』、『朝倉亭御成記』とも「中門」と呼んでいると解したが、実は北門 SB 55から南へ真直にのびる通路 SX 119が通じ、この東縁にある SB 10の目隠堀 SA 13の南端には掘立柱門 SB 98が設けられていて、SB 10に入るようになっている。SB 10は、後述するように館内の中心建物であって、義秋もこの建物で饗応されたと考えられるから、「中門」は字義通り SB 98を指すものと考えられないこともない。けれども、他の2門が館を画す土塁に開かれた門を指している以上、やはりこの「中門」は南面土塁に設けられた棟門 SB 56を指していると解したい。その場合、南門をどうして「中門」と呼んだかという問題が残る。その理由は以下の如く考えればよいのではなかろうか。西門と北門の場合、外濠にかけられた橋を渡れば、そこは一乗谷の中を縦横に走っている道路である。まさに館の外に出る門である。それに対し、朝倉館跡の南外濠の南には「新御殿跡」と通称される屋敷跡が接しているのであり、朝倉館の外へは出ても屋敷の外には出ないのである。南門は、その点で屋敷と屋敷の間に設けられた門であって、道路に面した門ではない。このようなことから南門を「中門」と呼んだのであろう。

北門は、SB 10背後の雑舎群の裏手に、また正門の正面に配された SB 06・05・53の背後にあたり、まさに「裏御門」である。西門の位置が、西門土塁 SA 59の中央でなく北寄りになっているのは、館内西南隅に設けられた石組 SX 67が射場の塼の基部であったとすれば、当然のことであらう。

B. 各建物の性格

館内から16棟の礎石建物が検出されたことは、何度も前記した。これらの建物は、西方部の一部を除いて、遺存度がまれにみる良好なものであり、各建物の規模はいうまでもなく、内部構造、ひいては各建物の性格まで推測できるものも相当数ある。ここでは、性格をある程度推測できるものについて記述することにする。もちろん、すべての建物の性格を知ることにはできぬことであり、各建物についての推測も誤りが多いものと思われる。1つの試案として、誤りを恐れずに提示することにする。なお、ここで述べる各建物の性格は、第2のグループが造営されて16棟となってからのものであることをあらかじめお断りしておく。

足利将軍邸の内部構造については、すでに先学の精緻な研究がある^{註(4)}。それによると、洛中の将軍邸の敷地面積は、およそ方1町、または東西1町・南北1町半ないし2町を占める。内部施設は、一貫した手法が踏襲されており、表向・奥向の施設の構成は建物個々の規模に大小の差があっても、その配列や内容はほとんど一致しているという。まず表向の施設としては、南向の街路に面して正副2つの門があり、正門の正面内側に中門・中門廊・公卿座・殿上・隨身所・車宿・寝殿などが設けられ、寝殿は南庭に面して建つ。次に奥向施設は、会所・観音殿・持仏堂・泉殿・禅室などの庭間施設と常御所・対屋・台所・小御所・厩などの常住施設に2分されるが、前者は寝殿の東方、後者は寝殿の北方にそれぞれ配される。なお、庭間施設は邸内奥庭の池水をめぐって樹間に点在し、廊でそれぞれが連絡されていた。以上が先学によって明らかにされた足利将軍邸の内部構造の概要であるが、朝倉館跡の内部はどうであったのかを、これを参考にして考えてみることにする。

2. 館内の構造

居館の敷地に関しては、土塁内部のみでは1町にはおよばないが、土塁を含めるとほぼ1町に達しており、それほどの差は認められない。つぎに建物遺構の中で目につくのは、SB 10である。建物の規模は、東西 21.402m、南北 14.205m と館内最大を誇る。礎石も他のものに比して一まわり大きく、柱据付痕跡から推定される柱は 18cm（6寸）角とこれも最も太い柱が使用されている。館内東部中央に配されたSB 10は、南は中庭 SG 22に面し、北と西は目隠扉で他の施設と画されている。まさに南庭に面した主殿（寢殿）であったと考えてよい建物であり、間取も館内で最も複雑なものとなっている。

SB 10の西南方にあるSB 01は、東西 14.093m・南北 11.274m と館内第3位の規模を有する建物である。この建物の間取が2列型の配置をとり、建物の平面形が正方形に近いこと、また建物の配された位置からみて、SB 01は会所的要素の強い建物であったと考えられる。SB 09は、東西 9.431m・南北 5.682m の比較的規模の小さいもので、SB 01と廊 SC 08で繋がっている。東面が池 SG 20に面しているため泉殿的な建物と考えられる。SB 11は、東西 4.697m・南北 3.788m の規模で、北西部でSB 10と、西端でSB 09と縁で繋がっている。池 SG 20にのぞんでいる小さな建物で、8畳ほどの部屋と、南面の周囲を囲ったたたき土間を有しており、茶会用の建物と考えて間違いのないものと考えられる。SB 11のすぐ北には井戸 SE 27があり、この中から茶道具が出土していることも、この建物が茶室であったことをうかがわせる。

SB 10・11・09・01 は、それぞれ廊・縁・建物（SB 10とSB 01はSB 07で繋がっている）で連絡されており、これらが中庭 SG 22をとり囲んでいたのである。またSB 09とSB 11は、池にのぞんでおり庭園施設と一体となっていた。その点で、この一画が館内の中心部であったことは疑いがなく、SB 10が主殿、SB 01, 09, 11 が邸内奥庭の池水をめぐって配された庭間施設であったことも誤りないと考えられる。

SB 10の西北に配されたSB 30は、東西 17.519m・南北 4.734m の細長い建物である。内部に2基のカマド施設 SX 31・32や凝灰岩切石製の水槽底部が検出されているので、台所であったと考えて差しつかえなからう。建物南面西部には、井戸 SE 49への石敷通路も設けられている。SB 41は、東方の山裾にある東西 7.576m・南北 10.682m の建物である。建物内部北半には、石敷施設 SX 52があり、南半は土間となっている。おそらく倉庫のようなものではなかったかと考えられる。これと似た内部構造を持つものに、南部に配されたSB 03がある。同じような性格のものと考えられる。北門 SB 55のすぐ東にあって、北面土塁 SA 58に接しているSB 34は、東西方向の柱間寸法が 2.121m（7尺）等間で、他の建物のそれとは異なっている。7尺等間の建物として一般的に多いのは既であり、平面形も既の挿図に近いことから、既舎と考えてよいであろう。東西 10.605m、南北 8.296m の規模を有する。なお、SB 53も東西方向の柱間寸法が7尺等間であり、その点からすると既舎と考えられる建物であるが、東西 16.211m、南北 12.423m と館内第2位の規模を有するのが注目される。SB 10の東北隅から東にのびる廊 SC 45の東端間は、南北両面とも間柱か東の礎石が置かれ、東西両面には 30~40cm の石が並べられ他の間とは異なった構造になっている。この間の北にある石組 SX 46が火使用の施設であることを考え合せると、この間は湯殿であったとすることもできよう。SB 10の背後に配されているSB 30・33・34・40・41・44 の建物群は、台所・倉庫・既などが含まれていることから、足利将軍邸でみた常住施設に相当するものと考えられる。常住施設の中心的存在である常御所は、将軍邸の場合では独立した棟としてみられる。朝倉館の場合は、独立した棟を比定するのが困難である。おそらく主殿であるSB 10の一部を常御所として使用していたとするのが妥当なところであろう。朝倉館の場合は、寢殿と常御所が分離せず一体となっていたのであろう。

以上の結果をここでまとめてみると、館内の構造は次のようになる。SB 10が館内の中心的建物で、主

殿であり、この南方に中庭 SG 22と池 SG 20をめぐって、SB 01・09・11などの庭間施設が配され、SB 10背後の北方には、SB 30・33・34・40・41などの常住施設が配されていた。そして館内南部の SB 03や北部の SB 53は、この館が造営された時から倉庫あるいは厩舎として最後まで存続したのであろう。ここで問題となるのは、SB 06である。後述するように SB 06の内部構造は、南半は床張であるが北半は土間であってそこには石組 SX 115があって、この付近から土師質小皿が大量に出土しているのである。このような建物は、台所に近い性格の建物かとも考えられる。ところが、この館跡が造営された時、すなわち第1のグループの建物群が建てられた時の状態を考えてみると、SB 06が台所であったとするには困難がともなり。SB 03が倉庫、SB 53が厩舎であっても差しつかえないが、SB 06は正門である西門 SB 100の真正面に位置しており、しかも SB 05の北面と SB 53の南面は SB 100の中軸線をはさんで対称的な位置に配置されているのである。足利將軍邸においても、また『匠明』にみられる「東山殿屋敷ノ図」や「当代屋敷図」においても、正門の正面内側には主殿が位置しているのであって、台所がこの位置に配されることはない。とすればどのように解釈すればよいのであろうか。第4章—5でも記述したように、この建物は現在のものよりさらに北にのびていた可能性がある。もし、SB06 が北にまで延びていたとすると、南北長は 27.27m となり館内で最長の建物であったことになる。このように考えると、第1のグループのみが存在していた時には、この建物は台所的なものではなく、SB 05と共に館内の中心的な建物であったものが、その後第2のグループが建てられた時点でその役割を SB 10に譲り、改造縮小されて今見られるような姿になったとみることもできる。いささか苦しい解釈ではあるが、ここでは一応このように考えておく。

C. 建物の内部構造

ここでは遺構残存度の良好な建物遺構を幾つか選び出して、それぞれの建物の間取や内部構造、それから前節と重複するところもあるが、建物の性格を考えてみることにする。

SB 10 西・南各1間（6尺2寸5分）通り、北半間（3尺1寸2分5厘）通り、東1間（5尺）通りは、縁（広縁）と考えて問題なかろう。東と南にはさらに2尺の落縁が付く。さて内部であるが、まず東西に2分されるようにみうけられる。西5.5間分と東4間分にわけられ、常御所に寝殿としての機能を合せ持たせたものが主殿であるとする^{註⑤}れば、西半部が公的機能空間—寝殿、東半部が日常的居住空間—常御所にあたるものと考えることができよう。西半は、さらに棟通りで南北に2分されるようである。その南半部は、西の4.5間と東の12間に分けられる。これは『朝倉始末記』の御成の段にみえる「貢馬ノ間（端ノ座）」と「十二間（奥ノ座）」に比定することもできよう。柱間装置については不明だが、『朝倉始末記』には御簾の名がみえる。これらのことから、間取の一試案を Fig 35に示しておく。以下の建物についても同様である。

SB 01 礎石は、ほぼ6尺2寸の等間隔で基盤目状に配されているため、間取を推定する上で困難をともなう。しかしよく見ると、礎石は南北方向に比べ東西方向が端までよく通っている。このことから、周囲に縁を廻した2列型の平面が考えられるのではなかろうか。すなわち4周に幅1間の広縁を考え、また北西端には2間四方の張り出しがみられる。内部は、南の3間分と北の2間分に大別されるのではなかろうか。こうしたことから、この建物は接客的機能を強くもつ建物であったといえるのではなかろうか。

SB 53 東西方向の柱間が、西端の4尺5寸を除いた他はすべて7尺等間であり、他の建物と異なった間取を示す。7尺間の建物の機能をみてみると、厩舎や湯殿に多くみられるようである。この建物は、規

2. 館内の構造

模から考えると厩舎であったとするのが妥当であろう。とすると、南が「遠侍」、中の間が「草之間」、北が「立場」ということになろう。すなわち、南に5尺の縁、そして6尺2間が遠侍、中央14尺の間が草の間、北6尺間と4尺間を合わせた10尺分が立場と考えられる。遠侍の東端3尺5寸の張り出しは、縁もしくは床か棚と考えられる。この建物に非常によく似た建物図が『古事類苑』居処部の中に「七間厩ノ図」として示されている。この建物の復原図と合せて図示しておく。

ところで、この時代の厩は単に馬を飼育するためのものではなく、一種の遊興場所でもあった。^{註⑥}そのことは『満濟准后日記』永享3年6月12日条の「於新造御厩七間。厩碁在之。洛中上手少々被召」の記事や、『看聞日記』永享3年2月7日条に「奥御会所^{此所儲二畝}常御方観音殿御厩^{馬三匹立。近習所々見廻}遺世物^{濟々候}」とあるの

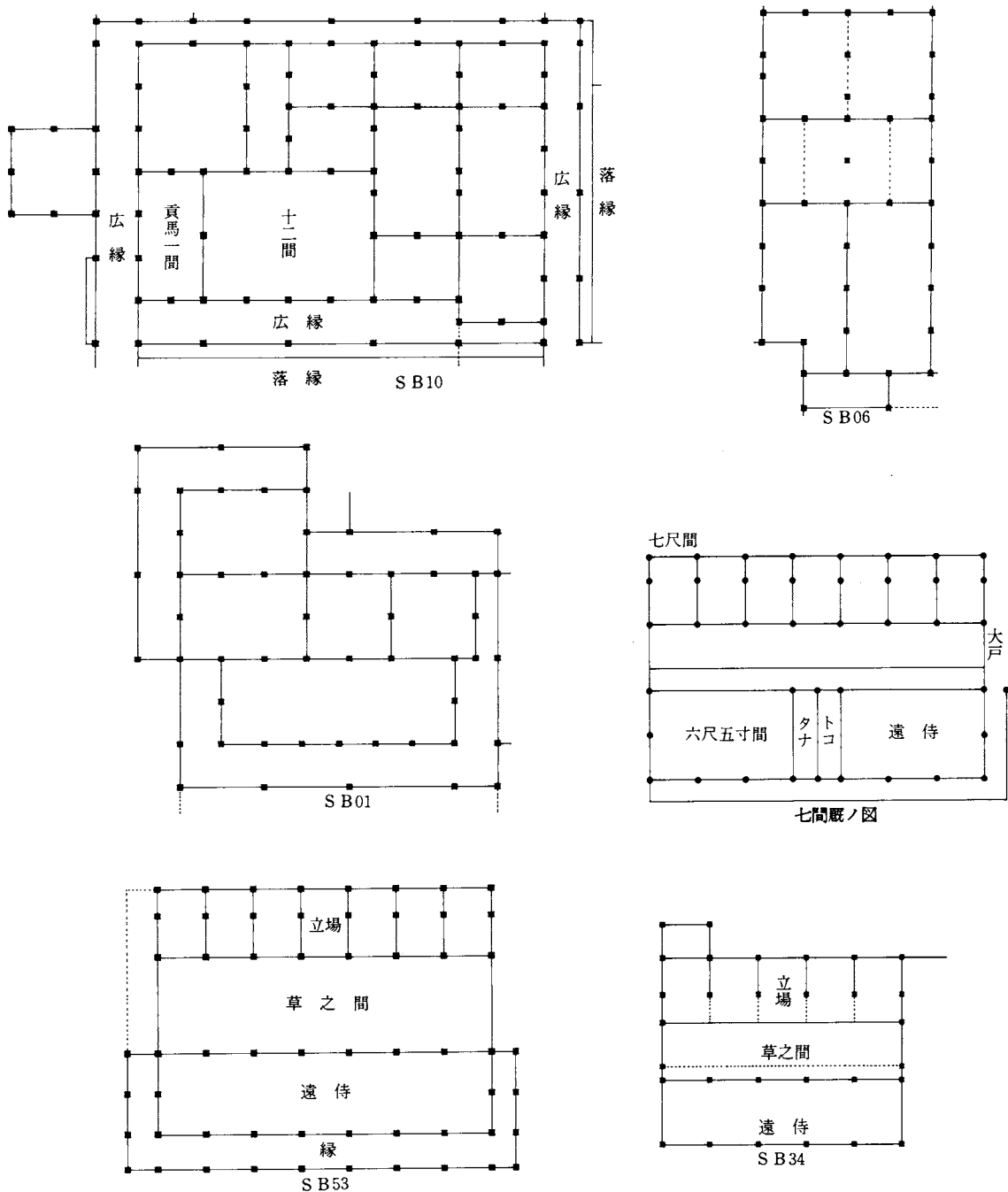


Fig. 35 建物間取復原図 (縮尺 1/300)

をみれば明らかである。厩には、馬の他に近習や通世者が祇候しており、時には囲碁などが行なわれたのである。また、『厩図屏風』（東京国立博物館蔵）には厩で武士と僧侶が将棋を指しているところが描かれている。館の北外濠の暗渠 SX 86の出口付近からは、多数の将棋の駒が検出されている。この厩は、この暗渠の入口に近い所に位置している。あるいは外濠で発見された駒は、この厩で使われていたものであろうか。

SB 34 この建物も、棟通りの柱間寸法が7尺等間であり『匠明』に掲載されている厩舎のプランに類似していることや、館内での位置関係から厩と考えてよいものである。南1間（6尺2寸5分の1間半分）を「遠侍」、中央の間（6尺2寸5分の2間分）を「草之間」、北1間（5尺5寸）を「立場」とすると、立場が非常に狭いことになる。とすると、草の間のうち北の一部は立場として使われたとみるべきであらう。また、西面の草の間の中央の2つの礎石は、大戸を受ける寄柱の礎石とみることもできる。

SB 06 この建物は、ほぼ中央で南北に2分されていると考えることができる。南半部については、床張りとみられるが、北半部については内部に SX 115の石組施設を持っていること、また中央棟通りの柱を一部欠く点などを考えあわせると、床のない空間とせざるをえない。このようなことから、台所に近い性格の建物でなかったかと推測される。しかしながら、この建物は本来はこのような構造のものではなくて、ある時期に内部改造を受けたのではないかと考えられることは前述したとおりである。

以上、幾つかの建物の間取について復原の一試案を述べてきたのであるが、これらを日本住宅史の様式概念にあてはめるとすればどのような様式に属するのであろうか。発掘調査で検出された各建物は、上部構造は焼け落ちて知る術もなく、知りえるのは平面形と不十分な間取のみである。これだけの資料からこの居館の建物の様式を論ずるのは、いささか忸怩たるものがあるけれども、SB 10や SB 01の建物の平面形をこれまでの住宅史の研究成果にあてはめてみると、明らかに書院造とされるものの範疇に入るものとすることができよう。各建物の平面と立面については、ほとんど満足のできぬ資料しか存在しないから、これ以上のことを論じようがないし、またその能力ももちあわせてはいない。

しかしながら、書院造の特徴は、個々の建物の様式にみられる特徴だけではなく、屋敷を構成する建物の種類と、その配置にも著しい特色がみられることが指摘されている^{註7)}。それによると、書院造では専用の接客用空間が屋敷の中の大きな部分を占めており、接客用空間の独立が書院造の最も大きな特徴であるという。そして屋敷は、接客用空間、居住用空間、それをつなぐ台所（使用人の空間）から構成されている点が、書院造の特徴の1つであるとされる。

朝倉館跡の場合、個々の建物の特徴については不明なものが数多いが、前述したように館内の構成についてはほぼ明らかにすることができた。池 SG 20や中庭 SG 22をとりまくように配置されている SB10・01・09・11の各建物群は、明らかに独立した大きな接客用空間と認めることができるし、その北方に配置された SB 10の一部を含む建物群は、居住用空間である。またその中間に台所 SB 30も設けられている。このことからすれば、朝倉館跡は書院造の様式に属するものであるといっても差しつかえないであらう。

3. 遺物の出土状況

A. 接合資料の観察

第11表は、いくつかの器種について、その接合資料の割合をみたものである。青花碗・皿の318点（41.

3. 遺物の出土状況

8%)を例外として、いずれも低い。この数値の低さは、朝倉館内における遺物の遺存状態の悪さを暗示しているように思える。

この接合例の中では同じグリッド内での接合が大半を占め、遺物分布図において最も遺物の集中する SB 30・33, SX 35 周辺のグリッドが顕著である。またグリッド間の接合例でも、これらのグリッド内の遺物と接合する例が多く、朝倉館内の北東の一画に接合例の集中する傾向がみられる。Fig. 36 は、グリッド間での接合例について、代表的なものを器種別に図化したもので、水平軸を館の地区割の南北軸にとり、接合の方向と距離を示したものである。これらの図によれば、多くの接合例が45°~90°の方向に集中しており、逆の135°に近い方向が稀であることがわかる。距離は、50数mにおよぶ例が認められるが、多くは30m以内である。このよく類似した接合関係のあり方は、館内の遺物が、館の焼亡後に全体として同じような営力を受けていることを推定させる。これが例えば地均しのような人為的なものであるか、レベル差などによる自然的なものであるのかは不明である。なお、第38列より西側については松雲院や足羽支所の建設にともなう大きな変動があったことが予想される。

また注目される接合例として、青磁盤(324)がある。この分布の主体は SB 41, 44 付近であるが、外濠第Ⅳ層出土の底部破片が接合している。

	資料総数	出土グリッドの分る資料数	接合資料数
青花碗・皿	761	518(68.1%)	318(41.8%)
播鉢	604	439(72.7)	36(6.0)
天目茶碗	186	109(58.6)	16(8.6)
香炉	32	28(87.5)	10(31.3)
白磁皿・坏	694	515(74.2)	68(9.8)
火炉	131	117(89.3)	10(7.5)

第11表 陶磁器の接合資料

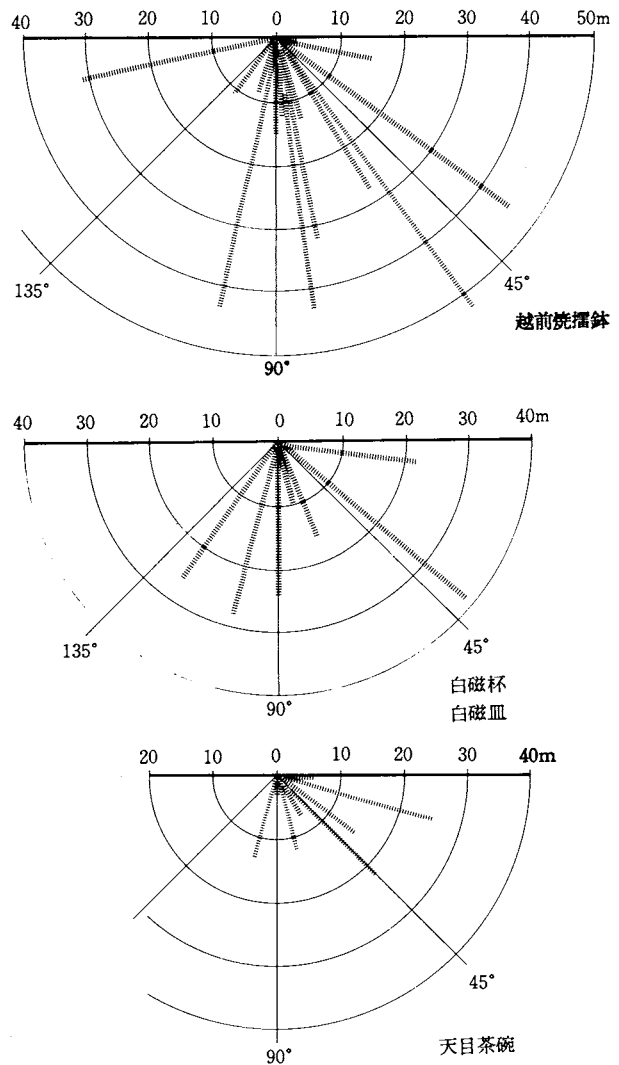


Fig. 36 破片接合模式図

B. 分布についての観察

越前焼の破片約2200点についてグリッド別に分布量を示したのが Fig. 37 である。全体の傾向として、館内の南と西寄りにはほとんどなく、遺構の保存状態の良否との深い関係を認めることができる。一方細部をみると、遺構の保存の良い区域においても遺物の分布状態に顕著な粗密があり、SB 41, SC 43から SB 33, SB 10の北西の一画, SB 06の一画に集中する部分が認められ、逆に SB 34, SB 10南半, SB

第6章 ま と め



Fig. 37 越前焼のグリッド別破片数

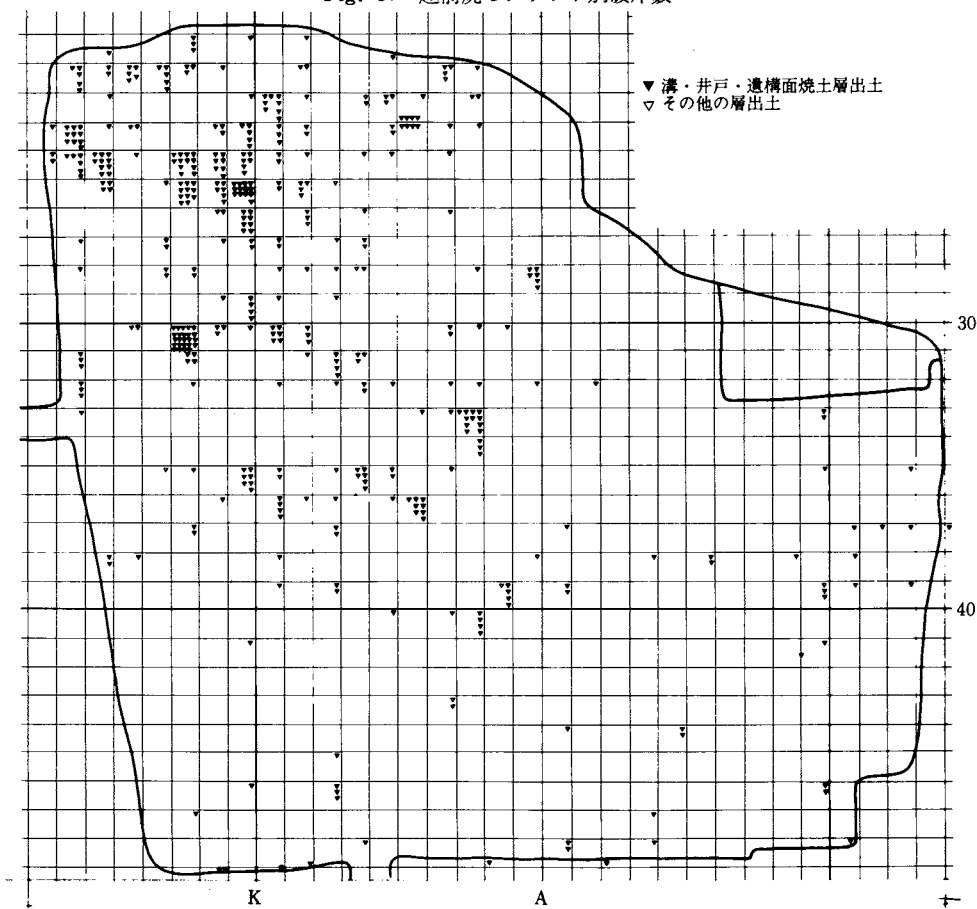


Fig. 38 越前焼播鉢の破片分布図

3. 遺物の出土状況

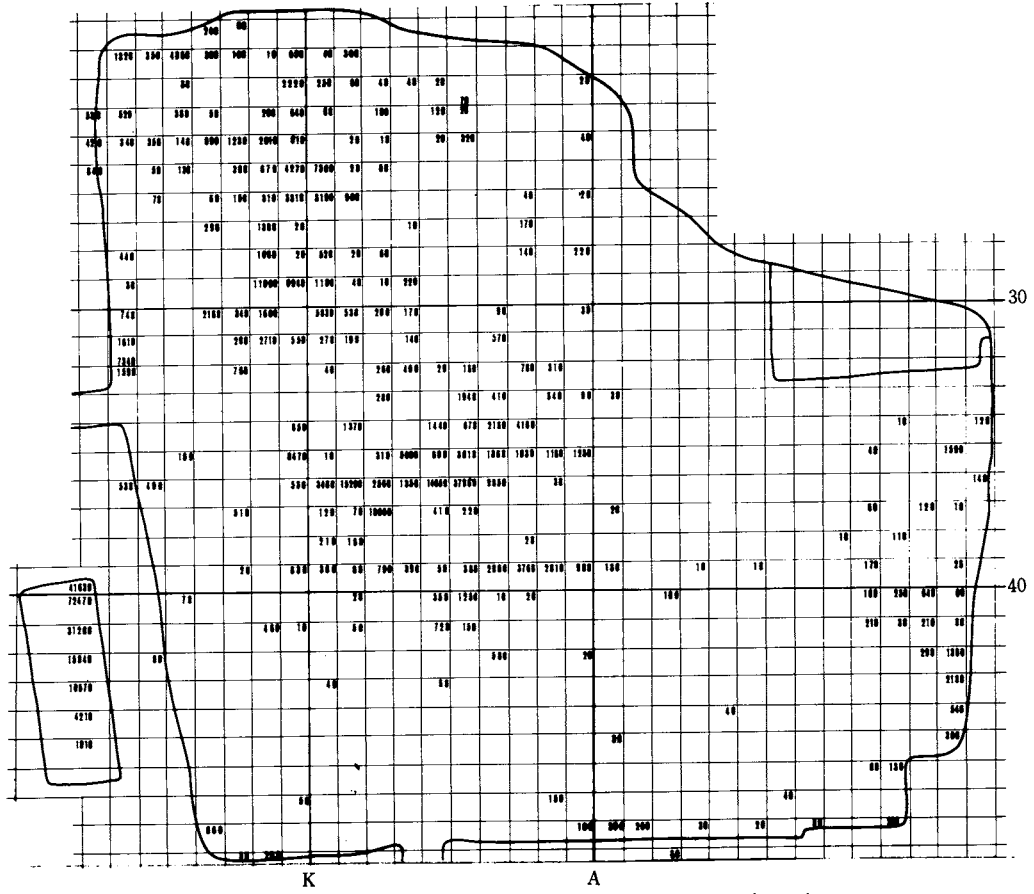


Fig. 39 土師質皿のグリッド別重量分布図(単位はg)

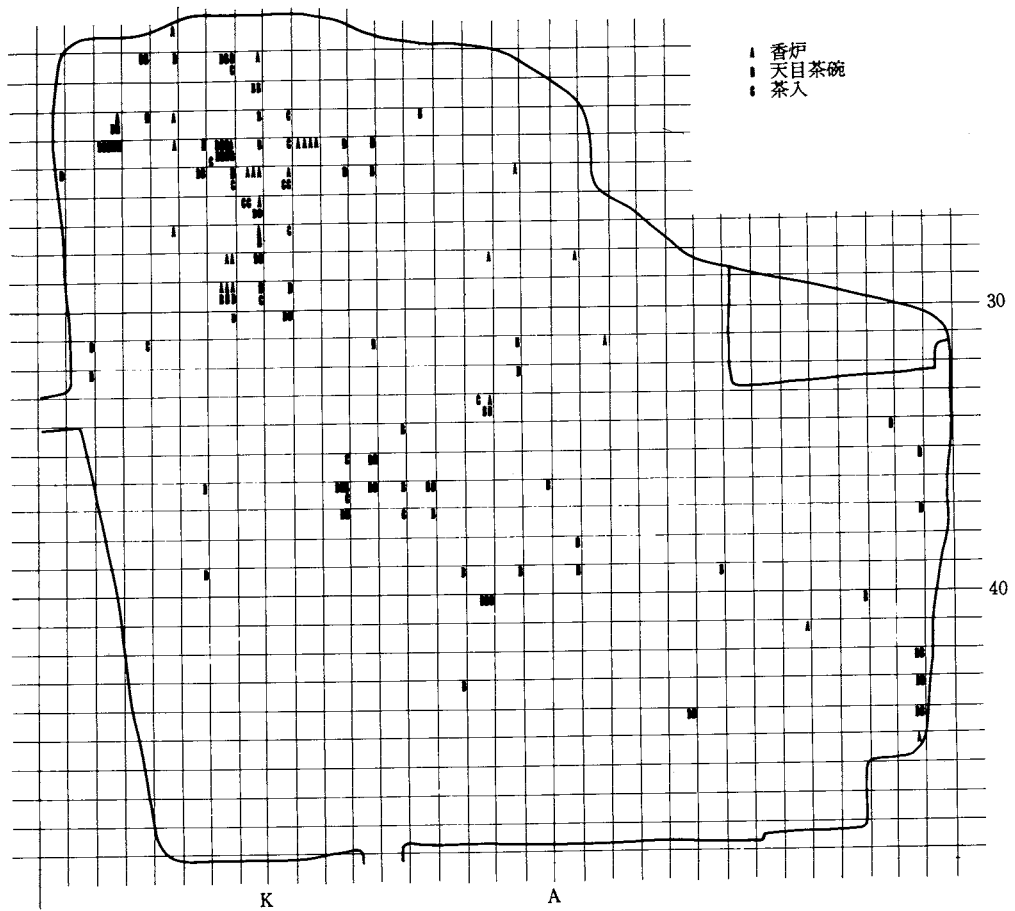


Fig. 40 瀬戸・美濃焼の分布図

第6章 ま と め

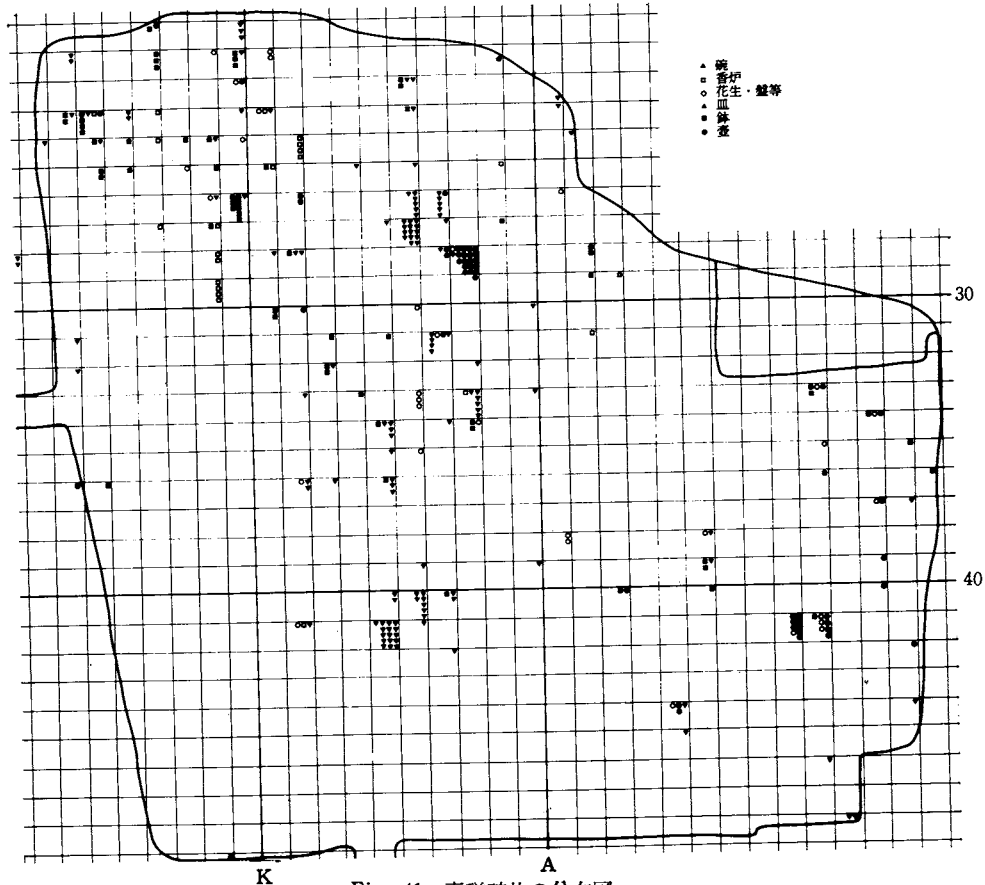


Fig. 41 青磁破片の分布図

01, SB 05の東半, SB 09, SB 11, SB 53などは極めて分布の低いのが特徴である。越前焼の中でも用途の限定できる挿鉢だけをみると (Fig. 38) SB 33から SC 43にかけての部分に最も集中しており, SB 44, SB 30の一部などがこれに次ぐ。

土師質皿は, 外濠からも多量の破片が出土したことが特徴のひとつである。館内と外濠とを比較すると, 完形品ではその約85%が館内より出土している。破片重量では館内 317.026g, 外濠 256.432g であり, 各々の発掘面積一館内 6253m², 外濠 170m² を考慮すると, 外濠に集中する状態がわかる。

館内における重量分布図 (Fig. 39) をみると, SB 06, SB 30の中央部の2カ所に大きく集中する傾向が認められる。これに次いで SB 33南側の溝や北門 (SB 55) 付近の溝に少しまとまる。一方, SB 10, SB 01, SB 34, SB 05, SB 53, SB 40, SB 41などの建物では非常に少なく, 溝についても先述の場所以外では少ない。

外濠の発掘区内における重量分布は, 東側のグリッドほど多く, CR 40 (41%), CR 41 (18%), CR 42 (9%), ……CR 45 (0.6%) と極端に減少する。CR 39以东については未発掘であるが, CR 39は部分的な発掘にも関わらず23.5%と高率を示し, さらに東側に高密度で分布する可能性を残す。また, これをCR 40での垂直分布に直すと, VI層 (47%), V層 (36%), IV層 (15%), III層 (1%) と下層ほど高率である。この傾向は他のグリッドでも同様である。

瀬戸・美濃焼の天目茶碗, 香炉, 茶入についての分布図 (Fig. 40) をみてみると, 量的な差をおけば全体として3者がよく似た分布傾向を示している。大きく2カ所を中心とし, 最も多いのは SB 33から SB 30東半を中心とする区域で, SB 06付近がこれに次ぐ。SB 10, SB 01, SB 09, SB 11などは非常に少ない。

3. 遺物の出土状況

青磁製品については、まず碗、香炉、花生、盤などの白抜きの記号を用いた製品と、皿、鉢、壺などのつぶし記号の製品とが微妙にずれた分布を示している (Fig. 41)。また、全体としては散漫な分布ながら、同一の器種、例えば皿などがよくまとまっている。

以上のようないくつかの器種の分布図から、この館の中で遺物が集中する大きく2つの区画のあることがわかる。すなわち SB 33の南半を中心とする地区と、SB 06の西半を中心とする地区がこれである。器種別にみるとこれらの区域での細かい分布は異なるが、越前焼、土師質皿、瀬戸・美濃焼などがよく似た分布を示しており、青磁製品の一部が異なった分布をもつ。また外濠内の多量の土師質皿も特殊である。

前述の接合資料の観察で明らかなように、遺物群がかなり移動したと推測されるにも関わらず、これらの分布状態の観察からいくつかの指摘ができる。

第1に、館内の建物ないし区画の“場”としての機能性についてである。出土状態の観察により、館内で最も奥まった東北隅の一画、SB 40, 41, 33, SC 43付近に多量の陶磁器を収納または使用する場の存在を予想できる。特に SB 33の建物は、その西に隣接するカマドをもつ建物 SB 30と関連して使用された、汁器などをはじめとする雑器類の収納、使用の場であった可能性が強く、SB 40, SB 41などはそれらの補助的な、いわば倉庫的なものと考えられる。SB 30は、逆に調理・炊事の場であり、余分の雑器類が少ないのであろう。一方、主殿、会所のような南向の建物と推定される SB 10, 01、同様に茶会用建物と推定される SB 11や、池に臨んだ SB 09などに遺物が極めて少ないこともうなずけよう。厩舎とされる SB 34も同じである。また井戸が付属し、その西半部に遺物の集中している SB 06も SB 30, 33を合わせたような機能をもっていたと推定していいだろう。

次に遺物の器種からみると、青磁製品を除けばおおそ良く似た分布状態であり、陶磁器の中で青磁製品がとくに区別されていたことが予想される。これは、同じ中国製品の中でも同様で、白磁や染付の碗、皿、鉢とは分布傾向が異なる。一方、青磁製品とは逆に瀬戸・美濃焼の天目茶碗、茶入、香炉などが越前焼や土師質土器とよく似た分布を示す。これは「焼物」ということで同じ建物内に収納されたということであろうか。

第3に、外濠内出土の多量の土師質土器の性格について考えてみたい。まず、外濠の発掘区内の水平的な分布状態をみると、一見暗渠の口から流れ出して堆積したかのようである。外濠の堆積層序は7層に区分され、第Ⅰ層、Ⅱ層は水田化する際の埋土とされ、ほとんど遺物を含まない。以下の層は花粉分析では3段階に区分されるように、かなりの時間をかけて堆積したと考えられる。天正元年の滅亡時は、ⅢないしⅣ層と考えられ、館内の焼土層中より出土した青磁盤の接合資料がⅣ層上部より出土していることと符合する。こうした層序と外濠内の出土状態を考え合わせると、この多量の「カワラケ」片が館内から溝、暗渠を通して流入したとするには消極的である。むしろ、橋口定志氏 (1976) も例示されているように、朝倉館の営まれている当初から、滅亡するまで長期にわたり、外濠のこの部分に人為的に投棄された結果とみるのが妥当であろう。この場合注目していいのは、外濠出土の陶磁器には「カワラケ」以外の器種が少ないことと、さまざまな食料残滓や木製品、削りくずなどが出土していることである。「カワラケ」はその用途や使用上の慣習などによって非常に量が多いと考えられる。また、これらのことは一乗谷内の居館、武家屋敷、寺院などの内部に、ゴミ穴、カワラケ溜を認めることがないことと対応している。おそらく朝倉館ではその濠の一画が、武家屋敷などでは一乗谷川がその機能を果していたのであろう。

4. 陶磁器の組成の概要

朝倉館から出土した陶磁器について、その生産地ごとに主要な器種の破片数を示したのが第12表である。この表には多量に出土した土師質土器は計数されていない。

まず越前焼についてみると、甕、壺、挿鉢、鉢が主体で、中でも大甕が最も多い。瀬戸・美濃焼では、鉄釉の天目茶碗、灰釉の皿が多い。瓦質陶器は全体に少ないが、火鉢、香炉といった火に関係したものだけである。中国製の陶磁器では、白磁が最も多く、中でも端反皿が他を圧倒する。染付では碗が多く皿がこれに次ぐ。青磁では碗、皿が主であるが、これに香炉、花生、壺といった供膳形態以外のものも多いことが注目される。朝鮮製品と考えられるものでは、粉青沙器の平茶碗とタタキ成形の舟徳利、壺が認められるが、量は少ない。

土師質土器については、前述したように土塁の内側より 317026g、外濠発掘区より 256432g が出土しており、そのほとんどが皿である。この正確な破片数は数えられていないが、13919点が 78320g という他地点での数値を用いて破片数に直すと、各々56342片、45573片、計101915片と推計される。

このようにみると、越前焼は甕、壺といった貯蔵形態、および挿鉢、こね鉢といった台所での機能部分を支えていたといえよう。また碗、皿、鉢、盤といった供膳形態は、漆製品を除外して考えると中国製品と瀬戸・美濃焼が競合し、これに土師質の皿が加わる。これは、先の貯蔵形態や挿鉢などが越前焼の独占するところと対比されて興味深い。碗については、具体的な用途一喫茶なのか飯碗なのかということが問題になろう。この時、中国製品の碗・皿と瀬戸・美濃焼の碗・皿とはモデルとコピーの関係にあるため、その用途もこれに準じていると考えてよい。一方、土師質の皿については、観察されたように灯明皿と食器としての盃、皿とがあり、その特徴ある出土状況を考え合わせると、中国製品や瀬戸・美濃焼のそれとは異なった使われ方をしたことも考えられよう。

第13表は、生産地ごとの破片数の組成比を示したものである。朝倉館との比較のため、左欄は土師質土器を除外したもの、右欄は含めた組成比を各次数ごとに例示した。朝倉館の土師質土器の破片数は、先の平均値による換算値を用いた。

この表によれば、武家屋敷と推定された第15次調査と、寺院と推定された第17次調査の傾向がたいへん良く類似していることが指摘できる。すなわち、土師質土器が約60%、越前焼が約30%で、両者で90%を占める。これに瀬戸・美濃焼、中国製品が各々数%ずつ加

日本製陶磁器	越前焼	甕	1744	61.0
		壺	692	
		挿鉢・鉢 他 計	802 11 3249	
瀬戸・美濃焼	鉄釉 碗 皿 他 灰釉 碗 皿 他 銅緑釉皿 計	碗	267	8.2
		皿	0	
		他	42	
		碗	16	
		皿	50	
		他	26	
銅緑釉皿	33			
計	434	8.2		
瓦質陶器	火鉢 香炉 他 計	火鉢	8	0.2
		香炉	1	
		他	4	
計	13	0.2		
中国製陶磁器	青磁	碗	115	8.8
		皿	134	
		鉢・盤	73	
		他 計	145 467	
	白磁	碗	0	11.1
		皿	478	
他 計		111 589		
染付	碗	254	9.0	
	皿	161		
	他	65		
	計	480		
中国製他		26		
朝鮮製陶器	平茶碗 タタキ壺 計	平茶碗	28	1.2
		タタキ壺	37	
		計	65	

総破片数5323片

第12表 館内出土陶磁器の一覧

5. 遺物群の年代について

	15 次 調 査		17 次 調 査		18 次 調 査		朝 倉 館	
土 師 質 土 器	—	62.3	—	60.6	—	73.4	—	91.2
越 前 焼	77.7%	29.3 (91.6)	74.1%	29.2 (89.8)	92.5%	22.0 (95.4)	61.0	5.3 (96.5)
瀬 戸・美 濃 焼	3.5	1.3	6.5	2.6	5.2	1.2	8.2	0.7
瓦 質 陶 器	0.4	0.2 (1.5)	0.2	0.1 (2.7)	0.2	0.1 (1.3)	0.2	0.02 (0.72)
中 国 陶 磁 器	17.3	6.5	18.0	7.1	11.5	3.1	29.3	2.5
朝 鮮 陶 器	0.5	0.2 (6.7)	0.2	0.1 (7.2)	0.5	0.1 (3.2)	1.2	0.1 (2.6)
破 片 数	7704点	20452	15547点	39498	16404点	61593	5323点	61665
	8.5/m ²		19.3/m ²				9.86/m ²	

第13表 一乗谷出土陶磁器の生産地別比率

わっている。この場合、中国製品の方が2～3倍の数値が高いことが注目されよう。この両者の場合、当然ながら土師質土器を除外した左欄の数値もよく似ている。これに対して町屋群と推定された第18次調査では、土師質土器の比率が10%ほど高く、その分だけ他が低いが、全体の順位は同じである。一方、朝倉館ではこれ以上に土師質土器の比率が高く、土塁内側分だけでも91%となる。土師質土器を除外した数値をみても、越前焼、中国製陶磁器、瀬戸・美濃焼という順位は同じであるものの、越前焼の比率が低く、中国製陶磁器の比率が非常に高いことが示される。この数値に示された傾向が当主の館としての性格を反映した意味のあるものなのか、あるいは攪乱のない地点に比べて、出土状況に述べたように、後世の攪乱の影響によるものなのか、今後の比較例の増加をまって考えてみたいと思う。

5. 遺物群の年代について

朝倉館より出土した遺物群について年代を考える時、大きく2つのグループが存在する。それは、すでに述べてきたように天正元年（1573）に焼亡したこの館において、①天正元年をその下限とする遺物群と、②慶長の初期に心月寺が館内に建てられるが、それに由来するものも含めて、天正元年以降の遺物群とである。

②のグループに属すと考えられるのは、G項で扱った唐津焼、伊万里焼をはじめ、図が青花の項にあり混乱しやすい409～411の碗、越前焼では27、43の塗鉄された鉢などであり、さらに銅銭の寛永通宝などもこれに入る。形式的にみて大変微妙なのが灰釉折縁皿218、中国製青花碗415である。この2例について現時点で断定するのはむつかしい。しかし、これまでに蓄積された一乗谷地区の攪乱のない発掘地点の遺物、数万点の中にこれらが認められないことを考えると、②のグループに入る可能性が強い。

①のグループについて、遺構の年代からその上限を決めるのは困難である。一般的に遺構から出土した遺物は、使用され廃棄された結果を示すものであるから、遺構の下限よりも生産年代が古いいろいろな遺物が共伴することは当然である。この時、形式的に古い遺物が認められても、それが伝世一使用された状況で共伴したのか、より古い遺構からの混入なのかを認定するのはむつかしい。しかし、この館の場合最大限に古い時期を想定しても1470年代と考えられ、これより古い遺構からの混入についてはなかったと思われる。したがって、原則的にはこの館内より出土した②のグループを除いた遺物群は、1573年を下限としてこの館で使用されたものと考えることとする。各々の遺物の中の型式で量的に主体を占めるものは当然として、少数派——例えば越前焼大甕における48、49、越前焼鉢における37、38、青花蓮弁文碗におけ

る301, 307, 313などについても伝世使用の結果と考えられる。これらの中には、PL. 53に示した宋代と推定される白磁瓜形鉢に代表されるように骨董品として意識的に伝世したと考えられる貴重品の存在も指摘できる。

今後の一乗谷の遺物群の研究の中で、型式 (Type) の概念による編年的な視点はもちろんであるが、使用時における遺物群の組み合わせ (Assemblage) の視点からの分析も進めていきたいと思う。

6. 結 語

昭和43年から6年をかけて実施された朝倉館跡の発掘調査は、非常に多くの成果をもたらした。この発掘調査によって検出された遺構や遺物には、調査前には予想もしなかったものが多くみられ、その意味では戦国武将の遺跡に対する従来の概念を一変せしめるものであったといえよう。端的に言えば、越前の一戦国大名であった朝倉氏の日常生活が、住宅をも含めてこれほど豊かなものであったとは、誰も予想しなかったのである。

朝倉館跡の発掘調査によって明らかにされた成果の第1は、これまでまったく不明であったといってもよい戦国大名の住宅形式の実態が明らかとなったことであろう。館内に主殿を中心として整然と配置された建物群をはじめとする諸遺構は、朝倉義景の居館が文献や絵図から復原される足利將軍邸に、規模や質において決して劣るものでないことを示してくれた。もとより、遺構の残存状況がまれにみる良好なものであったからこのような比較ができるわけであるが、この点だけでも朝倉館跡は貴重な遺跡であるといえよう。また、居館内の各建物の性格がある程度明らかにされたこと、建物配置による館内の構成が明らかとなったことも重要な成果の1つである。それと、この居館が30年足らずの存続期間に大きな改造をうけていることが明らかにされたことも、城主の居館が決して固定的なものでないことを示してくれた点で大きな意味を有するものである。

成果の第2は、池や中庭を中心とする庭園施設が明らかにされたことである。これまで戦国武将の庭園は豪放ではあるが粗野なものが多いとされてきたが、朝倉館跡で発見された庭園はその見解を覆すに足るものであった。そこには京都でみられるような洗練された趣はみられないとしても、整ったたたずまいを示しており、優雅な趣すら認められるのである。本来、庭園は周囲の庭間施設と一体になるべきはずのものであるが、多くの場合、この時代の庭園は庭園のみが知られているのみであった。その点で、この庭園は周囲の諸建物の存在も明らかにされ、庭園史の研究にとって貴重な存在となるものであろう。またこの庭園の場合、朝倉氏滅亡時直後から地中に埋れていて、後世の改変をまったく受けていないことに特色があろう。いわば戦国期の生の資料なのである。

成果の第3は、大量に出土した遺物である。中国製陶磁器、瀬戸・美濃焼、越前焼などの日常什器、また茶器、花器、将棋の駒、刀剣類、行火をはじめとする石製品などは、朝倉氏の日常生活の一端を明らかにしてくれた。それと同時に、これらの遺物が義景館跡から出土し、しかも紀年銘を有する遺物と共伴することは、少なくともこれら遺物の使用された絶対年代が明らかになるのであり、これらが16世紀後半における遺物の編年研究の基準となりうるものなのである。また、中国や朝鮮、あるいは日本の各地で製作された遺物が数多くみられることは、一乗谷とこれらの地の交流を物語る資料としても重要な意義を有している。

以上、発掘調査によってえられた大きな成果の幾つかを紹介したのであるが、この調査によってすべて

6. 結 語

が解決されたのでないことは当然である。数多くの問題が残されているし、発掘調査によって新たに生じた問題もある。例えば、朝倉館跡が義景の居館であったとすれば、残る4代の城主達の居館はいったいどこにあって、どのような内容のものであったのかという疑問が自然に浮かび出てくる。また、義景館に限っても下層遺構の存在することが明らかにされたけれども、その実態については不明のまま残されている。城主の居館が決して固定的なものでなく、絶えず変化していると前言したが、初代から5代にかけての居館の変遷がどのようなものであったか、それは位置や規模だけではなくそれぞれの住宅形式の変遷までも含むのであるが、それについては将来に残された課題である。

出土遺物についても、不明のまま残された点が多い。前言したように早急に望まれるのは、これらの編年的研究であるが現在のところ資料の制約もあって必ずしもその大系が確立されているわけではない。今後の調査と研究を進めなければならない最大の課題であろう。

一乗谷朝倉氏遺跡の発掘調査は、緒についたばかりであって、指定面積278ヘクタールの中の1ヘクタールほどの調査が終ったのみである。したがって前述したような問題の解決には、まだまだ時間がかかるものと思われる。居館だけではなく、武家屋敷、寺院、山城、城戸、町屋などの諸施設の調査によって解決される問題も多い。その意味では、朝倉館跡の発掘調査は新たな問題提起の出発点であるともいえよう。今後の調査が稔り多いものであることを確信して、この報告を終ることとする。

註

- (1) 松原信之『越前朝倉氏と心月寺』心月寺 昭和47年。この中でこれらの文書が初めて紹介されている。
- (2) 川上貢『日本中世住宅の研究』墨水書房 昭和42年
- (3) 川上貢 前掲書。義量と義勝の場合は、在職期間が短かく幼にして薨じたためであって、義景の場合とは事情が異なるけれども、将軍といえどもすべてが邸を新造したのではないという参考例にはなるであろう。
- (4) 川上貢 前掲書。足利将軍の住宅については、これまで数多くの研究が積み重ねられているが、ここでは川上氏の研究に拠っておく。
- (5) 川上貢 前掲書
- (6) 川上貢 前掲書
- (7) 太田博太郎『書院造』東京大学出版会 1966年

第7章 朝倉館跡の環境整備

1. 概 要

史跡の環境整備事業の意図するところは、遺跡の厳正な保護策を構ずると同時に、造形的、風致的な工夫をこらして史跡を一般の活用に資することにある。いいかえれば、遺跡整備の目的は、従来雑草の生い茂るままに放置されていた遺跡に、保存科学的処理、適切な造園や施設を行ない、そこを訪れる人々に、遺跡を通じて、過去の人々と語り合い、また同じ関心をもって訪れる人々と、ともに学び交歓する新しい意味の広場を提供することであり、同時に遺跡を緑地空間として再造成し、人々の都市集中と都市発展にともなって悪化してゆくわが国の公園緑地の状況を少しでも緩和するように、緑の環境を、静的レクリエーションの場を提供することであろう。

ところで、遺跡は、他の文化財と多少異なり、遺構や遺物という構成要素が地下に埋没しているものが大部分であり、現状のままでは「観賞」できるものがきわめて少ないのが普通である。したがって、遺跡の意義を一般に伝達するには、(1)地下の遺構を直接露出して見せることが、もっとも好ましいのであるが、他方、遺構を露出されることは、環境整備の第一の目的である遺構保存の面で、十全な保存技術上の手当を必要とする。地下の遺構を保護しながら、遺構を表示する方法として、(2)建物を復原する。(3)基壇のみ復原する。(4)土壇を築き、建築の規模を示す、(5)張芝で平面を表示するなどの方法があり、またそれぞれで、用いる材料により非常に多くの方法が考えられるが、いずれの場合にも、保存科学的立場とデザインの両面から十分な検討を行なう必要があることは云うまでもない。

朝倉氏遺跡は、はやく昭和5年に文部省から史跡名勝の指定をうけ、昭和42年には指定区域が追加され「一乗谷朝倉氏遺跡一城戸跡、城跡、館跡、附南陽寺跡」となった。昭和40年度から史跡の保存と活用を図るために文化庁が始めた史跡環境整備事業の一環として、朝倉氏遺跡も42年度から旧足羽町を事業主体として環境整備を行うことになり、朝倉氏遺跡整備事業委員会を発足させ、同年度は文化庁記念物課の指導で、南陽寺跡庭園、湯殿跡庭園、諏訪館跡庭園の復旧、遊歩道の新設、湯殿跡石垣復旧などが行われた。43年度から館跡の整備に取り組むことになり、同委員会で、全面的な発掘調査を行ない、できるだけ遺構を露出展示する方向で整備する計画が採択され、奈良国立文化財研究所の協力により館跡の発掘調査、および環境整備計画の実施案が作成され、事業は3カ年にわたり継続した。この間に農業構造改善事業の実施にともない、上城戸の南方で屋敷跡、寺院跡と推定される遺構が一部破壊されたため、農地改良が予定されていた城戸の内全域を含めた278haが昭和46年7月特別史跡に格上げ指定された。

これを契機に、従来足羽町で行なってきた発掘調査、環境整備を福井県が、史跡管理を福井市が分担協力して進めることになった。同時に福井県は朝倉氏遺跡調査研究協議会を発足させ、従来足羽町で行なってきた諸事業の計画、立案等を引きついたのである。また県は同遺跡調査研究所を設立し、調査、整備に本格的にとりくむことになった。

このように館跡の環境整備事業は、事業主体が町から県に移行し、遺跡の特別史跡への格上げ、指定面

2. 計 画

積の拡大等を含めて発展的にその規模を拡大してきたわけであるが、館跡については、昭和43年度から整備工事に着手し、47年度に至って工事を完了した。

工事経過の概要は、昭和43年度は、建築遺構（5棟）、花壇を含む庭園部分、排水路等 700m² の整備を、44、45年度は建築遺構、築地跡、井戸跡等 2150m² を、46年度は北側土塁、庭園修復、貯水池の整備等 1470m² を行ない、47年度には南、西土塁等 4300m² を、園路造成 577m²、案内板設置、植栽などを行ない、48年3月をもって館内の整備を完了した。

なお、施工は全工事にわたって株式会社熊谷組が行なった。

2. 計 画 (PL. 63, 第39図)

先にも触れたように環境整備の実施に先立ち、館跡環境整備委員会が結成され、整備計画について検討が重ねられた。その結果、館跡の遺構は礎石建物がほとんどであり、しかも礎石等の遺存状況が比較的良好であるため同委員会ではその学術的価値を重視し、館跡の環境整備方針として、遺構の露出展示を原則とすることが採択された。

わが国では、遺跡を露出展示している例はきわめて少ない。それは露出展示のための保存処理の方法とその効果、さらには経費等の面から実現できる可能性が従来少なかったからである。

今回の館跡で行なった露出展示のための保存科学的、工学的処理の主なものについてここでふれておきたい。

保存科学的処理の対象は、主として礎石庭石等石の保存処理と遺構面(土)の処理の2点にしばられる。

館は全体に火をかぶっているため、礎石等の風化はそれらを露出した場合いちだんと激しいことが予想される。それゆえ、科学的方法による保存処理を施すことによって、未処理のまま露出されるよりははるかに良い結果が得られると考えられた。しかし保存処理に使用される合成樹脂は礎石等の石質に対して影響を与えないことが条件となる。石質類の保存処理に合成樹脂が利用された例は、過去20年間で相当の件数にのぼっている。一例として奈良県檜隈寺の石塔補修に有機珪素化合物の他エポキシ系の合成樹脂が使われている。これらは石質に対して何ら化学的変化をおよぼしていない。

石の割れ方について克明に観察した結果、大きく次の3つのタイプに分けることができた。

- (1) 完全に剝離しているが、その剝離片が比較的小さい場合でも、これを元の位置にもどすことが可能な状態のもの。
- (2) まだ完全に剝離していないが、石の内部に大きな隙間ができているもの。また同等の大きさでいくつか割れているもの。この場合それらを接合するのにどちらかを移動させなければならず、その結果礎石の場合柱間寸法が実際と違ってくるおそれがある。つまり、建築学的見地からその移動が困難なものである。これらはいずれも大きな隙間をそのままにして保存処理を施さなければならない。
- (3) 非常に細かい線状のひび割れを呈しているもので、まだ隙間は出来ていないが、将来ここから剝離していくことが容易に推察できるもの。

一方、破損している石の全体に対する割合を知るため、礎石、溝石、その他の3種について各々300個を抽出し検討した結果、第1、第2のタイプに相当する石が全体のうちの約10%、第3のタイプについては約20%を数え、保存処理を要する石をあわせて全体の30%を占める。

また、石の種類は大半が安山岩と凝灰角礫岩である。これは、北陸地方から大阪周辺にかけて大規模な

安山岩層が走っており、福井地方ではもっとも豊富な岩石の一種である。

保存処理は、さきに述べた3タイプの各々に対して次の要領で実施した。

タイプ1；剝離片の接着剤にはエポキシ系の合成樹脂“Araldite 106, CiBa Gaigg”を使用した。その接着強度に関しては、簡単な衝撃テストを行ない、接着された部分とは無関係に無傷の他の部分が粉碎されるという結果を得た。この接着剤はすでに広島原爆ドームの補修に使用されて成果をあげたものである。接着効果をあげるため、剝離片は、あらかじめよく洗浄し、完全に乾かしてから接着剤を塗布するようにした。なお、接着処理後剝離片に欠損部分があったりして、接着面に隙間が生じる場合には次のタイプ2の方法に従った。

タイプ2；隙間を充填する際、同時に接着力を要求されるため充填剤の選択にはその効能に対する十分な配慮を要する。ここでは一般に新旧コンクリートの接着に用いられるエポキシ系の合成樹脂“Bostik 3003J, Bostik Japan”を使用した。剝離面には“Bostik 3003”を塗布した後、補修すべき石と同質の岩石を砕き、同剤と練り合わせペースト状の充填剤をつくり隙間に埋め込んだ。

タイプ3；普通は圧入ポンプ等を利用しての注入法が効果的であるが、線状の非常に細いひび割れなのでタイプ2で使用したと同じ接着剤をトロール溶剤で希釈して粘度を下げ注射器や毛筆などで注入した。なお、この場合、合成樹脂の固形分が少なくなるので数回繰り返して注入した。

以上のように各々のタイプに応じた保存処理を施したのちに、破損していないものも含めた全体の石に対して有機ケイ素化合物（商品名エチルシリケート40、バインダーS-1）を塗膜した。これは同化合物の撥水性を利用して水分を遠ざけ、その主成分であるSiO₂の耐熱性を生かして礎石等が露出された環境に順応するまでの保護を目的としたものである。

保存処理とは別に、設置場所が明確で欠失している礎石や溝石は新材で補充した。それらについての詳細は後述する。

次に遺構面（土）の保護の問題がある。露出展示するためには遺構面が流出崩壊しないような措置を構建しなければならない。

土そのものを固化して保存する例は今までにいくつか見られるが、遺跡に対しては困難とされている。すなわち遺構に対する地下水の影響や、注入固化する合成樹脂のため、土の色が変わったり、激しい収縮やひび割れが生じたりして遺構の保存処理ではほとんど成功した例がない。そこで館跡では、合成樹脂による土の固化は後に詳述する築地基底部石敷遺構の目地など部分的な処理にとどめた。遺構面で流出しやすく、またかなりの面積を占める建物部分については、積雪や雨に強く、また将来改変可能な材料であること、また礎石を引き立てさせるものであることなどの理由でアスファルト舗装とし、レンガを界線に用いた。建物以外は、もともと砂利敷きであった場合がほとんどで、それぞれ旧土の粒度に近い砂利で被覆することとした。また場所により三和土舗装、張芝等を併用し、土塁については一部グラウト工法を応用するなど種々の方法によったが、これら詳細については後述する。

3. 細部計画 (PL. 64～72, 第40～46図)

整備の細部計画では遺構の修復保存のための保存科学的、保存工学的な処理に重点がおかれたが、工事内容としては建土工、土塁整備工、庭園修復工、排水工、園路工、案内板工、植栽工などに区分できる。以下各工事別に、遺構に従ってその細部についてのべる。

A. 建築遺構

先にも述べた如く建築遺構については、礎石に保存科学的処理を行ない、遺構面はアスファルト舗装で保護することを原則とした。舗装厚は礎石との関係で 5cm とし界線にレンガを用いた。

SB 01 SB 07, SB 09 と区別するための界線と同時に舗装仕上り面の高さに差をつけた。

SB 03 井戸屋形の部分を区別する意味で舗装材料を砂利に変えた。また石敷部分 (SX 42) は欠損している石の補充を行ない雑草の侵入を防ぎ、石敷の破壊を防ぐなどの理由で目地にエポキシ系樹脂を注入した。SB 41, SX 52 についても同様の工法で施工した。

SB 05・SB 06 ともに小石敷の部分を含み、遺構の規模を表示することとした。

SB 09・SB 10 ともに欠失している狭間石を同質の凝灰岩切石で補充した。

SB 11 南より 2 間は当初路次と判断したので下記の容積比により、下塗厚 4cm, 上塗厚 2cm の三和土舗装とした。

上塗	山砂利	3	下塗	土	4
	消石灰	1		石灰	1
	セメント	1/2~1/2		セメント	1/2
	オズサ	0.7kg/坪		スサ	1.5kg/坪

SB 53 欠失している礎石16個を補充した。

SB 55 (北門) 排水を考慮して、遺構の小石敷の上に三和土舗装を行ない、その上に径10cm内の玉石を敷きつめ、さらに化粧砂利を敷いた。玉石を敷きつめたのは、遺構面にかなりの勾配があり、化粧砂利が流れるのを防ぐためである。

SB 56 (南門) 他と区別する意味で砂利敷とし、柱位置にヒューム管を布設した。築地に接する櫓 (SB 57) は法すそに玉石をまわして土塁とし、建物の範囲を人造石で仕切り、外と区別する意味で、内部は砂利敷とした。

SX 46・SX 47 ともに石垣をみせるため底にモルタルを打ち、ある程度滞水した後南北溝に排水できるように勾配をとった。

SA 15 この柵の掘立柱穴には陶管を布設し、SB 98 では柱穴の径にあわせたヒューム管を布設して表示した。

SA 14 埋設されていた木箱 4 個のうち 3 個は保存上の問題から新規のものと交換し腐朽を防ぐため蓋をのせた。木箱の内寸法 16×9×64cm, ヒノキ材で釘どめとした。

SX 25 縁石の一部が欠損しており、同じ石材で復原寸法 350×100×977mm 5本, 330×100×440mm, 350×100×535mm のもの各 1 本を補充した。地中に 200mm, 地上部は 150mm である。内部の植栽は室町時代の文献に見られる花卉にできるだけ近づくように、キク, キキョウ, ボタン, シヤクヤク, ハギを選んだ。

SE 26・SE 27 昭和43年度調査で SE 26 より出土した井戸碎片 (第11図, 図中薄墨をかけた部分) および井戸の規模から井戸枠を推定復原し、同じ石材 (凝灰岩切石) で作り設置した。なお SE 49 は埋めもどし位置の表示にとどめた。

SX 36 築地基底部の土の部分の流出崩壊を防ぐため、合成樹脂で土を固めることとした。合成樹脂は、土の色の暗黒色に変化させるが固化すると非常に堅くなるエポキシ系と、土の色をあまり変化させず弾力

性を有し耐候性の良いアクリル系を併用した。施工は次のように行なった。先端部にいくつか穴をあけたパイプを約 10cm 間隔に打ちこみエポキシ系樹脂を加圧注入し、十分固化した後アクリル系樹脂を全面に含浸させた。これにより深さ約 20cm 程度までの固化が期待できる。

SX 67 崩壊している箇所を積み直し、欠損している石を補充して復原し、石積の崩壊を防ぐためエポキシ系樹脂を注入した。

B. 土塁整備

北土塁 石垣の遺存状況に応じて工法を変えた。北門 (SB 55) 以東で崩壊寸前の長さ約 10m についてはもとの石積法にならい積み直し、目地を樹脂で補強した。門より西 47.3m の部分は石積み補強のため、グラウト注入作業を行った。43.7m のうち門から 19.2m については薬液 (珪酸ソーダ、水、セメント、ベントナイトの混合液)、それ以西についてはセメントミルクをそれぞれ石垣天端より加圧注入した。薬液注入は、25カ所、直径 5cm の注入管ロットで最高深度 1.8m、平均 $0.7\text{kg}/\text{cm}^2$ で1カ所平均 1100l 注入した。ミルク注入は、21カ所、同パイプで最高深度 1.8m、平均 $0.7\text{kg}/\text{cm}^2$ で1カ所平均 950l 注入した。浸透断面は 1.8m 角と想定される。ともに施工にあたり、石垣表面 (目地) に液が吹き出さないよう圧力を加減したり、断続注入を行なった。使用材料を変えたのは強度を比較するためであり、今後の検討課題である。また門より西側の石垣上面に幅 1m の砂利敷園路を造成し、法面には張芝を行なった。

西・南土塁 石垣、階段とも石の欠損している箇所は補充し、崩壊している所は積み直しを行なった。西土塁の唐門以南は、北土塁同様上面にコンクリート縁石を持つ幅 1m の砂利敷園路とした。唐門以北は石垣が欠損しているため、石垣を復原した。また発掘調査で検出した犬走りは盛土張芝を行いその規模を表示した。西土塁より西南隅櫓 (SB 57) に登る勾配が急峻なため、玉石を埋め込み階段様の施設を造成した。南土塁は土塁中央に門 (SB 56) が設けられており、それ以東湯殿跡に至る間が急勾配で、園路として

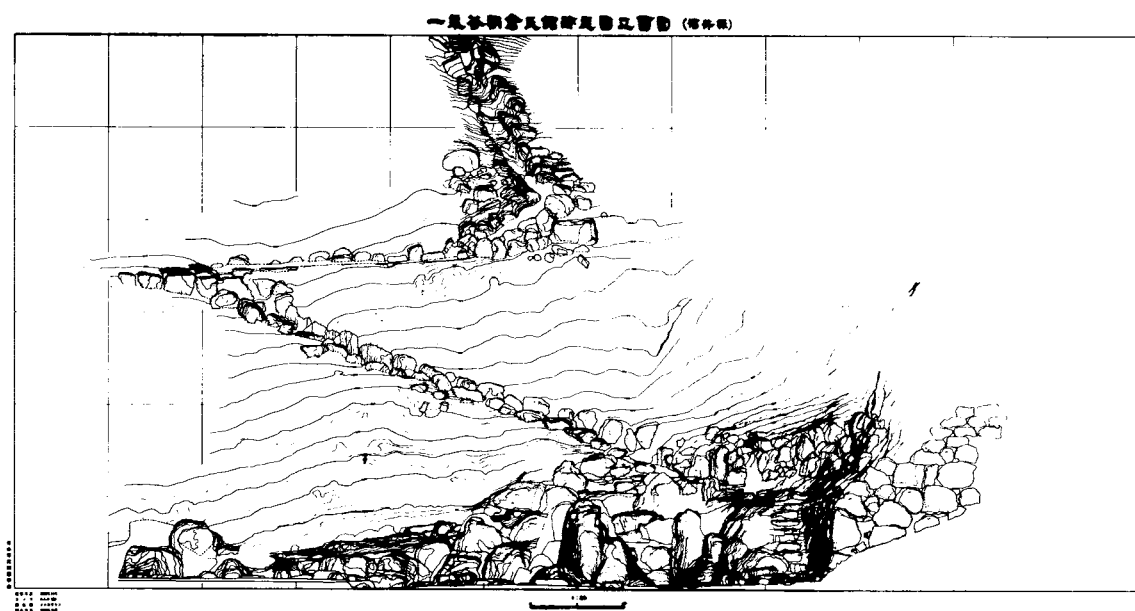


Fig. 42 修復後の庭園立面図

3. 細部計画



Fig. 43 修復後の庭園平面図

の利用が困難なため全面張芝とした。南側斜面は灌木（サツキ、ツツジ、アセビ等）を3本/m²のわりで植栽した。

C. 庭園修復

庭園修復は、後述する貯水池より発するつづら折れの水路および園路、石垣、池護岸石垣、滝石組の修

復など多岐にわたるが、全般的に修復工事が過度にならないよう、とくに留意して行なった。また修理前、修理後それぞれについて写真測量により平面図、立面図を作成し記録保存の面についてもできるだけ配慮した。

池護岸 護岸石組のうち土圧で前面へ倒れている石8個を、その掘り方にあわせて起しまた欠失している部分を、移動して旧位置の不明な石2個で補った。池底については径30cmほどの天端の平な石を敷きつめてあり（一部欠失しているが）、その遺存状況が良好なため補修は一切行わなかった。

石垣修理 庭園の南よりの下方と正面中段の2カ所に石垣があり、残存する石および裏込めを生かして、下方については約3m²、中段については1～3段積みで約5m² 積み足し水路の護岸につないだ。

水路修復 庭園上部平坦地で護岸と底石(SD71)を利用して貯水池よりの導水路とするため補修し20m延長した。またそれに続く階段状をなす水路の護岸、底石および凝灰岩切石護岸の位置のずれを旧規に復し、崩壊を防ぐための目立たぬようモルタルで目地をつめた。

滝石組 滝は落差約2mを5段の段落としているが、石組は土圧により石数個が崩れていた。幸い流れの底石がよく残り流れの幅が復原できるので、その幅にあわせて石を組み直した。

園路 池北よりの石橋から、池の後方をまわり南下方の石垣にそった石段に至る飛石のうち、一部位置のずれているものは旧規に復し、欠失したと考えられる箇所は砂利敷とした。南下方の石段は9段であるが、うち中間の3段は前方にはらみ出していたので位置を移動した。池の北よりに石橋の残片が残っている所は、暫定的に同じ幅のヒノキ板をその上に渡した。

植栽 根じめとしてサツキ、ツツジをできるだけひかえめに植栽し、中段石垣上部の緩傾斜地にはツバキ、サツキ、ツツジなどを植栽し、他の地被はすべてコケによった。

貯水池周辺整備 園池の水源池を確保するため、既存の小規模な池を整備することとした。高所にあり、大雨の際崩壊の恐れがあったため、貯水池前面に、天端幅0.6m、基底幅1m、高さ1.5m、長さ17mのコンクリート擁壁を埋設し、その上に盛土し池周辺とも張芝で修景した。それと同時に貯水池下方の小台地を、展望と休養を目的とした小広場として整備した。湯殿跡庭園に通じる園路から台地に至る砂利敷の園路を新設し、台地の一部は花崗岩切石敷とした。台地の西端に法面の崩壊防止と見学者の安全性を考慮して、シガラミを組み盛土して高さ50cm位の土塁を造成した。修景として高木(クス、サクラ、カシ等)、低木(ツツジ、サツキ、ハギ)を植栽し張芝を行なった。

D. 排水工

館内の排水は、発掘調査で検出した雨落溝を利用することとし、側石の欠失する所は補充し、溝底の侵食を防ぐため底にモルタルを打ち、上面パラス敷とした。これらの溝は、北土塁の暗渠SX86、西土塁唐門脇の暗渠、南土塁の暗渠SX107の3カ所から外濠へと排水した。SX107の暗渠取り入れ口には、泥溜めのための溜罅を設け、暗渠取り入れ部の石組が一部崩壊していたため、径30cmのヒューム管を3m布設した。

E. 園路工

遺構保存のためと、他遺跡(湯殿跡、諏訪館等)への誘導を兼ねて館内を周遊する園路を設けた。唐門を入れて東に直進し、SB05の西で南折して湯殿跡へと東進する園路(1)と、唐門より東、北土塁にそい、さらに東山裾、庭園をめぐる湯殿跡に通じる園路(2)、北門から南進しSB10前面にとりつく園路(3)を

5. 今後の問題点

それぞれ新設した。園路は幅員 2m を原則とした。

園路(1)の側溝は新設であるため人造石の割石を用いた。園路(2)(3)の両側には焼丸太を 2m 間隔にうちシュロ縄を通した。また湯殿跡への昇り口には16段の玉石階段を設けた。

F. 案内板工

貯水池下方の台地と北門脇にそれぞれ案内板を設置した。前者は 115cm×110cm、厚さ 3mm の銅板に図と説明文を腐蝕させ、ポリウレタン樹脂（黒色）を流し込み、表面をさらに透明なポリウレタン樹脂で被膜したものを、凝灰岩切石で枠組しコンクリートで内部を充填した基礎にはりつけた。後者は 120cm 角の亚克力板に、図と説明文を色と厚さの異なる亚克力板を貼りつけアルミアングルで縁どりしたものを、角鋼の支柱で支え、屋根をつけたものである。屋根、支柱は灰色で塗装した。

G. 植 栽

新たに造成した玉石階段周辺および、西南土塁と園路に囲まれた館跡西南部は遺構が少ないためすべて張芝とし、緑陰と修景をかねて常緑樹を植栽した。樹種はカン、シイ類、ツバキ、クス等であり、見学に支障のないように、また園路からのビスタを考慮して配植した。

4. 工 事 費

環境整備費は次の通りである。（詳細は 5 ページの総経費一覧表に示す）。

昭和 42 年度	4,000,000円
昭和 43 年度	5,836,000円
昭和 44 年度	10,000,000円
昭和 45 年度	6,700,000円
昭和 46 年度	10,000,000円
昭和 47 年度	20,000,000円
計	56,536,000円

5. 今後の問題点

最後に、環境整備が終了した後の朝倉館跡における問題点を幾つか指摘しておきたい。

まず、礎石その他の石に対して十分な観察を行ない、定期的に補強する必要がある。また、アスファルト舗装その他のペーブメントが徐々に損耗すると考えられるので、時々補修を行なっていく必要があろう。将来、より良好な保存材料が開発された場合には、もっと恒久的なペーブメントを導入することを考慮しておく必要がある。

第 2 は、雑草の処理と芝や樹木の手入れの問題である。アスファルト、芝、砂利などで舗装した後に雑草が生えて、外観をそこねると共に舗装材を破壊するであろうことは十分予想される。特に石とアスファルトとの間に雑草が生えて、アスファルトを損傷させるのみでなく、石そのものを破壊させる危険性がある。したがって、雑草除去は毎年欠くことのできないものであり、それと共に芝刈り、樹木の整枝手入れ

や補植を毎年計画的に実施する必要がある。

以上の2点は保存管理上の問題であるが、第3に、活用の面から考えねばならない問題点がある。昭和47年に策定された『朝倉氏史跡公園基本構想』は、朝倉氏遺跡を史跡公園として広く活用していくために、環境整備事業を実施する上での基本構想を提言している。その基本理念とするところは、「生活環境要因としての整備こそ観光開発としての目的に適合し、訪者の非日常的経験、歴史との対話を通じての自己啓発に資する」という考えにあり、これに基づいて278haに及ぶ遺跡を史跡保全地区・自然保護地区ないし森林修景地区・観光等の生活環境整備地区を設定して整備を行うべきであるとしている。その場合、朝倉館跡は位置的にみても、遺構の主要性においても、史跡公園の中心となることは疑い得ないのであって、今後他地区の整備もこの点に留意しつつ行なう必要がある。さらにまた、『基本構想』は将来の訪者を100万人を越すものと予想しており、集中利用時における同時帯在者の流れをスムーズに処理するためには、朝倉館を中心とした動線の設置をも考慮する必要がある。換言するならば、将来の史跡公園完成を目指して遺跡の整備を行なう上で、整備の終了した朝倉館跡をどのように位置づけ、どのように活用し、しかも遺跡全体の中にどう調和させて行くかが今後の大きな課題となるのであろう。

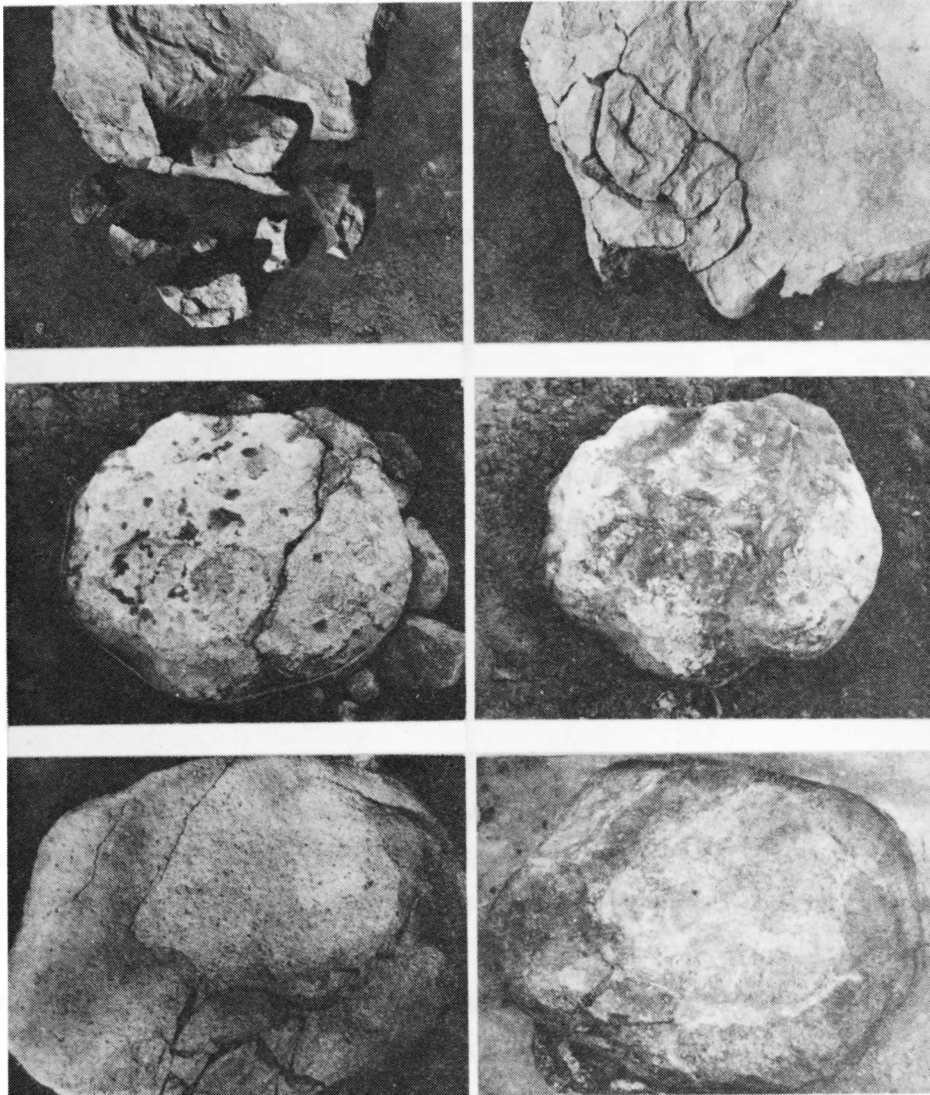
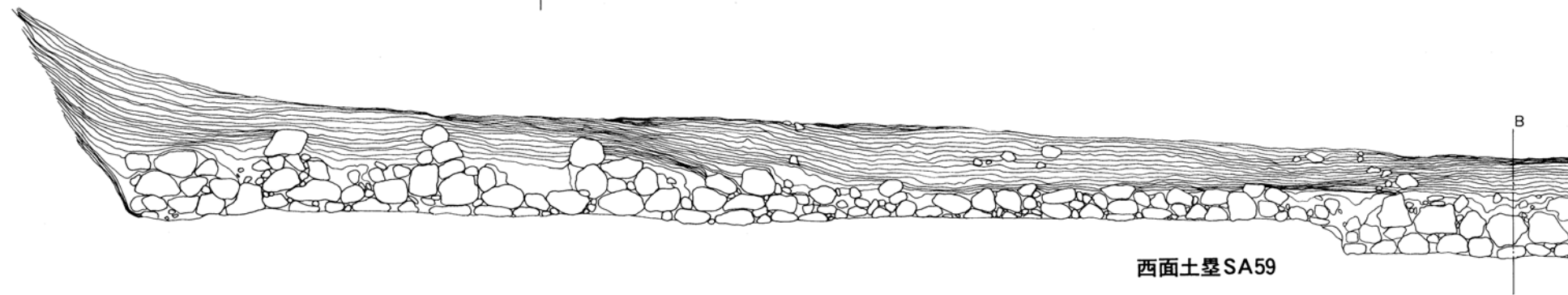
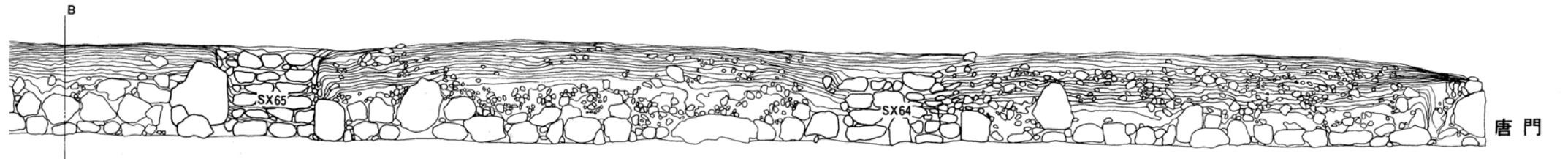
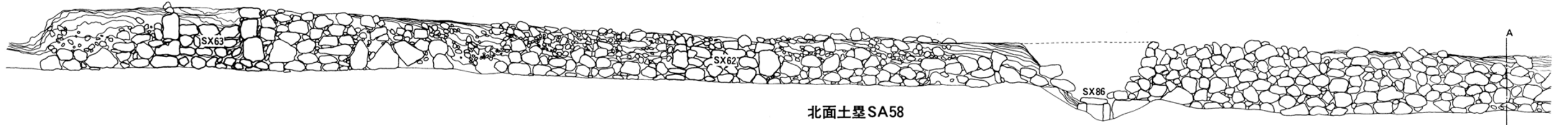
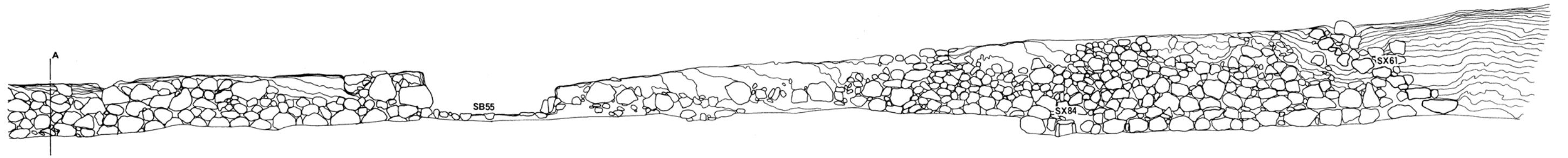


Fig. 44 礎石の保存処理

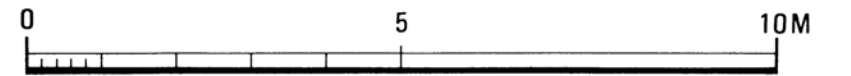
图

版

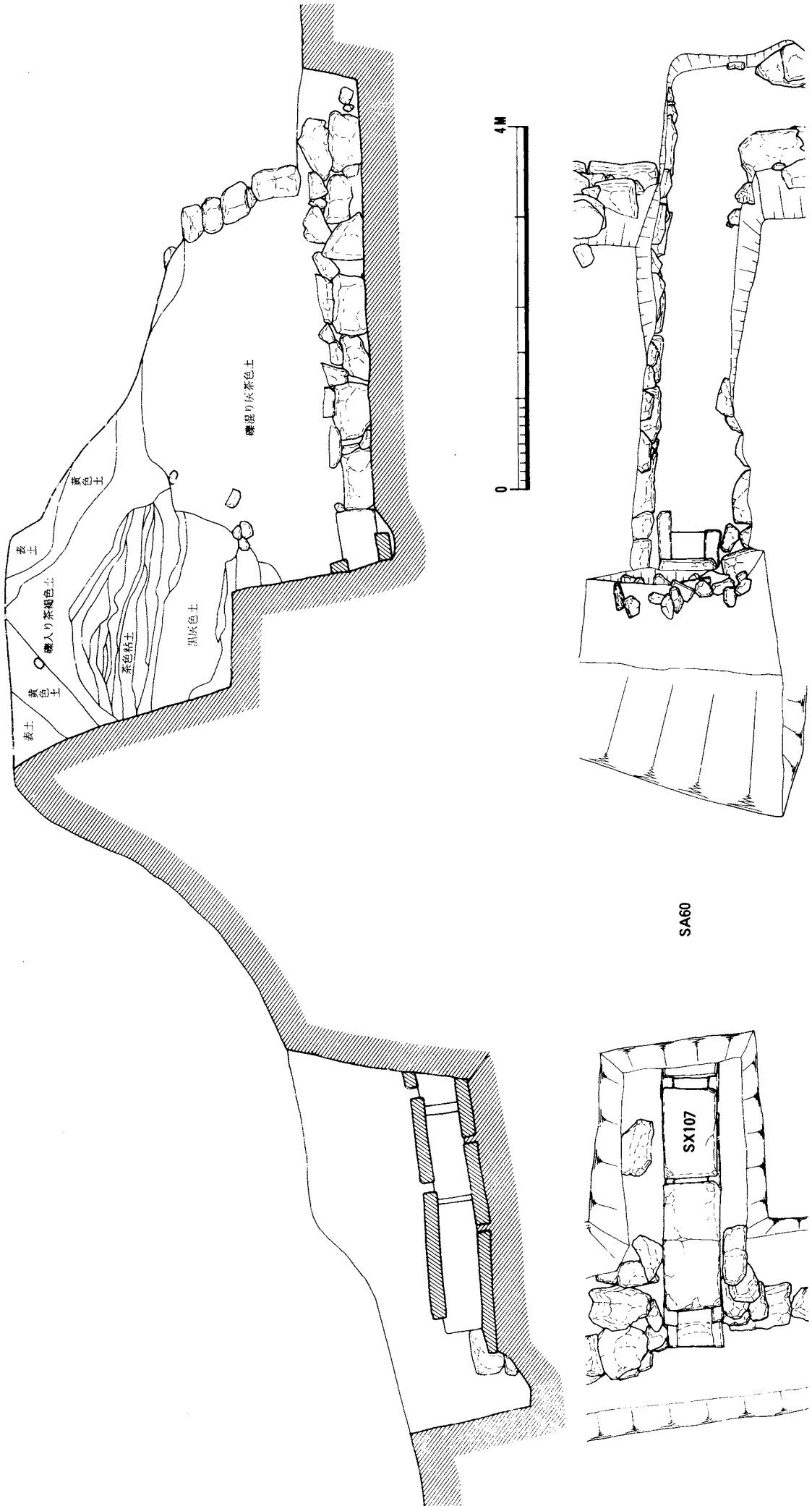
第1図 土塁内壁立面図



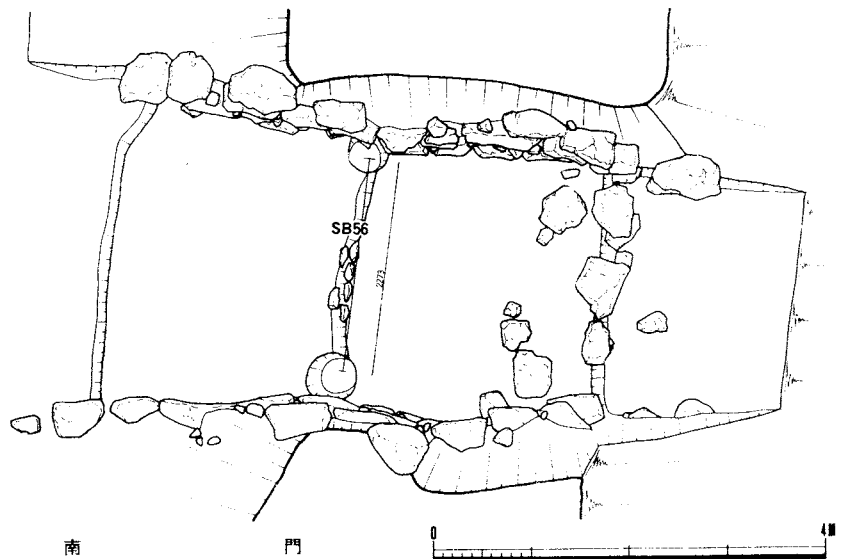
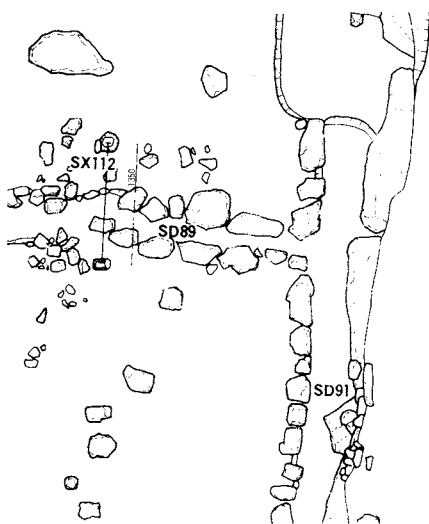
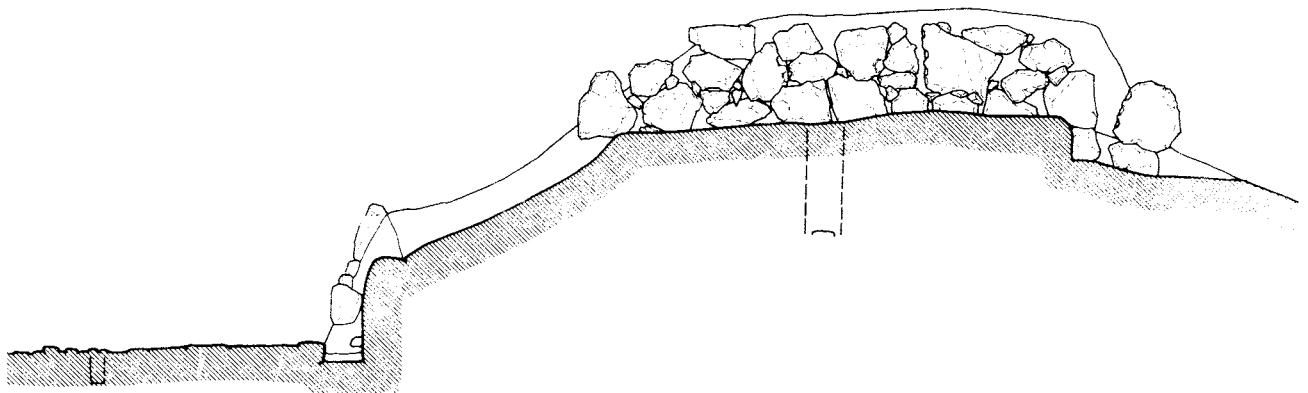
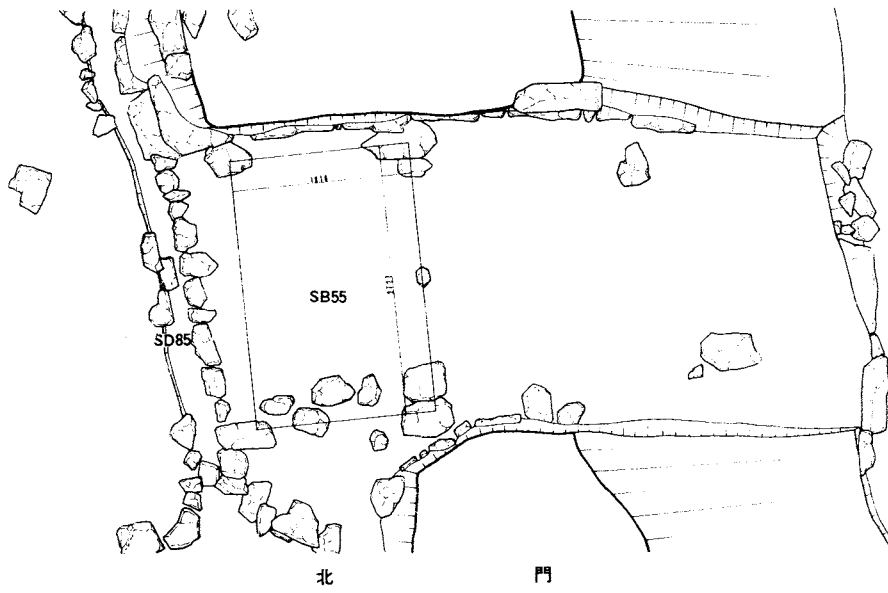
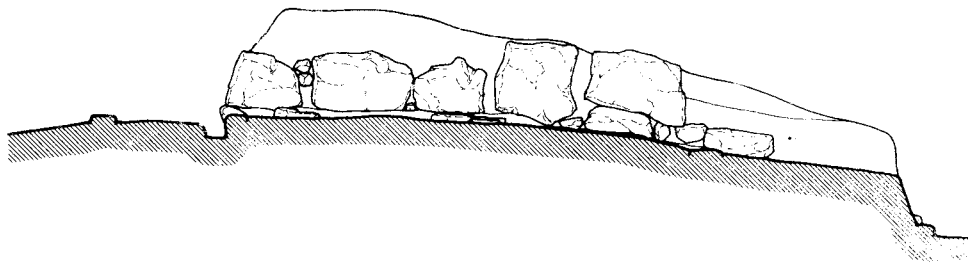
(奈良国立文化財研究所作成)

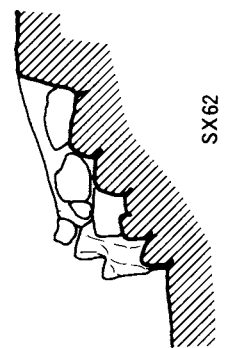
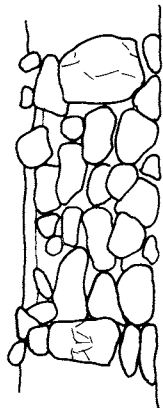
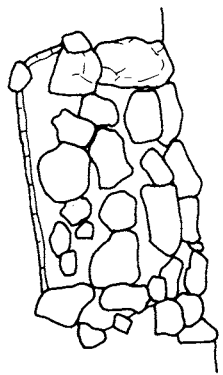
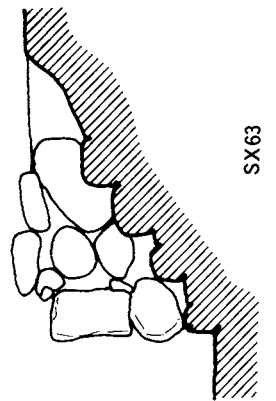
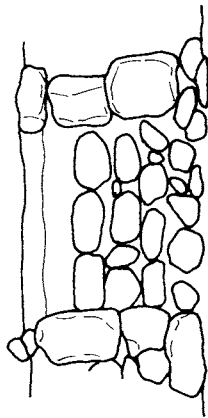
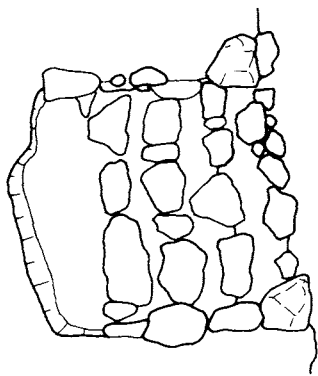
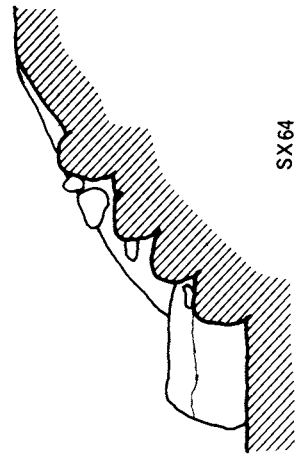
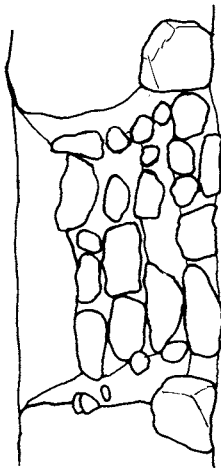
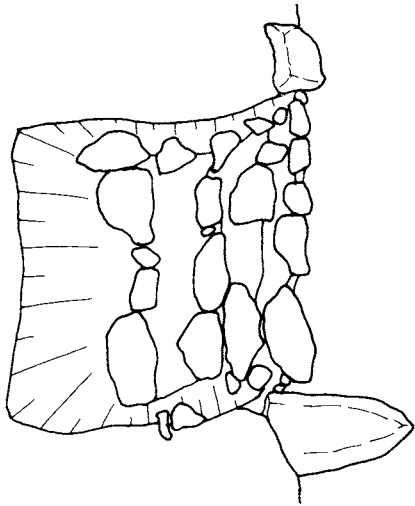
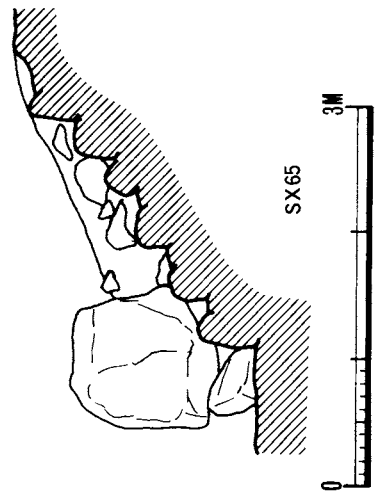
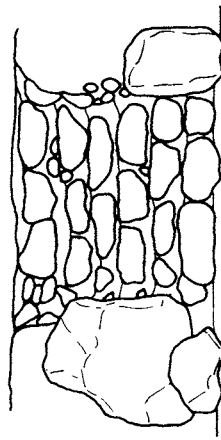
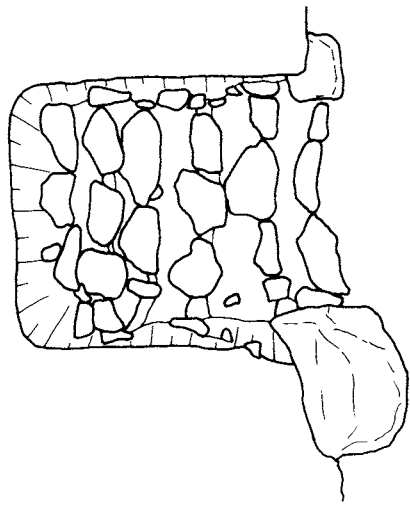


第2図 土壘SA60実測図



第3図 門SB55・56実測図





平面图

立面图

断面图

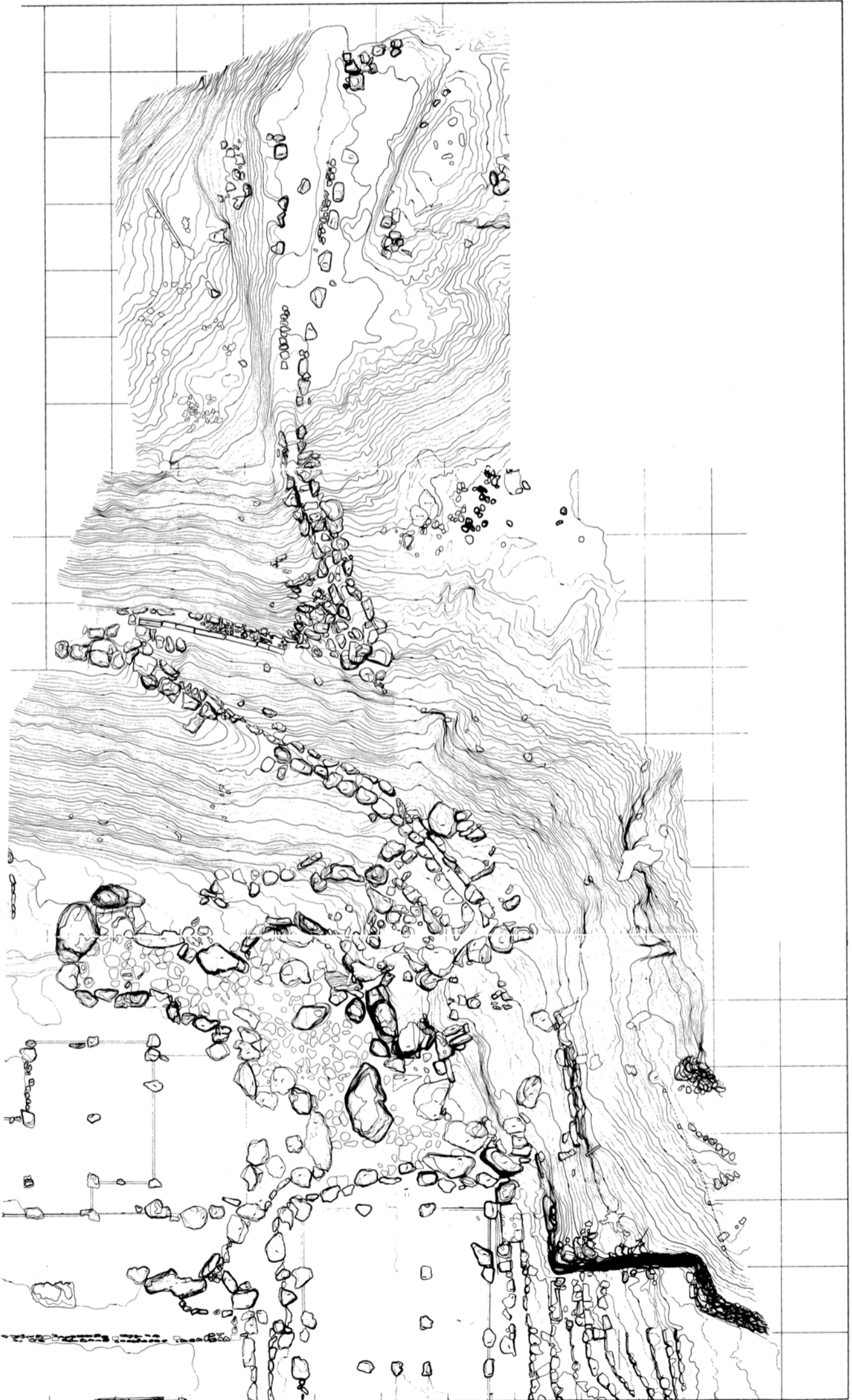
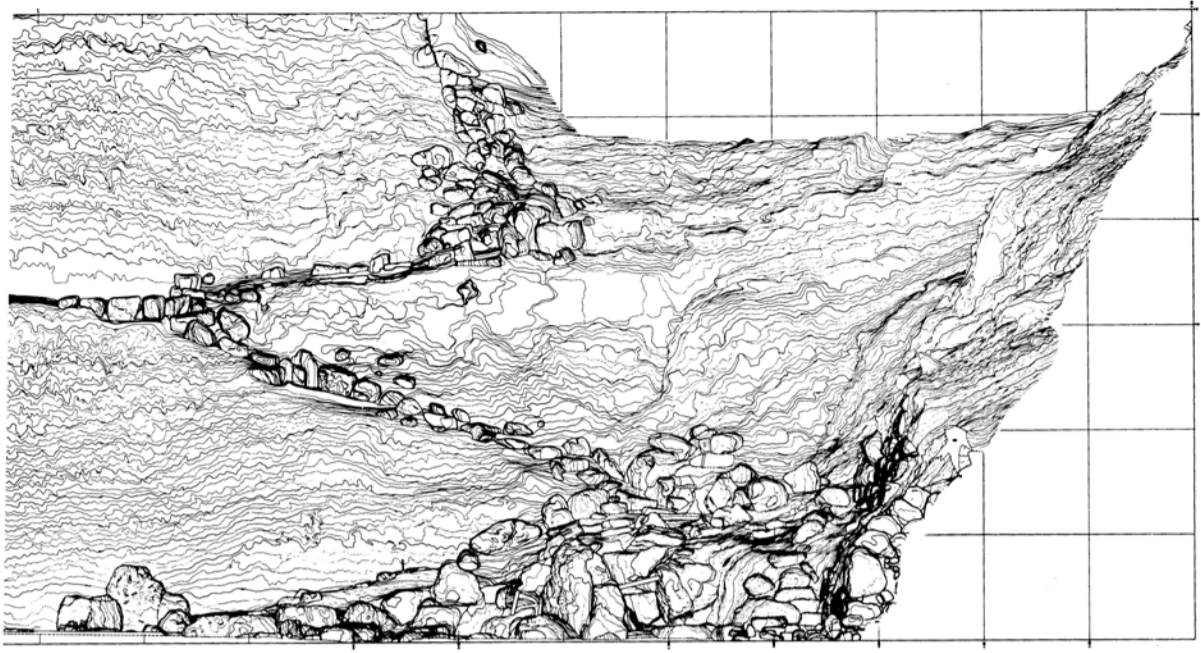
SX62

SX63

SX64

SX65

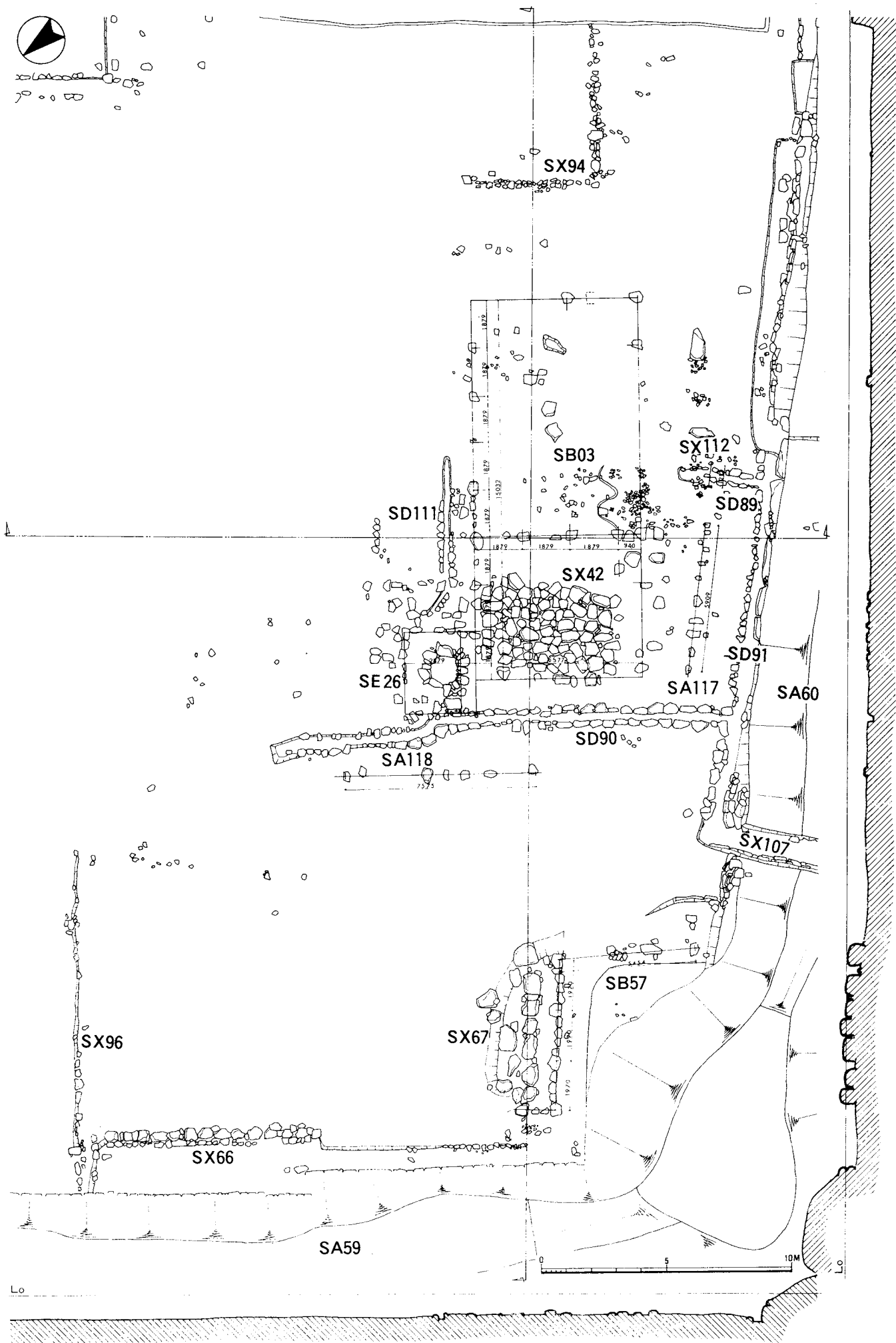
第5図 庭園SG20写真測量図



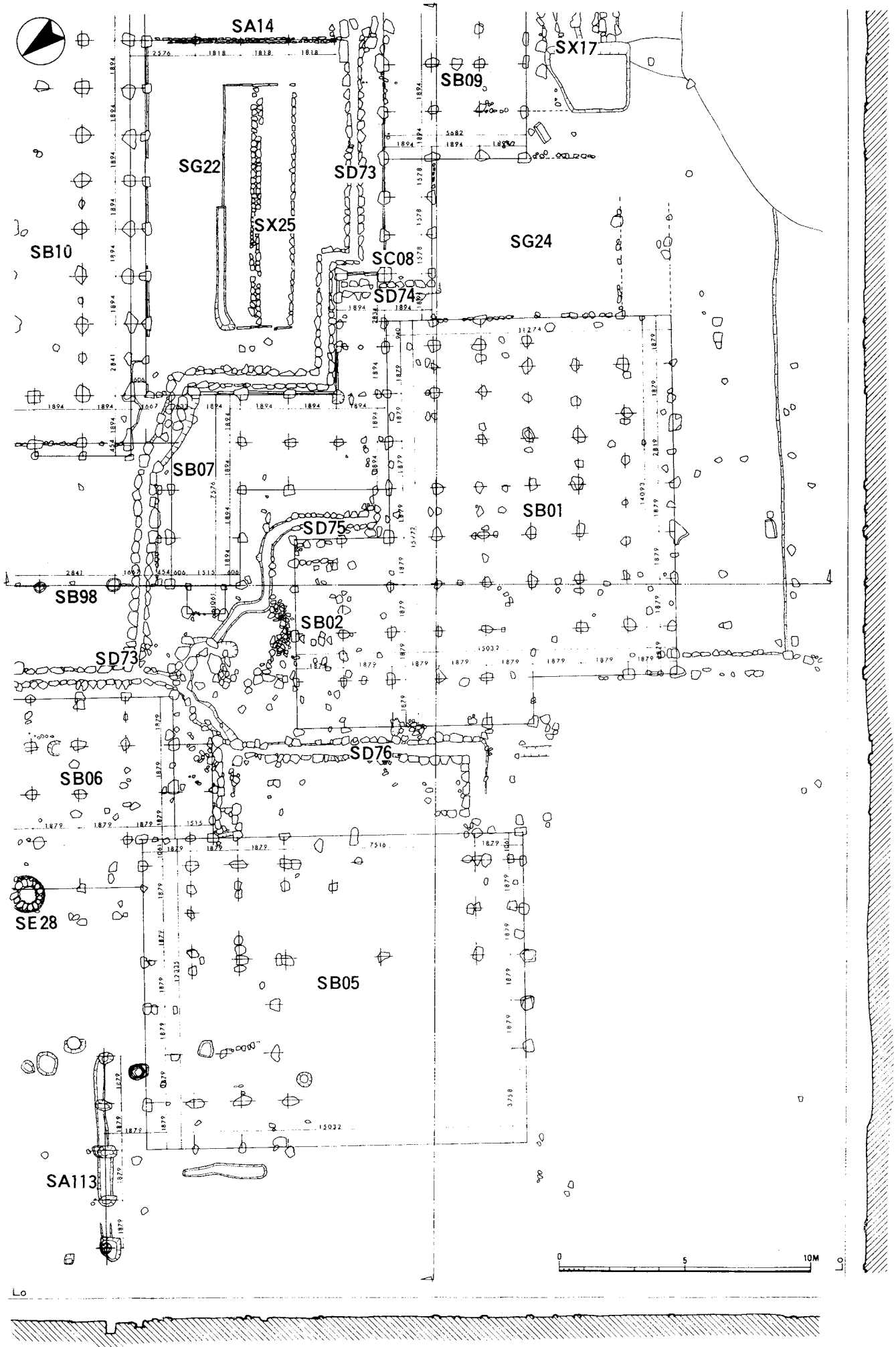
等高線間隔：岩 5 cm 平地 10cm

0 5 10M

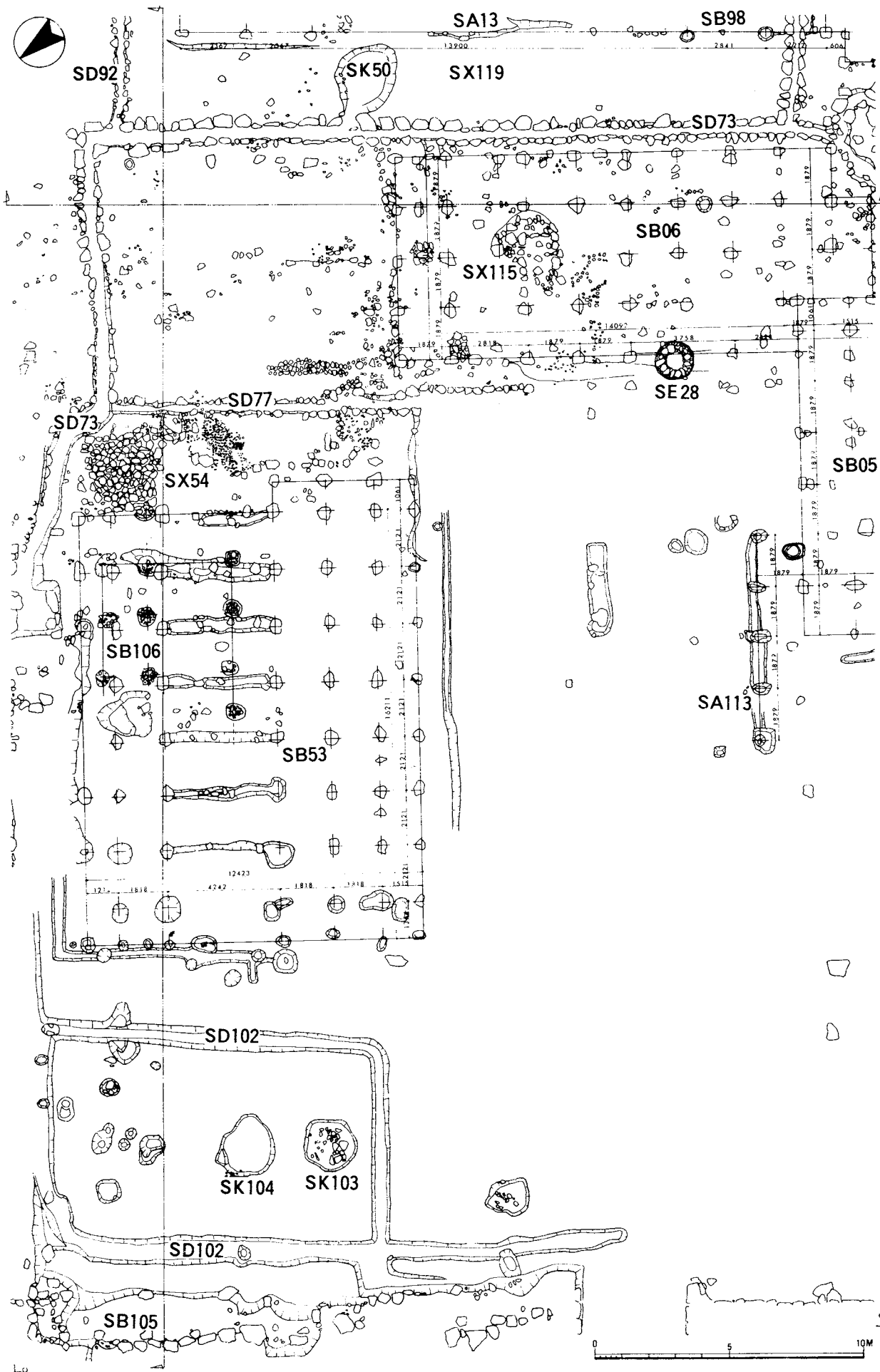
第6図 遺構詳細図(1)



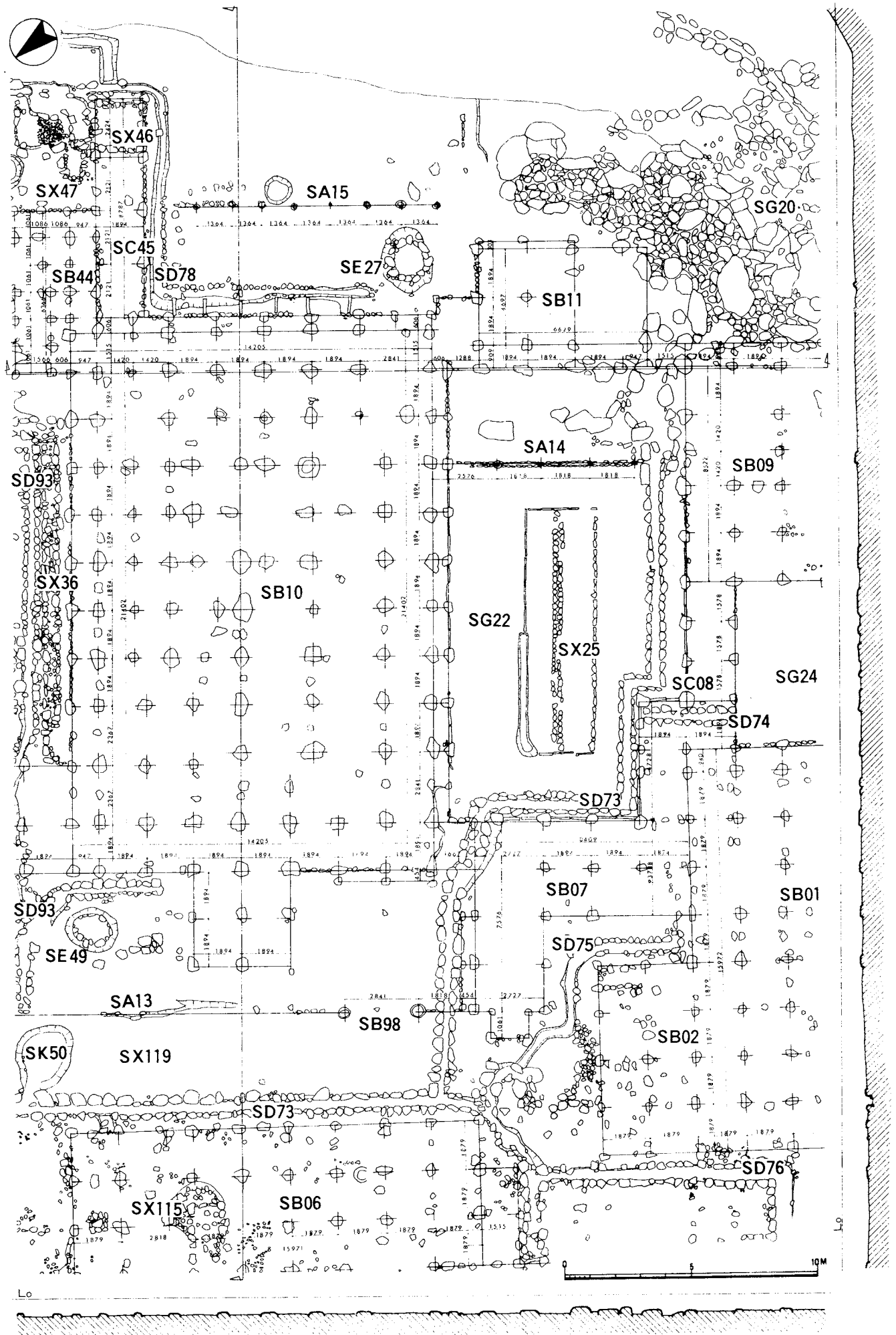
第7図 遺構詳細図(2)

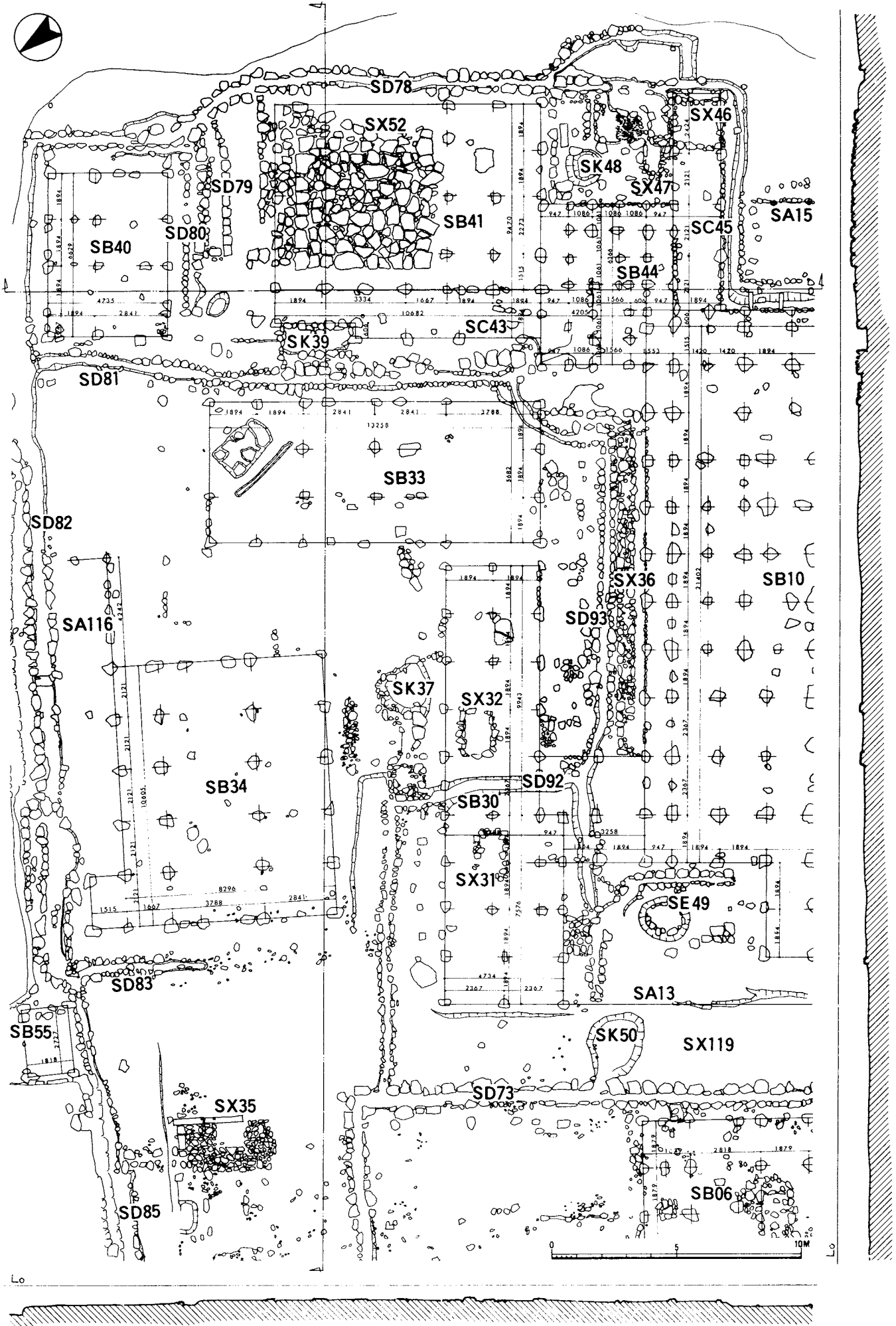


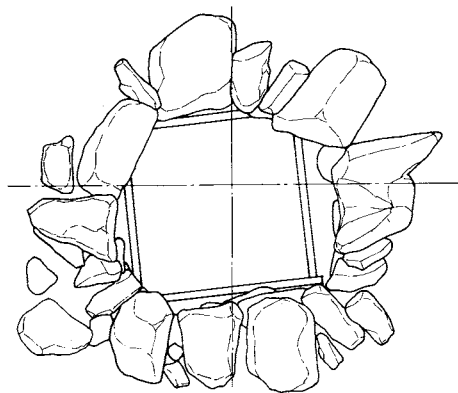
第8図 遺構詳細図(3)



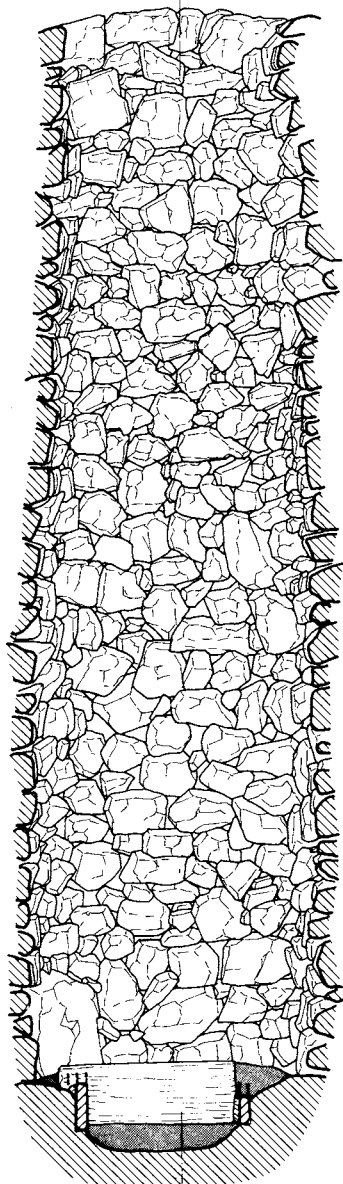
第9図 遺構詳細図(4)



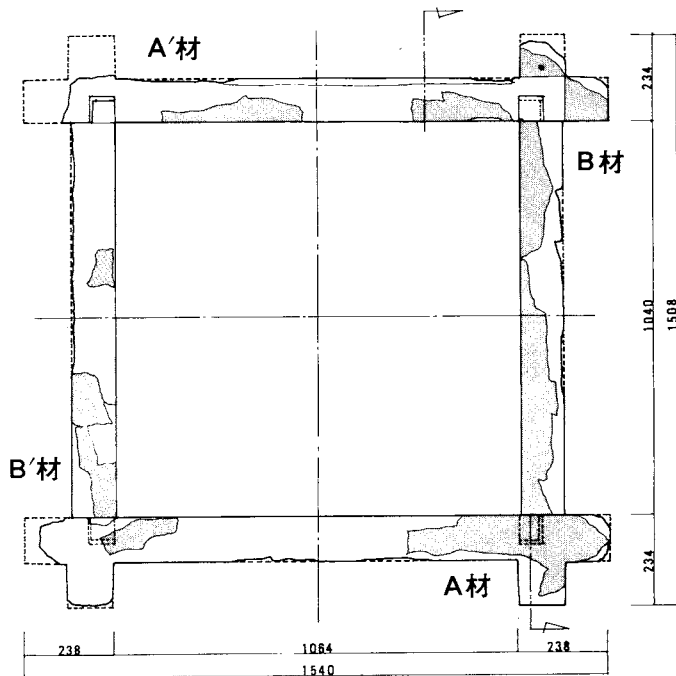




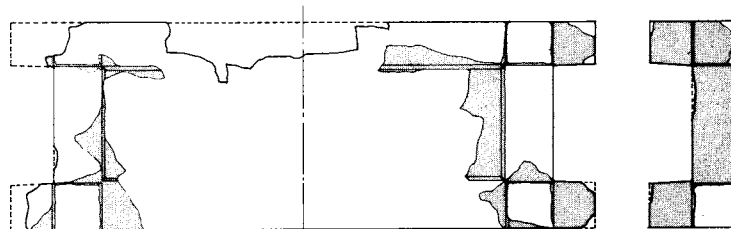
井戸平面図



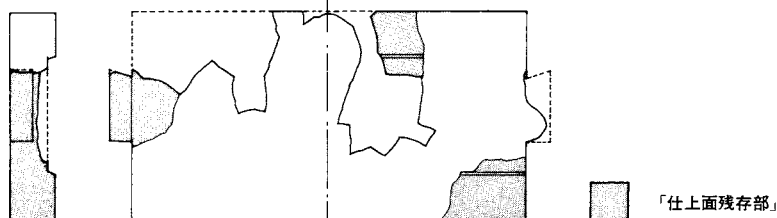
井戸断面図



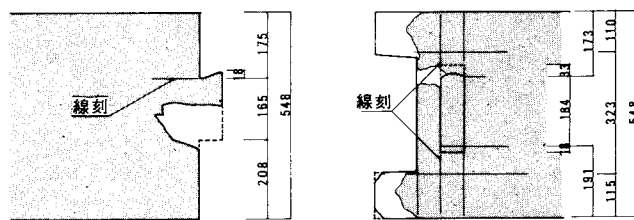
井戸杵平面図



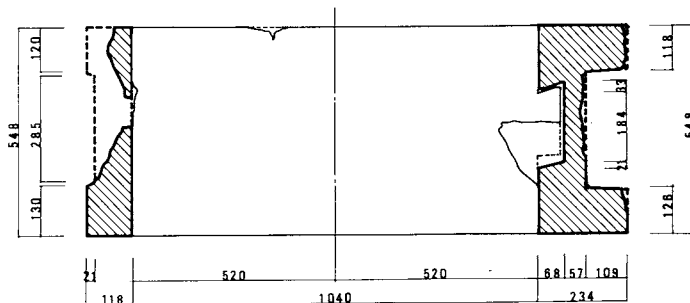
A材立面図



B材立面図



杵・柄穴部分図



井戸杵断面図







全 景
(東南から)



全 景
(西南から)



中 央 部
(東南から)



南 半 部
(東北から)



北 部
(北から)



南 端 部
(北から)



東半部
(西北から)



西半部
(東北から)



中央部
(西北から)

全 景
(北から)



SB57と
SX67
(北から)



SX67
(東から)





北門SB55
(南から)



南門SB56
(北から)



SB56
(西から)

土塁の階段



SX 63



PL. 7

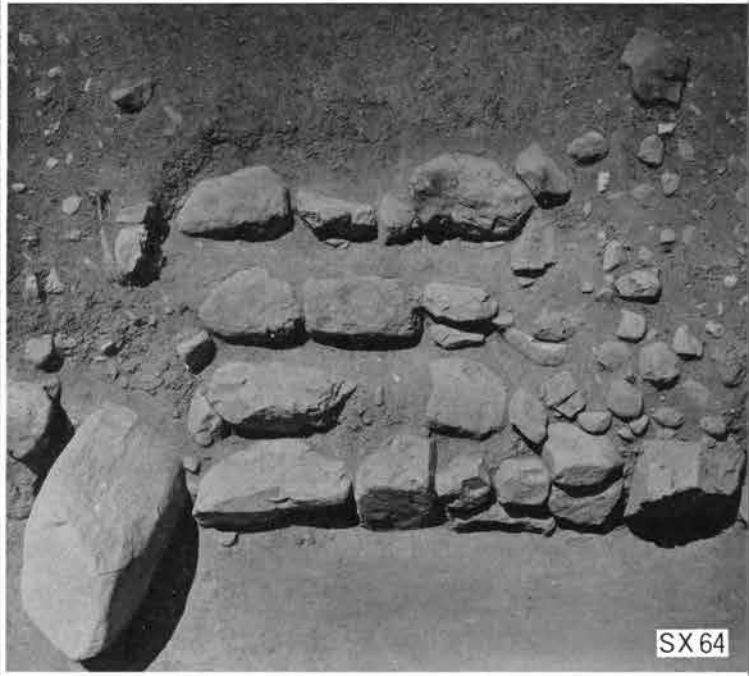
SX 63



SX 62



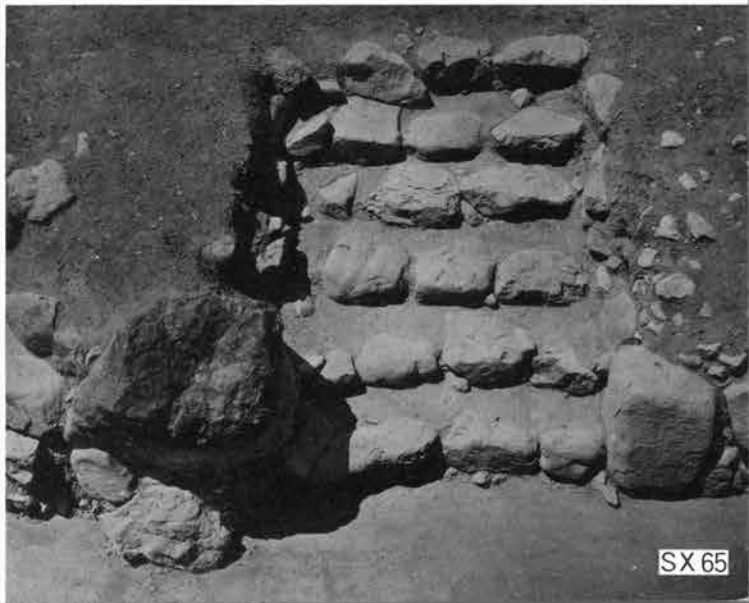
SX 61



SX 64



SX 61



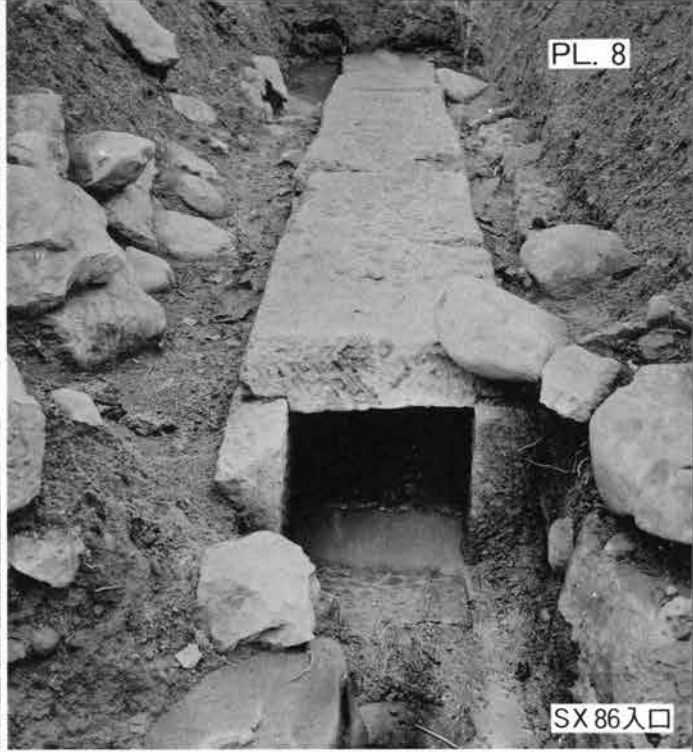
SX 65

土墓の暗渠



SX 86出口

PL. 8



SX 86入口



SX 88入口



SX 84入口



SX 107出口



SX 107入口



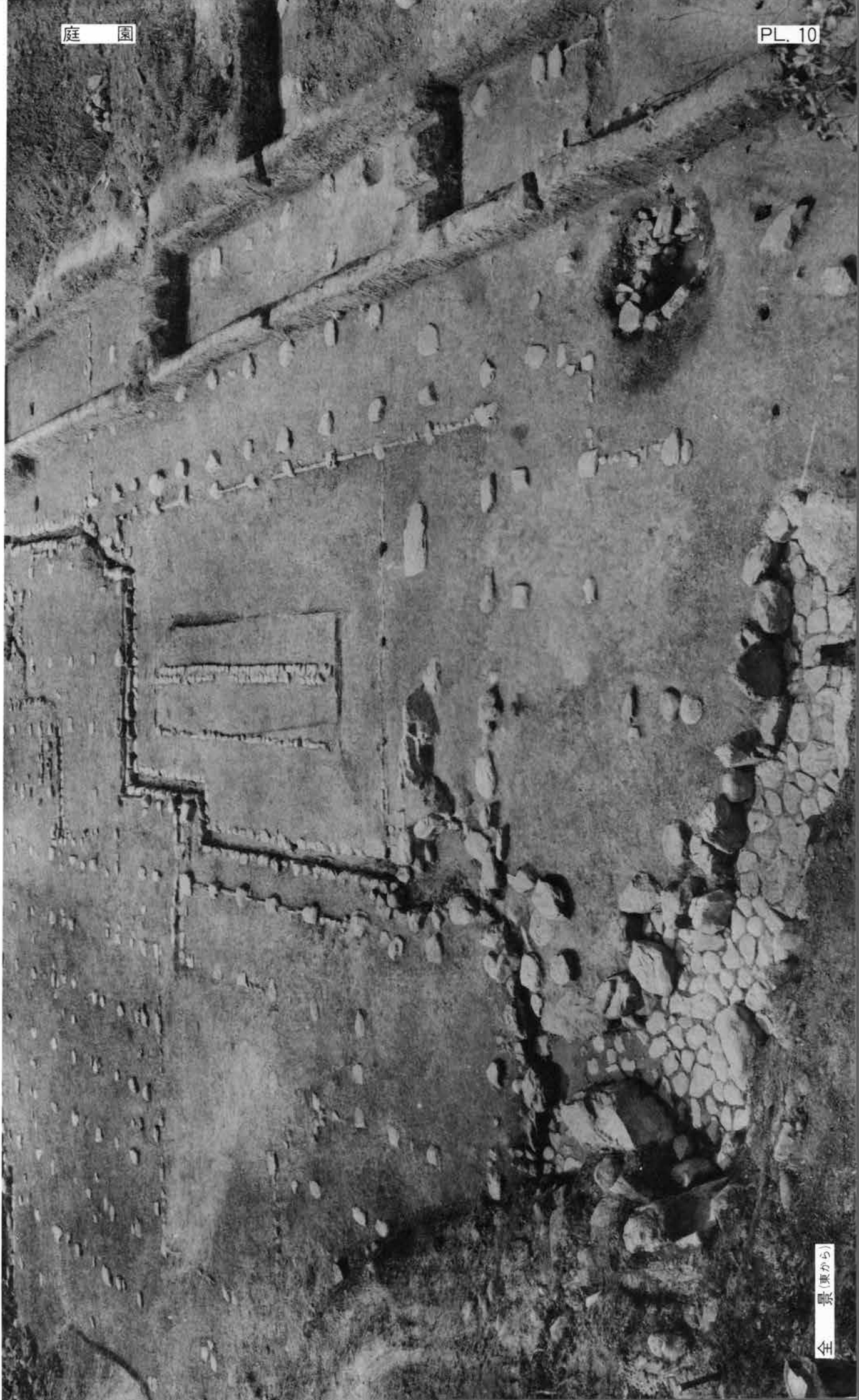
発掘区全景
(西北から)



発掘区全景
(東から)

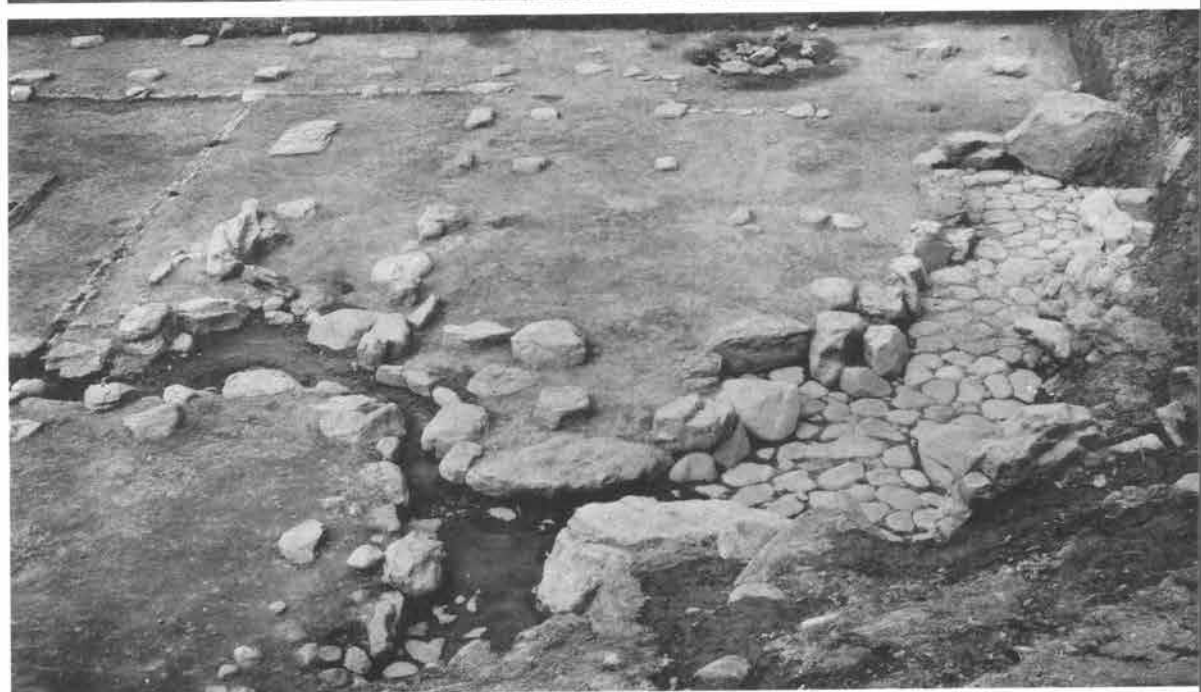


SX86付近
(北から)





池と導水路
(西から)



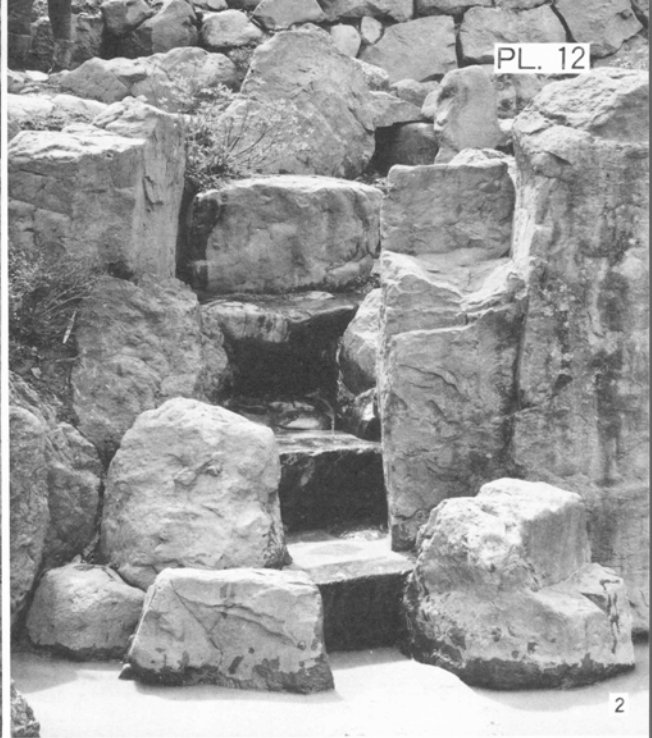
池全景
(南から)



排水路
(西から)



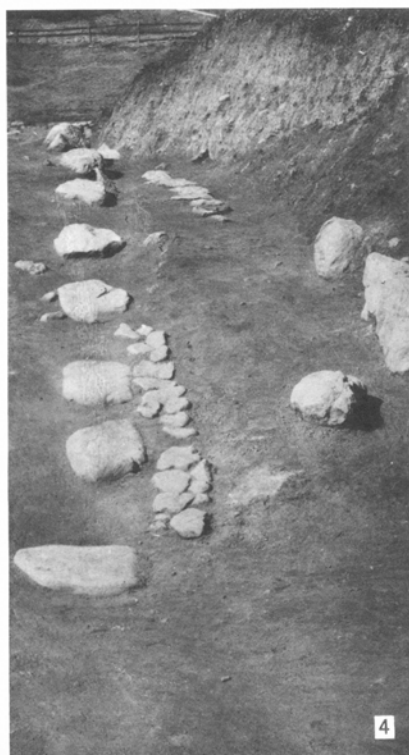
1. 池北半部
(北から)



2. 池 滝 口
(西北から)



3. 導水路下段部
(西南から)



4. 導水路最上段部
と飛石 (東から)



5. 導路上段部
(西から)



6. 導水路中段部
(南から)



1.全 景
(西から)

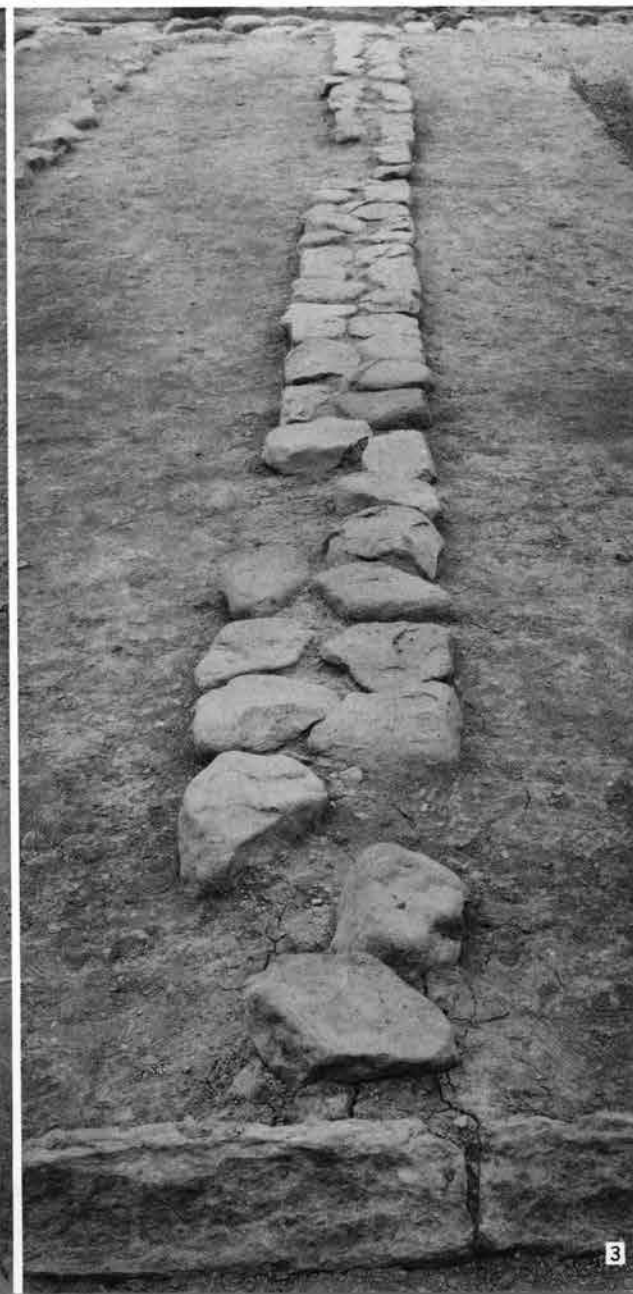
1



2.障壁 SA14
(北から)

3.花壇 SX25
中央石列
(東から)

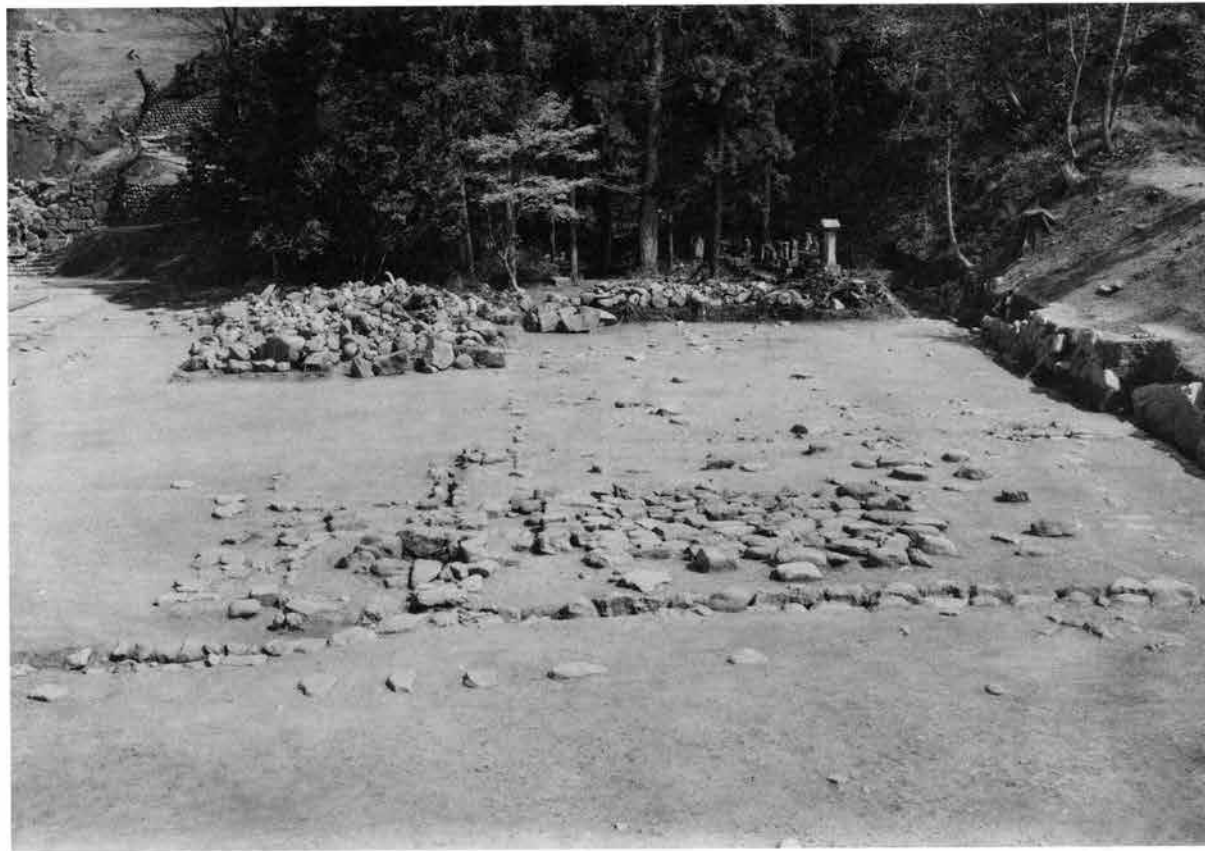
2



3



全 景
〔東北から〕



建物 SB03
〔西から〕



西 方 部
〔東から〕



建物 SB03と
井戸 SE 26
(北から)



石列 SX 66
(東から)



石列 SX 94
(南から)



全 景
(東南から)



全 景
(東から)



建物 SB02
(西から)



建物 SB07
(南から)



中庭 SG24と
建物 SB09
(西から)



東半部
(北から)



西半部
(北から)



東南部
(東から)



全 景

(西から)



全 景

(北から)



北 半 部

(西南から)



南 半 部

(西北から)



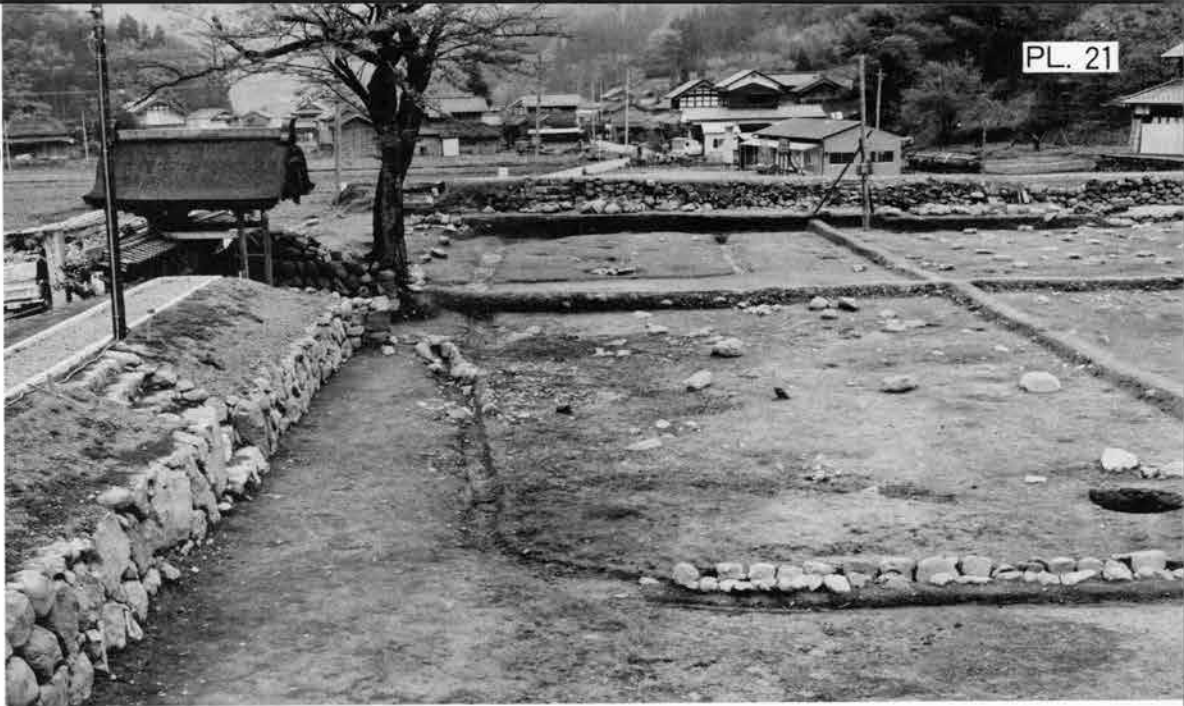
全 景
(東北から)



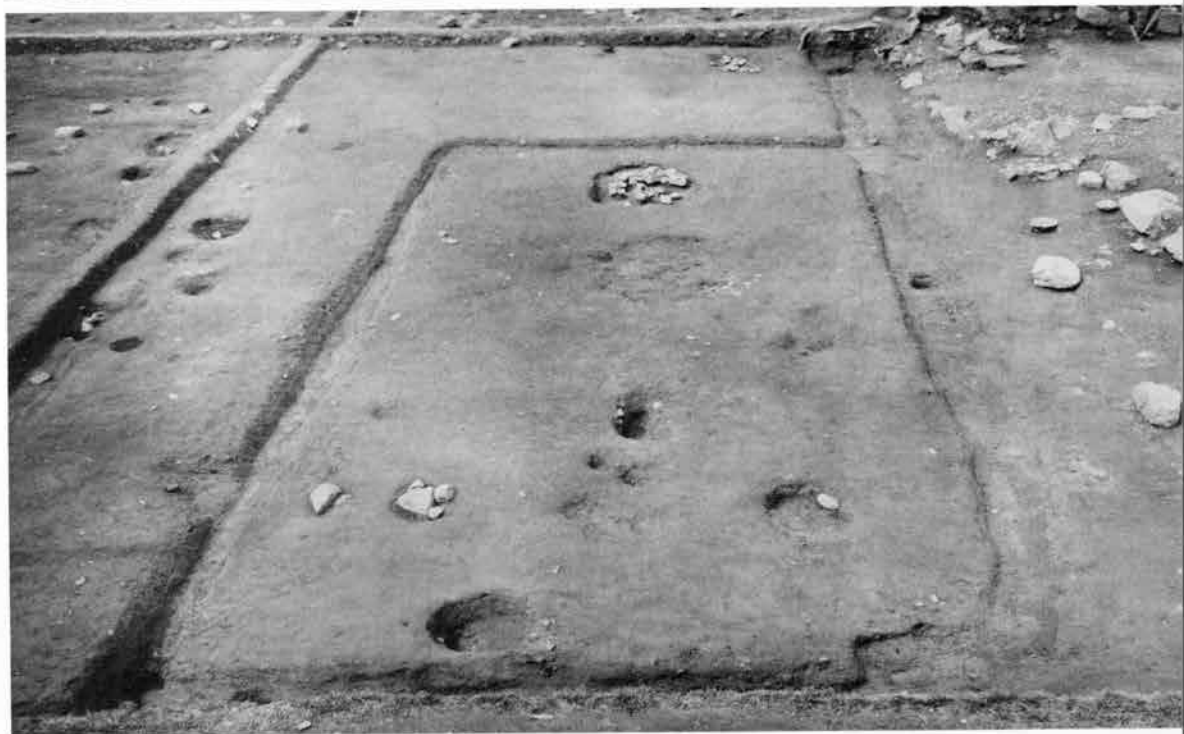
全 景
(北から)



石敷SX54
(北から)



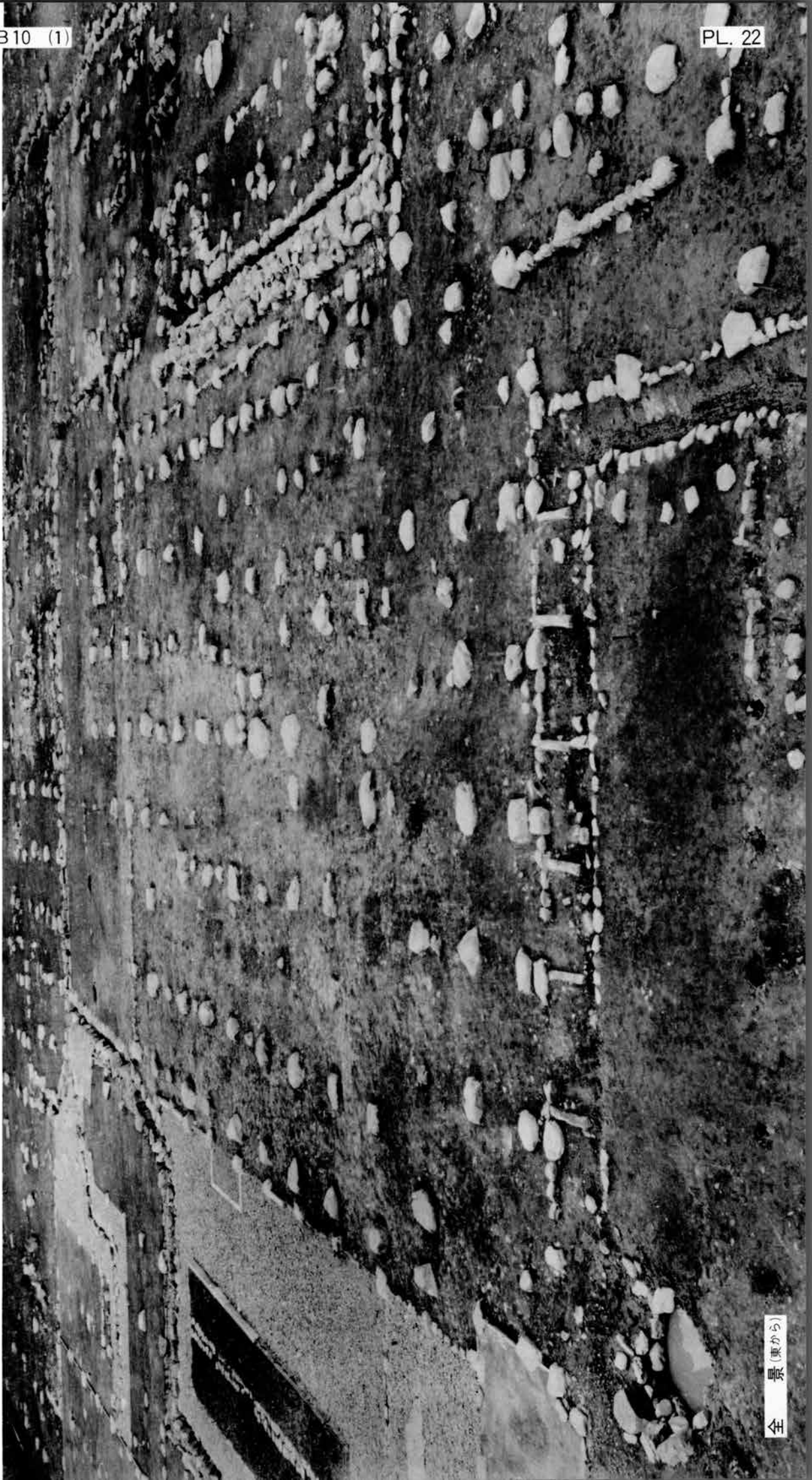
全 景
(南から)



溝SD102
(北から)



石敷 SX35
と SX51
(東から)





全 景
(西から)



石積遺構 SX 36
(西から)



SB10東端部
と柵SA15
(北から)



全 景
(西北から)



北 半 部
(東から)





建物 SB44
(南から)



SB44東方部
(西から)



石組 SX46
(東から)



建物 SB41と
廊 SC43
(北から)



建物 SB40
(西から)



建物 SB33
(東から)



建物 SB34

(東から)



建物 SB30

(西から)



石組 SX32

(東から)

溝 SD73東端部
(北から)



SD73屈曲部
(東北から)



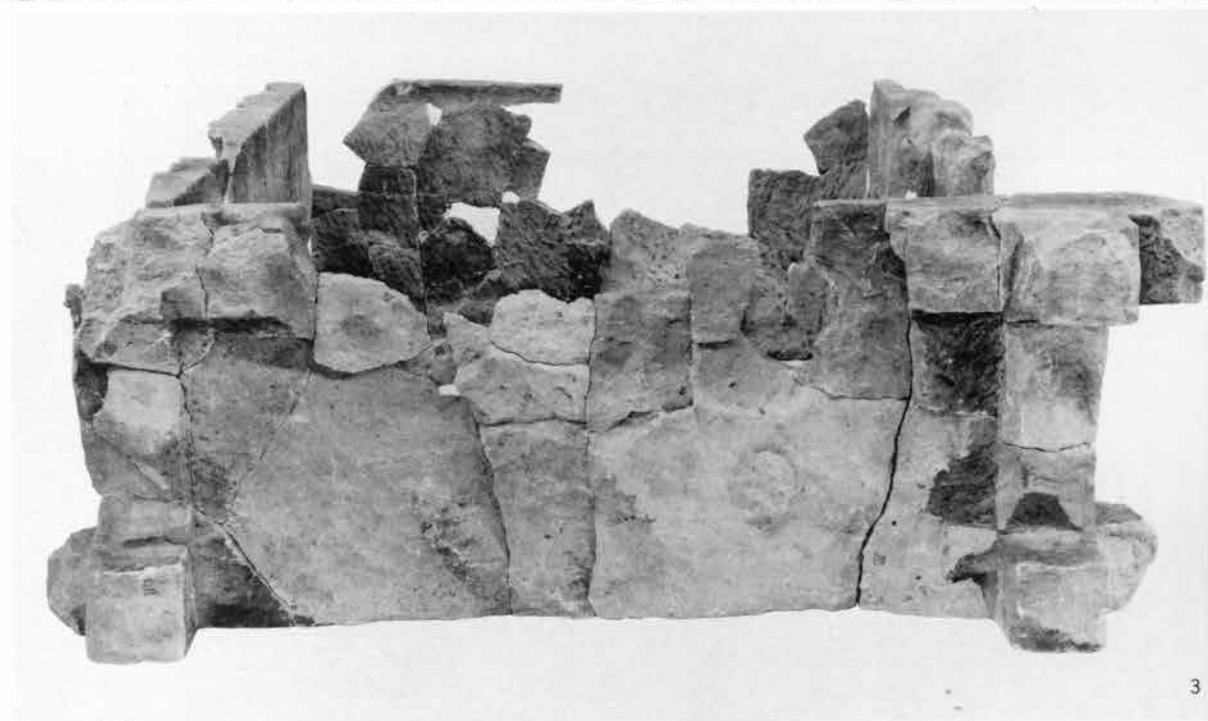
溝 SD72と
階段 SX17
(西北から)





1. 井戸底木組
(上から)

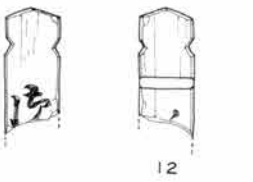
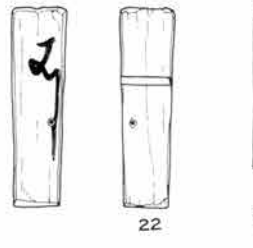
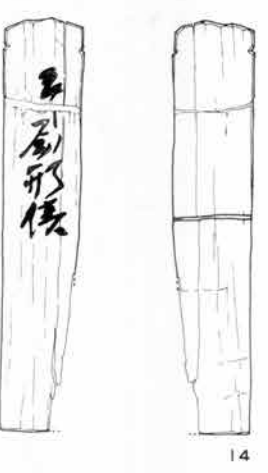
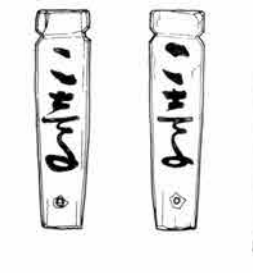
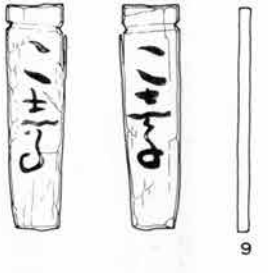
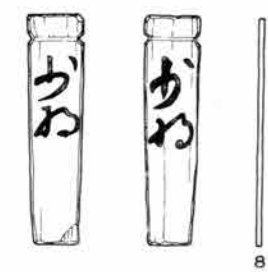
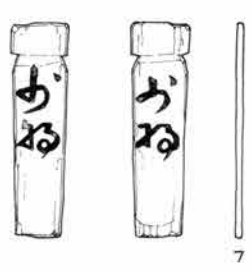
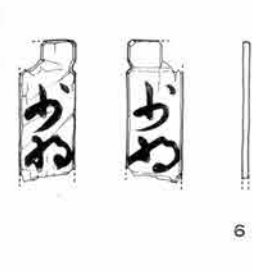
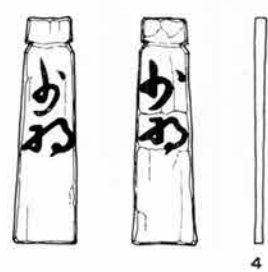
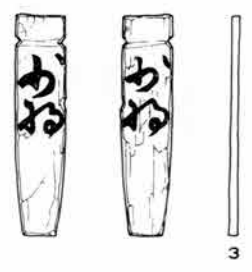
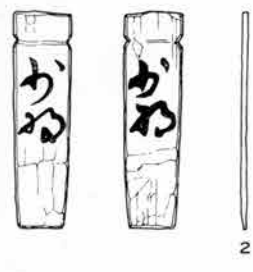
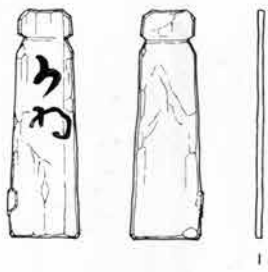
2. 全 景
(南から)

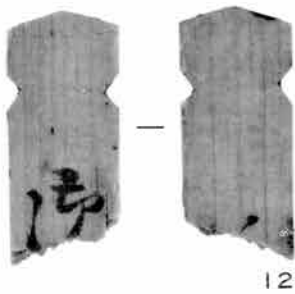
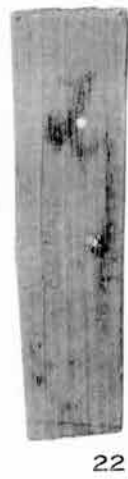
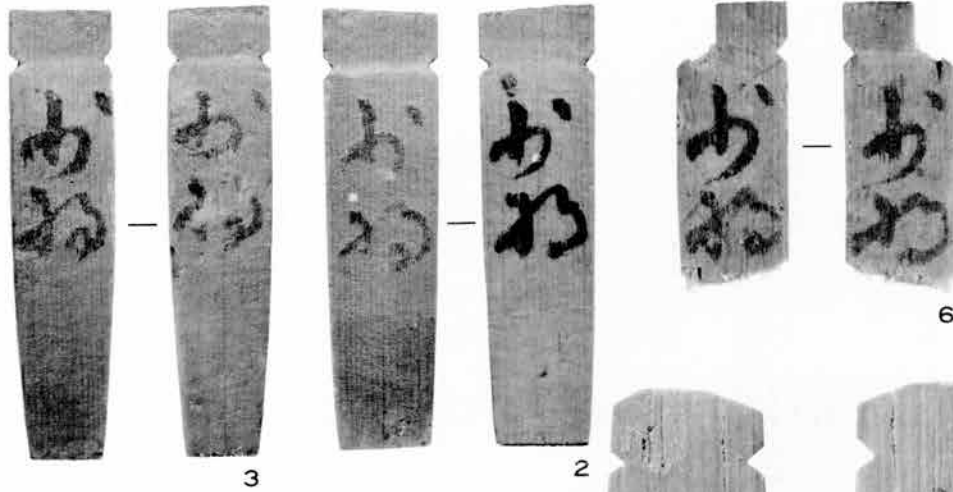
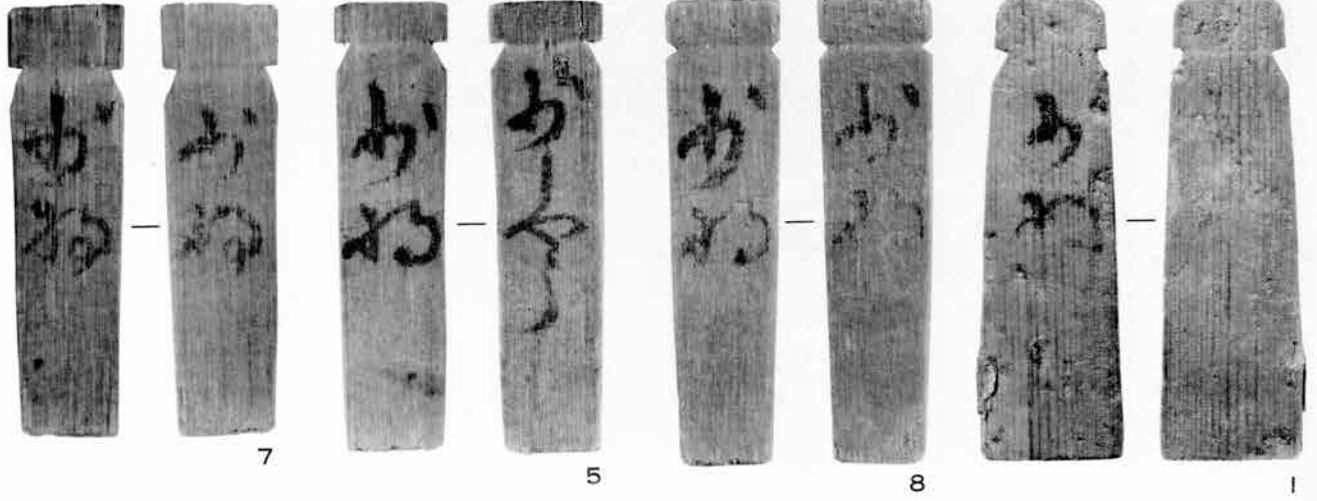


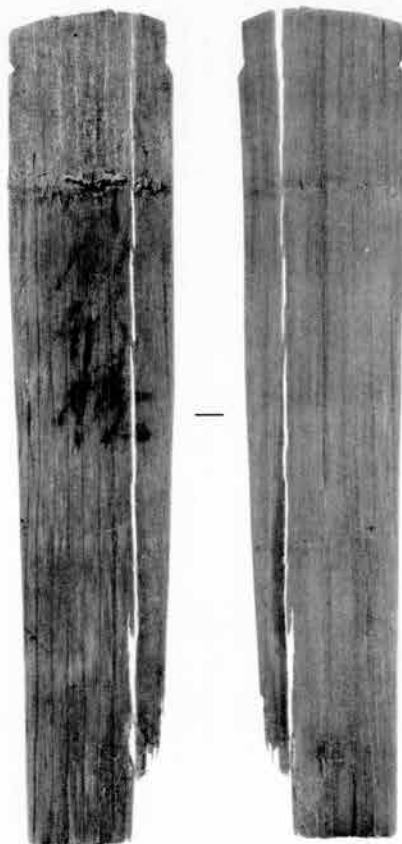
3. SE 26 出土
石製井戸枠



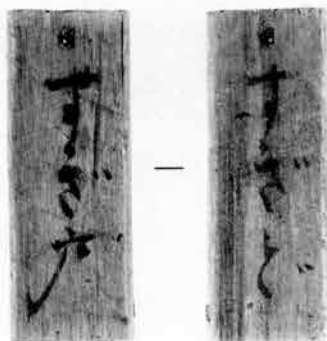
4・5. 同上細部







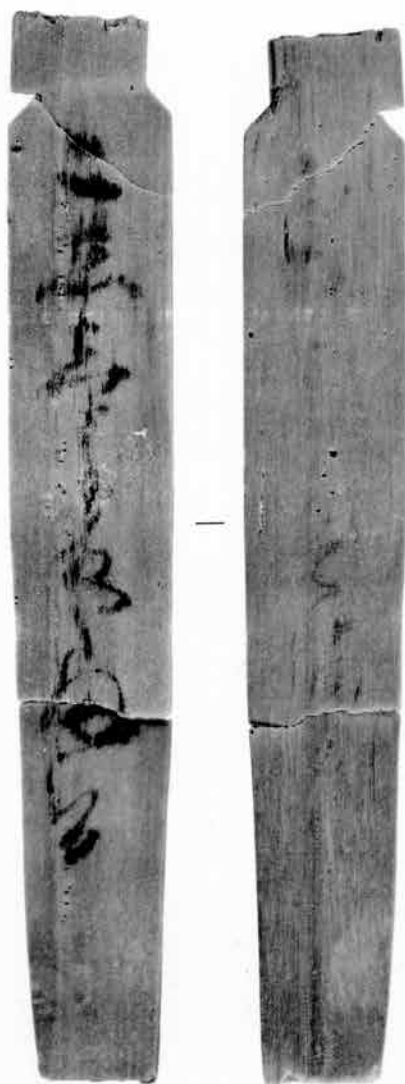
14



21



16



13



18





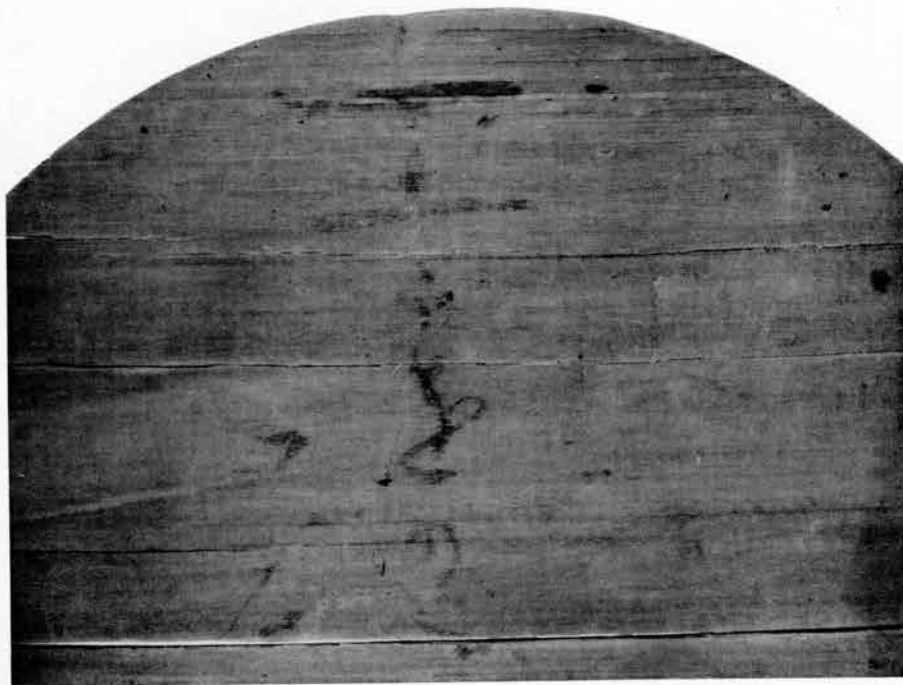
24



54



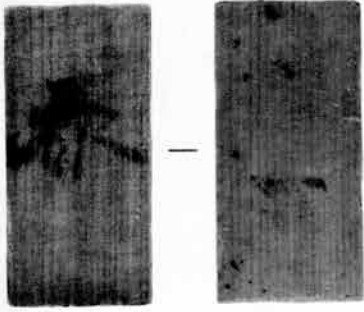
52



59



53



39



38



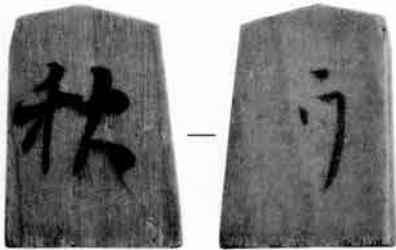
36



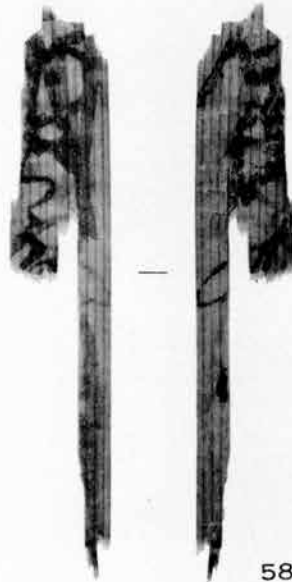
40



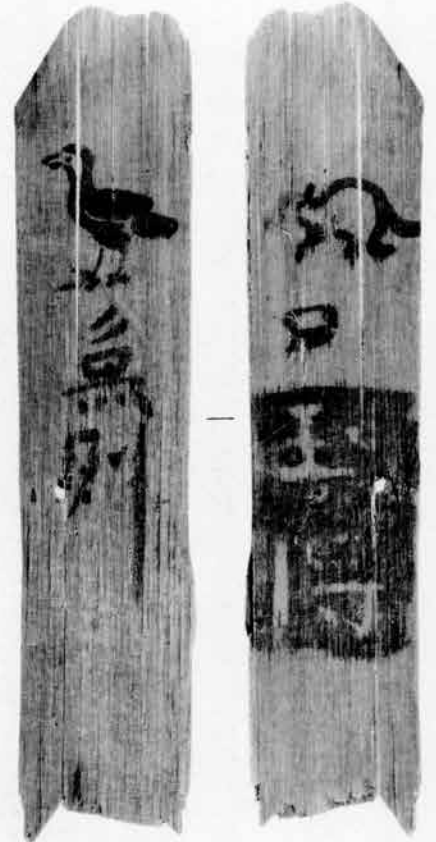
41



42



58



51



48



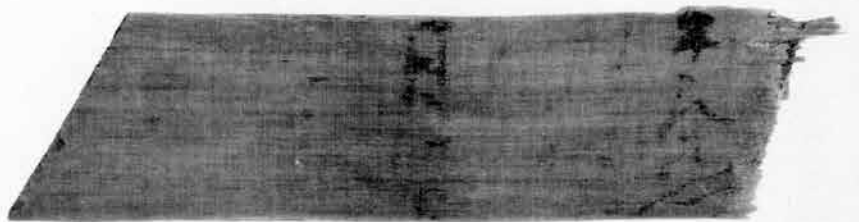
47



49



50



60

第14図 将棋の駒(1)





64



65



68



69



70



72



74



76



82



80



84

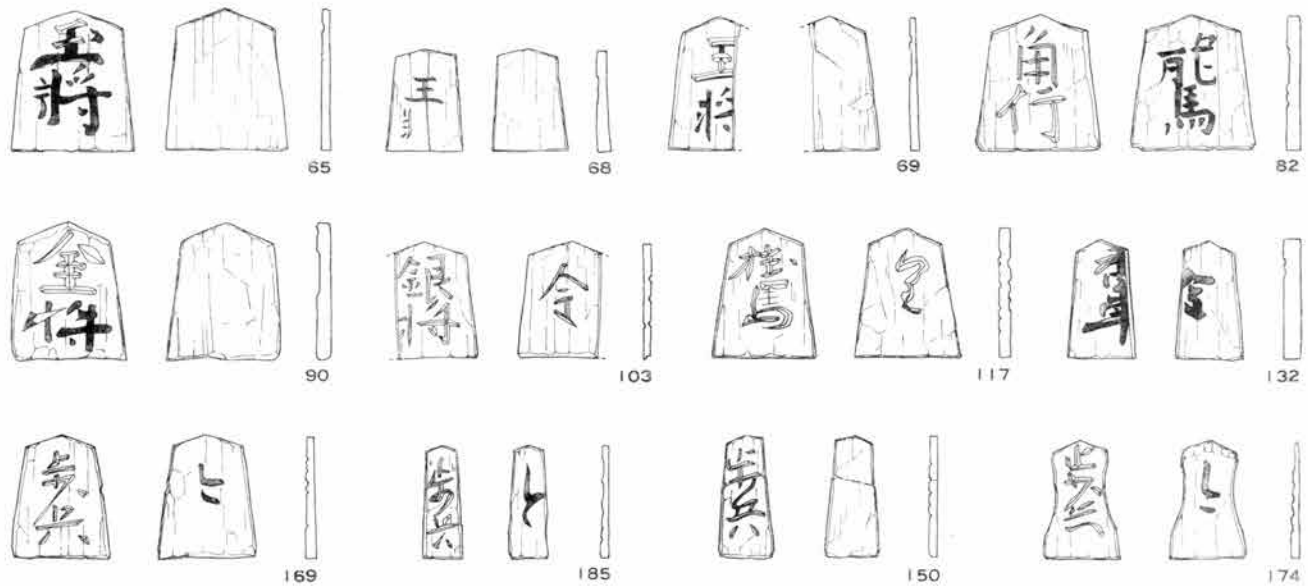


97

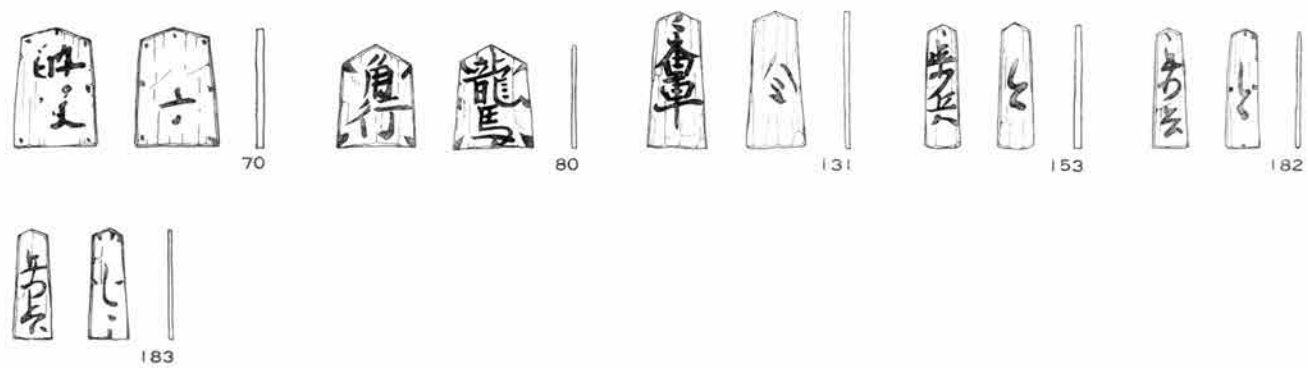


93

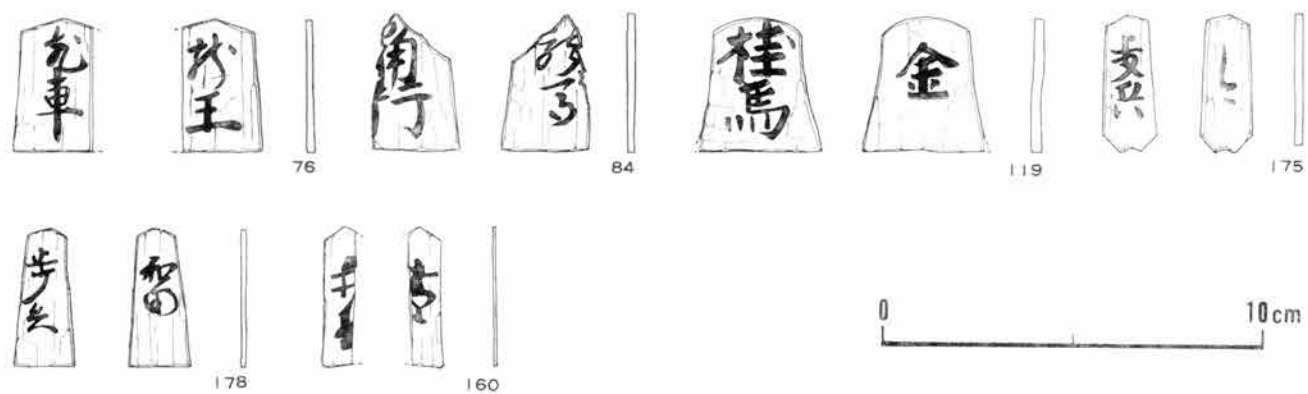
第15図 将棋の駒(2)



彫り駒



進行方向を黒線で示した駒



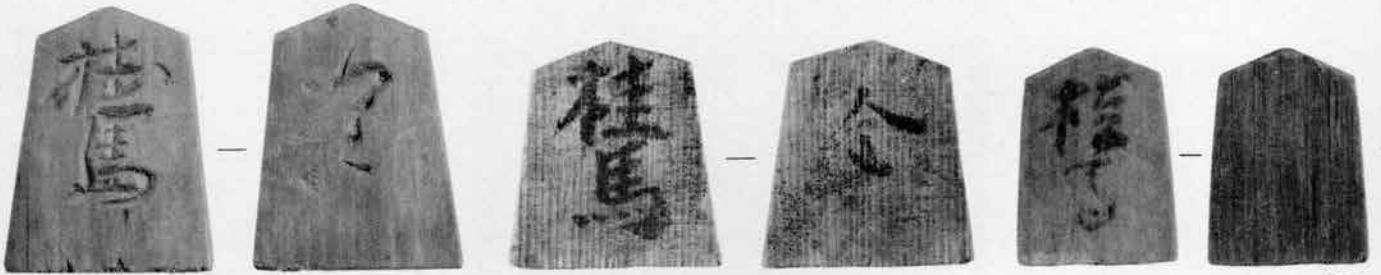
その他の駒



101

103

108



117

112

120

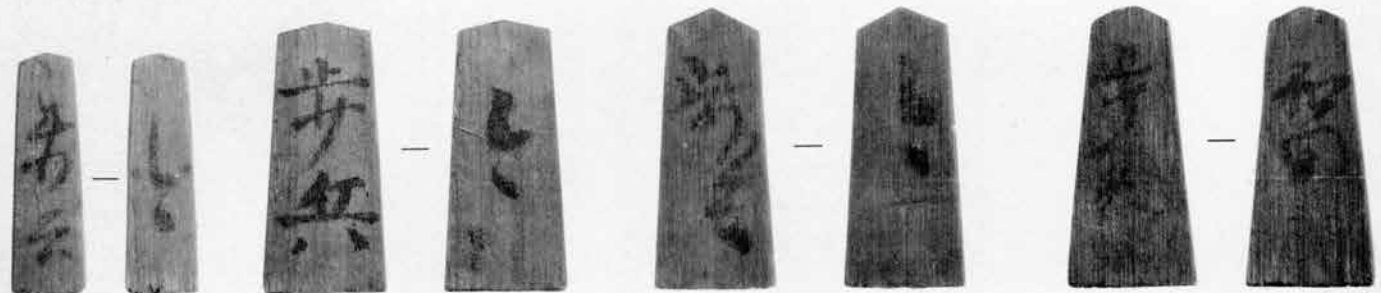


138

137

132

131

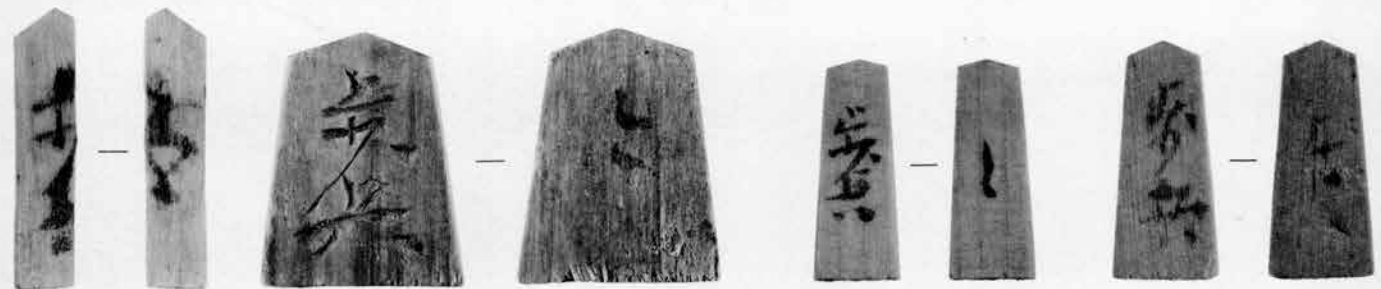


182

173

176

178

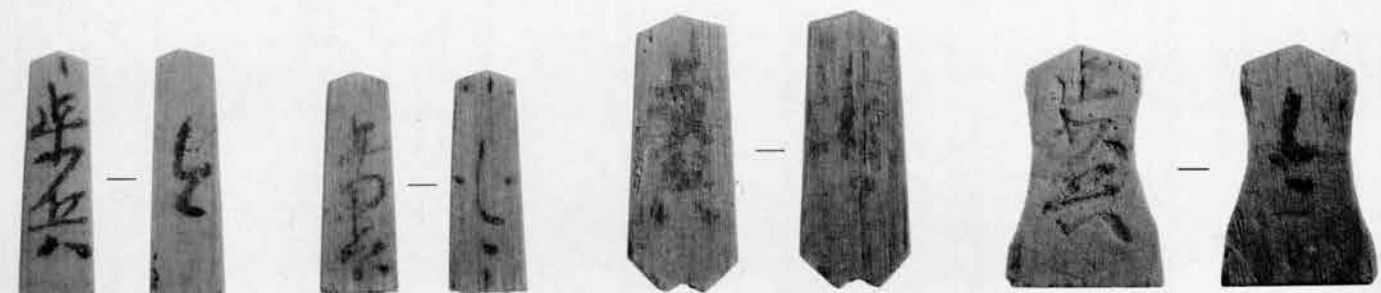


160

169

170

168



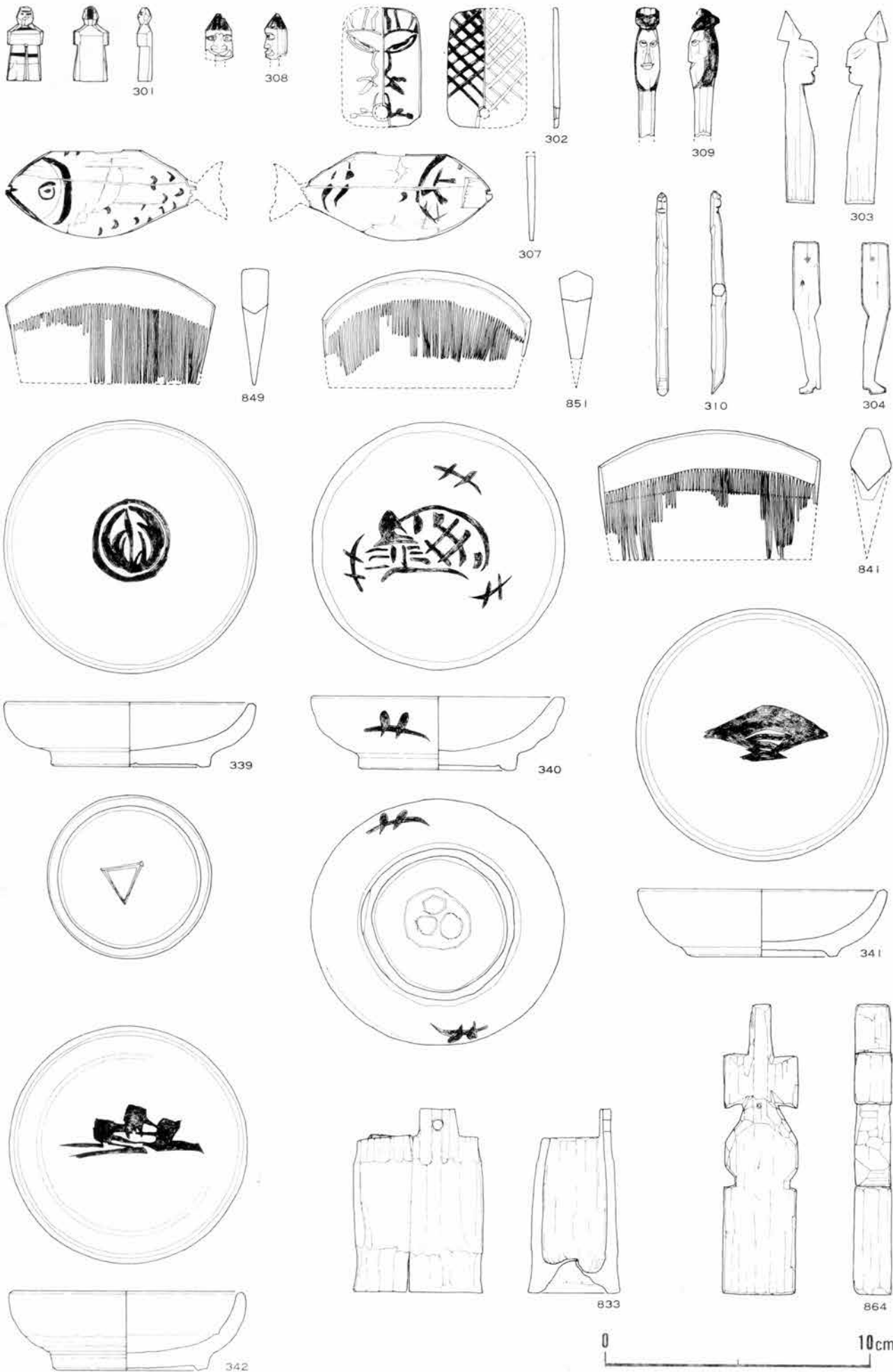
153

183

175

174

第16図 木製品(1)





304



310



303



308



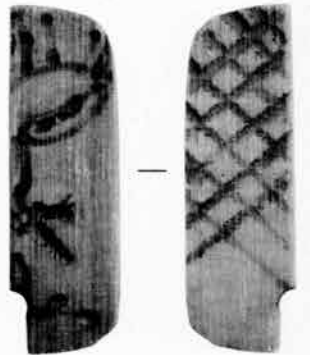
301



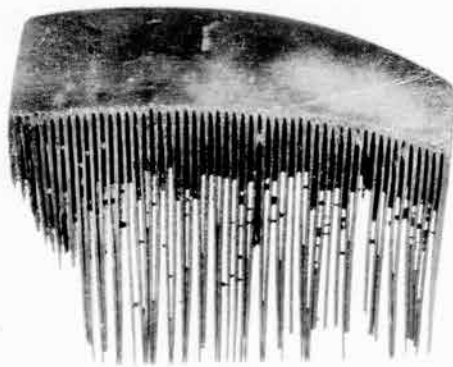
833



307



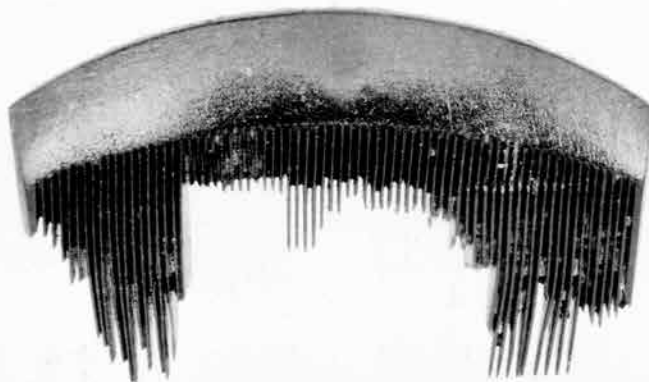
302



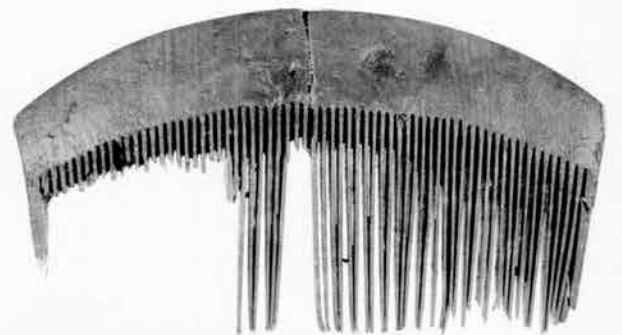
840



853

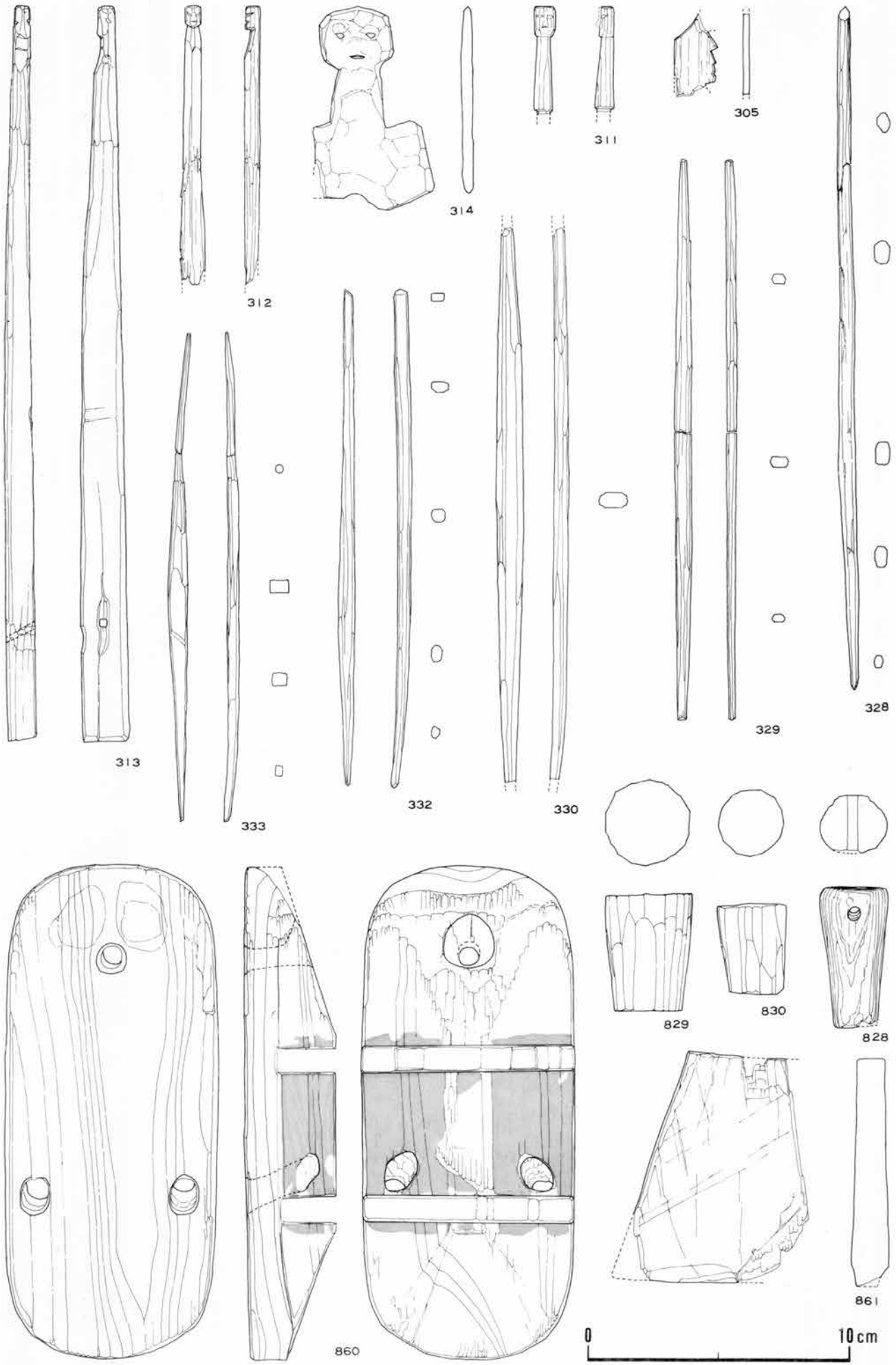


841



849

840
853





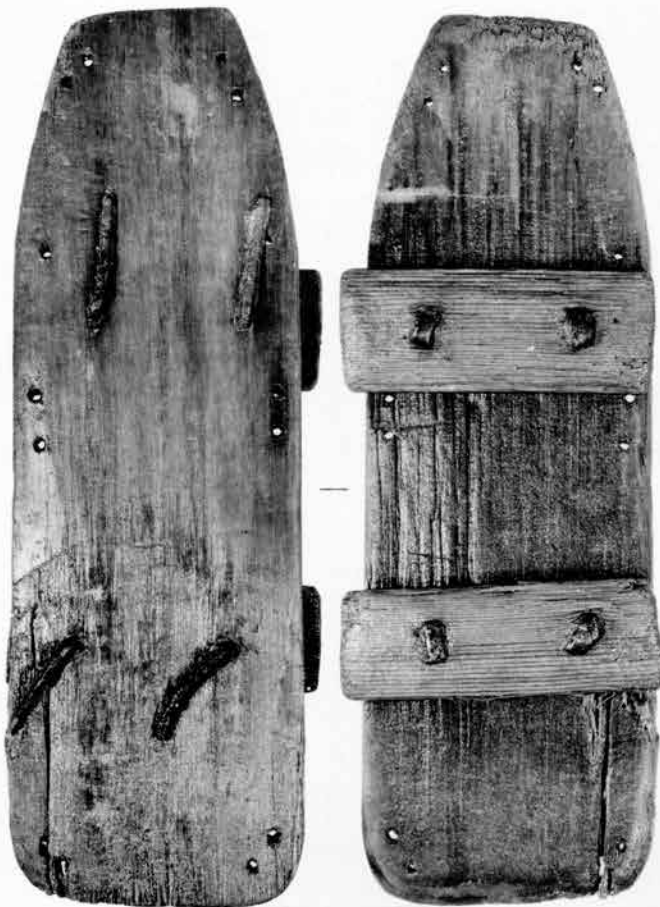
339

340

341



342

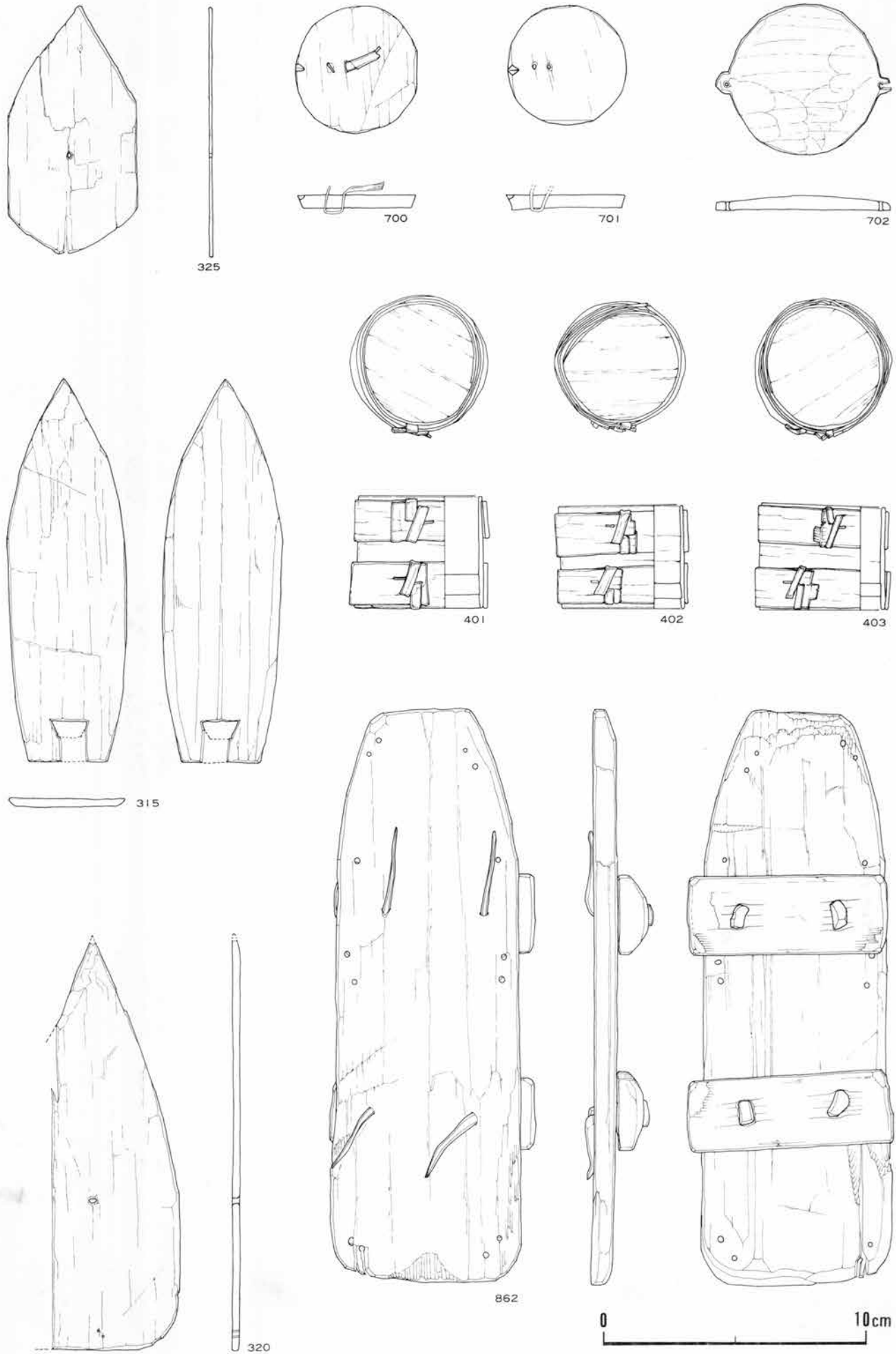


862



319

第18図 木製品(3)





404



405



403



402



406



407

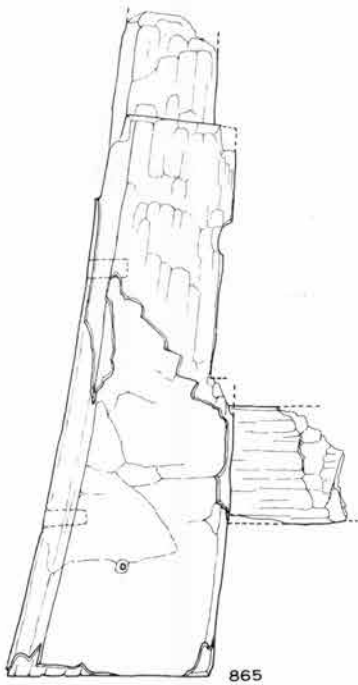


408

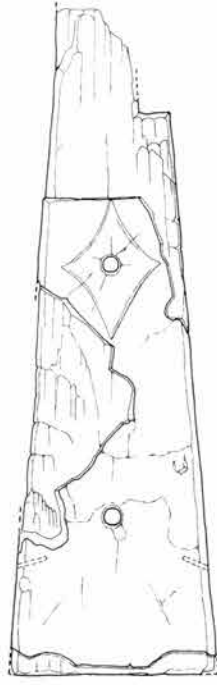


401

第19図 館内出土の付札・木製品



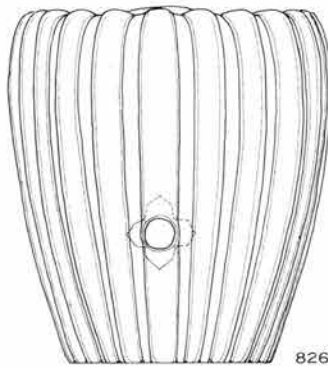
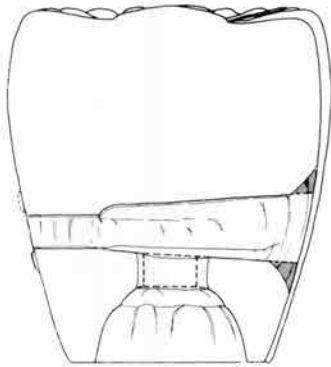
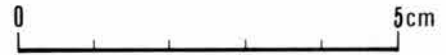
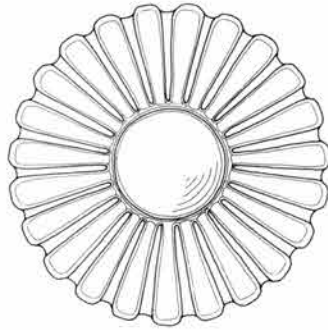
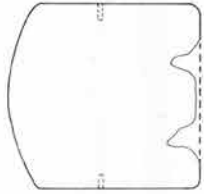
865



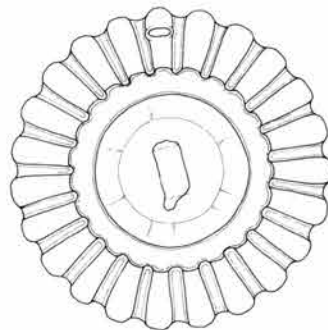
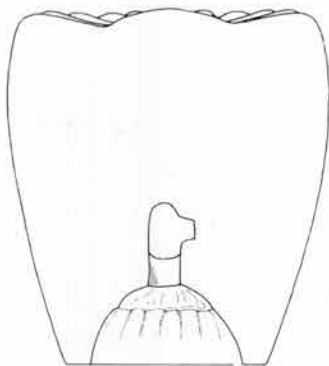
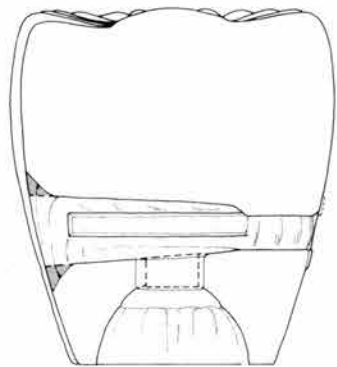
204



205



826





205



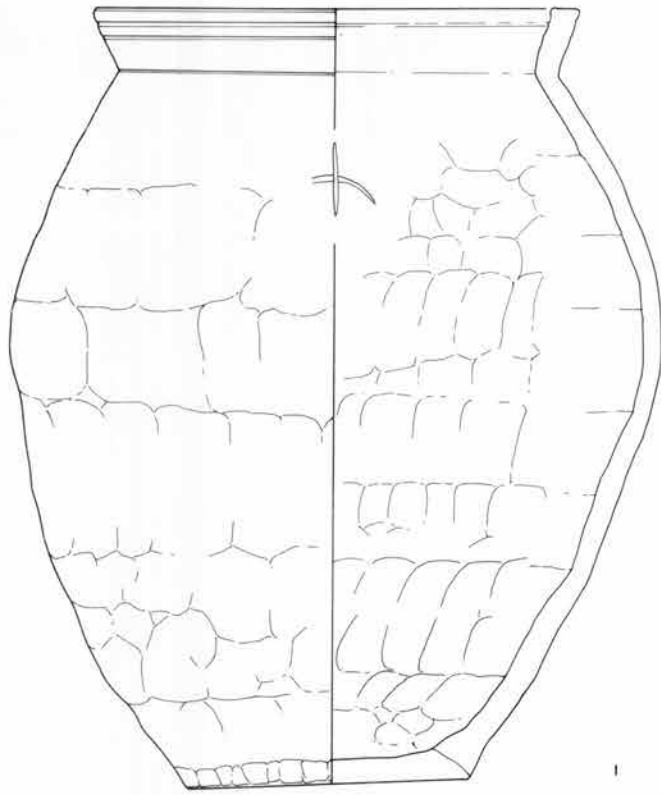
204



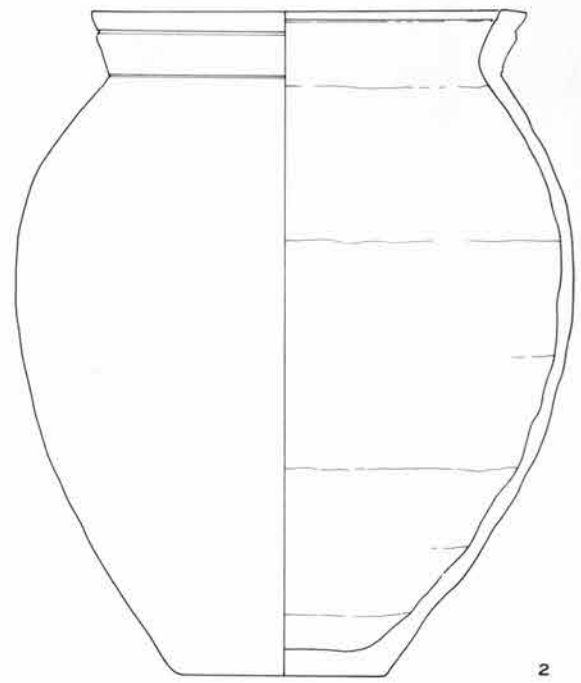
826



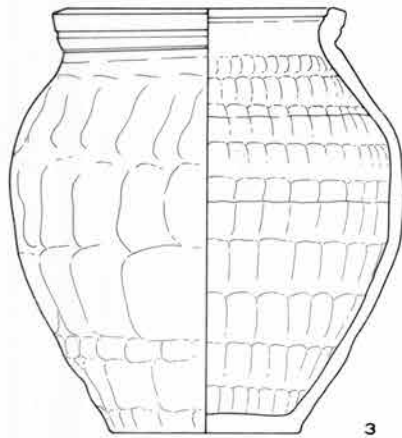
865



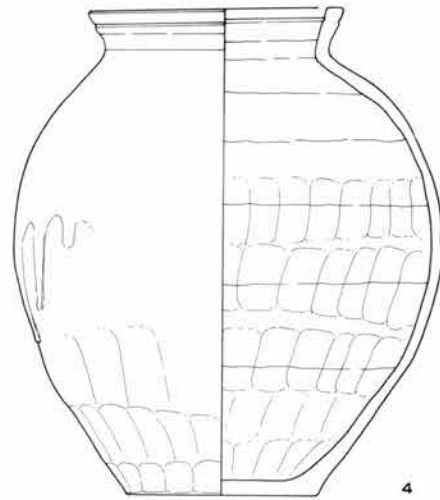
1



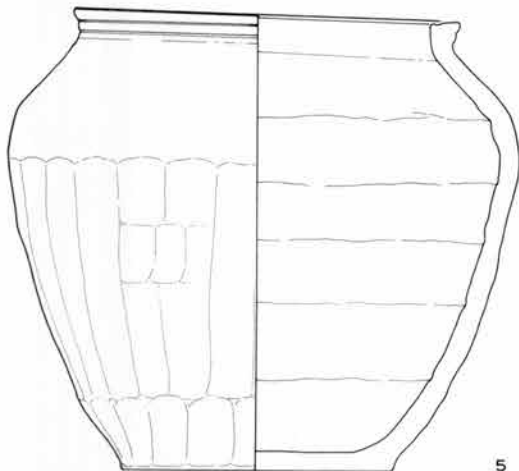
2



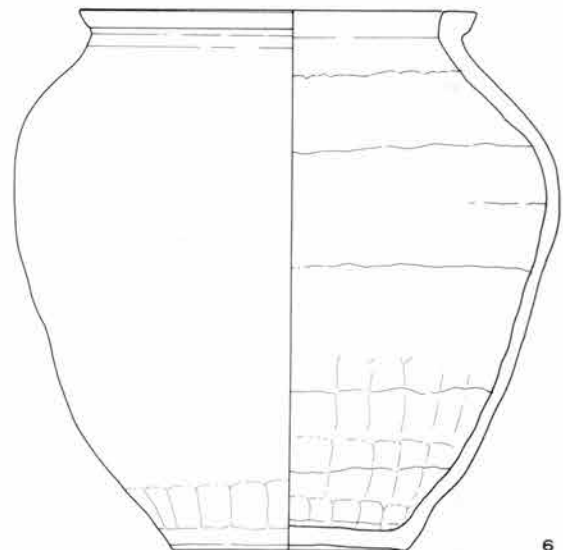
3



4



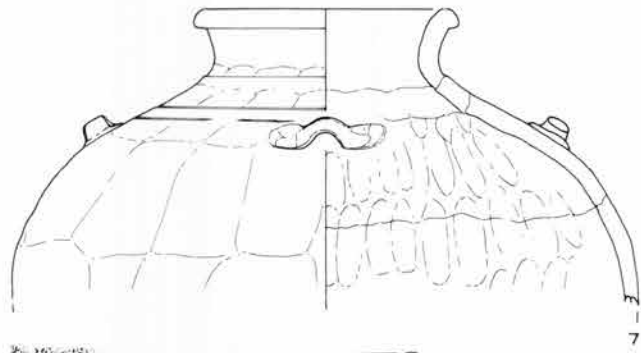
5



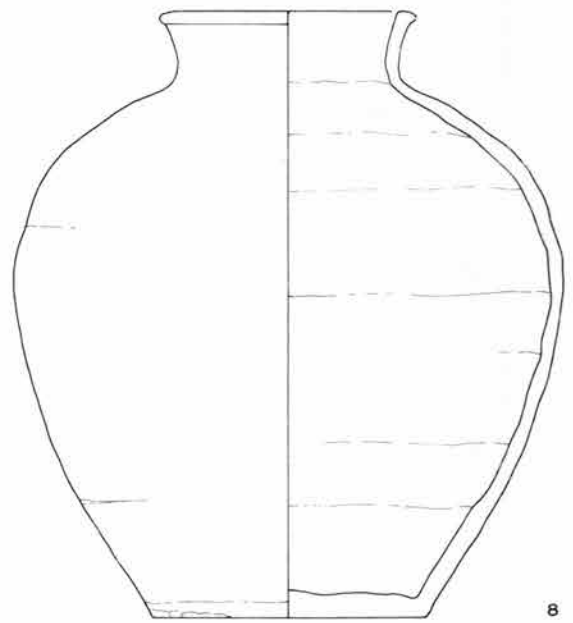
6

0 20cm

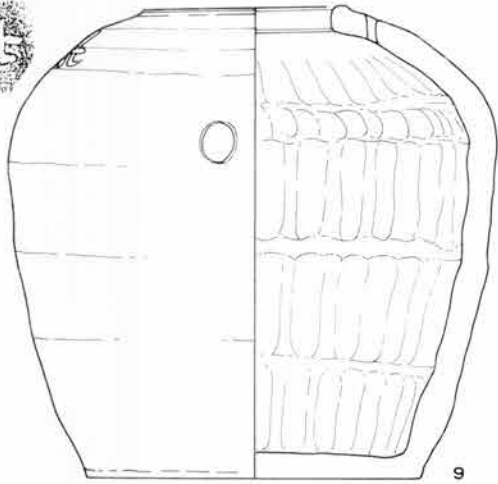




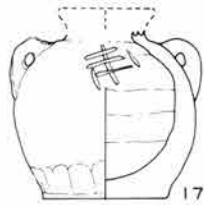
7



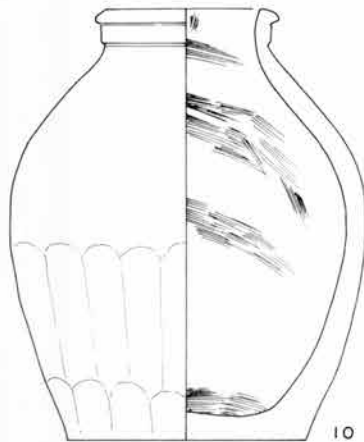
8



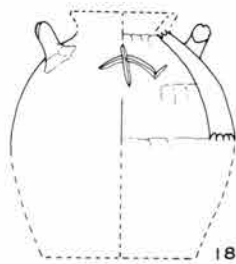
9



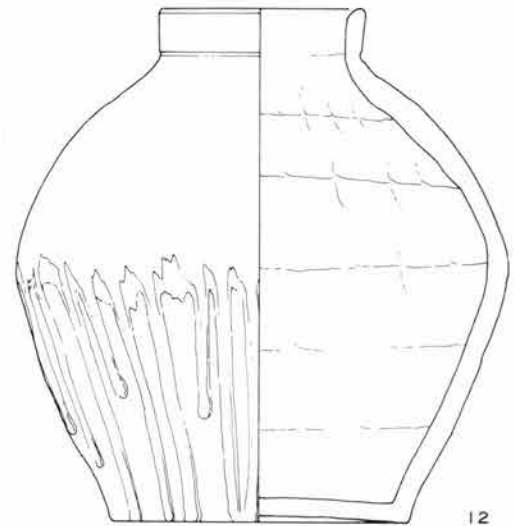
17



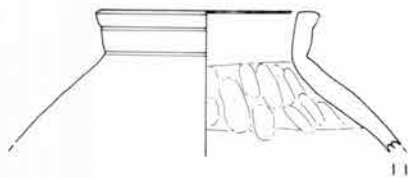
10



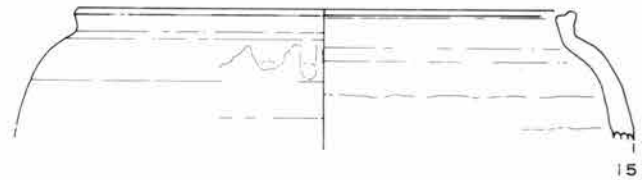
18



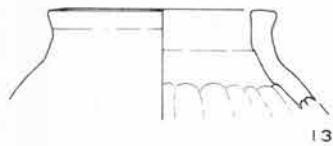
12



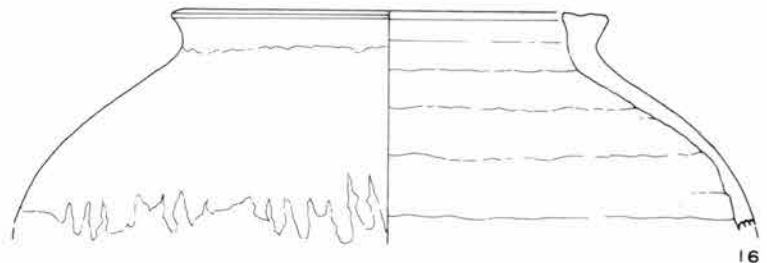
11



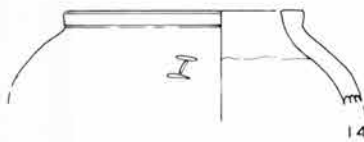
15



13



16

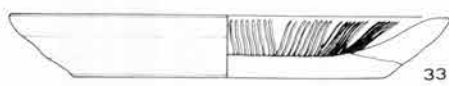
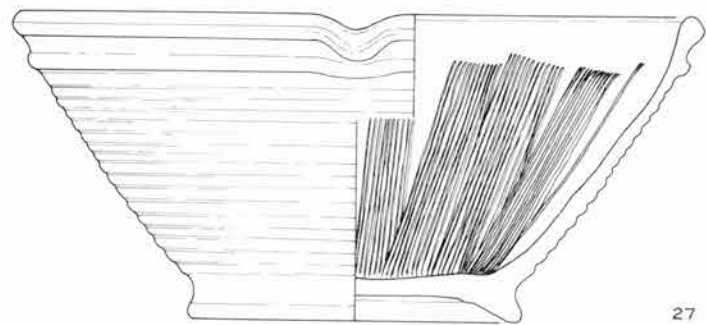
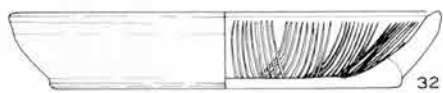
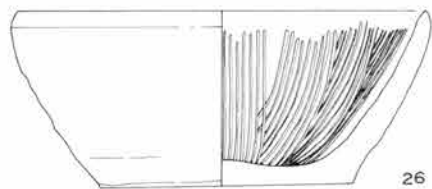
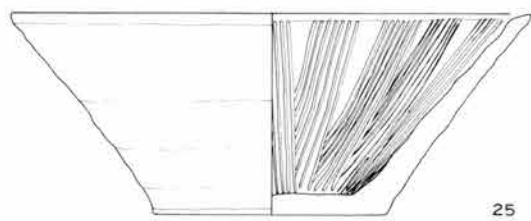
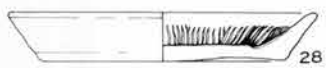
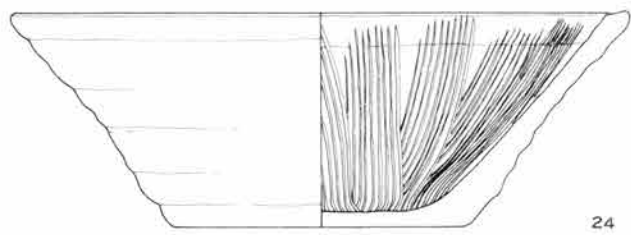
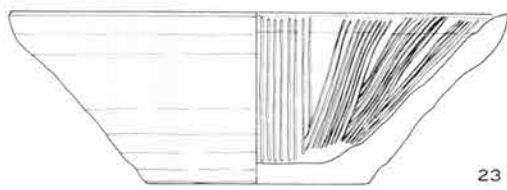
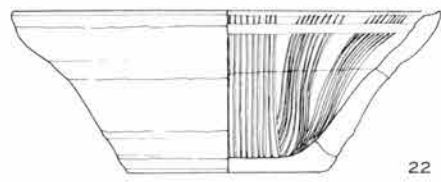
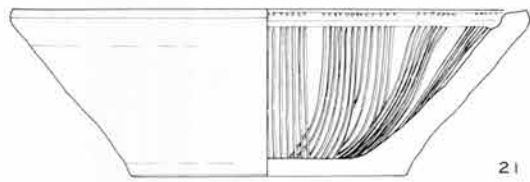
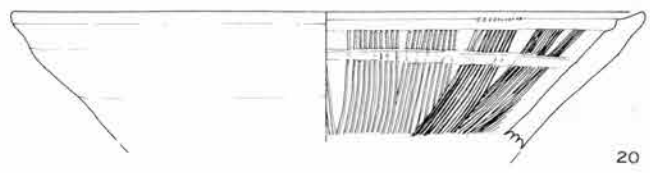
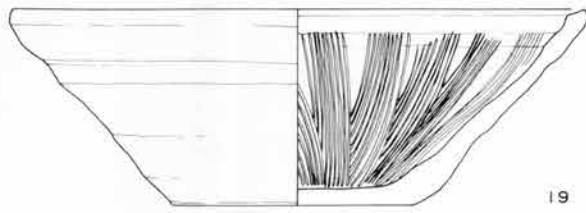


14



20cm





0 20cm



25



34



23



40



22



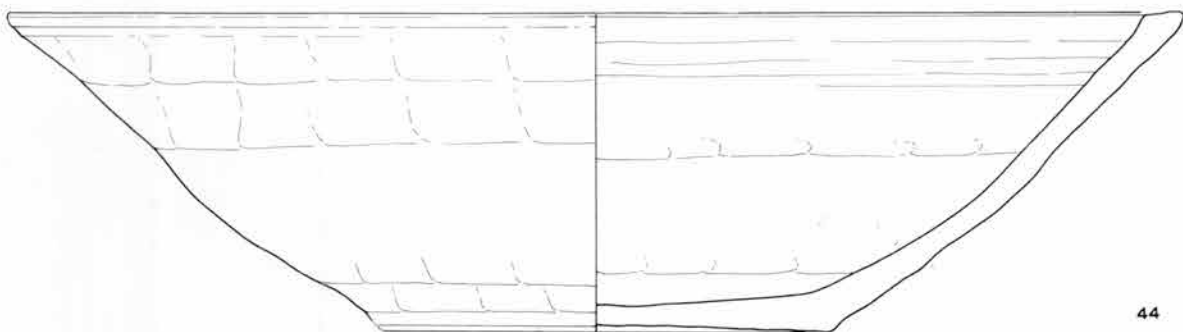
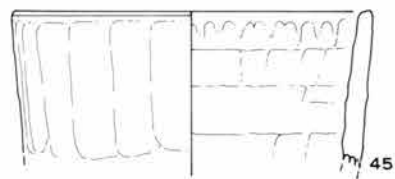
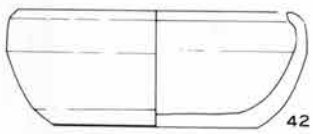
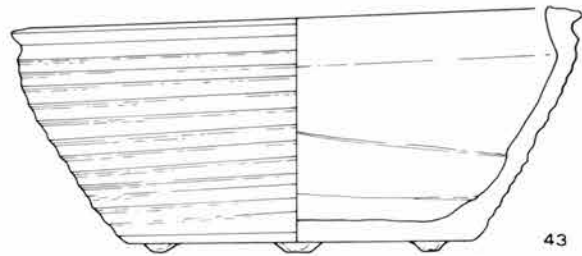
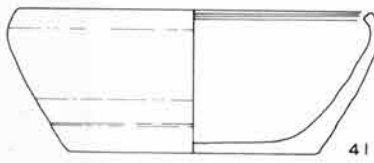
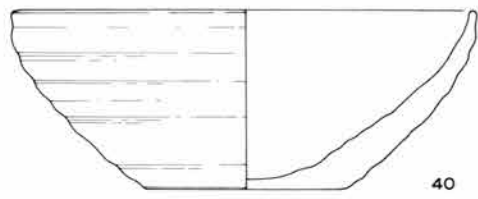
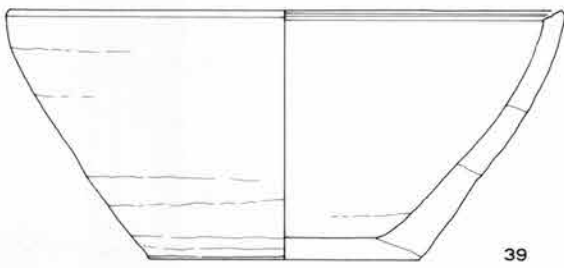
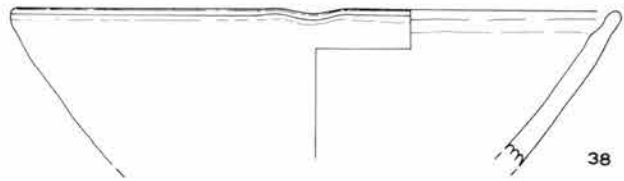
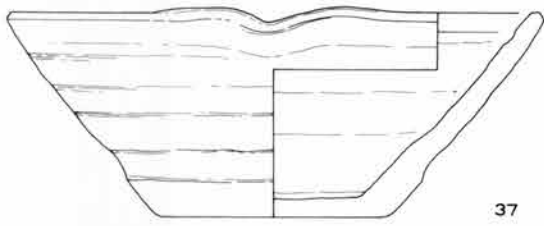
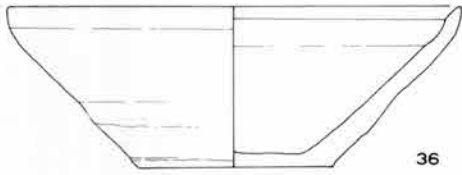
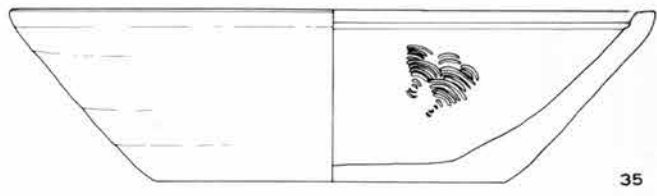
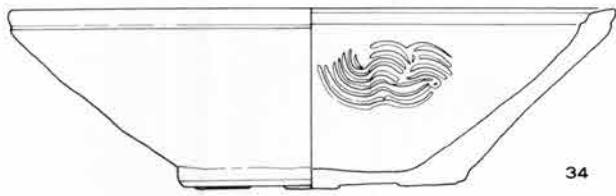
43



26



44 (1:6)



0 20cm



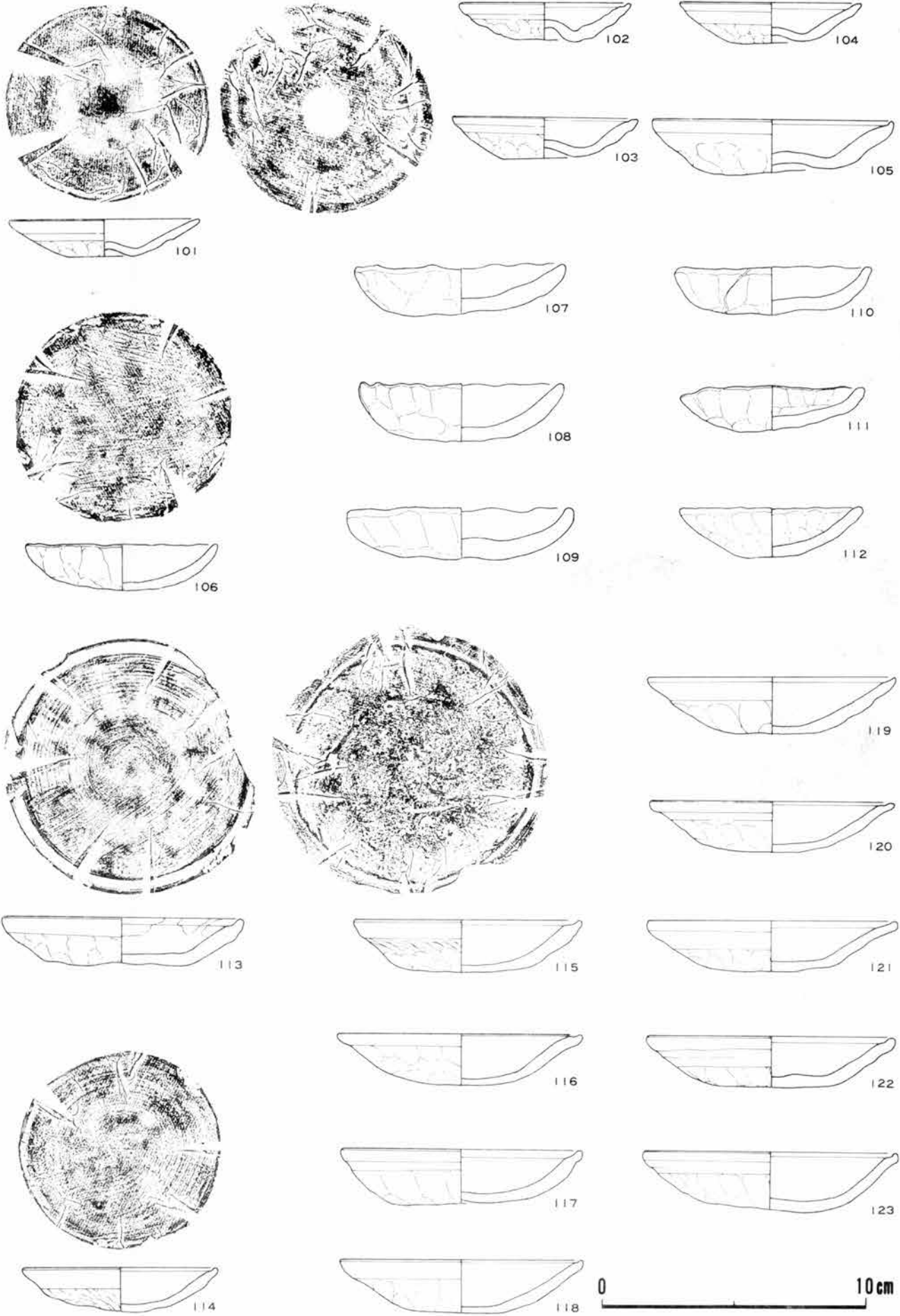
越前焼 小壺

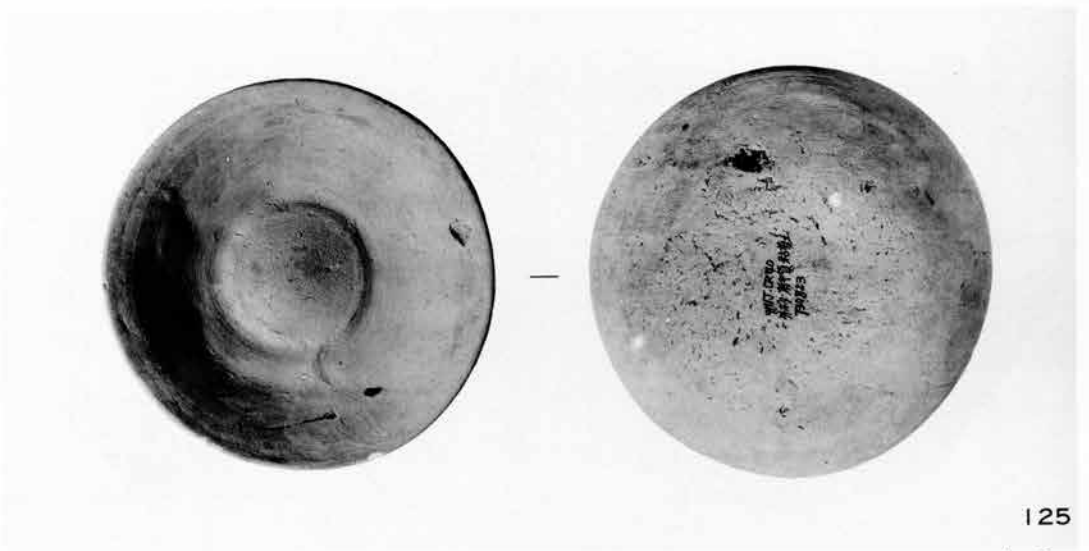
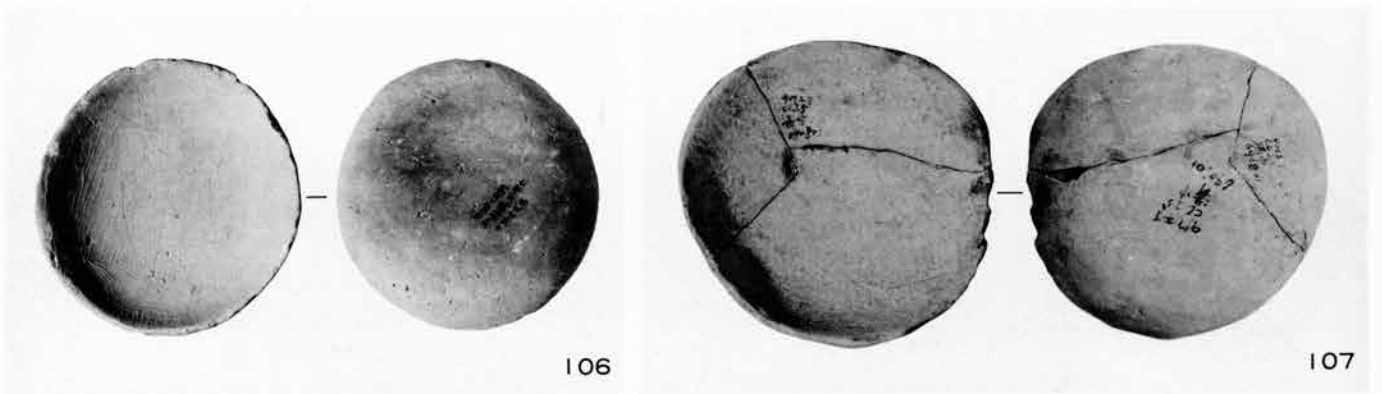
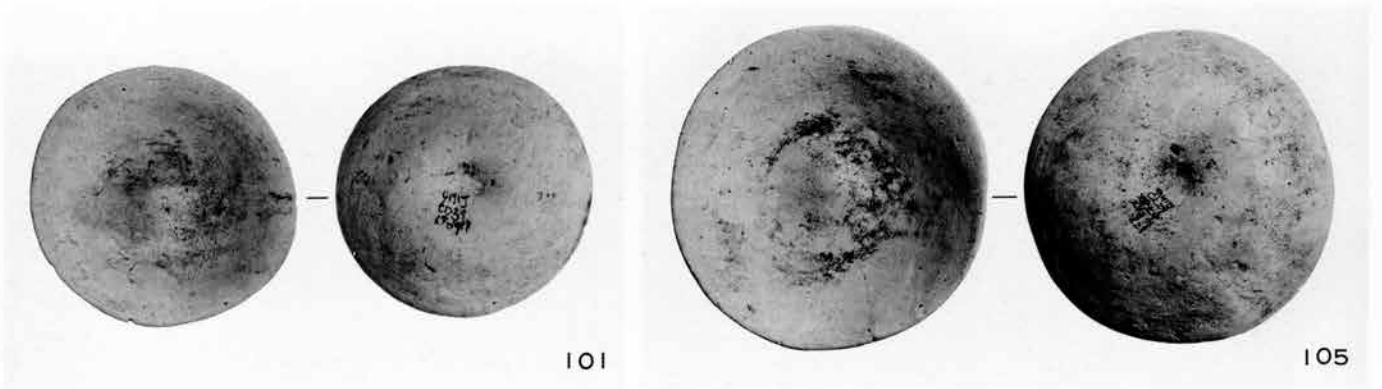
1:2



越前焼 擂鉢

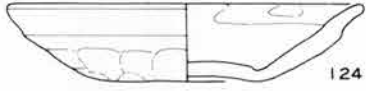
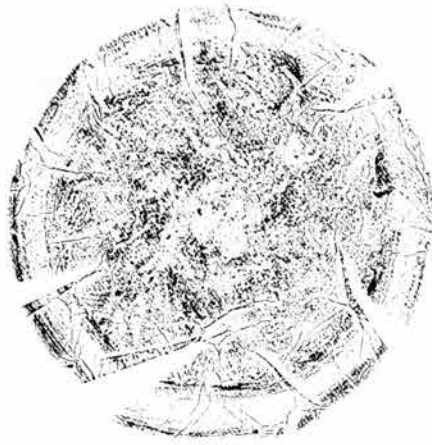
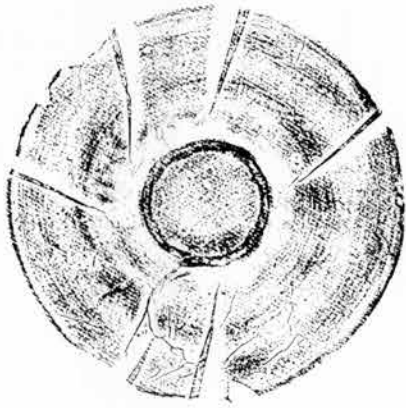
1:6



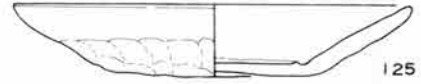


101~105 A類 106~112 B類 113~123 C類 125 D₁類

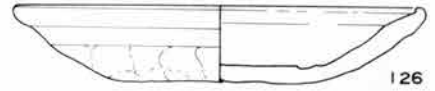
125
1:2



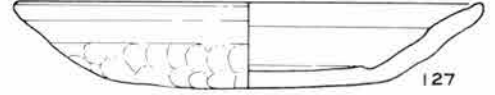
124



125



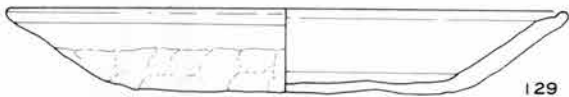
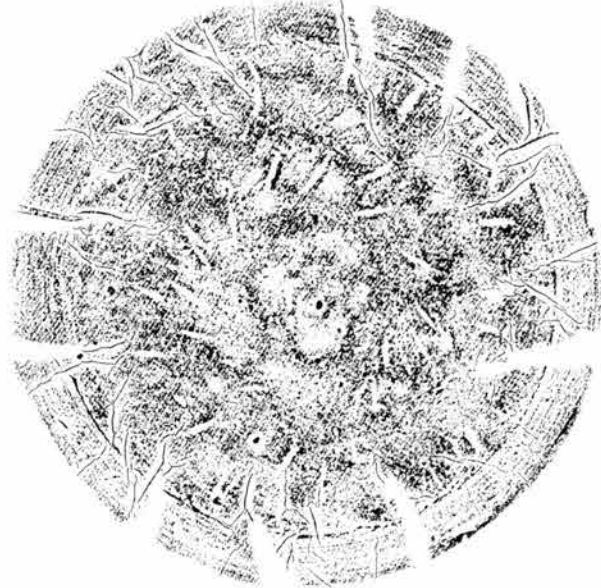
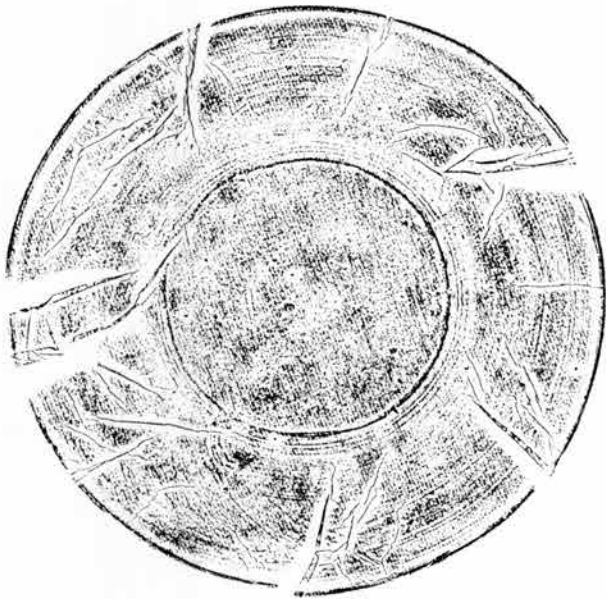
126



127



128



129



130



132



131

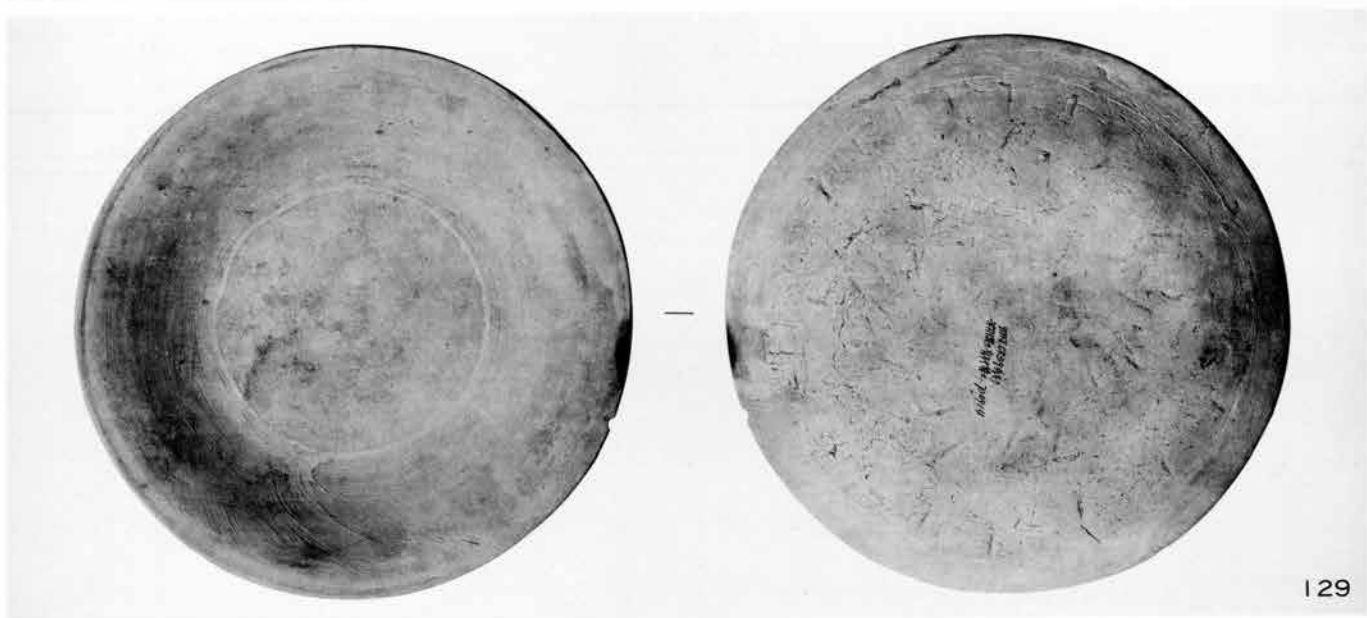
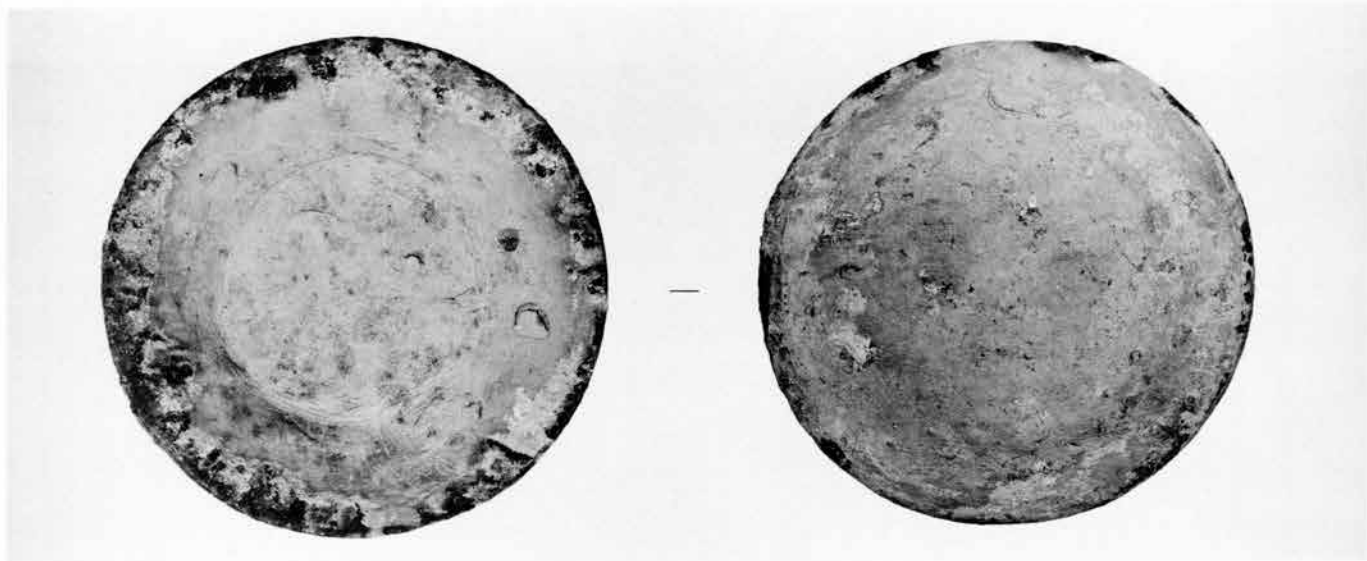


133

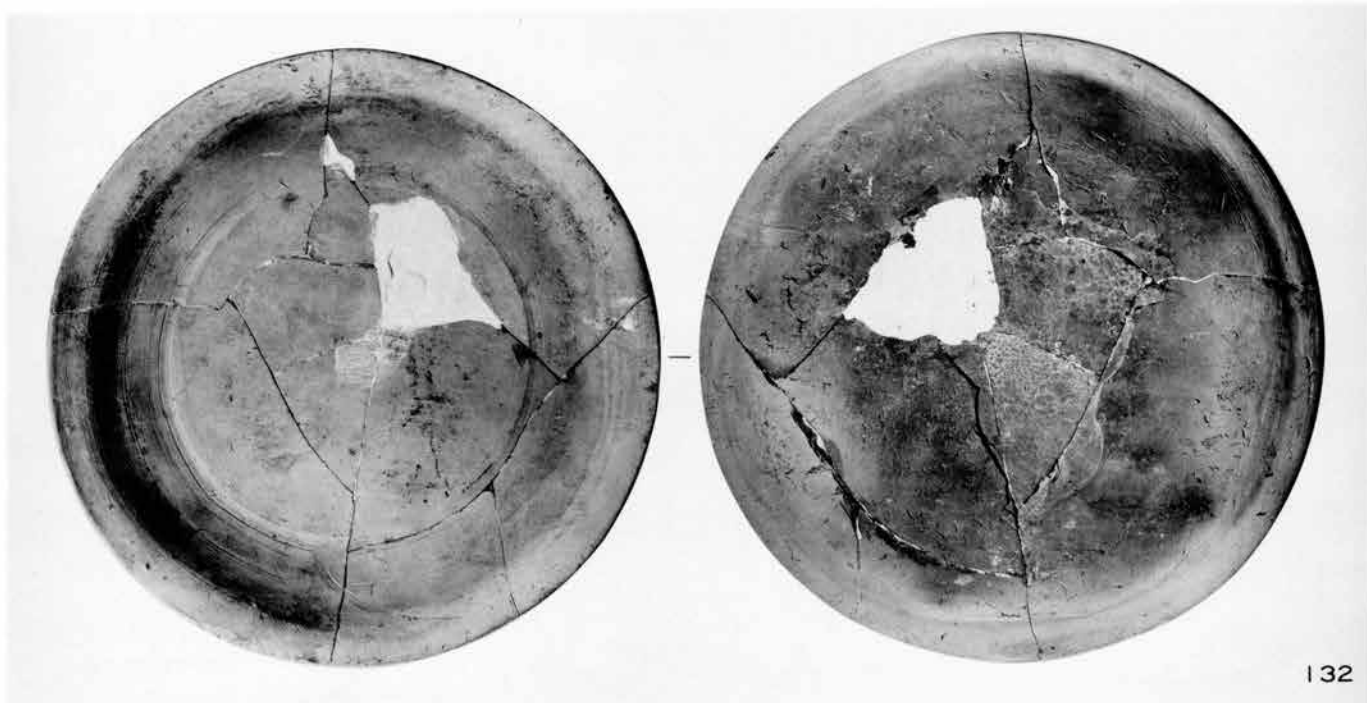


134





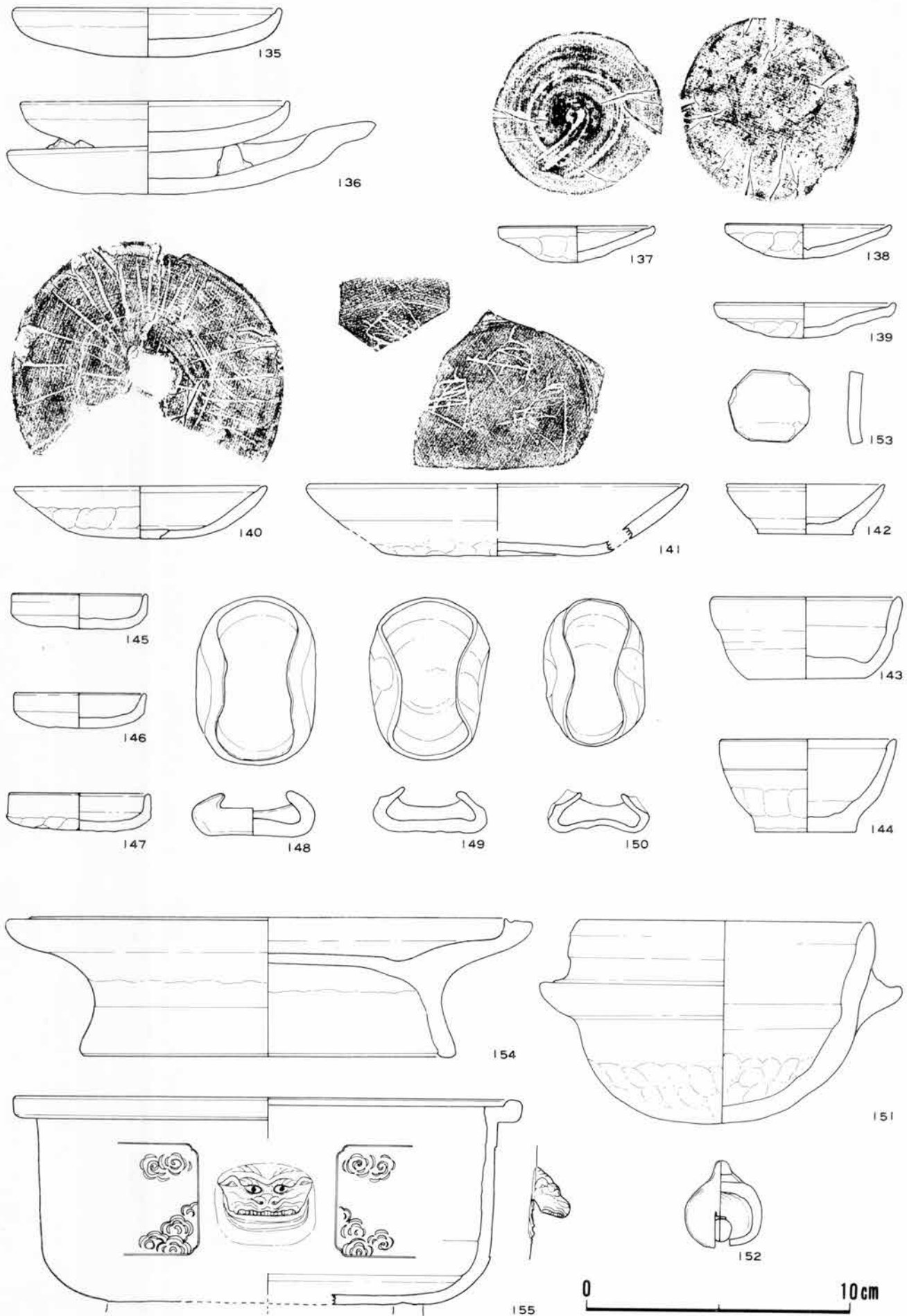
129

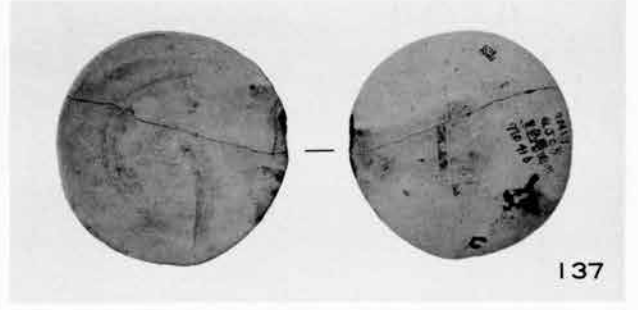


132

124~128 D₁類 129~134 D₂類

1:2





137



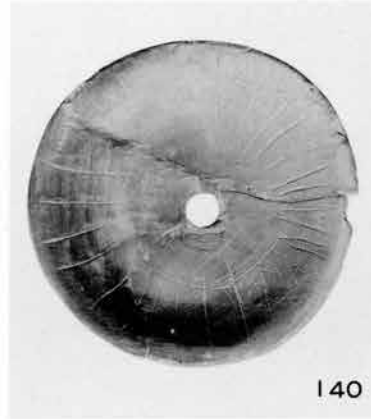
135



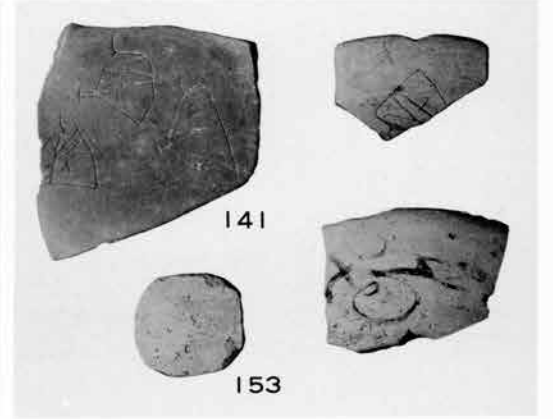
152



144



140



141

153



147



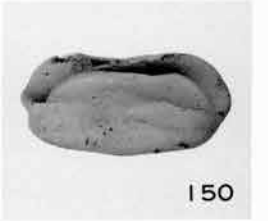
145



148



149



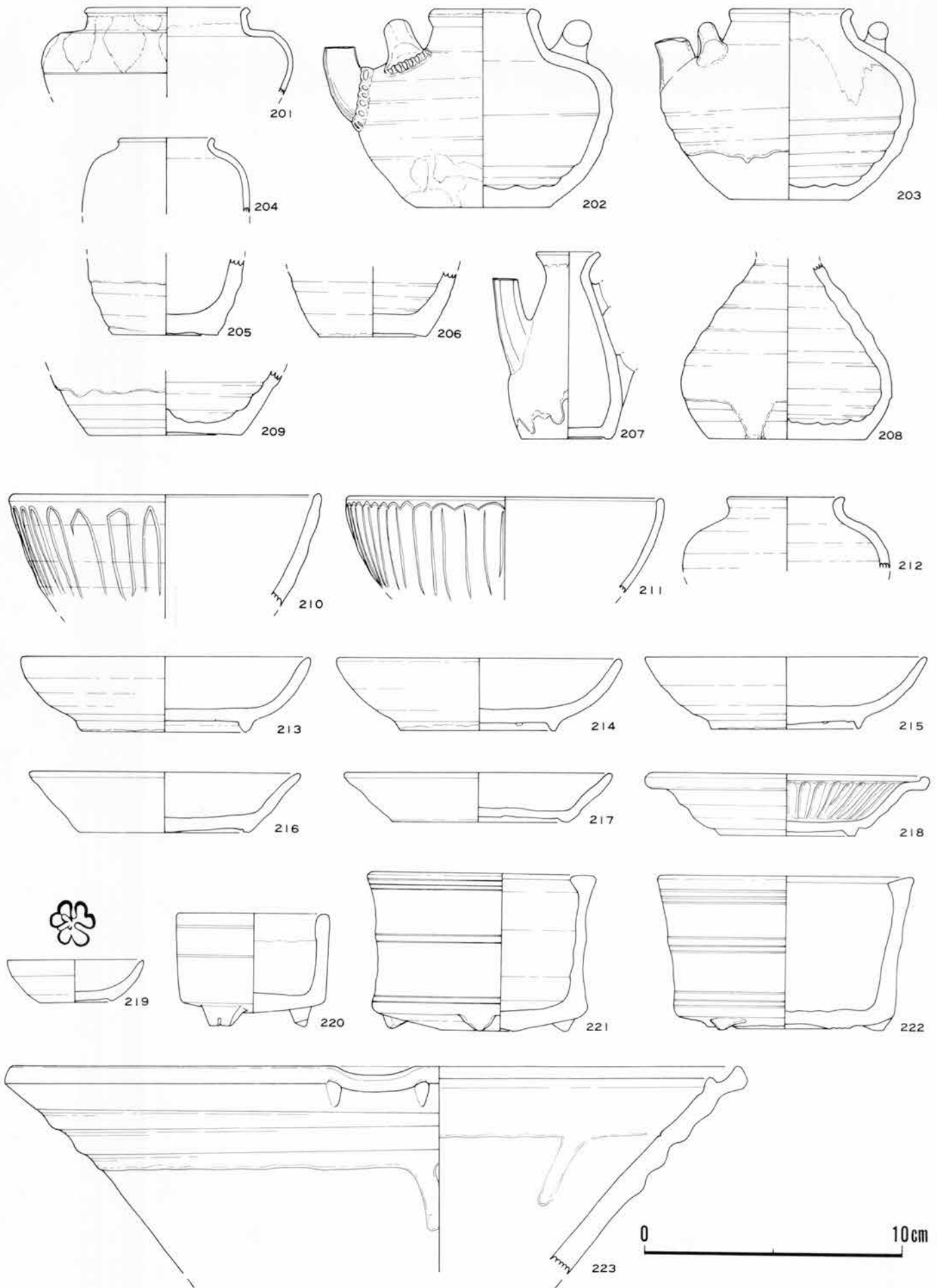
150



155



151





202



203



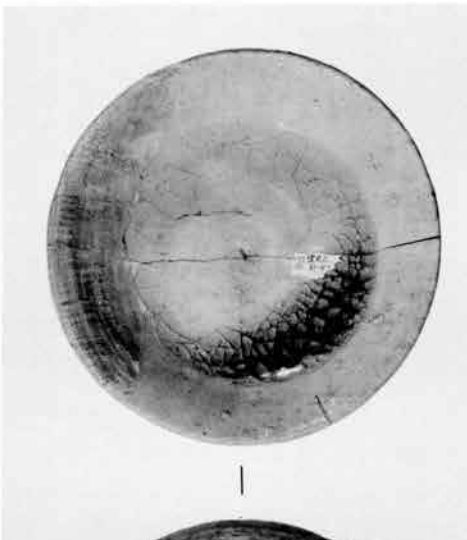
207



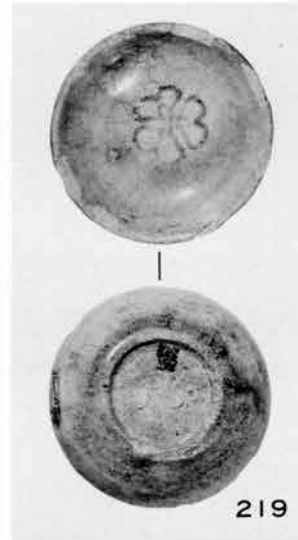
221



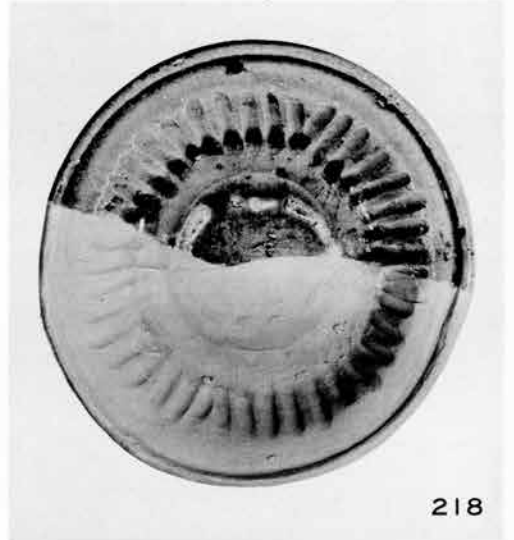
220



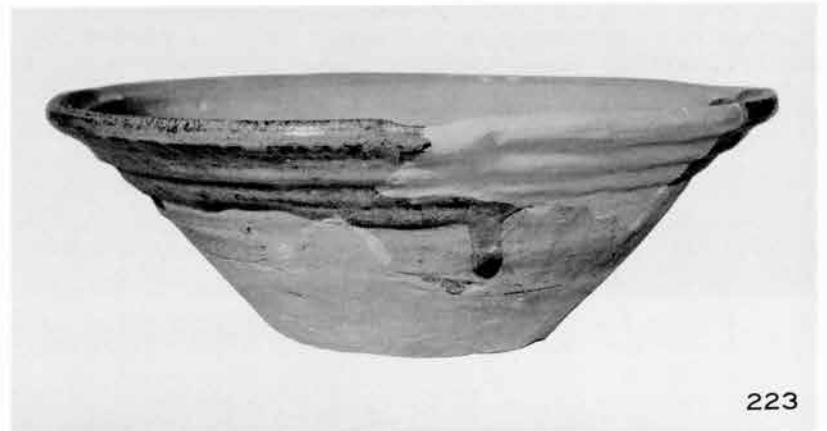
216



219

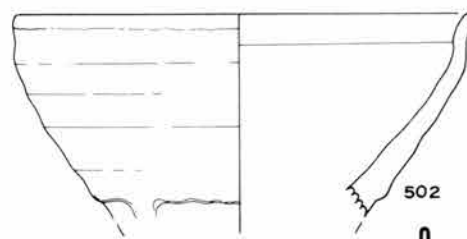
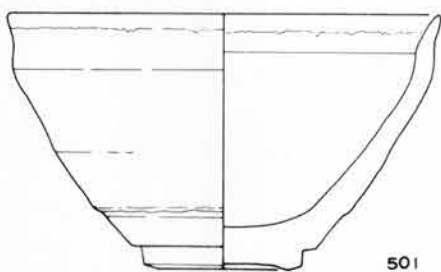
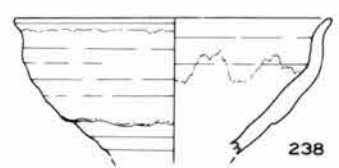
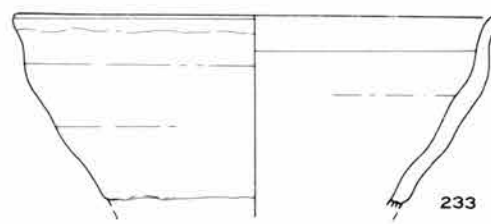
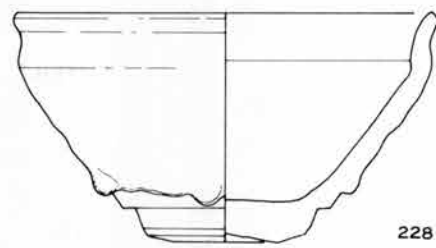
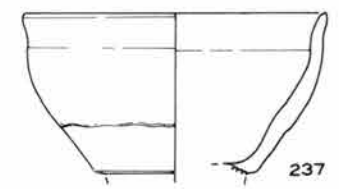
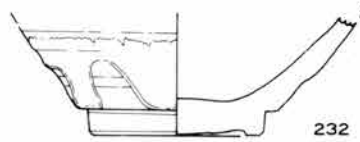
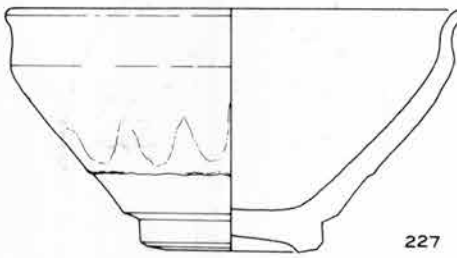
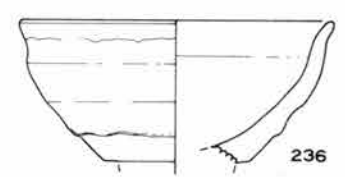
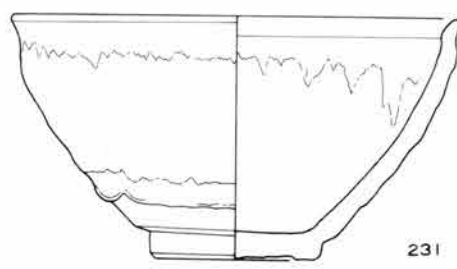
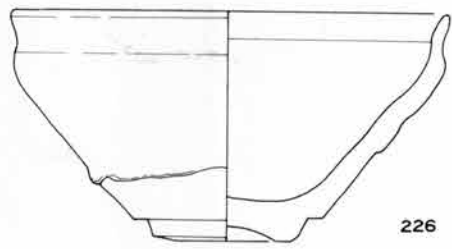
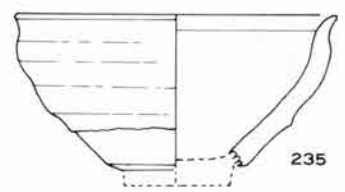
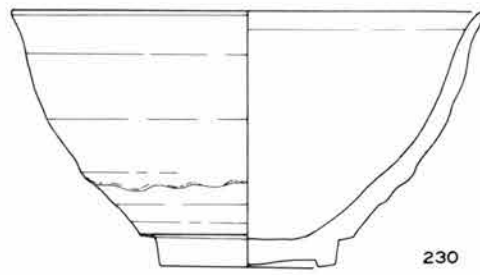
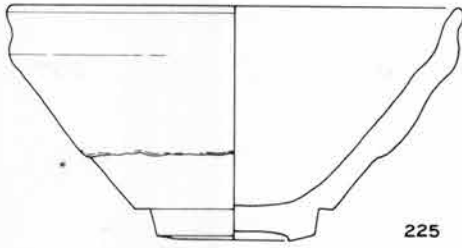
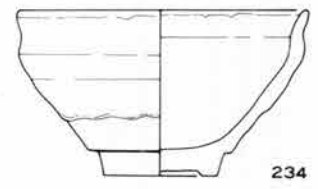
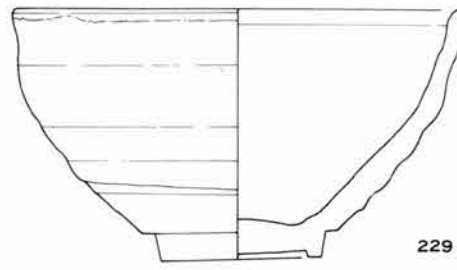
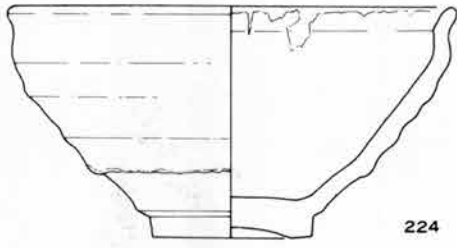


218



223

202, 203, 207 水注, 瓶子, 221 灰釉香炉, 216, 218, 219 灰釉皿, 223 灰釉三足鉢





231



229



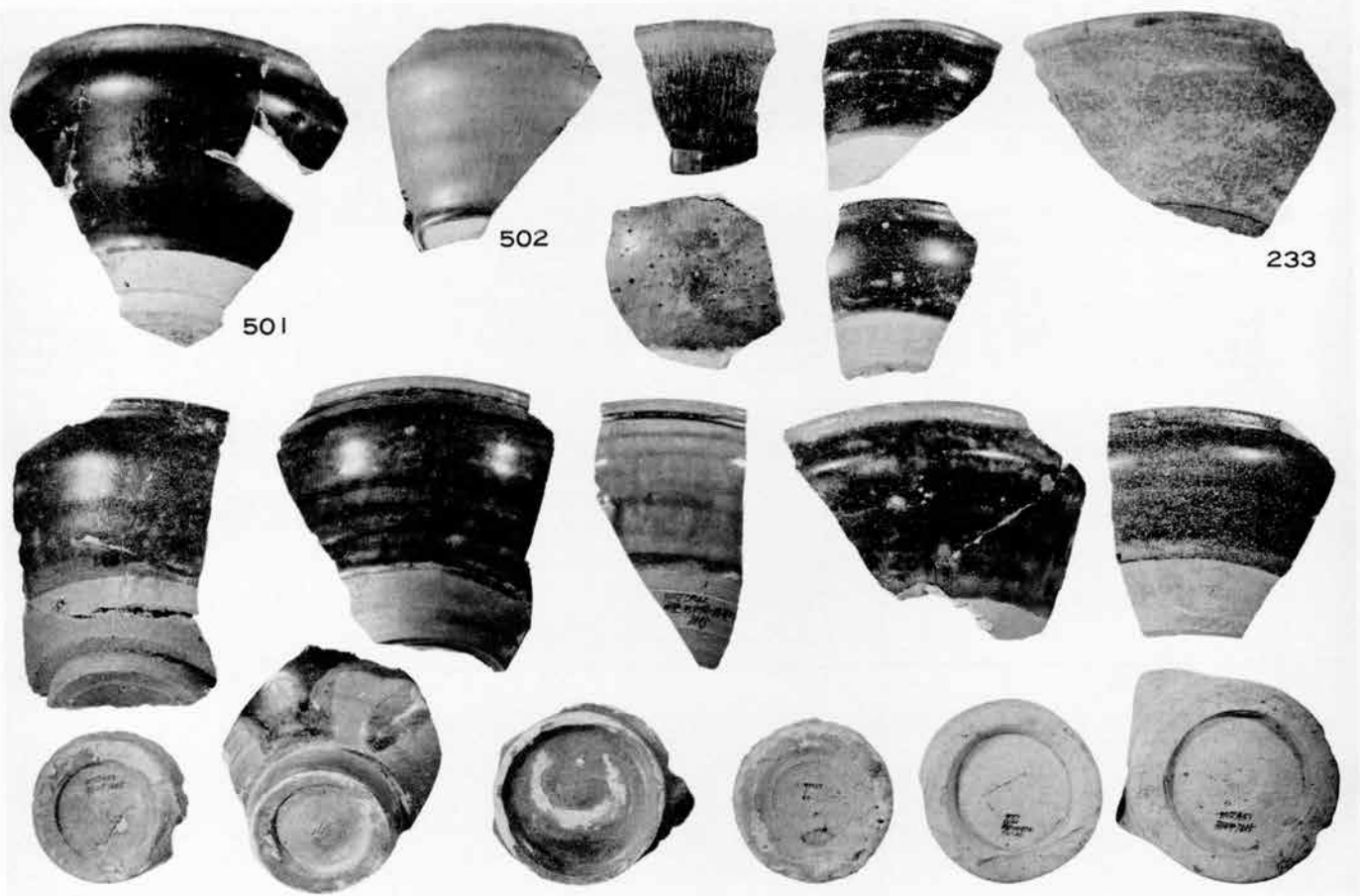
228



224

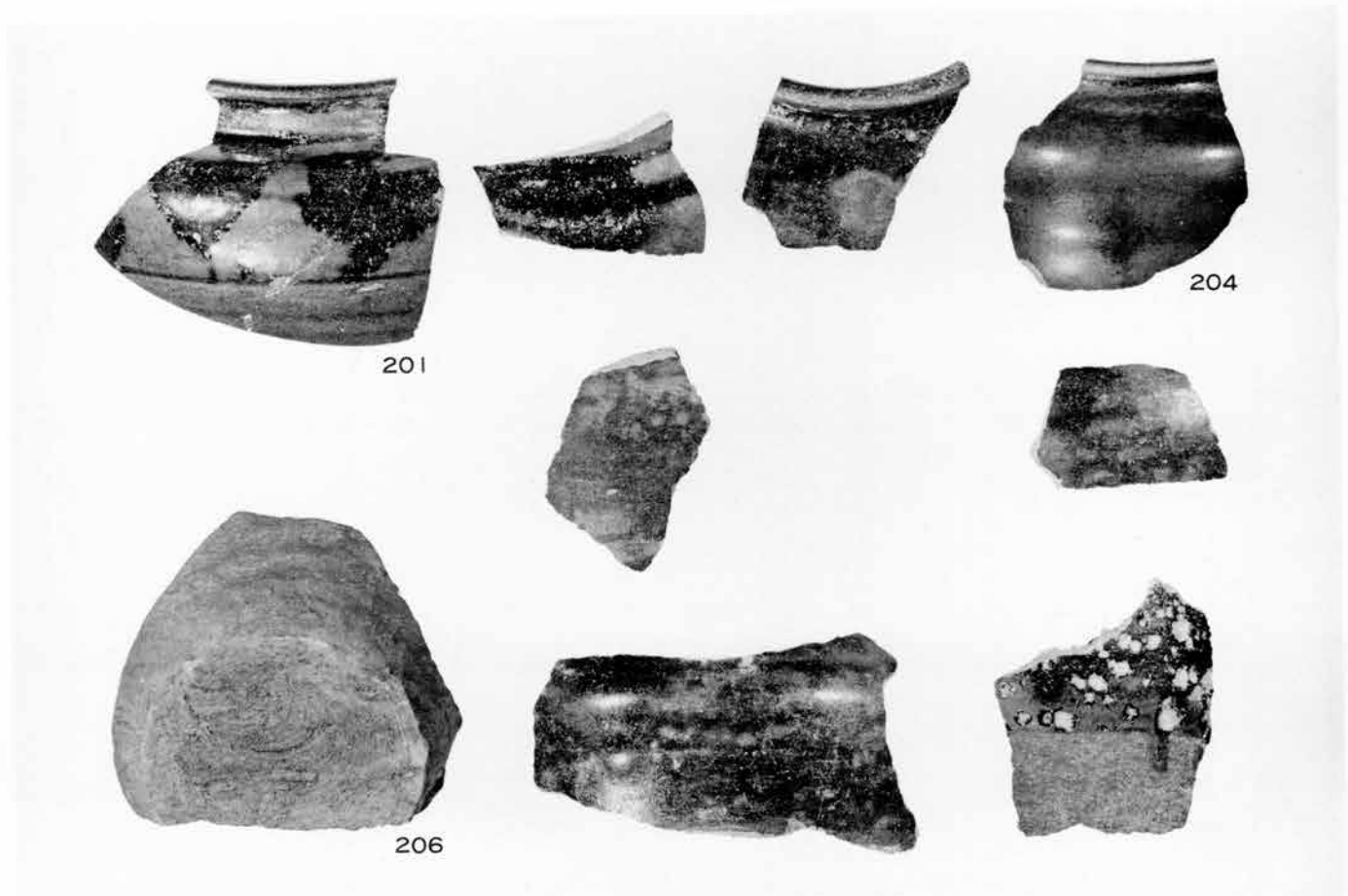


235



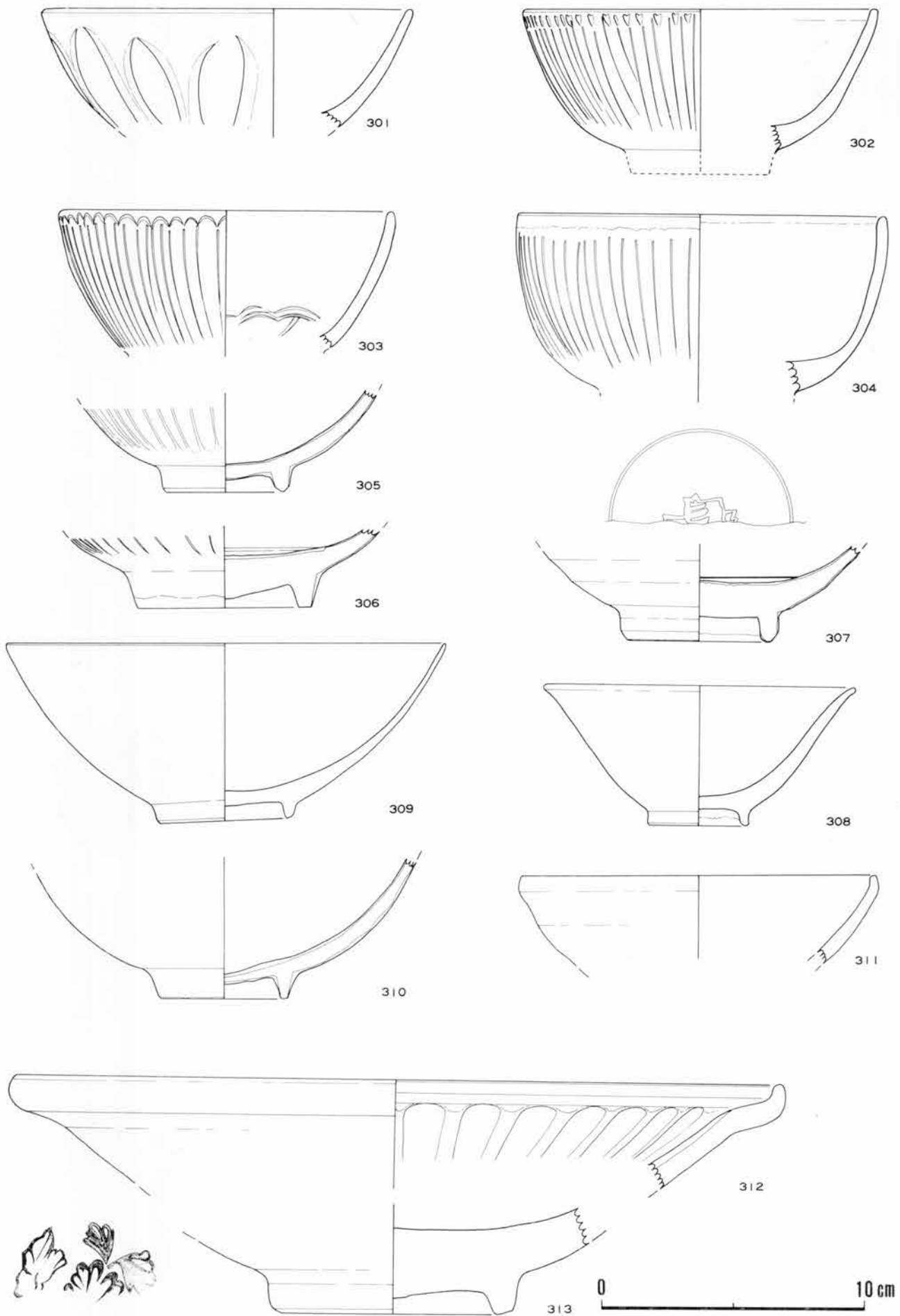
天目茶碗 (501・502を含む左上4点は中国製品)

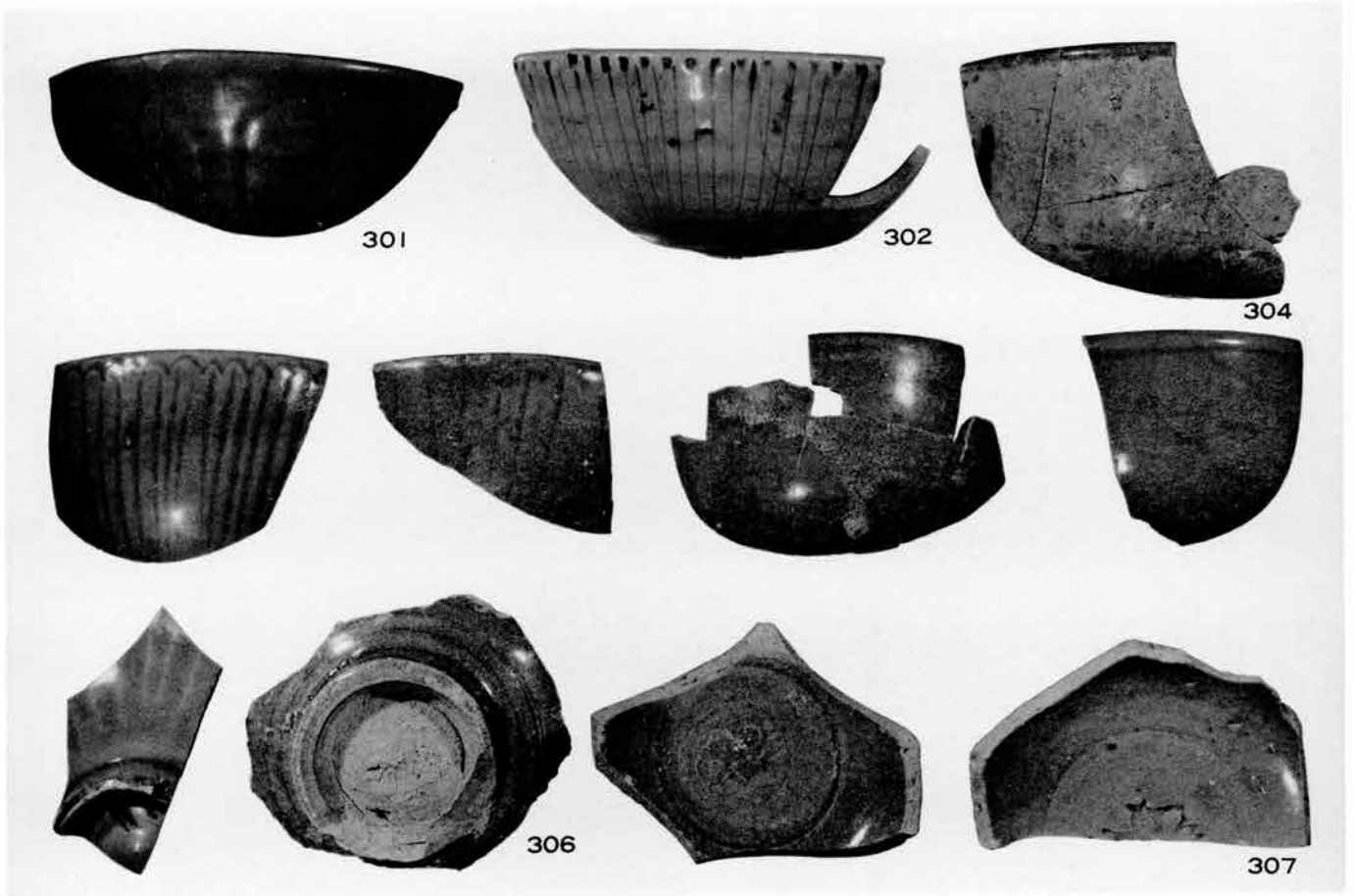
1:2



茶 入

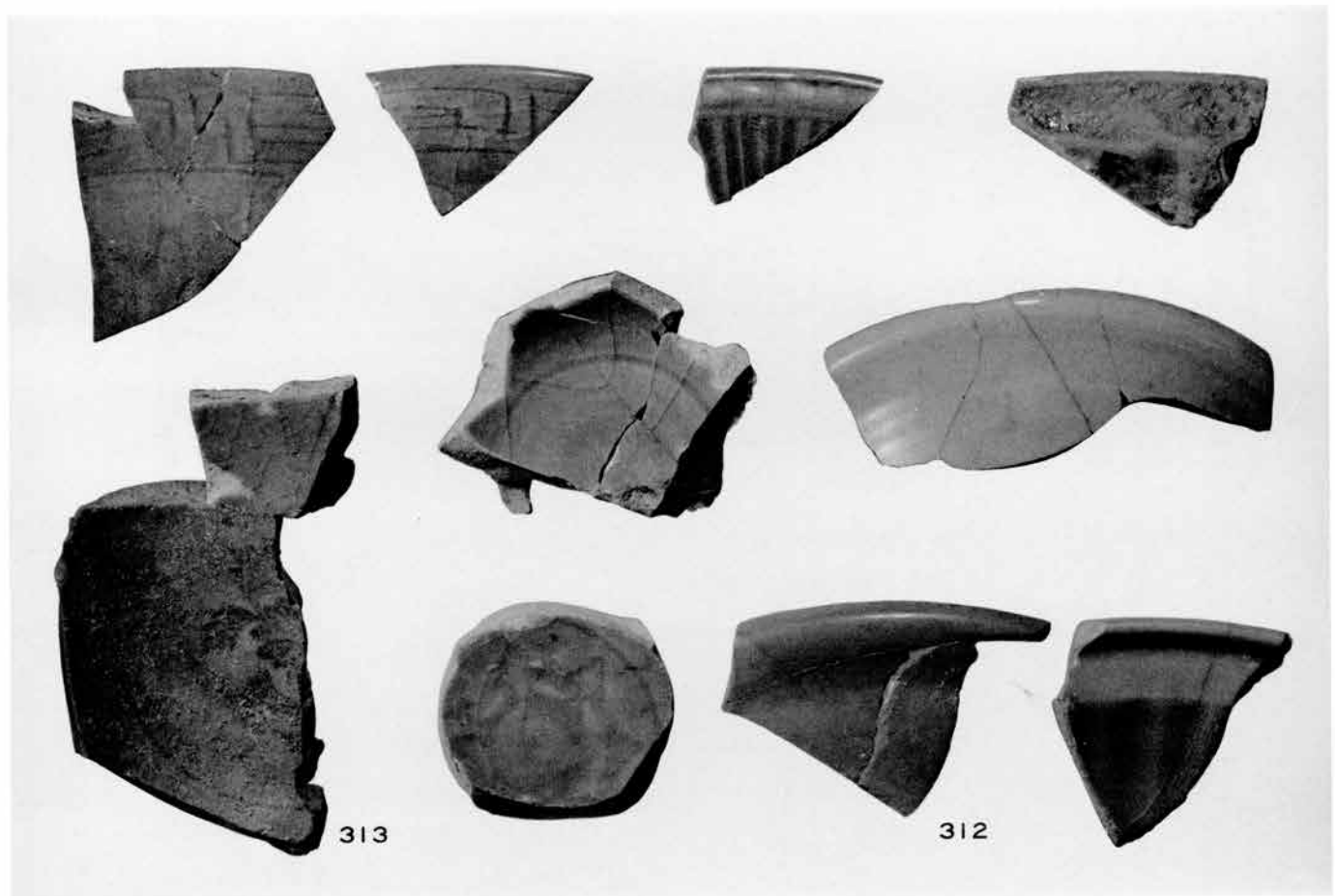
第29図 青磁(1)





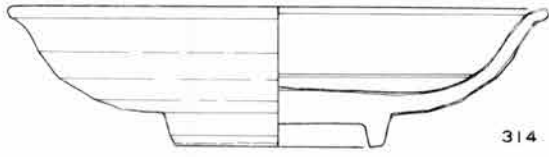
青磁碗

1:2



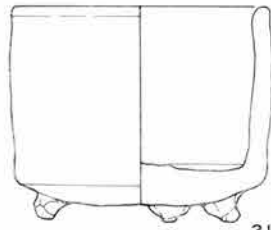
青磁鉢

1:2

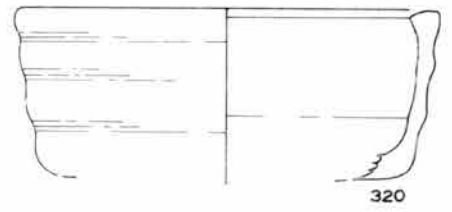


314

内



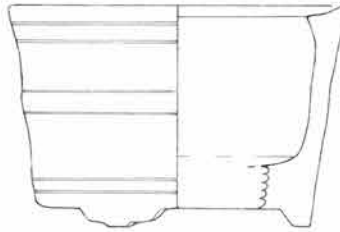
319



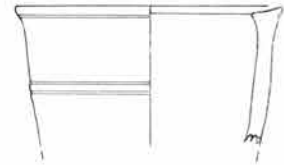
320



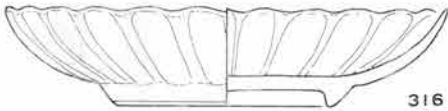
315



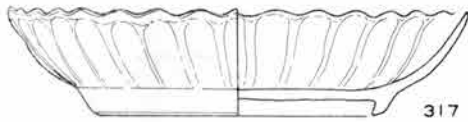
321



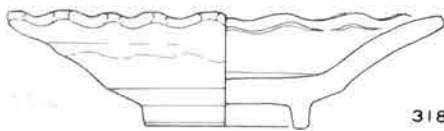
322



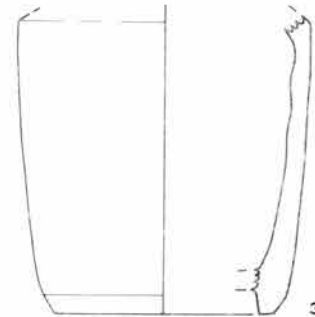
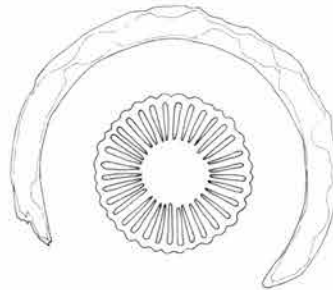
316



317

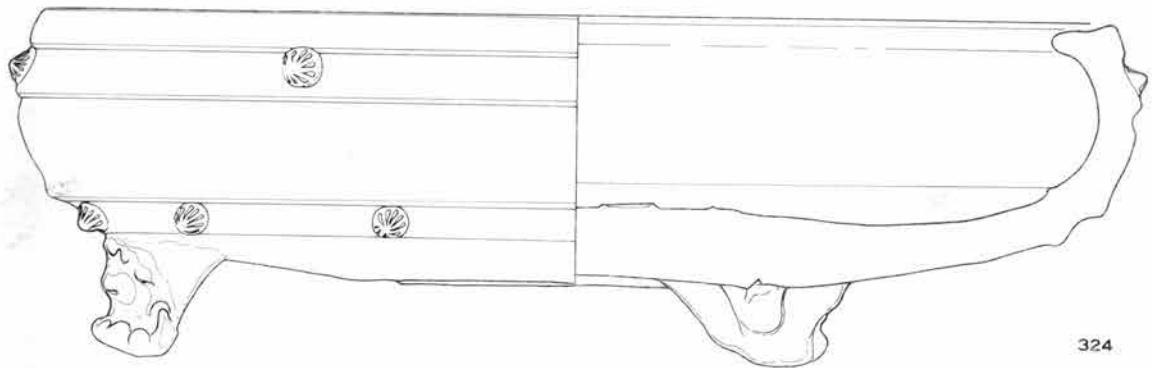


318

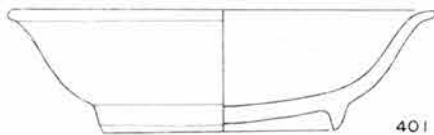


323

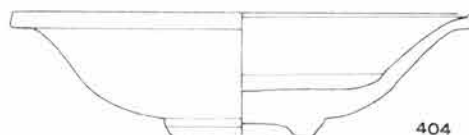
5:1



324



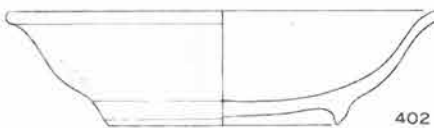
401



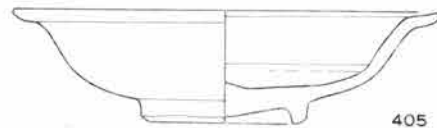
404



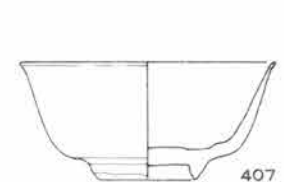
406



402



405



407



403



408





309



315



324 (1:4)



323



321



319

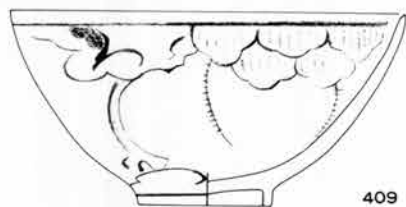


407

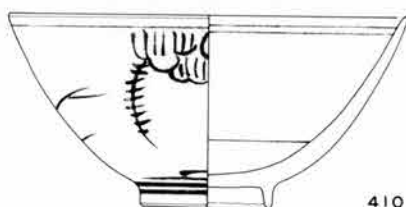


405

1:2



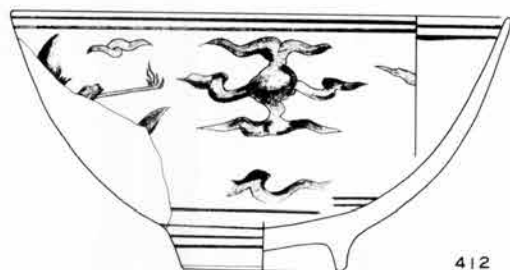
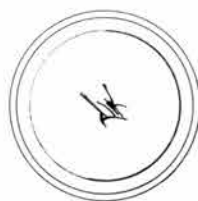
409



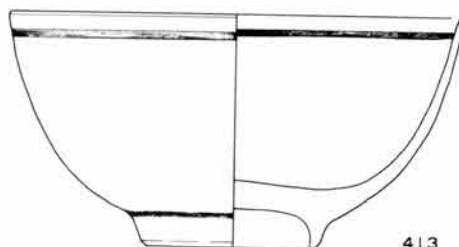
410



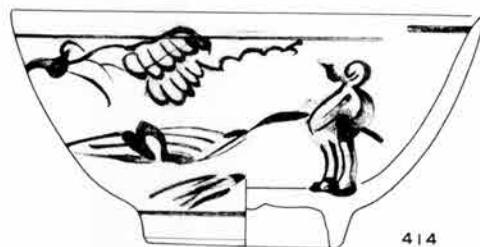
411



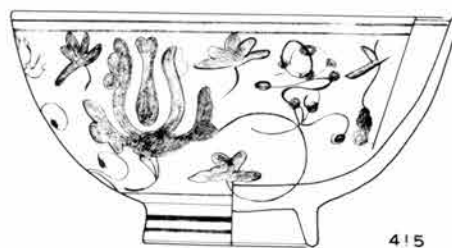
412



413



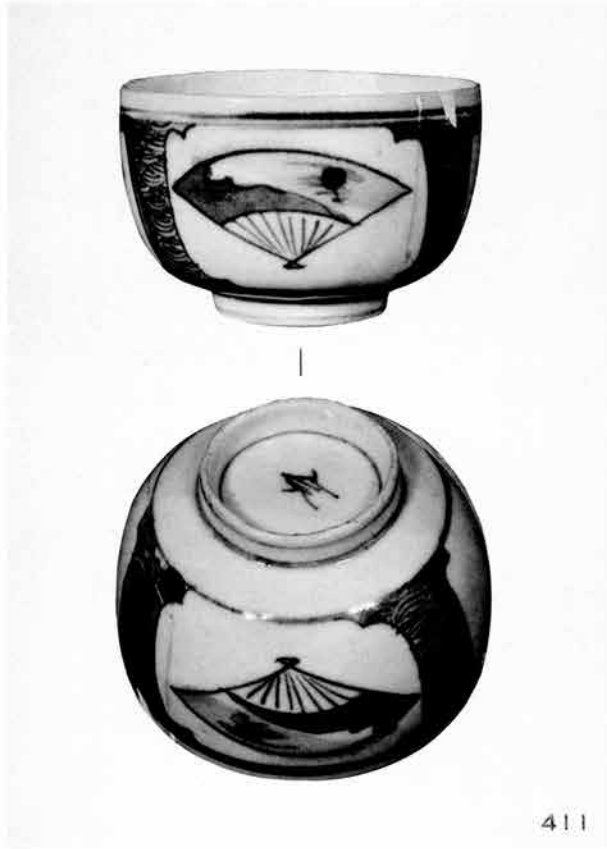
414



415

福

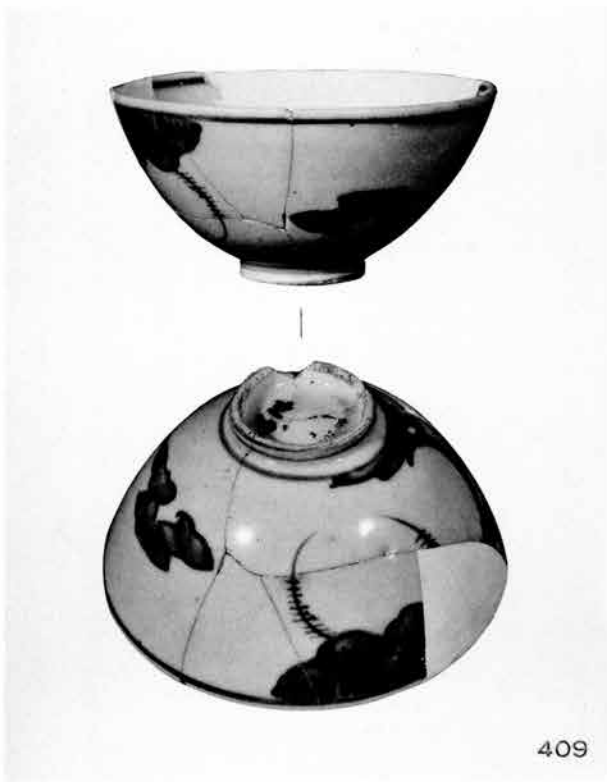




411



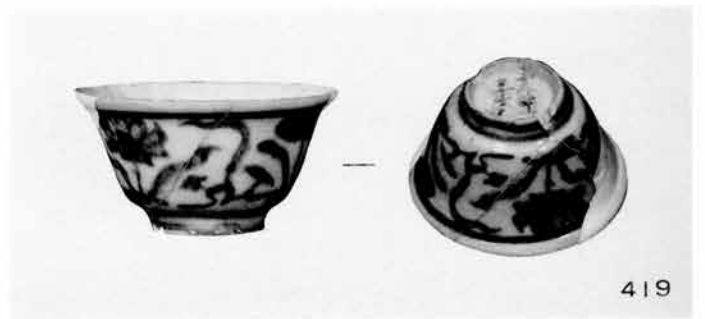
415



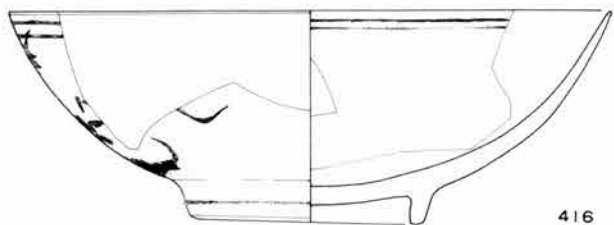
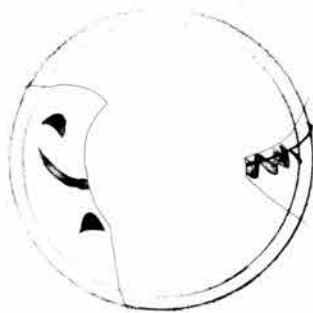
409



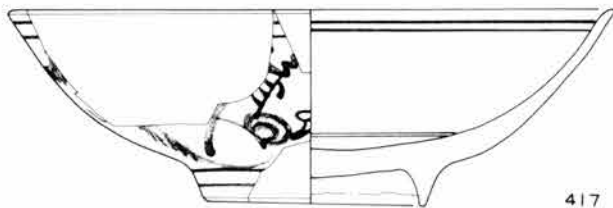
414



419



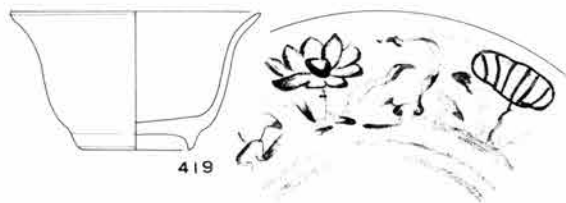
416



417



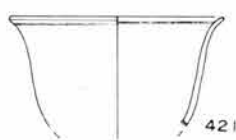
418



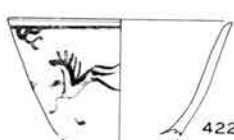
419



420

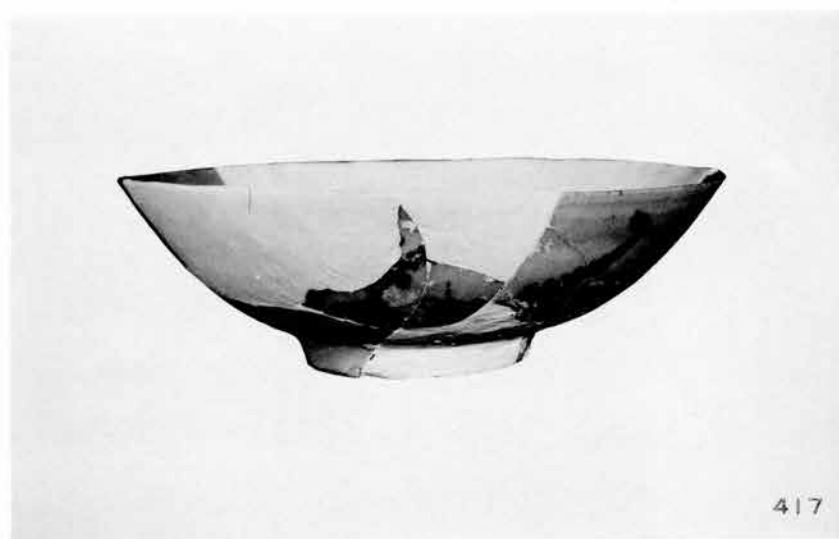


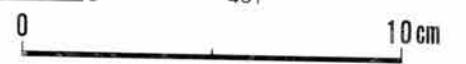
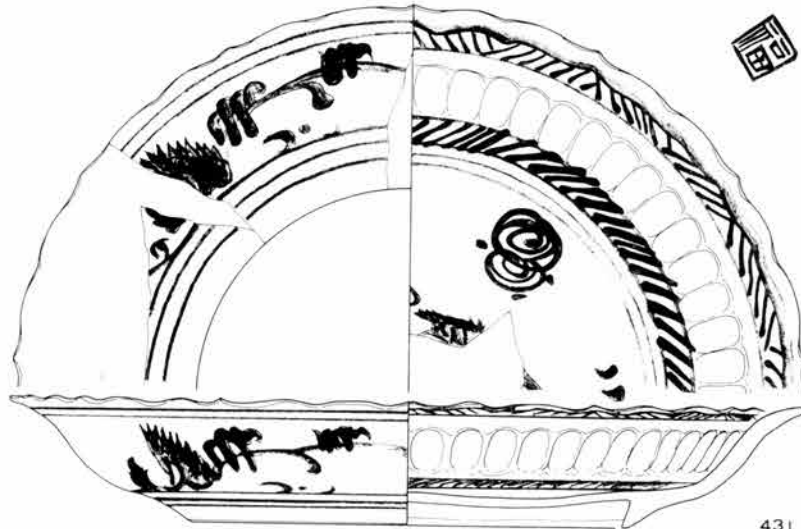
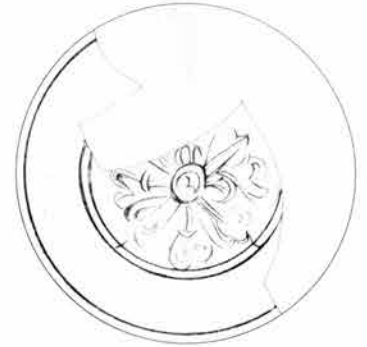
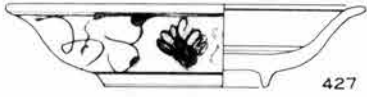
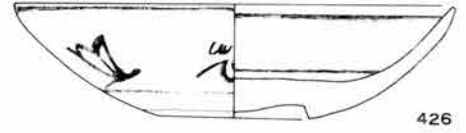
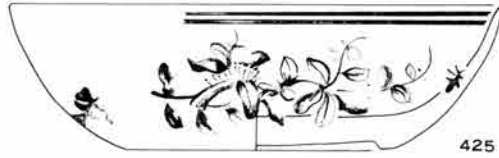
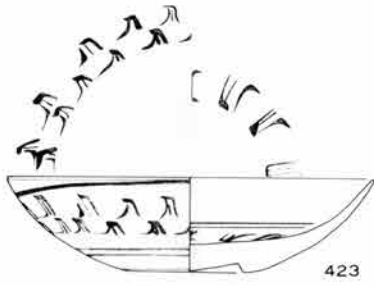
421



422

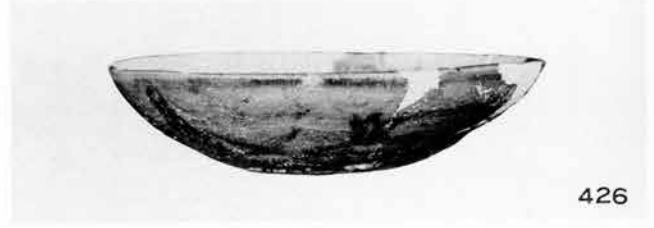




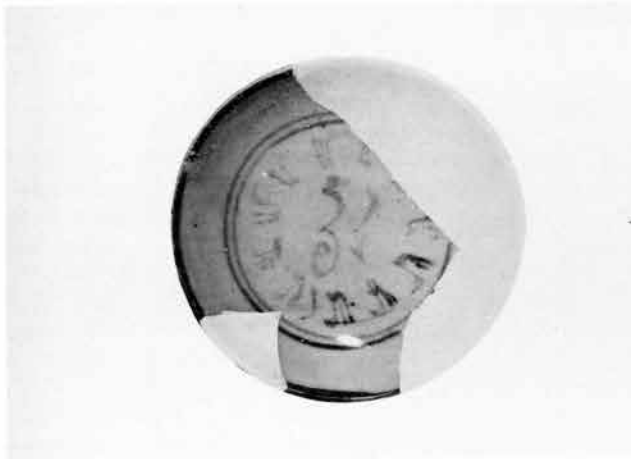




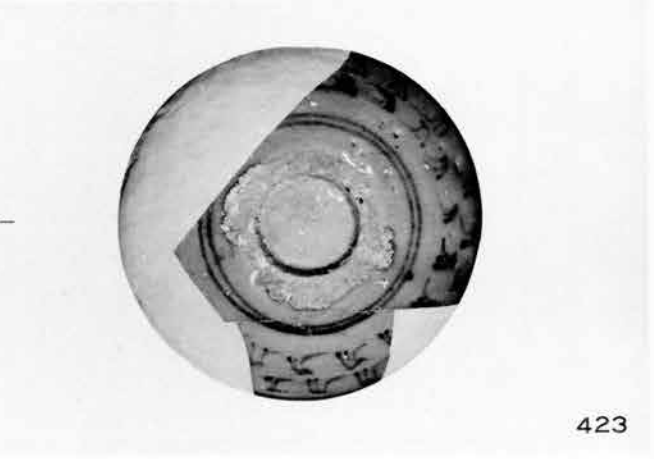
428



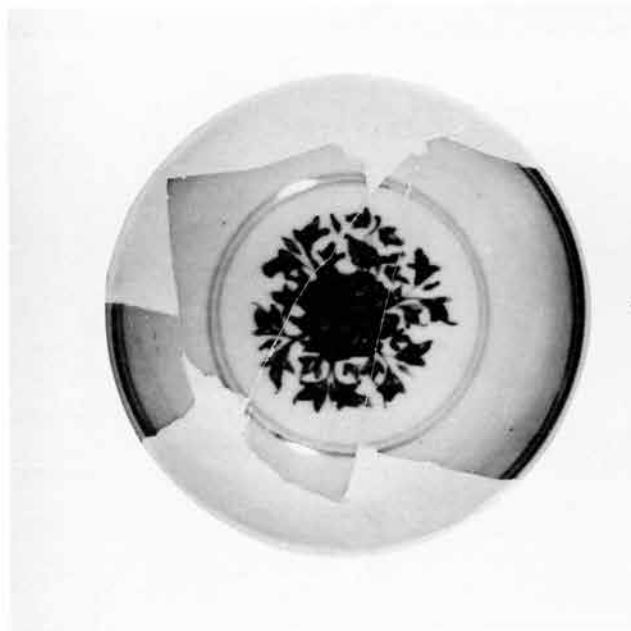
426



—



423



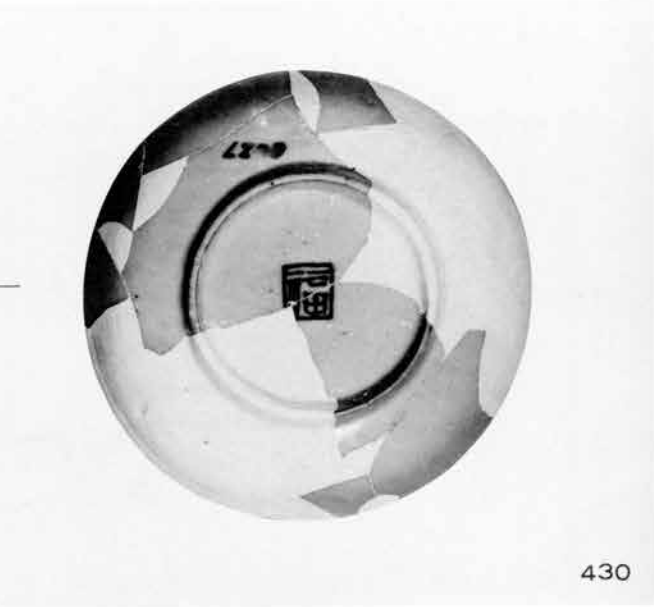
—



425



—

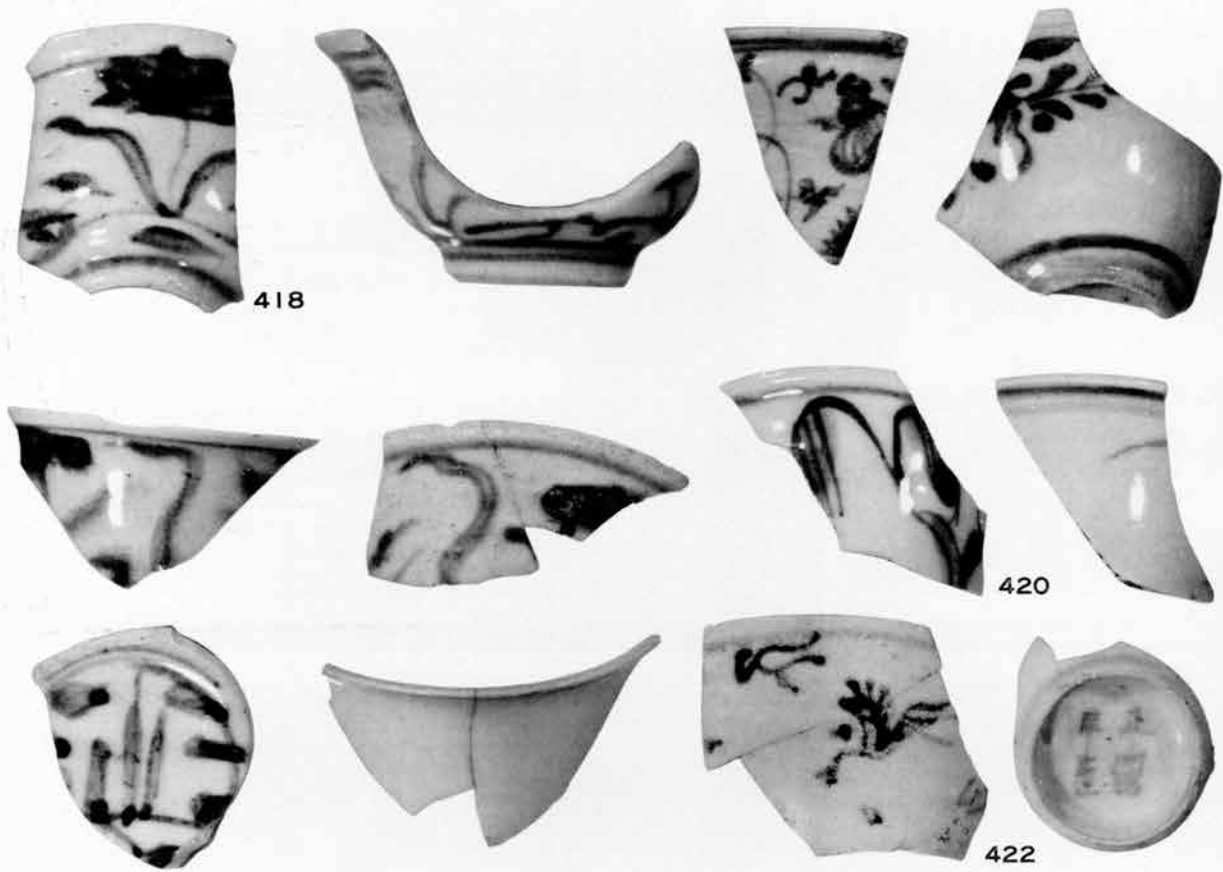


430



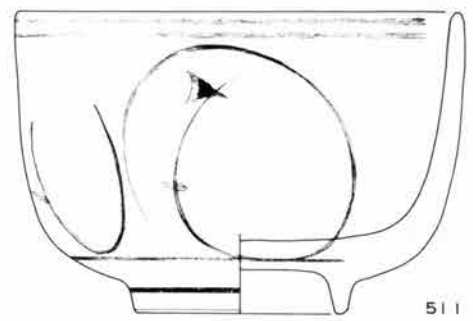
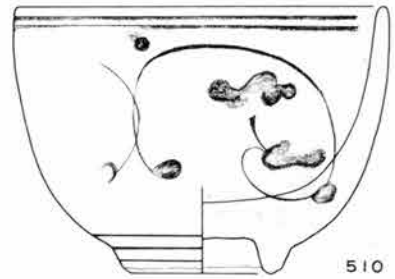
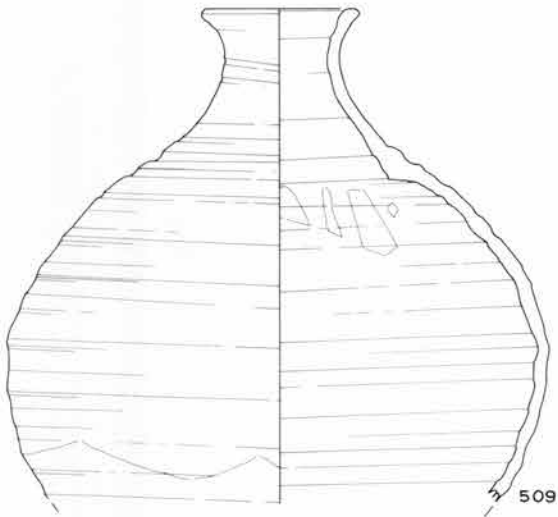
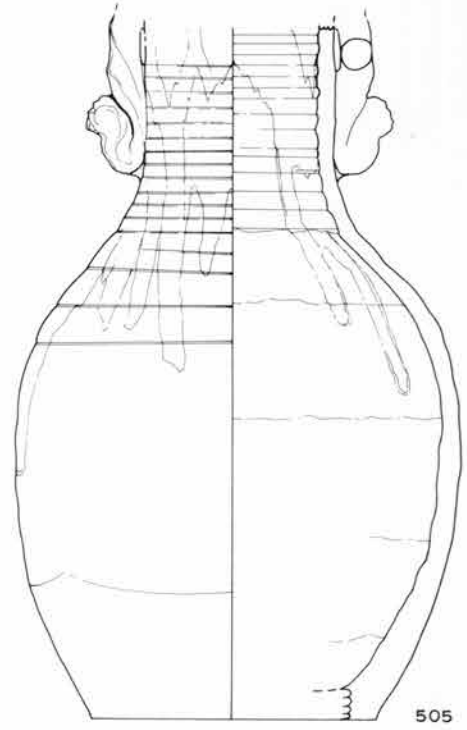
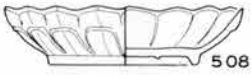
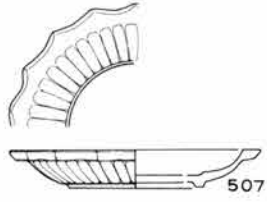
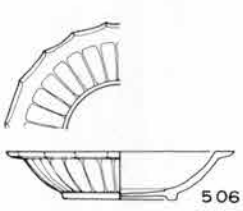
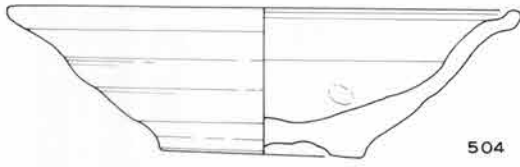
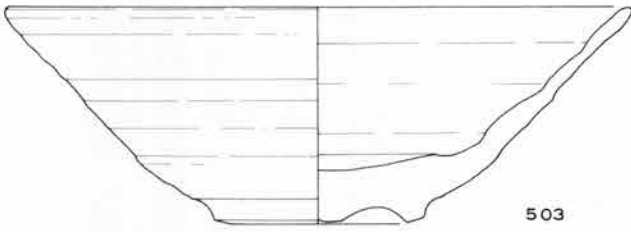
青花碗

1:2



青花碗

1:1



0 20cm

0 10cm



503



505



506



508



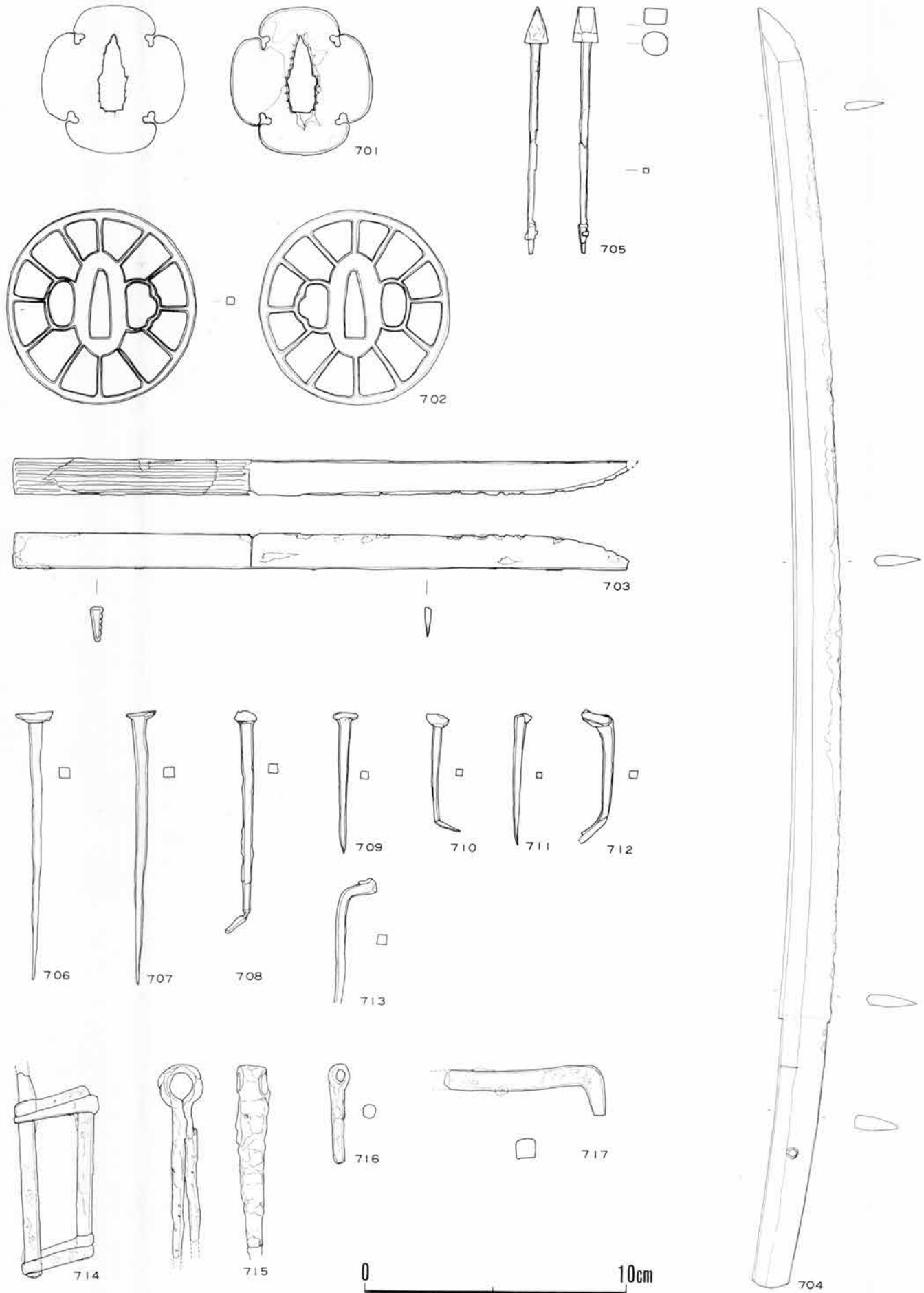
507

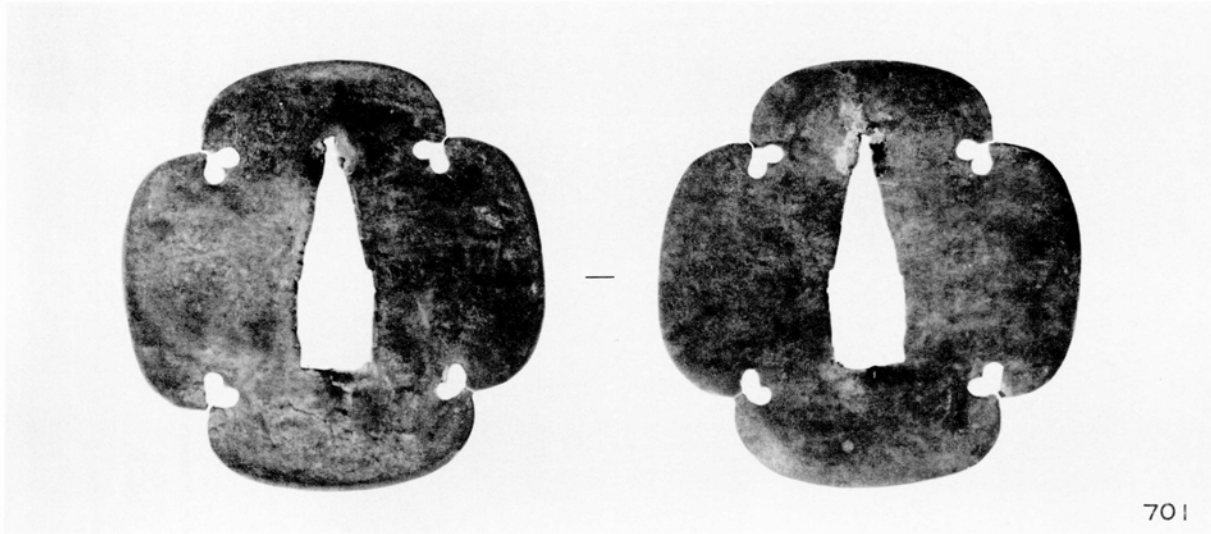


510

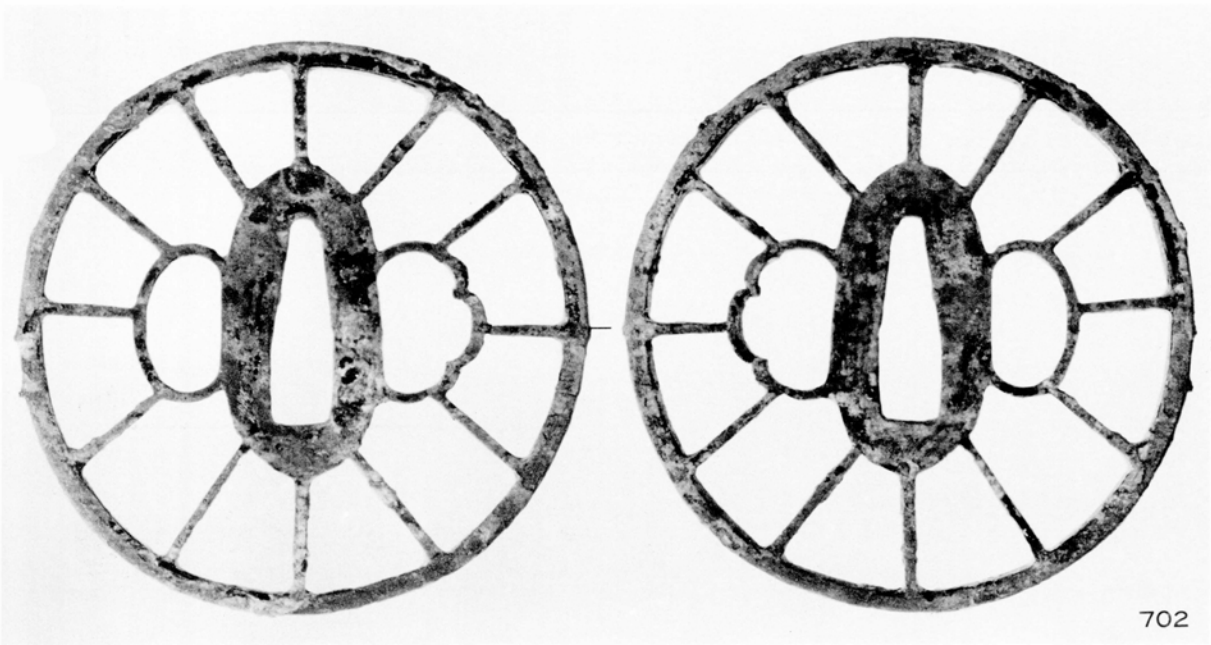


511

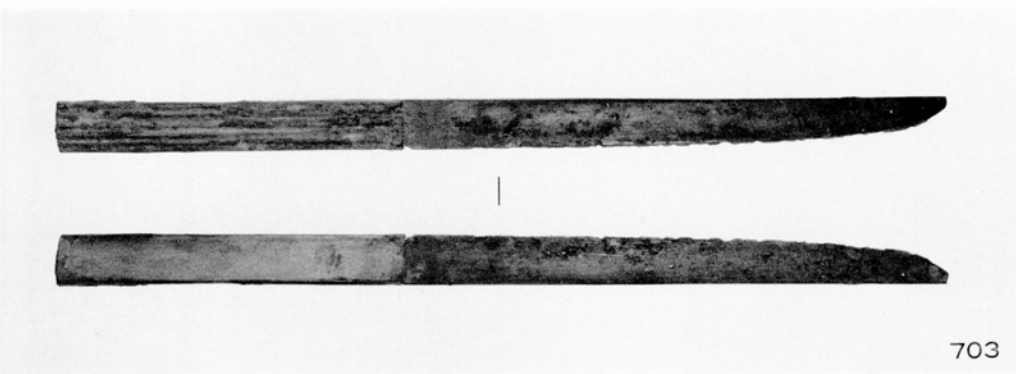




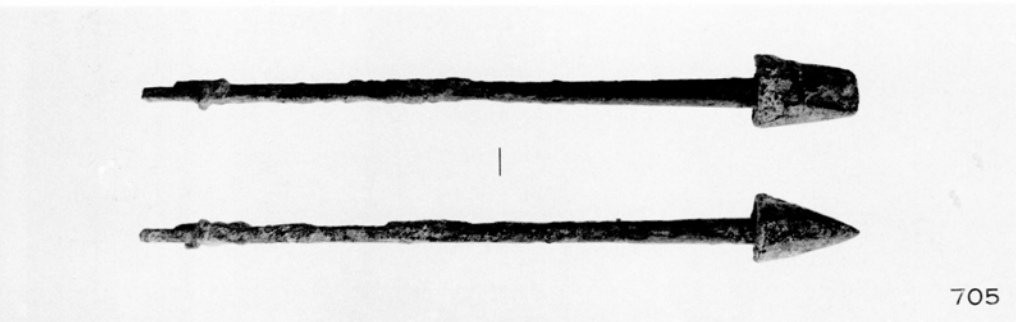
701



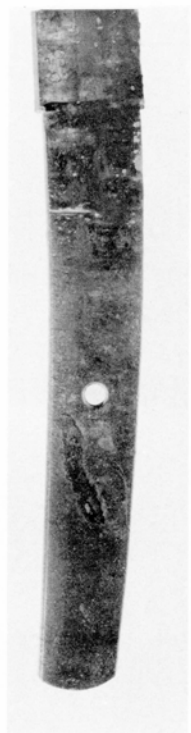
702



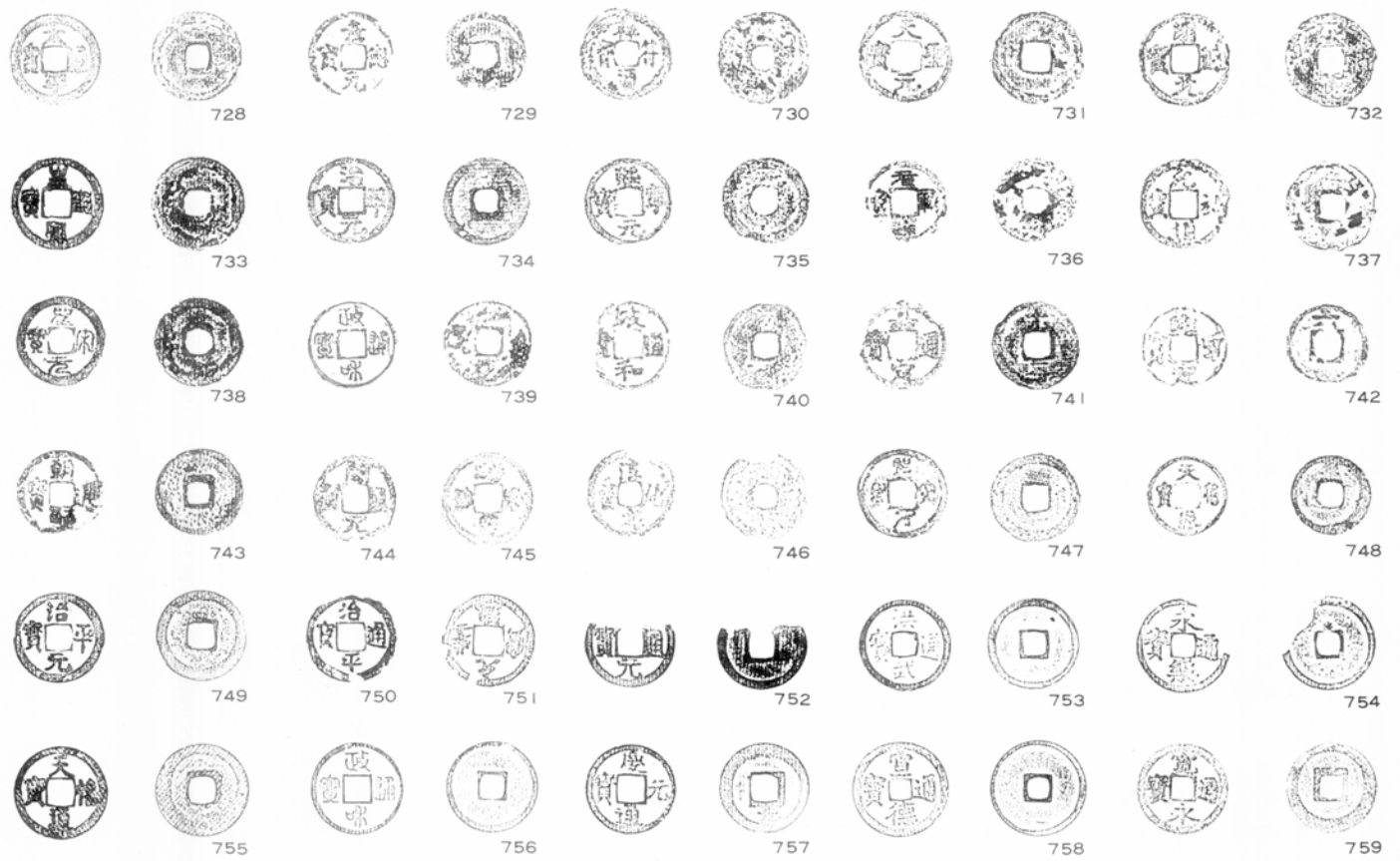
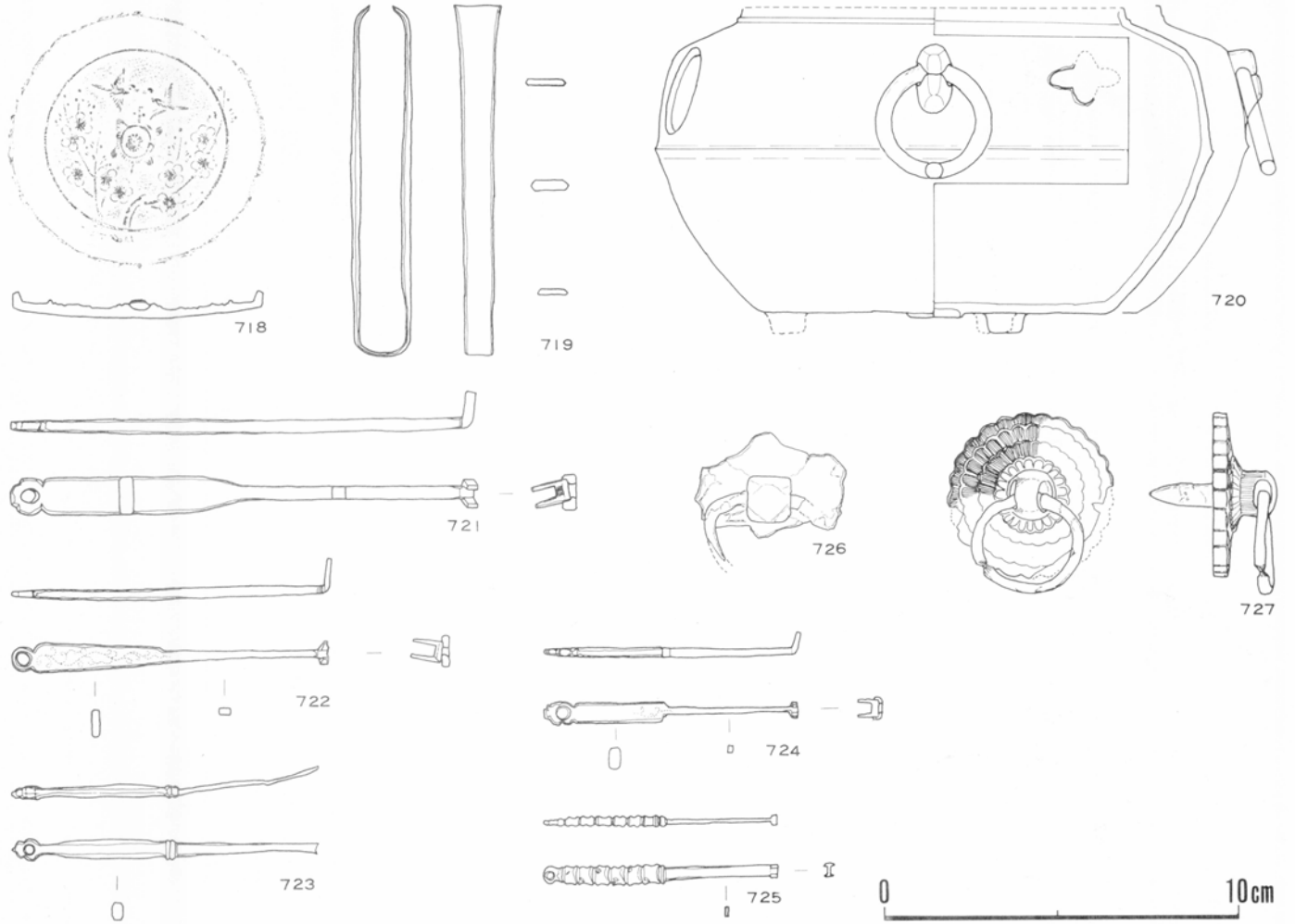
703



705



704

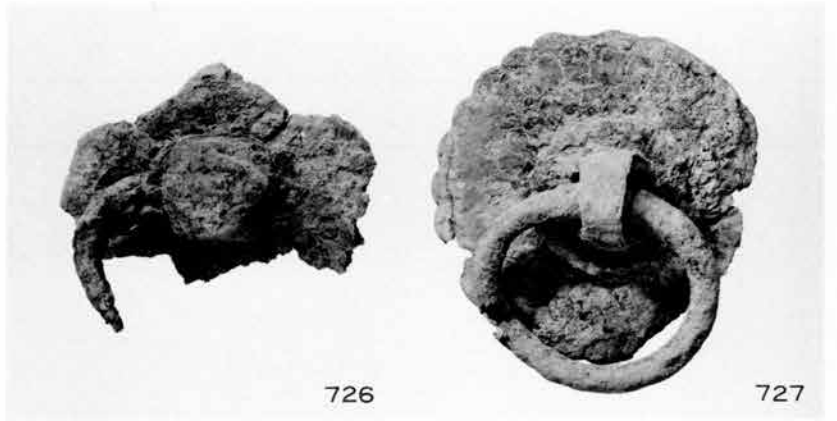
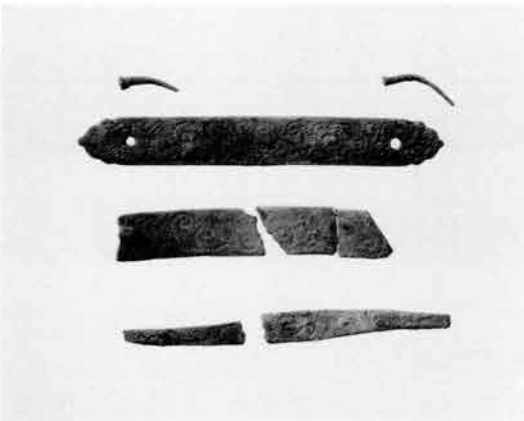




718

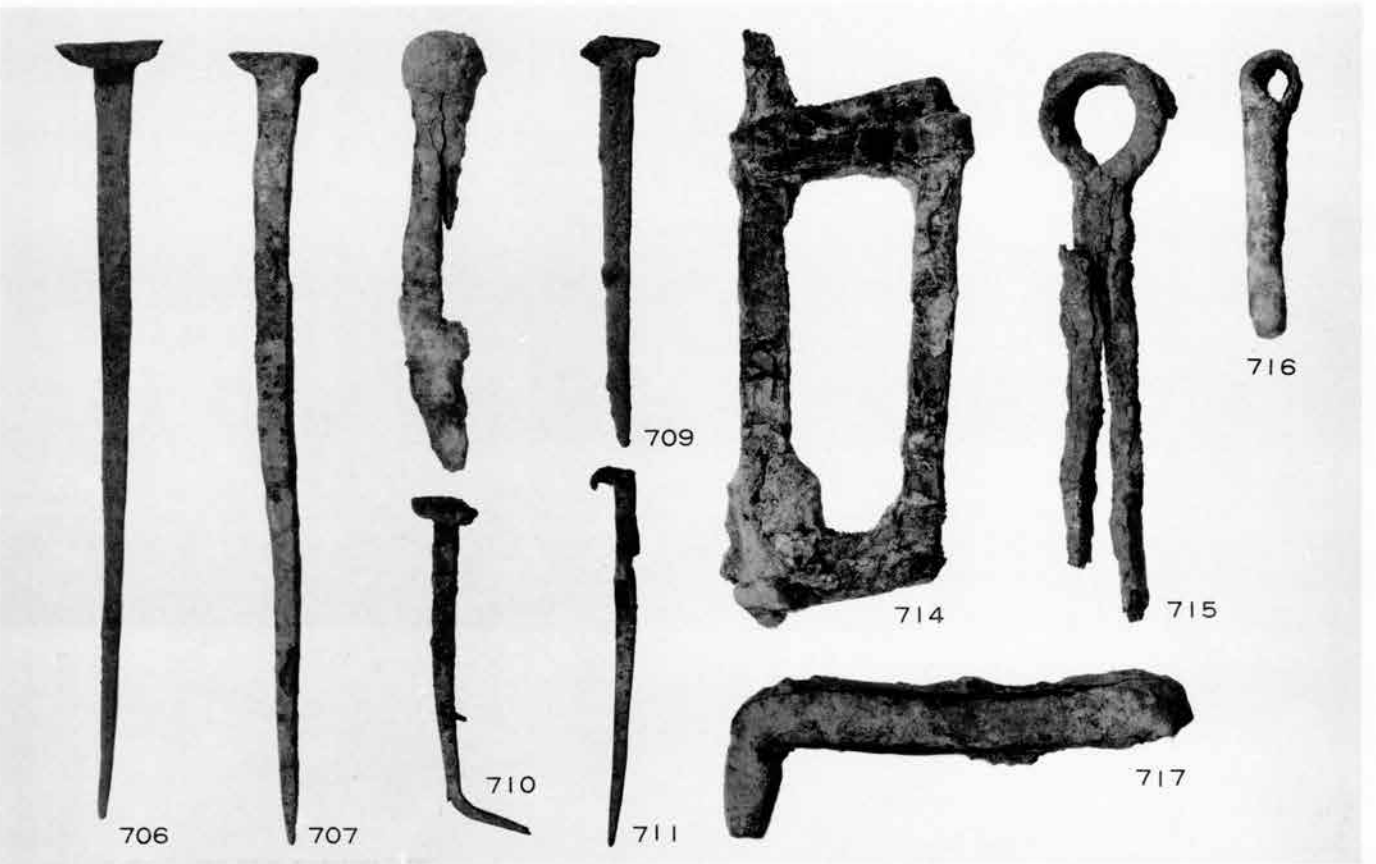


720 (1:2)



726

727



706

707

710

711

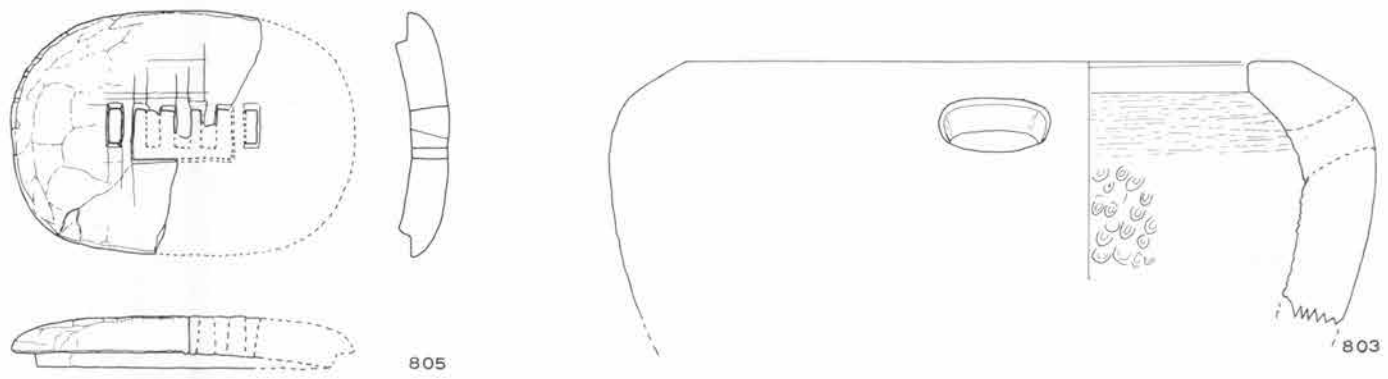
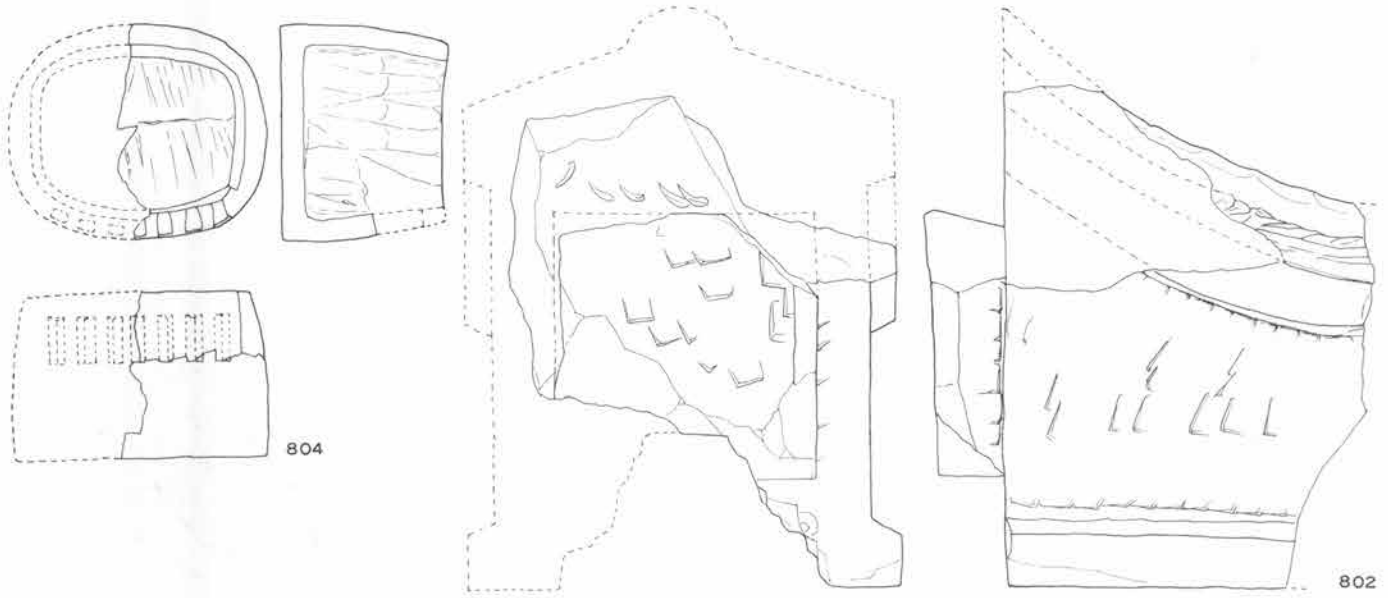
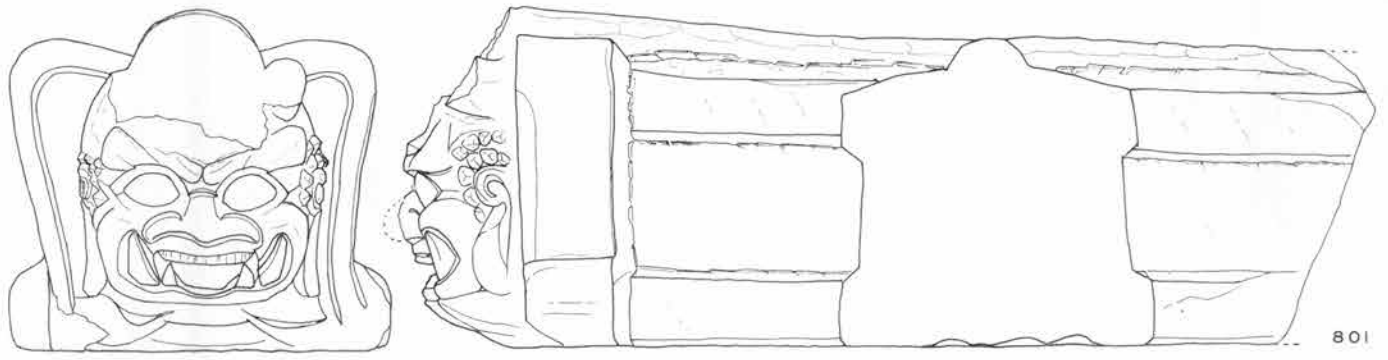
709

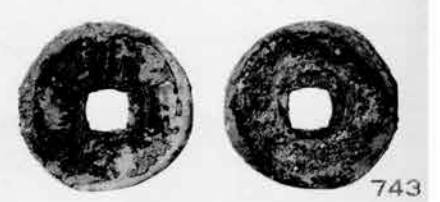
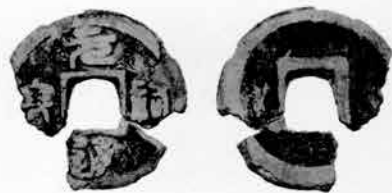
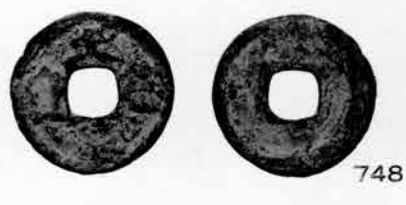
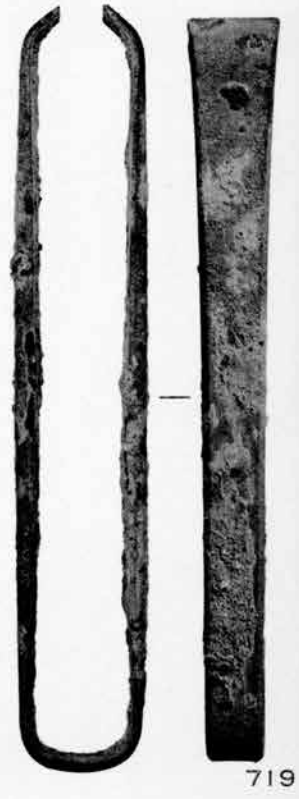
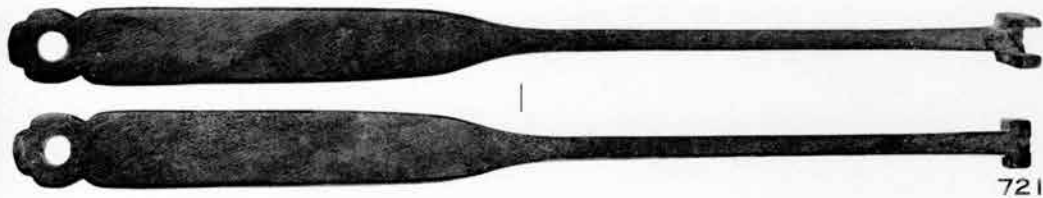
714

715

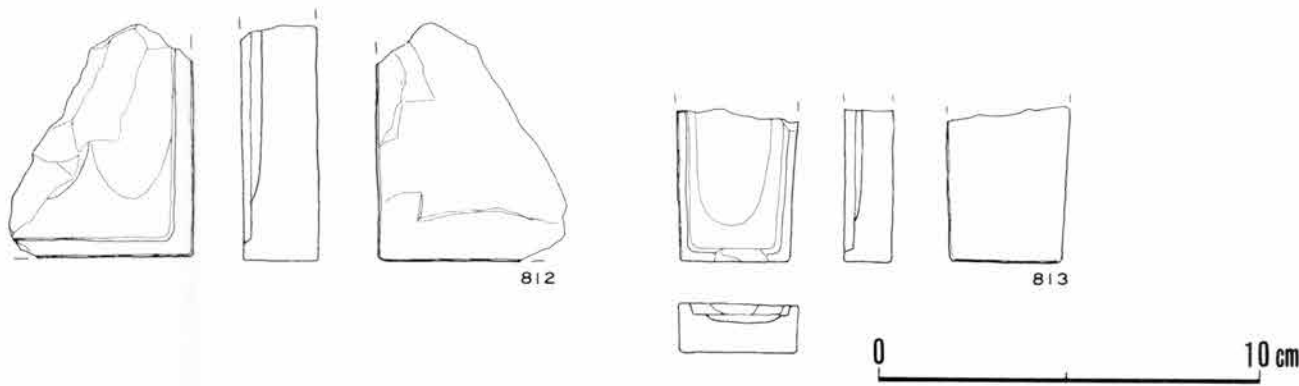
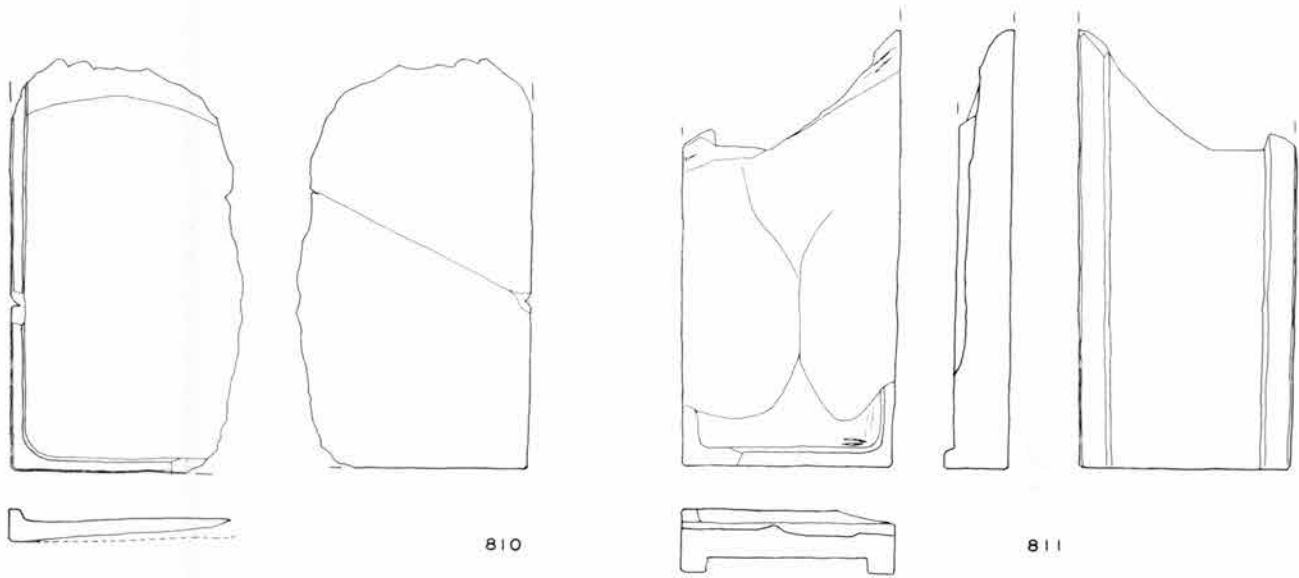
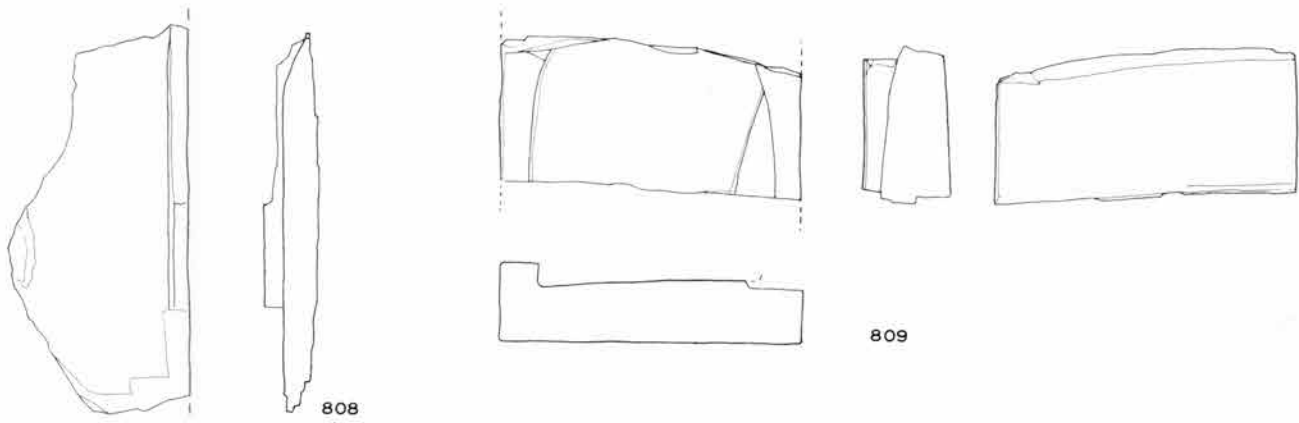
716

717





第38図 石製品(2)





801



815



810

813

814

804



805

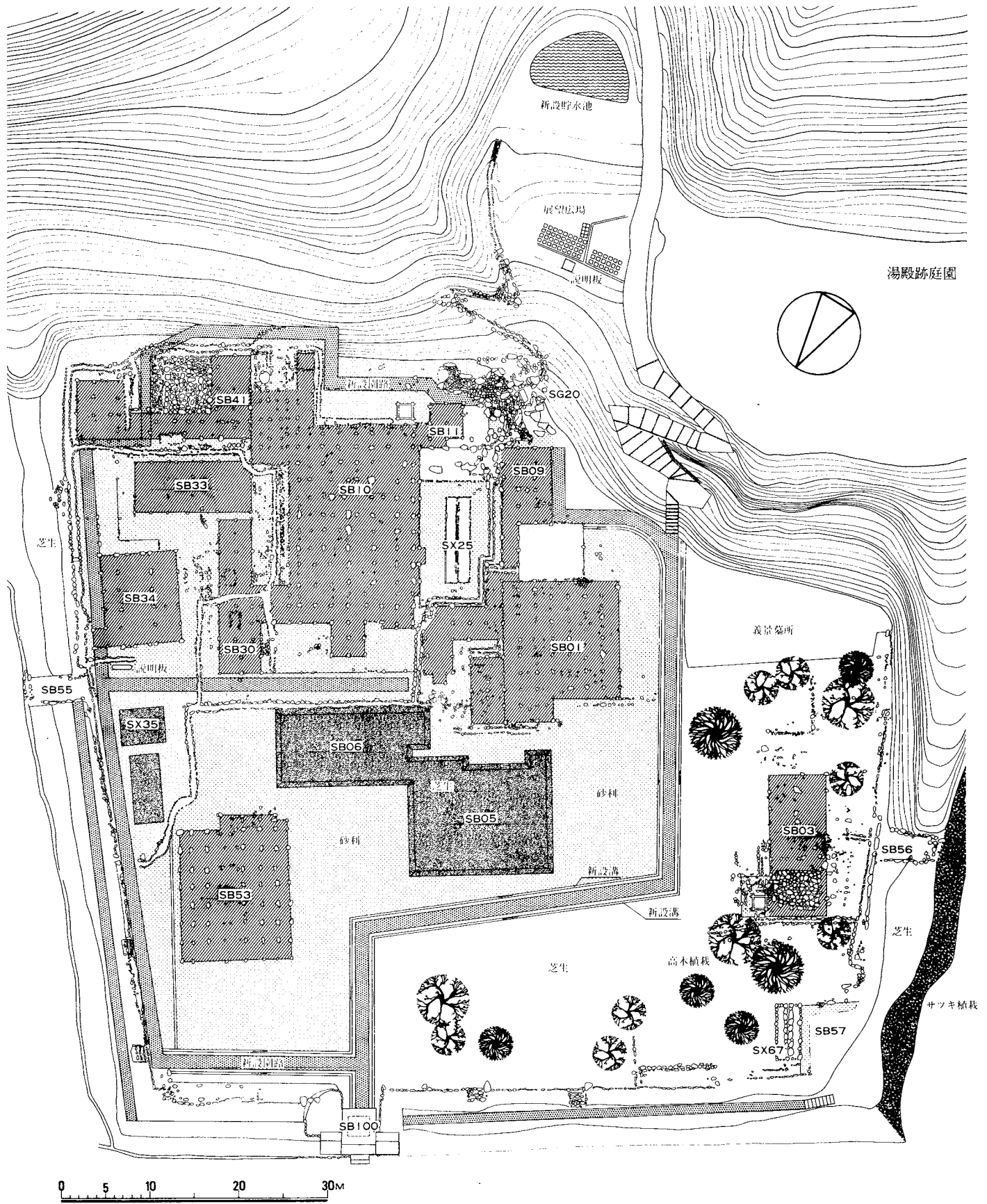


811

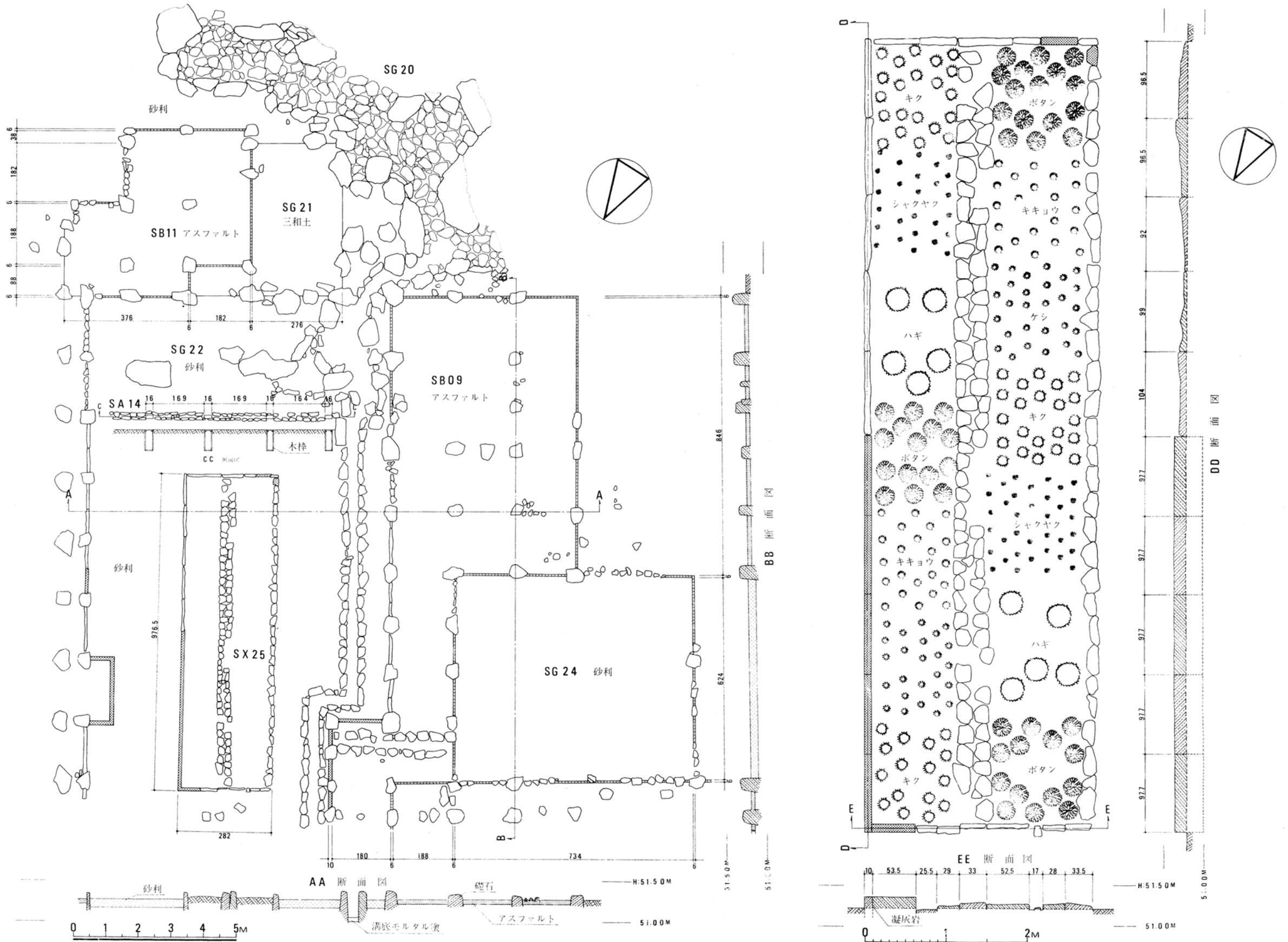


807

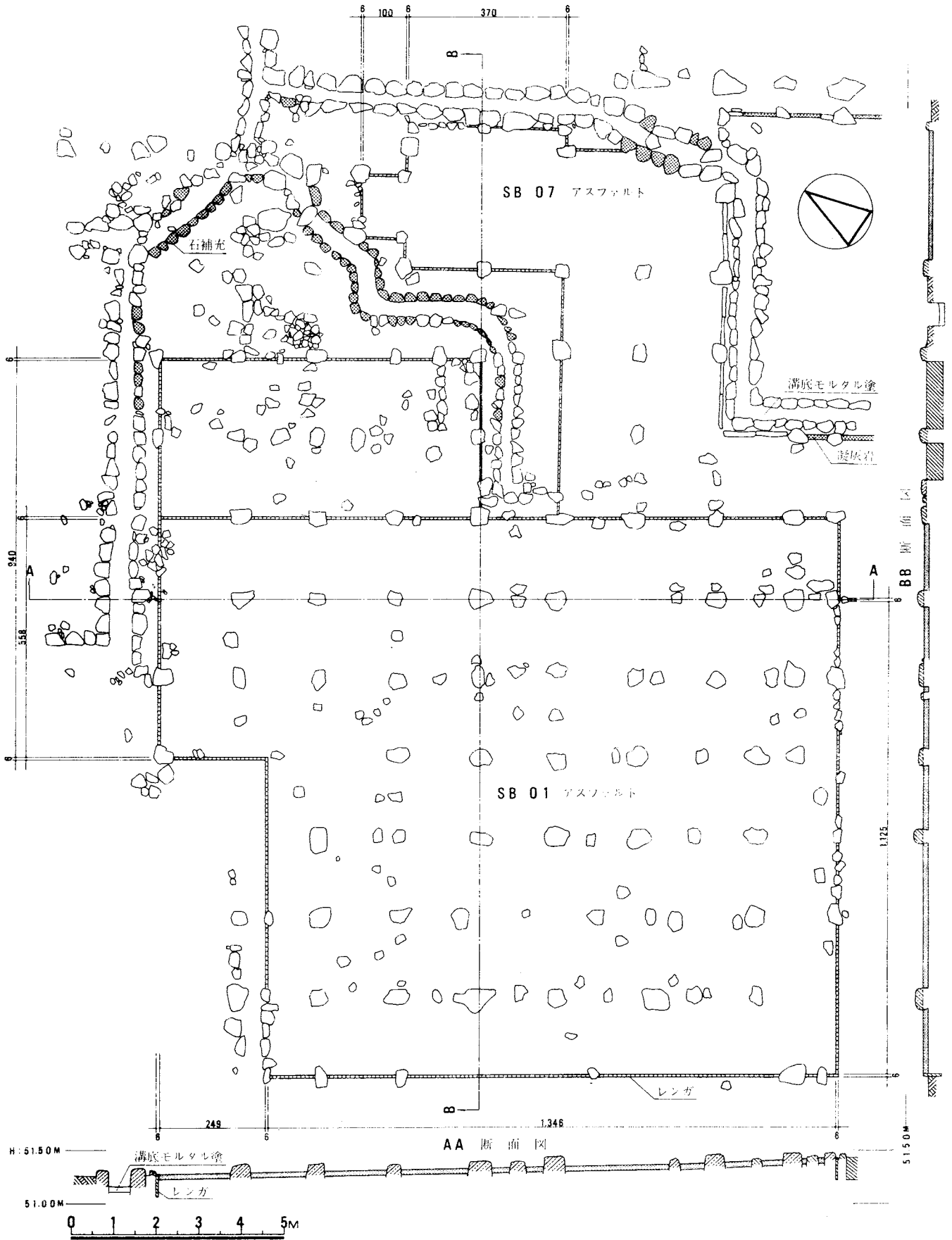
第39図 館跡整備計画全体図



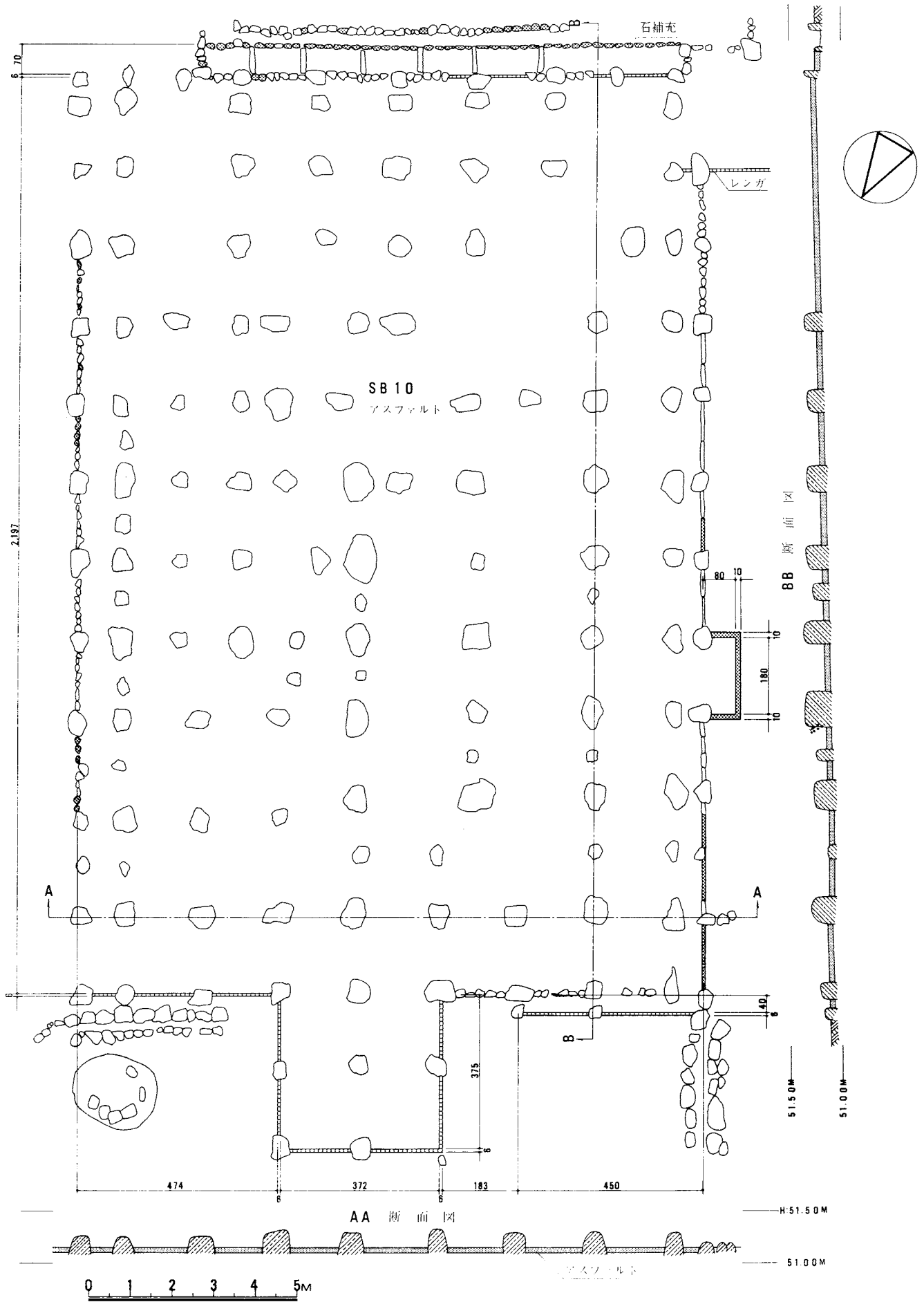
第40図 館跡整備計画部分図(1)



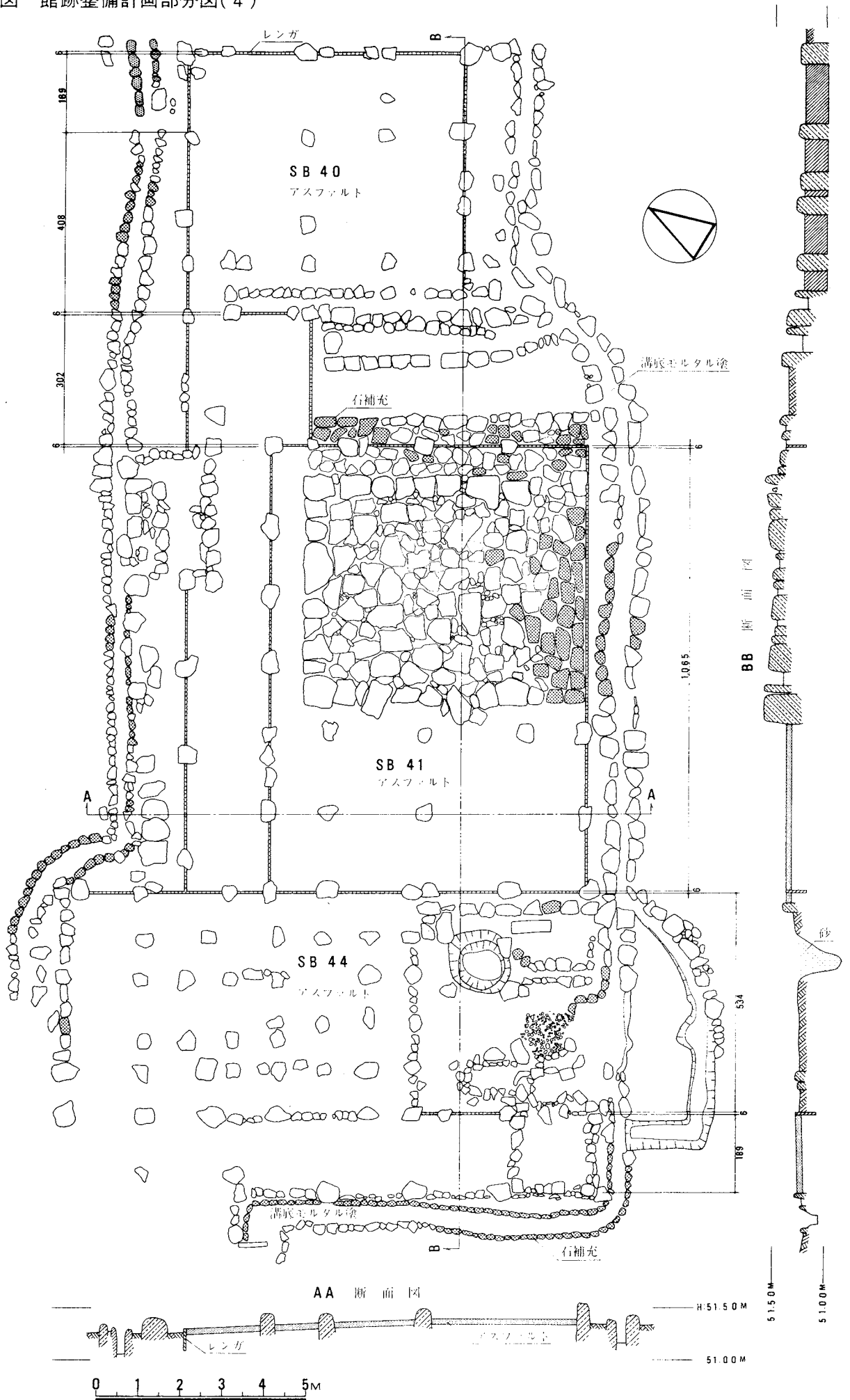
第41図 館跡整備計画部分図(2)



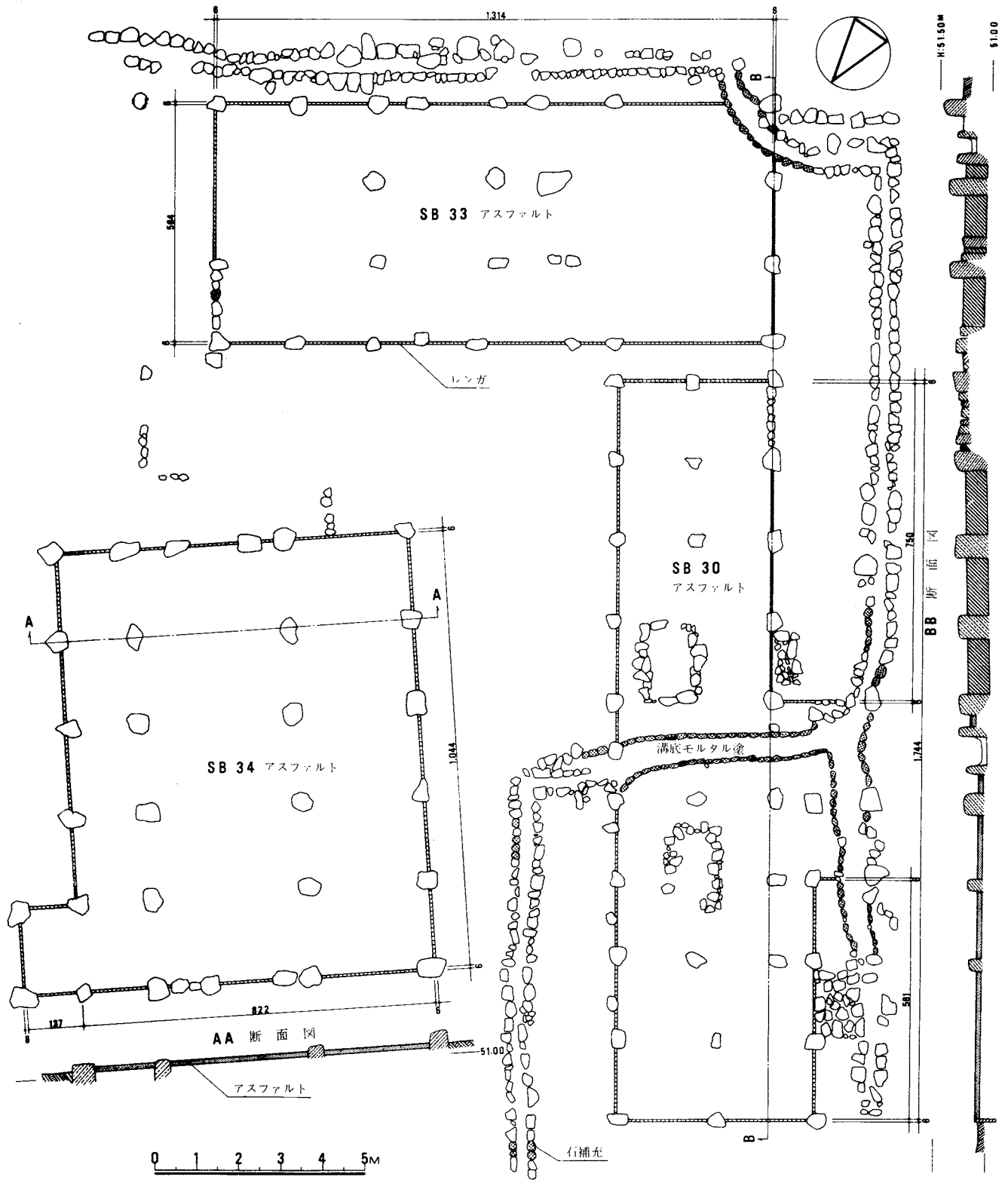
第42図 館跡整備計画部分図(3)



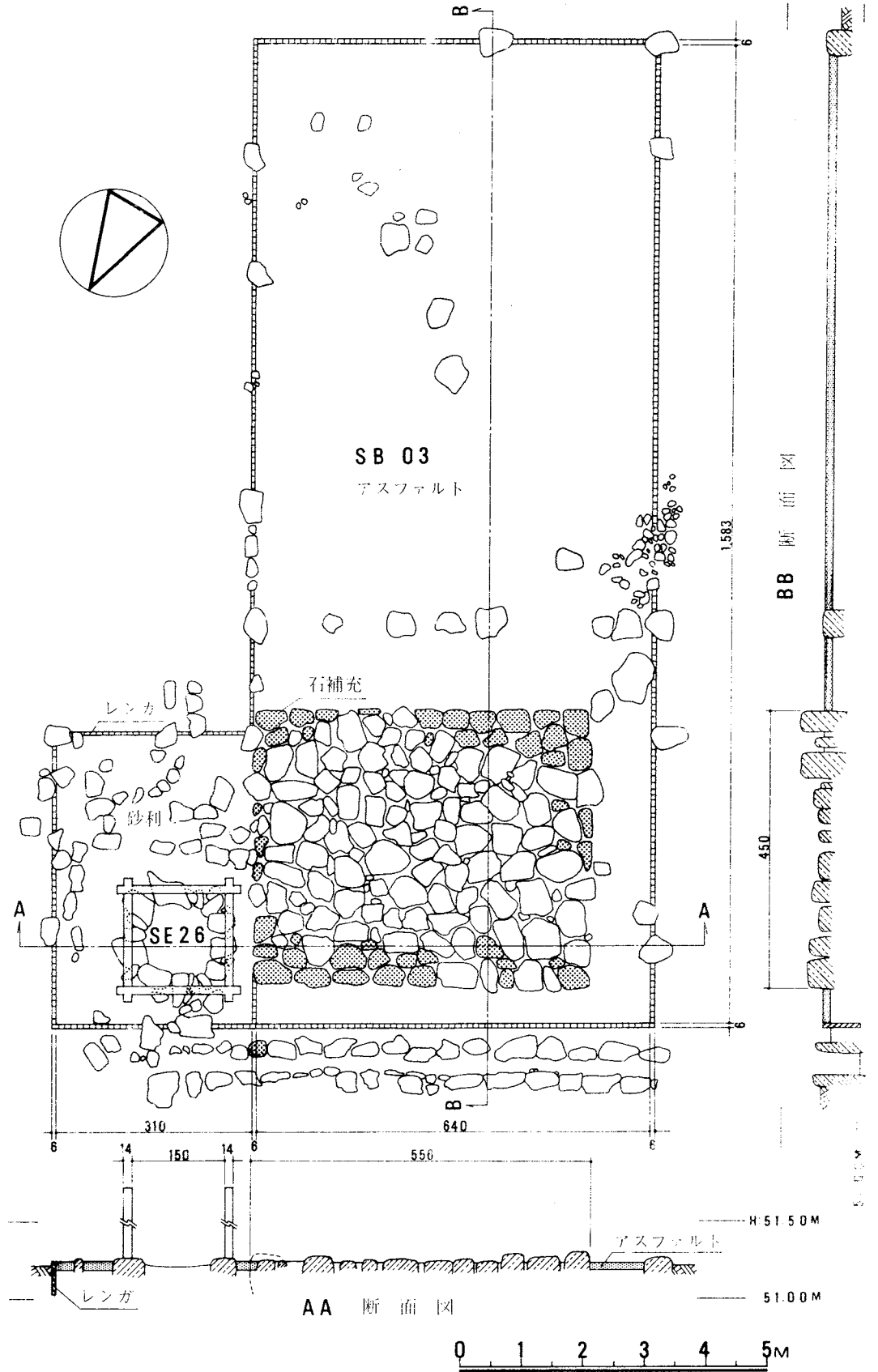
第43図 館跡整備計画部分図(4)



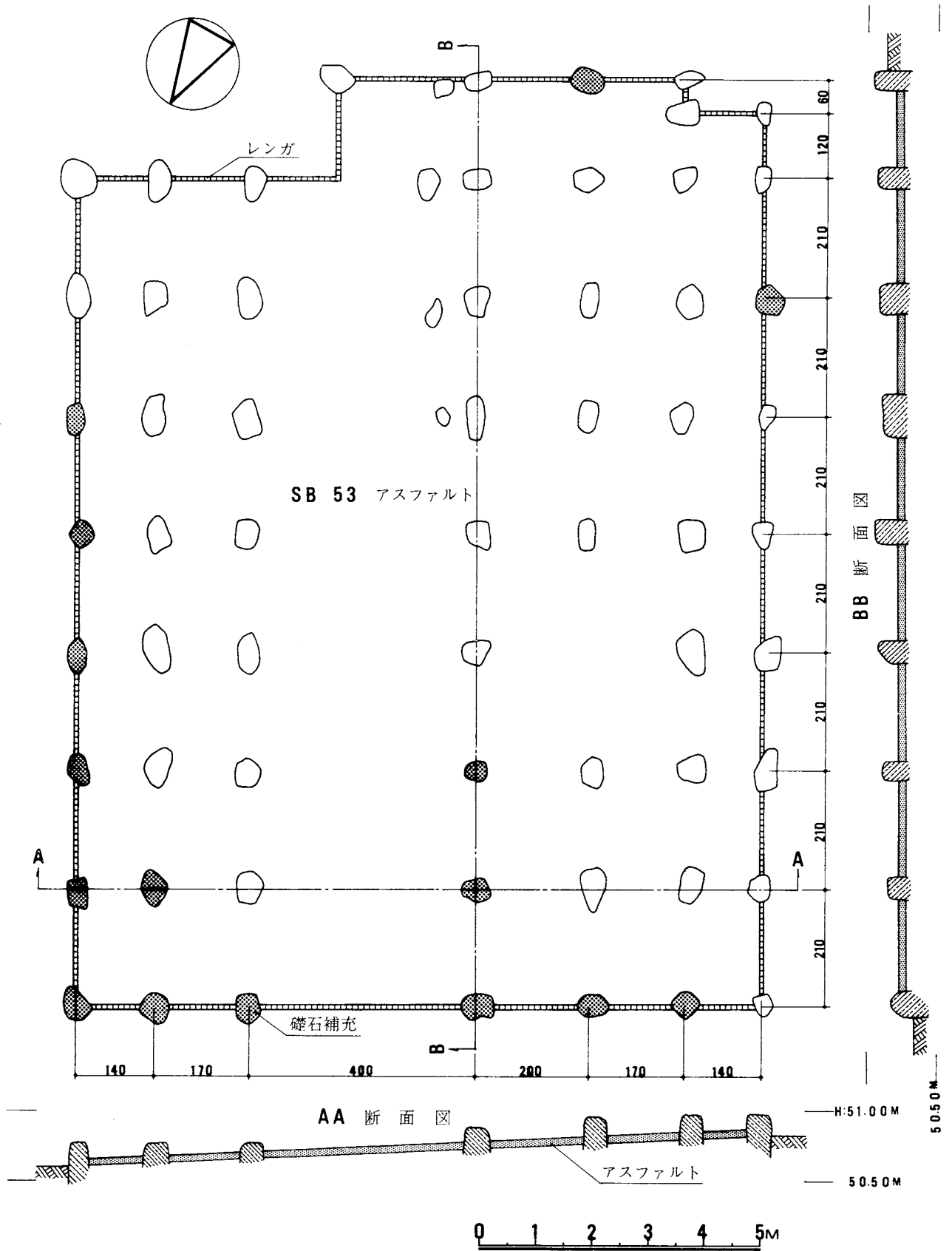
第44図 館跡整備計画部分図(5)



第45図 館跡整備計画部分図(6)



第46図 館跡整備計画部分図(7)



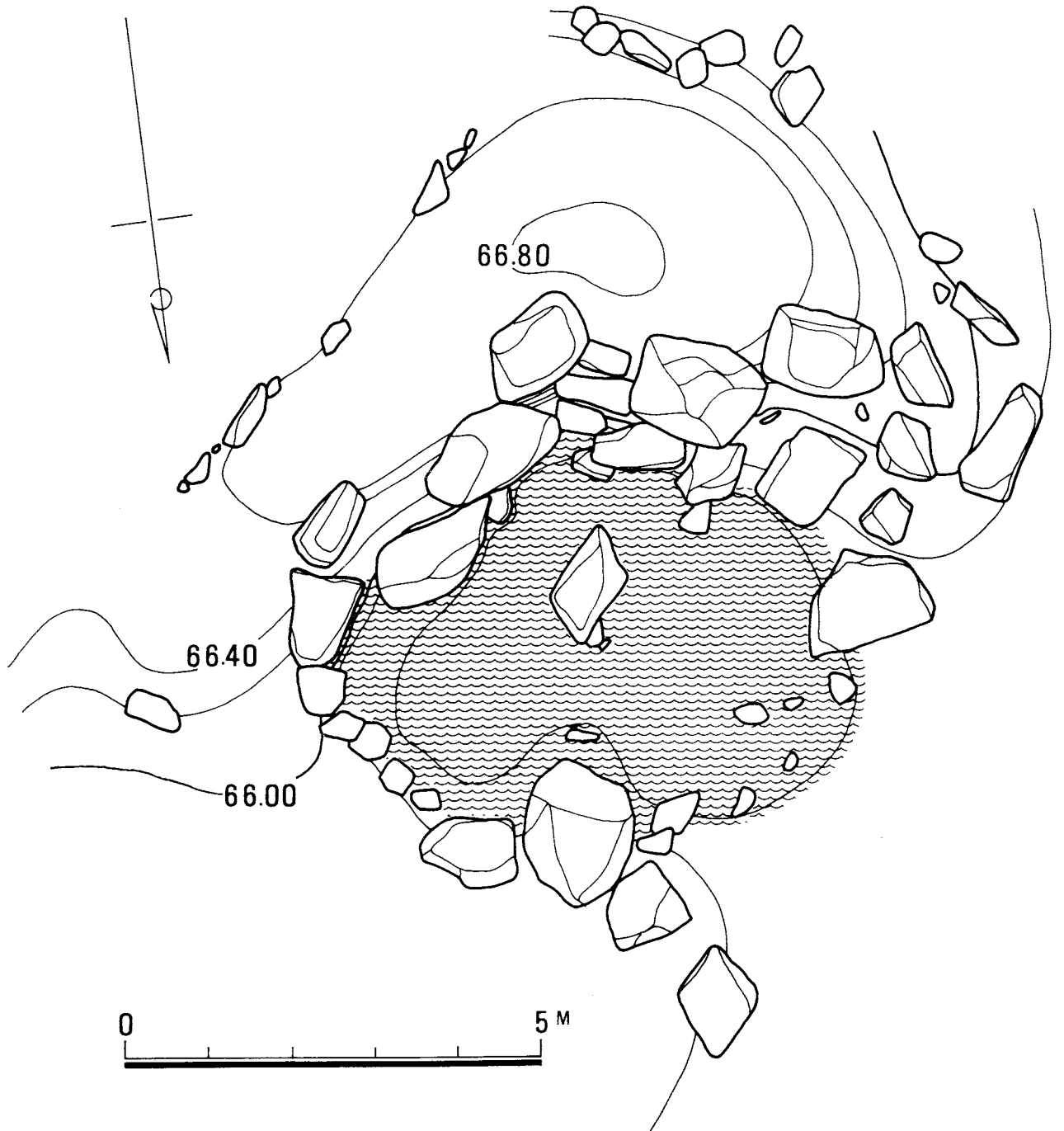
第47図 諏訪館跡庭園平面図

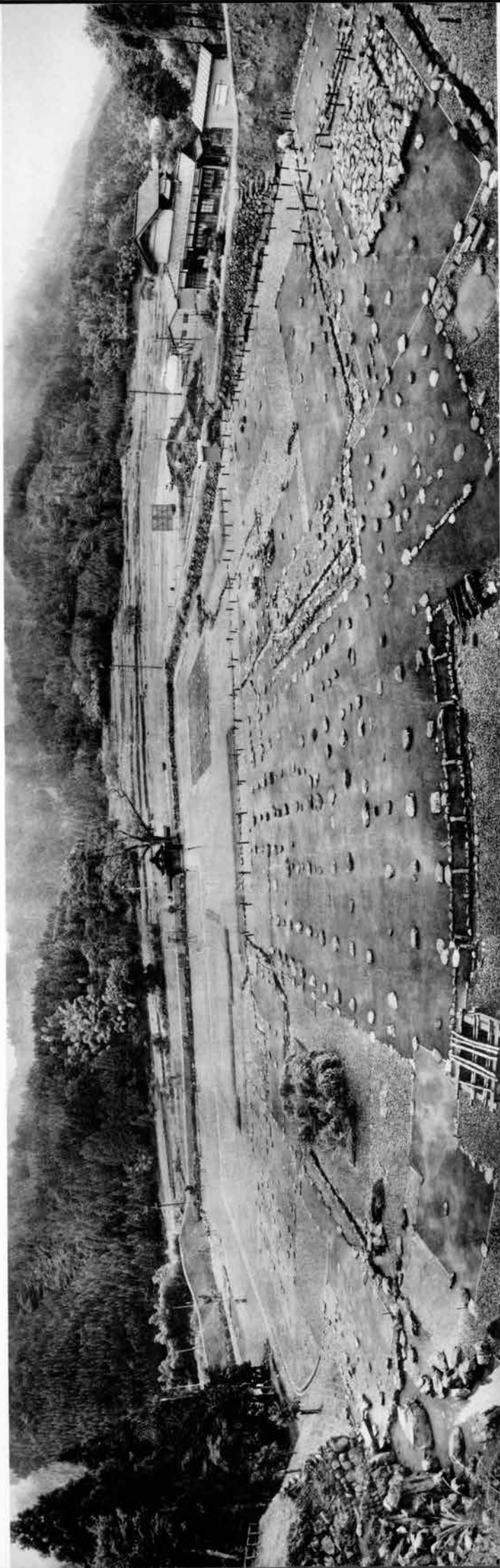


第48図 湯殿跡庭園平面図



第49図 南陽寺跡庭園平面図



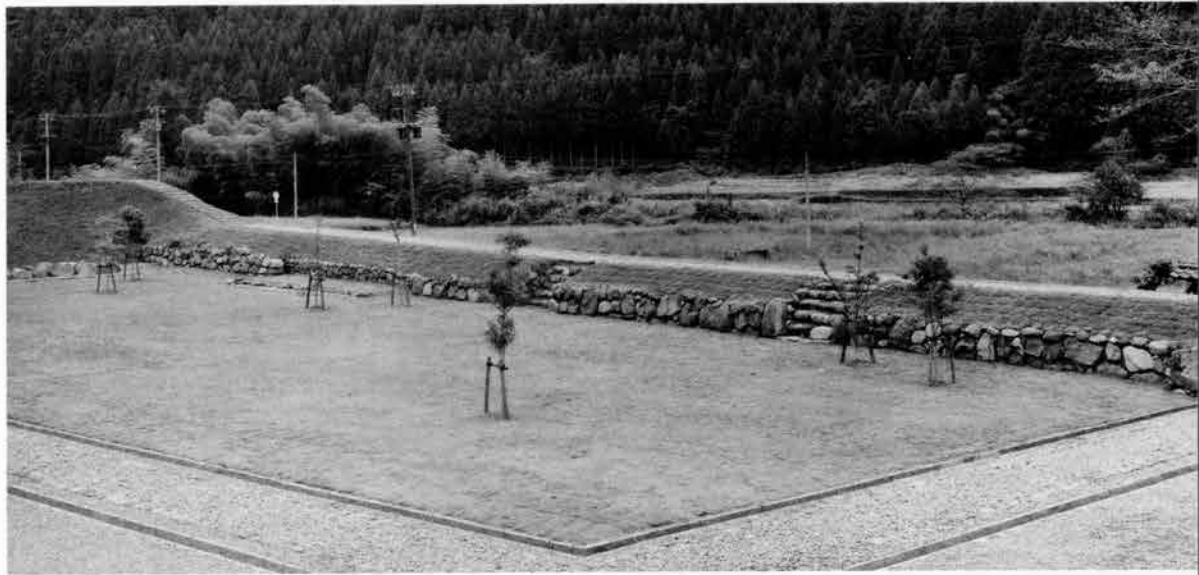


全景 (東から)



北面土塁

(東南から)



西面土塁

(東北から)



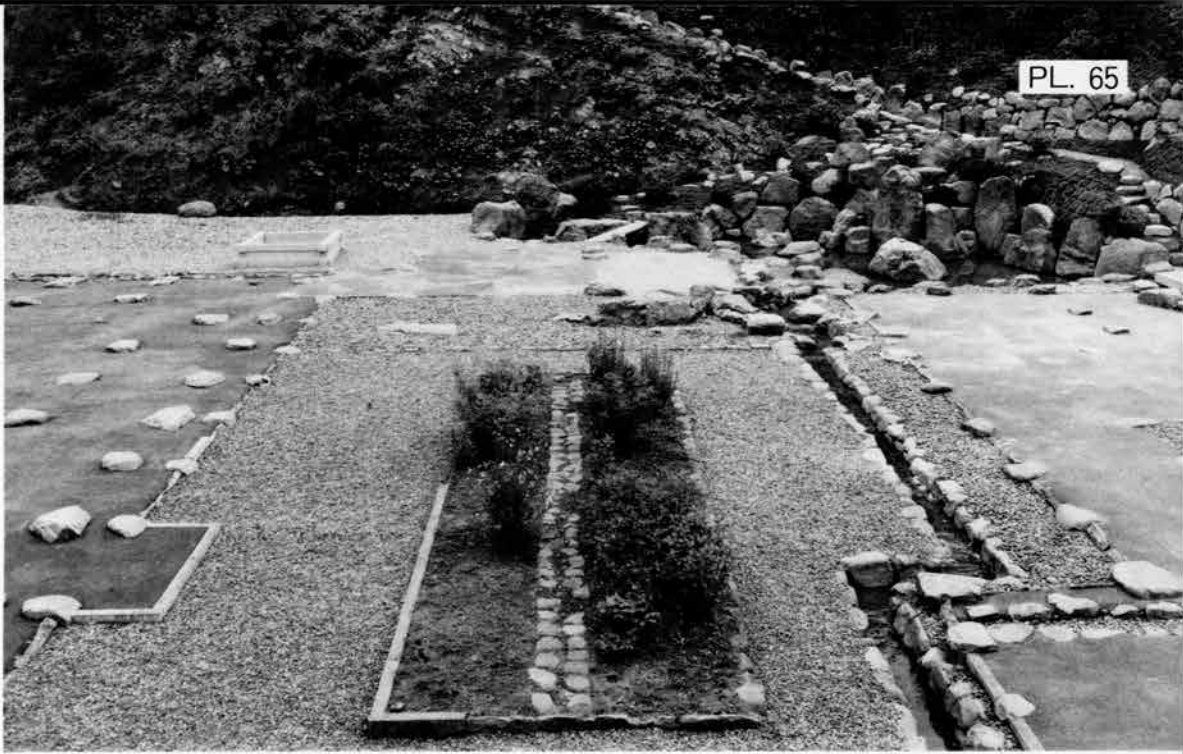
南面土塁

(西北から)



北 門

(南から)



庭園 SG20 全景
(西から)



全 景
(東から)



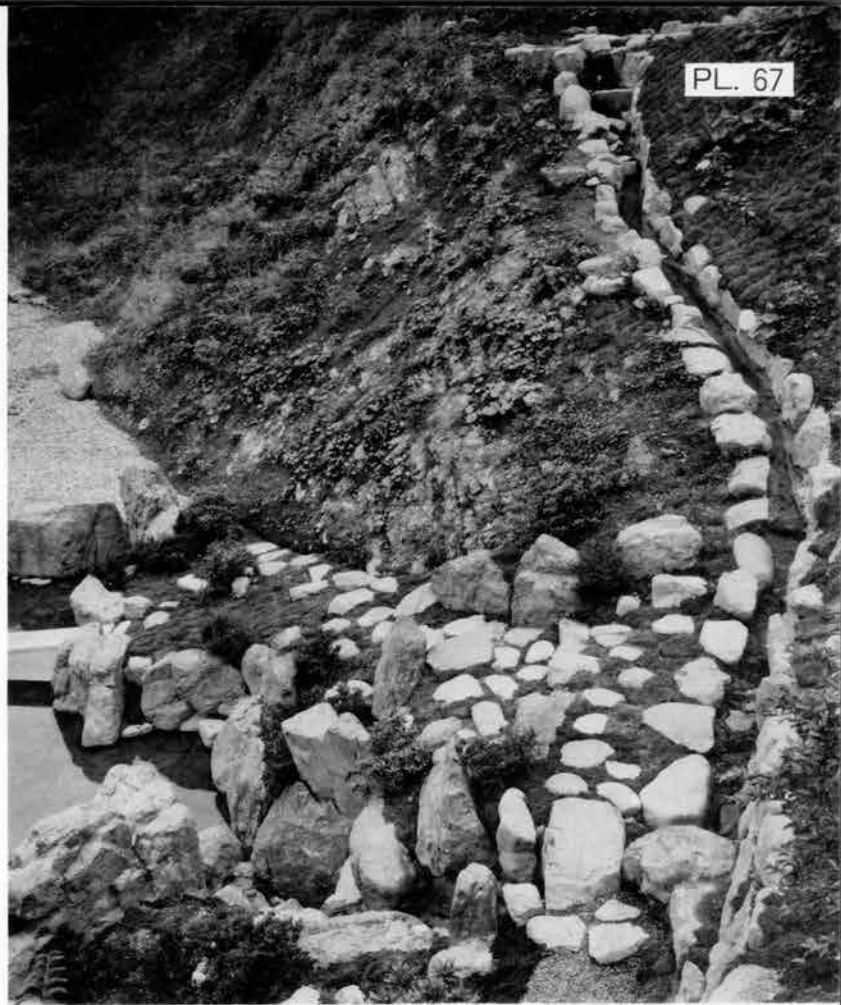
池と導水路
(西から)



池北半部
(西北から)



池中央部
(西から)



導水路下半部
(南から)



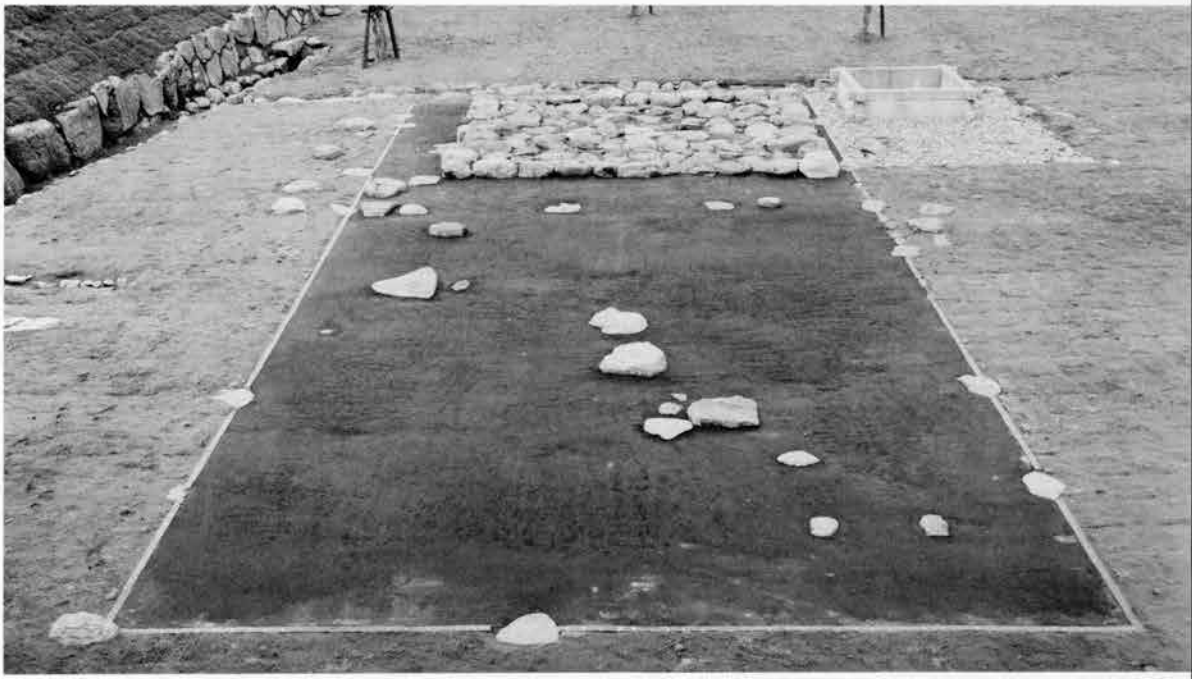
導路上端部
(東から)



展望所
(東から)



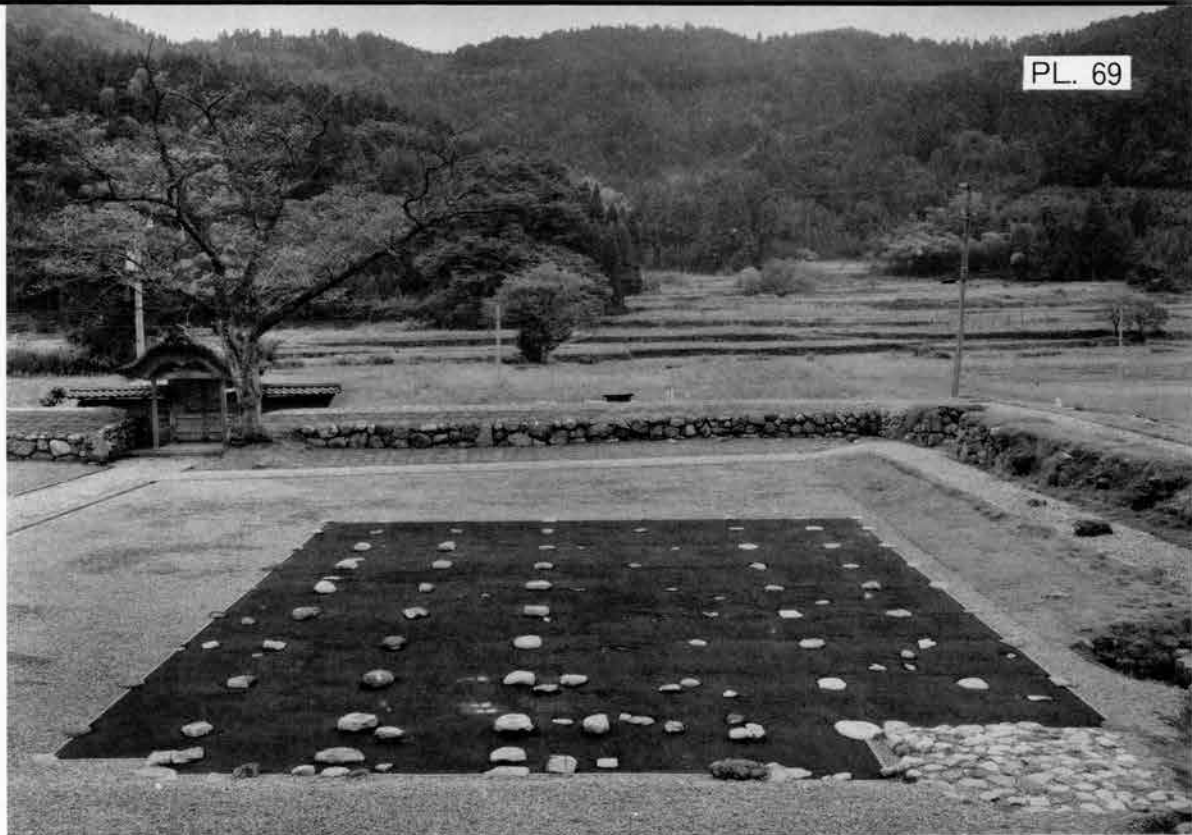
館内南部全景
(東北から)



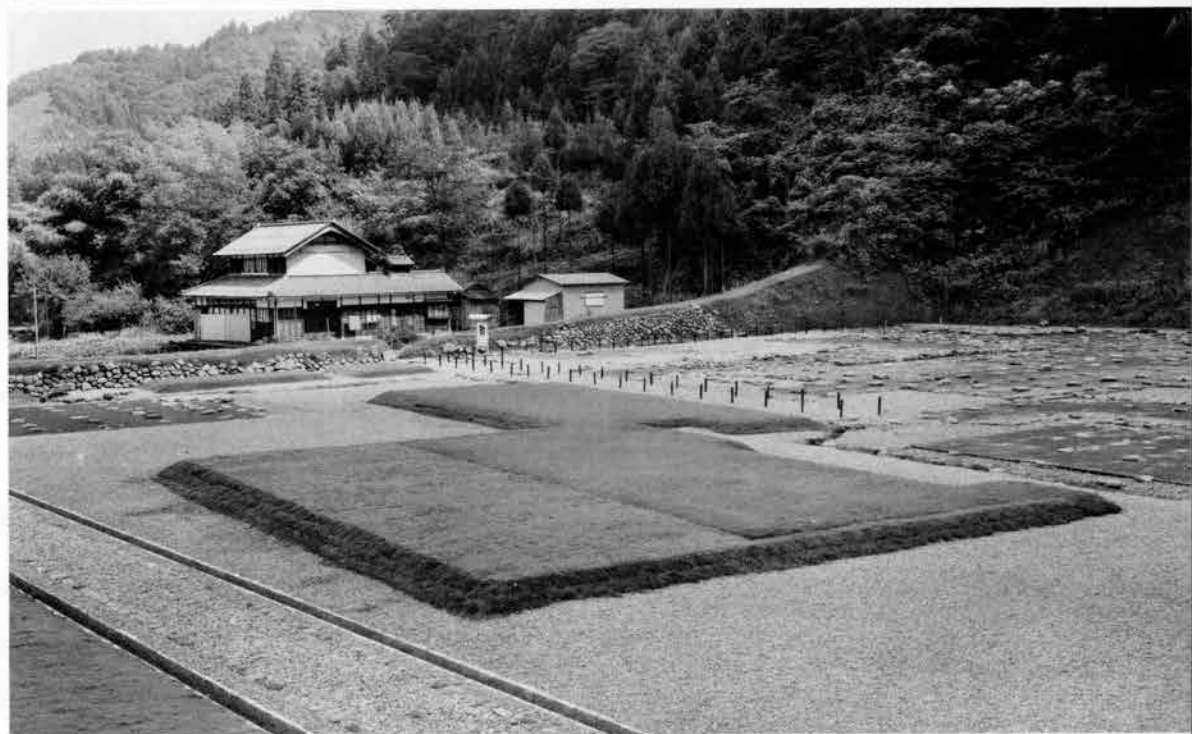
建物 SB03
(東から)



建物 SB01・09
(東から)



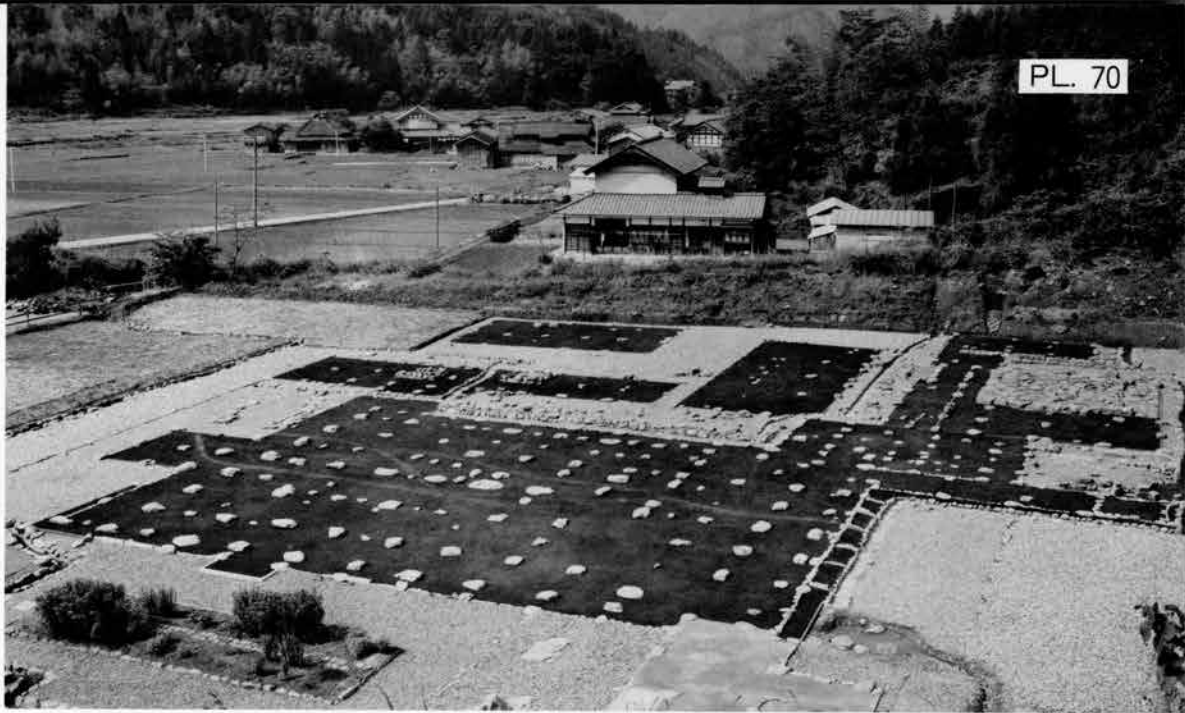
建物 SB53
(東から)



建物 SB05・06
(西南から)



石敷 SX35・51
(西から)



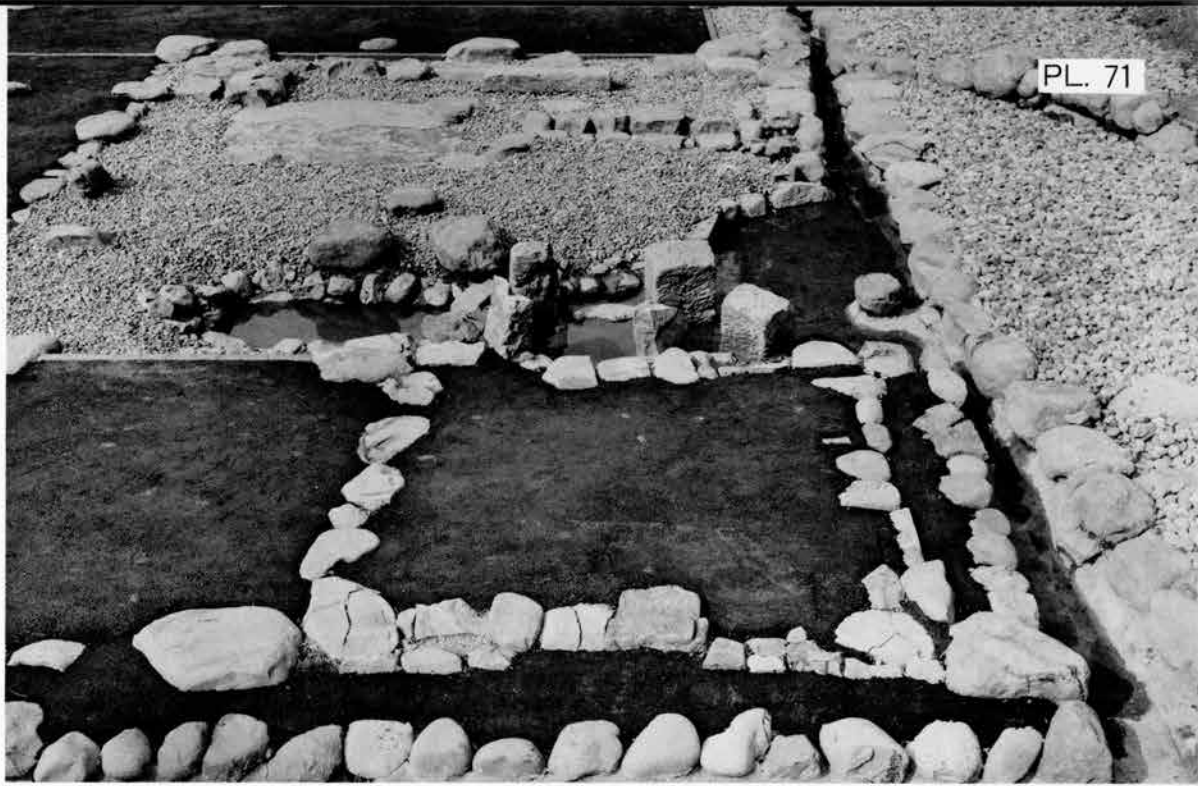
館内東北部全景
(南から)



建物 SB 10・44
(東から)



建物 SB 33・
40・41
(東南から)



石組施設
SX 46・47
(南から)

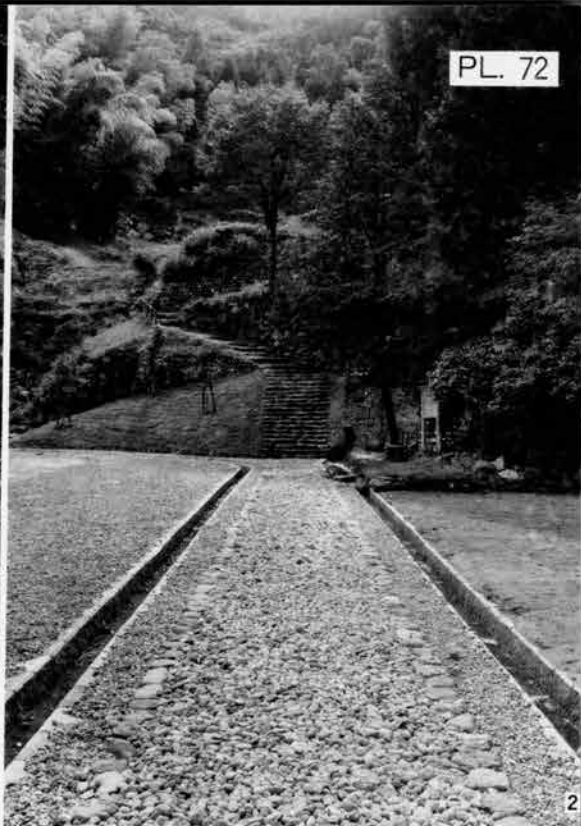


井戸 SE 26
(東南から)

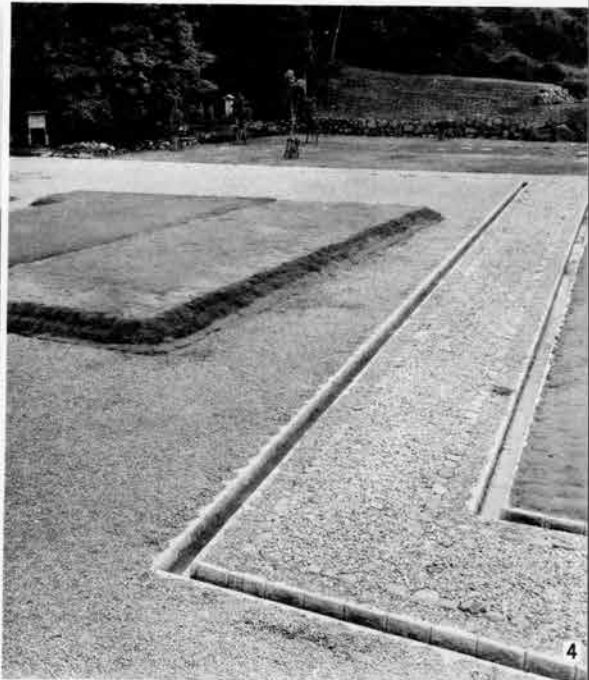


1. SX 67
(西から)
2. SX 36
(東から)





1. 柵園路
2. 砂利敷園路



3. 柵園路
4. 砂利敷園路



5. 館内説明板
6. 遺跡説明板



全 景
(西から)



下 段 池
(北から)



上 段 石 組
(南から)



湯殿跡庭園
全景 (西から)



湯殿跡庭園
(北から)



南陽寺跡庭園
(西北から)

この報告書は、昭和50年度に刊行する計画で執筆されたものです。諸般の事情により刊行が遅延し、今日に至りました。このため、原稿の内容と現在の見解とが一致しない点も生じておりますが、あえてここに初稿のまま刊行するものです。

本報告書を利用される各位はもとより、玉稿をいただいた牛川喜幸氏、ならびに有限会社真陽社に多大のご迷惑をおかけしましたことを深謝いたします。

昭和59年3月

福井県立朝倉氏遺跡資料館
執筆者一同

昭和51年3月20日 印刷
昭和51年3月31日 発行

特別史跡一乗谷

朝倉氏遺跡発掘調査報告Ⅰ

—朝倉館跡の調査—

執筆・編集者 朝倉氏遺跡調査研究所

発行者 福井県教育委員会

印刷者 有限会社 真陽社

付図2 朝倉館跡遺構全測図

